

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 26 回)

日時：平成 30 年 3 月 30 日（金）10:00～12:00

場所：KKR ホテル名古屋 4 階 福寿の間

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 建造物部会の検討状況について

- ・本丸御殿復元工事について＜資料 1＞

(2) 石垣部会の検討状況について

- ・平成 29 年度石垣修復工事の概要について＜資料 2＞
- ・天守台石垣周辺調査について＜資料 3＞

(3) 庭園部会の検討状況について

- ・平成 30 年度二之丸庭園修復整備について＜資料 4＞
- ・平成 30 年度二之丸庭園発掘調査について＜資料 5＞
- ・御練堀（御築地）修理・復元計画（案）について＜資料 6＞
- ・二之丸庭園名勝追加指定について＜資料 7＞

(4) 天守閣部会の検討状況について＜資料 8＞

(5) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画(案)について＜資料 9＞

4 その他

5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 26 回） 出席者名簿

日時：平成 30 年 3 月 30 日（金）10:00～12:00

場所：KKR ホテル名古屋 4 階 福寿の間

（敬称略）

■構成員

氏 名	所 属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

■オブザーバー

氏 名	所 属
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐
神谷 浩	名古屋市教育委員会博物館副館長

1 本丸御殿復元工事について

1-1 工事状況について

《本丸エリア》内部・外部状況

上洛殿では表具工事を、上御膳所では畳工事を、黒木書院、湯殿書院では左官工事を行っております。
外部では、路盤工を行っております。



◎ [上洛殿] 内部状況

[H30. 1]



◎ [上御膳所] 内部状況

[H30. 1]



◎ [黒木書院] 内部状況

[H30. 1]



◎ [湯殿書院] 内部状況

[H30. 1]



◎ 外部状況 上洛殿南東より臨む

[H30. 1]



◎ 外部状況 湯殿書院北西より臨む

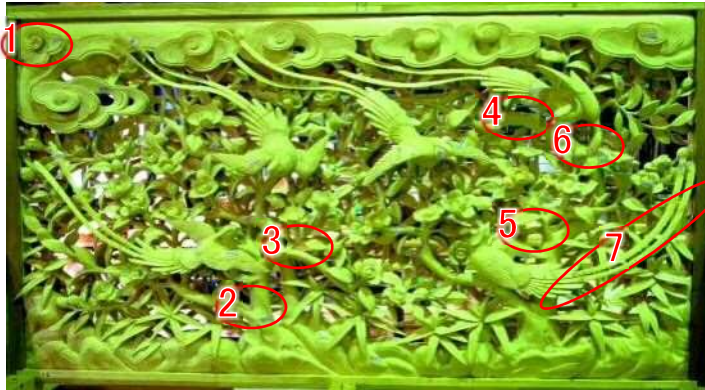
[H30. 1]

1. 本丸御殿復元工事について

1-3 建築装飾ワーキング等の検討内容報告

ワーキング実施日：平成29年10月10日、12月21日、1月16日

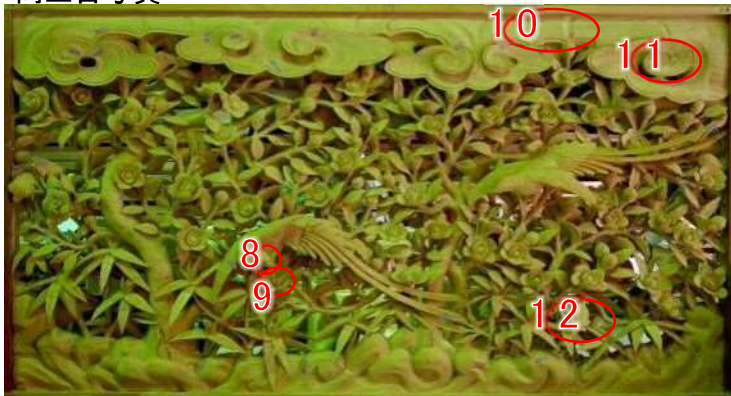
① 上洛殿欄間彫刻 仕上彫りについて



上洛殿南入側長押上欄間 西面（表 設計№13）



同上古写真



上洛殿南入側長押上欄間 東面（表 設計№14）



同上古写真

- 1 雲の卷仕舞が巻き込みすぎている。浅く修正すること。
- 2 幹の分かれをはっきりさせること。
- 3 鑿跡がきつく残っているのをゆるくすること。
- 4 角が出すぎているのでもう少し緩やかに。
- 5 枝の出ている位置、伸び方を確認し、修正すること。
- 6 古写真は枝が手前に出ているので根元の表現修正すること。
- 7 尾の曲がり具合を再度確認すること。

共通事項

- ・ 葉の表裏の区別は古写真をよく観察すること。

- 8 嘴が丸すぎるので、写真に倣いもう少しとがらせること。
- 9 全体的に花卉のバランスが崩れているので整えること。
- 10 雲のはっきりと段差をつけること。
- 11 雲の巻方は古写真をよく観察すること。
- 12 葉の表面が張りすぎている。もう少し抑えること。葉の付け根があいまい。分かれ目をきちんと彫ること。

共通事項

- ・ 葉の表裏の区別は古写真をよく観察すること。



（欄間配置 設計No）

② 上洛殿欄間彫刻 彩色について



- 1 大和苔があるので描き加えること。
- 2 苔が集中しすぎている。分散させること。
- 3 亀甲紋を墨で薄く描くこと。

上洛殿一之間北側長押上欄間 西より2枚目（表 設計№3）



同上古写真



- 4 頭の毛描きをもう少し強めに入れること。
- 5 幹にある墨線が細いので太くすること。
- 6 雲の間は幹が見えている。岱緒（たいしゃ）で色付けをすること。

共通事項

- ・大和苔の色付けはこれでよい。
- ・古写真を観察し、全体に苔、墨を描き加えること。

上洛殿二之間東側長押上欄間 北より1枚目（表 設計№9）



同上古写真

③ 第3期鋳金具の試作品について

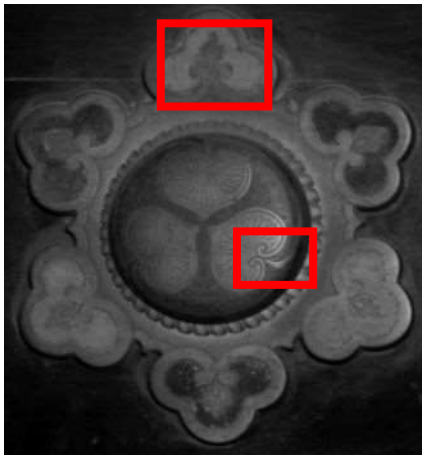


上洛殿帳台構 定規縁 左: 現存金具 右: 試作

- ・ 蕾先端の表現が違っている。鶏の脚跡のような表現にすること。
- ・ 胴体部分が平たく見える。中心を盛り上げ、立体感を出すこと。



蕾拡大

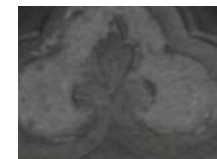


上洛殿帳台構 六葉 左: 古写真 右: 試作

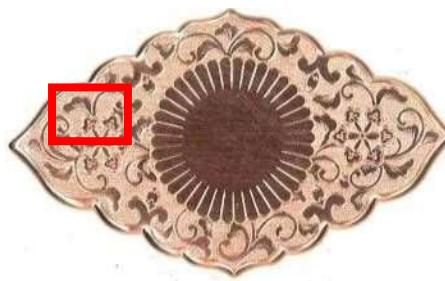
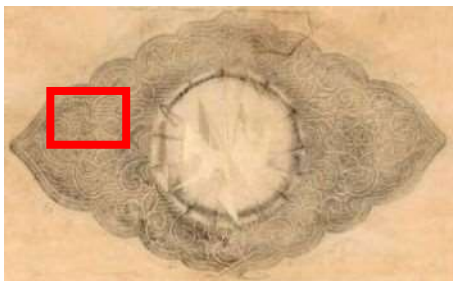
- ・ 葵紋の蕨手の玉が小さくなっているのを修正すること。
- ・ " 根元を太くする。
- ・ 外周蕨手部分、切れ目をシャープにする。
- ・ 花卉中央のしべがずんぐりしているのを古写真に倣い修正すること。



葵紋拡大



花卉拡大

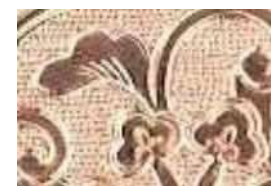


- ・ 六花の花が小さいため華奢に見えるので、少し大きくすること。
- ・ 唐草の茎、葉が同じ太さになっているので修正する。

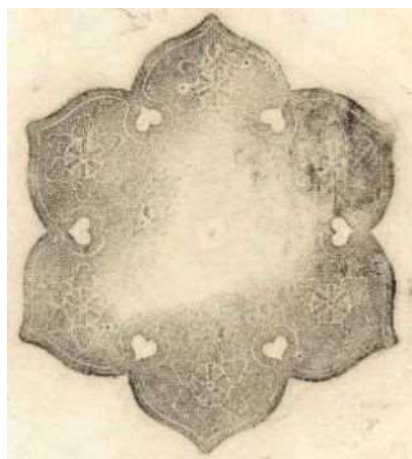
黒木書院 釘隠(四葉) 左: 拓本 右: 試作



拓本

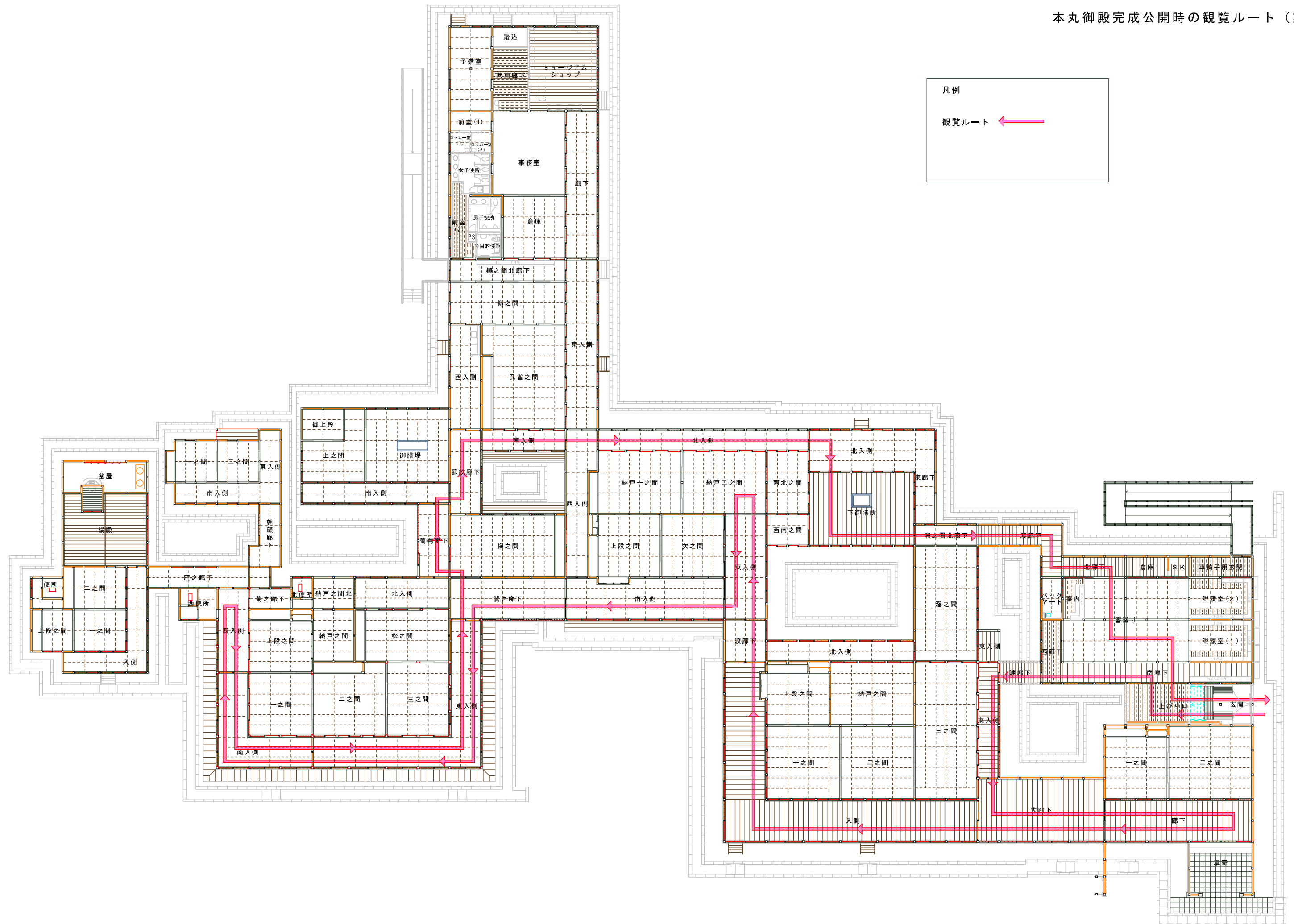


試作



湯殿書院 釘隠(六葉) 左: 拓本 右: 試作

- ・ 覆輪が太すぎるので拓本に倣い細くすること。
- ・ 先端を細くする。
- ・ 立ち上がりはテーパーをつける。
- ・ 猪の目が小さいので大きくすること。



1 平成 29 年度石垣修復工事の概要について

平成 29 年度の修復工事は、昨年度に引き続き本丸搦手馬出石垣前面での杵工による補強工事を行う。また、石垣の動態観測についても引き続き行う。

1-1 主な工事内容

杵工（図 1，2）

昨年度は杵工全体の施工ができなかったため、残りの部分について施工を行う。仕様については、昨年度施工したものと同様とする。

1-2 石垣面の動態観測について

今年度も継続して、本丸搦手馬出北面・東面および仮設スロープ部分において孔内傾斜計の計測および光波測量を行う。同様に元御春屋門付近内掘側（孕みの大きい箇所）においても光波測量による観測を行う。

2 石垣修復にともなう文化財調査の概要について

杵工の設置に伴い、文化財調査を合わせて実施する。

主な調査の内容

杵工にともなう調査（図 3）

現状の捨石については記録及び石材調査済のため、杵工に伴う掘削中の立会調査と最終掘削面での図面作成を行うことを基本とする。掘削中に石垣構築時の掘り込み等の遺構が確認された場合には、調査及び記録作成を行う。

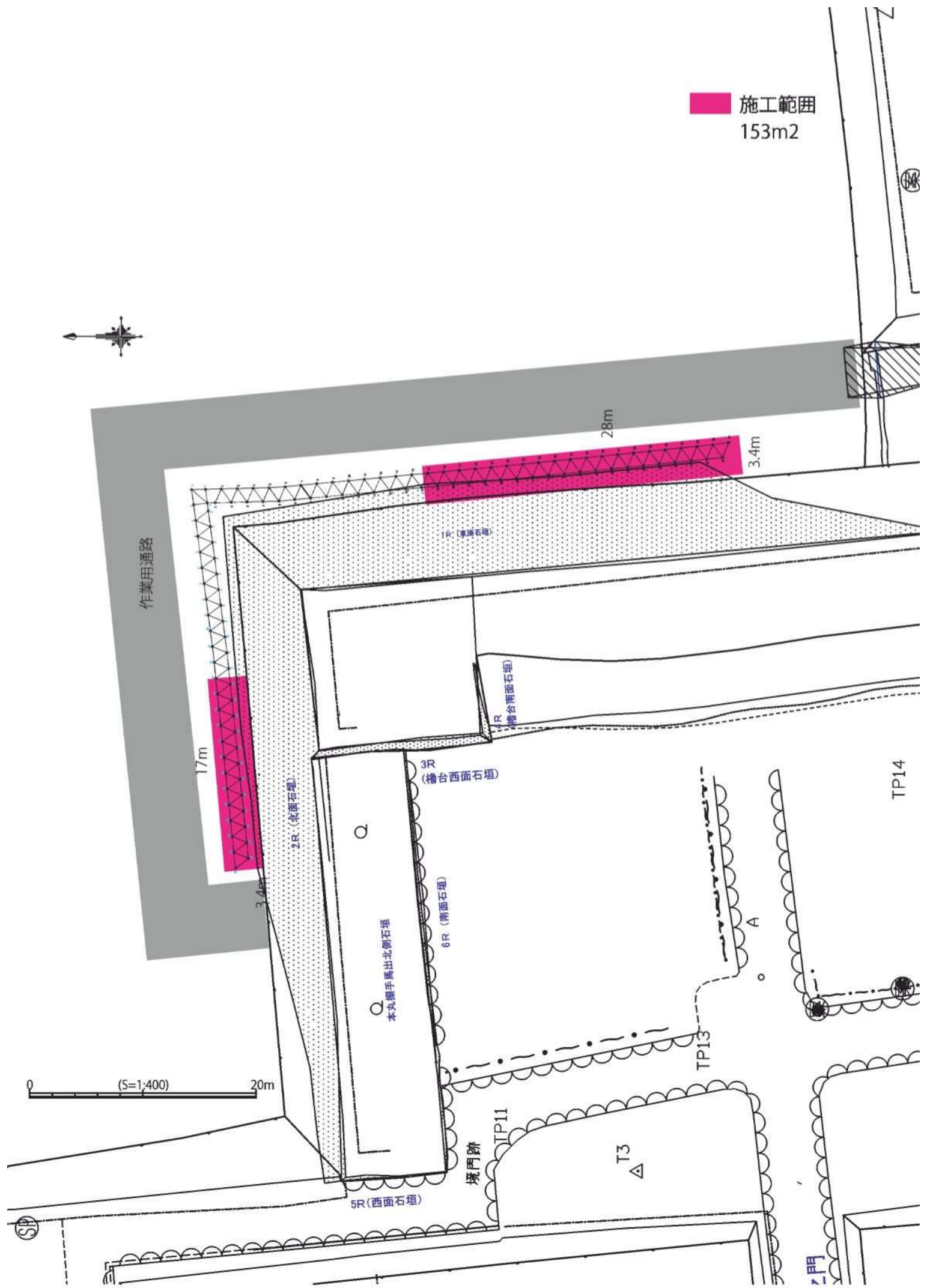
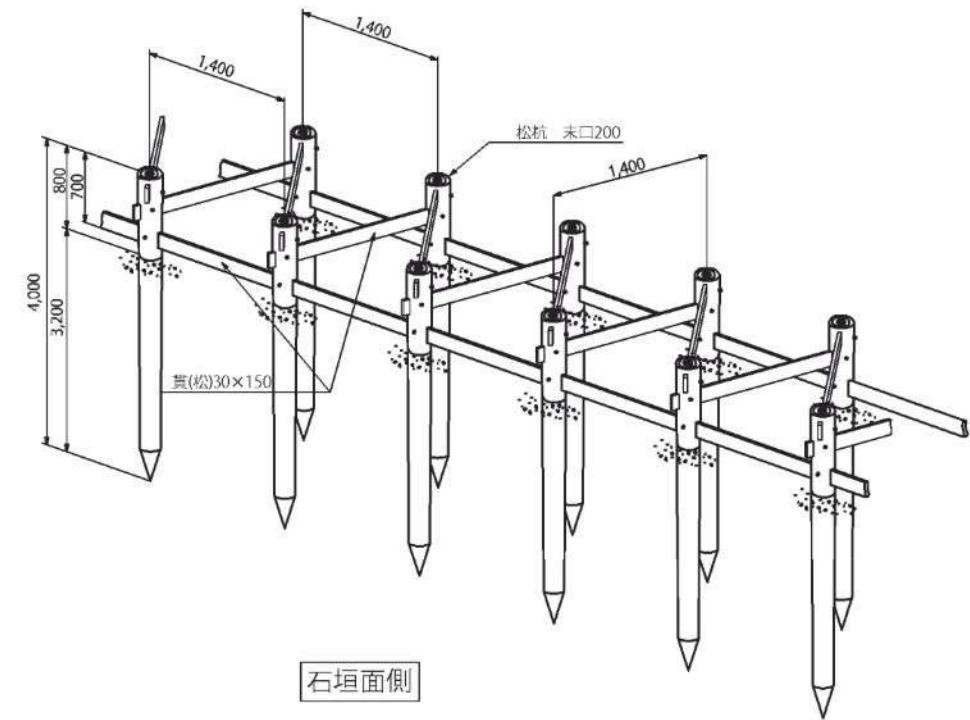
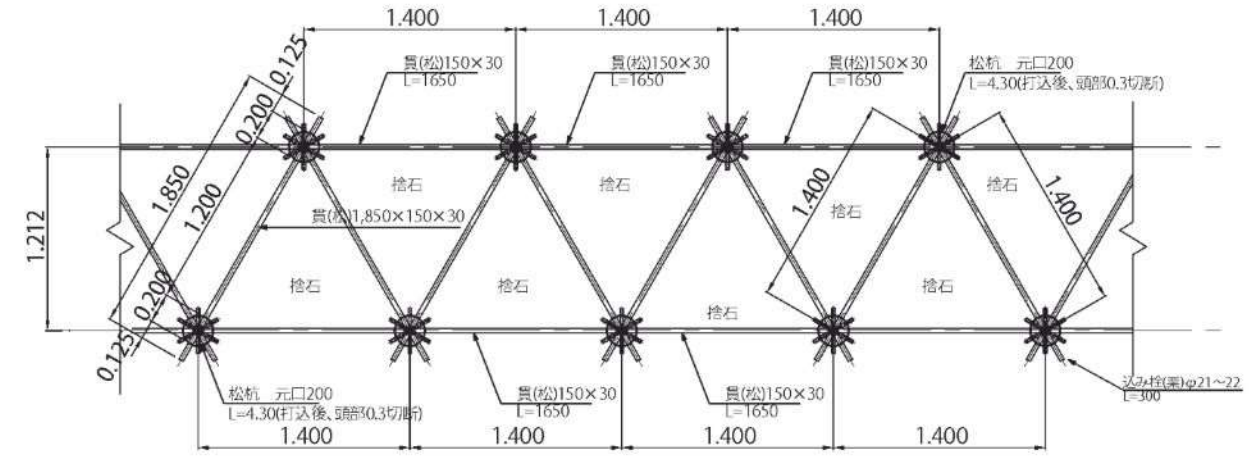


図1 平成29年度柵工施工位置

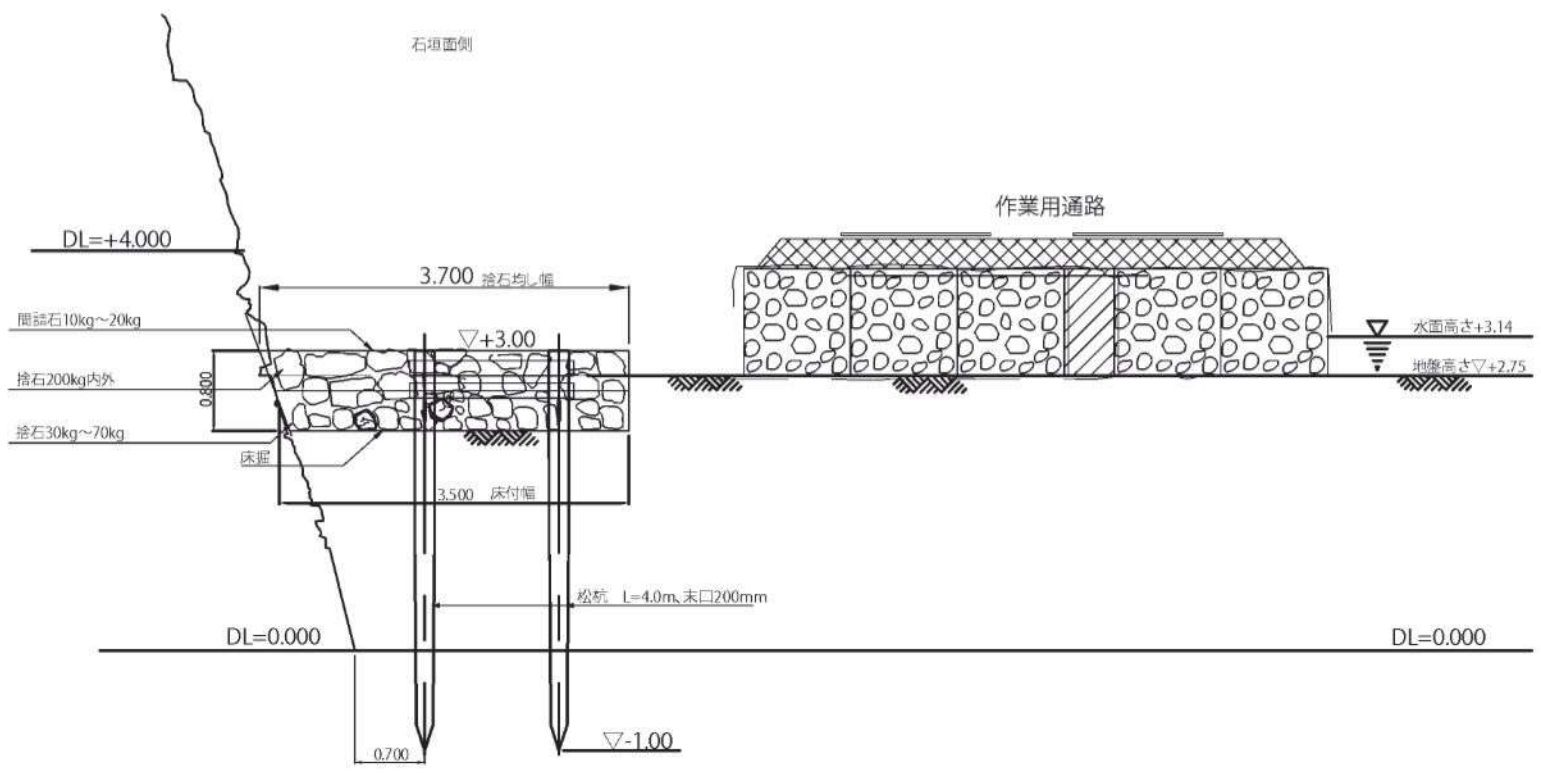
杵工概念図



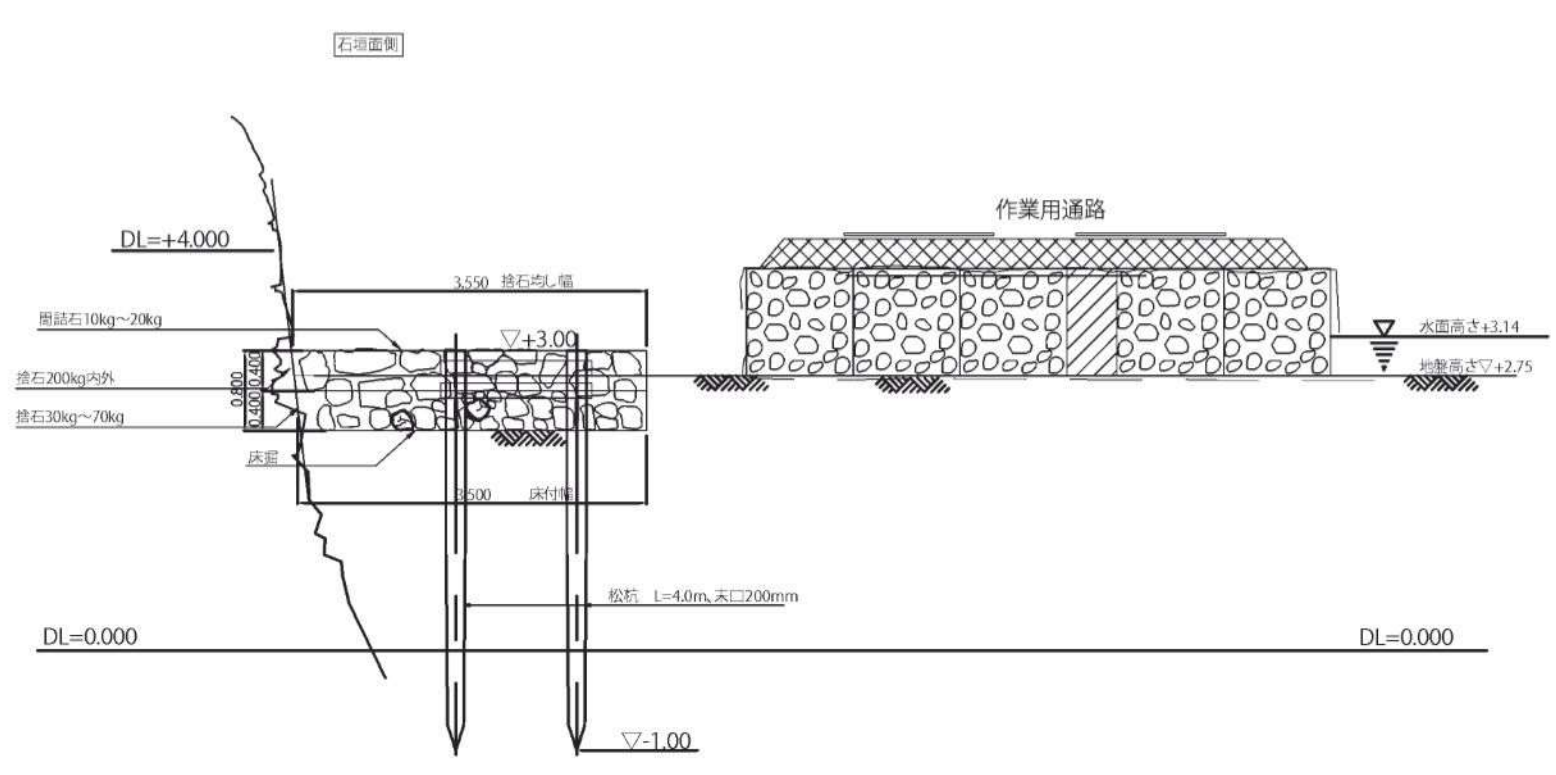
杵工平面図



杵工 北面断面模式図



杵工 東面断面模式図





1 本丸搦手馬出石垣東面 杭打設状況 南東から



2 本丸搦手馬出石垣東面 貫設置・下層捨石敷設状況 南東から



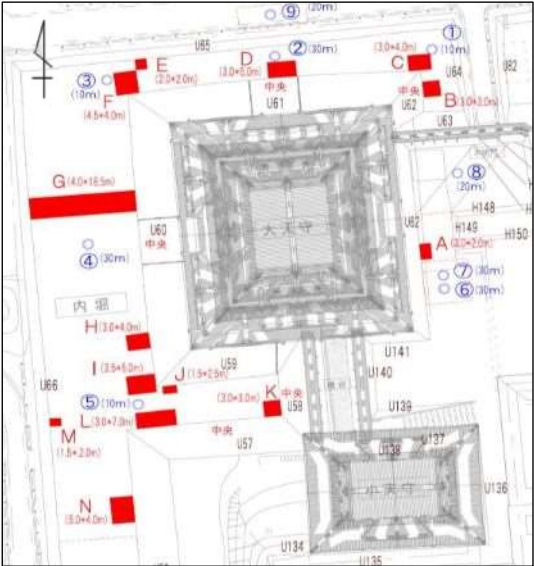
3 本丸搦手馬出石垣東面 上層捨石敷設状況 北から



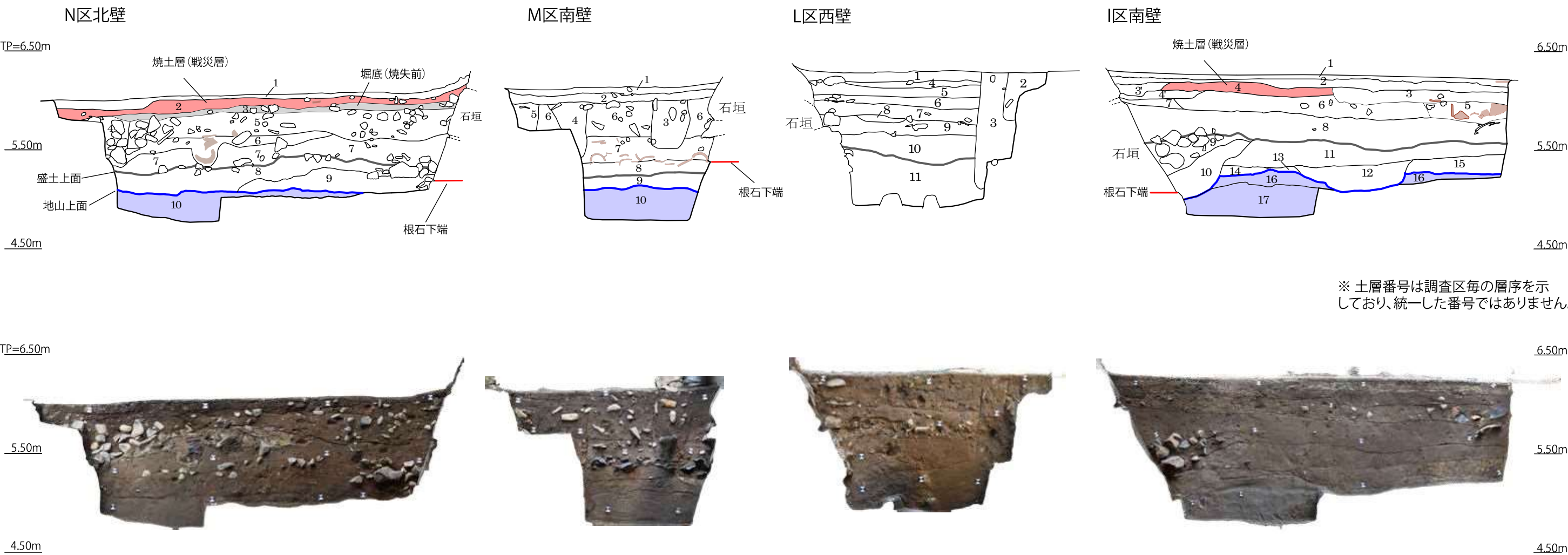
4 本丸搦手馬出石垣東面 水位戻し状況 北から

名古屋城天守台石垣周辺発掘調査 確認項目と調査所見（速報）

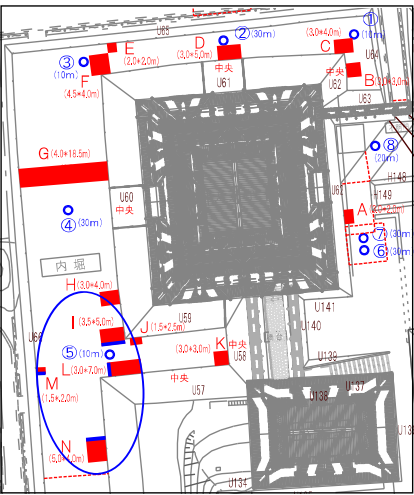
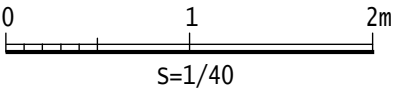
調査区	調査目的（石垣の安定性の確認）				調査所見
	根石の安定性	堀底・地山の確認		宝暦・濃尾地震の積直	
	通り、押え、倒れ、孕み	堀底地盤状況	地山地盤状況	通り、ズレ、孕み	
A	●	－	△ (近世改変状況による)	－	・戦災時とみられる焼土面を確認した。 ・根石とみられる石の上部を確認。変状は認められない。
B	●	－	－	－	・根石上部を確認。根石の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。
C	●	●	－	－	・根石上部を確認。根石の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。 ・地山を確認。 ・土壌サンプリングを実施。
D	●	－	－	●	・掘削部分で、創建時の石垣と、宝暦の改修部分の境を確認。 ・掘削部分の築石の変状は認められない。 ・現状掘削底で見えている最下段の石は、築石か根石かは判断できない。
E	●	－	－	●	・地表面に見えていた石の下端から、礫の密集が検出されたため、その高さで掘り下げを止めた。 ・掘削部分の築石の変状は認められない。
F	●	●	－	●	・地表面に見えていた角石の下の方角石を確認。新たに確認した角石が小さいため、石垣の保全を考慮し、以下の掘り下げを中止。 ・根石は確認できていない。 ・掘削部分の石垣の変状は認められない。
G	●	●	－	●	・地表面の石から下へ2石目のところで、礫の密集が検出されたため、その高さで掘り下げを止めた。 ・天守台石垣際の掘削部分について、石垣の変状は認められない。 ・内堀外側で、創建時の盛土を確認。
H	●	－	－	●	・根石上部を確認。根石の変状は認められない。 ・掘削部分で、創建時の石垣と、宝暦の改修部分の境を確認。
I	●	●	●	●	・根石下端を確認。根石の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。 ・地山を確認。 ・土壌サンプリングを実施。
J	●	－	－	●	・刻印を確認した。「加藤肥後守内中川太良平」。
K	●	－	－	●	・根石下端を確認。根石の変状は認められない。 ・根石付近で前栗石を確認。
L	●	－	－	●	・根石と考えられる石の上部を確認。 ・掘削部分の石垣の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。
M	●	●	●	●	・根石を確認。根石の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。 ・地山を確認。
N	●	●	●	●	・根石を確認。根石の変状は認められない。 ・創建時の盛土を確認。 ・地山を確認。 ・土壌サンプリングを実施。



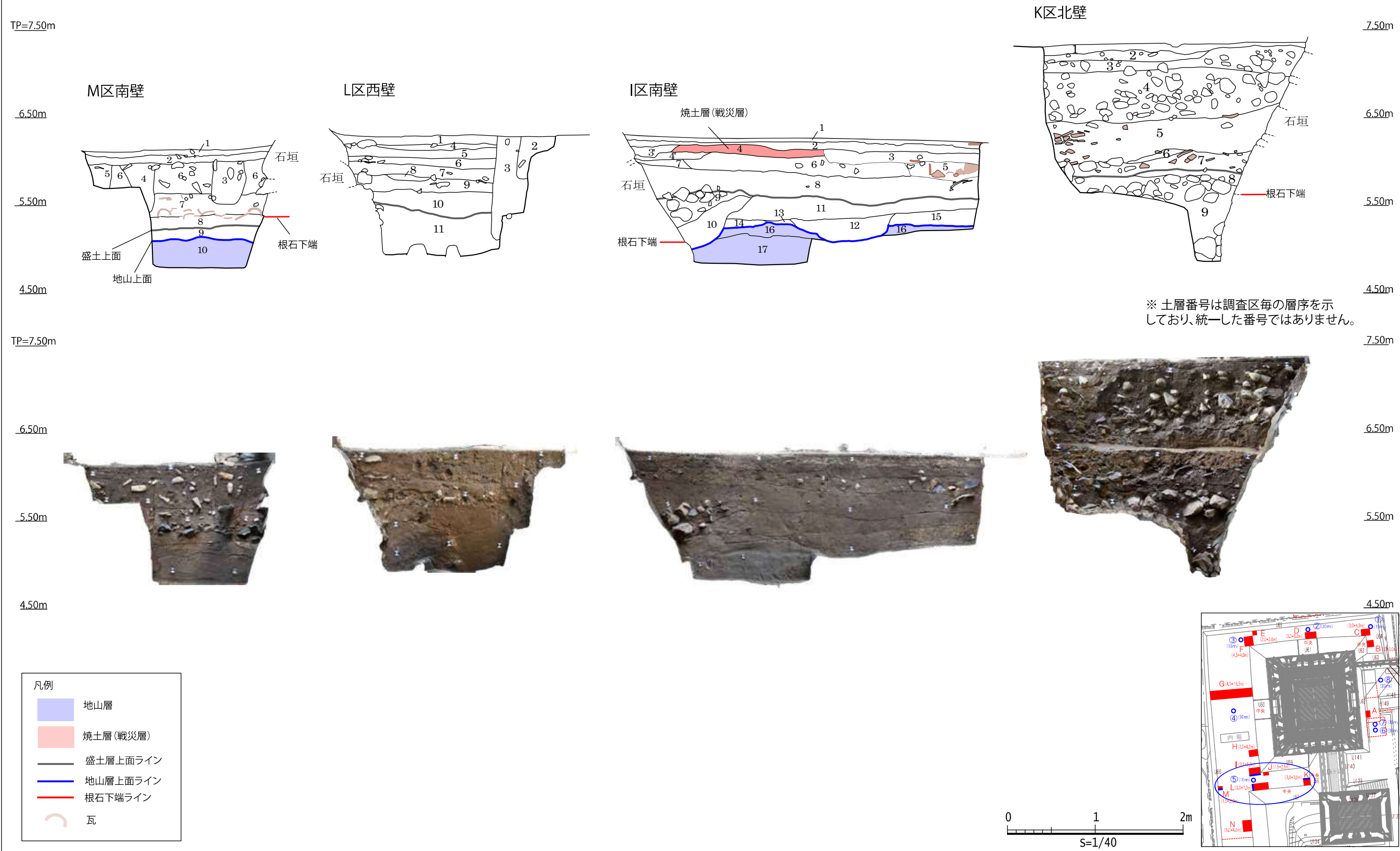
名古屋城天守台石垣周辺発掘調査 南西部土層断面図(南北方向の比較)



- 凡例
- 地山層
 - 焼土層(戦災層)
 - 盛土層上面ライン
 - 地山層上面ライン
 - 根石下端ライン
 - 瓦



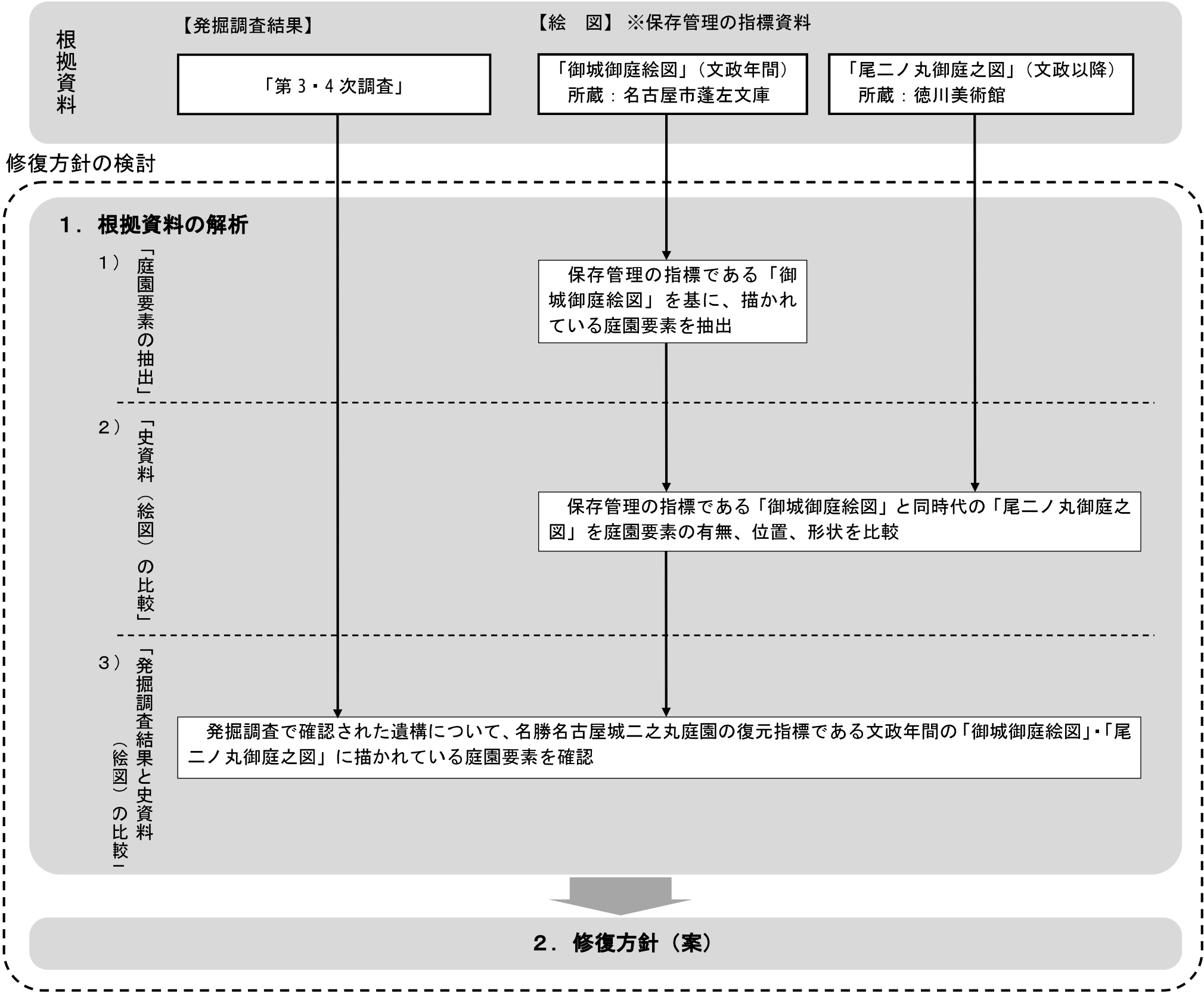
名古屋城天守台石垣周辺発掘調査 南西部土層断面図(東西方向の比較)



平成 30 年度名勝名古屋城二之丸庭園修復整備（北園池の東護岸と余芳周辺）について

【東護岸と余芳周辺の修復の検討フロー】

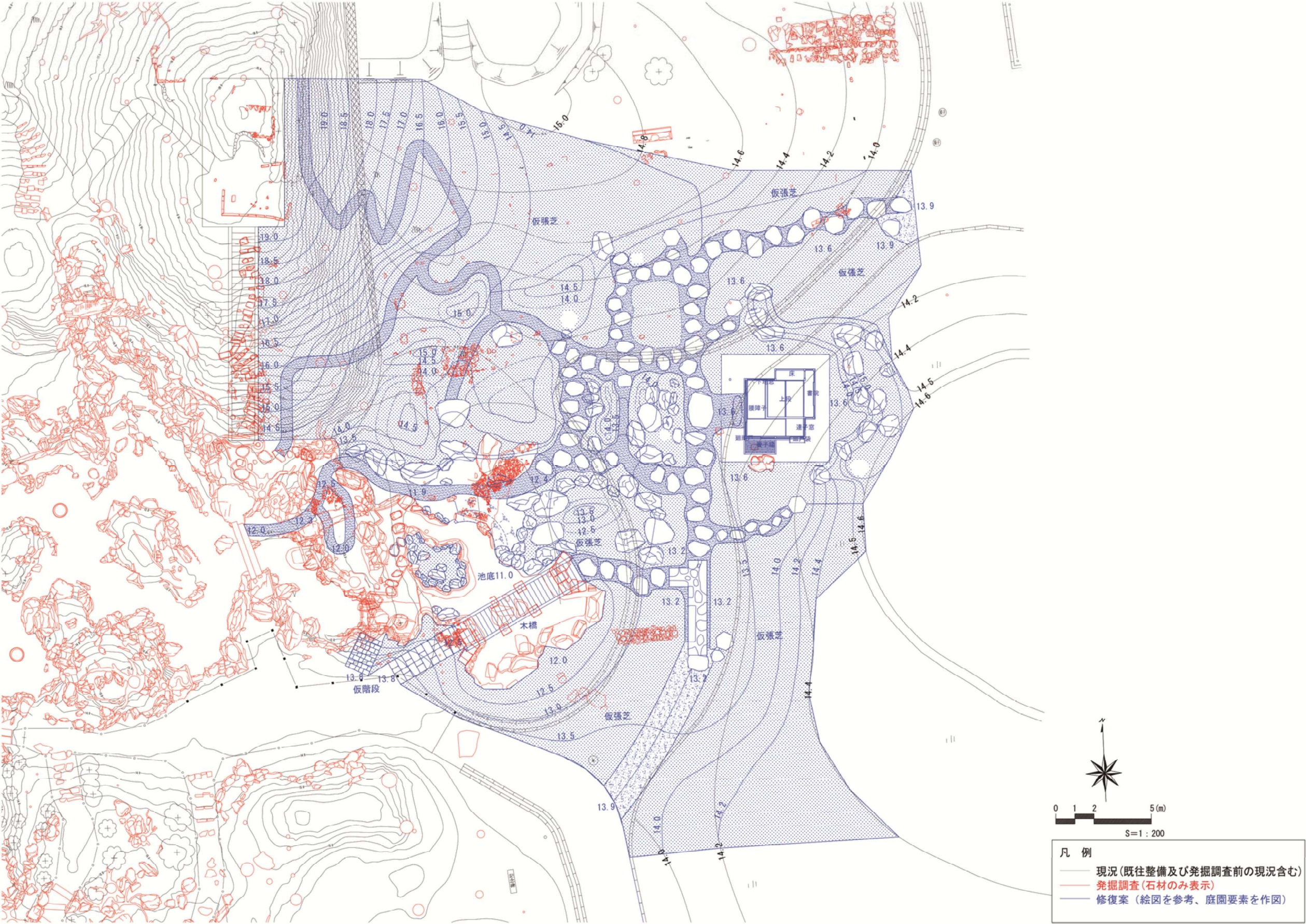
上位計画：「名勝名古屋城二ノ丸庭園 保存管理計画書（平成 25 年 3 月）」



3) 庭園要素ごと根拠資料の解析結果と修復方針

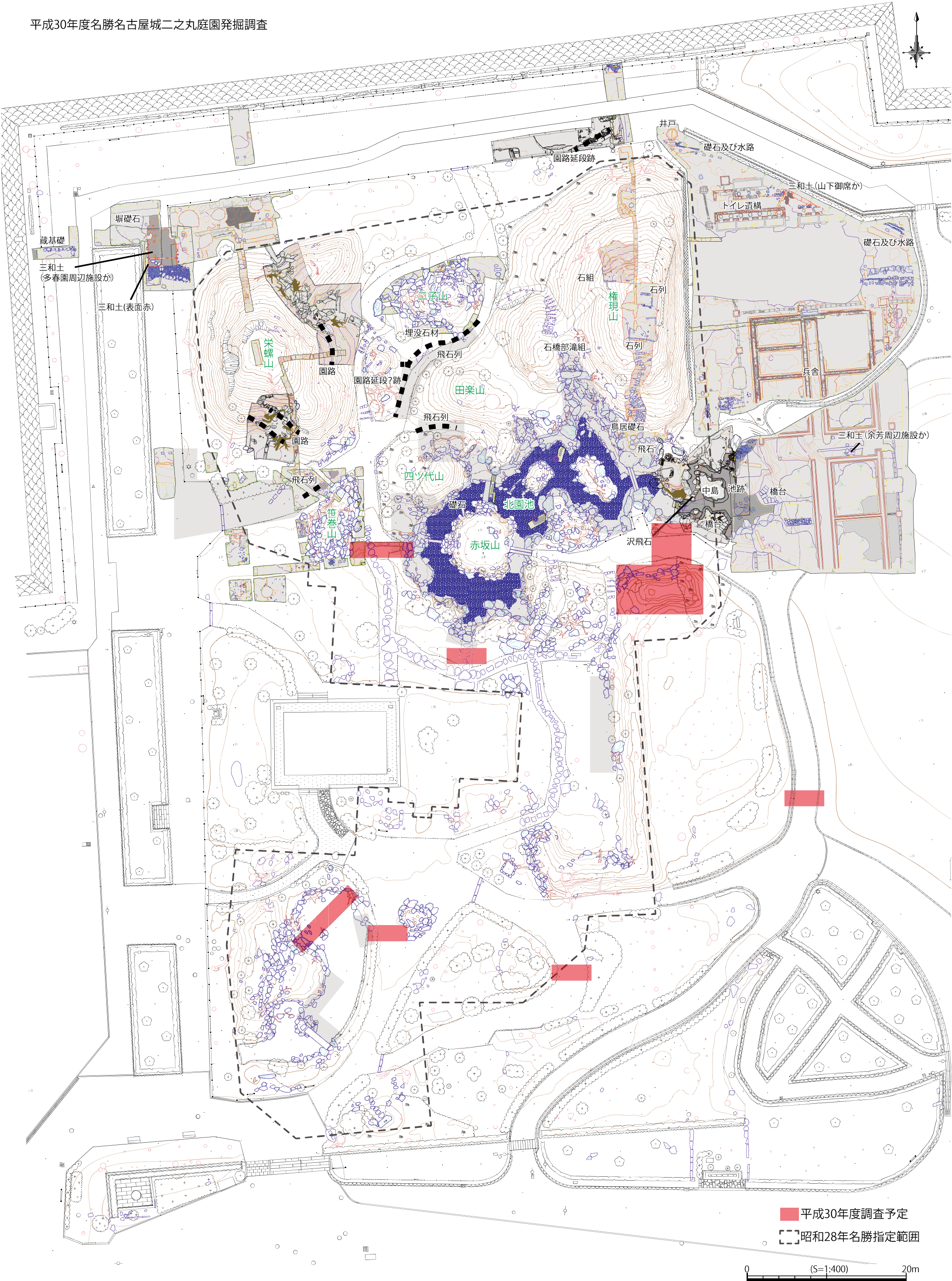
【東護岸と余芳周辺の庭園要素ごとの根拠資料の解析結果と修復方針一覧】 ※____下線は庭園部会(第16回)から修正・追加

庭園要素				絵図		発掘調査結果	修復方針	整備に向けた課題
分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	御城御庭絵図	尾二ノ丸御庭之図			
東護岸	池泉	護岸・池底		石組、タタキ	(同左)	一部の石組を確認 タタキを確認	・発掘調査で確認された庭園要素は露出展示 ・発掘調査で確認できない庭園要素は、絵図を参考に復元的整備	・新規材(石材)の種類 ・水張に伴う、給・排水方法、遺構(石、タタキ等)の保護方法、止水方法 ・復元する石組の位置と素材 ・周辺との摺りつけ(現況と遺構との標高差処理)
		中島		石組	(同左)	タタキを確認		
		洲浜		中島の東 素材不明	御城御庭絵図と一部石組範囲が異なる。	円礫を確認 洲浜範囲不明	・絵図を参考に復元的整備	・新規材(砂、玉石等)の種類
		沢飛び石		中島西側に 8 石	(同左)	中島西側に 7 石	・発掘調査で確認された庭園要素は露出展示 ・発掘調査で確認できない庭園要素は、絵図を参考に復元的整備	・遺構(石等)の保護方法 ・新規材(石材)の種類
		木橋(太鼓橋)		太鼓橋 橋脚 6 本	(同左)	橋脚 4 本 橋台を確認	・発掘調査結果(橋脚、橋台位置)に基づき、絵図を参考に復元的整備 ・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造(寸法、部材等)の根拠 ・周辺との摺りつけ(現況と遺構との標高差処理)
		その他の橋		2 本橋	(同左)	(不明)		
		階段		段石	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造の根拠 ・新規材の種類
		構造物	灯籠	灯籠(雪見型)	(判断困難)	(不明)		
		植物	木本類	桜、杉、松	(同左)	(不明)	・本区域の修復整備が完了した後、庭園全体の見え方を検証して、絵図を参考に復元的整備	・植栽することによる遺構への影響 ・詳細位置の根拠
				地被類	(不明)	(不明)		
余芳園地	余芳(建造物)		四畳半、南側に縁側	(同左)	(不明) ※解体調査記録あり	・発掘調査結果および解体調査記録に基づき復元的整備 (手水の位置と権現山の南北軸線を参考に設定) ・絵図を参考に復元的整備	・保存されていない部材の選定方法	
	余芳周辺の園地	飛石		飛石	(同左)		(不明)	・新規材(石材)の種類
		余芳周辺の築山と石組		余芳東側から北側の範囲で築山と石組	(同左)		(不明)	
		石組		余芳西側から洲浜の間の範囲 ※六角型の立手水鉢あり	(同左)	(不明)		
		構造物	余芳の手水	六角型の立手水鉢	(同左)	手水の基壇を確認	・発掘調査結果に基づき、絵図を参考に復元的整備	・手水の入手方法
			余芳西側の手水	六角型の立手水鉢	(同左)	(不明)	・絵図や史資料を解析し復元的整備	・詳細な構造の解析
			枝折戸	北・西・南の 3 カ所	(同左)	(不明)		
			灯籠	春日・雪見・織部型	(同左)	(不明)		
	袖垣		南と東側に設置	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細位置の根拠 ・樹種や詳細位置の根拠	
	植物	木本類	桜、楠、杉等	(同左)	(不明)			
地被類	(不明)	(不明)	(不明)					
周辺園地	飛石、延段		飛石、延段	飛石、延段 余芳の北側と権現山への園路形状が御城御庭絵図と形状等が異なる	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細位置、詳細構造(規模、構造、素材等)の根拠	
	石組		東護岸の北側	(同左)	(不明)			
	構造物	灯籠	春日・雪見型	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造の根拠 ・灯籠の入手方法	
	植物	木本類	桜、松、杉、紅葉、キササゲ等	(同左)	(不明)	・本区域の修復整備が完了した後、庭園全体の見え方を検証して、絵図を参考に復元的整備	・詳細位置の根拠 ・樹種や詳細位置の根拠	
		地被類	(不明)	(不明)	(不明)			



図：全体平面図 S=1：200（A3版）

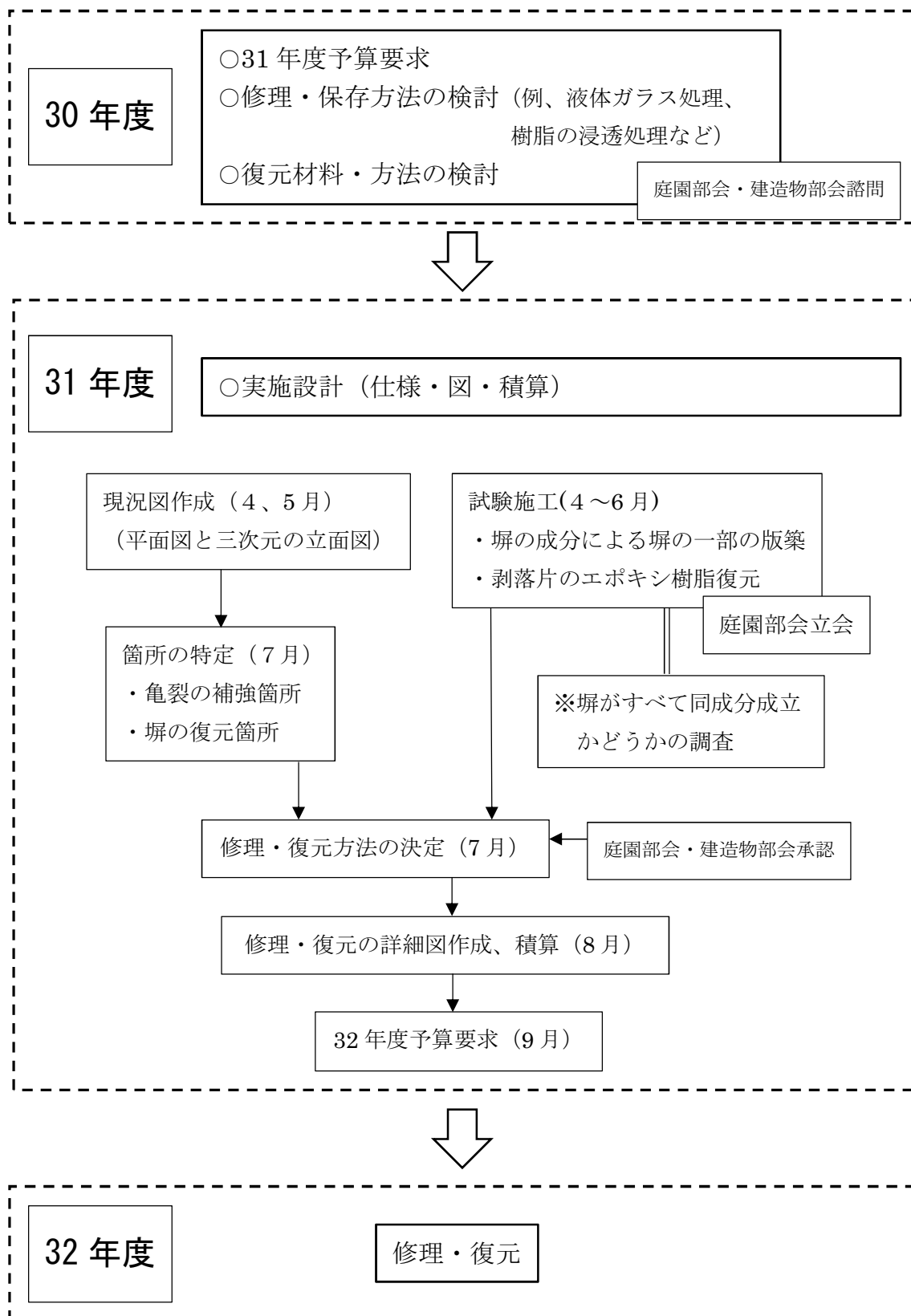
平成30年度名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査



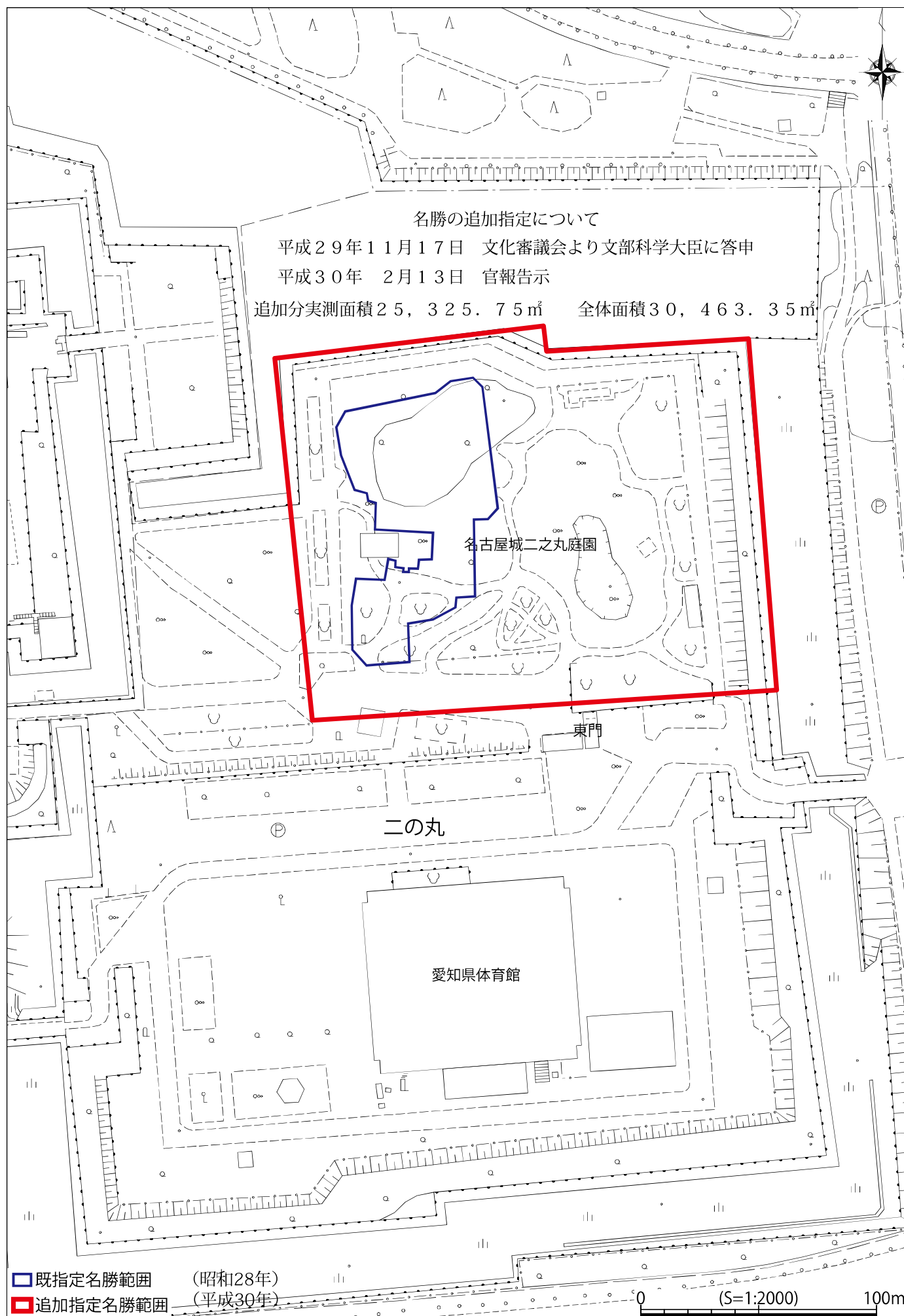
平成30年度調査予定
昭和28年名勝指定範囲

0 (S=1:400) 20m

御練堀（御築地）修理・復元計画（案）



名古屋城二之丸庭園名勝追加指定範囲図



平成 29 年度天守閣部会の検討状況について(第 24 回全体整備検討会議以降)

回	開催日	議案	内容
第 6 回	平成 29 年 11 月 16 日	①基本計画書について ・基本構想<資料 8-1> ・壁の分析 ②バリアフリーの検討案について	・復元整備基本構想内容について確認 ・内部漆喰仕上範囲及び壁の仕様の確認 ・名古屋市のバリアフリー案の提示
第 7 回	平成 29 年 12 月 20 日	①基本計画書について ・主架構用木材<資料 8-2> ・大天守の屋根仕上	・主架構木材の仕様及び数量について承認 ・屋根仕上げについて複数案を提示したが、今後も検討を継続することに
第 8 回	平成 30 年 2 月 14 日	①基本計画書について ・継手、仕口<資料 8-3>	・継手、仕口の仕様について、根拠資料を提示 採用資料の優先順位など指摘あり ・継手、仕口の構造実験について承認
第 9 回	平成 30 年 3 月 28 日	①木造復元天守の昇降等に関する検討について(報告) <資料 8-4> ②基本計画の策定について	・木造復元天守の昇降等に関する検討状況について報告 ・基本計画の策定状況について提示

復元整備基本構想の概要

(1) 特別史跡名古屋城跡の保存活用

特別史跡名古屋城跡保存活用計画(案)に基づく、特別史跡名古屋城跡の保存、活用、整備、調査研究及び運営体制についての基本方針

(2) 名古屋城天守の歴史的変遷

西 暦	和 暦	事 項
1 6 1 0	慶長 1 5	名古屋城普請開始、天守台完成
1 6 1 2	慶長 1 7	名古屋城天守の上棟、完成
1 7 5 5	宝暦 5	宝暦大修理
1 8 7 2	明治 5	東京鎮台第三分営が名古屋城に置かれる
1 8 9 1	明治 2 4	濃尾地震により天守北側の石垣が少し孕む
1 8 9 3	明治 2 6	本丸と西之丸の一部が宮内省へ移管され名古屋離宮に
1 9 3 0	昭和 5	名古屋市に下賜 元離宮名古屋城内の建造物 2 4 棟、附 7 棟、計 3 1 棟が旧国宝指定される
1 9 4 5	昭和 2 0	戦災により、大天守・小天守・本丸御殿などが焼失
1 9 5 7	昭和 3 2	天守閣再建工事着手
1 9 5 9	昭和 3 4	天守閣竣工

(3) 現天守閣の価値

項 目	内 容
市民の機運の高まりによる再建	・名古屋城天守の再建は、市民の機運の高まりにより実現した、戦災復興の象徴であると考えられる ・募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であった
昭和 3 0 年代の建築技術と再建天守閣の位置付け	・現天守閣が再建された昭和 3 0 年代は耐震耐火構造、都市の不燃化が求められた戦災復興の只中であり、再建においてはそのような歴史的背景の中、鉄骨鉄筋コンクリート造が採用された
近世城郭における近代以降の建造物復元整備の歴史	・現天守閣の再建は、昭和 3 0 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である 一方で、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができる
博物館としての活用	・現天守閣は、重要文化財等を含む各種展示や旧本丸御殿障壁画をはじめとする史資料の收藏など、展示收藏機能を兼ね備えた博物館相当施設として市民生活に寄与してきた

(4) 天守復元の意義

項 目		内 容
現天守閣及び天守台石垣の現状		・大天守閣の耐震性能を示す I s 値は 0. 1 4 であり、基準値である 0. 6 を下回っている ・天守台石垣の健全性評価において、大天守閣北面と小天守閣西面の石垣が、安定上最も問題があるとの結果がでている
耐震改修	利点	・現天守閣の価値を保存し、後世に継承できる・博物館機能を維持できる ・天守台石垣に対して、現状の保全状況を維持できる
	課題と対策	・現天守閣は内部空間が復元されておらず、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながりにくい ため、展示等の充実を図り、理解につながるよう検討する ・防火区画などが、再建後に法改正された建築基準法等の基準に適合していないため、適合していない事項をさらに精査し対応を検討する
木造復元	利点	・特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進できる・文化的観光面における魅力を向上できる ・伝統工法での復元として全国の他事例に寄与するとともに、復元過程を記録することにより後世への教材となる
	課題と対策	・現天守閣が持つ価値の保存と継承に向けた対策が必要なため再建の経緯や歴史的背景など、現天守閣が持つ価値を取りまとめ、現天守閣の映像や使用されている部材とともに保存、展示し、後世に伝承する ・石垣への悪影響を与えない工法、対策が必要であるが、調査結果をもとに天守台石垣にかかる影響を十分に考慮、解析した上で、本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない適切な工法・対策の検討を行うことにより克服する
整備方針		木造復元は耐震改修と比較し、特別史跡内の建造物として本質的価値の理解を促進するという点において優位性が高く、また現天守閣が有する価値の保存、継承といった木造復元における様々な課題も、それぞれの方策によって克服することが可能であると考えられるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める

(5) 復元時代の設定の概要

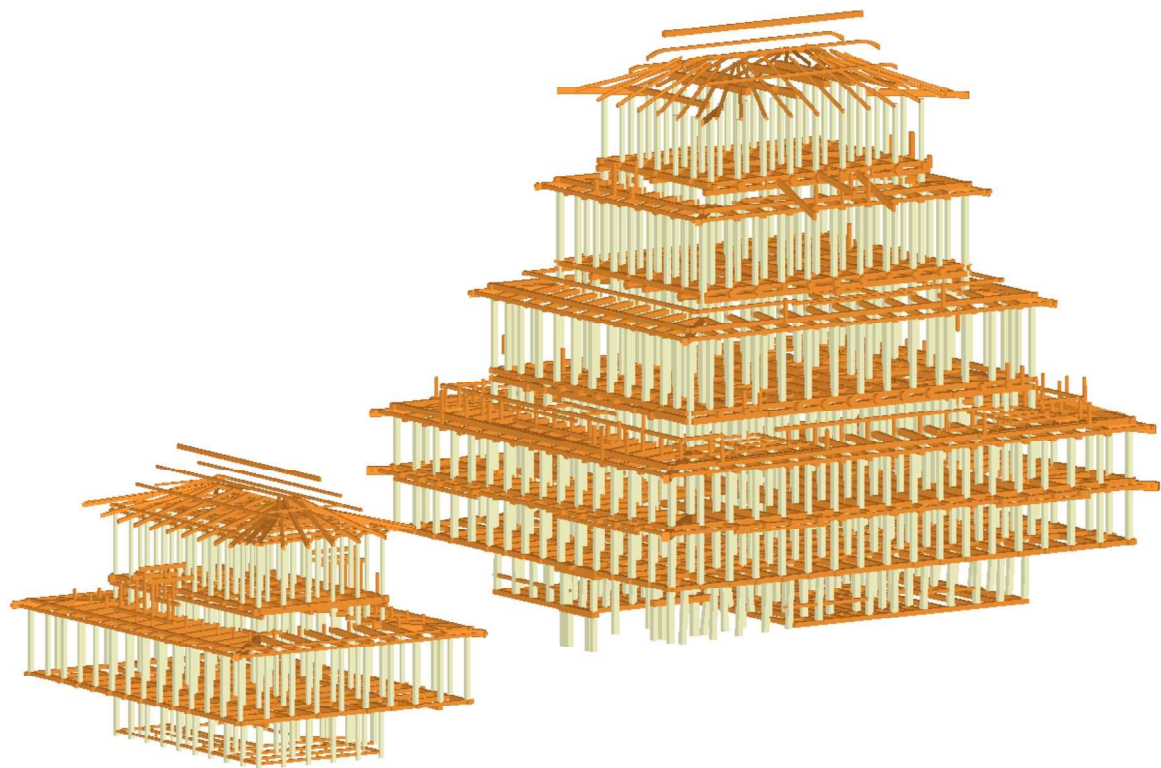
項 目	内 容
復元時代の設定	宝暦大修理後から焼失前（1 7 5 6 年から 1 9 4 5 年）
復元時代の設定の考え方	・天守台石垣は、宝暦大修理の際に北面及び西面が大きく積み替えられたが、現在までその姿が維持されており、特別史跡の本質的価値を構成する一要素となっている。 特別史跡における本質的価値の理解を促進するため、天守の復元年代は、宝暦大修理後に設定する必要がある ・また、「宝暦大修理後から焼失前」の天守の姿を現す、昭和実測図などの豊富な根拠資料が現存している ・よって、復元時代の設定は、真実性の高い実証的復元が可能な「宝暦大修理後から焼失前」とする
復元根拠資料	・昭和実測図、昭和実測図野帳 ・ガラス乾板写真 ・金城温古録 ・宝暦大修理関連史料 等

(6) 活用の考え方

項 目		内 容
目 的		・木造復元された天守閣が、名古屋城への親しみや愛着をもつ市民の心の拠り所となり、さらに世界に誇れる日本一の近世城郭となることを目指すため、次世代へ継承できる文化財の活用を図る
方向性	近世の名古屋城の姿を正確に伝える	・天守閣の木造復元を行うことにより、近世期の名古屋城本丸の姿を実感できる場を創出し、名古屋城の持つ本質的価値の理解を促進させる
	名古屋城の歴史・価値等をわかりやすく伝える	・名古屋城に遺された遺構と、木造復元された天守閣との共存により、名古屋城跡の歴史や城跡としての価値と魅力を伝え、様々な展示手法を用いて名古屋城跡の価値をわかりやすく伝えるための活用を行う
	企画・イベントの充実による魅力向上	・名古屋城の価値や魅力を十分に活かし、多様な主体と連携して企画やイベントを開催することにより名古屋城の価値や魅力を向上させるための活用を行う
	情報発信の充実による、名古屋城跡の普及・周知	・名古屋城跡を幅広い地域・世代に認知してもらうため、パンフレット等の他、SNS 等様々な、時代に合わせた手法を活用する
周辺地域との連携により名古屋城の歴史を伝える		・周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、名古屋城と歴史にかかわりの深い歴史資産と連携することにより、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

1. 主架構用木材について

- 主架構用木材：柱（通し柱、管柱）、梁（丸太梁、繫梁、敷梁、繫虹梁）、桁（軒桁・出桁）、土台などの大断面の主架構用の木材



主架構用木材を示した天守の3Dモデル

2. 提案時に提示した木材の現状把握

- 創建当時の木材事情は、木曽、裏木曽地方に良質の大径木があり、名古屋城には節の少ない良質の木曽桜が使用されていたと判断しています。しかし、江戸時代を通じて大量に伐採され、目通り 1 丈（3,030mm）を超えるような大径木はなくなりました。その後、300年以上が経過し、天然木曽桜で大径木に成長したものも出つつありますが、伊勢神宮御用材の候補で伐採不可なのが現状です。
- 木曽桜以外の国内産桜や樺材、松材についても名古屋城天守閣に必要な長尺大径木については、年間流通数量が少なく、短期間で大量に市場で調達することは困難です。

3. 木材検討会の設置

- 史実に忠実であることを基本としつつ、木材の調達可能性や品質を考慮した木材の仕様設定を目的として、有識者、発注者、発注者支援者、設計者、宮大工等で構成された「木材検討会」を設置し、復元原案および復元案の木材についての協議を実施している。

木材検討会の構成員	
有 識 者	名古屋大学教授（木材研究）
	(有)伊藤平左エ門建築事務所
	(株)文化財保存計画協会
発 注 者	名古屋市
発注者支援者	(株)安井建築設計事務所
設 計 者	(株)竹中工務店
宮 大 工	(株)魚津社寺工務店

4. 主架構用木材の復元原案における材種の史実検証

- 主架構用木材の復元原案における材種は、諸史料、名古屋城現存櫓及び類例より検証し推定した。
※以下、第三回天守閣部会資料より一部抜粋。（主架構用木材以外のみが記載された諸史料を除く。）
- 【諸史料】
 - 『熱田之記』（鶴舞図書館 市5-5）
 - 本書は熱田神宮およびその周辺に関する地誌で、著者・成立年代は不明。その中に岡部又衛門に関する記述の中で「尾州名護屋御殿守御材木」という文書が筆録されている「尾州名護屋御殿守御材木」は、慶長17年12月に、作事奉行小堀遠州の家臣勝田左近と杉村新丞が、同じく作事奉行だった藤田民部、寺西藤左衛門、原田右衛門に提出した材木一覧である。鶴舞図書館本（市5-5）は、名古屋市長堀町の首藤氏所蔵の自筆本を明治43年（1910）に奥村定が筆写したもの。
 - 『蓬左遷府記稿』加藤品房（名古屋市西図書館 A52-129-サ）
 - 名古屋城築城に関する史料集成。文化14年（1817）成立。天保9年（1838）に奥村得義が写した写本が蓬左文庫にあり、1994年に名古屋市西図書館がその複製を作成している。その他にも写本が複数ある。本書には「名古屋御城御本丸御天守御用材木」採録がある。この「名古屋御城御本丸御天守御用材木」の末尾には「熱田岡部又衛門 御天守木材請取」との記載もある。
 - 『鸚鵡籠中記』朝日重章（『名古屋叢書続編 第九巻』～『同第十二巻』名古屋市教育委員会1965年～1969年）
 - 本書は元禄4年（1691）6月から享保2年（1718）12月までの26年8ヶ月の日記
 - 『名古屋城史』（名古屋市役所 昭和34年）※筆者：城戸久（実物を実見した専門家）
 - 天守1階の柱について「柱は檜、すべて角面取」との記述がある。
 - 『國寶建造物第一期第一輯 名古屋城天守及小天守』（國寶建造物刊行会 昭和8年7月）
 - 阪谷良之進による解説には「天守の主要材は檜にして、建物の内部は素木を現し」とある。
 - 『ガラス乾板写真』（名古屋城総合事務所所蔵）
 - 現在名古屋城には738枚のガラス乾板が所蔵されている。天守については焼失後の天守石垣を写した2枚を含む79枚が現存している。

(1) 史料（ガラス乾板写真を除く）により判明する内容

- 上記諸史料の中でも「尾州名護屋御殿守御材木」が筆録された『熱田之記』と「名古屋御城御本丸御天守御用材木」が所収されている『蓬左遷府記稿』は、特に名古屋城天守の材種に関する情報量の多い史料であり、この2つの史料は同内容で、相違点もほぼ写し間違いによるものと思われる。そこに挙げられた材木を以下にあげる。以下にあげる木材の断面について、角物は基本的には正方形の材木、平物は平づかいに使う長方形断面の材木、末口類は丸太材材で主架構に用いられたものであり、その他の材は板材などの造作材などと推定した。

【主架構材】

桧角物、桧平物、松末口物、松角物、松木平物、気屋木（けやき）末口角

【その他材】

ひくれ※、桧木板子、さわら板子、小さわら木、気屋木（けやき）かたき板子、杉板、とひまき※
※ひくれ：檜のくれ板と思われる。□ひま□：とひまき（楨）と思われる。

ガラス乾板写真を除く史料において検証した結果、主架構用の木材として使用された材種は、柱は桧、その他主架構材の材種として桧、松、樺を推定した。

(2) ガラス乾板写真による主架構用木材の材種の検証

- ・名古屋城総合事務所蔵のガラス乾板写真の中で、城内を撮影した21枚(大天守18枚,小天守3枚)より以下の示す主架構用木材の材種を推定した。

柱・・・桧(大天守二階内西入側の写真に一部樫がみられる)

※大天守五階天守間の柱は桧(芯持ち材、節有)

丸太梁・・・マツ類(松、一部松か樫か判定できないもの)

角 梁・・・松(マツ類)、桧

虹 梁・・・桧

根拠とする写真を以下に示す。(抜粋)

○柱・梁の材種について

柱材種・・・桧 ※木目より推定

丸太梁材種・・・松・樫 ※木目より推定



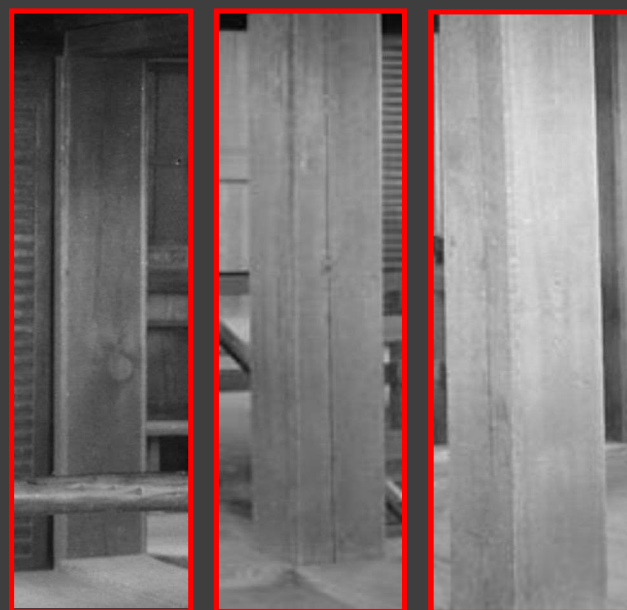
ガラス乾板写真 (左)天守閣一階内西入側 (右)天守閣一階内橋台上南側の石落及び鉄砲狭間(名古屋城総合事務所蔵)

○五階天守間の柱について

・柱材種・・・桧 ※木目より推定

・芯持ち材・・・隣り合う2面(C)が板目の柱より特定。
割れ(B,C)もあることから判断した。

・節がある・・・目視(A,C)により特定。
節径:30~90mm(写真を計測)



ガラス乾板写真(竹中工務店画像切出し加工) 天守閣五階内長押上(名古屋城総合事務所蔵)

(3) 名古屋城櫓における主架構用木材の当初材の材種について

- ・名古屋城には3棟の櫓が現存する。それら櫓で使用されている材種は、天守の木材の材種を推定する上で重要な指標と見做しうる。それらの櫓における主架構用木材の当初材の材種を下記に示す。

◇東南隅櫓(重要文化財)

- ・東南隅櫓は慶長15年(1610)の名古屋城創建の際に造営されたもので、天守と同時に幕府の直営工事として工事が行われ、少なくとも慶長17年(1612)には完工したものとされる。昭和27年からの修理工事に依る調査から宝永7年(1710)に大修理があったことが墨書銘、瓦銘から確認され、また、寛政11年(1799)に屋根の修理が行われたことも確認されている。「重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書」(名古屋市建設局建築部一般建築課 昭和28年11月)には、主架構用木材の当初材の材種に対する記載は確認されなかった。現地確認において、桧の柱、松や檜の梁を確認した。最上階の大梁(丸太)の材種は桧と思われる。

◇西南隅櫓(重要文化財)

- ・西南隅櫓は天守と同時期の慶長17年(1612)頃の建設と推定される。大正10年(1921)に暴風雨により倒壊し、直ちに解体修理がなされ同12年に竣工した。
- ・主架構用木材の当初材の材種について
※『重要文化財名古屋城西南隅櫓保存修理工事報告書』(名古屋市 平成27年1月)より
 - ・土台:檜
 - ・柱:檜芯持ち
 - ・梁:檜、樫(繫梁)、松(小屋中引梁)
 - ・隅木:檜、松(化粧隅木)

◇西北隅櫓(重要文化財)

- ・西北隅櫓は別名「清州櫓」と呼ばれ、清州城小天守を移築したものとの伝承があった。
- ・主架構用木材の当初材の材種について
※『重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書』(名古屋市 昭和39年3月)より
 - ・土台:檜、樫
 - ・柱:檜、松、栗(柱)※三階柱には栗はない。松(階段柱)
 - ・梁:松、樫、檜(梁)、松(繫梁、小屋梁)、松、樫(敷梁)、松(柱受)
 - ・桁:松、檜(軒桁)、松(出桁)
 - ・棟木:松
 - ・隅木:松・檜(化粧隅木)、松(野隅木)

修理工事報告書を基に、名古屋櫓における主架構用木材の当初材の材種を確認した結果、西南隅櫓および西北隅櫓については、主架構用木材の当初材の材種が報告されていた。柱は、檜が多く使用され、松や栗も使用されていた。横架材である梁や桁などには、松が多く使用され、樫や檜も使用されていた。土台は桧・樫も使用されていた。

(4) 類例による御門柱・冠木の材種の検証

※各修理工事報告書により情報を収集した。

- ・名古屋城旧二之丸東二ノ門(慶長年) ※当初材
鏡柱:桧(芯材)、樫(化粧材) 冠木:桧・杉(芯材)、樫(化粧材) 扉板:樫
- ・姫路城天守
不明 ※昭和修理の修理工事報告書において出入口の木材の材種の記載なし
- ・犬山城天守 ※明治修理材
地下出入口 柱:樫、冠木:松
- ・松本城天守 ※当初材(推定)
地下出入口 柱:樫 冠木:不明 扉:樫

御門柱・冠木の材種は、類例から樫を推定した。

5. 史実検証による復元原案の材種のまとめ

復元原案の材種					
部 位	材 種	根拠とした史料・類例			
		史料	写真	名古屋城櫓	類例
柱	桧	○	○	△	－
梁	松、桧（一部で樺）	○	○	△	－
御門柱・冠木	樺	－	－	－	△
土 台	桧	－	－	△	－

凡例：○根拠としたもの △参考としたもの ー根拠・参考としなかったもの ※上表柱において背割りは入れない。

6. 復元案の材種と本数

復元案の材種と本数			
部 位		材 種	本 数
柱	通 し 柱	国産桧	122本
	管 柱	国産桧	756本
梁	丸 太 梁	国産松（一部、長尺材大径をベイヒバ、ベイマツ※）	469本
	角 梁	国産松、国産桧（ 〃 ）	712本
御門柱・冠木		国産樺	12本
土 台		国産桧・ベイヒバ	252本
合 計			2,323本

※200年以上の高齢木が自生する原生林から産出されるカスケード、セミカスケード程度のグレードのみ可とする。

※調達の状況、新たな史実により材種を変更する場合があります。

主要架構用木材の総数量：2,036m³

7. 復元案の柱材の設定

(1)柱材の材種について

- ・復元案：国産桧 ※復元原案に倣う。産地は国産とする。

(2)史実検証による仕様、部材断面について

1) 柱の背割りにについて

- ・復元案：柱に背割りは入れない。※復元原案に倣う。

2) 柱の寸法について

昭和実測図による寸法表記がかなり明確な上、鴨居、敷居の取合いと材料の乾燥収縮を考慮すると、復元案では、昭和実測図の寸法より、柱は若干（約2%）太くし、断面寸法を整理することとする。

(3) 通し柱について

- ・復元案：通し柱は全部で122本（1階外周部の通し柱29本を含む）※復元原案に倣う。

- ・課 題：通し柱において以下の課題があり、今後検討を行う予定である。

- ①現状では最大限見積っても60%程度しか確保できないが、通し柱として確保する努力を行う。
※通し柱は、長尺大径木であるため、柱上部に節が多く出る。大径木であればあるほど節も大きい。
- ②外周の通し柱は、史実通りに通し柱形式を踏襲し、可逆性のある補強金物で軒先の垂下り防止を検討。

(4) 5階柱について

- ・復元原案：芯持材で表面割れあり、節（5階において30mm～90mm程度）有り

- ・復元案：芯持材、無節

⇒史実検証により、芯持材であることが判明したため、芯去材として考えていた木材を通し柱に使用する。5階は芯持ちとするが無節材とする。芯持材である為、表面割れが発生するため、実施設計以降で、葉枯らしなどの自然乾燥に加え、提案時に示した人工乾燥など短期間で表面割れを低減させる乾燥方法について、実験によりその効果を確認する予定である。

8. 復元案の梁材の設定

(1) 梁材の材種について

- ・復元案：国産松、国産桧、長尺大径材において国産材で入手が困難な場合は、ベイヒバ、ベイマツを使用する。
松材の産地としては、岩手県、青森県が有名だが、松くい虫の被害が岩手県の南部まで北上してきている。この状況化で、赤松の大径木について保護から有効利用へという方向性が検討されている。
名古屋城天守閣木造復元に貴重な赤松の大径木が供給される可能性も出てきている。史実では、名古屋城の梁材は松材と思われ、丸太梁及び角梁には松材を採用する予定である。

(2) 松材の品質

- ・課 題：松材については以下の課題があり、今後検討を行う予定である。
 - ・松材は桧材に比べて割れやねじれがしやすい材種なので、良質な松材を選別入手することが重要となる。
また採用可能な松材の範囲を広げるために、粗製材後、含水率をできる限り下げた後に再製材するなど、加工以降の変形をできるだけ抑える手法を検討する。
 - ・松の青変対策として、伐採・乾燥段階において寒切り(冬季伐採)、伐採後の処理による青変の発生と青変拡大を抑制する。青変は構造的な強度低下はないと言われている。

9. 復元案の土台の設定

- ・復元原案：朝日重章『鸚鵡籠中記』宝永4年（1717）10月4日の記述には、宝永の大地震に関し天守の「楠の大土台西の方いざる」との記述があったため、楠の土台の類例調査を行ったが確認できなかった。
また、楠は先の「尾州名護屋御殿守御材木」には無かった材種であり、使用材種か定かではない。
西南隅櫓・西北隅櫓の両方に使用されている桧と推定した。
- ・復元案：国産桧 または ベイヒバの赤身材を調達予定（提案時と同様）
※土台として使用できる大断面の国産桧（国産のヒバ、栗・樺も）の調達が大変困難な状況にある。
ベイヒバは、国産桧や松・樺に比べ乾燥収縮率の小さい材種で耐久性も高い。調達可能性も高い。

10. 復元案における木材の構造的課題について

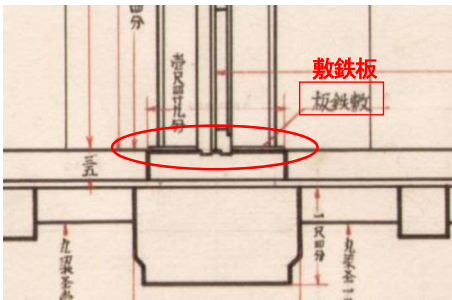
木材の物性により、以下の要因による材料の変形が施工中、将来に亘り起こる可能性がある。そこで実施設計以降で以下の対策を検討予定である。

〈課題〉

- ・木材の乾燥による変形
- ・クリープによる変形
- ・大きな軸力が木材の半径（柁目）方向に作用することによるめり込みなどの変形

〈対策〉

- ・木材の乾燥による含水率の低減
先の変形は、含水率の影響を大きく受けるため、人工乾燥も視野に入れ含水率を下げる乾燥方法について検証を行う予定である。
- ・乾燥収縮率の少ない木材を使用することも視野に入れる。
- ・梁材の縦寸法の割り増し
- ・半径（柁目）方向に作用する軸力を受ける梁材に対し、敷鉄板等を用いためり込み防止（ガラス乾板写真や昭和実測図にみられる。）



敷鉄板が記載された図面（竹中工務店画像加工）
昭和実測図(名古屋城天守二層及三層東側矩計詳細図)
(名古屋城総合事務所所蔵)



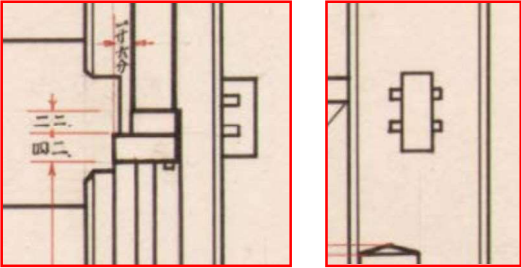
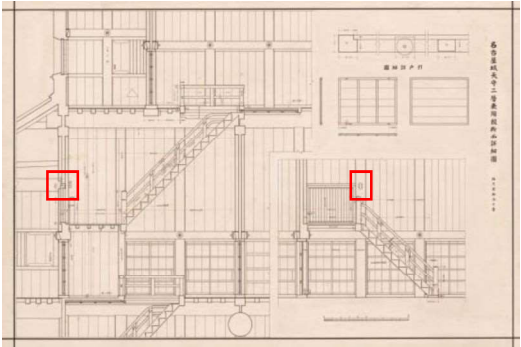
敷鉄板が写っている写真（竹中工務店画像加工）
ガラス乾板写真(天守閣一階内橋台上下側の石落及び鉄砲狭間)
(名古屋城総合事務所所蔵)

大天守の継手・仕口について

- 復元方針
- 昭和実測図、古写真、絵図、などの各種史料から名古屋城大天守の継手・仕口は、武者走りの繋梁仕口のみである。継手・仕口の推定は、修理工事報告書を用いての検討を行う。対象は、名古屋城内に現存する同時代・同敷地内の建物である西南・西北・東南隅櫓で使用されているものを基本とし、その他の参考事例として、同年代の城郭建築を採用した。
- 採用優先順位としては、名古屋城東南・西北・西南隅櫓、姫路城天守を第一とし、その他天守・櫓を第二とする。

名古屋城大天守 継手・仕口検討 参考資料名	備考
重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書	
重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書	
重要文化財名古屋城西南隅櫓修理工事報告書	
国宝重要文化財 姫路城保存修理工事報告書Ⅲ	大天守・小天守に限定
国宝犬山城修理工事報告書	
国宝彦根城天守・附櫓及び多門櫓修理工事報告書	天守・附櫓に限定
重要文化財熊本城宇土櫓保存修理工事報告書	
国宝松本城	
重要文化財松江城天守修理工事報告書	

- 昭和実測図、ガラス乾板から確認できる仕口
- 昭和実測図、写真から確認できる継手・仕口は、武者走りの繋丸太梁仕口のみであった。



名古屋城天守二層表階段断面詳細
昭和実測図を竹中工務店が加工



ガラス乾板 天守閣四階内階段
昭和実測図を竹中工務店が加工

昭和実測図、写真より

- 武者走りの繋丸太の仕口は入側柱へ柄差鼻栓止を基本とする
 - 鼻栓を使用していない箇所もある
- ということがわかる。

- 名古屋城東南・西北・西南隅櫓の継手・仕口(修理工事報告書より)

部位	部材	継手・仕口	東南隅櫓報告書	西北隅櫓報告書	西南隅櫓報告書
土台	土台	仕口	隅は相欠き	隅は相欠き(大正5年修理材)	記述無し
		継手	十文字柄付	長さ60cmの追掛大栓継(大正5年修理材)	追掛大栓継
		仕口	十文字柄付	記述無し	胴栓は2寸角の堅木
	大引土台	仕口	記述無し	側土台との仕口は渡臈	土台に相欠き大入れ(大正後補材)
	出窓土台	継手	記述無し	追掛大栓継(享和2年[1783]取交換材?)	記述無し
柱	二階柱	仕口	記述無し	土台当たりは太納入り蟻落とし(享和2年取換材?)	記述無し
		仕口	記述無し	上下とも短柄差	記述無し
	出桁棟行内部の柱	仕口	柄差し、込栓打ち	記述無し	記述無し
	柱	一	記述無し	記述無し	巾6寸×2寸×長さ2寸の短柄(大正修理時にすべて足元切断)
		仕口	鼻栓締め	柱当り打ち抜き、両側より楔締め	記述無し
貫	通り貫	仕口	記述無し	隅柱当りは打ち抜きで通し、相欠きとし外面より楔締め	記述無し
		継手	記述無し	柱真において追掛継ぎ	略鎌継ぎ(大正の継手)
		仕口	側桁に合欠き組み	記述無し	記述無し
	紫虹梁	仕口	内部の柱に柄差込栓止め	記述無し	記述無し
		継手	記述無し	柱真において鎌継ぎ	記述無し
梁	繋梁	仕口	記述無し	柱当たりに打抜納鼻栓打ち	記述無し
		仕口	記述無し	頭繋の上に渡り臈でかけ渡し	記述無し
		継手	記述無し	柱真において鎌継	記述無し
		仕口	記述無し	柱当りは打抜納鼻栓打ち	記述無し
		継手	記述無し	繋梁真にて鎌継	記述無し
	敷梁	仕口	記述無し	繋梁の上で鎌継ぎ	記述無し
		仕口	記述無し	繋梁当りは渡り臈にかけ渡し	記述無し
		仕口	記述無し	はね出し部は先端横受納にて出桁を受ける	記述無し
		仕口	記述無し	繋梁の上に渡り臈にかけ渡し	記述無し
		継手	記述無し	柱真において鎌継	記述無し
	梁	仕口	記述無し	鎌継ぎ	記述無し
		仕口	隅は相欠き	金輪継ぎ	記述無し
		継手	記述無し	隅繋梁当りに大入れ釘打ち	記述無し
		仕口	記述無し	端部はその階の柱に打抜納鼻栓打ち	土台に相欠き大入れ
		仕口	記述無し	梁当たりは渡り臈	記述無し
桁	柱受敷桁(2・3階)	仕口	記述無し	頭繋の上に渡り臈でかけ渡し	記述無し
		仕口	記述無し	打抜納の先端を斜めに切断し、継手を雇鍵	記述無し
		仕口	記述無し	束真で鎌継ぎ	横束位置で二か所目違い付き台持ち継ぎ(大正の後補材)
		仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
	軒桁	仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
小屋組	小屋梁	仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
		仕口	記述無し		
	棟木	継手	記述無し		
		継手	記述無し		

- 外周部の繋梁は入側柱に柄差込鼻栓止めとしている
- 柱の仕口は短柄差しとしている
- 梁、桁の継手は柱や梁などの下材真で鎌継としている
- 貫は追掛継か略鎌継。

- 姫路城大天守・東・乾・西小天守の継手・仕口(修理工事報告書より)

部位	部材	継手・仕口	大天守	西小天守	乾小天守	東小天守
土台	1階土台	仕口	記述無し	石垣天端にひかりつけ、隅は相欠き	隅は相欠き	納穴、礎石とひかりつけ、隅は相欠き
		継手	記述無し	追掛大栓継ぎ	追掛大栓継ぎ	追掛大栓継ぎ ※図Fig58
貫	貫	継手	記述無し	柱真において略鎌継または胴突継	記述無し	柱真と関係ない位置で、略鎌継
		仕口	記述無し	隅柱に小根柄差し楔締め	小根柄に楔留め	上楔締め、下楔締め各所使い分け
梁	1階床梁	仕口	記述無し	側土台に蟻掛け	土台に蟻掛け	敷梁上端に角太柄入れ
		仕口	記述無し	記述無し	記述無し	側土台に蟻入れ
		継手	記述無し	記述無し	鎌継	記述無し
	3階床梁	仕口	記述無し	側柱に折置	敷梁に蟻掛け(めりこみ止めの鉄板補強)	柱に擦輪柄差
		仕口	記述無し	側柱に柄差し鼻栓打ち	記述無し	室内は角礎材を柱頭柄差し
	1階隅木	仕口	記述無し	記述無し	隅木尻を柱に短柄差し隠止め	記述無し
	3階柱踏み	継手	記述無し	梁行上木に渡り臈	下木に渡り臈	記述無し
桁	2階軒桁	仕口	記述無し	隅仕口は桁行を下木に片捻組	桁に蟻掛け	隅組手は桁行を下木として捻組
		継手	記述無し	鎌継	布継	布継
		継手	記述無し	桁行は中央にて布継	布継	記述無し
	(1階)出桁	仕口	記述無し	記述無し	記述無し	腕木に渡り臈
		継手	記述無し	布継	記述無し	布継
		仕口	記述無し	記述無し	記述無し	隅組手は桁行を下木に両捻組み
	3階出桁	継手	記述無し	記述無し	記述無し	殺ぎ継
小屋組	小屋梁	継手	記述無し	大梁上で鎌継	梁上で鎌継	大梁上で鎌継
	母屋	継手	記述無し	布継	記述無し	記述無し

- 梁、桁を蟻掛けで架けている。
- 貫は略鎌継か胴突継。
- 梁、桁は鎌継、布継が多い。大天守解体中図版より、梁の下材真で継いでいることがわかる。
- 大天守軸部部材継手仕口図より、目地入りの鎌継が使われている。
- 土台の継手は追掛大栓継ぎ。
- 大天守解体中の図版より、柱と梁の接合部に竿車知継が使用されている。

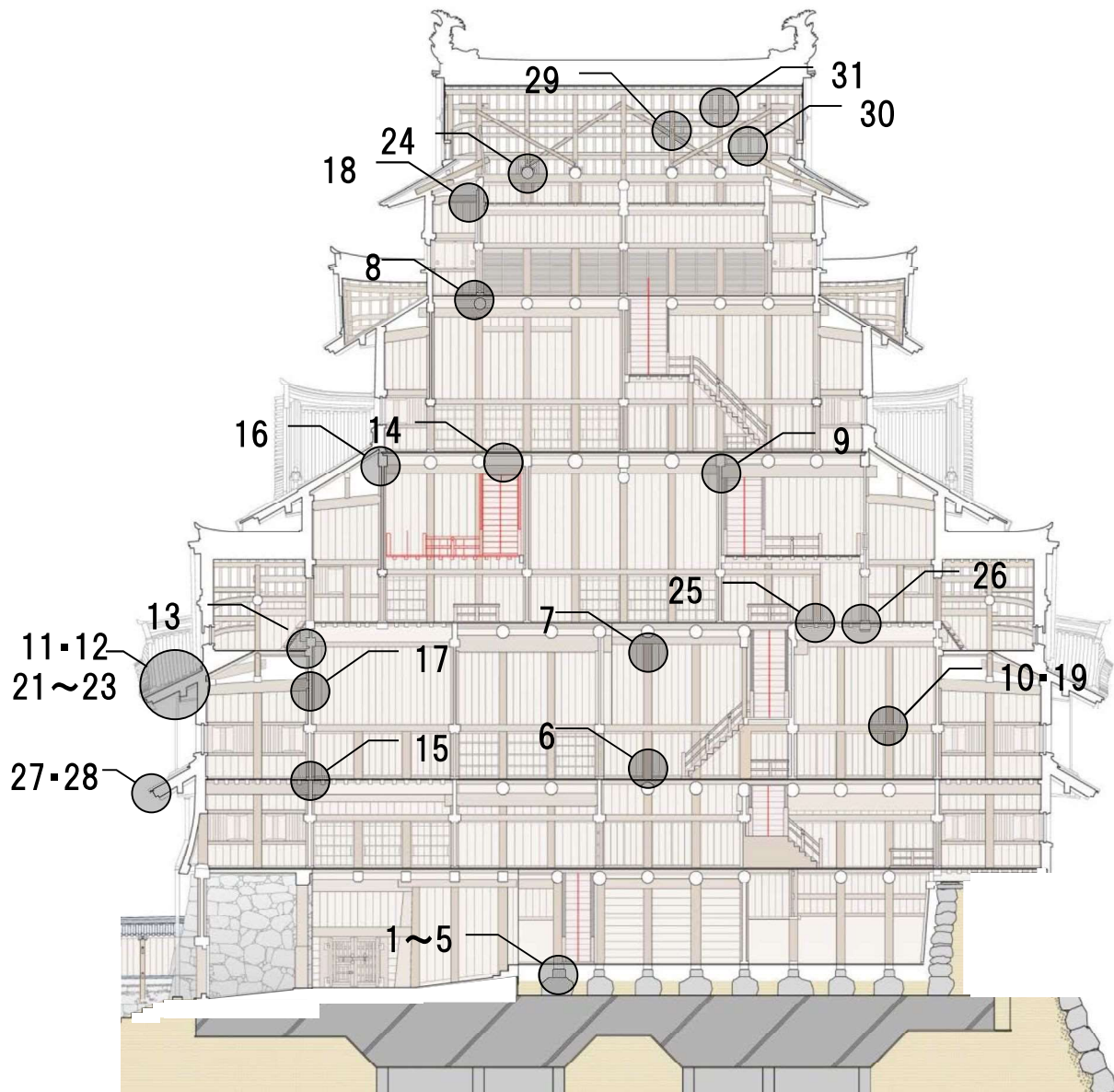
大天守の継手・仕口について

・その他現存天守・の継手・仕口の推定

- ・土台の継手は鎌継、金輪継、台持継など種々みられる。仕口は隅は相欠き、他の土台との組手も相欠きなど単純な仕口が多い。
- ・柱の仕口は短柄が多い。上部の梁などの関係から長柄や重柄も見られた。
- ・貫の継手は略鎌継のみであった。
- ・指物は柱に柄差しが多くみられ、車知柄を用い例もあった。
- ・梁、桁の継手の多くは鎌継で、台持継も見られた。

・類例による名古屋城大天守の継手・仕口の推定

類例の調査結果より、名古屋城大天守の継手・仕口に採用する継手・仕口を右記表に示す。
また、参考類例欄には採用する継手・仕口が実際に使用されている事例を示す。



継手・仕口使用部位図
(図中の番号は右表中の番号を示す)

昭和実測図を基に名古屋市が作成したCADデータに竹中工務店が加筆・修正。

部位		継手形式	仕口形式	参考類例
土台	1. 土台の継手	目地入鎌継		
	2. 土台の隅部仕口		相欠	名古屋城東南・西北隅櫓
	3. 土台のT字部仕口		蟻掛	犬山城
	4. 土台の十字部仕口		蟻掛	
	5. 土台一大引き		蟻掛	
柱	6. 柱下部の仕口		柄差	名古屋城西北・西南隅櫓
	7. 柱上部の仕口		柄差	名古屋城西北・西南隅櫓
	8. 柱下部の仕口		柄差	名古屋城西北・西南隅櫓
横架材	9. 梁丸太継手	目地入鎌継		名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
	10. 力貫	柱真で略鎌継 楔打ち		犬山城、松江城、彦根城
	11. 出桁・側桁	目地入鎌継		名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守、他
	12. 出桁 出隅		蟻掛	
	13. 敷桁	目地入鎌継		名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
その他 構造材の仕口	14. 胴差	目地入鎌継		名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
	15. 通し柱一胴差		竿車知継	姫路城大天守、松本城乾小天守
	16. 通し柱一胴差 出隅		長柄差 込栓打ち	
	17. 柱一繋ぎ梁		長柄差 鼻栓打ち	名古屋城西北隅櫓
	18. 柱一繋ぎ虹梁		長柄差 鼻栓打ち	名古屋城西北・東南隅櫓
	19. 柱一力貫		略鎌継 楔打ち	姫路城東小天守、 犬山城、松江城、彦根城
	20. 柱一力貫 出隅		下げ鎌 楔打ち	
	21. 側桁 出隅		三枚柄通し栓打ち	
	22. 繋ぎ丸太一側桁		渡腮	
	23. 繋ぎ丸太一出桁		蟻落し込み	
	24. 敷桁一梁		渡腮	名古屋城西北隅櫓
	25. 根太	目地入蟻継		名古屋城東南隅櫓
	26. 梁一根太		大入蟻掛・渡腮	
	27. 茅負	鎌継		犬山城
	28. 裏甲	曲折目違柄		犬山城
	29. 小屋貫	略鎌継 楔打ち		
	30. 野垂木	殺継		名古屋城西南隅櫓
	31. 棟木、母屋	束真で腰入鎌継		名古屋城西北隅櫓

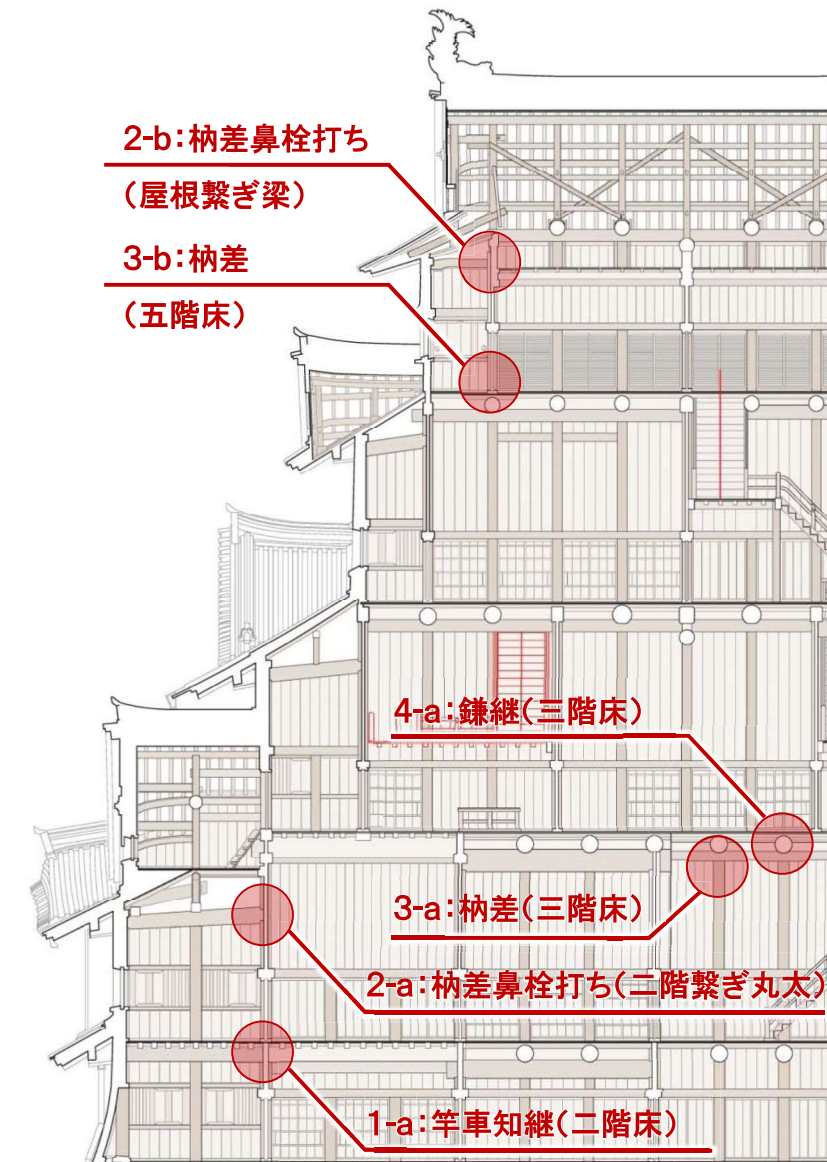
・構造実験(接合部実験)計画

構造実験全体概要

- ・木造復元天守の主な耐震要素の強度、変形性能等の構造特性を把握するため、構造実験を実施する。
- ・木造復元天守の条件に合わせた実験とするため、実大試験体とする。
- ・補強仕様については、今後の詳細設計、要素実験等の結果に基づき検討する。
- ・実験は竹中技術研究所（千葉県印西市）にて行う。

接合部実験試験体概要

- ・接合部実験を実施する主要な接合部位を下表に示す。
 - ・それぞれの接合部位における実験対象箇所は、対象数の多い箇所を中心に選定した。
 - ・すべての試験体において各部材の材料試験を行う。
- 下図に前項で決定した継手・仕口の概要を示す。

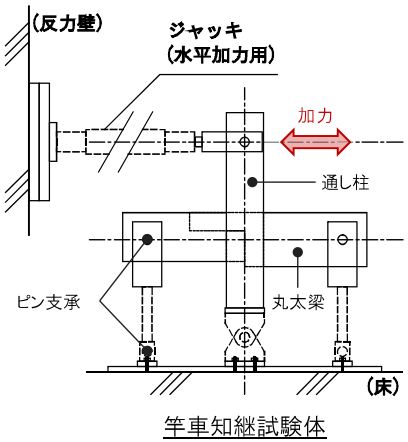


昭和実測図を基に名古屋市が作成したCADデータに竹中工務店が加筆・修正。

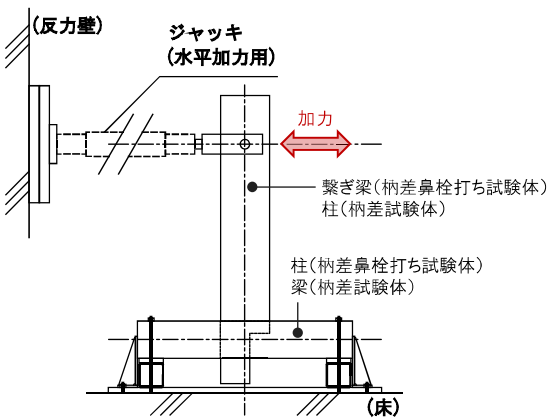
実験項目	
1. 土壁を含む軸組（土壁・軸組のみ・防弾壁）	3. 床（床版・補強仕様）
2. 武者走り内側の軸組（軸組のみ・補強仕様）	4. 接合部（竿車知継・杓差鼻栓打ち・杓差・鎌継）

接合部実験方法概要

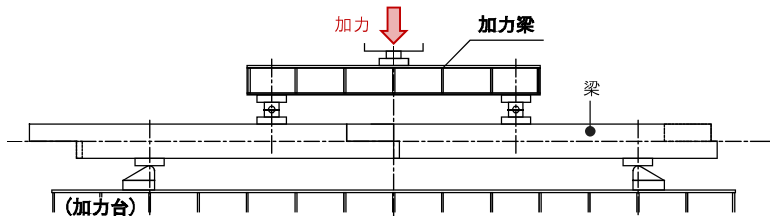
- ・実験方法案を下図に示す。
- ・杓差試験体では、柱に軸力を作用させ、柱傾斜復元力を反映できる機構とする。



竿車知継試験体



杓差鼻栓打ち試験体 および 杓差試験体



鎌継試験体

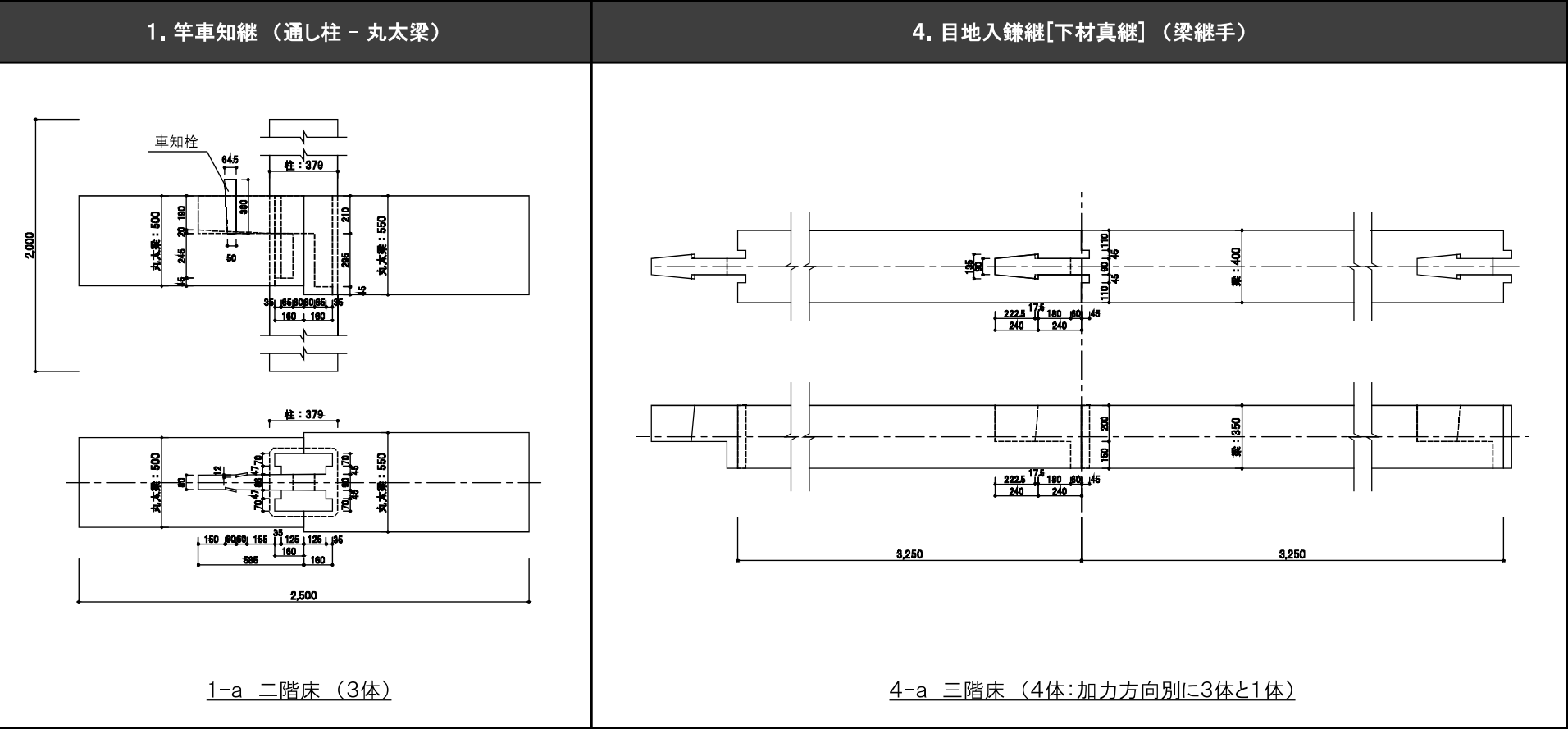
接合部位	継手・仕口形式	対象箇所	試験体数
1. 通し柱-丸太梁の仕口	竿車知継	a. 二階床	3体
2. 柱-繋ぎ梁の仕口	杓差鼻栓打ち	a. 二階繋ぎ丸太 b. 屋根繋ぎ梁	3体 1体
3. 柱頭・柱脚の仕口	短杓差	a. 三階床 b. 五階床	3体 1体
4. 梁継手	目地入鎌継(下材真継)	a. 三階床	4体 (加力方向別に3体と1体)

接合部実験スケジュール

H30 (2018)			
1	2	3	4
木材調達	木材加工	実験	

・構造実験(接合部実験)計画

試験体図



試験体材種

・復元案では柱・梁の箇所によって材種が異なるが、実験では採用する材種のうち基準強度の低い材種を用いて接合部の構造性能を検証することとし、試験体には柱・梁ともにベイヒバを使用する。

復元案の材種(第7回天守閣部会資料より抜粋)

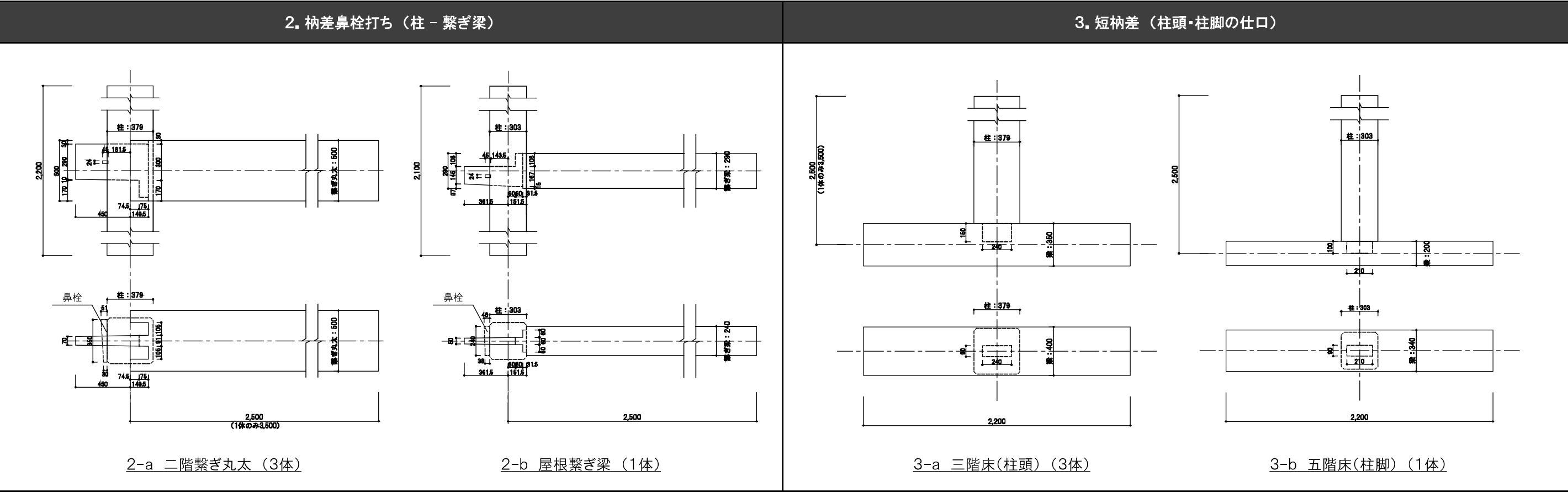
部位		材種
柱	通し柱	国産松
	管柱	国産松
梁	丸太梁	国産松(一部、長尺材大径をベイヒバ、ペイマツ※)
	角梁	国産松、国産松(")

※ 調達状況、新たな史実により材種を変更する場合があります。

基準強度（平12建告第1452号より抜粋）

材種	基準強度(無等級材)(N/mm ²)			
	圧縮 Fc	引張 Ft	曲げ Fb	せん断 Fs
赤松 黒松 ペイマツ	22.2	17.7	28.2	2.4
桧 ベイヒバ※	20.7	16.2	26.7	2.1

※ ベイヒバは基準強度が設定されていないが、文献(ベイヒバ製材品の強度性能、森林総合研究所研究報告)において「ベイヒバを現在の無等級材の樹種群に追加する場合、からまつ、ひば、ひのき、べいひと同じ樹種群に含めることが適当である」と述べられており、桧と同じ基準強度として扱う。



木造復元天守の昇降等に関する検討について

I. 天守閣木造復元の前提条件

- 名古屋城天守閣木造復元については、文化財保護法による「復元」とし、**建築基準法第3条第1項4号の適用により建築基準法の適用を除外**することで、木造による復元が可能となるが、構造や防火・避難に関する性能について現代建築物と同等の安全性を確保することが前提条件となる。
- バリアフリー法については、建築基準法第3条の適用を受けることで、特別特定建築物に該当せず、**建築物移動円滑化基準への適合義務に関する規定は適用されない**。しかし、地方公共団体及び施設管理者の責務である**移動円滑化を促進するために必要な措置を講じる努力義務については適用**される。

II. 現在の天守閣に関するバリアフリーの状況

- 本丸エリアから大天守5階までは、エレベーターを利用して昇降することが可能となっており、バリアフリーへの対応はできているが、1階から5階が展示室となっているため展望はできない。天守最上階（7階）の展望室への昇降は階段のみしかないので、バリアフリーへの対応ができていない。

III. エレベーター設置の可否に対する市民意見

次の趣旨の意見が多数寄せられている。

- 戦災で失った天守を復元する事業であり、元々の天守になかったエレベーターを設置するべきではない。
- 復元とはいっても、これから建設する建物なのでバリアフリーは当然である。したがってエレベーターは必須である。

IV. これまでのバリアフリーの検討

目 的	内 容	具 体 例
名古屋城全体のアクセスについて、城内の移動円滑化を進め、安全で快適な観覧環境を整備する。	城内の観覧ルート及び観覧施設や便益施設へのアクセス性を改善し移動円滑化にむけた施設整備を進める。	平成30年度に、城内のアクセス性について、現状把握をするための調査を実施し、その結果を踏まえ適切に改善を進めていく。
急な階段の昇降が不便な方に木造天守を体感していただく。	木造復元天守内から見た内部空間や景観が体感できる施設（VR等）を設置する。	分身ロボットを活用する。天守内を見学するロボットが感じるものをシアターで体感する。ロボットと同行する人との会話も可能。
急な階段の昇降が不便な方に、サポートにより天守内のエレベーターでいけない場所を見学していただく。	予め日時を設定（ハートフル・デイ）し、機械や人的なサポートを行う。	歩行アシスト器具を本人、或はアシストするボランティア等が装着し、階段を昇降して見学する。
急な階段の昇降が不便な方に、新たな昇降技術により天守内のエレベーターでいけない場所を見学していただく。	階段を昇降する車いす型のロボットやドローンの改良など、新技術により対応する。	ロボット技術等により障害物を乗り越えることができる車いすにより、なだらかな階段を3段昇降することが可能。天守の昇降のためには、安全性を含めさらに技術開発が必要。

<エレベーター設置について複数案の検討と課題の整理>

(1) 技術提案に基づく内部エレベーター（4人乗り）

方式	到達階	史実との乖離	課 題
4人乗り	3階	大梁を一部切欠く程度であるが、 <u>一部「史実」との乖離が生じるもの</u> と考えられる。	<バリアフリー> ○ エレベーターが狭いため、一般的な車いすや電動車いすなどへの対応ができない。 （かご寸法 奥行100cm×間口80cm） ○ 最上階への登城は困難。 <緊急時・災害発生時の避難> ○ 災害等発生時の対応のため、天守内部に避難階段や避難器具等の設置が必要となる可能性がある。 ○ 避難階段による避難をする場合であっても、人的サポートによる避難などが必要である。 ○ 屋内に避難階段を設置する場合には、防火区画等を検討する必要がある。 ○ 内部に設置する避難器具については、木造天守にあわせ更なる開発が必要である。
	4階	大梁を1か所切断する上、避難階段の設置が必要となった場合には、大梁を更に1か所切断する必要があり <u>「史実」との乖離が比較的大きくなるもの</u> と考えられる。	

(2) その他のエレベーター（内部）

方式	到達階	史実との乖離	課 題
11 人 乗り	4 階 (最高)	柱や大梁を大幅に切断し、鉄骨などにより建物を補強 する必要があるため、「<u>史実</u>」と大幅に乖離するものと考えられる。 到達階を 4 階とするエレベーターを設置し、4 階から避難階段の設置が必要となった場合には、大梁を 1 か所切断する必要がある「<u>史実</u>」との乖離が更に大きくなる。	<バリアフリー> ○ 電動車いすへの対応も可能であるが、最上階への登城は困難。 <緊急時・災害発生時の避難> ○ 災害等発生時の対応のため、天守内部に避難階段や避難器具等の設置が必要となる可能性がある。 ○ 避難階段による避難をする場合であっても、人的サポートによる避難などが必要である。 ○ 屋内に避難階段を設置する場合には、防火区画等を検討する必要がある。 ○ 内部に設置する避難器具については、木造天守にあわせ更なる開発が必要である。 ○ 電動車いす使用者の避難については多人数のサポートが必要。

(3) その他のエレベーター（外部）

方式	到達階	史実との乖離	課 題
11 人 乗り	1 階	外壁に史実にない開口部を新規に設置する必要があることや、特別史跡の景観上好ましくない影響を与えることなどが考えられ、木造天守への影響範囲は小さいが、「<u>史実</u>」との乖離が生じるものと考えられる。	<バリアフリー> ○ 電動車いすへの対応も可能であるが、遺構を毀損しない基礎構造とする必要があるため、到達階が 1 階に限定される。 <緊急時・災害発生時の避難> ○ 災害等発生時の対応のため、外部エレベーターに避難階段や避難器具等を併設するとともに、人的サポートによる避難などが必要である。 ○ 電動車いす使用者の避難については多人数のサポートが必要。



特 別 史 跡

名 古 屋 城 跡

保 存 活 用 計 画 (案)

平成30年3月30日
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）

抜 粋

名古屋市

3-2 構成要素

3-2-1 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡は様々な要素から構成されているが、それらは特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素と特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素に大別できる。特別史跡未告示区域である二之丸内部及び三之丸北東土塁については、昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から指定すべき箇所として答申されていることを踏まえ、構成要素の分類においては特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素に含める。

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素は、「（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素」及び「（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素」、「（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素」、「（Ⅳ）その他の諸要素」に細分し、「（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素」については、3-1 で明示した本質的価値を踏まえ、「近世に形成された諸要素」と「補完する諸要素」に分類する。「（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建建造物、「（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素」については近代以降に形成された要素ではあるものの名古屋城の歴史的経緯を示すもの、その他については「（Ⅳ）その他の諸要素」とする。

また、特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素は、2-2-5 で示した名古屋城周辺地区（『名古屋市歴史的風致維持向上計画』において重点区域として設定した「名古屋城周辺地区」）を構成する諸要素と位置づけ、「（Ⅴ）名古屋城に関連する諸要素」とする。

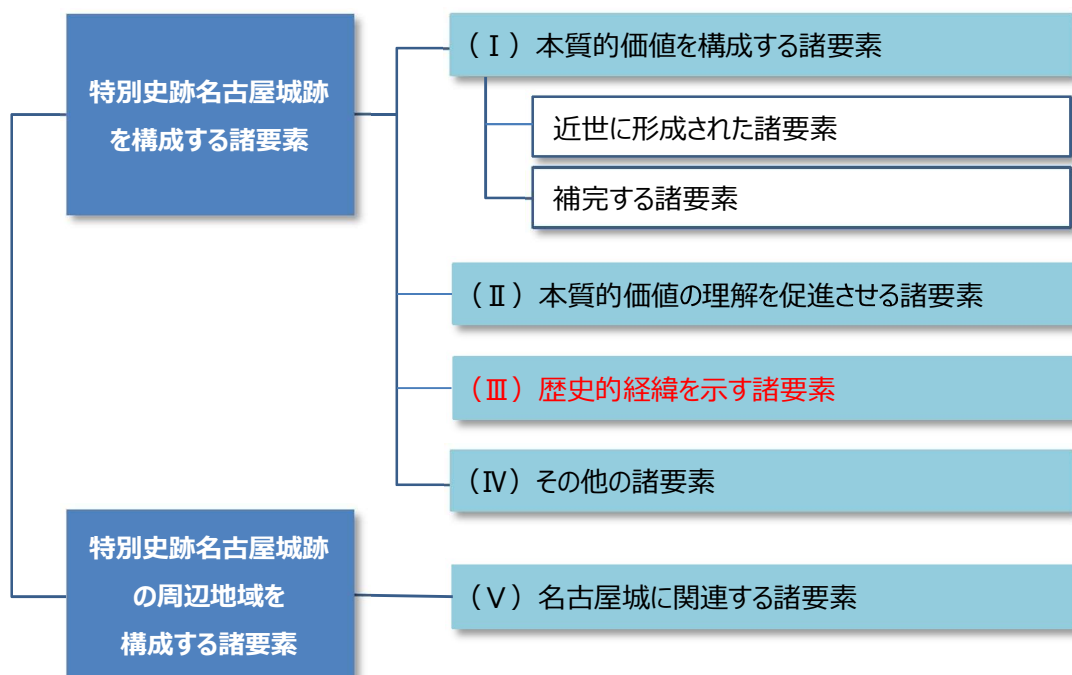


図 構成要素の分類

3-2-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素を以下の表に整理した。

「(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素」のうち、「近世に形成された諸要素」については藩政期を通して名古屋城を構成してきた遺構とし、「補完する諸要素」については往時の名古屋城を知ることができる史資料や遺物などとした。

「(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素」については、戦災により焼失したが、詳細な史資料等により忠実に復元された本丸御殿等の復元建造物や、天守閣をはじめとした外観復元建造物などとした。

「(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素」については、近代以降に新たに形成された石垣・堀・土塁等や乃木倉庫などとした。

「(Ⅳ) その他の諸要素」については、展示施設や便益施設、名古屋城に生息する動植物など史跡を活用する上で重要な役割を担う施設等とした。

「(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素」については、名古屋城との歴史的な関連性が高い諸要素とした。

表 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

区分		諸要素
(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪
		虎口
		石垣
		土塁
		堀（空堀、水堀）
		地下遺構（旧地形・造成地形を含む）
		二之丸庭園
		建造物等（櫓、門、塀など）
		井戸
		天守礎石
	カヤ	
補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片 史資料（文献、絵図、古写真、実測図など）	
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素		復元建造物（本丸御殿、不明門） 外観復元建造物（天守閣、正門（榎多門））
(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	近代に形成された諸要素	石垣・土塁・堀
		地下遺構
		乃木倉庫
(Ⅳ) その他の諸要素		茶席、名古屋鉄道瀬戸線跡、石碑、井戸など
		便益・休憩施設（便所、休憩所など）
		展示施設（御深井丸展示館）
		管理施設（名古屋城総合事務所など）
		案内板、説明板、植栽、動物
(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素		名城公園北園、三之丸庭園、橋、徳川園、地下遺構など
		便益施設（駐車場など）
		案内板、説明板
		堀川
		寺社

表 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素の地区区分

地区区分	特別史跡名古屋城跡の構成要素			
	(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を 促進させる諸要素	(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	(Ⅳ) その他の諸要素
本丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、内堀、地下遺構、東南隅 櫓、西南隅櫓、本丸表二之 門、旧二之丸東二之門、井 戸	本丸御殿、不明門、天 守閣	近代:石垣、地下遺構	便益・休憩施設、管理施 設、案内・説明板、植栽、 動物
二之丸(北) (有料区域)	近世:曲輪、石垣、土塁、地 下遺構、二之丸庭園、南蛮 練堀、井戸、埋門跡	—	近代:地下遺構	現代:土塁 便益・休憩施設、管理施 設、案内・説明板、二之丸 広場、石碑、植栽
二之丸(南) (無料区域)	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、二之丸大手 二之門	—		便益・休憩施設、案内・説 明板、愛知県体育館、植 栽
西之丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、名古屋城のカ ヤ	正門(榎多門)	近代:石垣、地下遺構	展示施設、便益・休憩施 設、管理施設、石碑、井 戸、案内・説明板、植栽
おふけまる 御深井丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、西北隅櫓、井 戸、天守礎石	—	近代:乃木倉庫	茶席、展示施設、便益・休 憩施設、石棺式石室、塔 の心柱礎石、井戸、案内・ 説明板、植栽
外堀(空堀)	近世:石垣、堀(空堀)、地下 遺構	—		案内・説明板、植栽
外堀(水堀)	近世:石垣、堀(水堀)、地下 遺構	—		便益・休憩施設、案内・説 明板、植栽、動物
三之丸外堀	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、堀(空堀)、地下遺構	—	近代:土塁	名古屋鉄道瀬戸線跡・愛 知縣護国神社、案内・説 明板、植栽
その他	旧本丸御殿障壁画、金具 類、旧本丸御殿欄間破片、 史資料(絵図、古写真、実測 図など)	—		—
周辺地域	(Ⅴ)名古屋城に関連する諸要素			
	地下遺構(名古屋城三の丸遺跡)、建中寺徳川家霊廟、竹長押茶屋、風信、堀川、三之丸庭園、徳川園、 蓬左文庫、徳川美術館、第三師団司令部赤煉瓦堀、名城公園北園、便益施設(駐車場)、町並み保存地 区、案内・説明板、寺社			

表 本丸における各諸要素の概要

		名称	概要
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	本丸
			本丸大手馬出
			本丸搦手馬出
		虎口	
		石垣	
		土塁	
		内堀	
		地下遺構	
		建造物等	東南隅櫓 ＜重要文化財＞
			西南隅櫓 ＜重要文化財＞
			本丸表二之門 ＜重要文化財＞
			旧二之丸東二之門 (本丸東二之門跡) ＜重要文化財＞
		井戸	
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物	本丸御殿 ※復元整備中 (一部公開)	・木造平屋建(書院造)、延床面積：約3,100㎡、復元時代設定：寛永期 ・昭和20年(1945)の空襲で焼失したが、平成21年(2009)より復元整備に着手している。 ・復元整備は工期が3期10年であり、原則として旧来の材料・工法により進めている。 ・本丸御殿の中には、重要文化財旧本丸御殿障壁画の復元模写を据えている。
		不明門	・大天守閣東の土堀の中に組み込まれた埋門 ・本丸北側と御深井丸をつなぐ門であるが、嚴重に施錠され「あかづの門」と呼ばれていた。 ・昭和20年(1945)の空襲で焼失したが、昭和53年(1978)に復元され、現在は通用門として利用されている。

名称		概要
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建物	天守閣 ・大天守閣：地下 1 階地上 7 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：5431.73 m ² ・小天守閣：地下 1 階地上 3 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：1347.71 m ² ・橋台：延長 42m、大天守閣と小天守閣を連結し、石垣上に土塀を設けて通路の防御とし、外部に面する西側には軒桁に 30cm 余りの檜の穂先を並べた忍び返し（剣塀）をつけている。 ・昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、市民の機運の高まりにより昭和 34 年（1959）に再建した。 ・昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、旧本丸御殿障壁画や史資料などを展示する展示収蔵施設としている。
	近代	石垣 ・本丸大手馬出西面の改変時に南面の連結部に新たに構築された石垣 地下遺構 ・離宮期の高等官便所跡
(Ⅳ) その他の諸要素	便益・休憩施設	・本丸休憩所：1 箇所、トイレ：2 箇所、飲食店：1 箇所 ・本丸休憩所では、土産物販売、休憩所、トイレなどがある。 ・飲食店「きしめん亭」は、昭和 43 年（1968）築で、トイレを併設している。
	管理施設	・守衛詰所：1 箇所 ・平成元年（1989）築。施設管理者の詰所として利用している。
	案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	植栽	・中高木：クロマツ、サクラ類、スギ、エノキ、クスノキ、ツバキ、オニグルミなど ・低木：ツツジ類、アジサイ、アオキなど
	動物	・シカ 2 頭 ・本丸表二之門から不明門までの本丸の西側を囲む内堀に生息している ・『金城温古録』に二代徳川光友の頃、二之丸東二之門北の空堀でシカを飼っていたが、その後山に放したとの記述がある。 ・昭和 9 年（1934）に大垣市からシカを購入するも、戦中に食糧難で死滅。戦後、昭和 27 年（1952）に堀の雑草対策などからヤクシカの飼育を開始。平成 3 年（1991）には和歌山城動物園からホンシュウジカを譲受。平成 18 年（2006）にヤクシカは全て死滅。現在はホンシュウジカ 2 頭となる。

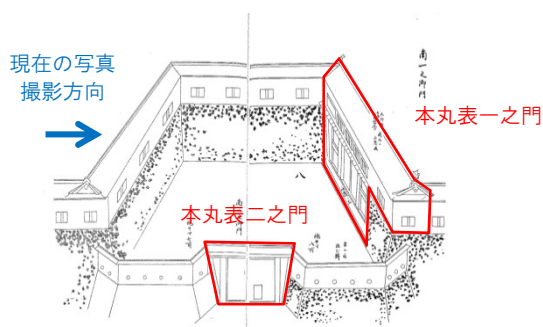


図 虎口（本丸表門枡形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本丸表門枡形）
（現在）

表 二之丸(北)における各諸要素の概要

名称		概要
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 二之丸 ・名古屋城の中心部で最も広く、本丸・三之丸と繋がる曲輪。 ・周囲は堀・石垣に囲まれ、東面から南面と西面の南部にかけては曲輪内に土塁が巡る。 ・西面と東面にはそれぞれ二之丸大手門枳形、二之丸東門枳形跡がある。 ・現在は、南北を隔てる土塁が築かれている。
		石垣 ・二之丸の東面・西面・北面の石垣
		土塁 ・東側の土塁
		地下遺構 ・霜^{そう}傑^{けつ}跡 ・南池跡 ・北暗渠跡（往時から地上に表出していた可能性もある。） ・二之丸庭園に関わる御茶屋跡・園路跡・建物基礎跡・社跡・池跡 ・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		二之丸庭園 ＜名勝指定＞ ・名勝指定範囲：30,463.35 m²（全体） ・元和元年（1615）の二之丸御殿造営にともなって作庭されたとみられ、少なくとも二代光友、十代斉朝の時代に改修が行われている。明治期以降も様々な改変を受けながら現在に至っている。 ・陸軍省所管となった明治期に将校集会所の南側に玄関前庭として作庭された庭園であり、吉田紹和による作庭の可能性はある。 ・名古屋城の中心に位置する庭園であり、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であった。また、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることが評価されている。 ・昭和 28 年（1953）に北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、平成 30 年（2018）には二之丸庭園全体が名勝に追加指定された。
		建造物等 なんばんねりべい 南蛮練堀 ・二之丸庭園（北御庭）の北端の堀に面して築かれた全長約 80m の練堀である。この練堀は南蛮たたきで固められた非常に堅固なものであり、円形の鉄砲狭間が見られる。
		井戸 ・二之丸庭園南西に近世から存在すると考えられる井戸がある。
		うずみ 埋 門跡 ・臆病門ともよばれ、二之丸庭園の西方にめぐらされた高堀（土堀）の下をくぐり、石垣につくられた階段から空堀に降りることができた。 ・非常の場合、藩主は埋門より脱出することが極秘として定められていた。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構 ・陸軍期の兵舎跡
(Ⅳ) その他の諸要素	現代	土塁 ・二之丸(南)との境界部の土塁
		二之丸庭園 (東庭園) ＜名勝指定＞ ・名勝指定範囲：30,463.35 m²（全体） ・二之丸庭園に隣接していた名古屋学生会館跡地に作庭された庭園であり、昭和 54 年（1979）に開園した。 ・昭和 50 年（1975）の発掘調査により発見された 2 箇所の池の石組み、霜^{そう}傑^{けつ}（御茶屋）跡、暗渠跡を遺構の平面表示として整備するとともに、残りの部分を庭園として整備している。 ・平成 30 年（2018）に東庭園を含む二之丸庭園全体が名勝に追加指定された。
		便益・休憩施設 ・飲食店 1 箇所（二の丸茶亭）、休憩所 3 箇所（四阿、藤棚、望鯨亭）、トイレ 2 箇所、売店 1 箇所、コインロッカー ・二の丸茶亭は昭和 44 年（1969）築で、抹茶等の販売・提供を行っている。 ・南池東側のトイレは、昭和 43 年（1968）築。東門券売所にトイレが 1 箇所設置されている。

(3) 二之丸(南) (無料区域)

東南隅に二之丸辰巳櫓、南辺中央に太鼓櫓、西南隅に二之丸未申櫓、西辺には二之丸西曲輪多聞櫓を置いた。二之丸西曲輪多聞櫓の間には大手筋である大名小路へ通じる二之丸大手門（西鉄門）、東辺には三之丸北東部に通ずる二之丸東門（東鉄門）を配し、それぞれ二重の門で構成された枡形を構えていた。築城当初、内部は家老であった成瀬・竹腰の邸宅地となっていたが、寛文3年（1663）に三之丸に移った後、馬場や矢場等で構成された向屋敷として利用されていた。北側には二之丸(北)からつづいて二之丸御殿が広がっていたが、陸軍期には建造物は撤去され跡地に兵舎等が築かれた。二之丸大手一之門と二之丸東一之門は陸軍期に撤去されたと考えられる。戦後の昭和38年（1963）名古屋市は大蔵省から二之丸(南)の無償貸付を受け、愛知県へ設置許可を出し、翌年（1964）愛知県体育館が建設され、これに伴い二之丸大手二之門と二之丸東二之門が解体されるなどした。

昭和42年（1967）解体後保管されていた部材を替えることなく二之丸大手二之門を復原し、昭和47年（1972）に二之丸東二之門は本丸東二之門跡へ移築した。現在もこの区域には愛知県体育館が建つことから、有料区域に含めていない。

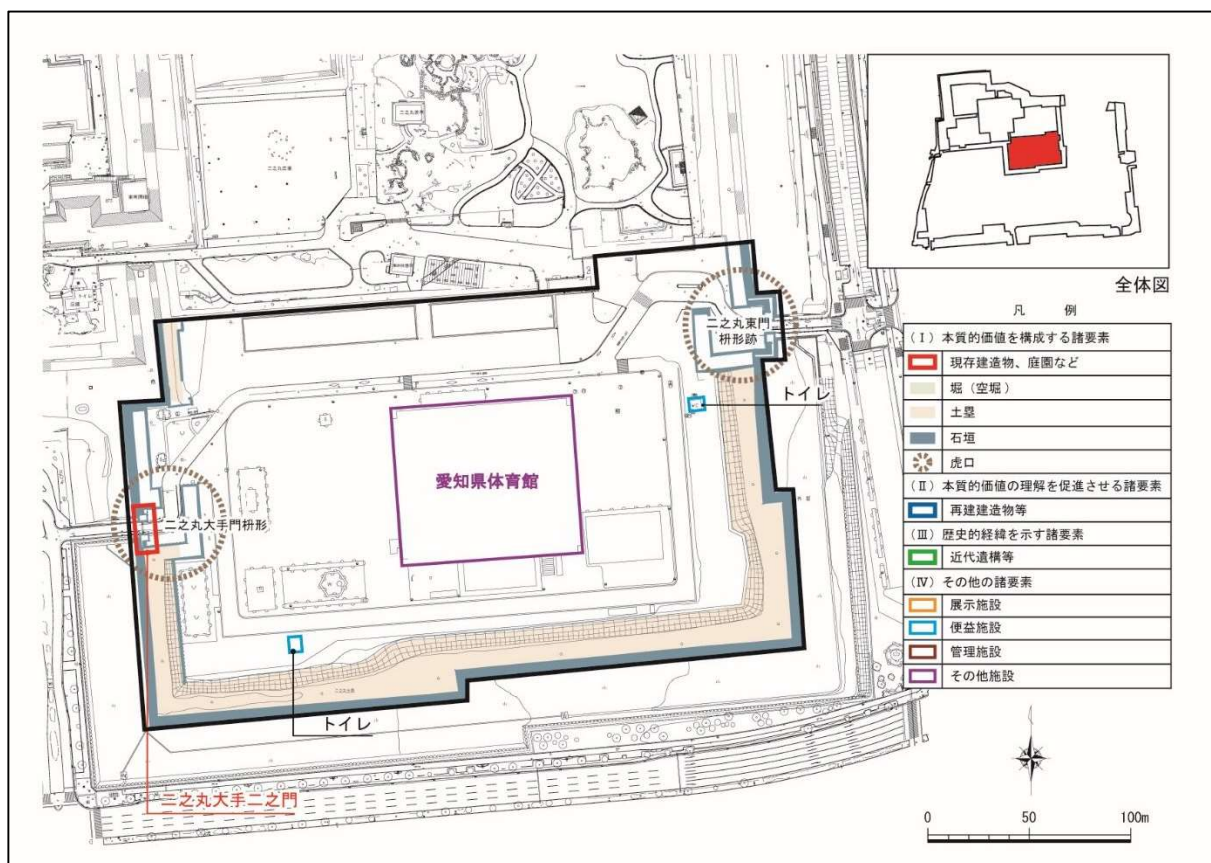


図 二之丸(南)の諸要素 位置図

表 二之丸(南)における各諸要素の概要

名称		概要
構成する諸要素 (Ⅰ)本質的価値を 近世	曲輪	二之丸
	虎口	・(2) 二之丸(北) (有料区域) にて整理
	石垣	・二之丸大手門枡形、二之丸東門枡形跡
	土塁	・外堀（空堀）に面する石垣、二之丸東門跡・二之丸大手門跡の枡形石垣
	地下遺構	・二之丸東門枡形跡から二之丸大手門枡形跡までの東・南・西側土塁 ・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構

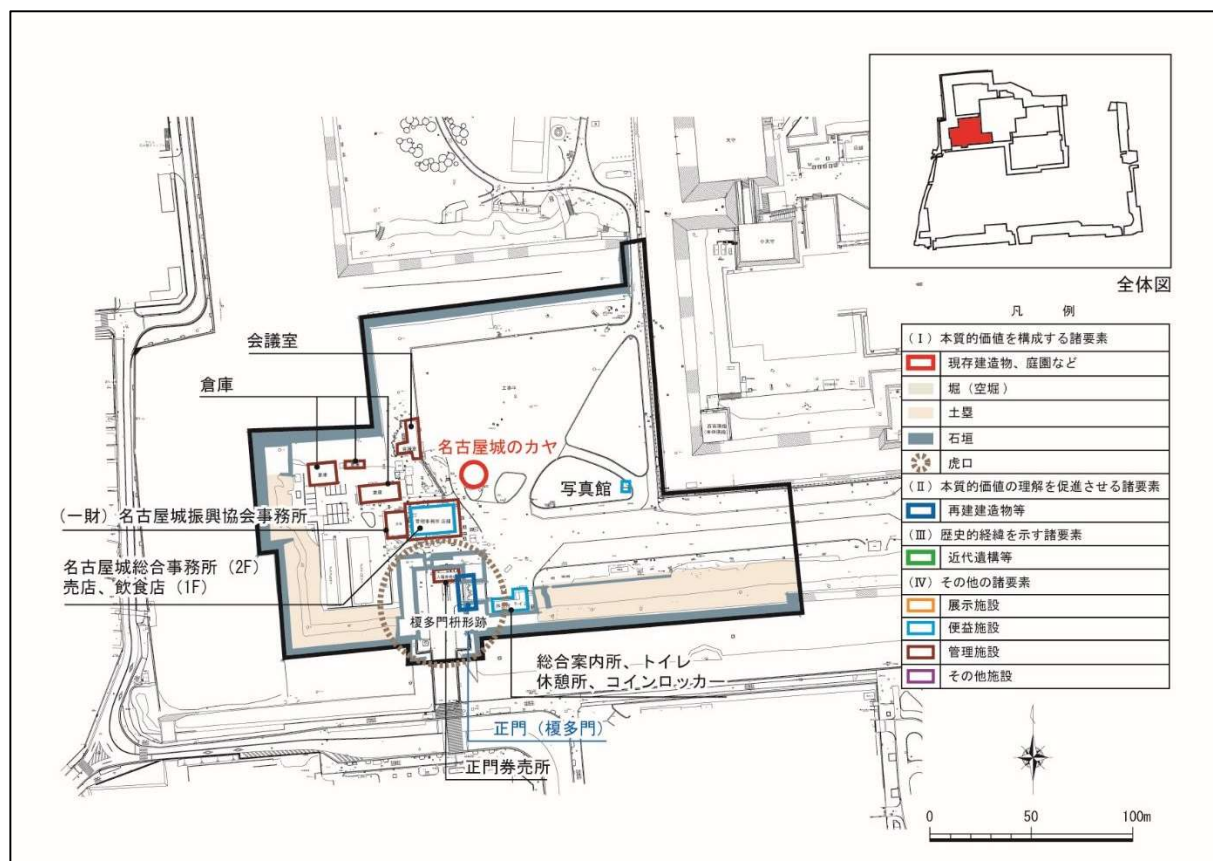


図 西之丸の諸要素 位置図

表 西之丸における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	
	曲輪	西之丸
	虎口	榎多門枅形跡
	石垣	外堀（水堀）に面した西面・北面、外堀（空堀）に面した南面、正門（榎多門）、月見櫓跡、榎多門枅形跡に位置している。
	土塁	西側土塁 南側土塁
	地下遺構	近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門（榎多門）

名称		概要
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	石垣 ・ 榎多門枳形跡の改変時に新たに構築された石垣
		地下遺構 ・ 陸軍期の営倉跡 ・ 宮内省官舎跡
(Ⅳ) その他の諸要素	井戸	・ 西之丸北部に1箇所井戸がある。
	便益・休憩施設	・ 総合案内所1箇所、売店（飲食店含む）1箇所、トイレ2箇所、写真館 ・ 総合案内所は、昭和63年（1988）築で、コインロッカー、休憩所、トイレが併設されている。 ・ 土産物を販売する売店及び、飲食店は名古屋城総合事務所と同施設の1階に設置されている（昭和45年（1970）築）。
	管理施設	・ 正門券売所、名古屋城総合事務所、（一財）名古屋城振興協会事務所、倉庫、会議室 ・ 正門券売所は、昭和47年（1972）築で、来場者の主要な出入口として、入退場の管理を行っている。 ・ 名古屋城総合事務所は、昭和45年（1970）築で、名古屋城の管理拠点・管理者の詰所として利用されている。 ・ （一財）名古屋城振興協会事務所は、利便施設等の運営等を行っている（一財）名古屋城振興協会の詰所として利用されている。 ・ 会議室は、平成3年（1991）築で、名古屋城総合事務所が所管・利用している。
	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	石碑など	・ 名古屋離宮石柱 ・ 正門横「金鯱」模型 ・ 刻名石
	植栽	・ 中高木：サクラ類、クロマツ、ツバキ類、ウメ、イヌマキ、キンモクセイ、モミジ類、アラカシ、ヒノキなど ・ 低木：ツツジ類、アオキ、キャラボク、ナンテンなど

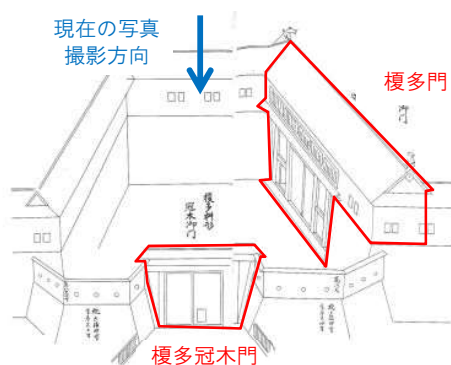


図 虎口（榎多門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（榎多門枳形跡）
（現在）



写真 正門（榎多門）（昭和初期）



写真 正門（榎多門）（現在）

表 御深井丸における各諸要素の概要

名称		概要
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 御深井丸 ・本丸・西之丸に繋がる曲輪。 ・周囲は水堀と石垣で囲まれ、西之丸と接する西部の南面の曲輪内面に土塁が巡る。 ・南部には透^{すかし}門枳形跡がある。
		塩蔵構 ・御深井丸東部に位置し本丸搦手馬出と繋がる小曲輪。 ・周囲は水堀と石垣で囲まれる。 ・西面には塩蔵門枳形跡がある。
		虎口 ・塩蔵門枳形跡、透^{すかし}門枳形跡
		石垣 ・曲輪の周囲は全て外堀（水堀）に面しているほか、西北隅櫓下、塩蔵門枳形跡に残っている。
		土塁 ・西之丸との境界（鵜の首）部分の石垣付近に残る土塁
		地下遺構 ・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		建造物等 西北隅櫓 ＜重要文化財＞ ・元和5年（1619）頃完成 ・三重三階（493.32㎡）、本瓦葺 ・戌亥櫓ともいわれ、清須城天守を移築されたと伝えられたことから清須櫓ともいわれる。外部北面、西面に千鳥破風が作られ、「落狹間」を備えている。 ・昭和25年（1950）重要文化財に指定されている。
		井戸 ・休憩所（四阿）東側に近世から存在していると考えられる井戸がある。
		天守礎石 ・天守地階穴蔵の地盤の上に据えられ、巨大な天守を支えていた。 ・昭和20年（1945）に天守が焼失したことから、昭和34年（1959）の天守再建にあたり、現在地に移し、かつての敷設状況を表している。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞ ・面積89.25㎡、高さ7.68m煉瓦造り漆喰塗りの平屋建、瓦葺き ・建築年代は明治初期と考えられるが、正確な時期はわかっていない。 ・入口上部や床下にアーチ構造がみられるほか、建物の角は色漆喰で石積風に造られており、入口扉には銅板が張られている。 ・昭和20年（1945）の空襲の際には旧本丸御殿障壁面を保管していた。 ・戦災を免れ、平成9年（1997）には国登録有形文化財に登録された。
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	猿面望嶽茶席 さるめんぼうがく 猿面茶席 ・現在の建物は昭和24年（1949）に整備されたものである。 ・猿面茶席はかつて築城に際して清須より名古屋城本丸へ移築され、その後（御深井丸移築後の説あり）二之丸に移築された。明治以降は城外に移築され、鶴舞公園開闢閣境内に移築された後、昭和11年（1936）に旧国宝指定を受けたが戦災により焼失した。
		望嶽茶席 ぼうがく 望嶽茶席 ・文化人であり千家三世である千宗旦^{そうたん}（1578～1658）に師事した藤村庸軒^{けん}（1613～1699）により金戒光明寺西翁院^{こんかいこうみょうじさいおういん}（京都府京都市）に造営された「瀝看の席」を昭和24年（1949）に写したものである。この茶席から御岳の山々を望むことができることから「望嶽庵」と名付けられた。
		又隠茶席 ゆういん 又隠茶席 ・千宗旦が造営した「又隠の席」を安永年間（1772～1779）に茶家である久田流の久田宗参が写したものである。 ・数回にわたって移築されたが、戦後に愛知航空株式会社から名古屋市に寄贈され、昭和24年（1949）に現在地に移築した。
		書院 ・十畳の書院と八畳の次の間、五畳座敷などを含めた一棟であり、昭和24年（1949）に整備した。城内にあった加藤清正手植えの老松が枯れたため、その材を遺すために書院の台面・付書院・袋棚、次の間の床板、五畳座敷の床の前板等に厚板として使用した。また次の間前廊下の長桁は、昭和3年（1928）の昭和天皇御大礼に伴う名古屋離宮御駐^{ちゅうれん}輦の際の旗竿に使用された木材を利用している。
		織部堂 ・古田織部正重然（1544～1615）が茶道及び瀬戸焼に残した功績を称えるため、中島郡祖父江（愛知県稲沢市）にあった旧山内家の地藏堂を移築、改装し昭和30年（1955）に竣工した。

(8) 三之丸外堀

三之丸を囲む堀であり、東は土居^{どいた}下、西は堀川に達していた。堀の内側は、高土居^{みそのはばした}となっており、清水門、東門、本町門、御園門、巾下門の5つの虎口は枡形を形成していた。

戦後の幹線道路整備などにより、一部失われているが、現在もほぼ旧状を保っている。

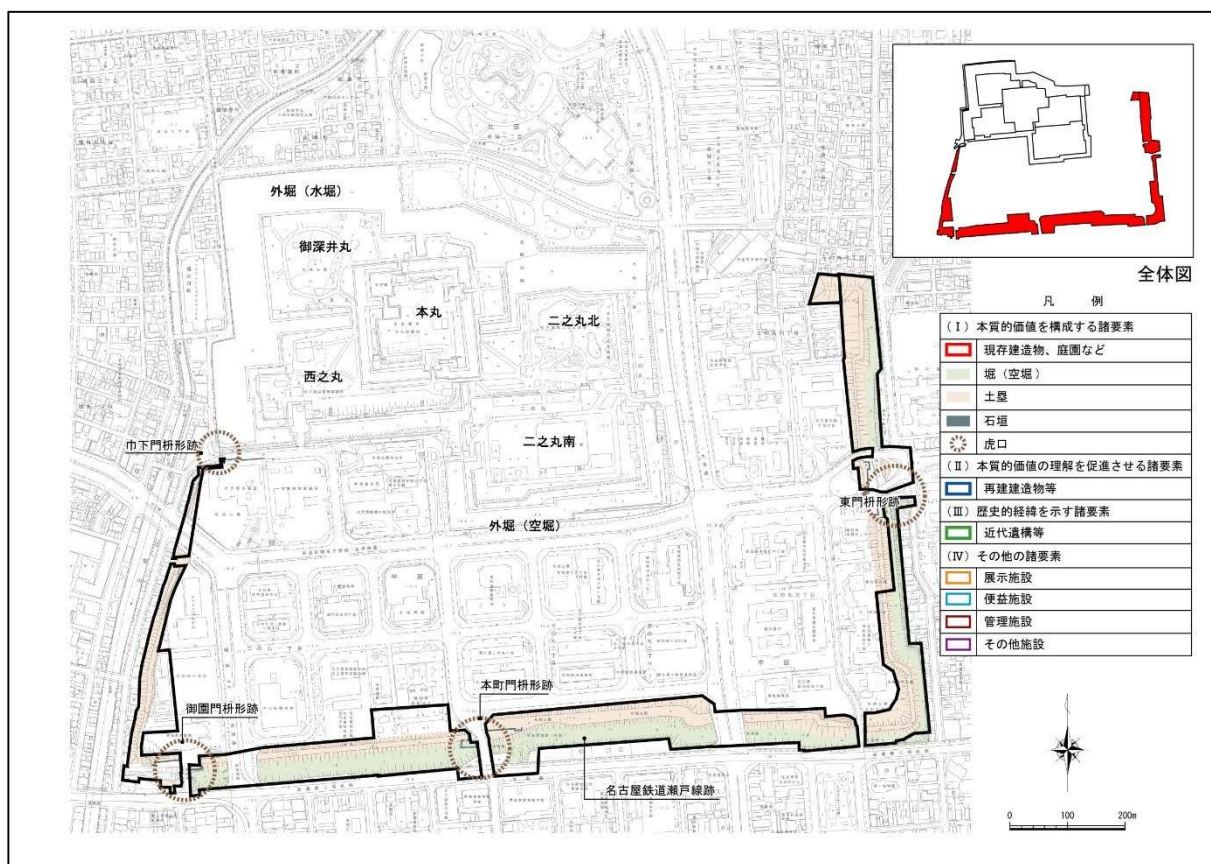


図 三之丸外堀の諸要素 位置図

表 三之丸外堀における各諸要素の概要

名称			概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 三之丸	・二之丸・西之丸と繋がる曲輪。 ・現在も東面・南面は土塁・堀、西面は土塁で概ね囲まれるものの、道路の敷設等により破却されている部分がある。東面の出来町線より北側部分と北面部分では、明治期に陸軍の射撃演習場として使用された際に土塁が盛り足されている。 ・巾下門枡形跡、御園門枡形跡、本町門枡形跡、東門枡形跡があるが、枡形としての姿を失っている部分も多い。
		虎口	・巾下門枡形跡、御園門枡形跡、本町門枡形跡、東門枡形跡
		石垣	・巾下門跡、御園門跡、本町門跡、東門跡に残る枡形石垣
		土塁	・堀の内側に造られた土塁
		堀	・巾下門枡形跡から三之丸北東にかけての空堀 ・明治42年(1909)に西側は民有地となり埋め立てられ、北側が戦後の幹線道路整備に伴い消失している。
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
(III) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	土塁	・東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の盛り足されている土塁

4-1 保存における現状・課題

4-1-1 保存事業

名古屋城には往時の姿を伝える石垣や建造物等の遺構が多く残っており、現在でもその姿を見ることができる。これらの遺構の多くは、度重なる災害や戦災などにより、多大な被害を受けたが、適宜保存修復（一部移築含む）等が施され、現在に至っている。

ここでは、これらの保存修復事業とそれに伴う調査研究を保存事業と定義し、現状の整理と課題の抽出を行うものとする。

4-1-2 各地区の保存管理状況

「3-2-4」にて整理した地区区分ごとの主な諸要素について、それぞれの保存管理状況を整理する。

(1) 本丸

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	曲輪	本丸	・ 大部分が旧状を維持している。
		本丸大手馬出	・ 西面の地上部の石垣が解体され堀が埋め立てられるとともに、出入口内側の石垣は東西ともに解体されている。 ・ 馬出の内側周囲に築かれていた雁木が、近代以降に失われ土塁となっている。
		本丸搦手馬出	・ 大部分が旧状を維持している。
	近世 虎口	本丸表門枳形	・ 一之門戦災焼失、二之門現存 ・ 枳形が現存している。
		本丸東門枳形跡	・ 一之門戦災焼失 ・ 二之門戦災焼失、昭和 47 年（1972）に旧二之丸東二之門を移築 ・ 枳形が現存している。
		もとおつきや 元御春屋門枳形跡	・ 門は撤去 ・ 虎口の形態が現存している。
		不明門枳形	・ 戦災焼失、昭和 53 年（1978）に復元 ・ 枳形が現存している。

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	・昭和 60 年（1985）に小天守閣 2 階、3 階収蔵庫の全面改修整備を行い、専用棚の配置、24 時間対応の空調設備、ハロン消火設備、警備機器を導入した。 ・平成 2 年（1990）に大天守閣に美術品専用展示ケースが導入された。 ・平成 9 年（1997）にエレベーター棟を増築した。 ・平成 22 年度（2010）に実施した耐震診断では現行の耐震基準を満たさず「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い」との結果が出ている。 ・コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している。
	天守閣	
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	・上記の近世：石垣にて整理
	地下遺構	・離宮期の高等官便所跡：建物基礎が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素	井戸	・本丸御殿北井戸：損傷はみられない。
	便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
	管理施設	
	案内・説明板	・4-1-3 植栽管理状況にて整理
	植栽	
	動物	・シカ 2 頭

(2) 二之丸(北)（有料区域）

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近代	・昭和 50 年代に新たに築かれた土塁により、南北が隔てられている。 ・西面の二之丸大手二之門の門内部の両側に近代以降には築かれていた雁木が近代以降に失われている。また、東面の東二之門枅形の西側石垣は昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。 ・南面を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。
		・二之丸は、名古屋城の中心部で最も広く、本丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、曲輪の東面から南面と西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。北面には土塁はなく、石垣の上部に堀が築かれていた。また、西面の北部も土塁はなく、本丸に面していた。 ・二之丸へは西面と東面に門が設けられ、石垣で囲まれる枅形となっている。西側の二之丸大手二之門の門内部の両側には、近代以降には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。東側の東二之門枅形の西側石垣は、昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、失われている。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。 ・二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。 ・二之丸の石垣については、東門枅形部分で濃尾地震の被害や平成に入ってから崩落等で積み直しが行われている。その他にも詳細な時期は不明であるが、南面や大手枅形等において近代以降の積み直し痕跡が確認できる。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		・霜傑跡：基礎遺構を表示している ・南池跡：露出展示している ・北暗渠跡：露出展示している ・二之丸庭園に関わる以下の地下遺構が確認されている。 ・御茶屋跡：多春園の三和土・礎石列跡・飛石列、山下御席の三和土、余芳の三和土 ・園路跡：栄螺山の平坦面、二子山の飛石列、権現山の飛石群 ・建物基礎跡：御文庫の基礎、権現山の鳥居基礎、外縁の堀の礎石と考えられる石列 ・社跡：権現山の社基壇 2 箇所、切石による区画状遺構 ・池跡：北園池周辺の橋台と橋脚の礎石、権現山東の三和土
		・二之丸庭園に関わる以下の地下遺構が確認されている。 ・御茶屋跡：多春園の三和土・礎石列跡・飛石列、山下御席の三和土、余芳の三和土 ・園路跡：栄螺山の平坦面、二子山の飛石列、権現山の飛石群 ・建物基礎跡：御文庫の基礎、権現山の鳥居基礎、外縁の堀の礎石と考えられる石列 ・社跡：権現山の社基壇 2 箇所、切石による区画状遺構 ・池跡：北園池周辺の橋台と橋脚の礎石、権現山東の三和土

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	二之丸庭園	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』において、主な 7 つの構成要素（地割・地形、石組、水系、植栽、構造物、建造物、その他）ごとに課題を整理し、地区区分ごとの保存管理方針や、庭園全体の現状変更等の取扱方針を定めている。この保存管理計画書に基づき、保存管理を実施していく必要がある。 ※保存事業の履歴は次表にてまとめた
		建造物等 なんばんねりべい 南蛮練塀	- 練塀上部の大半は崩壊し、わずかに底部を残しているが、ところどころ崩れて断続的な状態で、一部内側に倒れこんでいる。 - 周辺では雑草や蒿類の繁茂がみられ、根や茎の侵入による亀裂の進行や、練塀北面、上面、南面上部は菌類・コケ植物の繁殖が原因と推定される劣化がみられる。 - 亀裂の発生または既存の亀裂拡大抑制に対して効果的な措置を行う必要がある。
		井戸	・二之丸庭園南西井戸：損傷はみられない。
		うづみ 埋 門跡	・石垣上に門跡が現存している。 ・現在に至るまで、修復などの記録が残っていない。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構	・撤去された陸軍期の兵舎のレンガ基礎等が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素	現代	土塁	・上記の近世：石垣にて整理
		便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	
		二之丸広場	・入口部や中央部に裸地がみられる。
		石碑など	・劣化、破損はみられない。
		植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理 ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき植栽管理を行っている。

二之丸庭園の保存事業の履歴

	和暦	西暦	事項
築城期～戦前	慶長 19 年	1614 年	旧南御庭の完成（御宿館の庭か）
	元和 3 年	1617 年	二之丸御殿の完成
	寛永 5 年	1628 年	「中御座之間北御庭」完成か
	慶安 4 年	1651 年	二代藩主光友が庭園の改修に着手
	(不明)		四達堂周辺の改修（渡り廊下の撤去など）
	寛文 4 年	1664 年	権現山に「熊野社」「愛宕社」を勧請
	文化 10 年	1813 年	十代藩主斉朝が庭園の改修に着手か
	文政 5 年	1822 年	旧南御庭の除却（能舞台を移設し蒔石の庭に）
	文政 6 年	1823 年	この頃に「御城御庭絵図」の姿が完成か
	明治 6 年	1873 年	この頃に前庭を作庭（吉田紹和か）
	昭和 12 年	1937 年	重森三玲による実測調査
戦後～現在	昭和 23 年	1948 年	二之丸の旧兵舎が名古屋大学校舎として利用開始され、翌年（1949）から名古屋学生会館としても利用開始
	昭和 28 年	1953 年	北御庭の一部と前庭が名勝に指定（3 月 31 日） 北御庭園池底の改修（～昭和 30 年）
	昭和 40 年	1965 年	名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定される
	昭和 41 年	1966 年	二之丸庭園の整備（東入口・境界庭園など）
	昭和 42 年	1967 年	名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開

	和暦	西暦	事項
戦後／現在	昭和 43 年	1968 年	外縁西部の牡丹花壇の整備
	昭和 44 年	1969 年	二の丸茶亭の竣工
	昭和 48 年	1973 年	旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）の焼失
	昭和 49 年	1974 年	旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）の焼失 →大蔵省から名古屋市が二之丸(北)の名勝指定範囲以外の無償貸付を受ける
	昭和 50 年	1975 年	東庭園、南池の試掘調査
	昭和 51 年	1976 年	東庭園、南池の発掘調査
	昭和 53 年	1978 年	発掘調査の結果に基づき、遺構の展示を含めた東庭園の整備
	昭和 54 年	1979 年	東入口を現在の東門券売所に移設 二之丸東庭園の開園
	昭和 55 年	1980 年	東庭園に休憩施設「望鯨亭」の建設
	平成 25 年	2013 年	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』の策定 笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)の修復
	平成 26 年	2014 年	権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)の修復
	平成 27 年	2015 年	北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)の修復
	平成 28 年	2016 年	北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)の修復
	平成 30 年	2018 年	二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定される

※平成 25 年以降の修復整備については、施工年度を掲載

(3) 二之丸(南)（無料区域）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	二之丸
		虎口	二之丸大手門 枅形
			二之丸東門枅 形跡
		石垣	
		土塁	
		二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞	
(Ⅳ) その他の諸要素	便益・休憩施設		
	案内・説明板		
	その他 施設	愛知県体育館	
	植栽		

・(2) 二之丸(北)(有料区域)にて整理
・一之門撤去、二之門現存
・枅形が現存している。
・一之門撤去
・二之門は昭和 38 年(1963)解体、昭和 47 年(1972)本丸東二之門跡へ移築
・枅形は現存しているが、一之門跡西側部分が昭和 38 年(1963)愛知県体育館建設に伴う園路拡張のために 9m分を取り壊している。
・(2) 二之丸(北)(有料区域)にて整理
・両脇に取り付いていた土塀は失われている。
・平成 26 年(2014)3 月に耐震診断調査を行い、構造性能の目標とした「復旧可能水準」を十分に満足し、大地震時にも倒壊しない「安全確保水準」相当の耐震性を有していると診断された。
・鳥 衾 瓦の落下、軸部、漆喰塗、造作、金具等に経年による破損がみられ、中でも漆喰塗の剥落が深刻であったことから、平成 29 年度(2017)に棟帯漆喰のやり替え、門本体の破風板廻りの漆喰補修、化粧直しを行っている。
・4-2-2 諸施設にて整理
・かつて、 ^{むこう} 向 屋敷と称され馬場や弓場、それらを見物する建物等があったが、明治期には取り壊され、兵舎が建設された。昭和 23 年(1948)には旧兵舎が名古屋大学の校舎として利用され始めたが、昭和 38 年(1963)には名古屋大学が城外に移転し、愛知県体育館が建設された。
・愛知県体育館は、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設であり、特別史跡指定地外への移転が必要である。
・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(4) 西之丸

名称			保存管理の現状・課題	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	西之丸	・ 南西部の榎多門枅形跡は、明治期に名古屋城築城以来の榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられている。
		虎口	榎多門枅形跡	・ 榎多冠木門は陸軍期に撤去されたと考えられる。榎多門は明治 24 年（1891）の濃尾地震によって大破したため、旧江戸城蓮池門を移築した。その際蓮池門の桁行が長かったため、枅形北側の石垣を改変した。
		石垣		・ 西之丸は、本丸・御深井丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、西面と北面は水堀に面し、南面は空堀である。南面に位置する空堀は、本丸と二之丸の空堀が両面ともに石垣で築かれているのに対し、三之丸側の面は土塁となっている。曲輪の南面から西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。西面の北部及び北面には土塁はなく、石垣の上部に塀が築かれていた。
		土塁		・ 西之丸の南西部には正門（榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枅形となっている。この枅形は、明治期に名古屋城築城以来の榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態からは改変を受けている。 ・ 西之丸の石垣については、濃尾地震により榎多門の土橋の西側などが崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		地下遺構		・ 既往の発掘調査において北部に位置した米蔵跡に関する地下遺構は確認することができなかった。
	名古屋城のカヤ ＜天然記念物＞		・ 平成 22 年度（2010）に『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』が策定され、概況調査、生育状況の調査、幹の腐朽調査、支柱現況調査などが行われ、結果分析をした上で改善策を示している。 ・ 平成 23 年度（2011）に上記の調査報告書を踏まえ、地下部調査として、根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験を行うとともに、周辺環境調査や幹・枝の腐朽状況を調査し、生育基盤改良法等保護育成するための検討を行っている（『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』より）。 ・ 調査の結果、根の区域がロープ柵内の狭い範囲に限られていることや、樹木の広範囲にわたり腐朽が進行していることが明らかとなった。そのため、平成 25 年（2013）土壌改良を行い、平成 26 年（2014）には土壌改良のうえロープ柵の区域を広げ、生育環境の改善に努めた結果、樹勢の回復がみられている。 ・ 幹・枝の腐朽などが確認されているため、『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を実施していく必要がある。	
Ⅱ 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門 （榎多門）	・ 明治 43 年（1910）に旧江戸城蓮池門を移築したが戦災で焼失したため、昭和 34 年（1959）に天守とともに再建された。 ・ 昭和 34 年（1959）の再建以降、修復は行われていない。 ・ 特に目立った腐朽、劣化等は確認できないが、今後、経過観察を行う必要がある。	
Ⅲ 歴史的経緯を示す諸要素	近代	石垣	・ 上記の近世：石垣にて整理	
		地下遺構	・ 陸軍期の営倉跡：建物基礎等が確認されている。 ・ 宮内省官舎跡：建物跡の一部が確認されている。	
Ⅳ その他の諸要素	井戸		・ 西之丸北部井戸：桶枠に劣化がみられる。	
	便益・休憩施設		・ 4-2-2 諸施設にて整理	
	管理施設			
	案内・説明板			
	石碑など		・ 劣化、破損はみられない。	
植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理		

(5) 御深井丸

名称			保存管理の現状・課題	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	御深井丸	・ 大部分が旧状を維持している。
			塩蔵構	・ 大部分が旧状を維持している。
		虎口	塩蔵門枅形跡	・ 門は撤去。枅形が現存している。
			すかし透 門枅形跡	・ 門は撤去。土塁が改変されているが、現存している。
		石垣		・ 御深井丸は、本丸・西之丸に繋がる曲輪である。周囲には水堀と石垣が巡る。透 門部分は土塁が築かれている。曲輪東部に位置する塩蔵構の西端は石垣で囲まれる。また、西之丸と接する西部の南面の曲輪内面に土塁が巡る。
		土塁		・ 御深井丸の石垣については、濃尾地震や大雨などにより北面石垣の一部が崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は(9) 指定地全体にてまとめた。
		建造物等	西北隅櫓 ＜重要文化財＞	・ 昭和 37 年(1962)から昭和 39 年(1964)にかけて解体修理を行った。その際、他の建築古材の一部が用いられていることと、元和 5 年(1619)頃に造営されたこと、さらに享和 2 年(1802)と大正 5 年(1916)に修理が施されていたことが明らかとなった。 ・ 昭和 63 年(1988)に屋根葺替部分修理を行った。 ・ 屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
				井戸
		天守礎石		・ 昭和 34 年(1959)の天守の再建にともない、現位置に移設されて以降、修復等はされず除草等の維持管理を行っている状況である。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞		・ 明治初期に建てられて以降、修復などの履歴は確認できていない。 ・ 壁面の劣化や汚損、基礎のひび割れ等が見られる。
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	さるめんぼうがく 猿面望嶽茶席		・ 昭和 57 年度(1982)屋根の葺替えを行った(猿面茶席のみ)。 ・ 屋根の損傷がみられる。
		ゆういん 又隠茶席		・ 屋根の損傷がみられる。
		書院		・ 昭和 24 年(1949)に建てられて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。
		織部堂		・ 昭和 30 年(1955)に城内に移築されて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。
	石棺式石室		・ 戦後、名古屋城に移動されて以来 40 年余り放置状態となっていたが、愛知県内の文化史研究会の要望を受け保存されることとなった。 ・ 劣化及び損傷はみられない。	
	塔の心柱礎石		・ 劣化及び損傷はみられない。	
	井戸		・ 織部堂西側：損傷はみられない。 ・ 天守礎石近く：損傷はみられない。	
	展示施設	御深井丸 展示館		・ 4-2-2 諸施設にて整理
		木材加工場、 原寸場		・ ※平成 29 年 12 月 28 日をもって見学終了しており、解体・撤去予定である。
	便益・休憩施設		・ 4-2-2 諸施設にて整理	
	管理施設	資材置場		
	案内・説明板			
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理	

(6) 外堀（空堀）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸にて整理
		堀（空堀）	
(Ⅳ) その他の諸要素	案内・説明板		・ 4-2-2 諸施設にて整理
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(7) 外堀（水堀）

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸にて整理
	堀（水堀）	・ 昭和 56 年度（1981）から工業用水の導入が開始され、平成 11 年度（1999）の大幅な日量の増加による水質浄化対策が行われてから現在に至るまでの水質の状態は、ほぼ一定となっている。しかし、浮遊物質量、透明度等は、目標値に達しておらず、今後の浄化対策の検討が必要である。 ・ 本市環境局なごや生物多様性センターが実施している名古屋城の水堀に生息する水辺の生きものを把握する一環の中で、外来種の生息を調査しており、ブルーギル、オオクチバス、ミシシippアカミミガメなどが確認されている。外来種は在来種の生息場所を奪い、その生態系に影響を与えるため駆除に努める必要がある。
(Ⅳ) その他の諸要素	便益施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
	案内・説明板	
	植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理
	動物	・ ハクチョウ ・ 水堀に生息する外来種などにより、在来種の減少等がみられる。

(8) 三之丸外堀

名称				保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	三之丸	・ みその 御園門枳形跡の石垣は比較的良好に残存するものの南側部分は失われている。 ・ はばした 巾下門、本町門、東門については枳形としての姿を失っている部分が多い。 ・ 清水門枳形を含めた東北面の土塁はほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の 3 箇所、西面では国道 22 号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている。
		虎口	はばした 巾下門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は一部現存している。
			みその 御園門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 42 年（1909）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
			本町門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
			東門枳形跡	・ 門は撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地転用にされるにあたり撤去されたが、一部現存している。

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣 ・三之丸は、周囲には土塁と空堀が巡り、西に巾下門、南に西から御園門、本町門、東に東門、北に清水門の5つの門が設けられていた。三之丸では、5つの門部分のみに石垣が築かれ、枡形を形成していた。その他の部分は内外面ともに土塁が築かれた。 ・三之丸の石垣及び土塁、堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多く、清水門については門の痕跡は全て失われてしまっている。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、堀内に名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。 ・土塁についても北面のほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が破壊されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分では、近代に陸軍の射撃演習場として使用された際に土塁が盛り足されている状況である。 ・堀については巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
	近代	土塁 ・上記の近世：土塁にて整理
	近代	
(Ⅳ) その他の諸要素	名古屋鉄道瀬戸線跡	・本町橋の西側は市内で唯一の明治の煉瓦アーチが残っている。 ・大津橋の南側に大津町駅跡のホームへ降りる階段がそのまま残っている。
	愛知縣護国神社	・現時点では地下遺構等は確認できていない。
	案内・説明板	・4-2-2 諸施設にて整理
	植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(9) 指定地全体

■石垣

名古屋城の石垣は、本丸・二之丸・西之丸・御深井丸を中心として築かれており、三之丸を含む城全体での総延長は約8.2kmである。高さは、天守台以外の部分が5.0m～13.0m、天守台が東側で約12.5m、西側と北側で約20.0mである。

石垣は、徳川家康の命の下、西国を中心とした20大名による公儀普請によって築かれた。各大名間には石垣を積む技術には差違があったようであり、本丸搦手馬出周辺の石垣調査では堀底に埋まっている部分に技術の違いが見て取れた。

石垣を含む普請は、慶長15年（1610）6月3日より根石置きが始まり、8月には加藤清正が天守台の石垣を完成させ、9月には本丸・二之丸・西之丸・御深井丸の石垣がおおよそ完成し、大名たちが帰国したとの記録が残されている。

石垣に使われている石材の築城期における採石地は、小牧市岩崎山、瀬戸地域、西尾市周辺の三河湾沿岸、岐阜県海津市周辺の養老山系、三重県尾鷲地域が中心と考えられている。石の種類は、岩崎山、尾鷲、瀬戸が花崗岩、三河湾沿岸が花崗閃緑岩、養老山系が砂岩である。近年の調査及び観察からこれらの石材の使用比率に各大名間で違いがある可能性もある。

石垣に使われている石には様々な印が刻まれている。これらは、刻印または刻紋と呼ばれ、石垣を築くことを命じられた諸大名が、自分の運んだ石を他大名の石と区別するために刻んだとみられる。石垣を築くにあたって諸大名は掟を定めており、その中には、他藩との喧嘩を禁止する

（3）復元建造物等の公開状況

1) 復元建造物

昭和 53 年（1978）に復元した不明門は通常開門しており、自由に通行することができる。また、復元整備中である本丸御殿は常時内部を公開しており、近世城郭御殿最高傑作といわれた武家風書院造の内部様式や復元した障壁画、^{かざり} 金具等を観覧することができる。約 400 年前の城郭御殿の建築様式を現代に伝えるものとして来場者がその価値を理解しやすいよう、より観覧環境を充実させるとともに建造物の保存への影響を考慮する必要がある。

2) 外観復元建造物

外観復元建造物では昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けた大天守閣を展示施設として公開している。最上階の 7 階は展望室であり名古屋のまちを 360 度見渡すことができることから、名古屋城の見どころの一つとなっている。また、その規模と特徴的な外観から名古屋のまちのランドマークとなっており、夜間は 23 時までライトアップしている。

小天守閣は一般には地階が大天守閣への通路として利用できるのみで、内部公開は行っておらず、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとした史資料等の収蔵施設として活用している。

また、天守閣と同時に外観復元した正門（^{えのきだ} 榎多門）は名古屋城有料区域への出入口として通行できるが、門上の櫓内部の公開は行っていない。

（4）失われた石垣・土塁・堀・建造物等の状況

1) 失われた石垣・土塁・堀等に関する状況

建造物等だけでなく石垣・土塁・堀についても、築城期から現在に至るまで、撤去や改変等がなされている。

『^{きんじょうおんころく} 金城温古録』及び「尾陽名護屋城図」、「元禄十年名古屋城絵図」を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた・改変された石垣・土塁・堀等を以下に示す。また、近代以降の石垣修復整備箇所について、現在、文献、史料などで判明しているものを図示する。

■本丸

表二之門と東二之門の門内部の両側には^{がんぎ} 雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

本丸の南側に位置する大手馬出の東西の出入口の内面（東面・南面）には雁木が築かれていたが、出入口内側の石垣は東西ともに撤去されており、雁木についても近代以降に失われ土塁となっている。さらに、馬出の西側の地上部の石垣の撤去と堀の埋め立てにより西之丸と一体の空間となり、連結部の南側には新たに石垣が築かれた。

本丸東側の搦手馬出の北側出入口（境門）内側の石垣も近代以降に撤去されている。

■二之丸

西側の二之丸大手二之門の門内部の両側には近世には^{がんぎ} 雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

東側の東二之門枡形の西側石垣は、昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去された。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。

昭和 50 年代には二之丸の南北を隔てる土塁が新たに築かれた。

二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。

■西之丸

西之丸の南西部には正門（^{えのきだ} 榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枡形となっている。この枡形は、明治期に名古屋城築城以来の^{えのきだ} 榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張

され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態から改変を受けている。

■三之丸

三之丸の石垣・土塁・堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好的に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、^{はぼした}巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多い。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、明治期に堀内へ名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。

土塁についても清水門枡形を含めた東北面のほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の3箇所、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている状況である。

堀については巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。

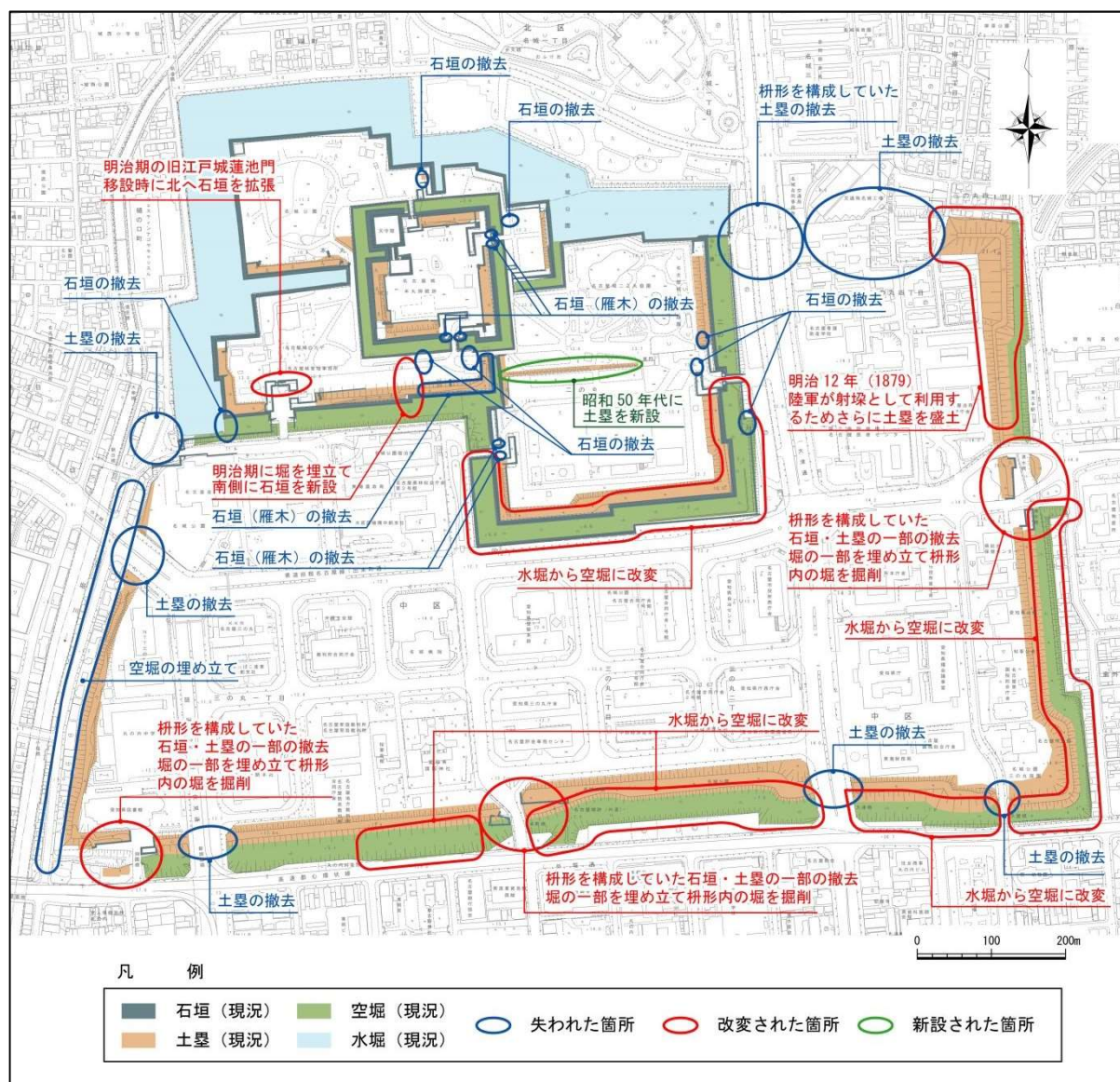


図 失われた石垣・土塁・堀等

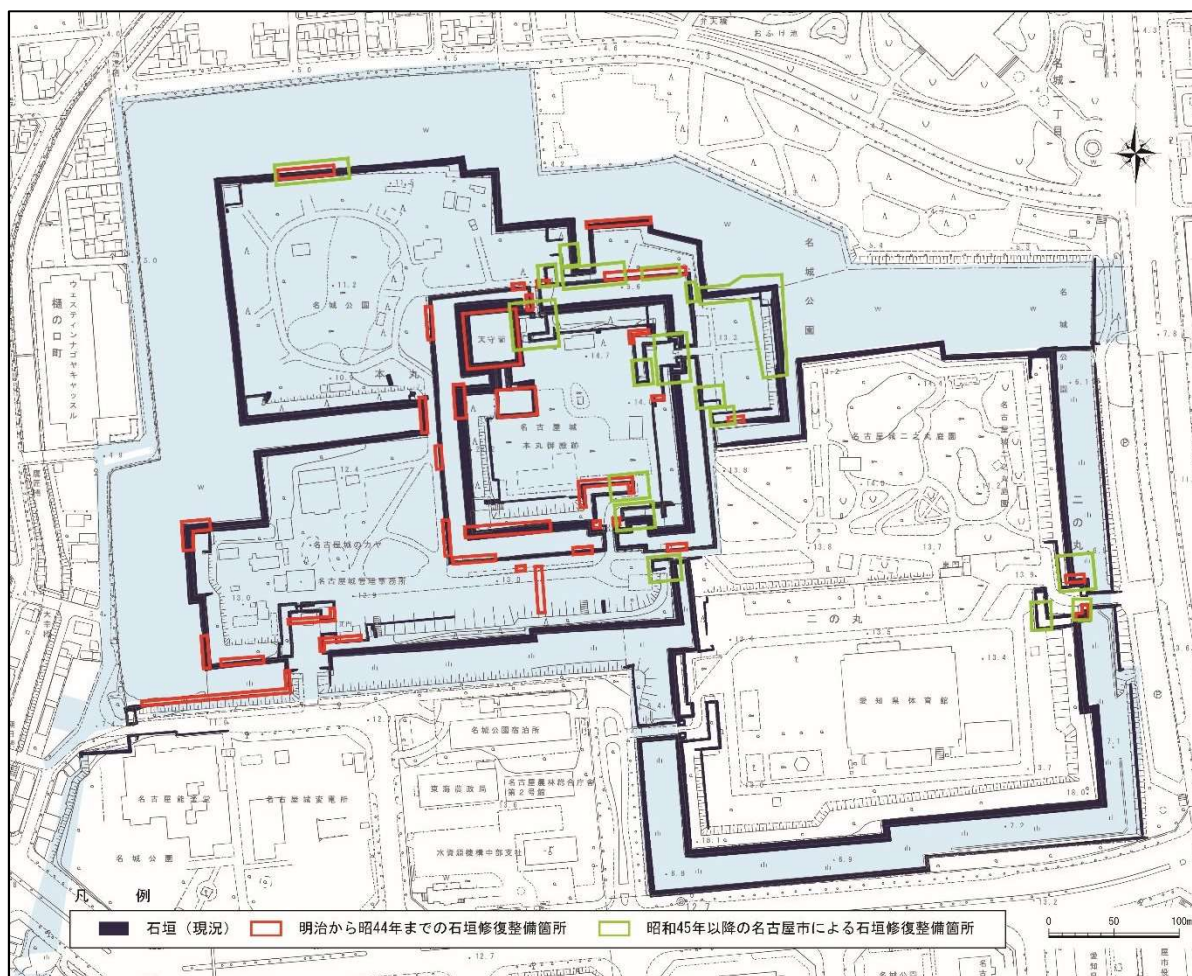


図 近代以降の石垣修復整備箇所

2) 失われた建造物等に関する状況

名古屋城では築城期から現在に至るまで、明治期の陸軍による建造物の撤去や太平洋戦争による焼失、他の災害等によって多くの建造物等が失われている。

これら失われた建造物等については、現存する文献、絵図、古写真、実測図等の豊富な史資料をもとに、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう、復元整備等について検討する必要がある。

『金 城 温 古 録』を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた建造物等を以下に示す。

6-2 保存管理の方法

6-2-1 各構成要素の保存管理方法

各諸要素について、保存管理方法の共通事項を以下に定める。

(I) 本質的価値を構成する諸要素

1) 近世に形成された諸要素

①曲輪

- ・旧状を維持している部分は、現状を維持する保存管理を厳格に行う。
- ・旧状を残していない部分は、調査研究成果を踏まえ、取扱いについて検討していく。

②虎口

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、石垣等と併せて日常の維持管理で劣化状況を把握し、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

③石垣

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・石垣カルテを作成し、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度、各時代における修復や改変、災害や戦災等による被害や修復の内容等を把握するとともに、日常的な観察及び維持管理を行い、必要に応じて石垣カルテの追加・更新を実施する。
- ・石垣カルテを踏まえて、石垣の保全方針を定める。
- ・石垣カルテにより把握された来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険度が高い部分については、保全方針に基づき石垣の維持保全・修復整備の方法及び計画等の検討を行う。
- ・危険度の高い部分については、計測等により変化の観測を行うとともに、発掘調査等の詳細調査により不安定化の原因の把握を行う。
- ・把握された不安定化の原因から、石垣の修復整備方法の検討を行う。修理及び修復整備方法については、解体修理だけではなく、応急的処置や部分補修、部分補強など解体を伴わない方法についても選択肢とする。
- ・解体修理を行う場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な修復整備を行う。
- ・石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。

④土塁

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づき修復整備を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑤堀（空堀）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。

①旧本丸御殿障壁画

- ・昭和61年度（1986）から行っている修復整備事業を継続する。
- ・今後は、天井板絵の下地補強も含めた解体保存修理を行うとともに、既に保存修理の完了した障壁画についても継続的に現状調査及び点検修理を行う。

②金具類

- ・部材や着色法等の分析調査を継続する。

（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素

1) 復元建造物、外観復元建造物

- ・歴史的景観を形成する文化財として、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を行う。
- ・維持管理に必要な行為や軽微な補修等については、建造物と一体となった石垣等の本質的価値を構成する諸要素の保存を優先しながら適宜実施する。
- ・修復整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における修復整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実とするため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素

1) 近代に形成された諸要素

①石垣・土塁・堀

- ・近世に形成された石垣等が持つ本質的価値が顕在化するように、調査研究成果を踏まえ、近代以降に新たに形成された石垣等の取扱いについて検討していく。

②地下遺構

- ・遺構の性格や整備等の関係の中で保存管理方法を検討していく。

③乃木倉庫

- ・再現することが容易でないものとして国の有形文化財に登録されていることを踏まえ、保存管理を行う。

（Ⅳ）その他の諸要素

1) 井戸（近代以降に形成されたもの）

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

2) 石碑など

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

7-2 活用の方法

7-2-1 公開

(1) 特別史跡名古屋城跡全体としての公開

- ・整備区域等を除いた特別史跡指定地全体を公開しているが、無料区域については全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況などから、城跡であることが認識し難い状況であるため、かつての広大な名古屋城の全体像を伝えられるよう、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・二之丸(南)は愛知県体育館の移転を見据え、往時の二之丸を偲ぶことができるような特別史跡にふさわしい整備を検討する。

(2) 現存遺構等の公開

1) 石垣、土塁、堀等の公開

- ・石垣・土塁・堀等は縄張の区画を示す重要な遺構であり、特に石垣は近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築かれた名古屋城の最大の特徴を示す遺構であることから、特別史跡指定地内外からの眺望景観の確保及び遺構の顕在化を図る。
- ・遺構等への眺望を遮る灌木や草本類等は適切な維持管理を行い、遺構への見通しを確保する。

2) 地下遺構の公開

- ・地下遺構は、地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査で新たな遺構が発見された際にはその公開を積極的に検討する。
- ・新たな地下遺構の公開にあたっては、適切な保存措置を施したうえで公開を行う。

3) 建造物等の公開

- ・名古屋城の建造物遺構は近世城郭築城技術の完成期のものであり、往時の名古屋城の姿を現在に伝える貴重な遺構であることから、遺構の保存に影響のない範囲で積極的に公開する。
- ・通常は内部を非公開としている建造物遺構は、イベント等に合わせた特別公開の開催を継続しつつ、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、遺構の価値を理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・公開にあたっては遺構の保存への影響を考慮して人数制限や注意喚起等を行うとともに、観覧者の事故防止等の安全対策を行う。

(3) 復元建造物等の公開・活用

1) 復元建造物・外観復元建造物

- ・復元建造物及び外観復元建造物は現存建造物と同様に往時の名古屋城の姿を現在に伝える建造物であることから、保存に影響のない範囲で積極的に公開する。
- ・復元建造物である本丸御殿については、旧来の工法、材料等により往時の姿を忠実に復元した建築物であり、内部の復元された障壁画、彫刻欄間、^{かざり}鏑金具等を間近で鑑賞することができるため、積極的に公開するとともにより観覧環境を充実させる。

(4) 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備

- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等の検討を行う。
- ・名古屋城は天守や本丸御殿の竣工後、江戸時代を通して整備が行われ、江戸時代後期には城

郭として完成した姿となり最も隆盛した時代を迎えたため、復元時代として江戸時代後期が適切である。

- ・復元整備の重要な根拠となるのが現存する遺構であり、石垣・土塁・堀・建造物など、江戸時代後期の姿を現在まで遺しているものも多い。また、既往の発掘調査において江戸時代後期の地下遺構も確認されている。
- ・復元整備の根拠資料については、戦災焼失前に詳細に記録された「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」が残されており、復元整備を進める際には最大の根拠資料となる。江戸時代後期の史資料としては『金城温古録』や14代藩主徳川慶勝が撮影した写真を始めとした文献・写真・絵図等が豊富に残されており、近代に入ると明治期の写真や宮内省による実測図等も残されている。これらにより江戸時代後期から戦災焼失までの改変等を確認できることから、江戸時代後期を復元時代とした実証的な復元整備をすることが可能である。なお、『金城温古録』など江戸時代を通じた改変について記録されている史資料も残されているため、江戸時代後期以前を復元時代とした実証的な復元整備も可能である。
- ・したがって、復元時代は江戸時代後期を基本としつつ、石垣・土塁・堀・建造物等の遺存状況や改変等の状況、復元整備の根拠となる史資料を総合的に評価し判断するものとする。
- ・石垣については、名古屋城の本質的価値を構成する重要な要素として現況調査等を行い、現状や危険度評価等を取りまとめた石垣カルテを作成する。石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。
- ・石垣や土塁、堀に関して、近代遺構も含めた各時代における修復や改変、災害や戦災等による被害や修復の内容等について発掘調査や史資料調査等を実施する。
- ・近代以降に撤去または改変された石垣や土塁、堀については、歴史的特徴・意匠の調査研究を行うとともに、その復元整備の可否についても慎重に検討し、個別事例ごとに判断する。
- ・本丸大手馬出の西側の堀など、復元整備により特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるものについては、重点的に検討を行う。
- ・建造物については、大天守、小天守、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門、正門（榎多門）については、江戸時代の豊富な史資料に加えて細部まで詳細に計測された「昭和実測図」に記録されており、「ガラス乾板写真」にも詳細な記録があることから、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高い。なお、正門（榎多門）については、明治43年（1910）に移築された旧江戸城蓮池門が、「昭和実測図」及び「ガラス乾板写真」に記録されている。史実に忠実な復元整備の可能性については、今後の発掘調査や史資料調査等の成果を踏まえて、随時検討していく。
- ・復元整備の方針については8章で述べる。

（5）交通手段の充実

現在利用されている交通手段の利便性向上を図るとともに、名古屋城へのアクセスのさらなる向上や周辺地域への回遊性向上を図るため、新たな交通手段等の検討を行う。

1) 水上アクセスの活用

- ・名古屋城に近接する堀川の朝日橋船着場を活用し、名古屋城と歴史的関連の深い四間道地区など堀川周辺の回遊性の向上に繋がる交通手段として水上交通の定期運航等について関係機関・部署と検討を行う。

2) 自転車交通の推進

- ・名古屋城周辺地域の回遊性向上に最も有効的な交通手段であるため、自転車利用を可能にするための駐輪場等の整備やレンタサイクル、コミュニティサイクル等の導入について関係機関・部署と検討を行う。

7-2-2 諸施設

(1) 展示施設、説明板

展示施設や説明板は、来場者に名古屋城の歴史や価値等がわかりやすく伝わるよう内容の充実を図る。

1) 展示施設

展示にあたっては遺物や模型等の展示物に加え、パネルやパンフレット・学習シート等の配布物や映像など様々な展示手法を用いて、来場者に名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える。

① 大天守閣・小天守閣

- ・大天守閣及び小天守閣は史資料等の収蔵機能や搬出入時における課題が生じていることから、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開できるよう、展示施設と収蔵施設が一体となった展示収蔵施設を西之丸北部に整備するほか、他の展示品・収蔵品については特別史跡指定外において展示・収蔵等の機能を有する施設整備の検討を進める。

② 茶席群

- ・イベント等に合わせた特別公開を継続し往時の生活や文化をわかりやすく伝えるとともに、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、建築様式や来歴などの茶席の価値が理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・茶席の存在の認知度が低い状況であることから、茶会・体験型の取組みなどのさらなる開催等を検討することで茶席の存在を幅広く周知し認知度を高め、団体等の利用率向上へつなげる。

③ 御深井丸^{おふけまる}展示館

- ・①で述べた展示収蔵施設の公開とともに「匠の写真館」を移動させ、休憩スペースを設けるようにする。そのスペースを利用して小さな子どもが親と一緒に郷土玩具等に触れられる機会を設けるなど、体験型のイベントの開催を検討する。

2) 説明板

- ・来場者等に名古屋城の価値や魅力をわかりやすく伝えるために、広大な名古屋城の全体像を示す特別史跡全体の説明板や、名古屋城の縄張を構成する重要な要素である虎口跡への説明板を設置する。また、文章のみでは本来の姿を伝えるのが難しい往時と形状等が異なる遺構等へは、古写真や絵図等の説明板への添付やAR技術を導入し、視覚的に伝える解説表示を行う。
- ・外国人にも名古屋城の歴史や価値が理解しやすいよう、多言語表記を行う。
- ・説明板での表示内容が煩雑にならないよう、詳細な情報や専門的な内容はスマートフォン等の端末装置で確認できるようにすることなども検討する。

(2) 案内板、便益・休憩施設、管理施設

各施設は、来場者が名古屋城を快適に観覧できるように配慮するとともに、特別史跡の保存・活用の観点を踏まえながら、必要最低限の設置とする。

1) 案内板

- ・ 来場者の観覧を安全・円滑なものとするため、的確でわかりやすい案内表示とする。
- ・ 外国人にも名古屋城の歴史や価値が理解しやすいよう、多言語表記を行う。
- ・ 施設案内板と誘導サインとの表示内容の重複や、各施設までの誘導が不十分である箇所についての配置場所の再検討を行う。配置場所は、現状の配置、表示内容等の調査を実施し、観覧ルートやバリアフリー基準を満たした移動円滑化ルート等、全体の配置計画を定めた上で整備する。

2) 便益・休憩施設

- ・ 便益・休憩施設は必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点から、来場者の多様なニーズを踏まえながら、施設の必要性や今後のあり方を検討する。
- ・ トイレは『福祉都市環境整備指針』に基づき洋式トイレの割合・数を増やし快適なトイレ環境とするとともに、授乳室の設置も充実させることにより、利便性を向上させる。
- ・ 雨天時に団体等の多人数が利用できる休憩スペースの確保について検討する。
- ・ 外国人観光客等への利便性の向上を図るため、現在は限られている Wi-Fi スポットを全エリアに拡大するなど、公衆無線 LAN 環境の充実を図る。

3) 管理施設

- ・ 管理施設は当面は現状の利用を継続するが、必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する。

(3) 園路・安全柵等の施設

- ・ 観覧時における城内の安全性の向上を図るため、劣化状況等に応じて改修等の検討を行う。
- ・ 劣化診断等の調査を実施し、整備予算を含めた修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。緊急的な措置が必要な場合は、適宜修繕等を実施する。
- ・ 樹木等に遮られ機能性が損なわれている照明灯等については、植栽管理を適切に行い、定期的に点灯確認を行う。

(4) 諸施設の活用の考え方

名古屋城に存在する展示施設、説明板、案内板、便益・休憩施設、管理施設や園路・安全柵等の施設の活用においては、以下の点に留意する。

1) 移動円滑化の推進

- ・ 主要な施設及び主要な経路を設定した上で、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で『福祉都市環境整備指針』に基づき、諸施設の移動円滑化を図る。
- ・ 施設の新設においては、移動円滑化基準等を満たした施設の整備を行う。
- ・ 城内全体の移動円滑化に係る調査を実施し、今後の整備方針を定める。

2) 歴史的景観を損なわないデザイン

- ・ 特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で、改修等の整備を行う。
- ・ 施設の新設、改修等においては、史資料調査等の成果に基づき、往時の建造物等の姿を模したデザイン等とし、現存する遺構等と調和するよう努める。
- ・ 遺構等への眺望や顕在化を阻害している施設については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で、施設の改修・更新等の検討を行う。

7-2-4 情報発信

現在、名古屋城の情報はパンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等を活用して発信している。今後も名古屋城を幅広い地域・世代に普及・周知し、将来へと継承していくために、多様な手法や媒体を時代に合わせて活用し、以下の情報発信を充実させる。

(1) 特別史跡名古屋城跡の普及・啓発

特別史跡名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行うために、名古屋城の価値と魅力が伝わるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定範囲の周知を図る。

- ・本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報の発信
- ・特別史跡指定地全体や、無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、名古屋城を構成する重要な要素についての情報発信

(2) 広域的な情報発信

幅広い地域に名古屋城の魅力や企画・イベント等を発信するため、観光団体・旅行事業者・メディア等と連携しながら、機を捉えた広域的・効果的な情報発信を充実させる。

(3) 調査研究成果の情報発信の促進

名古屋城の史実に関わる情報であるため、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、公式ウェブサイトへの掲載等による情報の公開を継続し、今後もその成果を積極的に発信し市民等への共有を図る。

(4) 観覧時の情報の充実

観光地として来場者の名古屋城の観覧を充実させるために、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城の見どころ等の情報発信を充実させるとともに、**特別史跡指定地全体を巡る観覧ルートを設定する。**

(5) 多様な情報発信方法の活用

パンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等の活用や、交通機関・宿泊施設・旅行関係のサイト・情報誌等との連携など、多様な情報発信方法を活用して効果的な情報発信を行うとともに、多言語対応や映像の活用、公式ウェブサイトのリニューアル・運営など社会情勢やニーズの変化に適切に対応した情報発信を行う。**また、次世代を担う子ども達にも名古屋城の価値が理解しやすいよう、子ども向けの配布物やウェブサイトページ等を活用した情報発信を行い、子ども達の名古屋城への愛着を育む。**

7-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋を代表する歴史的観光拠点として、周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、堀川や四間道地区などの名古屋城と歴史的関わりの深い歴史資産とも連携することで、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えられるようにする。

■名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う

(1) 現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する

- ・本計画で定める保存管理方法に基づき、石垣・堀・土塁・庭園や建造物などの本質的価値を構成する諸要素及び再建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

(2) 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

- ・本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

■名古屋城の歴史的価値や魅力をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う

(1) 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる

- ・失われた石垣・土塁・堀・建造物等については、来場者が往時の名古屋城の姿を実感し理解を深めることができるような整備等を行う。
- ・『きんじょうおんころう金 城 温 古 録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、発掘調査や史資料調査等を行い、復元整備を検討する。
- ・『金城温古録』等の史資料があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。
- ・復元整備の可能性や時期、他事業等との関連を踏まえ、段階的・部分的な復元整備や外観を復元しつつ屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更する復元的整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等についても検討を行う。
- ・復元整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における復元整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

(2) 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える

- ・整備中の展示収蔵施設も含めた今後の展示施設等のあり方について検討を行う。
- ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板はわかりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。

(3) 便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、快適性・安全性を踏まえた観覧環境を整える

- ・便益・休憩・管理施設は必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点、また日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う。
- ・来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
- ・来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねているものは、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。
- ・誰もが利用しやすいものにするため、主要な施設への経路等について『福祉都市環境整備指針』等に基づきバリアフリー化が必要なものは改修整備を行う。

⑤旧二之丸東二之門（本丸東二之門跡）の計画的な維持修繕

- ・ 日常の維持管理を適切に行い、計画的に修繕を行う。
- ・ 将来的には、本来の位置である二之丸東二之門跡への移設を検討する。

(2) 活用のための整備

①本丸御殿の復元整備（整備中）

- ・ 平成 21 年度（2009）から復元整備に着手し、全体を 3 期に分けて進めており、現在は 2 期部分まで整備が完了し、玄関・表書院、対面所・下御膳所等を公開している。
- ・ 今後は、平成 30 年（2018）の全体公開に向けて整備を進める。
- ・ 障壁画の復元模写については、予定している 1325 面の完成に向けて計画的に進める。
- ・ 完成後は、適切な維持管理を行うものとし、柿葺きの葺き替え等の大規模な修繕整備を計画的に進める。
- ・ また、本丸御殿の文化的価値を踏まえ、復元御殿にふさわしく、市民の財産としての価値を一層高める活用を図る。

【観覧】

- ・ 国内外からの来訪者に常時公開する。
- ・ 復元された障壁画、彫刻欄間、飾金具などの室内の様子を、間近に鑑賞できるようにする。

【体験】

- ・ 本丸御殿にふさわしい文化的行事を実施できる場とする。

【交流】

- ・ 国内外の賓客を迎える場として活用する。

②天守閣の整備

<現天守閣の価値>

(1) 市民の機運の高まりによる再建

昭和 20 年（1945）の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民より自ずと声上がり始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であった。名古屋城天守の再建は、市民の機運の高まりにより実現した、戦後復興の象徴であると考えられる。また、再建は市制 70 周年記念事業として執り行われ、観光・地域振興のシンボルとしての役割も果たしている。

(2) 豊富な史資料に基づく外観復元

名古屋城天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリートで再建され、史実性においては外観復元がなされた。設計には昭和実測図やガラス乾板写真等が用いられ、窓の引き戸などが一部史実と異なった形で再建されているといえども、豊富な根拠資料に基づくものであった。

鉄骨鉄筋コンクリート造による外観復元という手法は、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例であるが、一方で、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元の精度は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができる。

(3) 博物館としての機能と活用

根拠資料に基づく外観復元がなされた一方で、内部は近代的様式での整備が行われた。これは、戦災での焼失を免れた旧本丸御殿障壁画等の重要文化財の展示・収蔵を目的とするところが大きく、鉄骨鉄筋コンクリートは、昭和 30 年代においてその耐震耐火性や耐久性、経済性といった点で高く評価されており、重要文化財等を展示収蔵する施設への採用に適していたと考えられる。

昭和 34 年（1959）の再建以後は、各種展示の実施や、史資料の収蔵が行われており、博物館相当施設として市民生活に寄与している。

以上のことから、名古屋城天守閣は、市民の機運の高まりにより再建が実現した、近世城郭としての姿と近代建築としての機能性を兼ね備えた建造物であるといえる。また、戦後復興や地域振興といった多重のシンボル性を包括する名古屋のシンボルとして存在していると考えられる。

＜現天守閣及び天守台石垣の課題＞

(1) 建物

- ・現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第112条昭和44年5月1日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えている（建築基準法施行令第121条昭和44年5月1日施行）ことをはじめとして、天守閣再建後に法改正された建築基準法等の基準に一部適合していない。（既存不適格）
- ・阪神・淡路大震災（平成7年(1995)）を契機として、平成7年度（1995）から平成12年度（2000）にかけて、名古屋市設建築物の耐震診断が実施された。名古屋城天守閣においては、平成8年度(1996)に「歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査研究」が実施され、大天守閣の耐震性能は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価された。
- ・名古屋市では、平成8年度（1996）より、学校などの耐震改修が順次開始された。また、平成14年度（2002）には名古屋市地震防災強化計画が策定され、市庁舎や消防署など、地域防災活動拠点の耐震化整備が優先的に進められていった。
- ・名古屋城天守閣においては、その施設の性質から、来場者の安全確保のための耐震改修が検討されたが、同計画における優先度も考慮され、速やかな耐震改修は行われなかった。
- ・その後、耐震診断における諸基準の改定を受けて、平成22年度（2010）に「名古屋城天守閣耐震対策調査」を実施した。
- ・同調査結果によると、大天守閣の耐震性能を示す I_s 値は、各階とも基準値である0.6を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7階のX（南北）方向で0.14であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。
- ・上記の耐震診断におけるコンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化（平均15.8mm）が、小天守閣においては中度の劣化（平均7.3mm）が発生している箇所が一部見受けられた。
- ・また、鉄筋については、大天守閣においてはコア抜き11か所中3か所に、小天守閣においてはコア抜き7か所中3か所に腐食が確認された。
- ・ケーソン基礎については、コンクリート中性化や鉄筋腐食に関する調査を実施していない。
- ・再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

- ・天守台の石垣については、平成23年度（2011）に「名古屋城天守台石垣健全性評価」が実施され、大天守北面と小天守西面の石垣が、安定上最も問題がある部分であるとの結果が出ている。
- ・天守台周辺の石垣には広く被熱した石が分布しており、石材の劣化が著しい部分が見られた。
- ・目視観察において、数か所の石垣で孕み出しが見られ、特に大天守北面及び小天守西面で顕著であった。
- ・孕み出し指数（石垣の孕み出し状況をもとに安定性を評価するための指数。石垣高さに対する孕み出し量の比）による評価においては、5ヶ所の石垣で「やや不安定」という結果となった。
- ・大天守北面の孕み出し指数が最も高く、4.1であった。（孕み出し指数0～2が「健全」、2～6が「やや不安定」、6以上が「不安定」）

- ・既存ボーリングデータによると、石垣の基礎地盤としては大きな問題はないと考えられるが、大天守北面をはじめ、内堀に面した高石垣においては、石垣下部の背面にやや軟質なシルト層が存在することから、その部分が潜在的な弱点となる可能性が指摘された。
- ・間詰石等の抜け落ち、落下が見られ、来場者への影響が懸念される。

(3) 活用

- ・現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。
しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならないなど搬出入面の課題がある。
- ・大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から5階までの対応となっている。5階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

<整備方針ごとの利点と課題>

現天守閣の抱える諸課題を克服するため、天守閣の耐震改修や木造復元の検討を行ってきた。

(1) 耐震改修の利点

1) 現天守閣の価値の保存と継承

昭和34年（1959）に再建された現天守閣は、次のように様々な価値を有しており、耐震改修はその価値を保存し、後世に継承することができる。

- ・戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附とともに実現した戦災復興の象徴であったこと。また、観光・地域振興としてのシンボル性も同時に有していること。
- ・豊富な根拠資料に基づき外観復元がなされ、近世城郭としての姿を保存していること。
- ・内部は近代的様式で整備され、展示収蔵機能を兼ね備えた博物館相当施設として市民生活に寄与してきたこと。

2) 博物館機能の維持

- ・現天守閣が有する博物館機能を維持し、特別展等、多彩な催事の開催を継続できる。
- ・西之丸に建設予定の展示収蔵施設に収蔵できない史資料を、耐震改修工事完了後、天守閣内に展示・収蔵することができる。

3) 文化的観光面における魅力の向上

- ・耐震改修を機に、内部空間を更に木目調に仕上げるなど、近世城郭の雰囲気を感じられるような内装改修の実施や、展示内容の見直しなどを行うことで、文化的観光面における魅力を向上させることができる。

4) 観覧環境の向上

- ・空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、観覧環境の利便性や快適性を向上させることができる。
- ・小天守閣のトイレにおいて、多目的トイレの設置や洋式化、乾式化などの全面改修を行うことで、便益施設の衛生面における改善や、利便性の向上を図ることができる。

5) 既存建物の活用

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震対策については、耐震診断及び耐震補強方法が既に確立されている。
- ・既存建物を取り壊し新たな建物を建設する建替え工事よりも工期が短縮でき、天守閣閉鎖期間を最小限に止めることができる。

6) 遺構の保全

- ・耐震改修工事においては既存建物の解体等が伴わないため、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣に対しては、現状の保全状況を維持することが可能である。

(2) 耐震改修の課題

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題

- ・現天守閣は、外観は豊富な根拠資料に基づき復元されているが、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながりにくい。
- ・耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することはできないため、史実に基づく間取りを復元することはできない。すなわち、防衛機能を備えた天守の建築的特徴などを観覧することができず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の実感が得難い。
- ・また、豊富な根拠資料に基づき外観復元されているといえども、窓の引戸や水抜きが再現されていないことや、窓の格子が焼失前よりも外側に設置されていることなど、一部史実と異なった形で再建が成されている。

2) 耐震改修工事における課題

- ・耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線についての見直しが必要となる。
- ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修とは別途検討が必要である。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。
- ・今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、天守閣再建後に法改正された基準について、適合していない事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討が必要である。
- ・屋根の劣化に伴う葺き替えを実施する場合は、天守閣再建後に法改正された基準についても全て適合させる必要があることが判明している（遡及適応）。
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定が必要である。

3) バリアフリーにおける課題

- ・現天守閣は5階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である7階へと円滑に移動するためのバリアフリー対応が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての展示や対応方法の再検討も必要である。

4) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵面や搬出入面の課題がある。
- ・展示面についても、適切な温湿度管理や消火設備の設置など、より望ましい展示環境の検討が必要である。

5) 天守閣の閉鎖に伴う課題

- ・耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

6) 天守台石垣にかかる課題

- ・平成22年度(2010)に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、耐震目標性能が現行耐震基準同等である ls 値0.60以上の場合は石垣を取り外すことなく補強できるが、公共建築物としてより安全性を考慮した ls 値0.75以上を求める場合は、一部石垣を取り外さないと補強できないとの結果が出ている。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。

7) ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

(3) 木造復元の利点

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進

復元に耐えうる根拠資料に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。

- ・木造復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間を甦らせることができる。
- ・現天守閣にはない、防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧できることから、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深めることができる。

2) 文化的観光面における魅力の向上

- ・木造復元を行うことにより、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができる。
- ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において、旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙げられていることから、内部空間を含めて真実性の高い木造復元を行うことは、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。
- ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることにより、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術に間近で触れられる機会を提供できる。

3) 伝統工法による復元

- ・復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会など様々な媒体を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力を幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。
- ・伝統工法での復元において生じた課題やその検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・伝統工法による木造建築物は、日常的な維持管理、中期的な修繕、そして長期的な半解体及び全解体修理を適切に行うことにより、何百年という長期にわたる維持が可能となる。

4) 新技術の導入と伝統技術の融合

- ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報となり得、また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

(4) 木造復元の課題

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成された経緯や博物館機能を有することなど、現天守閣が持つ価値の保存及び可能な限りの継承に向けた対策を検討する必要がある。

2) 木造復元工事にかかる課題

外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うにあたり、次のような検討を要する。

名古屋城天守のような大規模構造建築物の木造復元は現行基準における類似例がなく、高度な技術的検討が必要である。

- ・非耐火の木造大規模構造建築物における防火、避難の安全性の確保
- ・現行耐震基準同等以上の耐震性の確保
- ・耐震性の評価手法についての検討
- ・急病人の搬送や熱中症対策など、観覧環境における安全性の確保と快適性の検討
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定

3) バリアフリーにおける課題

- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーとの乖離をどのように解決するかを検討が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての検討も必要である。

4) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。

5) 天守閣の不在に伴う課題

- ・木造復元工事期間としては約46か月の間、天守閣の観覧が不可能となり、解体に伴い名古屋のシンボルである天守閣が一定期間不在となる。それにより入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

6) 天守台石垣にかかる課題

- ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。天守台石垣にかかる荷重の変化や、各種工事が天守台に近接することによる石垣への影響などに対しての十分な調査、解析が必要である。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。

7) ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

<課題への対策>

(1) 耐震改修特有の課題に対する対策

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策

- ・前述のとおり、現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深めるような展示等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。
- ・耐震改修や外壁改修とともに、窓の引戸や水抜き、格子について焼失前の状態を再現するなど、より真実性の高い外観復元の実現を検討する。

2) 耐震改修工事における課題への対策

- ・耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線の見直しを行う。
- ・外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を定期的に実施することにより、鉄筋の腐食の進行を遅らせる。
また、鉄筋や鉄骨は取り替えることができないため恒久的な対策は難しく、既に腐食している鉄筋や、今後新たに腐食が発生した場合における、柱や梁廻りの補強等、維持保全にかかる検討が必要である。
- ・今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討を行う。
- ・屋根の劣化に伴い葺き替えを実施する場合、天守閣再建後に法改正された基準についても全て適合させる必要があるため、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。

- ・構造体の劣化を防ぎ観覧環境を維持するため、長期維持保全計画を策定し、適切な周期での内部及び外部改修を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(2) 木造復元特有の課題への対策

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策

- ・現天守閣の再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等を取りまとめ、現天守閣の静止画、映像と共に記録、保存を行う。展示等により現天守閣が持っている価値を広く発信するとともに、後世に伝承する。
- ・金鯱、瓦、破風、鉄骨トラス（天守閣を軽量化するために用いられた特徴的な技術）等の展示や再活用を検討し、現天守閣に使用されている部材の保存と継承を行う。
- ・現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。その価値を保存する必要がある一方で、平成28年度（2016）に実施した市民2万人アンケートにおいては、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%と、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。市民の機運醸成と共に、木造復元による、名古屋城天守閣の新たなシンボル化を図りつつ、上述のように現天守閣の有する価値を後世に継承するための方策を実施する。
- ・現天守閣の価値の一つである博物館機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながると考える。

2) 木造復元工事にかかる課題への対策

- ・防火、避難の安全性については、シミュレーションなどによる検証を重ねた上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性を確保する。
- ・構造計画については、建物の安全率及び地震時における建物の変形量の上限值、地盤調査による地震波の作成、及びその地震波を用いた構造の動的解析も参考に耐震補強方針を決定する。
- ・来場者の安全を確保できるような観覧環境整備を検討する。観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策の検討や、急病人に関しては、安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的の実施するなどの方策が必要である。
- ・長期維持保全計画を策定し、適切な周期で修繕を行うとともに、部分解体を伴う中修理、半解体を含む大修理、全解体を含む根本修理を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(3) 共通の課題への対策

1) バリアフリーにおける課題への対策

- ・耐震改修の場合、現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化を促進する。
- ・木造復元の場合、外観及び内部空間の真実性の高い復元を目指すと共に、昇降等、移動の困難な方への対応をいかに行うか検討する。その課題を克服するため、付加機能の設置や昇降を円滑にするための手段の検討、介助スタッフの配置など、ハード、ソフト両面からの対応を行う。

- ・両者ともに、年齢や障害の有無、言語の違いなどに関わらず、多くの方が楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すような対策を実施する。
- ・また、木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR 等の活用を検討する。

2) 展示収蔵機能における課題への対策

- ・両者とも、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画や「ガラス乾板写真」などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に展示、収蔵することにより、収蔵面や搬出入面の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。
- ・その他の収蔵物については、耐震改修の場合、改修による展示収蔵機能の向上を検討した上で再び天守閣内にて展示、収蔵を行う。木造復元の場合は、名古屋城の近接地に新たに展示、収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。

3) 天守閣の閉鎖、不在に伴う課題への対策

- ・耐震改修の場合、耐震改修期間約 1 4 か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成 30 年度（2018）に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。
- ・木造復元においても、木造復元工事期間としては約 4 6 か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、また、工事期間は耐震改修よりも長期にわたることから、入場者数の減少や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、平成 30 年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿の活用や、さらに、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し観光面における新たな魅力を発信することで、課題を克服できると考える。

4) 天守台石垣にかかる課題への対策

- ・両者とも、天守台石垣の適切な保全のため、史実調査、測量調査（立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成など）、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行う。その結果を基に FEM 解析、DEM 解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより石垣の挙動を検証、解析し、保全のための方針を定めた上で対策を実施する。
また、石垣の保全対策だけでなく、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関しては、調査結果をもとに十分検討した上で、来場者の安全を確保するための対策を実施する。
- ・耐震改修の場合、耐震目標性能を現行耐震基準同等とし、石垣に悪影響を及ぼさない補強方法を採用する。
- ・木造復元の場合、現在行っている調査成果をもとに、天守台石垣にかかる荷重の変化や、各種工事が天守台石垣に近接することによる影響を十分に考慮、解析した上で、本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない適切な工法・対策の検討を行う。また、実施に当たっては計測器等により変化の観測を行う。

5) ケーソン基礎にかかる課題への対策

- ・両者とも、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を実施する。

<整備方針>

- ・木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が認められる。
- ・名古屋城天守は、昭和 20 年（1945）空襲により焼失し、昭和 34 年（1959）鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。
- ・天守閣再建は、生活の根幹にかかわる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現した。また、豊富な史資料を基に外観復

元がなされたものの、都市不燃化や当時の建築技術発展の流れを受け、耐震耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリート造が採用され、内部はあくまでも近代的な博物館機能が備えられた。再建された天守閣は、いわば戦災復興の象徴であり、昭和 30 年代の記憶を現代に保存する貴重な建造物である。

- ・ 現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真実性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」とであるという側面も持ち合わせている。
- ・ 現天守閣は、先のとおり、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧することができず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の「実感」が得難く、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解もまた促進され難い状態である。
- ・ 再建から半世紀以上が経過した現在、顕在化する諸課題への対応として耐震改修と木造復元の検討を行った。
- ・ 耐震改修を行った場合、現天守閣の価値を保存、継承できるという利点があるが、それは裏返せば、上述のような、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状況が継続されるということでもある。
- ・ 耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間にさらに木目調の仕上げ材を使用するなどの内装改修や、近世城郭における天守の役割について学びを促す、工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。しかし、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、築城当時の間取りまでも再現し、歴史的空間を体感することは困難である。
- ・ 一方で、復元に耐えうる根拠資料等に基づき、より真実性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超え、実体験することが可能となる。また、現天守閣にはない、狭間や石落としなど、防衛機能を備えた近世期の天守の特徴を観覧することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能の更なる理解へとつなげることができる。更に言えば、真実性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間の再生へとつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。
- ・ よって、木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高いと考えられる。
- ・ しかし同時に、木造復元を行う上での課題も決して軽視できるものではない。
- ・ 既に述べた通り、木造復元における課題のひとつに、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策があげられる。これに対しては、鯰、瓦、破風等、現天守閣で使用されている部材の保存と継承を検討すると共に、現天守閣の再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等を取りまとめ記録し、展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に伝承するため、広く発信し続けることによりその課題の克服を目指す。
- ・ 市民の機運の高まりや寄附により再建がなされたことに対しては、それらの記憶を保存する必要がある一方で、平成 28 年度（2016）実施の市民 2 万人アンケートにおいて、約 6 割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を後世へ伝えつつも、市民と一体となり、寄附を募り機運を更に高め、木造復元により新たな名古屋のシンボル化を図ることもまた、課題を乗り越える方策の一つになり得る。
- ・ 更に、現天守閣の価値の一つでもある博物館機能については、代替施設の建設により重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世城郭における天

- ・ 現天守閣の博物館機能については、代替施設の建設により重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世城郭における天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解につながると考える。
- ・ 木造復元工事においては、高度な技術的検討が求められるところではあるが、防火、避難及び構造計画については、シミュレーションなどの検証を行った上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性及び耐震性を確保する。
更に、来場者の安全を確保できるような観覧環境整備に努め、観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策や、急病人に対しては安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的の実施するなどの方策を実施する。
- ・ 真実性の高い復元とバリアフリーという課題に関しては、昇降等、移動の困難な方への対応をいかに行うか検討し、ハード・ソフト両面からの対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能であると考ええる。
また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、年齢や障害の有無、言語の違いなどに関わらず、多くの方が楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すようなユニバーサルデザインを検討する。更に、木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR等の活用を検討する。
- ・ 天守台石垣については、史実調査、測量調査（立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成など）、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行う。その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより石垣の挙動を検証、解析し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する石垣を保全するため、また、来場者の安全を確保するための方針を定め、石垣に悪影響を与えない工法における対策を実施する。
- ・ その他前述の課題についても、堅実な検討を行うことで克服できるものと考ええる。
- ・ 加えて、木造復元においては、文化的観光面における魅力の向上や、伝統工法による復元、新技術の導入と伝統技術の融合といった利点が見受けられる。
- ・ 文化的観光面における魅力については、工事期間中との天守閣の不在という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される状況下においても、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面における新たな魅力を発信し向上することができると考えられる。
- ・ 伝統工法による復元の利点としては、適切な維持管理、修繕、計画的な解体修理を実施することで、何百年という長期にわたる維持が可能となることが挙げられる。また、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・ 新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。
- ・ 以上のように、木造復元は、特別史跡内の建造物として本質的価値の理解を促進するという点において優位性が高く、また、現天守閣が有する価値の保存、継承といった木造復元における様々な課題も、それぞれの方策によって克服することが可能であると考えられるため、今後、現天守閣の価値を超える木造復元の意義を丁寧に説明することを前提として、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

8-3-3 西之丸

■整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存と積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。

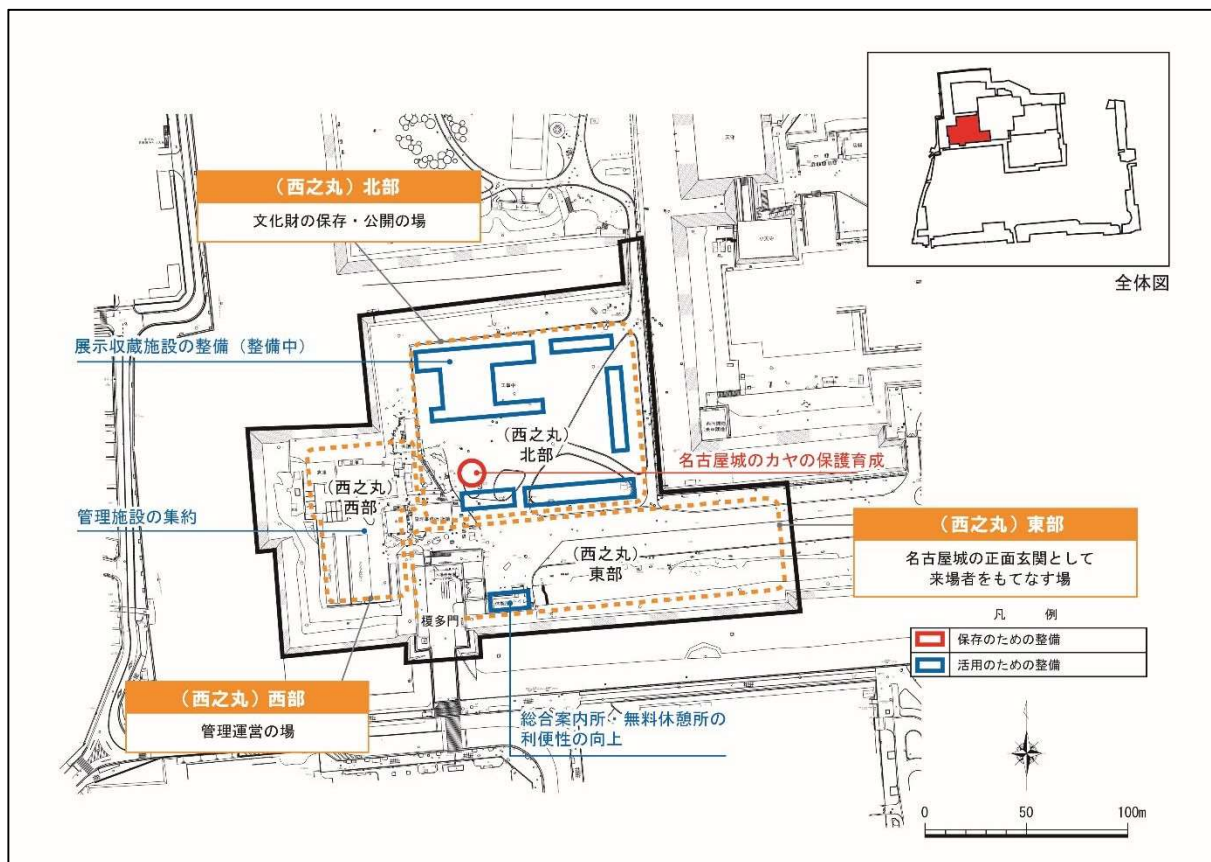


図 西之丸の整備

<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

(1) 活用のための整備

① 総合案内所・無料休憩所の利便性の向上

- ・ 総合案内所・無料休憩所は、名古屋城の正面玄関の導入部としてさらなる利便性の向上や案内機能の充実を図る。

<西部>

日常的な維持管理や施設運営の機能を担う名古屋城の管理運営の場としつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する。

(1) 活用のための整備

① 管理施設のあり方の検討

- ・ 現状の利用を継続しつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点及び日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う

8-3-7 三之丸外堀

■整備の考え方

城郭の縄張を構成している堀、城下町と城内をつないでいた各門であることを伝える説明板を整備し、広大な城跡の全体像を実感できる場とする。

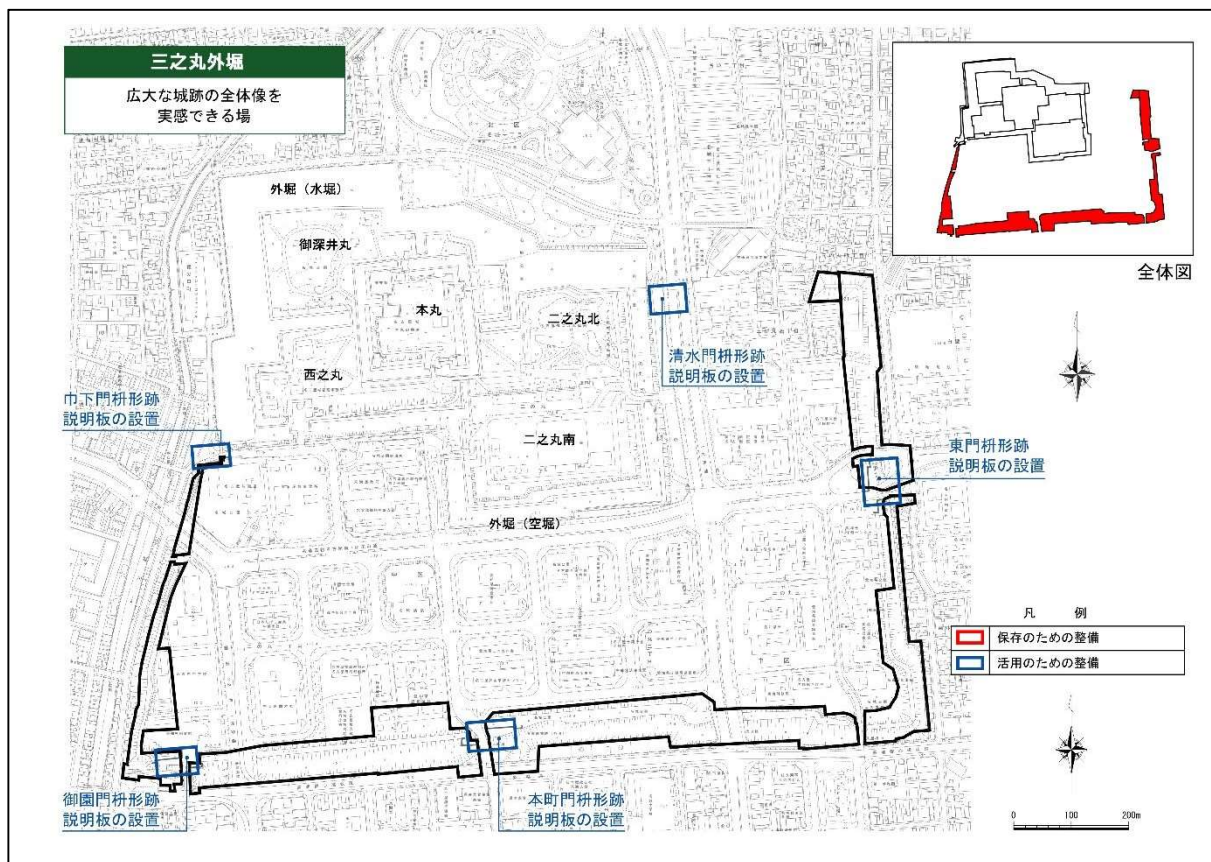


図 三之丸外堀の整備

(1) 活用のための整備

①三之丸外堀各所

- ・名古屋城の縄張を構成していた土塁・堀が残る特別史跡指定地であることを認識させ、名古屋城の全体像を実感させる説明板の設置を行う。

②各門跡

- ・名古屋城城内と城下町をつないでいた各門跡である認識を広めるために説明板の設置を行う。

8-3-8 石垣・土塁・堀

(1) 保存のための整備

①石垣・土塁・堀の修復整備

- ・石垣については名古屋城の本質的価値を構成する重要な要素であるため、石垣の現状について調査を行い、現状や危険度評価等を取りまとめた石垣カルテを作成する。その中で、地震や戦災等による被害や修復の内容、今までの発掘調査や史資料調査等の成果も整理する。
- ・本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備後は、石垣カルテ及び石垣の保全方針に基づいて修理・修復の計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行うとともに、必要な部分については計測等により変化の観測を行う。
- ・石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被

覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。

(2) 活用のための整備

①石垣・土塁・堀の復元整備

- ・近現代に撤去または改変された石垣・土塁・堀については、歴史的特徴等の調査研究を行うとともに、その復元整備の可否についても慎重に検討し、個別事例ごとに判断する。
- ・本丸大手馬出の西側の堀など、修復復元することにより特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるものについては、重点的に検討を行う。

二之丸

二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生

二之丸庭園について保存整備を着実に進めるとともに余芳^{よほう}の復原整備の検討を行う。

また、愛知県体育館の移転を見据え、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷^{むこう}の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

保存事業	活用事業
・二之丸庭園の保存整備 ・余芳の復原整備 ・特別史跡未告示区域の解消	・二之丸御殿、向屋敷の復元整備等 ・二之丸大手門・東門の復元整備等 ・二之丸の櫓の復元整備等

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
二之丸庭園の保存整備	旧名勝指定範囲の調査研究、整備	名勝指定範囲全体の調査研究、整備	
余芳の復原整備	調査研究、整備		
二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消 調査研究、整備等		
二之丸大手門・東門の復元整備等			
二之丸の櫓の復元整備等			

石垣

名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請^{こうぎ}により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からもそれをうかがい知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。

このような名古屋城の歴史を物語る広大な石垣について、調査研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備	調査研究、整備		
	石垣カルテの作成 石垣保全方針の作成	石垣カルテの追加・更新 石垣保全方針の追加・更新	

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査研究体制の強化が不可欠である。

各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築し、発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進める。

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
名古屋城総合事務所の調査研究体制強化	調査研究体制強化		

<強化継続していく事業>

■城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城の魅力を高める。

また、名古屋城の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

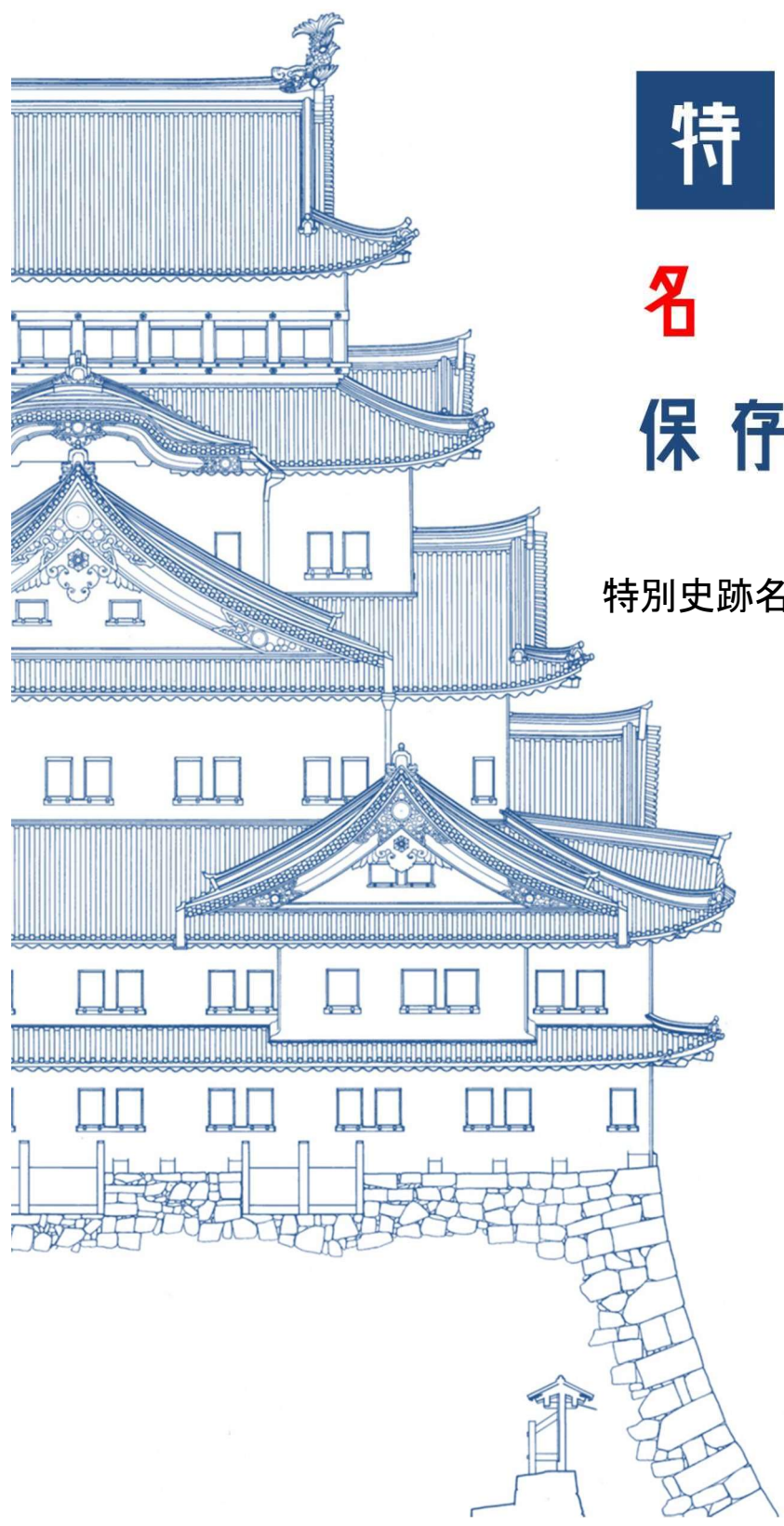
保存事業	活用事業
・城跡にふさわしい植栽管理	・説明板の新設、AR技術の導入等による表示内容の充実 ・天守閣等への視点場の整備

■実施中の保存事業・活用事業の継続と充実による特別史跡名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承する。

また、周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。

保存事業	活用事業
・旧本丸御殿障壁画の保存修理 ・名古屋城のカヤの保護育成 ・建造物等の計画的な維持修繕	・遺構を活用した企画・イベント等の充実 ・名古屋城の特徴と史跡全体の情報発信等の充実 ・周辺の歴史的関連資産等との連携強化



特 別 史 跡

名 古 屋 城 跡

保 存 活 用 計 画 (案)

平成30年3月30日
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）

名古屋市

第1章

計画策定の目的

1

1-1 計画策定の目的	2
1-2 検討会議の設置・経緯	2
1-3 本計画の位置付け	6
1-3-1 位置付け	6
1-3-2 上位・関連計画と本計画の関連	7

第2章

特別史跡名古屋城跡の概要

11

2-1 史跡指定の状況	12
2-1-1 史跡指定地の経過	12
2-1-2 史跡指定告示・指定説明文	15
2-1-3 特別史跡指定地の範囲	20
2-1-4 特別史跡指定地の状況	21
2-2 特別史跡名古屋城跡の概要	23
2-2-1 位置・地形特性	23
2-2-2 歴史的環境	25
2-2-3 自然的環境	41
2-2-4 社会的環境	48
2-2-5 周辺環境	53

第3章

特別史跡名古屋城跡の本質的価値

57

3-1 本質的価値	58
3-2 構成要素	62
3-2-1 構成要素の分類	62
3-2-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素	63
3-2-3 地区区分の設定	64
3-2-4 各地区における諸要素の概要	66

4-1 保存における現状・課題	98
4-1-1 保存事業	98
4-1-2 各地区の保存管理状況	98
4-1-3 植栽管理状況	112
4-1-4 現状変更等の取扱状況	126
4-1-5 周辺環境の保全状況	126
4-1-6 周辺環境の景観形成状況	127
4-1-7 特別史跡追加指定等	127
4-1-8 公有化等の状況	128
4-1-9 保存の現状・課題の整理	129
4-2 活用における現状・課題	131
4-2-1 公開	131
4-2-2 諸施設	143
4-2-3 企画・イベント	153
4-2-4 情報発信	156
4-2-5 周辺の歴史資産等との連携	157
4-2-6 活用の現状・課題の整理	158
4-3 整備における現状・課題	159
4-3-1 整備計画の経緯	159
4-3-2 整備の区分	159
4-3-3 各地区における整備の現状・課題	160
4-3-4 整備の現状・課題の整理	162
4-4 運営・体制における現状・課題	163
4-4-1 運営・体制の現状	163
4-4-2 運営・体制の課題	163

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標	166
5-2 基本方針	167

第6章

保存

169

6-1 保存の方向性.....	170
6-2 保存管理の方法.....	172
6-2-1 各構成要素の保存管理方法	172
6-3 植栽管理	175
6-4 現状変更等の取扱い	176
6-4-1 現状変更等の取扱方針	176
6-4-2 現状変更等の取扱基準	176
6-5 周辺環境の保全等	181
6-5-1 周辺環境を構成する諸要素の保全等	181
6-5-2 周辺地域の景観形成方針	182
6-6 特別史跡追加指定等の考え方	183
6-7 指定地の公有化.....	186

第7章

活用

187

7-1 活用の方向性.....	188
7-2 活用の方法	190
7-2-1 公開	190
7-2-2 諸施設	192
7-2-3 企画・イベント	195
7-2-4 情報発信	197
7-2-5 周辺の歴史資産等との連携	197

第8章

整備

199

8-1 整備の方向性.....	200
8-2 全体の整備の考え方	202
8-3 整備の方法	203
8-3-1 本丸	203
8-3-2 二之丸	215

— 目次 —

8-3-3 西之丸	218
8-3-4 御深井丸	220
8-3-5 外堀（空堀）	222
8-3-6 外堀（水堀）	223
8-3-7 三之丸外堀.....	224
8-3-8 石垣	224

第9章

運営・体制の整備

227

9-1 運営・体制の整備の方向性	228
9-2 運営・体制の整備の方法	229

第10章

今後の取組みの方向性

231

第1章

計画策定の目的

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 検討会議の設置・経緯
- 1-3 本計画の位置付け

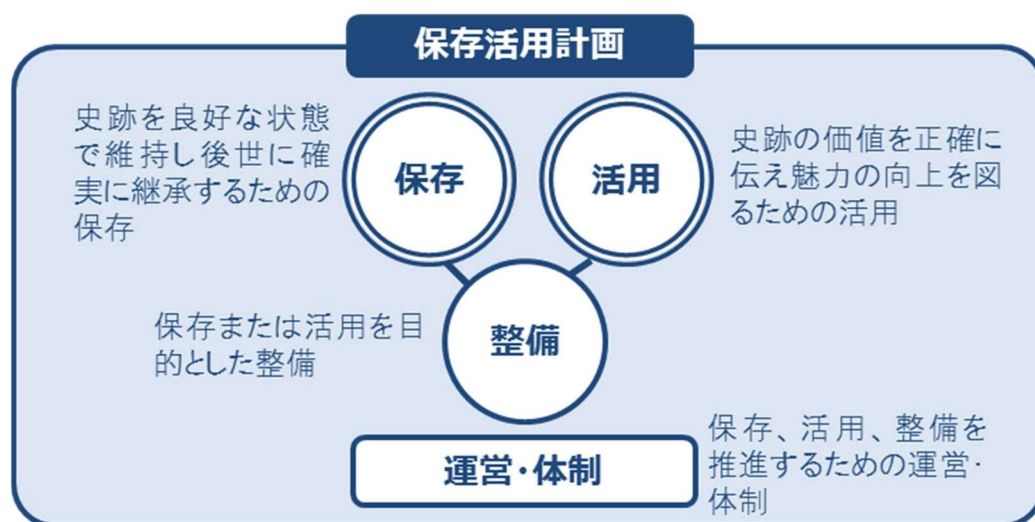
第1章

計画策定の目的

1-1 計画策定の目的

名古屋城は慶長15年（1610）に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年（1932年）に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年（1952）には特別史跡指定を受けている。昭和34年（1959）には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともにより一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。



1-2 検討会議の設置・経緯

名古屋市では、特別史跡名古屋城跡全体の整備検討のため、平成18年度（2006）より特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（以下、「全体整備検討会議」という。なお、平成18年度（2006）～平成26年度（2014）の名称は「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会。」）を開催している。全体整備検討会議の中には、建造物部会、石垣部会、庭園部会、天守閣部会を設け、本丸御殿、重要文化財建造物、石垣、庭園、天守閣等について、専門的見地から意見等を聴取しながら整備についての検討を行っている。全体整備検討会議には、各部会の構成員等が出席し、部会における検討内容等を説明し共有することにより、特別史跡名古屋城跡全体として一体的な整備を進められるよう努めているところである。

本計画の策定にあたっては、既存の全体整備検討会議で検討することとしたが、検討内容が多岐に渡ることから「全体整備検討会議（保存活用計画検討会）」と称し、オブザーバーをさらに加えて検討を行った。

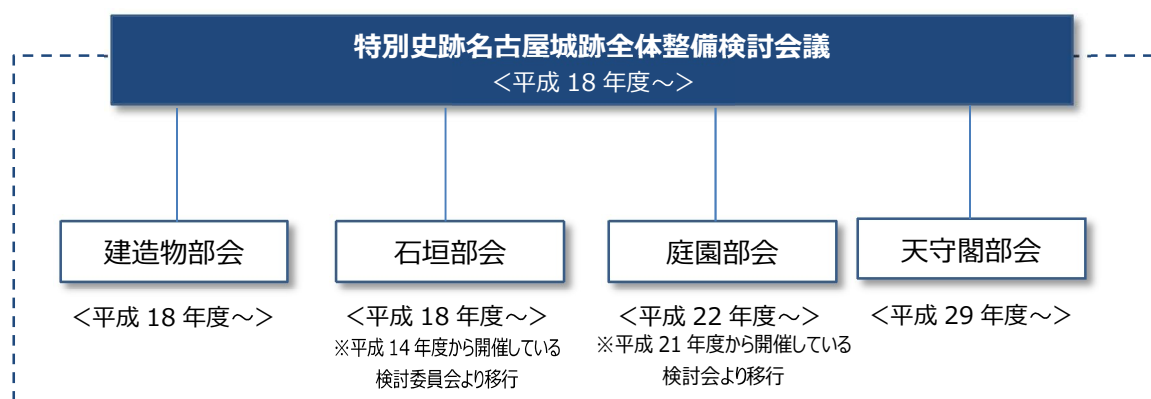


図 全体整備検討会議の組織図

表 全体整備検討会議（保存活用計画検討会）の名簿

■構成員

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

■オブザーバー

氏名	所属
白根 孝胤	中京大学准教授
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐
神谷 浩	名古屋市教育委員会博物館副館長
部長	緑政土木局緑地部
室長	観光文化交流局観光推進室
室長	観光文化交流局歴史まちづくり推進室
課長	住宅都市局都市計画課

■事務局

	所属
名古屋市	観光文化交流局名古屋城総合事務所
	緑政土木局緑地部緑地管理課
	教育委員会生涯学習部文化財保護室
	住宅都市局営繕部営繕課

表 保存活用計画策定の検討経過

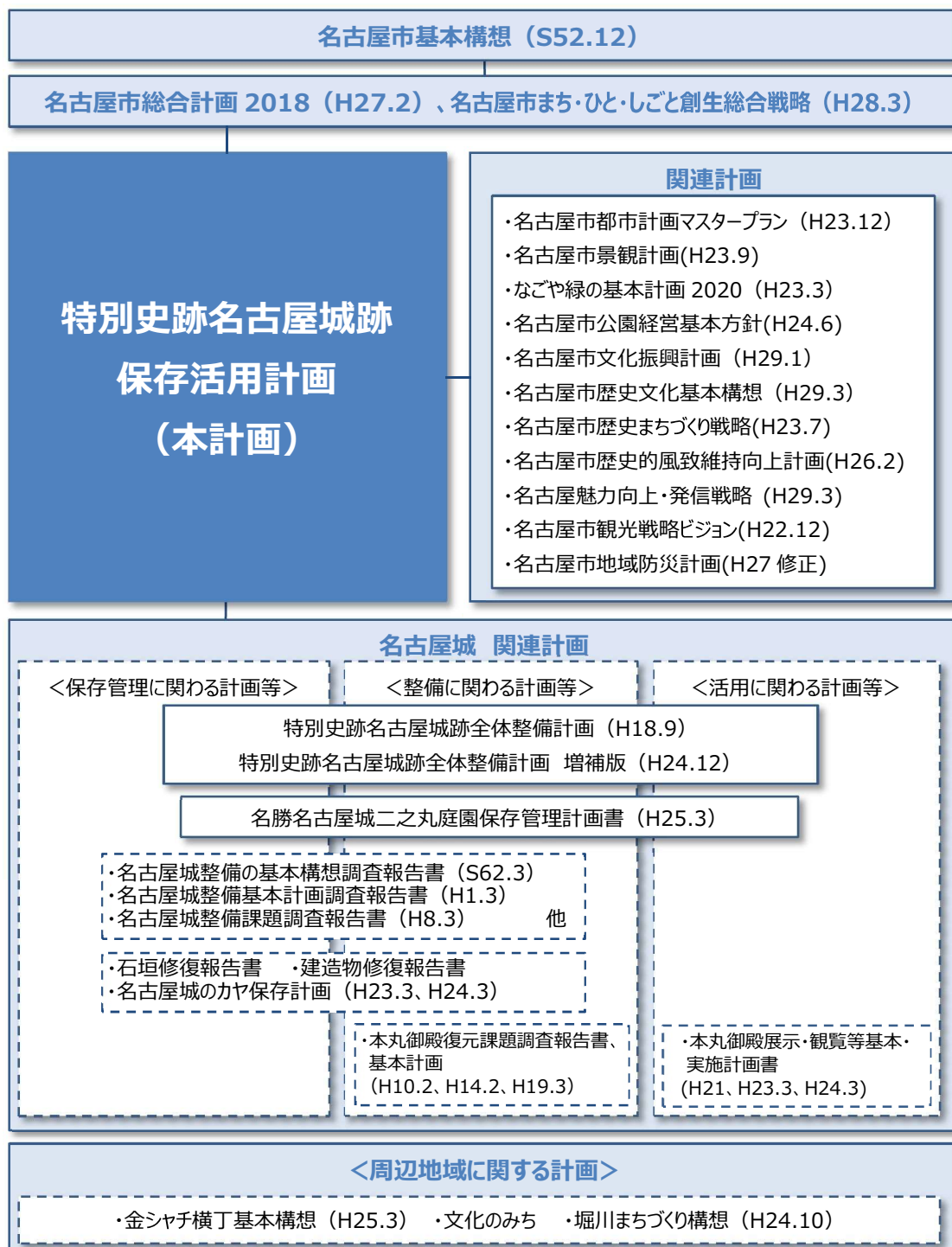
区分	開催日	議題	出席者
第1回	平成28年 2月12日	第1章 計画策定の沿革・目 第2章 特別史跡名古屋城跡の概要 第3章 特別史跡名古屋城跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 横地 玉和 住宅都市局都市計画課長 中西 良尚 住宅都市局歴史まちづくり推進室長
第2回	平成28年 6月9日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 特別史跡名古屋城跡の概要 第3章 特別史跡名古屋城跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長 山本 寛 住宅都市局都市計画課長
第3回	平成28年 8月25日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 特別史跡名古屋城跡の概要 第3章 特別史跡名古屋城跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存 第7章 活用	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 ○オブザーバー 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長 山本 寛 住宅都市局都市計画課長
第4回	平成28年 11月17日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 特別史跡名古屋城跡の概要 第3章 特別史跡名古屋城跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存 第7章 活用 第8章 整備 第9章 運営・体制の整備	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 上田 剛 観光文化交流局観光推進室長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長

区分	開催日	議題	出席者
第 5 回	平成 29 年 2 月 21 日	第 1 章 計画策定の沿革・目的 第 2 章 特別史跡 名古屋城跡 の概要 第 3 章 特別史跡 名古屋城跡 の本質的価値 第 4 章 現状・課題 の整理 第 5 章 保存活用の 基本方針 第 6 章 保存 第 7 章 活用 第 8 章 整備 第 9 章 運営・体制 の整備 第 10 章 今後の取組 の方向性 資料編	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 松本 彩 愛知県教育委員会文化財保護室主事 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長
第 6 回	平成 29 年 6 月 9 日	第 1 章 計画策定の沿革・目的 第 2 章 特別史跡 名古屋城跡 の概要 第 3 章 特別史跡 名古屋城跡 の本質的価値 第 4 章 現状・課題 の整理 第 5 章 保存活用の 基本方針 第 6 章 保存 第 7 章 活用 第 8 章 整備 第 9 章 運営・体制 の整備 第 10 章 今後の取組 の方向性 資料編 概要版	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 洲崎 和宏 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 大野 壽久 観光文化交流局観光推進室長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長
—	平成 29 年 11 月 6 日	第 1 章 計画策定の沿革・目的 第 2 章 特別史跡 名古屋城跡 の概要 第 3 章 特別史跡 名古屋城跡 の本質的価値 第 4 章 現状・課題 の整理 第 5 章 保存活用の 基本方針 第 6 章 保存 第 7 章 活用 第 8 章 整備 第 9 章 運営・体制 の整備 第 10 章 今後の取組 の方向性 資料編 概要版	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 平澤 毅 文化庁文化財部記念物課文化財調査官 洲崎 和宏 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長

1-3 本計画の位置付け

1-3-1 位置付け

本計画は下図のとおり、上位計画に基づき、市の関連施策との連携を図りつつ、既存の名古屋城についての各計画を包括した計画を策定するものとする。なお、特別史跡名古屋城跡保存活用計画の策定をもって特別史跡名古屋城跡全体整備計画は廃止する。



1-3-2 上位・関連計画と本計画の関連

(1) 上位計画

■名古屋市基本構想（昭和 52 年（1977）12 月策定）

名古屋市では昭和 52 年（1977）に議会の議決を経て『名古屋市基本構想』を定めており、まちづくりの基本理念として、「市民自治の確立」、「人間性の尊重」、「特性と伝統の活用」の三つを掲げ、総合計画の最上位に位置付けられている。

施策の大綱として、名古屋城に関連する項目は、自然環境の保全と緑化、都市の美観などを図る「都市の安全と環境」及び教育と文化の継承などを行う「市民の教育と文化」がある。

■名古屋市総合計画 2018（平成 27 年（2015）2 月策定）

「世界のナゴヤ、本物のナゴヤ、ぬくとい市民」の実現を目指して、名古屋市基本構想のもと、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに応じていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化している。

施策として緑環境、文化振興、景観形成、観光などさまざまな施策が関連するが、特に名古屋城の整備については「歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり」を掲げている。

■名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年（2016）3 月策定）

『名古屋市総合計画 2018』における施策の着実な推進を支えるものとして策定した。4 つの基本目標の一つとして、「観光交流の推進によるにぎわいあふれるまちへ」を掲げ、戦略を推進するプロジェクトとして、「訪名外客数 250 万人を目指した取り組みの推進」を図っている。その中で、「名古屋城の整備などによる魅力の向上」、「おもてなし武将隊の活用などによる歴史観光の推進」などが示されている。

(2) 関連計画

■名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年（2011）12 月策定）

長期的な視点に立ち、目指すべき都市の姿として「人・まち・自然がつながる交流・創造都市」を掲げ、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとして位置付けられている。

戦略的まちづくりの展開では、「また来たくなる名所づくり」として、名古屋城が位置する名城・白壁地区が挙げられており、本丸御殿の復元をはじめとする城郭全体の再生や景観の維持・向上を目指している。また、観光ルートバスの運行等により、歴史的資源間の回遊性を高め、歴史が感じられる名所づくりを目指している。

■名古屋市景観計画（平成 29 年（2017）1 月改訂）

「ふれあい」と「調和」を基本理念とする都市景観基本計画を上位計画として、その基本目標（目指すべき都市のイメージ）の実現に向けた、良好な景観形成の基準を示すものとして位置付けている。

市内全域を景観計画区域に定めており、特に良好な景観の形成を進める地区（都市景観形成地区）として「白壁・主税・^{ちから}榎木^{しゅもく}地区」を選定している。この地区では、「名古屋開府以来の武家屋敷の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とする」ことを基本方針としている。

■なごや緑の基本計画 2020（平成 23 年（2011）3 月策定）

名古屋市の目指す緑の将来像と、それに向けて展開する施策の基本方針を示す。「生物多様性 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「水の環復活 2050 なごや戦略」の三つの長期戦略とも連携しながら、水と緑の豊かな自然共生都市を目指すものである。

名古屋城を含む名城公園一帯を、生物多様性の拠点となる緑と位置付けられ、自然環境の保全・創出を図っている。また、名古屋城築城とともに切り開かれた堀川や新堀川（旧精進川）

を軸に、名古屋城と名古屋港を結ぶネットワークがあることから、これらの水辺をうるおいある空間に改善し、街路樹等の緑と水辺を結び、都心に涼しい風を送り込む「風の道」を形成する取り組みの方針案を示している。

■名古屋市公園経営基本方針（平成24年（2012）6月策定）

『なごや緑の基本計画 2020』を上位計画とし、リーディングプロジェクトの一つとして掲げた「都市公園の利活用の促進」を実現するため、名古屋市における公園経営の基本的な方向性を示している。この基本方針に基づき、戦略的な事業展開プランとしてまとめた『名古屋市公園経営事業展開プラン』を平成25年（2013）7月に策定している。

その事業展開プランでは、名古屋城を含む名城公園全体をシンボル公園として位置付け、公園経営基本方針の4つのプロジェクトを社会実験として率先して行い、その効果を検証していく旨が記載されている。

名城公園においては、「民間活力導入プロジェクト」を重点的に行い、「利用者満足度の高い公園サービスを提供するため、民間活力導入や新しい仕組みの検討、規制緩和の基準・ルールづくりを行う」としている。

■名古屋市文化振興計画（平成29年（2017）1月策定）

これまでに蓄積されてきた文化・歴史資源を「まちの記憶」として継承し、市民の活発な文化活動や芸術家などの意欲的な創造活動など確かな文化基盤のもと、都市の魅力を創り、育て、届けるとともに、複雑化する社会的課題の解決に向けて、文化力がまちなかに広がり、活用される「文化芸術が活きるまち」としての取り組みを積極的に進めるものとしている。

都市魅力の創造・発信を行うための施策の展開として、「文化・歴史資源を活用した魅力づくり」を掲げ、「名古屋城を核とした魅力づくり」として、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を策定し特別史跡名古屋城跡の保存活用を適切かつ確実に進め、名古屋城を核とした魅力の発信を図るものとしている。

■名古屋市歴史文化基本構想（平成29年（2017）3月策定）

市内各地にあるさまざまな文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経緯や特性を明らかにする取り組みを行い、その結果をもとに地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かしていくことを目指して策定している。

名古屋城下や熱田神宮周辺などの「名古屋を代表する文化財」は、市の各種構想・計画においても、名古屋の現在を語る上で重要な要素として位置づけられ、重要な役割が期待されている。名古屋城では個別に保存活用計画の策定が進められているが、こうした方針に従って着実に保存活用が進められていくべきものとしている。また、既に指定を受けている文化財などにおいては、適切な保存継承を進めるとともに、指定文化財でさえ市民の認知度が低いことを前提に積極的な公開・活用が図られることが望まれるものとしている。

■名古屋市歴史まちづくり戦略（平成23年（2011）7月策定）

名古屋のまちは、幾多の歴史を積み重ねながら発展してきたまちであり、各地域にはさまざまな歴史的資源があることから、名古屋市歴史まちづくり戦略は、地域の歴史的資源を活かした魅力的な都市環境の維持・形成に向けて、「歴史分野に関するまちづくりの基本方針」として策定している。

名古屋城が関連するのは、戦略「尾張名古屋の歴史骨格の見える化」の方針である「名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承」であり、名古屋城の再生のため「本丸御殿の復

元」、「名古屋城跡全体の魅力向上」、「天守閣の眺望景観の保全」、「緑地・水辺の保全と活用」、「三之丸（官庁街）の風致・景観の維持・向上」を挙げ、それぞれの方針を定めている。

■名古屋市歴史的風致維持向上計画（平成26年（2014）2月認定）

名古屋市の歴史まちづくりを進めるため、歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づいて策定したものである。「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざし、「歴史的建造物の保存等に関する方針」、「歴史的町並み保存等に関する方針」、「歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する方針」、「伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する方針」の4つの歴史的風致の維持及び向上に関する方針を掲げている。

名古屋城周辺地区（約1,040ha）を重点区域として設定し、「文化財の保存及び活用に関する事項」、「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」について、具体的な計画を策定している。

具体的な計画としては、「名古屋城西南隅櫓の半解体修理」、「名古屋城二之丸庭園の整備」、「名古屋城石垣の整備」、「指定文化財（建造物・史跡等）の保存修理事業」、「名古屋城旧本丸御殿障壁画保存修理」などを、今後も継続して遺構等の保存・継承を図っていく事業として挙げている。また、「名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備」を進めるほか、「世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進」など名古屋城を中心とした交流・賑わいを創出する事業との連携を図っている。

■名古屋魅力向上・発信戦略（平成29年（2017）3月策定）

国内のみならず世界中から名古屋を訪れる人を増やし、名古屋圏域を大いに発展させるため、名古屋の魅力を最大限磨き上げ、その魅力を市民自ら日本全国に、そして世界に名古屋の魅力を届けられるよう策定したものである。

戦略の一つとして、名古屋城を核として「歴史・文化魅力軸」と「まちづくり・ものづくり魅力軸」の2つの南北に延びる魅力軸を中心に名古屋の魅力資源を磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、世界からの目的地となることを目指している。

名古屋城の主な取組みとしては、天守閣木造復元や本丸御殿復元などの整備を進めるとともに、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を策定し、名古屋城の価値と魅力を最大限に高める保存活用を進めることを掲げている。また、平成30年（2018）は本丸御殿の全体公開、金シャチ横丁（第一期）の開業が予定されていることから、同年を「名古屋城ディスティネーション元年」と位置づけ、名古屋城のエンターテインメント性の充実させることを掲げている。さらに、名古屋城の魅力のより一層の向上と運営の効率化のため、民間の幅広いアイデアや運営・経営ノウハウ等を最大限に活用するなど民間活力の導入について検討していくものとしている。

■名古屋市観光戦略ビジョン（平成22年（2010）12月策定）

名古屋市の観光を取り巻く環境の変化の現状と課題を踏まえた上で、基本的な視点と目標を設定し、実現に向けた総合的・体系的な計画として策定したものである。

名古屋らしい魅力を創出するための重点プロジェクトとして、名古屋城においては、名古屋おもてなし武将隊による「武将観光の推進」や「名古屋城本丸御殿の復元」、城郭としての魅力向上や来場者サービスの向上を図る「名古屋城の魅力向上」、「歴史的資産を活用したまちづくり」などを掲げている。

■名古屋市地域防災計画（平成28年（2016）6月修正）

災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、「共通編」、「風水害等災害対策編」、

「地震災害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「産業災害対策計画編」、「附属資料編」の構成としている。

名古屋城を含む名城公園一帯は、広域避難地に指定されており、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用し、平常時の市民利用を考慮しつつそれらの機能を十分に発揮できるよう整備を行うものとしている。

(3) 周辺まちづくり計画

■金シャチ横丁基本構想（平成 25 年（2013）3 月）

開府以降 400 年間培ってきた名古屋の文化と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」、「知って」、「体感・体験」できる空間づくりを目指している。また、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらえらる“尾張名古屋文化の旅の基点”を創出していくことを目指している。

名古屋城に近接した位置において、芝居小屋等の多目的空間や、展示空間、食・生活文化を堪能できる横丁「尾張名古屋文化の旅の基点」を創造する他、「東のゲートウェイの創出」、「能楽堂周辺の空間活用」、「回遊性のある利用者動線」、「本町通りのにぎわいづくり」、「周遊機能の充実」、「四季の小径づくり」など、多岐にわたる事業展開イメージを掲げている。

■堀川まちづくり構想（平成 24 年（2012）10 月）

名古屋の母なる川・堀川のにぎわいづくりと魅力発信を目的として、将来を見据えた指針とその実現に向けた道筋を示すものである。

堀川まちづくりの指針として、「歴史・文化を活かす」、「堀川を楽しむ場をつくる」、「祭と交流の舞台をつくる」、「船を活用する」、「堀川を活かした景観をつくる」、「水・緑・生物を育む」と 6 つのテーマを掲げている。

拠点エリアには、「名古屋城エリア」が選定されており、名古屋城や名城公園と連携させたにぎわいづくりや、名古屋城から沿川観光地への舟運の利用促進を図るなどの取組みが示されている。

■文化のみち

名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る地区一帯を「文化のみち」として育み、イベントの実施や、貴重な建築遺産の保存・活用をすすめている。

また、文化のみちのマップや文化のみちにある歴史的建造物、文化施設などの情報を掲載した「文化のみちリーフレット」を文化のみち二葉館、名古屋観光案内所などで配布する他、スタンプラリーやまち歩きなどのイベント情報の発信を行っている。

第2章

特別史跡名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-2 特別史跡名古屋城跡の概要

第2章

名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-1-1 史跡指定地の経過

明治2年(1869)尾張藩は版籍奉還によって名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋県となり、陸軍の東京鎮台第三分営(明治6年(1873)名古屋鎮台、明治21年(1888)第三師団と改称)が置かれた。明治5年(1872)本丸と二之丸が、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。二之丸・三之丸には兵舎や軍関係の施設が整備されるなか、三之丸北東には練兵場が設けられ、射撃場とするために明治12年(1879)北東端の土塁に射壕が増築された。

明治26年(1893)6月2日には名古屋城の本丸と西之丸東部が宮内省に移管となり、名古屋離宮となった。また明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が離宮に追加された。昭和5年(1930)12月11日には名古屋離宮廃止に伴い離宮一帯(本丸・西之丸・御深井丸)は名古屋市に下賜され、宮内省から名古屋市に移管された。なお、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

昭和6年(1931)愛知県史蹟名勝天然記念物調査会による名古屋城に関する調査報告書が取りまとめられ、昭和7年(1932)12月12日、名古屋市所管部分(本丸・西之丸・御深井丸)と陸軍省が所管する水堀及び周辺道路の一部・二之丸空堀・三之丸土塁、(株)瀬戸電気鉄道所有の三之丸外堀部分など民有20筆、国有6筆の合計26筆(117,992.16坪(390,056.72㎡))が史跡指定を受け、「史蹟 名古屋城」となった。陸軍省所管の水堀は、明治35年(1902)に男爵黒川通軌に無償貸与されていたが、史跡指定の翌年(1933)には文部省に移管され、同年4月26日に、二之丸空堀など陸軍省所管部分を除いた史跡指定地の管理者に名古屋市が指定された。明治期から昭和初期にかけて軍用地・公共用地として利用されてきた二之丸・三之丸の史跡指定は、軍用地機能に直接影響を及ぼさない土塁や堀に留まり、軍隊が駐屯する二之丸・三之丸のほぼ全域は指定から除外された。これは当時、強大な軍部の意向が指定範囲に影響を及ぼし、城郭全域が指定地とならなかった要因になったと考えられる。昭和10年(1935)5月15日には、御園橋西の土塁が追加指定され、史跡指定地は合計27筆(118,040.79坪(390,217.48㎡))となった。

戦後の昭和27年(1952)3月29日には、「史蹟 名古屋城」の地番地積をそのまま踏襲して名古屋城は特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」となった。旧陸軍省所管地等の昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者については、昭和41年(1966)2月9日に名古屋市が指定された。

二之丸は陸軍省から大蔵省(現財務省)の所管となり、旧兵舎は名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用されていたが、昭和28年(1953)3月31日には戦災を免れた北御庭の一部と前庭が文部省へ移管され、名勝指定を受けて「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和38年(1963)名古屋大学の移転に伴い、名古屋市は大蔵省から二之丸南の無償貸付を受けて愛知県へ設置許可し、翌年(1964)愛知県体育館が建設された。昭和40年(1965)10月28日には名古屋市が名勝指定範囲の管理者に指定され、昭和49年(1974)二之丸北の名勝指定範囲以外が名古屋市に無償貸付された。

三之丸では、明治42年(1909)に陸軍省が(株)瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀の堀底への鉄道敷設のための借地申請を許可し、明治44年(1911)に瀬戸電気鉄道外堀線として土居下

駅～堀川駅間が開通した。この鉄道敷設整備によって、東門、本町門、御園門の枡形は改変され、各土橋は開削された。三之丸西側の外堀は明治42年（1909）に埋め立てられている。この鉄道用地は大正11年（1922）に（株）瀬戸電気鉄道の所有となり、（株）瀬戸電気鉄道は昭和14年（1939）に（株）名古屋鉄道と合併したことから、瀬戸電気鉄道外堀線は名古屋鉄道瀬戸線となった。戦後の昭和51年（1976）には栄^{さかえ}乗り入れが決定し、瀬戸線の土居下駅～堀川駅間は廃線となり、堀内の鉄道施設撤去が行われた。平成24年（2012）には旧名古屋鉄道瀬戸線用地として必要な部分以外が、（株）名古屋鉄道から名古屋市と国土交通省に寄贈された。

三之丸南西端の土地は、大正12年（1923）から（株）日本放送協会が所有し（昭和9年（1934）追加）、戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県^{愛知県}の所有となっている。また本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地は、昭和4年（1929）陸軍省から名古屋市に払い下げられ、現在は愛知県護国神社の所有となり、同神社の境内地となっている。

史跡指定翌年の昭和8年（1933）三之丸内への名古屋市庁舎建設のため、三之丸南東の天津通に接する土塁を開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎まで大津町線道路が北へ延長開通した。戦後、国道22号線（伏見通）の新設整備に伴って御園橋の東と巾下門枡形跡の南の2箇所^{はぼした}で土塁が分断撤去されるとともに、御園橋東には堀を跨ぐ新御園橋が架橋された。また昭和40年（1965）までには、三之丸東門枡形跡北側の土塁は東西に貫通する市道新出来町線^{しんできまち}の拡幅整備と清水橋架設により、その一部が撤去された。昭和42年（1967）都市計画事業として行われた大津町線道路の拡張により、三之丸南東の天津通に接する土塁がさらに開削された。この頃には天津通の北にあたる三之丸清水門の枡形は、既に跡形もなくなっていた。三之丸では史跡・特別史跡指定後もこれらの指定地の改変が行われた。

昭和52年（1977）6月27日、特別史跡未指定となっていた二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所有地）が、文化財保護審議会（平成13年には他の審議会と整理・統合され文化審議会となる。）から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されずに現在に至っている。

平成30年（2018）2月13日、二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

表 史跡指定地に関する主なできごと

年	内容
明治5年（1872）	・本丸と二之丸が陸軍省の所管となる
明治7年（1874）	・三之丸が陸軍省の所管となる
明治12年（1879）	・射撃場として利用するため、三之丸東北端の土塁に射塚を増築
明治26年（1893） 6月2日	・本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第2976号 官廳事項）
明治35年（1902）	・陸軍省所管の水堀を男爵 黒川通軌に無償貸与
明治42年（1909）	・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・陸軍省が（株）瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀への鉄道敷設のための借地申請を許可し、鉄道敷設整備によって東門・本町門・御園門の枡形が改変、各土橋が開削
明治44年（1911）	・三之丸南・東外堀全域に瀬戸電気鉄道外堀線開通（土居下駅～堀川駅間）
大正11年（1922）	・陸軍省から借用していた鉄道用地が（株）瀬戸電気鉄道の所有となる
大正12年（1923）	・三之丸南西端の土地が（株）日本放送協会の所有地となる（戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有）
昭和4年（1929）	・本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地が陸軍省から名古屋市に払い下げ（現在は愛知県護国神社の所有）
昭和5年（1930） 12月11日	・名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第37号）

年	内容
昭和6年(1931)	・愛知県史蹟名勝天然記念物調査会が名古屋城を調査した内容を報告書にまとめる
昭和7年(1932) 12月12日	・本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史蹟 名古屋城」となる(文部省告示第234号) 民有20筆、国有6筆 指定総面積26筆 117,992.16坪(390,056.72㎡)
昭和8年(1933)	・水堀が陸軍省から文部省所管となる
昭和8年(1933) 4月26日	・陸軍省所管部分を除く史跡指定地の管理者に名古屋市が指定
昭和8年(1933)	・三之丸南東の大津通に接する土塁の開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎前までの大津町線道路が延長開通
昭和10年(1935) 5月15日	・御園橋西の土塁48.63坪が史跡に追加指定(文部省告示第197号) 指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡)
昭和20年(1945)	・終戦後、二之丸が大蔵省(現財務省)所管となる
昭和27年(1952) 3月29日	・「史蹟 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる(昭和29年(1954)8月11日 文化財保護委員会告示第34号) ・指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡) ※史跡指定時の地番地積をそのまま踏襲
昭和28年(1953) 3月31日	・二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝指定を受け、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる(昭和29年(1954)8月3日 文化財保護委員会告示第31号)
昭和38年(1963)	・大蔵省から名古屋市が二之丸南の無償貸付を受け、愛知県への設置許可により翌年(1964)愛知県体育館が建設される
昭和40年(1965) ごろ	・この頃までに国道22号線(伏見通)の新設に伴い、御園橋東と巾下門枳形跡南の土塁を分断撤去、御園橋東に新御園橋を架橋 ・市道新出来町線の拡幅整備と清水橋架橋により、三之丸東門枳形跡北側土塁の一部が撤去
昭和40年(1965) 10月28日	・名古屋市が名勝名古屋城二之丸庭園の管理者に指定(文化財保護委員会告示第63号)
昭和41年(1966) 2月9日	・昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者に名古屋市が指定(文化財保護委員会告示第2号)
昭和42年(1967)	・大津町線の道路拡幅整備が行われ、大津町線に接する三之丸土塁をさらに掘削
昭和49年(1974)	・大蔵省から名古屋市が名勝指定範囲以外の二之丸北の無償貸付を受ける
昭和51年(1976)	・名古屋鉄道瀬戸線栄乗り入れが決定し、土居下駅～堀川駅間が廃線となり三之丸外堀の鉄道施設撤去開始(昭和53年(1978)乗り入れ開始)
昭和52年(1977) 6月27日	・二之丸内と三之丸北東の土塁(いずれも財務省所管地)が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず
平成24年(2012)	・旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、名古屋鉄道株式会社から名古屋市と国土交通省に寄贈
平成30年(2018) 2月13日	・二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定(平成30年(2018)2月13日 文部科学省告示第17号)

2-1-2 史跡指定告示・指定説明文

指定に係る告示内容は、以下のとおりである。

■史跡指定

昭和7年12月12日（文部省告示第234号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

第一類 史蹟

名稱 名古屋城

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町一丁目八番ノ二、八番ノ五

同六丁目一番、一番ノ二内実測十五町六段一畝十九歩六合二勺、

一番ノ一四、一番ノ二〇内実測五十六坪四合一勺、

自一番ノ二一至一番ノ三二、一番ノ三六

同樋ノ口町四丁目一〇番内実測百二十一坪五合三勺、一一番、

一二番、一四番、番外五番内実測二段五畝二十歩二合

同堀端町番外一番内実測一段一畝二十一步四合一勺

同上名古屋町北野二番内実測二段四畝十八歩二合七勺

所在地 愛知県名古屋市西區南外堀町、樋ノ口町、堀端町、上名古屋町

指定地積 民有二十筆内実測二十二町一段九畝三歩四合六勺

国有六筆内実測十七町一段三畝二十八歩七合

説明 モト柳丸城ト称セシ廢城ノ地ニアリ慶長十五年徳川氏ノ築城ニカヽリ前田毛利黒田以下諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメシガソノ天守閣ハ実ニ加藤清正ノ經營ニ成リ五層樓ノ上有名ナル黄金ノ鯨ヲ置ケリ本丸ハ最近マデ離宮タリシニヨリソノ保存最モ完全ナルガニ丸三丸等ハ陸軍用地トシテ兵營練兵場ソノ他ニ使用セラレ今僅ニ東御門及旧奥御殿庭園ノ一部及ビ銃眼ヲ有セル土堀等ヲ存スルニ過ギズトイヘトモ猶城門趾城濠等旧規見ルベキモノ少カラズ

指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

旧建物ハ応急ノ修理ト雖モ十分ノ注意ヲ要ス

■史蹟追加指定

昭和10年5月15日（文部省告示第197号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通追加指定ス

名古屋城（昭和七年文部省告示第二百三十四号）

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町六丁目一番ノ六〇

■特別史跡指定

昭和 27 年 3 月 29 日（文化財保護委員会告示第 34 号）

文化財保護法第六十九条第二項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した。

説明 尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。工は慶長十五年一月に起り、未年に至って終えたものの如く、元和二年四月、義利は駿府からここに居を移した。爾後歴代ここにあり、海道を押えとして重きをなし、以て明治維新に至った。城地は北から西にわたりて低地をめぐらず平地を占めていて、南面を底とする梯形状を呈し、その北西部にあたって低地を背面とした広大な中枢部を置いている。即ち空濠をめぐらし、大手、搦手の虎口に馬出を構えた本丸を守って、その西から北にかけて御深井丸、塩蔵構を、西から南にかけて西之丸を配し、東から南東に二三丸を置き、大小天守台、壘濠には堅固な石垣を築いている。而して二之丸の東に接して御屋形があり、これらの地域の外郭としてあたかも前面を覆うが如くに南部に三之丸の広大な一■が設けられ、土塁壘を築き、空濠をめぐらしている。今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枳形、馬出、壘濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。

■文化財保護審議会からの答申

昭和 52 年 6 月 27 日

説明 昭和 7 年 12 月 12 日史跡指定され、昭和 10 年 5 月 15 日一部追加指定され、昭和 27 年 3 月 29 日には特別史跡として指定された名古屋城は、江戸時代、尾張徳川家の居城であった。

現在の指定地は本丸とその周囲の堀、二の丸周囲の堀、及び三の丸の土塁・空堀であるが、今回これに名勝名古屋城二之丸庭園を含む二の丸内部と三の丸土塁のうち東北の未指定部分を追加して指定し、枢要部の保存に万全を期するものである。

引用：文化庁、『国指定文化財等データベース』

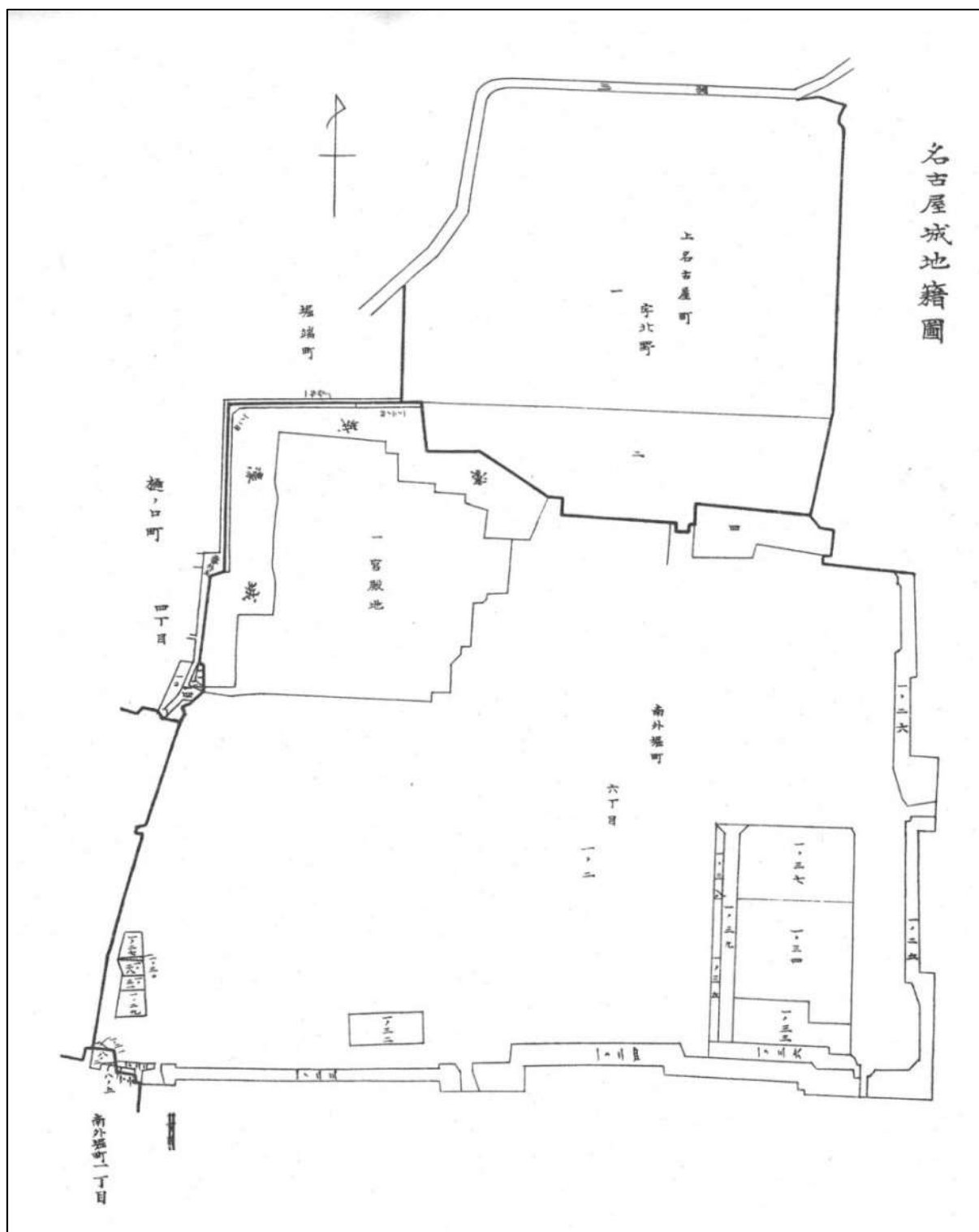


図 史跡指定時（昭和7年(1932)）の地籍図

引用：愛知県史蹟名勝天然記念物調査会、1931年、『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第九』、愛知県

表 史跡指定地の地籍表（昭和7年(1932)）（愛知県史蹟名勝天然記念物調査会（1931）から作成）

市区町丁目	地番	地目	地積	備考	所有者氏名
名古屋市西区 南外堀町一丁目	八番ノ二	軌道用地	反 ・七〇〇		瀬戸電気鉄道株式会社
同	八番ノ五	軌道用地	反 ・〇〇八		同
名古屋市西区 南外堀町六丁目	一番	公園地	坪 四三、九六二・九八		名古屋市
同	一番ノ二	師団敷地	反 実測一五六・一一 九・六二	濠一七・三〇八坪四五 内訳濠一三・八五八坪八七 五 土塁一五・六八二坪五六五	陸軍省所用官有 地
同	一番ノ一 四	道路敷	坪 五二五・二〇		官有地
同	一番ノ二 〇	区役所敷地	坪 実測五六・四一	一番ノ二〇ノ内	名古屋市
同	一番ノ二 一	鉄道用地	反 ・〇〇七		瀬戸電気鉄道株式会社
同	一番ノ二 二	同	反 一・〇〇九		同
同	一番ノ二 三	同	反 一六・四一七		同
同	一番ノ二 四	同	反 二一・七七八		同
同	一番ノ二 五	同	反 一〇・六一三		同
同	一番ノ二 六	同	反 一〇・四〇四		同
同	一番ノ二 七	宅地	坪 四二〇・四五		社団法人日本放 送協会
同	一番ノ二 八	同	坪 二〇四・三三		同
同	一番ノ二 九	公立学校敷地	反 二・一〇五		名古屋市
同	一番ノ三 〇	宅地	坪 一四・七六		社団法人日本放 送協会
同	一番ノ三 一	公立学校敷地	反 ・九一五		名古屋市
同	一番ノ三 二	雑種地	坪 二〇〇〇・〇〇		同
同	一番ノ三 六	同	反 七・二二四		大蔵省
名古屋市西区 樋ノ口町四丁目	一〇番	土木管工事務 所敷地	坪 実測一二一・五三	一〇番ノ内	名古屋市
同	一一番	原野	反 ・二一八		同
同	一二番	道路	反 ・二二一		同
同	一四番	同	反 一・三〇八		同
同	番外五番	道路敷	反 実測二・五二〇・二	番外五番ノ内	官有地
名古屋市西区 堀端町	番外一番	道路敷	反 実測一・一二一・四 一	番外一番ノ内	同
名古屋市西区 上名古屋町北野	二番	官有地	反 二・四一八・二七	二番ノ内	陸軍省

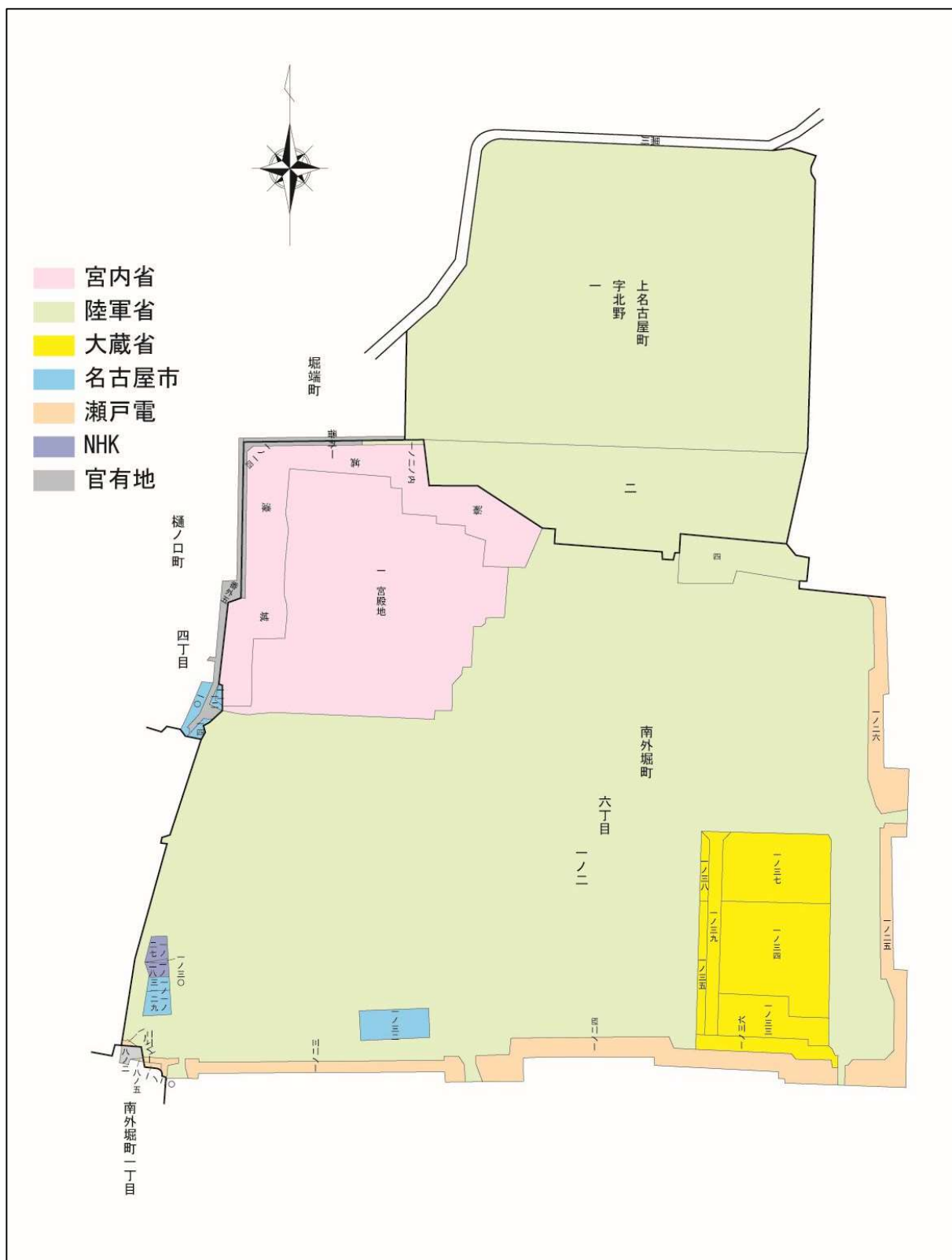


図 史跡指定時（昭和7年(1932)）の所有者区分

図 史跡指定時（昭和7年(1932)）の地籍図から作成

2-1-3 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和 7 年（1932）に史跡指定された部分と、昭和 10 年（1935）に追加指定された部分の合計 27 筆、118,040.79 坪（390,217.48 m²）で構成されている。

指定範囲は昭和 7 年（1932）の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分が一部ある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内（いずれも財務省所管用地）については、昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。

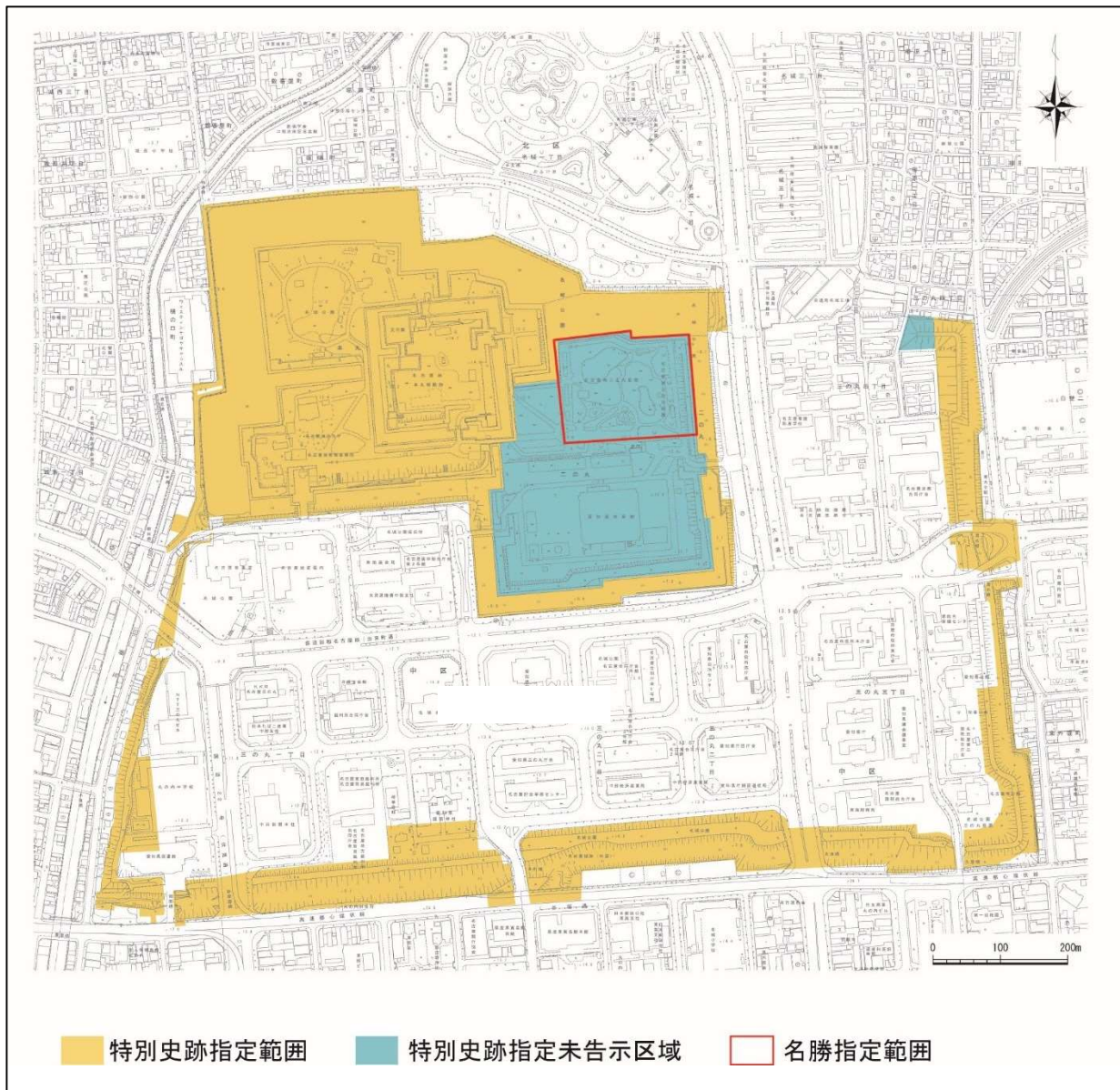


図 特別史跡指定範囲

2-1-4 特別史跡指定地の状況

(1) 土地所有区分

指定地の土地所有区分に関しては、下図に示すとおりである。概ね、本丸・御深井丸・西之丸^{おふけまる}などを名古屋市、堀及び名勝二之丸庭園の旧指定範囲などを文部科学省が所有している。また、名勝二之丸庭園旧指定範囲以外の二之丸部分を財務省が所有している。三之丸外堀部分においては、名古屋市、愛知県、文部科学省、財務省、国土交通省の所有であり、鉄道の敷設された一部分が(株)名古屋鉄道の所有となっている。

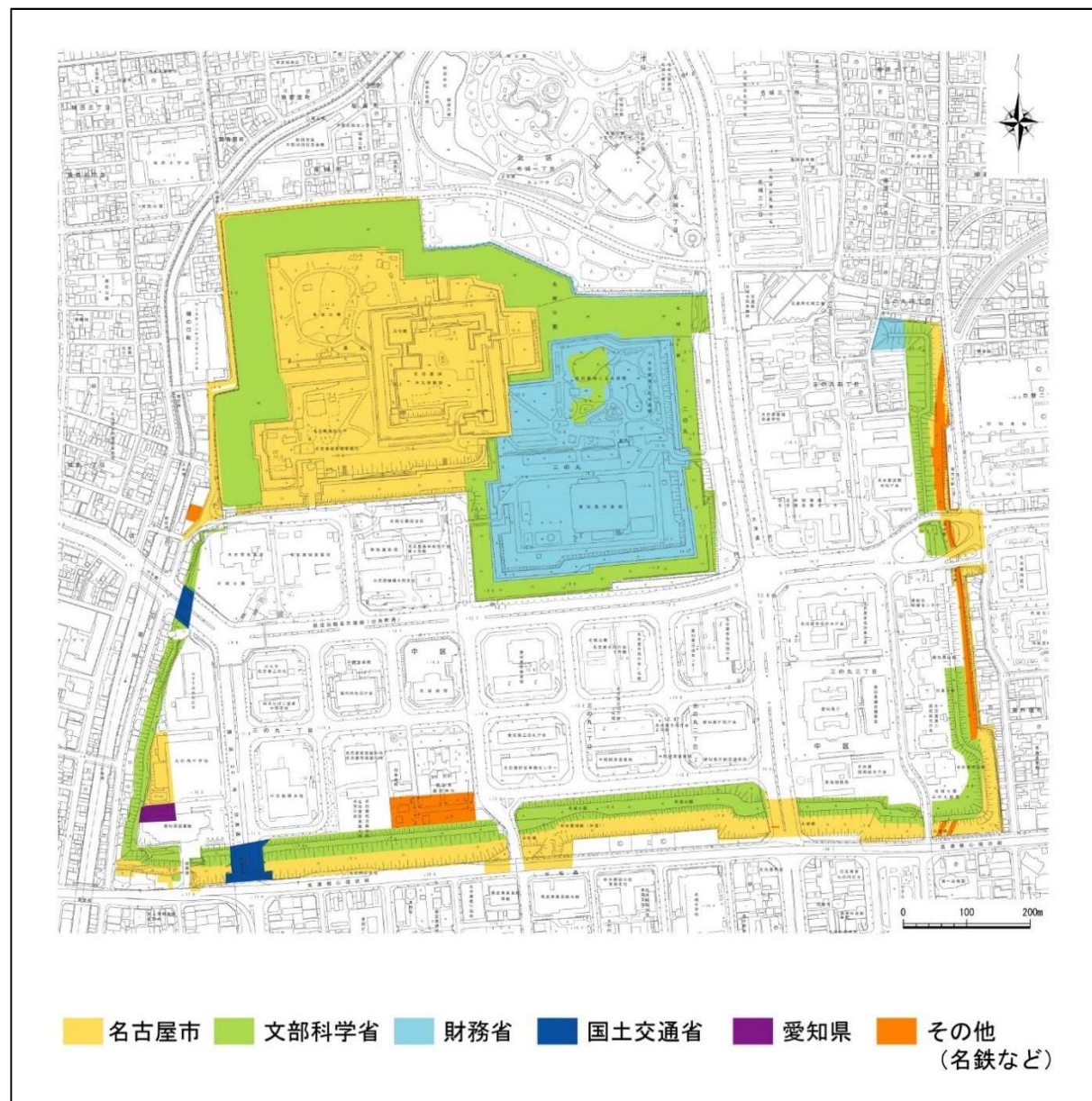


図 特別史跡指定地の所有区分

(2) 管理区分

管理区分については、所有者である国からの無償貸付を含め大部分が名古屋市となっている。市の管理区域については、名古屋城総合事務所が管理する部分と緑政土木局が管理する部分に分かれている。

なお、二之丸の南部の大部分については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理している。

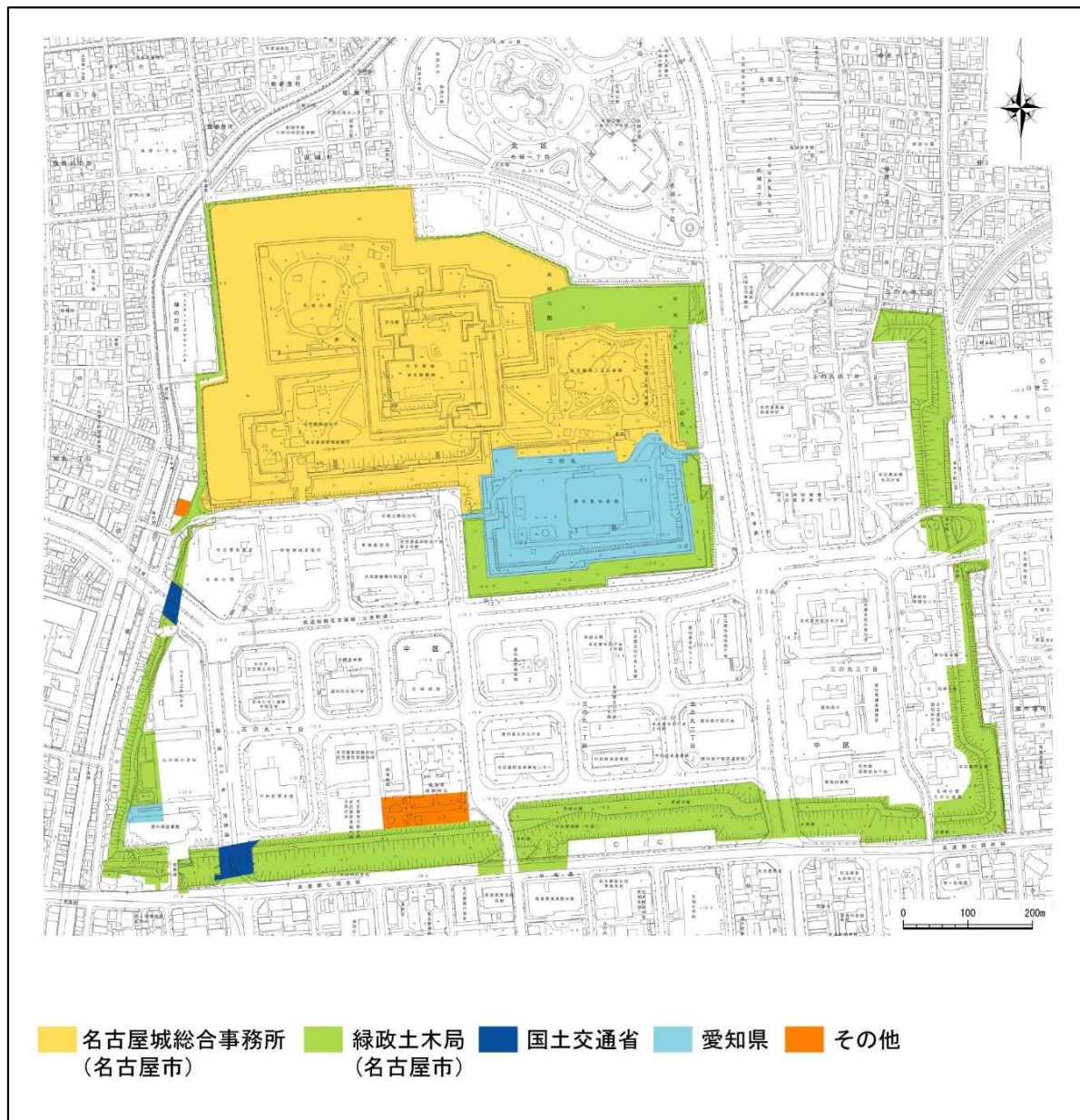


図 特別史跡指定地の管理区分

2-2 特別史跡名古屋城跡の概要

2-2-1 位置・地形特性

現在の名古屋市は、日本のほぼ中央に位置し東京からは約 260km、大阪からは約 140km の位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、江戸時代においても、国内の主要な街道であった東海道や中山道などの五街道の付属街道として、尾張には美濃街道、佐屋街道などが通り、近隣諸国を結ぶ街道として中山道につながる木曾街道（上街道）、善光寺街道（下街道）などが通っており、交通の利便性が良い立地環境であった。

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の 3 つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすもののおおむね平坦な地形となっている。

市域東部の丘陵地域は標高 30～100m 程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高 5m から 30m の極めて平坦な台地地形であり、6～9 万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれている。

名古屋城は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄から直線距離約 2.5km の位置にある。かつて武家屋敷や寺社が並んでいた三之丸曲輪内には官庁街、名古屋城北には名城公園北園が広がっており、西側には四間道などの町並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街がある。また、築城に際して城下に必要な米や塩などの物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

名古屋城周辺の地形特性は、北西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望の開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。

徳川家康が名古屋城を築くにあたっては、北面に天然の要害を有するなどの軍事面と、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれている。

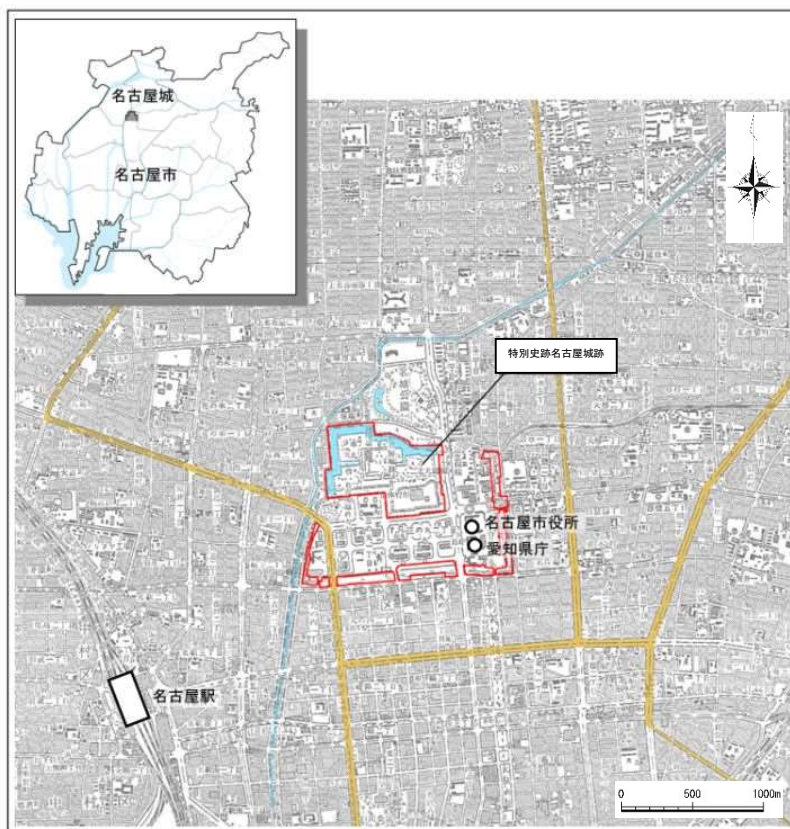


図 特別史跡名古屋城跡の位置図

引用：名古屋市民経済局、2012、『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』、名古屋市

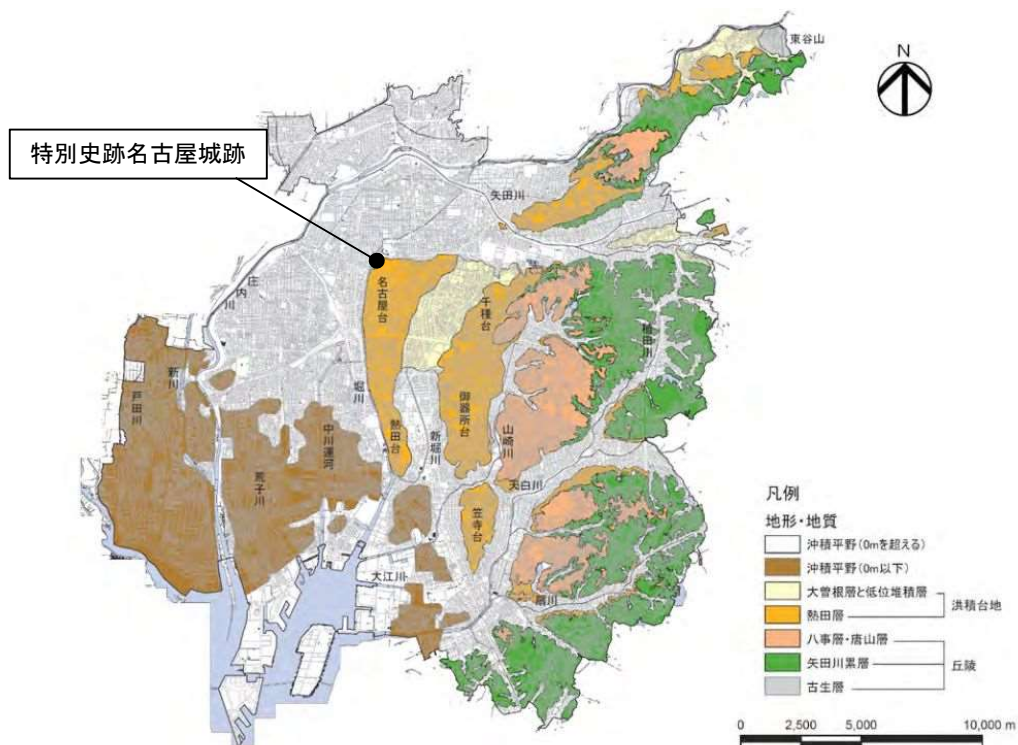


図 名古屋市の地質図

引用：名古屋市住宅都市局、2014、『名古屋市歴史的風致維持向上計画』、名古屋市



図 名古屋城周辺の地形図

2-2-2 歴史的環境

(1) 名古屋城の歴史

■古代から中世（～慶長5年（1600））

名古屋の地では5世紀から7世紀にかけて、大和王権と強力な関係を築いた「尾張氏」が東海地方の最大の豪族として台頭していた。大化元年（645）には、大化の改新で中央集権律令国家体制が成立し、地方は国・郡・里に分けられたことから、中島、海部、^{あま}葉栗、^{はぐり}丹羽、^{かすかべ}春日、山田、^{あい}愛智、^{ちた}智多の8郡からなる「尾張国」が誕生した。尾張国の中心は国衙が所在していたとされる中島郡（現在の愛知県稲沢市等）と推定される。

平安時代には、各地に荘園が誕生し、名古屋では那古野荘、山田荘、富田荘が確認でき、中でも那古野荘は、後白河上皇の女御で高倉天皇の生母である建春門院に寄進された皇室領荘園であった。

室町時代になると足利一門の有力氏族である斯波氏が室町幕府における尾張・遠江・越前の守護となり、尾張では織田氏が守護の代官である守護代となった。こうした中、守護所が国の中心となり、応永年間には国衙に近く、交通の要衝であった^{おりづ}下津（現在の愛知県稲沢市下津町）に守護所が置かれ尾張の中心となったが、文明8年（1476）斯波氏の内紛により下津の守護所は焼失した。これにより清須城（現在の愛知県清須市）を新たな守護所とし、清須が尾張の中心となった。

名古屋の地では、足利氏の流れを汲む今川那古野氏が、鎌倉時代後期から名古屋台地北部の那古野の地を領有しており、大永年間（1521～1524）には、現在の二之丸付近に那古野城を築いたとされている。

応仁・文明の乱（1467～1477）により室町幕府が没落し戦乱の世となると、尾張でも各地に割拠した群雄が相争うようになり、城や砦を築いて合戦が繰り広げられた。守護代であった織田家は文明11年（1479）より分裂し、清須城を本拠とする織田大和守家（清須織田家）の守護代・織田達勝の重臣であった織田信秀（信長の父）が台頭した。勝幡城（現在の愛知県愛西市・稲沢市）を拠点としていた信秀は、天文7年（1538）頃に那古野城を奪取し、勝幡城からここに移って本城とした。天文15年（1546）頃には古渡城（現在の名古屋市中区）を築き居城とすると、信長に那古野城を譲った。その後、三河及び東尾張からの今川軍の侵入を防ぐために末森城（現在の名古屋市中種区）を築城し、激戦を繰り広げていたが、天文21年（1552）に末森城にて没した。信秀の跡を継いだ信長は天文23年（1554）清須城を奪うと那古野城から居城を移し、那古野城は信長の叔父にあたる信光が城主となったが家臣に殺害され、重臣である林秀貞の居城となるも、天正10年（1582）には廃城となった。

その後、守護・斯波義銀を追放し、岩倉織田家の守護代・織田信賢を降伏させるなどして尾張統一を果たした信長は、永禄3年（1560）桶狭間にて尾張に侵攻してきた今川義元を討ち取り（桶狭間の戦い）、永禄6年（1563）頃には小牧山城、永禄10年（1567）には岐阜城、天正4年（1576）には近江の安土城に拠点を移しながら、天下統一に向けて勢力を伸ばしていった。

しかし天正10年（1582）天下統一を目前としていた信長は、家臣の明智光秀の謀反により京の本能寺にて没した。その後は謀反を起こした明智光秀を討伐し、信長の天下統一事業を引き継いだ羽柴秀吉が信長と同盟関係であった徳川家康を臣従させるなどして、天下統一を成し遂げた。

慶長3年（1598）秀吉が伏見城に没すると、天下の情勢は豊臣方と徳川方に二分され、慶長5年（1600）関ヶ原で天下分け目の決戦が行われ、徳川方が勝利した。

■近世（藩政期：慶長5年（1600）～明治5年（1872））

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長12年（1607）28歳の若さで死去した。その後、家康は九男の義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩の主となったことで尾張徳川家が始まった。しか

し義直は当時若干8歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の付家老に任じられた平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などから、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長14年(1609)名古屋遷府令を発した。関ヶ原の戦い以降、家康は未だ大坂に健在していた豊臣方との緊張が高まる中、豊臣方への包囲網の一環として各地の城の整備の大部分を公儀普請により進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。名古屋城は豊臣方への包囲網の形成の中で、江戸に直結する東海道の防衛の最大の拠点として築城されることとなった。

慶長15年(1610)公儀普請により、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名20名を動員して築城が開始された。動員されたのは豊臣恩顧の大名であり、彼らの経済力を弱め、幕府の脅威となることを防ぐことが目的であったと言われている。

城の地割りである縄張には家康自らも関わり、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枳形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となった。土木工事である普請としては外様大名に各担当箇所を割り当てて石垣が築かれた。天守台石垣は石垣づくりの名手とされた加藤清正が自ら申し出て担当し、その活躍により3ヶ月を経ずに天守台石垣は完成した。天守台のみならず、名古屋城の石垣は当時の最新技術である算木積が角部に用いられている。建築工事である作事では、家康側近の中井正清が大工棟梁に当てられ、技術的な設計や計画を担当した。天守台完成から2年後の慶長17年(1612)に五層五階地下一階の層塔型の日本最大級の建築規模を誇る大・小天守が完成した。規模のみでなく大天守大棟には金鯱が上げられ、尾張徳川家の城の象徴となるにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、元和元年(1615)後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

本丸御殿完成と同年、藩主義直と紀州和歌山藩主浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和2年(1616)には義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城に移り、本丸御殿に入った。

元和元年(1615)からは二之丸御殿の整備が本格化し、元和3年(1617)に完成した。3年後には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に移住し、以後歴代藩主の生活の場であり、政務の中心である政庁となった。この頃に義直は庭園の造営に着手し、寛永5年(1628)頃に二之丸庭園(北御庭)が完成したと考えられている。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主^{なりとも}齊朝の時代に庭園の改修が行われていると考えられている。本丸御殿は藩主義直が二之丸御殿に移住した後は閉ざされており、寛永11年(1634)の将軍家光の上洛に際して、その前年から上洛殿・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほとんど使用されることはなかったとされる。また、この頃に下御深井御庭^{したおふけおにわ}が整備されたと考えられる。寛文3年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される^{むこう}向屋敷が整備された。

城下町の形成は、それまで尾張の中心であった清須城下からの移転である「清須越」^{きよすごし}によって行われた。これは、町人や職人などだけでなく、寺社や町名をも含めた都市ぐるみの移転であり、三之丸の南側には碁盤目状に町人地を置き、それを取り囲むように武家地を、さらにその東側と南側に寺町が配置された。

また、築城と同時期に福島正則に命じて、城の西側^{はばした}巾下門枳形から南の熱田に至る運河である堀川の開削が行われた。この運河は、城下に必要な米や野菜、魚や塩などの物資を運搬するために利用され、城下町の発展に絶大な効果をもたらした。

これら築城に伴い行われた城下町の形成によって、尾張の中心が名古屋へと移り、現代までつづく名古屋の街の都市形成のはじまりとなった。

名古屋城築城から59年が経った寛文9年(1669)には、第一回目となる天守の修理が行われ、天守の惣屋根土居葺及び惣壁下地から仕直し、また惣屋根、練土瓦葺直しと漆喰新規直しなどが行われた。その後、元文5年(1740)に至るまで13回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎず、天守台石垣が沈み、天守が北西方向に傾いてしまった。このため宝暦2年(1752)大規模な修理を断行することとなり、天守台石垣の積み直しから、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどし、宝暦5年(1755)に完了した(宝暦の大修理)。

慶応3年(1867)10月、大政奉還により幕府が朝廷に政権を返上すると、12月に王政復古の大号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では14代藩主である徳川慶勝が隠居した後も実権を握っており、新政府における議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応4年(1868))1月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣3名とその他の計14名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉^{あおまつば}事件)。

■近代(陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治2年(1869)版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋藩と犬山藩が合併して名古屋県となった。明治5年(1872)6月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、9月には二之丸、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治6年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方(廃城令)を出し、陸軍にとって不要な城郭は廃止することを命じたが、陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れた。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治21年(1888)に第三師団と改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌年(1873)から二之丸や三之丸に兵舎等が整備され、天守の仮兵舎としての機能は移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。この頃、城内には陸軍の施設が建設され、乃木倉庫もこの頃に建てられたと考えられると同時に二之丸御殿をはじめとする多くの建物が撤去された。しかし名古屋城の保存を訴える声が多く挙がり、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とした。これにより建造物等には保存修理が施されることとなった。

明治14年(1881)には、二之丸庭園の一部、東南中央の湊谷及び湊流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制施行がされた明治22年(1889)には、下御深井御庭^{したおふけおにわ}が徳川家より陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。

この頃、明治12年(1879)の名古屋城の永久保存の決定により、建造物等の保存修理の費用と人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治24年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門^{えのきだ}の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では陸軍省が費用を負担し、相当な技術者を持つ宮内省が実務を行ったが、本丸多聞櫓などは撤去された。

■近代(離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930))

明治26年(1893)名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。

明治30年・31年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設け排水したことにより空堀と化した。またこの頃に本丸大手馬出西側の堀が埋め立てられたと考えられる。

明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸^{おふけまる}が宮内省に移管となり、明治43年(1910)に

濃尾地震で被害を受けた^{えのきだ}榎多門を撤去して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年完成した。明治 44 年（1911）には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線（土居下駅^{どいした}～堀川駅間）が開通した。この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和 51 年（1976）瀬戸線の栄町乗り入れにより廃線となった。

大正 8 年（1919）前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。

大正 10 年（1921）暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復整備が開始され、大正 12 年（1923）に完了した。このとき、漆喰であった白壁を白セメントモルタル仕上げとした。

■近代（市営期：昭和 5 年（1930）～昭和 20 年（1945））

昭和 5 年（1930）名古屋離宮が廃止となり名古屋市へ下賜され、本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行（昭和 4 年（1929））により、天守・本丸御殿等城内建造物 24 棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。また翌年（1931）には名古屋城（名古屋市所管部分）を一般公開し、現在の名城公園北園も同時期に開園した。この頃から市民にとって名古屋城が身近なものとなり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。

昭和 7 年（1932）本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約 4 万 4 千坪が史跡に指定された。同年から名古屋市は旧国宝建造物 24 棟の実測調査を開始し、図面等を作成した（「昭和実測図」）。また、昭和 15 年（1940）からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は 700 枚以上にもものぼる（「ガラス乾板写真」）。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける前の名古屋城の姿を現在に伝えるものとして貴重な史料となっている。

名古屋城が史跡指定を受けた昭和 7 年（1932）、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎（昭和 8 年築（1933））や、愛知県庁舎（昭和 13 年築（1938））など帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和 17 年（1942）には旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が旧国宝に指定された。

太平洋戦争終戦間近の昭和 20 年（1945）5 月、空襲により天守、本丸御殿等主要な建造物を焼失し、本丸の東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸の二之丸東二之門、二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の 6 棟のみが辛うじて残された。旧本丸御殿障壁画は、同年 3 月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵は「ガラス乾板写真」・「昭和実測図」とともに西南隅櫓に移されており焼失を免れた。それら障壁画は焼失を免れた他の県内の旧国宝とともに灰宝神社（現在の愛知県豊田市）に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和 21 年（1946）に疎開先から名古屋城に戻された。

■現代（市営期：昭和 20 年（1945）～）

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦の翌年の昭和 21 年（1946）には一般公開を再開した。昭和 25 年（1950）の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門の 4 棟と旧本丸御殿障壁画 183 面 附 16 面が重要文化財に指定された。重要文化財に指定された建造物は、昭和 27～28 年（1952～1953）に東南隅櫓の解体修理、昭和 37～39 年（1962～1964）に西北隅櫓の解体修理を行った。昭和 30・31 年（1955・1956）には重要文化財へ旧本丸御殿障壁画 149 面・331 面 附 369 面が追加指定された。

昭和 27 年（1952）には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和 34 年（1959）には市民の機運の高まりにより市制 70 周年記念事業として、大天守・小天守と正門（^{えのきだ}榎多門）を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。昭和 53 年には不明門の復元を行った。

二之丸では昭和 28 年（1953）に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、昭和 42 年（1967）には名勝名古屋城二之丸庭園を一般公開した。戦後より名勝指定範囲以外では旧兵舎

を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和38年（1963）に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県が愛知県体育館を建設した。これに伴って二之丸大手二之門と二之丸東二之門を解体したが、昭和42年（1967）に解体後保管していた部材を替えることなく二之丸大手二之門を原位置へ復原、昭和47年（1972）には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和50年（1975）にはそれぞれ重要文化財に指定された。昭和48・49年（1973・1974）には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和54年（1979）に一般公開した。なお、二之丸内と三之丸北東土塁は昭和52年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。平成9年（1997）には御深井丸にある陸軍期に建てられた乃木倉庫が国登録有形文化財に指定された。

平成21年（2009）1月には本丸御殿の復元整備に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っており、平成30年（2018）に全体公開の予定である。

平成22年（2010）から平成25年（2013）にかけて旧二之丸東二之門の解体修理を行い、平成22年から平成27年（2015）にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。平成24年度（2012）には『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』を策定し、これに基づいて平成25年度（2013）から二之丸庭園の修復整備に着手するなど、城内の文化財の保存整備を順次行っている。なお、平成30年（2018）二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

(2) 名古屋城の構造

1) 縄張

名古屋城は平地に築かれた平城であり、城の北側と西側には低地が広がり、城の立つ台地との比高は10mを超える。四方を空堀で囲まれた本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式であり、各曲輪とも方形で直線状と単純である。西之丸西側と御深井丸・二之丸の北側の二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁で囲まれている。また、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。

本丸の南と東には馬出が設けられ、これらと本丸を囲む二之丸・西之丸・御深井丸は堀で仕切れ独立しており、各間は全て本丸内堀に接して築かれた幅の狭い土橋で連結されていた。これにより土橋を渡ろうとする敵を本丸内から攻撃することができ、いずれかの曲輪が落ちたとしても各曲輪は独立しているため、他の曲輪へ侵攻しにくくなる。さらに重要な虎口は二重の門で構成された枡形が設けられていた。

このように名古屋城の縄張は、曲輪が方形で直線状と単純なものであるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

なお、各門の名称は『金城温古録』において、本丸の「表二之門」は「南二之御門」、二之丸の「大手二之門」や三之丸の「本町門」など「大手二之御門」「本町御門」と記述されているものもある。

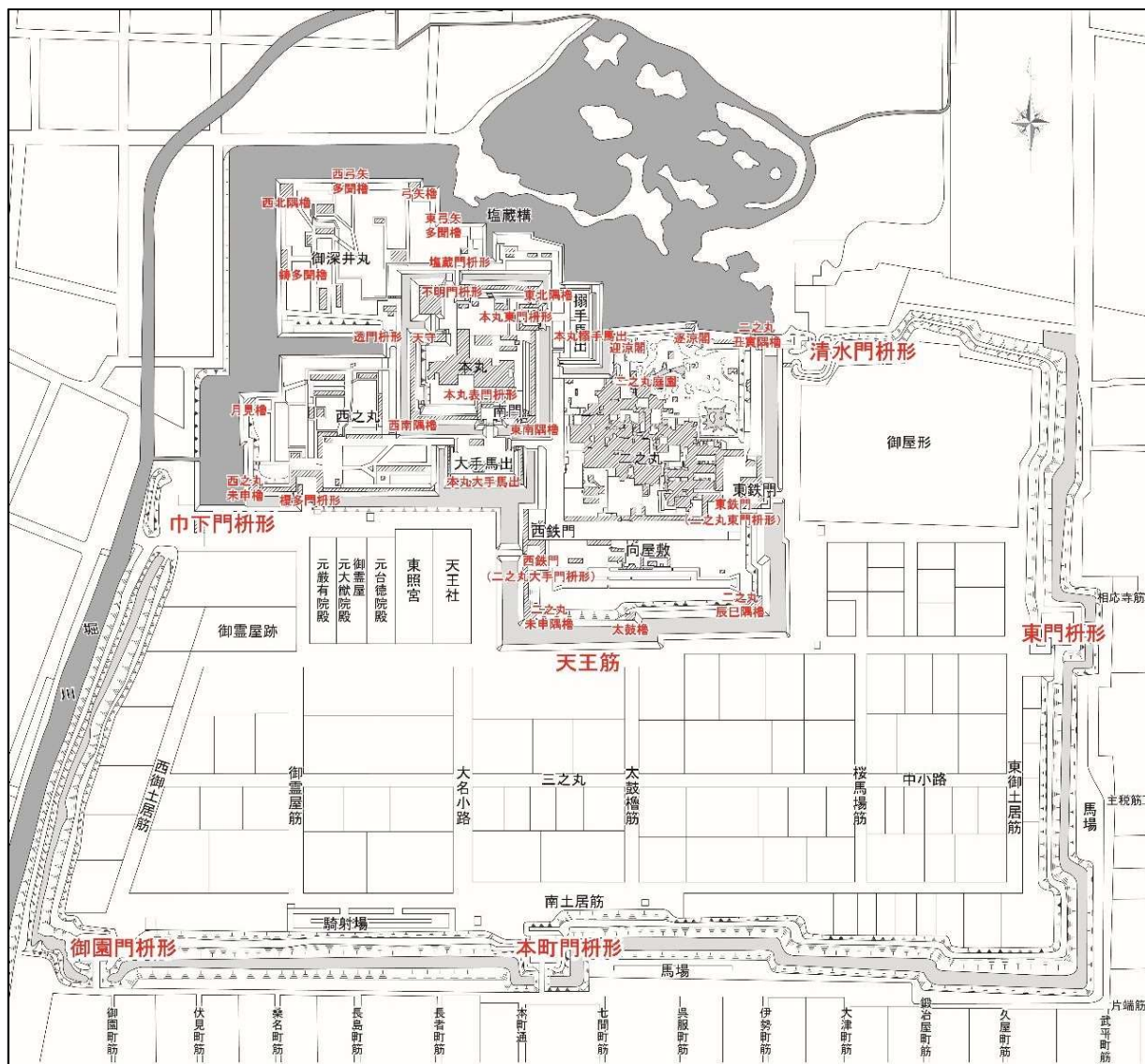


図 名古屋城全体図

■本丸

本丸には三つの門があり、南の表と二之丸側の搦手には二重の門で構成された枡形を設け、その外側に総石垣の巨大な馬出を配置することで容易に進入できない構造となっていた。本丸表門枡形外側の大手馬出は特に巨大で、枡形と共に多聞櫓が巡らされた強力な馬出であった。北側の御深井丸との境には不明門枡形があるが、あかずの門とされていた。

四隅には天守と3つの隅櫓が設けられ、それぞれが多聞櫓等でつながれていた。

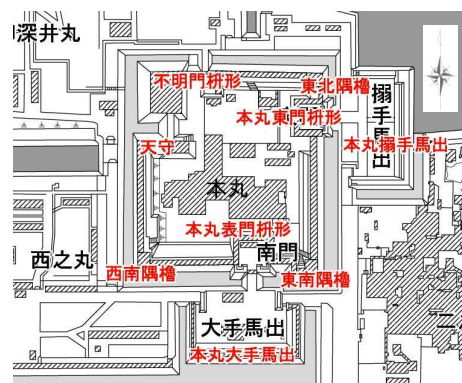


図 名古屋城全体図（本丸）

■二之丸

二之丸は、本丸の南東に位置し、本丸搦手馬出及び本丸大手馬出に接している。二之丸の西と東には鉄門を備え、三之丸とつながる。二ヶ所の鉄門も本丸と同じく二重の門で構成された枡形であった。北東隅、南東隅、南西隅に隅櫓、南面の中程に太鼓櫓が建てられるとともに、二之丸庭園の北側には、北西隅に迎涼閣、二之丸北面の中程の出隅に逐涼閣が建てられていた。二之丸の枡形門部分は多聞櫓で囲まれていたが、これ以外の外周の多くは土堀で囲まれていた。

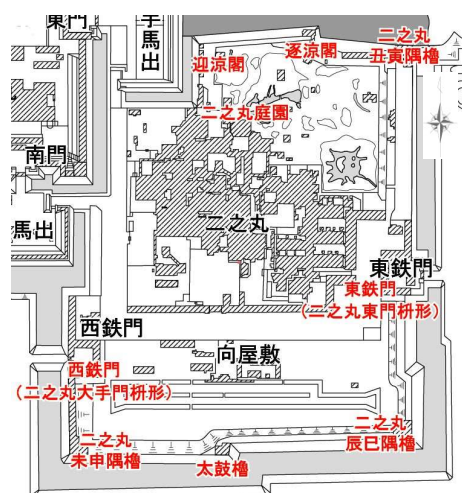


図 名古屋城全体図（二之丸）

■西之丸

西之丸は、本丸南西部に位置し、南側に枡形門である複多門があり、三之丸とつながる。櫓は南西隅に未申隅櫓、北西隅には月見櫓が建てられていた。南面には多聞櫓があり、その他は土堀で固められていた。

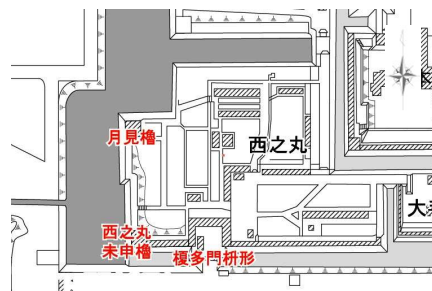


図 名古屋城全体図（西之丸）

■御深井丸

御深井丸は本丸の北西に位置し、本丸とは不明門枡形でつながり、西之丸とは透門枡形でつながっていた。また、御深井丸の東部には塩蔵構があり、枡形の塩蔵門を配していた。外堀（水堀）に面する北側には西北隅櫓と弓矢櫓が建てられており、塩蔵構を除く曲輪の外周は堀で囲まれたが、西面と北面の一部は多聞櫓となっていた。

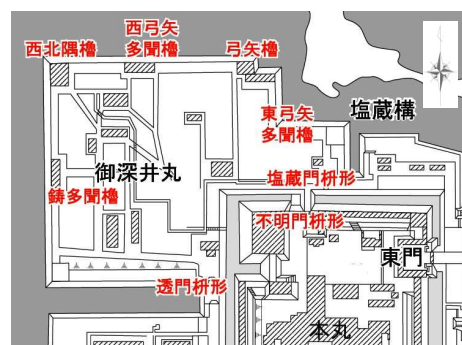


図 名古屋城全体図（御深井丸）

三之丸は西之丸の南から二之丸の東にかけて、曲輪内を横断する天王筋や二之丸御殿に出入りする本通りである大名小路を配し碁盤目状に広がっており、曲輪内には上級武家屋敷や社寺などが立ち並んでいた。土塁と空堀で曲輪を囲み、^{はばした}巾下門、^{みその}御園門、本町門、東門、清水門の5つの虎口があり、それぞれ石垣を用いて枡形を形成していた。

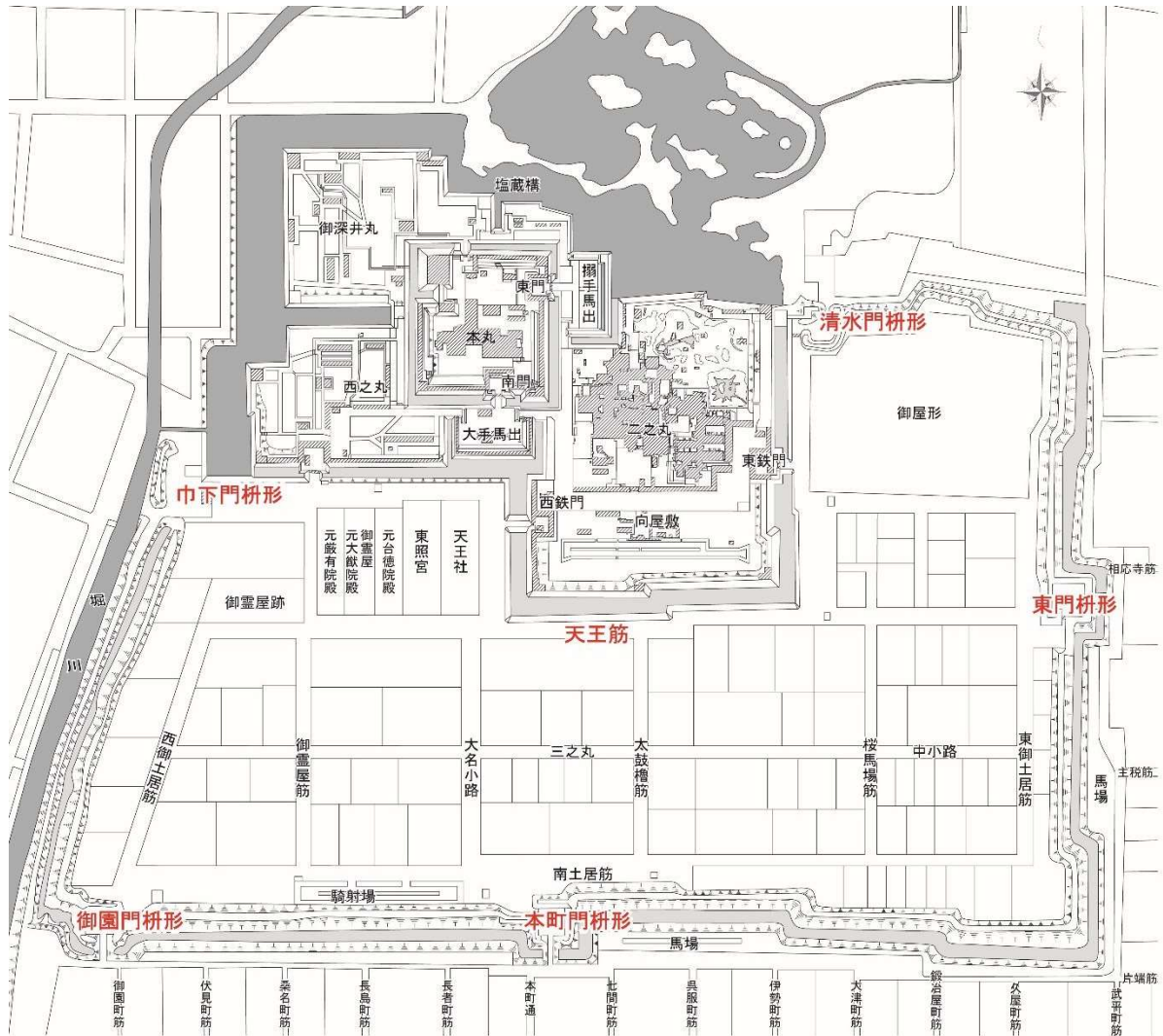


図 名古屋城全体図（三之丸）

■^{したおふけおにわ}下御深井御庭

二之丸・御深井丸の北側の湿地には広大な下御深井御庭が広がっていた。二之丸・御深井丸との境である南側は外堀（水堀）で、東側を土居、西側・北側を大幸川や土塁、塀、竹垣で囲っていた。

南西には大手門として^{ぼうあん}茅庵門枳形を設け、搦手としては三之丸の清水門枳形北側に高麗門枳形を設け、それぞれ高塀と冠木門で枳形を構成していた。



図 下御深井御庭図面（名古屋市蓬左文庫所蔵）に加筆

2) 文化財などの状況

名古屋城は昭和7年（1932）に史跡指定され、昭和27年（1952）には特別史跡に指定されている。その他、指定地内には、現存する櫓、門、旧本丸御殿障壁画などの重要文化財や、近世を代表する城郭庭園である名勝二之丸庭園、天然記念物である名古屋城のカヤなどがあり、多くの文化財が併存している。また、陸軍省の所管であった明治期に建てられた乃木倉庫は、歴史的価値をもつ近代遺構として、国登録有形文化財に登録されている。文化財の指定経緯及び一覧を以下に示す。

表 文化財指定の経緯

和暦	西暦	事項
昭和5年	1930年	名古屋城城内建造物24棟が旧国宝に指定される
昭和7年	1932年	名古屋城のカヤが天然記念物に指定される
		名古屋城が史跡に指定される
昭和10年	1935年	「史跡 名古屋城」に御園橋西の土塁が追加指定される
昭和17年	1942年	本丸御殿障壁画282面 附63面が旧国宝に指定
昭和25年	1950年	文化財保護法の施行に伴い 西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、本丸表二之門、 旧本丸御殿障壁画襖・障子類183面 附16面が国の重要文化財に指定される
昭和27年	1952年	「史跡 名古屋城」が特別史跡に指定される
昭和28年	1953年	二之丸庭園の一部が名勝に指定される
昭和30年	1955年	旧本丸御殿障壁画襖・杉戸絵149面が重要文化財に指定される
昭和31年	1956年	旧本丸御殿障壁画天井板絵331面 附入側天井板絵369面が重要文化財に指定される
昭和50年	1975年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門）が重要文化財に指定される
平成9年	1997年	乃木倉庫が国登録有形文化財に登録される
平成30年	2018年	二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定される

表 文化財指定の状況

区分	番号	名称	指定年月日
重要文化財	①	東南隅櫓	昭和25年8月29日
	②	西南隅櫓	昭和25年8月29日
	③	西北隅櫓	昭和25年8月29日
	④	本丸表二之門	昭和25年8月29日
	⑤	旧二之丸東二之門 （本丸東二之門）	昭和50年6月23日
	⑥	二之丸大手二之門	昭和50年6月23日
	—	旧本丸御殿障壁画	昭和25年8月29日（183面 附16面） 昭和30年6月22日（149面） 昭和31年6月28日（331面 附369面）
名勝	⑦	二之丸庭園	昭和28年3月31日（一部） 平成30年2月13日（全体）
天然記念物	⑧	名古屋城のカヤ	昭和7年7月25日
国登録有形文化財	⑨	乃木倉庫	平成9年6月12日

※指定年月日は、現在指定・登録されている区分の指定年月日を示す。

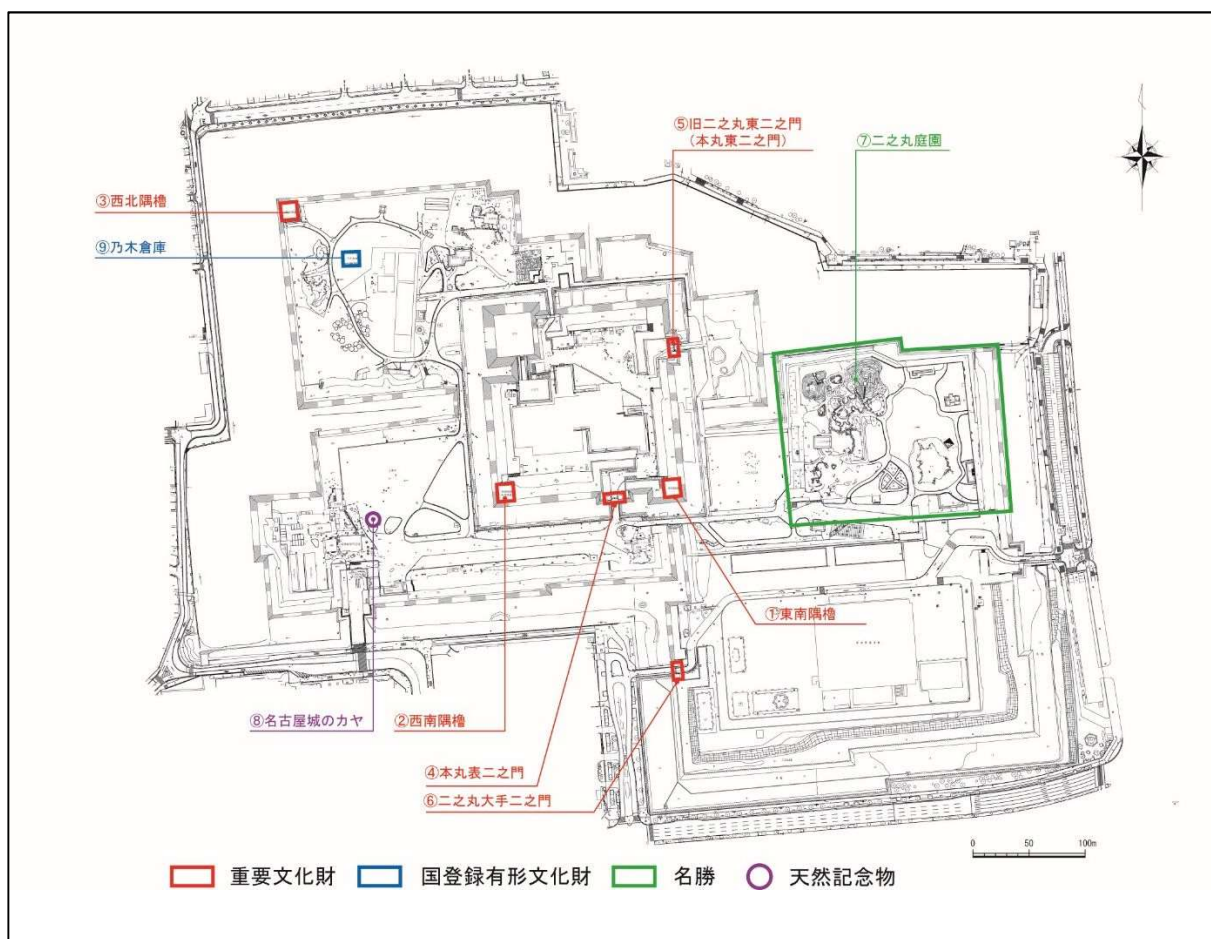


図 文化財の位置図

(3) 発掘調査の履歴

名古屋城での埋蔵文化財発掘調査は、昭和 50 年（1975）の名古屋城二之丸庭園の調査を先駆けとして、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会などにより断続的に行われており、現在までに二十箇所以上の地点で調査が行われている。また、出土品については主に調査主体である各々が保存している。

昭和 50・51 年（1975・1976）に発掘調査が実施された二之丸庭園では、二之丸の北御庭の園池東端、東御庭の霜傑（御茶屋）跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認された。発掘調査の結果に基づいて、昭和 53 年（1978）には、遺構の展示を含めて東庭園が整備され、ほぼ現在見られる二之丸庭園の姿となった。

三之丸の大半は名古屋城三之丸遺跡として埋蔵文化財包蔵地として周知されている。三之丸の発掘調査は、庁舎や裁判所・病院・図書館などの公共施設建設に伴う緊急的な行政発掘調査として行われている。確認された遺構の多くは、近世の武家屋敷の溝、井戸、土杭や、街路として利用されていた排水施設など近世の城下町に関するものであった。また、各地点で中世・戦国期の那古野城の遺構と思われる屋敷区画の溝や井戸・土坑・道路などが多数確認されている。

本丸・二之丸・西之丸・御深井丸及び外堀など、特別史跡範囲内（未告示区域を含む）については、発掘調査の回数は決して多いとは言えない。近年、本丸御殿・二之丸庭園・西之丸など、城内整備とその附属設備設置に伴う発掘調査の機会は確実に増えている。部分的ではあるが、近世城郭に関する遺構や、近世城郭建設時の盛土によって埋め立てられた中世以前の遺構・遺物の発見例も増加している。

特別史跡を構成する重要な要素の一つである石垣については、昭和 45 年（1970）から修復整

備を継続して行っており、平成16年（2004）から本丸搦手馬出周辺の修復整備が開始され、本格的な文化財調査が同時に実施されており、現在も継続中である。うち、元御春屋門^{もとおつきや}地点については、平成17年（2005）の『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』で、部分的ながら石垣解体調査についての報告がされている。北側「旗台」石垣では、背面盛土や裏栗石の状況から、築城期から5、6回の築造が行われ、石垣の積み直しを行っている可能性が指摘されている。名古屋城での石垣築造や修復についての解明はこれからの大きな課題の一つであり、本丸搦手馬出周辺の調査はその端緒になると思われる。

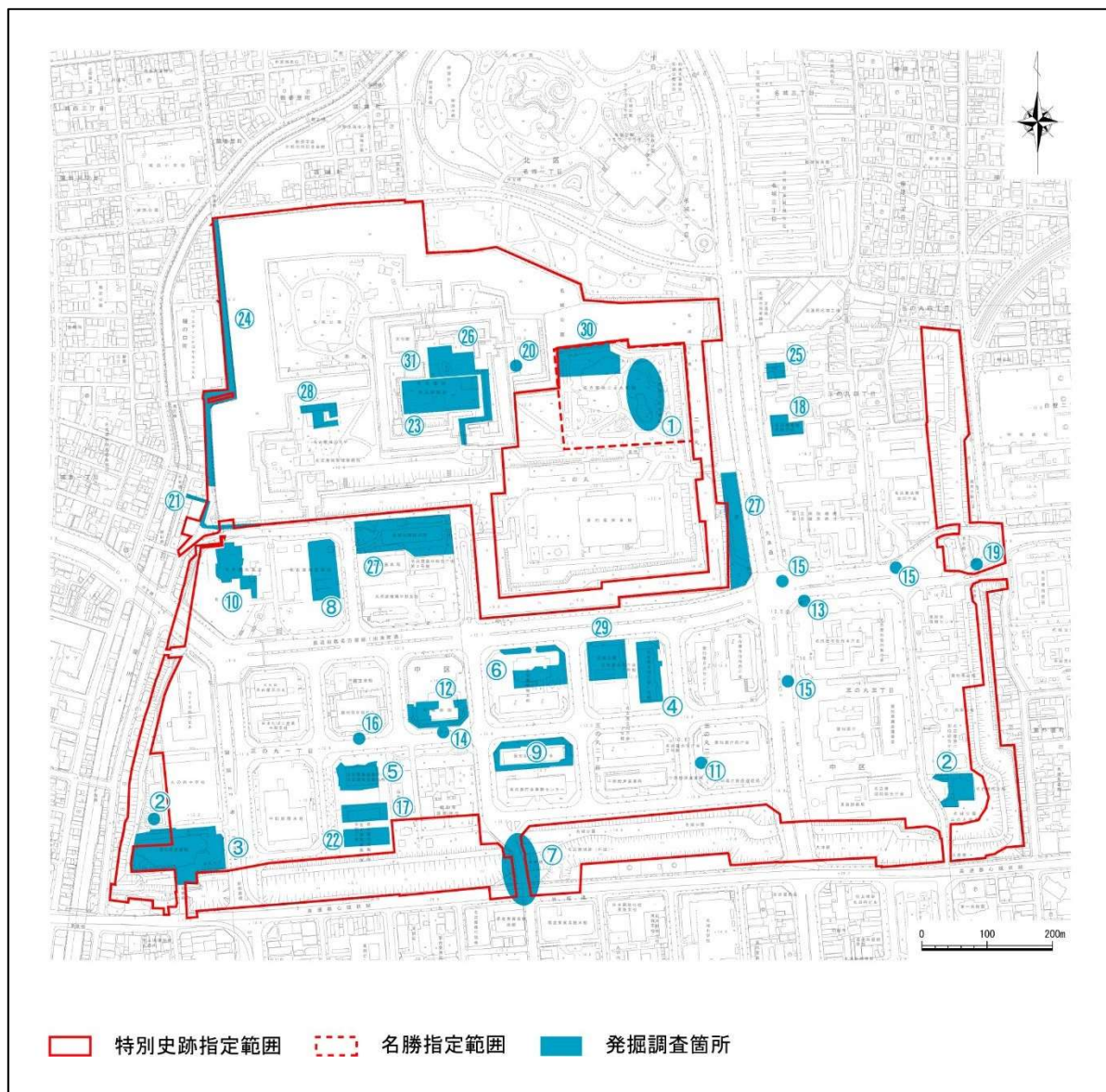


図 発掘調査位置図

表 発掘調査履歴

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
①	名古屋城二之丸庭園地点	1975 ～1976	名古屋市教育委員会	『名古屋城二之丸庭園発掘調査概要報告書』	北御庭の園池東端、東御庭の霜傑、暗渠、南池が検出
②	名古屋市公館地点 (1次・3次) 丸の内中学校地点(2次)	1987 ～1988	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡-1,2,3次調査の概要』	近世の武家屋敷地の街路、区画溝、屋敷地境、門、廃棄土坑などを確認。 南土居筋、東土居筋を確認
③	愛知県図書館地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅰ』	弥生中期～平安時代の竪穴住居群、墳丘墓、遺物等を確認 戦国時代の溝を確認 近世の武家屋敷に関連すると思われる溝、井戸、建物基礎、廃棄土坑、地下室などを確認 西土居筋、御園門内側の「内片端」広場を確認
④	名古屋第一地方合同庁舎地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅱ』	那古野城に関連すると思われる溝・井戸・柵列・堀等の遺構を確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、礎石建物、廃棄土坑などを確認
⑤	名古屋家庭簡易裁判所合同庁舎地点	1990 ～1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅲ』	奈良～平安時代の柱穴、土坑を確認 戦国時代の大溝などを確認 近世の武家屋敷に関連する土坑、ピット、井戸、溝などを確認
⑥	愛知県警察本部地点	1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅳ』	戦国時代の堀(溝)などの遺構を確認 江戸時代の武家屋敷の溝、井戸、柵列、土坑、屋敷地境、石列、建物跡などを確認 江戸時代の遺構群が整地層の上面から検出されたことにより、築城時に計画的な整地が行われたことが判明
⑦	本町門地点	1991	名古屋市教育委員会	『名古屋城本町門跡発掘調査概要報告書』	本町門の堀跡を確認
⑧	中部電力地下変電所地点	1992 ～1993	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第4・5次発掘調査報告書-遺構編・遺物編』	那古野城期の屋敷区画、道路など 将軍家「御霊屋」関係の遺構・遺物 陸軍病院関係の遺構・遺物
⑨	愛知県三之丸庁舎地点	1993 ～1994	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅴ』	古墳時代、戦国時代、江戸時代の遺構・遺物を確認 江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる土坑、溝、井戸、建物跡、掘り込みなどを確認
⑩	名古屋市能楽堂地点	1993 ～1994	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第6・7次発掘調査報告書』	室町時代の土坑墓群を確認 戦国時代的那古野城関連遺構群を確認 近世の武家屋敷の井戸、土坑、溝を確認
⑪	無線統制室地点	1995	愛知県教育委員会	『代替無線統制室建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷の溝、柵列(塀)、土坑などを確認
⑫	名城病院地点	1995 ～1996	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第8・9次発掘調査報告書』	中世、近世の遺構・遺物を確認 近世の溝状遺構、道跡、塀(柵)状遺構、井戸、土坑などを確認
⑬	地下鉄出入口地点	1998	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第10次発掘調査報告書』	戦国時代的那古野城に関連すると思われる溝などを確認 江戸時代の武家屋敷の土坑、柱穴、溝などの遺構を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
⑭	下水道管築造地点	1999～2000	名古屋市教育委員会	『下水道工事に伴う埋蔵文化財報告書』	江戸時代初期の地割に関係すると思われる溝や土坑などを確認
⑮	NTT 電話工事地点	2000	(株)西日本電信電話名古屋支店	『名古屋城三の丸遺跡-平成12年度 NTT 電話工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる廃棄土坑、溝などを確認
⑯	ガス管理設工事地点	2001	(株)東邦ガス	『名古屋城三の丸遺跡-ガス管理設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	奈良・平安時代の竪穴住居を確認 近世では、断面観察により中小路の一部を確認 熱田層が確認されず、名古屋城築城に際し、三之丸一体で大規模な造成が行われたと推察された
⑰	地方簡易裁判所庁舎地点	2001	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅵ』	那古野城関連の遺構と思われる戦国時代の溝などを確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、土坑、掘り込みなどを確認
⑱	国立名古屋病院地点	2002	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅶ』	古墳時代から古代の集落遺構を確認 那古野城に関連すると思われる遺構を確認 江戸時代の庭園遺構、屋形に関する遺構群を確認 近代の名古屋陸軍病院の遺構を確認
⑲	東清水橋東交差点地点	2002	名古屋市教育委員会	『愛知県埋蔵文化財情報19』	三の丸東柵形付近の状況確認
⑳	名古屋城本丸搦手元御春屋門地点	2003・2005	名古屋市教育委員会	『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』	近世の石垣、溝、ピット等を確認 本丸搦手馬出の修復が繰り返し行われていることが判明
㉑	名古屋城巾下門跡地点	2003	名古屋市上下水道局水道本部	『名古屋城跡巾下門跡発掘調査報告書-西区樋ノ口町地内400号排水管布設工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書-』	戦国時代の整地面を確認 江戸時代の溝、土坑などを確認
㉒	地方簡易裁判所合同庁舎地点	2006～2007	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅷ』	那古野城に関連する中世・戦国期の堀、溝等を確認 近世の武家屋敷に伴う溝、井戸、土坑・ピットなどにより、屋敷表の範囲及び道の一部が判明 近代の旧陸軍関連遺構である防空壕跡などを確認
㉓	名古屋城本丸御殿地点	2006～2008	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第1,2,3,4次調査-』	本丸御殿跡の礎石、及び雨落溝、井戸、防火水槽、暗渠柵などの排水施設を確認。
㉔	樋ノ口町線地点	2009～2011	名古屋市緑政土木局	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(2011)-市道樋ノ口町線整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録-』	江戸時代の中下水道に関わりのある木樋、木桶、木柵などを確認。 辰之口大樋脇に敷設されている石畳の一部を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
㊸	名古屋医療センター職員宿舍地点	2011	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡-職員宿舍建設予定地埋蔵文化財発掘調査報告書-』	近世の土杭、区画溝を確認
㊹	名古屋城本丸御殿地点	2012	名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第5,6,7,8次調査-』	本丸御殿跡に関するカマド遺構、茶台蔵の礎石、本丸南櫓形の石垣・暗渠溝などを確認
㊺	名城公園宿泊所、二之丸東駐車場地点	2014	名古屋城総合事務所	『名古屋城三の丸遺跡 金シャチ横丁事業に伴う発掘調査報告書』	近世の土杭、柱穴が確認 近代の兵舎跡と思われる石積遺構、礎石溝、コンクリート建物跡、貯水槽などを確認
㊻	名古屋城西之丸	2014	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(名古屋城西之丸)』	大正時代御大札に伴う整地層の確認 明治時代獄舎跡瓦片大量廃棄の痕跡 江戸時代初期土坑、戦国時代大溝などを確認
㊼	名城東小公園	2015～2016	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡 第12次発掘調査—調査成果の概要—』	江戸時代屋敷地、道路跡、那古野城期の大溝など確認
㊽	名勝名古屋城二之丸庭園	2013～2015	名古屋城総合事務所	『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書(第1次～第3次)』(仮称)	10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わると考えられる御茶屋や石組、礎石列、池跡などを確認
㊾	名古屋城本丸御殿地点	2015	名古屋市教育委員会	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第9次調査-』	本丸表門枳形石垣の北側で石垣構築の掘方を確認

特記的な調査成果

現在は二之丸東庭園として整備されている地点で1970年代に行われた調査では、10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わる成果が確認された。この頃の二之丸庭園を描いた絵図として『御城御庭絵図』(蓬左文庫蔵)等が残されているが、調査では絵図に描かれた南池や御茶屋である「霜傑^{そうけつ}」、池や排水に関わる遺構が確認されている。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査として調査が行われた中部電力地下変電所地点では、徳川将軍家の御霊屋に関わる成果が確認された。遺構については御霊屋建物自体に関係する遺構は近代以降の改変が著しくはっきりしなかったが、敷地割の溝や塀跡などが確認された。鉄釉で施釉をされた葵紋の飾瓦や龍を模った施釉瓦、鉄釉で施釉した棧瓦などが出土している。

愛知県埋蔵文化財センターにより名古屋城三の丸遺跡Ⅶとして調査が行われた国立名古屋病院地点では、藩主の一族や側室が居住し「御屋形」と呼ばれていた屋敷地の関わる成果が確認されている。遺構としては建物跡や井戸、地下室などが確認されているが、御屋形庭園の一部と考えられる池遺構が注目される。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第12次発掘調査として調査が行われた名城東小公園地点では、家老であった竹腰家の屋敷地や三之丸の太鼓櫓筋に関わる遺構が確認された。特に太鼓櫓筋の遺構の残りがよく、道路両側の屋敷境の溝や塀に関わると考えられる土坑列などが確認されている。

(4) 史資料

名古屋城に関する記録は種々あるが、中でも『金 城 温 古 録』は、奥村得義とその養子の定^{さだめ}が藩命によって、文政年間（1818 年～1830 年）から名古屋城を調査し、各種の記録・伝聞に自身の見聞などを加えて万延元年（1850）に完成した記録書であり、詳細な図面資料も多い。これらは江戸時代末期の名古屋城を網羅的に知ることができる重要な資料となっている。

名古屋城に関する資料で特徴的なことは、幕末から戦前にかけての写真資料が多く残されていることである。14 代藩主徳川慶勝は、独自の薬剤調合による湿式ガラス板写真技術を会得し、その技術を駆使してさまざまなものを撮影している。この中には名古屋城の建物群、二之丸庭園、下御深井御庭^{したおふけおにわ}などがある。江戸時代末期の藩主にしか写すことができない城内の「奥」空間を始めたとした、写真が数多く残されており貴重な資料である。

昭和 7 年（1932）から旧国宝建造物 24 棟の実測調査が開始され、実測図、拓本、ガラス乾板写真などにより記録保存されており、これらは戦災焼失以前の城の姿を知る上での貴重な資料となっている。

その他にも資料や絵図等が多く残されているが、現存している文献、絵図、古写真、実測図などの資料の一覧は、資料編に示すとおりである。

2-2-3 自然的環境

(1) 植物

1) 樹木

現在、名古屋城に生育している樹木等は、『名古屋城公園台帳測量委託（平成 21 年度）』（以下「台帳」という）により樹木の樹種、形態、位置等を把握することができる。また、名古屋城で観察された樹木等について著者の所見を加えて紹介している『名古屋城の自然・樹木と薬草編』（林昌利、平成 13 年（2001））により、歴史的経緯や樹種の特徴等を把握することができる。二之丸庭園については、平成 21 年度（2009）及び平成 24 年度（2012）に支障木についての調査を行っており、西之丸では、平成 26 年度（2014）に樹木調査を行った。また、天然記念物に指定されている名古屋城のカヤについては、平成 22 年度（2010）及び平成 23 年度（2011）に保存管理に関する計画書を策定している。以上の資料をもとに植生状況の把握をするものとする。

名古屋城における主な樹種は以下のとおりである。

表 主な樹種

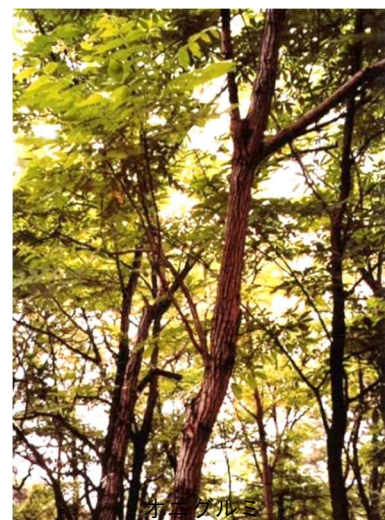
区分	樹種名
中高木類	サクラ類、クロマツ、ツバキ類、キンモクセイ、モミジ類、イヌマキ、エノキ、ウメ、クロガネモチ、クスノキ、スギ、モチノキ、ヒノキ、アラカシ、ムクノキ、モッコク、ネズミモチ、サンゴジュ、スダジイ、シュロ
低木類	ツツジ類、アオキ、アセビ、カラタチ、トベラ、キャラボク、ナンテン、ムラサキシキブ、アベリア、アジサイ、ムクゲ、ロウバイ、タマイブキ、ユッカ、ウツギ、チャ、ヒュウガミズキ、センリョウ、ユキヤナギ

■本丸

本丸では、土塁上などにクロマツ、サクラ類（ソメイヨシノ、シダレザクラ、ヤエザクラなど）が多く、樹高 15m 以上のものも多く植わっている。

本丸御殿南側には大城冠^{だいじょうかん}というツバキの原木があり、築城当時から本丸御殿上洛殿の南庭にあったとされ、「御殿椿」と称されている。これは、昭和 20 年（1945）に空襲で本丸御殿とともに焼失したが、焼け株から新芽が吹き出して生き続けた。しかし徐々に衰弱し、現在は根株だけが残っている。また、その原木から接ぎ木育成したとされるものが、不明門南側に生育している。

本丸搦手馬出にはオニグルミが群生しており、東と南側の石垣上には、クロマツやサクラ類等が植わっている。



『名古屋城の自然・樹木と薬草編』

■二之丸

二之丸の北部では、多くの樹種が確認されている。

名勝二之丸庭園部分では、モミジ類が他の地区に比べ圧倒的に多く、秋になると一体が紅葉し、日本庭園ならではの風情が感じられるエリアとなっている。

東庭園・南池付近では、広場の縁辺部や、霜傑跡北側、望鯨亭南側付近にサクラ類、ヤマモモ、ツバキ類などが植わっている。東門付近には、ボタン園、シャクヤク園などがあり、4 月から 5 月頃にかけて見頃を迎える。

名古屋城にはかつて「御深井丸御薬園^{おふけまるおやくえん}」と呼ばれた尾張藩の薬草園があったことが知られていることから、庭園内の一角に「薬草コーナー」を設けている。当時あったとされるメハジキなどの薬草の中から、土質にあった樹種を選び、栽培している。

東側の土塁上には、樹高 10m を越えるサクラ類、エノキ、クロマツ、ムクノキなどの巨木が植わっている。この土塁の西縁には、コブシやサルスベリなどの中高木類や、アジサイなどの低木類などの季節により特徴的な花を咲かせる樹木が植わっている。

上記の庭園部分については、『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年 3 月）』を策定しており、庭園遺構の保存を含めた植栽管理計画を定めている。これによると、樹木の成長による石組の圧迫や、枝葉の繁茂や樹木の密生による日照不足、樹木同士の被圧による生育阻害などが各所で発生しており、緊急性を要するものについては、『名勝二之丸庭園 植栽修復における第一次除伐計画書（平成 24 年 12 月）』に基づき、除伐などの処置を行っている。

庭園以外の部分では、二之丸広場南側の梅林のウメは、「長束」、「南高」などのさまざまな品種を見ることができる。

二之丸広場内は、樹木の密度が低く、樹高 10m を越えるムクノキ、ケヤキなどが数本あるほか、広場の縁辺部にサクラ類、ヤマモモ、カイツカイブキなどが植わっている。

無料休憩所横の藤棚のフジは 5 月頃に花序が下垂し、淡紫色の多数の花を開花させる。



石組を圧迫するスタジイ（平成 26 年度除伐済み）
『名勝名古屋城二之丸庭園 保存管理計画書』

■西之丸

西之丸では、地区全体でクロマツが多く植えられ、土塁上などには、樹高 15m を超える巨木もある。また、カヤの木の東側のモミ、会議室付近の幹周が 2m を超えるソメイヨシノやエノキ、クスノキ、ムクノキなどの広葉樹の巨木が西側や北側に点在している。

西之丸梅林には、白梅として「長束」、「月影」、「南高」、紅梅として「豊後」、「御所紅^{ごしよべに}」、「御幸」、などの品種が植えられており、2 月頃（早春）には花が咲き、見頃を迎える。

西之丸広場には、シダレザクラ（ベニシダレ、ヤエベニシダレ）が、十数本植えられており、4 月中旬には見頃を迎える。

名古屋城総合事務所付近にある推定樹齢 600 年以上の名古屋城のカヤは、市内で唯一の天然記念物に指定されている。昭和 20 年（1945）の空襲により、天守等とともに焼けたが、その後樹勢を回復し、現在の樹形を残している。カヤの実の出陣や正月祝いに食するとめでたいとされ、寛政年間（1789～1801）以前は城主もこの実を食したと伝わる。



天然記念物「名古屋城のカヤ」
『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告書及び保存計画』

■御深井丸^{おふけまる}

台帳では、中高木の本数が最も多く確認されている。

西北隅櫓南のエノキは、築城時に5本を一束にして植えられたといわれ、「五行の木」と呼ばれている。現在は樹高約15m、総幹周4.69mにもなっている。また、西北隅櫓の南東にある樹高10m、幹周2.8mのヤマガキは、築城以前から自生していたと伝えられている。

その他、樹高15mを超えるクロマツやスギが多く、樹高の高い針葉樹が目立つ。鶉の首北側土塁上のナラガシワは、樹高10m、幹周3.3mであり、市内最大級といわれている。

春には、ソメイヨシノなどの高木類に加え、ドウダンツツジなどが見頃となり、夏から秋にかけてはフヨウやムクゲなど、冬から春にかけては、マンサクが咲くなど、四季折々の花が見られるエリアとなっている。



五行の木（エノキ）

■外堀（空堀）

堀内には樹木は無く、石垣上及び堀に面した歩道沿いに樹木等が植わっている。

西之丸南側の外堀歩道際には、ソメイヨシノが並木状に配植されており、3月頃になると、城内一体がサクラの花で囲まれているような景観が楽しめる。

二之丸南西側の外堀歩道沿いでは、高木は植えられておらず、柵の際にカラタチが植えられている。



外堀周辺のサクラ並木

■外堀（水堀）

外堀（水堀）の北東部では、名城公園の遊歩道があり、シダレザクラが並木上に植わっている。

御深井丸北側部分の歩道部では、サルスベリが並木上に植わっており、堀に面した部分にアベリア等の低木が植わっている。

西側の歩道には、シダレヤナギが並木状に植えられており、連続した景観が楽しめる。

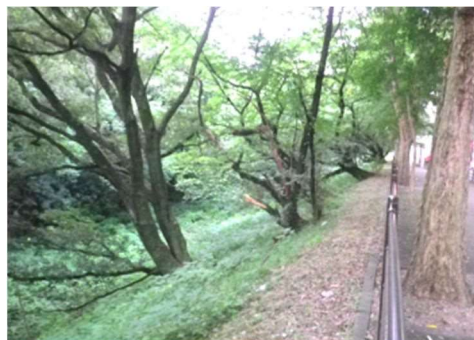


シダレヤナギの列植

■三之丸外堀

南側の堀・土塁内には、ハゼノキやソメイヨシノ、ケヤキ、ムクノキ等の老巨木が植わっている。

本町橋と大津通の間の土塁は、ケヤキ、ムクノキ、サクラ類等が植わっており、道路に面した部分にアジサイが列植されている。



三之丸外堀のソメイヨシノ

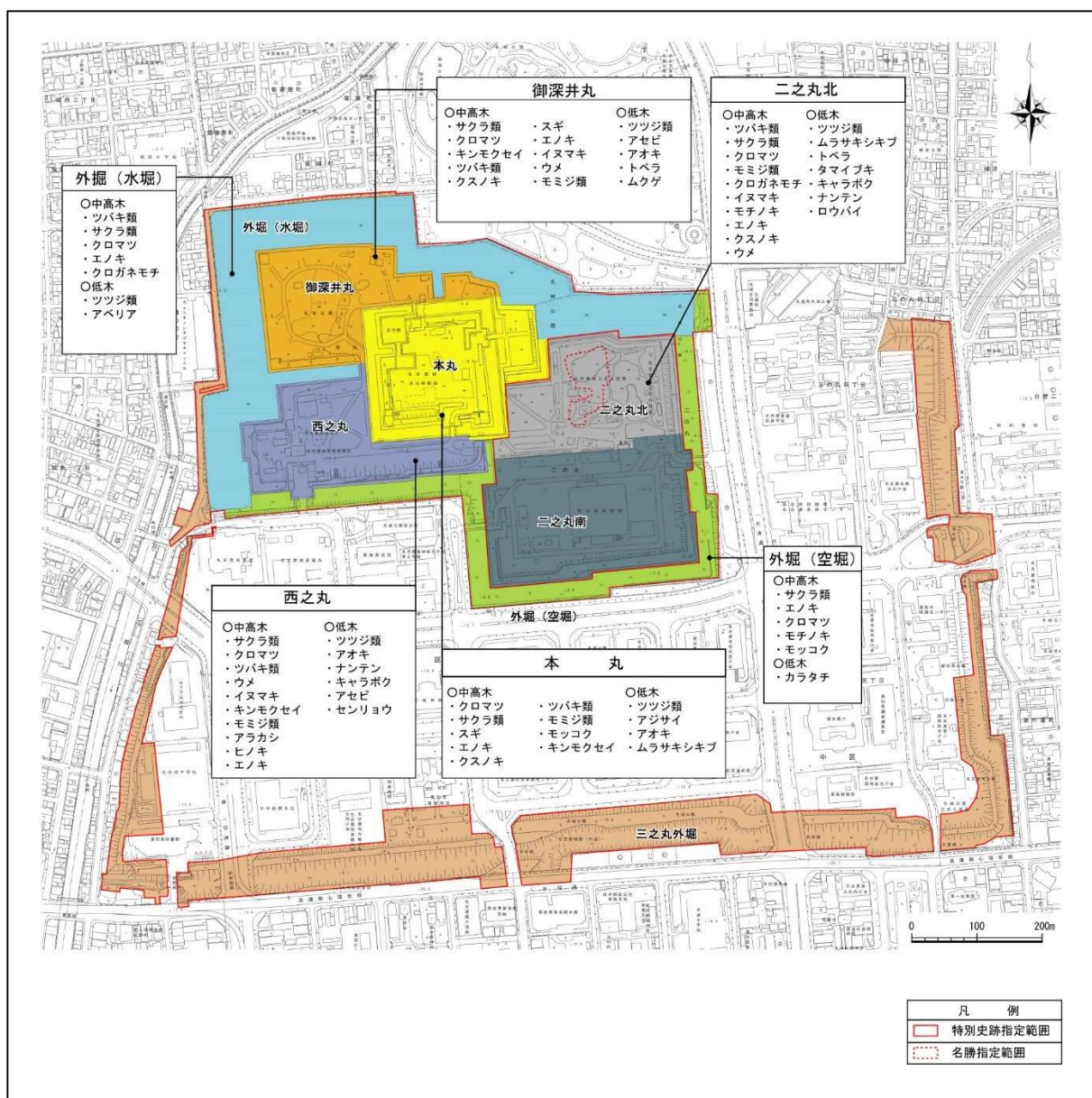


図 植栽（中高木・低木）分布図

2) その他の植物

名古屋城には先述した樹木その他、石垣など人が接近しにくい場所にはさまざまな植物が自生している。石垣に自生する植物で特に目立つのはツメレンゲで、本来の自生ではないと考えられるが、愛知県では最大の群落である。その他ウチワゴケ、トキワトラノオ、チャセンシダなどのシダ植物も自生しており、特にチャセンシダは尾張地方では唯一の自生地である。堀の土手斜面には、キクムグラの小群落がある。堀にはフサタヌキモなど多くの水草が自生していたが、現在では水質汚染によりほとんど絶滅している。しかし、現在でも、オニバス、ヒメビシなどが僅かに残存しており、水辺の湿地には、ゴキヅルが多く自生している。

これらの植物は名古屋市の希少な生息例として扱われており、『レッドデータブックなごや2015 植物編』にて、絶滅危惧種などに選定されている。

表 名古屋城に生息する植物（樹木等を除く）

名称	分類群	生息地	カテゴリー
			名古屋市 2015
オニバス	被子植物 初期分岐群	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
センダイスゲ	被子植物 単子葉類	植込の間	絶滅危惧ⅠB類
ヒメビシ	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
キクムグラ	被子植物 真正双子葉類	外堀土手斜面	絶滅危惧ⅠB類
ツメレンゲ	被子植物 真正双子葉類	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
ゴキツル	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）の湿地	絶滅危惧Ⅱ類
ウチワゴケ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
チャセンシダ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
トキワツラノオ	シダ植物	石垣	準絶滅危惧

（2）動物

名古屋城は市街地にありながら緑が多く、城郭内の樹林地や、水堀、外堀土塁のムクノキ林などにおいて多くの動物の生息が確認されている。

■哺乳類

『レッドデータブックなごや 2015 動物編』によると、名古屋城とその周辺にはコウベモグラやタヌキ、外来種のヌートリアやハクビシンが生息している。特に外堀は日常的な人の侵入がほとんどないため、タヌキやコウベモグラの好適な生息場所となっている。外堀（水堀）にはヌートリアが生息し、岸辺にトンネル状の巣を作っている。この水堀では、希少な水生植物のオニバスが確認されているが、オニバスが生息している場所のすぐ近くにヌートリアが営巣しているため、オニバスへの食害が懸念されている。近年、新たに名古屋城とその周辺でオヒキコウモリの生息が確認された。外来種については都市部を含む中央部地域においても、ヌートリアの他にアライグマ、ハクビシン、シベリアイタチが確認されており、家屋への侵入や糞尿による被害が見られている。

■鳥類

『名古屋城の自然・野鳥編（林昌利著、平成 14 年）』によると、一年を通じてよく観察されるものは、カワウ、コサギ、マガモ、カルガモ、ヤマガラ、ムクドリ、コゲラなどである。夏鳥としては、ツツドリ、トラフズク、キビタキなどがあるが目撃頻度は高くない。冬鳥にはオナガガモ、ユリカモメ、ジョウビタキ、ツグミなどがある。

■は虫類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成 21 年度）』によると、ニホントカゲは、名古屋城外堀で幼体から親サイズのものまで非常に多くの個体数が確認されており、石垣の隙間などが好適な住み場所になっているものと考えられる。カメ類では、ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ミシシippアカミミガメなどが確認されている。外来種であるミシシippアカミミガメは、平成 16 年（2004）から取り除きを続けているが、未だカメ類のなかで最も多く個体数が確認されている。

■両生類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成 21 年度）』によると、特定外来種に指定されているウシガエルが確認されている。

■魚類

『なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書（平成 27 年度）』では、外堀（水堀）にてモツ

ゴ、タモロコ、ナマズなどの在来種が確認されたほか、ブルーギル、オオクチバス、カムルチーなどの外来種が確認されている。

なお、平成29年度（2017）には、アリゲーターガー1匹を捕獲した。

■昆虫類

『名古屋城の自然・昆虫編（林昌利著、平成12年）』によると、市内では大変珍しいヒラタクワガタやコカブトムシ、ジャコウアゲハ、キアゲハなどを見ることができる。

『名古屋城外堀に生息するヒメボタル *Luciola parvula* の発光数の記録（安田・長瀬・松永 2014）』によると三之丸外堀南側においては、都心部に生息する例が少なく非常に貴重なヒメボタルが観測されており、5月から6月にかけてその発光を見ることができる。



ヒメボタル
『レッドデータブックなごや 2015 昆虫類』

■クモ類

名古屋城に生息するクモは、20科55種（緒方・須賀,1998～1999 調査）確認されている。これらの中には、キシノウエトタテグモ、カネコトタテグモなどの個体数が少ない希少種が生息している。いずれも『レッドデータブックなごや 2015 動物編』で名古屋市の「絶滅危惧ⅠA類」に選定されている。

■甲殻類（カニ類・エビ類）

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成21年度）』では、テナガエビ、スジエビ、モズクガニなどの在来種及び外来種であるアメリカザリガニの4種が確認されている。同調査にて市内の全てのため池において、アメリカザリガニが発見されたことから、市内に広く分布・定着していることが予想されている。

■貝類

『なごや生きもの一斉調査 2012 報告書・～陸貝類調査～』では、調査によって発見された陸産貝類のうち3種の外来種（トクサオカチョウジガイ、ヒメコハクガイ、コハクガイ）が発見されている。その他、市内レッドリスト掲載種に該当するほど希少なオオケマイマイが、市内で唯一名古屋城外堀のみで確認されている。



オオケマイマイ
『レッドデータブックなごや 2015 貝類』

表 名古屋城に生息する希少動物

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市 2015
哺乳類	コウベモグラ	トガリネズミ	モグラ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキ	食肉（ネコ）	イヌ	外堀	準絶滅危惧
	オヒキコウモリ	翼手（コウモリ）	オヒキコウモリ	外堀	情報不足
鳥類	ヨシゴイ	ペリカン	サギ	外堀	絶滅危惧ⅠB類
	クイナ	ツル	クイナ	外堀	準絶滅危惧
	ヤマシギ	チドリ	シギ	外堀	準絶滅危惧
	ミサゴ	タカ	ミサゴ	外堀	準絶滅危惧
	オオタカ	タカ	タカ	外堀	準絶滅危惧

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市 2015
は虫類	ニホンイシガメ	カメ	イシガメ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	シマヘビ	有鱗	ナミヘビ	外堀	準絶滅危惧
	クサガメ	カメ	イシガメ	外堀	情報不足
	ニホンスッポン	カメ	スッポン	外堀	情報不足
両生類	ニホンアカガエル	無尾	アカガエル	外堀	絶滅危惧ⅠB類
魚類	ドジョウ	コイ	ドジョウ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タモロコ	コイ	コイ	外堀	準絶滅危惧
	ナマズ	ナマズ	ナマズ	外堀	準絶滅危惧
昆虫類	ヒラタクワガタ	コウチュウ	クワガタムシ	外堀	準絶滅危惧
	コカブトムシ	コウチュウ	コガネムシ	外堀	準絶滅危惧
	ヒメボタル	コウチュウ	ホタル	外堀	準絶滅危惧
	ジャコウアゲハ	チョウ	アゲハチョウ	外堀	準絶滅危惧
クモ類	カネコトタテグモ	クモ	カネコトタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
	キシノウエトタテグモ	クモ	トタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
甲殻類	モズクガニ	十脚	イワガニ	外堀	準絶滅危惧
貝類	オオケマイマイ	柄眼(マイマイ)	オナジマイマイ	外堀	準絶滅危惧

(3) 水質環境

名古屋城の外堀（水堀）は、築城当時は湧水によって水位が確保されていたが、半世紀を過ぎると湧き水の量が減り、寛文3年（1663）に尾張藩は堀へ水を引き入れるために庄内川の川村付近（現守山区）から堀までの水路（御用水）を引いた。昭和49年（1974）には御用水は埋め立てられ、次第に水位が低下した。昭和56年（1981）には工業用水を導入し、水位の確保が図られ、堀の水位が確保されるとともに若干の水質改善が見られた。しかし、徐々に水質の悪化が進行し、平成5年（1993）の夏には、水の華「アオコ」の大量発生があるなど水質の悪化が進み、透明度については悪化の度合いが大きく水質改善が緊急の課題として浮上した。

水質改善を図るため、平成7年度（1995）～8年度（1996）には、環境省が定める「水質汚濁に係る環境基準」で概ねコイ、フナ等が生息できる水質に相当する水質を目指し日量（5,000m³）を目安とし、工業用水の日量の増加検討を行った。平成11年度（1999）から工業用水の日量をこれまでの約8倍（5,016m³）に変更し、水質の浄化を進めてきた結果、各指標において、水質の改善が図られた。

近年では、冬季の工業用水の日量を調整する等の措置を行い、経過観察を継続している。

表 名古屋城外堀の水質の推移

項目 年度	COD (化学的酸素要求量)		DO (溶存酸素)		T-P (全磷)		T-N (全窒素)		SS (浮遊物質質量)		透明度	
	mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		m	
単位	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月
平成8	12.8	18.2	11.0	11.1	0.12	0.16	1.1	1.8	21.5	31.7	0.57	0.42
10	17.1	27.5	12.1	12.6	0.14	0.19	1.2	1.6	24.6	43.0	0.53	0.40
11	6.3	8.5	11.4	9.4	0.05	0.05	0.6	0.6	9.1	14.0	0.95	0.73
27	5.2	7.4	10.7	10.5	0.10	0.10	0.8	0.9	15.7	22.0	0.48	0.60
目標値	8mg/l以下		6mg/l以上		0.1mg/l以下		1mg/l以下		10mg/l以下		1m以上	

2-2-4 社会的環境

(1) 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡の大部分は、都市公園として都市計画決定されている「名城公園」である。

指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀（空堀・水堀）、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。

本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}は全て有料区域となっており、二之丸は二之丸庭園などが位置する北側のみが有料区域となっている。

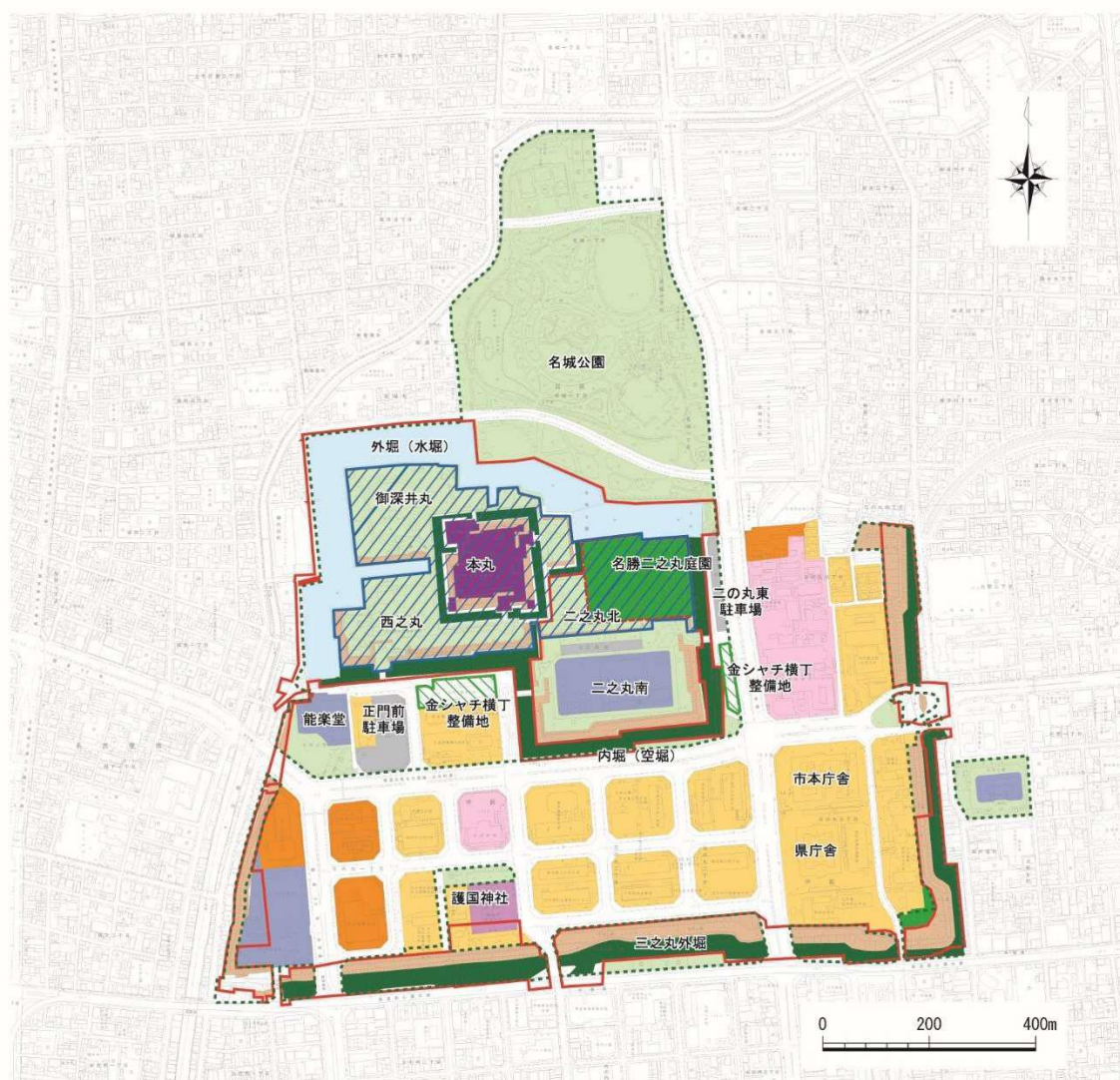
かつて向屋敷^{むこう}や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。

三之丸内は、かつて家格の高い重臣などの武家屋敷が立ち並んでいた土地であったが、当時の碁盤目の形状を保ったまま、戦後の都市計画において名古屋市庁舎や愛知県庁舎などの官公庁が建ち並ぶ官公街となっている。

また、現在、名古屋能楽堂や正門駐車場がある場所には、かつて東照宮や天王社などの寺社が建ち並んでいたが、現在は三之丸南の元藩校の明倫堂跡地へ移転されている。

三之丸外堀の南側と東側には、明治 44 年（1911）から昭和 51 年（1976）の間、瀬戸電気鉄道（現在^株名古屋鉄道）の外堀線が運行されていた。現在では、本町駅跡付近に煉瓦アーチなどの遺構が残っている。

名古屋城への来場者の駐車場としては、主に正門前駐車場及び二の丸東駐車場が利用されている。



凡 例

 特別史跡指定範囲	 庭園
 名勝指定範囲	 広場・緑地
 都市公園区域（名城公園）	 駐車場
 有料区域	 公共施設
 城郭	 文教施設
 土塁	 業務・商業地
 空堀	 社寺
 水堀	 医療施設
	 金シャチ横丁整備地

図 特別史跡指定地及び周辺の土地利用図

(2) 関連法規及び条例等

1) 都市計画の制限

特別史跡指定範囲及び周辺の都市計画の制限は、下図の通りである。

指定範囲のほぼ全域が第二種住居地域であり、そのうち三之丸土塁を除く範囲が準防火地域・31m 高度地区とされ、三之丸の土塁や堀の大部分については防火地域として定められている。また、指定範囲全域が緑化地域・駐車場整備地区、ほぼ全域が第1種風致地区・特別緑地保全地区・都市計画公園区域に定められている。

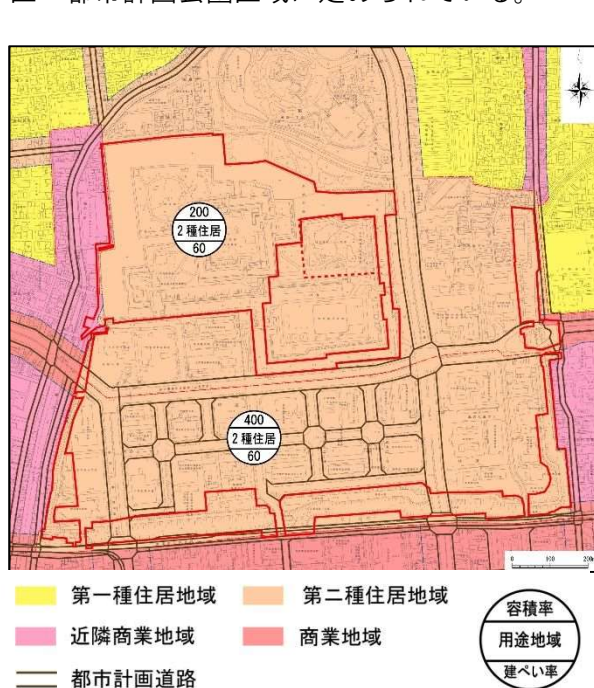


図 用途地域

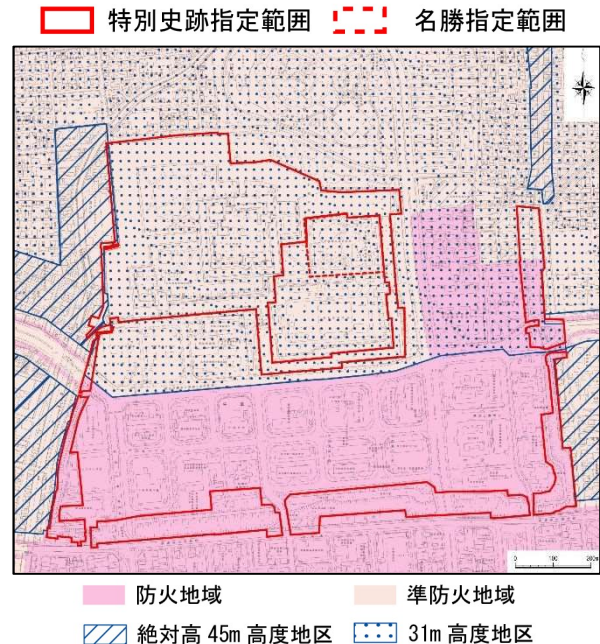


図 防火・準防火地域、高度地区

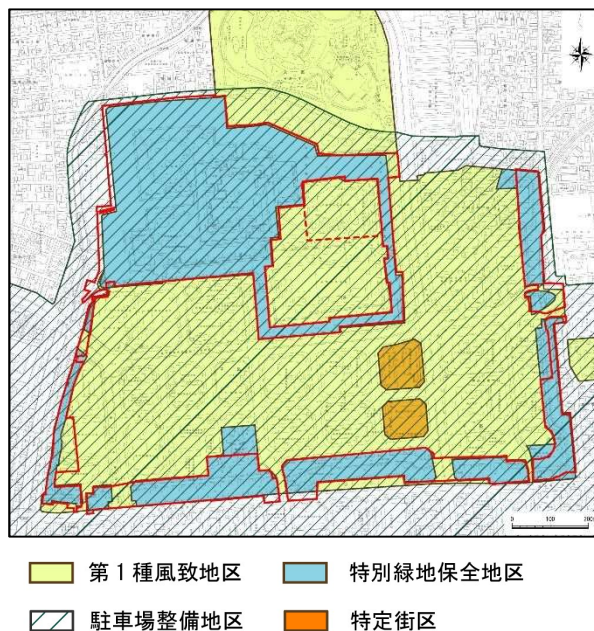


図 その他の地域地区



図 都市施設

2) 文化財保護法に基づく規制等

■特別史跡名古屋城跡

特別史跡名古屋城跡は、文化財保護法に基づき保護されている。文化財保護法第 125 条第 1 項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定され、その形状や景観を変化させる行為、史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。同項第 3 号には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができる」と規定されている。

また、文化財保護法第 184 条第 1 項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる」と規定されており、同法施行令第 5 条第 4 項 1 号において、この現状変更等の許可（許可の取り消し及び停止命令を含む）事務のうち、市の教育委員会が指定されており、現在、名古屋市教育委員会がこれに該当する事務を行っている。

■周知の埋蔵文化財包蔵地

特別史跡指定範囲は全域にわたり「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の掘削等を伴う工事を行う場合は、工事の種別や規模にかかわらず、工事着手予定日の 60 日前までに文化財保護法第 93 条第 1 項に基づいて届出を提出することが義務付けられている。特別史跡指定範囲とその周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は、下図の通りである。

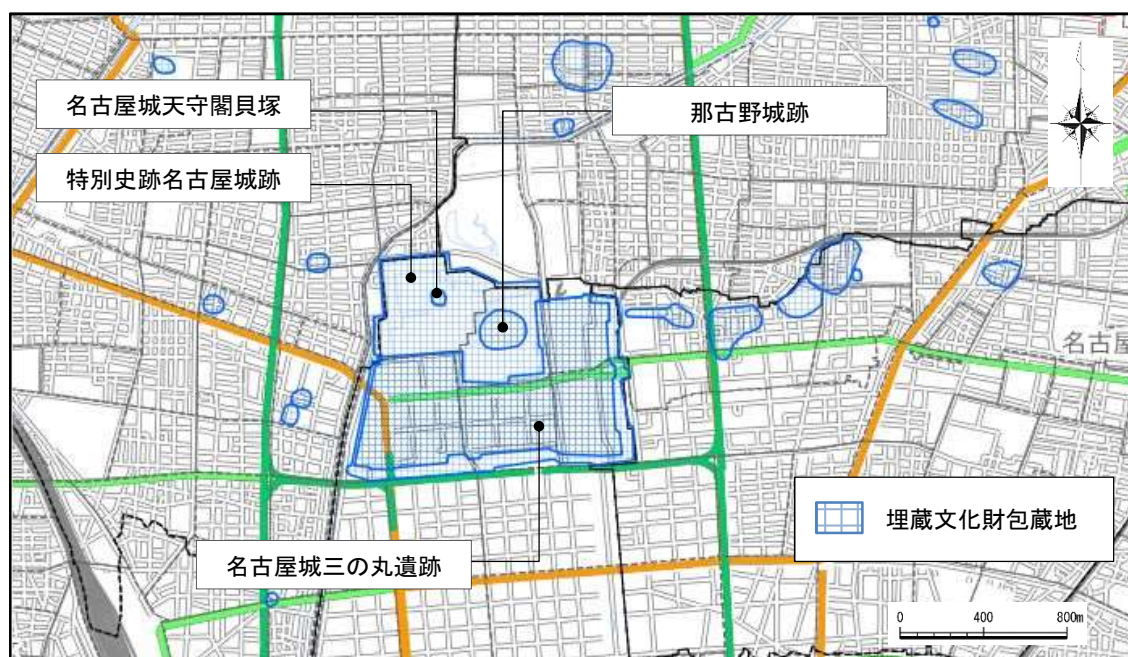


図 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

■都市公園内の許可に関する制限等

前述した通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者（名古屋市）以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。

平成29年度（2017）に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの（常設施設のみ）は、以下の通りである。

その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表 名古屋城における設置許可等の実績（平成29年度）

	施設名	用途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	倉庫・更衣室	倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	写真師詰所	係員詰所	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和36年9月1日
	内苑売店（倉庫・更衣室）	商品倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	厨房・商品倉庫・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	コインロッカー（東門券売所）	荷物預かり	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	飲料水自販機（深井丸展示場）	飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫移動売店	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
管理許可施設	（一財）名古屋城振興協会事務所	事務所	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	正門横売店・食堂	土産品販売・飲食飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	御深井丸展示館	郷土資料展示	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	内苑売店	土産品・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	飲食	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	天守閣売店	土産品販売・観覧用	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和35年4月1日
	天守閣倉庫	商品倉庫	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	二の丸茶亭	抹茶販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和44年10月1日
	木造倉庫	物品倉庫	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成25年1月18日
	本丸御殿ミュージアムショップ	土産品販売	㈱ノムラディベロップメント	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成28年9月18日

※常設施設のみ記載

2-2-5 周辺環境

名古屋城は清須越^{きよすごし}によって城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移し、築城とともに城下町が形成されたため、名古屋城に関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たしてきた近代遺構なども点在している。

これらの遺構等は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、後世に名古屋の歴史を伝える貴重な資産であるといえる。

■関連計画における歴史的風致地区

『名古屋市歴史的風致維持向上計画（平成 26 年策定）』では、名古屋市の維持向上すべき歴史的風致地区として、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味地区^{しだみ}の 3 箇所を重点区域に設定している。

名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭、名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲及び町並み保存地区（白壁・主税・榑木地区^{ちから しゅもく}、四間道地区^{しけみち}）の範囲などにより、区域を定めている。

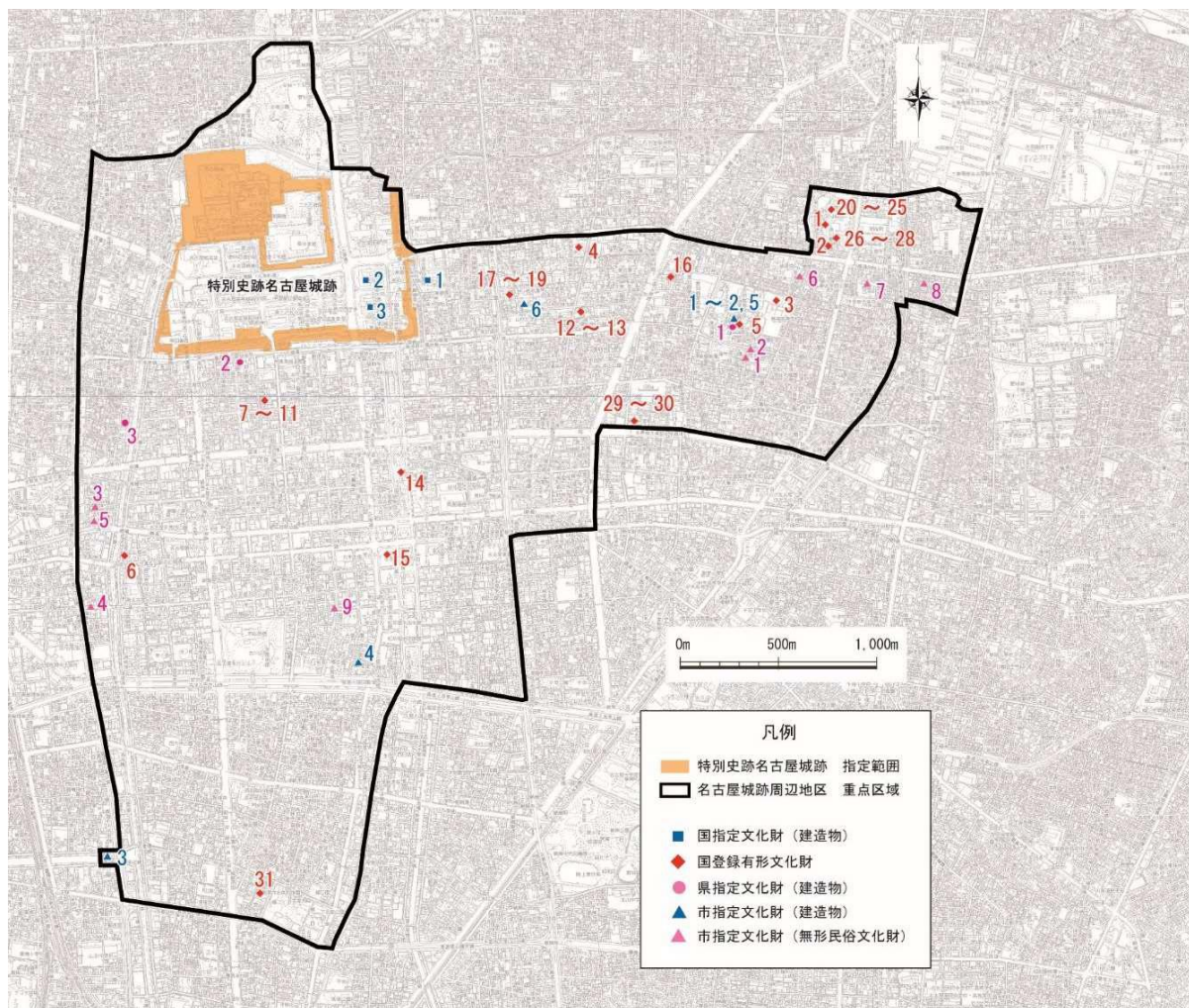
この区域は名古屋城築城によって新たに築かれた城下町であることから、築城以来歴史と文化を育んできた場所であり、名古屋城に関連する文化財や遺構等が点在している。

■名古屋城周辺地区における歴史資産など

名古屋城周辺地区にある文化財保護法等に基づく文化財や、景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等について、以下のとおり表にまとめ、分布図を示す（平成 27 年(2015)7 月時点）。

区分	概要	件数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：3 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：5 件
都市景観重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：18 件 樹木：3 件
認定地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：26 件
登録地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：23 件

※名古屋城の文化財を除く



◆ 国登録有形文化財

NO.	名称
1	徳川美術館本館
2	徳川美術館南収蔵庫
3	東海学園大講堂
4	金城学院高等学校 栄光館
5	建中寺徳興殿
6	旧加藤商会ビル
7	料亭河文主屋
8	料亭河文表門及び塀
9	料亭河文新用亭及び渡廊下
10	料亭河文用亭
11	料亭河文附房
12	旧川上貞奴邸主屋
13	旧川上貞奴邸蔵
14	名古屋テレビ塔
15	オリエンタルビル屋上観覧車
16	名古屋陶磁器会館
17	カトリック主税町教会信者会館
18	カトリック主税町教会司祭館
19	カトリック主税町教会煉瓦塀
20	徳川黒門
21	徳川園脇長屋
22	徳川園塀
23	徳川園釣瓶井戸
24	徳川文庫旧書庫
25	藤山荘
26	徳川美術館山の茶屋
27	徳川美術館心空庵及び餘芳軒
28	徳川美術館餘芳軒東屋
29	日本陶磁器センター旧館
30	日本陶磁器センター新館
31	黒覚寺本堂

■ 国指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎
2	名古屋市庁舎
3	愛知県庁舎

● 県指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	建中寺徳川家宣廟
2	東照宮社殿
3	伊藤家住宅

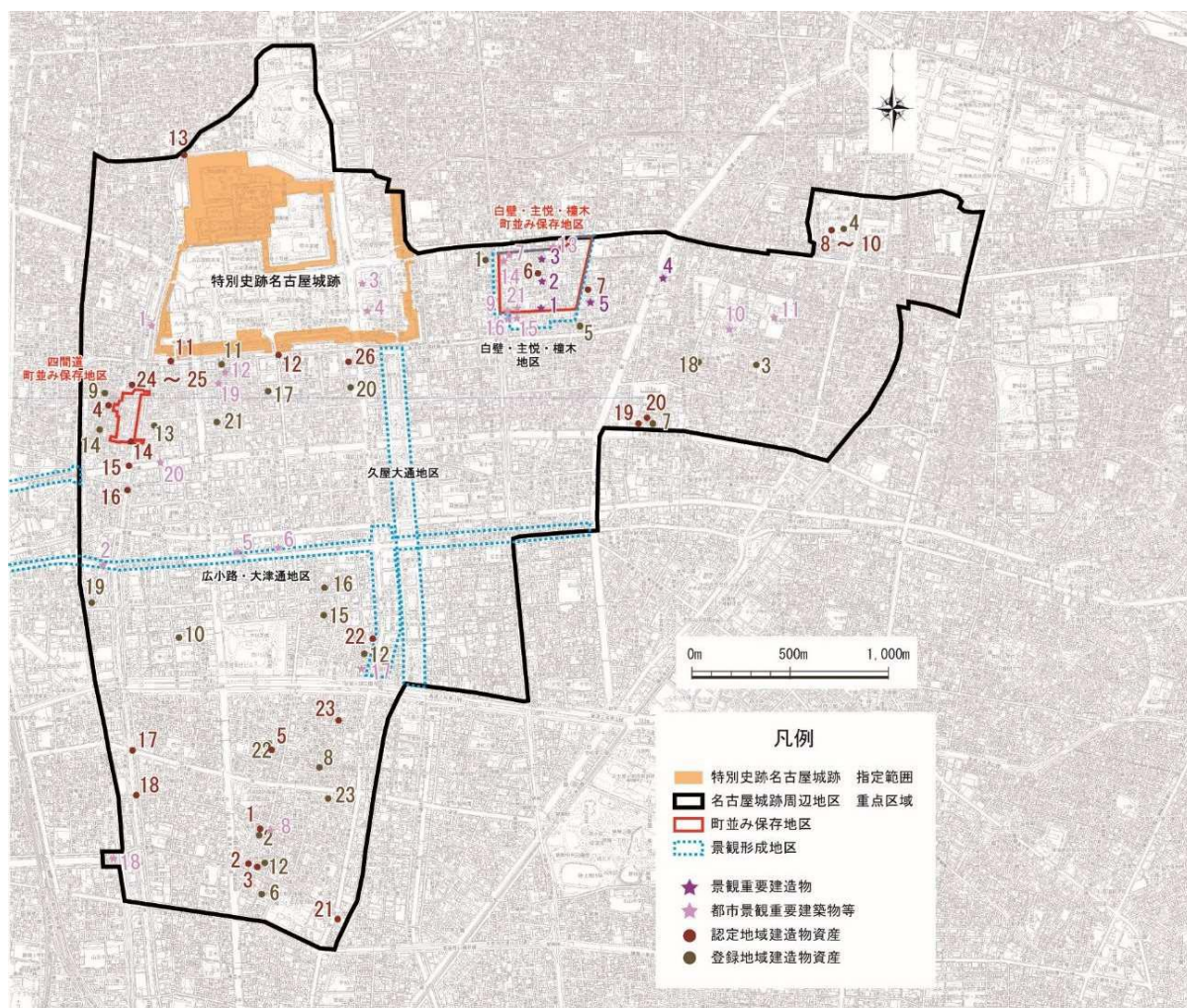
▲ 市指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	建中寺総門・三門・鐘樓・御成門
2	建中寺本堂・経蔵（附棟札1枚）
3	松重閣門
4	瑞雲寺
5	建中寺開山堂（附棟札1枚）・源正公（徳川光友）廟
6	井本家住宅

▲ 市指定文化財（無形民俗文化財）

NO.	名称
1	簡井町天王祭の山車行事と神皇車
2	簡井町天王祭の山車行事と湯取車
3	花車神明社祭の山車行事と二福神車
4	花車神明社祭の山車行事と子神車
5	花車神明社祭の山車行事と町堂神車
6	出来町天王祭の山車行事と鹿子神車
7	出来町天王祭の山車行事と河火車
8	出来町天王祭の山車行事
9	若宮祭りの山車行事と福祿寿車

図 名古屋城周辺地区の歴史資産分布図（文化財）



★ 景観重要建造物

NO.	名称
1	文化のみち榎木館
2	櫻井家住宅
3	旧春日越次郎邸
4	名古屋陶磁器会館
5	文化のみち三島館(名古屋市旧川上貞奴邸)

★ 都市景観重要建築物等

NO.	名称
1	五全橋
2	納屋橋
3	名古屋市役所本庁舎
4	愛知県庁本庁舎
5	株式会社三井住友銀行名古屋支店
6	旧名古屋銀行本店ビル
7	旧豊田家門・塙
8	山田屋総本店
9	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭楼
10	建中寺経門・山門・御成門・本堂・鐘楼
11	東海学園講堂
12	奥照宮本殿
13	金城学院堂光館
14	旧科亭 棧
15	伊藤家住宅
16	大森家住宅
17	膳屋寺本堂・山門・太鼓楼・鐘楼
18	中川運河松重閣門
19	長島町通のクスノキ
20	桜通のイチヨウ並木
21	カトリック教会のケヤキ

● 認定地域建造物資産

NO.	名称
1	有限会社柏瀬紙店
2	合会会社美濃佐商店
3	めん処天酒屋
4	ホンボウ (旧名称: 御本坊筋長屋)
5	高土浅間神社
6	旧豊田佐助邸
7	主税町長屋門
8	徳川園馬門
9	徳川園馬長屋
10	徳川園馬山荘
11	御園橋
12	本町橋
13	筋違橋
14	中橋
15	板橋
16	伝馬橋
17	岩井橋
18	日産橋
19	日本陶磁器センタービル
20	エガキ株式会社
21	REAL Style
22	安藤七宝店「七寶蔵部」
23	大須木通三郎建
24	満堂貴(まあき) (旧名称: 杉本家 蔵)
25	旧ヤマウ商店 蔵
26	伊勢久株式会社 本社社屋

● 登録地域建造物資産

NO.	名称
1	名古屋聖マルコ教会聖堂
2	ガトー・デュメルスリアン
3	藤井小学校
4	鎌倉文庫旧書庫
5	宗興山禅院寺
6	兼意寺
7	本洋ビル
8	珈琲ふりこ
9	松川屋
10	有限会社 澤田商店
11	織と染 加島屋
12	荒木芳風園
13	日本料理 夢うさぎ
14	中村家住宅
15	早川商店
16	科亭 馬茂
17	日本料理 新
18	個人住宅
19	(有)かわ秀旅館
20	名古屋コーデン とり菓
21	有限会社 平惣染色
22	大須演武場
23	劇団 大賢

図 名古屋城周辺地区歴史資産分布図(景観)

第3章

特別史跡名古屋城跡の本質的価値

3-1 本質的価値

3-2 構成要素

3-1 本質的価値

昭和7年(1932)の史跡名古屋城の指定説明文では以下のように記述されている。

「モト柳丸城ト称セシ廃城ノ地ニアリ慶長十五年徳川氏ノ築城ニカヘリ前田毛利黒田以下諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメシガソノ天守閣ハ実ニ加藤清正ノ経営ニ成リ五層楼ノ上有名ナル黄金ノ鯨ヲ置ケリ本丸ハ最近マデ離宮タリシニヨリソノ保存最モ完全ナルガニ丸三丸等ハ陸軍用地トシテ兵営練兵場ソノ他ニ使用セラレ今僅ニ東御門及旧奥御殿庭園ノ一部及ビ銃眼ヲ有セル土塀等ヲ存スルニ過ギズトイヘトモ猶城門趾城濠等旧規見ルベキモノ少カラズ」

昭和27年(1952)の特別史跡名古屋城跡の指定説明文では以下のように記述されている。

「尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。（一中略一）今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枳形、馬出、塁濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。」

上記の指定説明文を踏まえ、昭和7年及び昭和27年の指定当時の視点から本質的価値を以下のとおり整理する。

・公儀普請によって築城された城郭

名古屋城は慶長15年(1610)公儀普請（天下普請）により諸大名20名を動員して築城されている。当時の丁場割図から各大名の丁場が確認でき、堀の掘削、盛り土、石積みなどの普請が割り当てられたと考えられる。

・現存遺構から往時の縄張りや近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡

昭和20年(1945)の空襲により、天守や本丸御殿など本丸の主要な建物が失われたが、被害を免れた隅櫓、門は現存しており、現在も往時の景観を見ることができる。

さらに、本丸大手馬出の堀など一部改変されながらも往時の整然とした姿を残す巧みな縄張りは、天守台、枳形、馬出、土塁、堀、石垣と相まって、城郭史上における近世城郭完成期の姿を現在に伝えている。

現在、特別史跡指定から60年以上が経過し、発掘や史資料の増加など調査研究の進展により、指定当初の価値評価の深化とともに、新たな視点からも価値評価が可能となってきた。以下では、調査研究の進展や新たな価値評価の視点を踏まえ、改めて特別史跡名古屋城跡の本質的価値を明示する。

■ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城

郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は近世城郭完成期の築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○公儀普請によって築城された城郭

名古屋城は慶長 15 年(1610)公儀普請により諸大名 20 名を動員して築城されている。丁場割図から各大名の丁場が確認でき、堀の掘削、盛り土、石積みなどの普請が割り当てられたと考えられる。現在確認できる石垣からは、その積み方などに各大名や丁場における大きな差異は認められない。このことは、普請の管理における幕府側の関わりも想定される。また、石垣の石材には、多種類の刻印が数多く刻まれていることも名古屋城の石垣の特徴である。

○近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭

名古屋城の築城開始は、慶長 15 年(1610)であり、天正 4 年(1576)に築城された安土城によって確立されたと言われる近世城郭築城技術の完成期であった。

名古屋城の天守は五層五階と大規模で当時の最新の形式であった層塔型で築かれ、本丸御殿は武家風書院造の代表的建築であった。御殿内に据えられた狩野派の絵師によって描かれた障壁画や^{かざり}金具なども美術的価値の高いものであった。隅櫓も他城郭の天守に匹敵する巨大なものが築かれるとともに、強固な枳形門が配された。また、縄張は馬出や枳形門、土橋などを用いて巧妙に曲輪が配置され、石垣は角部の算木積など、慶長期における全国的な築城ラッシュの中で発展した構築技術が用いられている。

○徳川家康の意志を強く反映する城跡

尾張地方は名古屋城築城まで清須が中心であったが、築城に際して清須の城下町を都市ぐるみで名古屋に移転している(清須^{きよすこし}越)。名古屋城及び名古屋城下の形成は、二之丸付近に位置したといわれる中世那古野城とその城下町を継承するのではなく、全く新たにつくられたものである。

名古屋城と名古屋城下は、家康が自身の強い意志の下に、新たにつくり上げた城跡である。

○徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長 8 年(1603)に江戸幕府を開いたが、大坂には未だ幕府にとって脅威であった豊臣方が健在していた。豊臣方との緊張が高まる中、家康は尾張国を重視し、実子である松平忠吉や徳川義直を入れるとともに、その拠点として自ら名古屋の地を選び、豊臣方への包囲網の中核と東海道の防衛、そして諸大名への抑止効果も兼ねて名古屋城を築城した。

名古屋城は、家康が支配を固めていく過程の中で、対豊臣方との武力衝突への備えという当時の社会情勢を端的に示す城郭である。

■現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡

昭和 20 年(1945)の空襲により、天守や本丸御殿など本丸の主要な建物が失われたが、被害

を免れた現存建造物や遺構によって、現在も往時の景観を見ることができる。

さらに、本丸大手馬出の堀など一部改変されながらも往時の整然とした姿を残す巧みな縄張は、天守台、枡形、馬出、土塁、堀、石垣と相まって、城郭史上における近世城郭完成期の姿を現在に伝えている。

○現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡

失われた往時の姿については、近世末に編纂された『金城温古録』、昭和7年(1932)から記録が始まった「昭和実測図」、「ガラス乾板写真」等をはじめとした豊富で詳細な史資料によって、現在でも知ることができる。

また、戦災による被害を免れた旧本丸御殿障壁画は、1,047面が重要文化財に指定されている。これらは近世武家文化の一端を示すものであり、上記史資料と併せて遺構や建物からだけではなく、近世の実態を複層的に示し、城跡としての価値の理解を促進させるものである。

○管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡

尾張徳川家の居城であった名古屋城は、明治7年(1874)までに本丸・二之丸・西之丸・御深井丸・三之丸が陸軍省の所管となった。その後、明治26年(1893)に、本丸・西之丸・御深井丸が宮内省へ移管され、名古屋離宮となった。昭和5年(1930)には、名古屋市に下賜され、天守、本丸御殿が一般公開された。二之丸と三之丸の大部分については、昭和20年(1945)まで陸軍による管理が続いた。

陸軍期においては、多くの建物が撤去され兵舎や練兵場として利用されたが、本丸では、天守や本丸御殿の永久保存が決定された。二之丸においても、二之丸庭園の一部は将校集会所の庭園として現在まで残されてきた。離宮期には実測図等がつくられ、市営期にも「昭和実測図」などにより記録と保存が図られ、天守や本丸御殿が一般公開された。名古屋城は各管理者の下において、各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡である。

○近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

名古屋城においては、寛永期の本丸御殿の増改築、宝暦期の石垣を含めた天守修理、文政期の二之丸庭園の改修など、近世において多くの改修や修理が行われてきた。本丸御殿では寛永期に新たに作成された障壁画と慶長期の障壁画を見ることができ、天守台では加藤清正が築いた石垣と修理時の石垣を見ることができるとともに修理に関わる詳細な資料が残されている。また、二之丸庭園においても元和期と文政期それぞれの絵図により改修の状況を知ることができる。

上記を代表例として、近世の各時期における改修・改変やその特徴を詳細に知ることができる城跡である。

■現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

○現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映して近世になって新たな都市計画のもとに築かれた城下町である。この名古屋城の築城は、尾張地方の中心の移転の契機であるとともに、碁盤目状の街区など現代に続く名古屋の都市形成のはじまりであり、名古屋の街の骨格を形作るものである。

御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

- 公儀普請によって築城された城郭
- 近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭
- 徳川家康の意志を強く反映する城跡
- 徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

現存する遺構や詳細な史資料により 築城期からの変遷をたどることができる城跡

- 現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡
- 現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡
- 管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡
- 近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

現在の名古屋へと続く都市形成の きっかけとなった城跡

- 現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

図 本質的価値イメージ図

3-2 構成要素

3-2-1 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡は様々な要素から構成されているが、それらは特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素と特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素に大別できる。特別史跡未告示区域である二之丸内部及び三之丸北東土塁については、昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から指定すべき箇所として答申されていることを踏まえ、構成要素の分類においては特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素に含める。

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素は、「（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素」及び「（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素」、「（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素」、「（Ⅳ）その他の諸要素」に細分し、「（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素」については、3-1 で明示した本質的価値を踏まえ、「近世に形成された諸要素」と「補完する諸要素」に分類する。「（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建建造物、「（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素」については近代以降に形成された要素ではあるものの名古屋城の歴史的経緯を示すもの、その他については「（Ⅳ）その他の諸要素」とする。

また、特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素は、2-2-5 で示した名古屋城周辺地区（『名古屋市歴史的風致維持向上計画』において重点区域として設定した「名古屋城周辺地区」）を構成する諸要素と位置づけ、「（Ⅴ）名古屋城に関連する諸要素」とする。

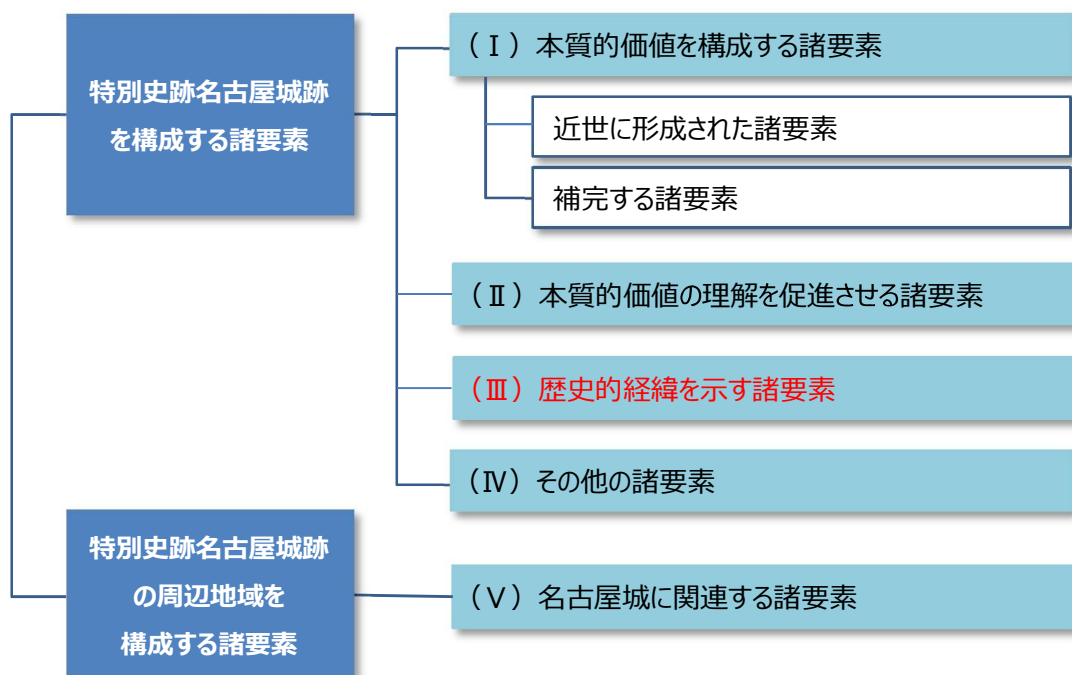


図 構成要素の分類

3-2-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素を以下の表に整理した。

「(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素」のうち、「近世に形成された諸要素」については藩政期を通して名古屋城を構成してきた遺構とし、「補完する諸要素」については往時の名古屋城を知ることができる史資料や遺物などとした。

「(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素」については、戦災により焼失したが、詳細な史資料等により忠実に復元された本丸御殿等の復元建造物や、天守閣をはじめとした外観復元建造物などとした。

「(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素」については、近代以降に新たに形成された石垣・堀・土塁等や乃木倉庫などとした。

「(Ⅳ) その他の諸要素」については、展示施設や便益施設、名古屋城に生息する動植物など史跡を活用する上で重要な役割を担う施設等とした。

「(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素」については、名古屋城との歴史的な関連性が高い諸要素とした。

表 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

区分		諸要素
(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪
		虎口
		石垣
		土塁
		堀（空堀、水堀）
		地下遺構（旧地形・造成地形を含む）
		二之丸庭園
		建造物等（櫓、門、塀など）
		井戸
		天守礎石
		カヤ
	補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片 史資料（文献、絵図、古写真、実測図など）
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素		復元建造物（本丸御殿、不明門） 外観復元建造物（天守閣、正門（榎多門））
(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	近代に形成された諸要素	石垣・土塁・堀
		地下遺構
		乃木倉庫
(Ⅳ) その他の諸要素		茶席、名古屋鉄道瀬戸線跡、石碑、井戸など
		便益・休憩施設（便所、休憩所など）
		展示施設（御深井丸展示館）
		管理施設（名古屋城総合事務所など）
		案内板、説明板、植栽、動物
(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素		名城公園北園、三之丸庭園、橋、徳川園、地下遺構など
		便益施設（駐車場など）
		案内板、説明板
		堀川
		寺社

特別史跡名古屋城跡は一部の堀や虎口など失われた部分はあるが、往時の縄張を比較的よくそのまま残している。武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内（特別史跡指定地外）は官庁街となっているが、碁盤目状の町割は現在もその形状を残している。

現在は西之丸と一体空間となっているが、かつて西之丸と堀を隔てていた大手馬出跡は、本丸の一部であったため本丸に含めるものとした。

地区区分と、各地区における諸要素を下表に整理した。

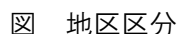


表 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素の地区区分

地区区分	特別史跡名古屋城跡の構成要素			
	(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を 促進させる諸要素	(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	(Ⅳ) その他の諸要素
本丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、内堀、地下遺構、東南隅 櫓、西南隅櫓、本丸表二之 門、旧二之丸東二之門、井 戸	本丸御殿、不明門、天 守閣	近代:石垣、地下遺構	便益・休憩施設、管理施 設、案内・説明板、植栽、 動物
二之丸(北) (有料区域)	近世:曲輪、石垣、土塁、地 下遺構、二之丸庭園、南蛮 練堀、井戸、埋門跡	—	近代:地下遺構	現代:土塁 便益・休憩施設、管理施 設、案内・説明板、二之丸 広場、石碑、植栽
二之丸(南) (無料区域)	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、二之丸大手 二之門	—		便益・休憩施設、案内・説 明板、愛知県体育館、植 栽
西之丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、名古屋城のカ ヤ	正門(榎多門)	近代:石垣、地下遺構	展示施設、便益・休憩施 設、管理施設、石碑、井 戸、案内・説明板、植栽
おふけまる 御深井丸	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、地下遺構、西北隅櫓、井 戸、天守礎石	—	近代:乃木倉庫	茶席、展示施設、便益・休 憩施設、石棺式石室、塔 の心柱礎石、井戸、案内・ 説明板、植栽
外堀(空堀)	近世:石垣、堀(空堀)、地下 遺構	—		案内・説明板、植栽
外堀(水堀)	近世:石垣、堀(水堀)、地下 遺構	—		便益・休憩施設、案内・説 明板、植栽、動物
三之丸外堀	近世:曲輪、虎口、石垣、土 塁、堀(空堀)、地下遺構	—	近代:土塁	名古屋鉄道瀬戸線跡・愛 知縣護国神社、案内・説 明板、植栽
その他	旧本丸御殿障壁画、金具 類、旧本丸御殿欄間破片、 史資料(絵図、古写真、実測 図など)	—		—
周辺地域	(Ⅴ)名古屋城に関連する諸要素			
	地下遺構(名古屋城三の丸遺跡)、建中寺徳川家霊廟、竹長押茶屋、風信、堀川、三之丸庭園、徳川園、 蓬左文庫、徳川美術館、第三師団司令部赤煉瓦堀、名城公園北園、便益施設(駐車場)、町並み保存地 区、案内・説明板、寺社			

3-2-4 各地区における諸要素の概要

(1) 本丸

本丸には総床面積日本最大級を誇った五層五階地下一階の天守や、近世城郭御殿の最高傑作と言われた本丸御殿などがあり、名古屋城を象徴する地区であった。四隅には天守、東北隅櫓、東南隅櫓、西南隅櫓を置き、それぞれを多聞櫓でつないでいた。南の表門、東門には二重の門で構成される枡形を設け、さらにその外側に馬出を設けるなど、城郭の中核として非常に強固な防衛機能が施されていた。元和3年(1617)二之丸御殿が建設され、初代藩主義直は本丸御殿から移住したが、寛永11年(1634)の將軍家光の上洛に合わせて本丸御殿には上洛殿などが増築された。

明治5年(1872)陸軍省の所管となると、天守は仮兵舎、本丸御殿は名古屋鎮台本部として利用された。翌年(1873)から二之丸や三之丸に兵舎等が整備され、天守の仮兵舎としての機能は移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用され続けた。本丸を囲んでいた多聞櫓は明治24年(1891)に起こった濃尾地震によって崩壊したため撤去された。

明治26年(1893)には宮内省に移管され名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。

昭和5年(1930)には名古屋市に下賜され、翌年(1931)には一般公開が開始されたが、昭和20年(1945)の空襲により、天守、本丸御殿、櫓、門等多くの建造物が焼失した。

現在では戦災を免れた東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、旧二之丸東二之門(昭和47年(1972)移築)が現存し、昭和34年(1959)天守の再建や平成21年(2009)から整備中である本丸御殿の復元などによって往時の姿を取り戻しつつあり、現在でも名古屋城を象徴する地区となっている。

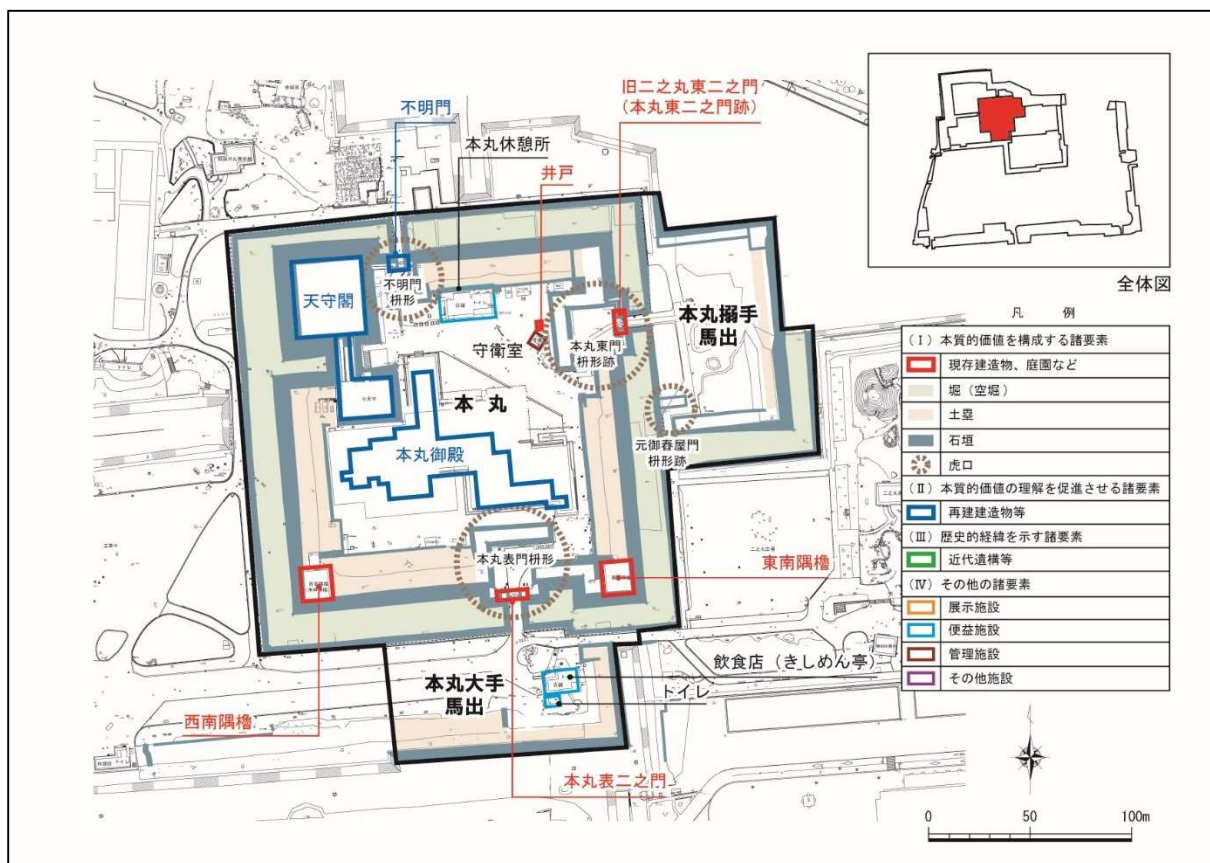


図 本丸の諸要素 位置図

表 本丸における各諸要素の概要

名称			概要	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	本丸	・ 四方が土塁・石垣・内堀に囲まれた曲輪。 ・ 南面には本丸表門枳形、東面の搦手（二之丸側）には本丸東門枳形跡、北面の御深井丸との境には不明門枳形がある。
			本丸大手馬出	・ 本丸表門南側の土橋で繋がる馬出。 ・ 土橋と接続する北面は石垣・内堀を配し、東面・南面の二方は土塁と石垣、外堀で囲まれている。 ・ 東面の出入口は二之丸と接続し、西面は現在、西之丸と一体空間となっている。
			本丸搦手馬出	・ 本丸東門東側の土橋で繋がる馬出。 ・ 土橋と接続する西面は石垣・内堀を配し、北面は石垣と水堀、東面は土塁と石垣と堀、南面は石垣と空堀に囲まれている。 ・ 南北の出入口は、それぞれ二之丸・御深井丸塩蔵構と接続している。 もとおつきや 元御春屋門枳形跡がある。
		虎口		・ 本丸表門枳形、本丸東門枳形跡、もとおつきや 元御春屋門枳形跡、不明門枳形
		石垣		・ 天守台、内堀、本丸搦手馬出北面・東面・南面、本丸大手馬出跡南面・東面、及び表門・東門・不明門の枳形に位置している。
		土塁		・ 本丸曲輪内の四方土塁 ・ 大手馬出跡南面・東面の土塁（ がんぎ 雁木跡）
		内堀		・ 本丸とその他の曲輪を隔てる堀であり、築城時より空堀である。
		地下遺構		・ 旧本丸御殿の礎石 ・ 近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		建造物等	東南隅櫓 ＜重要文化財＞	・ 慶長 17 年（1612）頃完成、二重三階（416.52 m ² ）、本瓦葺 ・ 辰巳櫓ともいわれる。完成当時の姿を伝える櫓で、鬼瓦などに三葉葵の紋がみられる。軍事用の「石落し」を張り出して屋根をつけた破風がある。上層屋根の東側は唐破風となっている。 ・ 昭和 25 年（1950）重要文化財に指定されている。
			西南隅櫓 ＜重要文化財＞	・ 慶長 17 年（1612）頃完成、二重三階（416.52 m ² ）、本瓦葺 ・ 未申櫓ともいわれる。西、南両面には、鬼瓦などに菊花紋がみられる。東南隅櫓と同様に「石落し」を張り出して屋根をつけた破風があるが、西南隅櫓では南面が唐破風になっている。 ・ 昭和 25 年（1950）重要文化財に指定されている。
			本丸表二之門 ＜重要文化財＞	・ 慶長 17 年（1612）頃完成、高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・ 本丸南側にある大手枳形の外門で門脇の土塀も築城当時のものである。 ・ 昭和 25 年（1950）重要文化財に指定されている。
	旧二之丸東二之門 （本丸東二之門跡） ＜重要文化財＞		・ 高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・ 慶長 17 年（1612）頃完成（旧二之丸東二之門） ・ かつては二之丸東二之門跡にあり、愛知県体育館建設のため昭和 38 年（1963）に解体したが、昭和 47 年（1972）に解体後保管していた部材を替えることなく現在地の本丸東二之門跡に移築した。 ・ 昭和 50 年（1975）重要文化財に指定されている。	
	井戸		・ 東門枳形西側に近世から存在すると考えられる井戸がある。	
	(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物	本丸御殿 ※復元整備中（一部公開）	・ 木造平屋建（書院造）、延床面積：約3,100m ² 、復元時代設定：寛永期 ・ 昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、平成 21 年（2009）より復元整備に着手している。 ・ 復元整備は工期が 3 期 10 年であり、原則として旧来の材料・工法により進めている。 ・ 本丸御殿の中には、重要文化財旧本丸御殿障壁画の復元模写を据えている。
			不明門	・ 大天守閣東の土塀の中に組み込まれた埋門 ・ 本丸北側と おふけまる 御深井丸をつなぐ門であるが、嚴重に施錠され「あかずの門」と呼ばれていた。 ・ 昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、昭和 53 年（1978）に復元され、現在は通用門として利用されている。

名称		概要
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建物	天守閣 ・大天守閣：地下 1 階地上 7 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：5431.73 m ² ・小天守閣：地下 1 階地上 3 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：1347.71 m ² ・橋台：延長 42m、大天守閣と小天守閣を連結し、石垣上に土塀を設けて通路の防御とし、外部に面する西側には軒桁に 30cm 余りの檜の穂先を並べた忍び返し（剣塀）をつけている。 ・昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、市民の機運の高まりにより昭和 34 年（1959）に再建した。 ・昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、旧本丸御殿障壁画や史資料などを展示する展示収蔵施設としている。
	近代	石垣 ・本丸大手馬出西面の改変時に南面の連結部に新たに構築された石垣 地下遺構 ・離宮期の高等官便所跡
(Ⅳ) その他の諸要素	便益・休憩施設	・本丸休憩所：1 箇所、トイレ：2 箇所、飲食店：1 箇所 ・本丸休憩所では、土産物販売、休憩所、トイレなどがある。 ・飲食店「きしめん亭」は、昭和 43 年（1968）築で、トイレを併設している。
	管理施設	・守衛詰所：1 箇所 ・平成元年（1989）築。施設管理者の詰所として利用している。
	案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	植栽	・中高木：クロマツ、サクラ類、スギ、エノキ、クスノキ、ツバキ、オニグルミなど ・低木：ツツジ類、アジサイ、アオキなど
	動物	・シカ 2 頭 ・本丸表二之門から不明門までの本丸の西側を囲む内堀に生息している ・『金城温古録』に二代徳川光友の頃、二之丸東二之門北の空堀でシカを飼っていたが、その後山に放したとの記述がある。 ・昭和 9 年（1934）に大垣市からシカを購入するも、戦中に食糧難で死滅。戦後、昭和 27 年（1952）に堀の雑草対策などからヤクシカの飼育を開始。平成 3 年（1991）には和歌山城動物園からホンシュウジカを譲受。平成 18 年（2006）にヤクシカは全て死滅。現在はホンシュウジカ 2 頭となる。

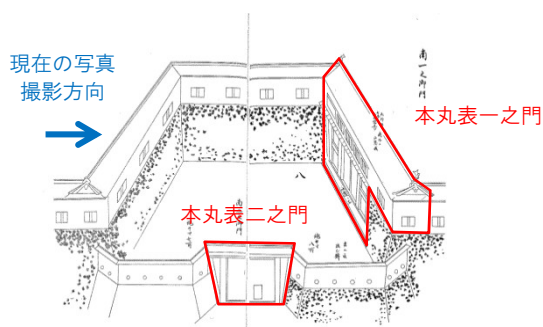


図 虎口（本丸表門枡形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本丸表門枡形）
（現在）

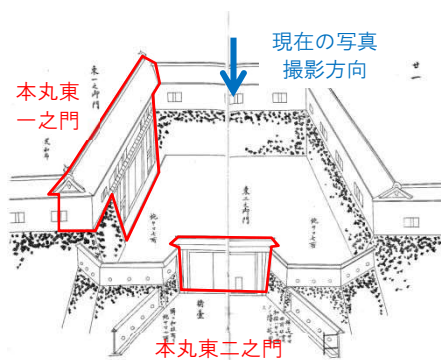


図 虎口（本丸東門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本丸東門枳形跡）
（現在）

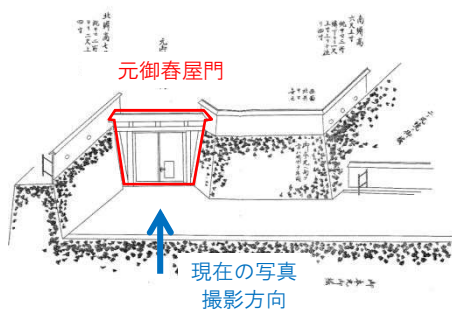


図 虎口（元御春屋門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（元御春屋門枳形跡）
（現在）

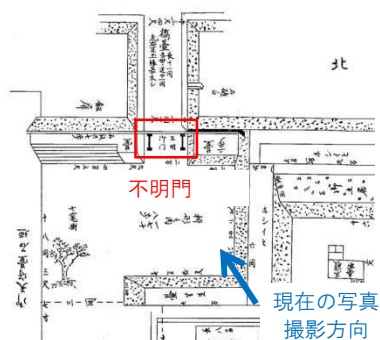


図 虎口（不明門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（不明門枳形）
（現在）

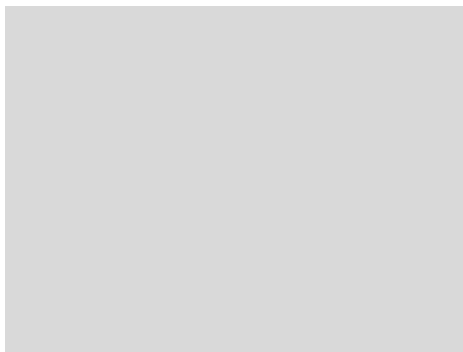


写真 本丸御殿礎石（平成 20 年撮影）
『本丸御殿跡発掘調査報告書-第 1,2,3,4 次調査-』



写真 東南隅櫓（昭和初期）



写真 東南隅櫓（現在）



写真 西南隅櫓（昭和初期）



写真 西南隅櫓（現在）



写真 本丸表二之門（昭和初期）



写真 本丸表二之門（現在）

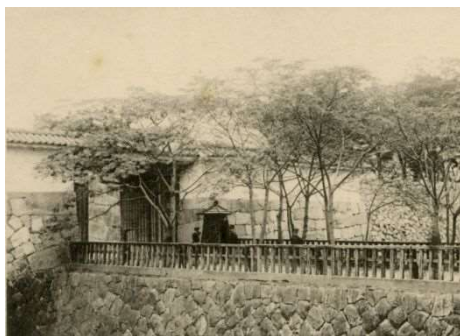


写真 旧二之丸東二之門（明治前期）
「歩兵第六連隊絵葉書」 個人所蔵



写真 旧二之丸東二之門（現在）

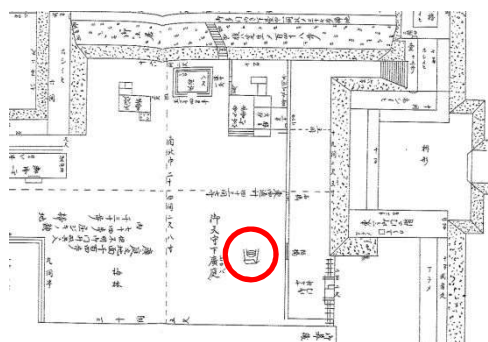


図 井戸
引用：『金城温古録』



写真 井戸（現在）



写真 本丸御殿（玄関・車寄外観）
（昭和初期）



写真 本丸御殿（玄関・車寄外観）
（現在）



写真 本丸御殿（表書院上段之間北面）
（昭和初期）



写真 本丸御殿（表書院上段之間北面）
（現在）



写真 不明門（昭和初期）



写真 不明門（現在）



写真 天守（昭和初期）



写真 天守閣（現在）

(2) 二之丸(北) (有料区域)

東北隅には二之丸丑寅櫓、北辺中央に逐涼閣^{ちくりようかく}、北西隅に迎涼閣^{げいりようかく}を配し、その南方には埋門^{うずみ}が設けられた。築城当初、内部には家康の側近であった平岩親吉の屋敷が建てられたが、親吉の死後の元和3年(1617)に義直の意向により二之丸御殿が建設された。二之丸(南)にまで及ぶ広大な二之丸御殿は、元和6年(1620)に義直が本丸から移り住んで以降、歴代藩主の生活の場であり、政務の中心である政庁ともなったことから「御城」と呼ばれるようになった。この頃、二之丸庭園(北御庭)が造営され(元和期庭園)、以後、二代光友により一部が改修され、文政期には十代齊朝^{なりとも}により、現在の東庭園部分まで拡大・改修された(文政期庭園)。藩政期には少なくとも上記の二度の改修が行われたと考えられる。

陸軍期に入ると、二之丸御殿をはじめとする建造物や北御庭部分以外の庭園が撤去され、跡地に将校集会所などの兵舎や、新たな庭園(前庭)が築かれた。その後、本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}が宮内省へ移管し名古屋離宮となり、名古屋市に下賜された後も二之丸は陸軍省所管のままであり、一般公開されることはなかった。

戦後、二之丸は大蔵省の所管となり、旧兵舎は昭和38年(1963)まで名古屋大学校舎や、名古屋学生会館として利用された。昭和28年(1953)には戦災を免れた北御庭の一部と前庭が名勝指定を受け、昭和40年(1965)には名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定され、東入口や二之丸広場等を整備し、昭和42年(1967)に初めて二之丸を一般公開した。昭和48・49年(1973・1974)に名古屋学生会館で火災が起こり、二之丸(北)の名勝指定範囲以外について名古屋市は大蔵省から無償貸付を受けた後、名古屋学生会館跡地を東庭園として整備し、東入口を現在の東門券売所に移設するなどして昭和54年(1979)に一般公開した。平成25年度(2013)からは名勝指定範囲(北御庭の一部と前庭)を中心に保存整備を行っている。

なお、二之丸は、昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申されたが未告示のまま現在に至っており、平成30年(2018)には二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

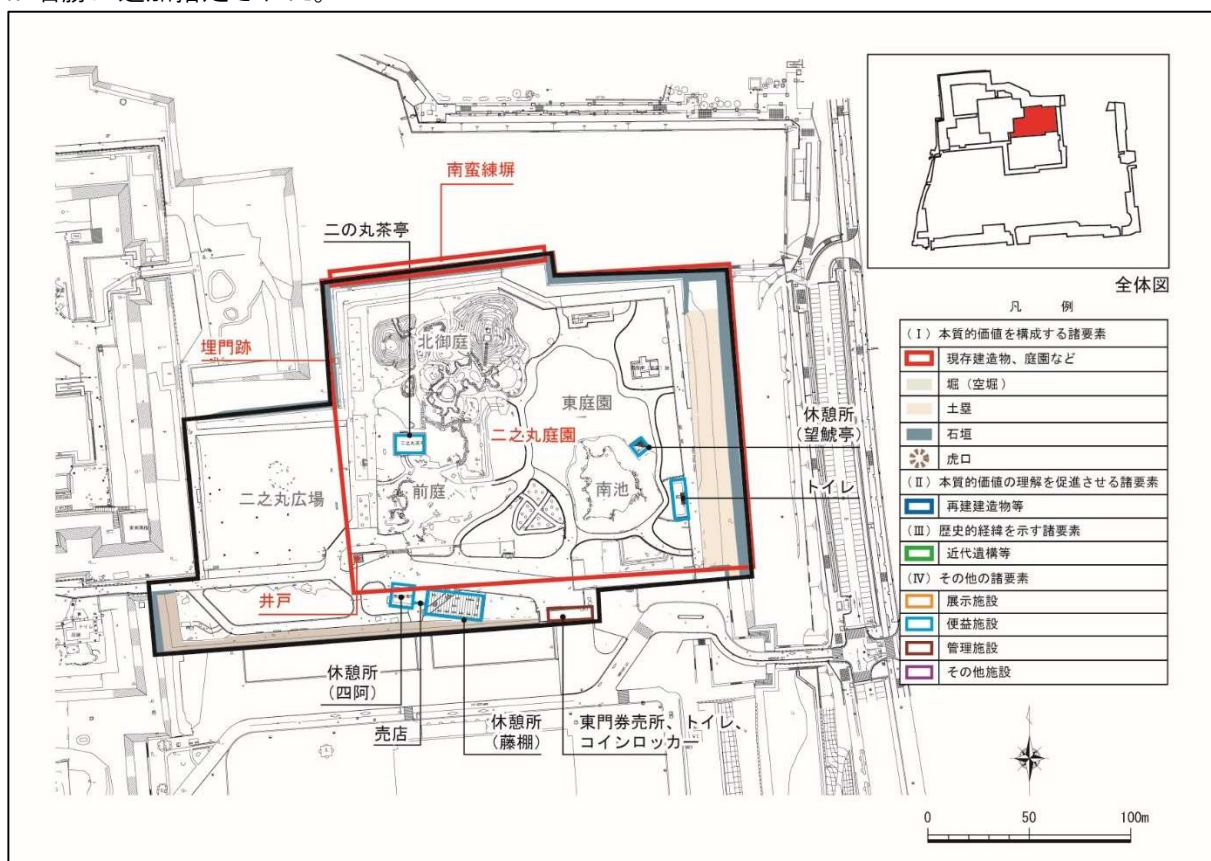


図 二之丸(北)の諸要素 位置図

表 二之丸(北)における各諸要素の概要

名称		概要
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 二之丸 ・名古屋城の中心部で最も広く、本丸・三之丸と繋がる曲輪。 ・周囲は堀・石垣に囲まれ、東面から南面と西面の南部にかけては曲輪内に土塁が巡る。 ・西面と東面にはそれぞれ二之丸大手門枳形、二之丸東門枳形跡がある。 ・現在は、南北を隔てる土塁が築かれている。
		石垣 ・二之丸の東面・西面・北面の石垣
		土塁 ・東側の土塁
		地下遺構 ・霜^{そう}傑^{けつ}跡 ・南池跡 ・北暗渠跡（往時から地上に表出していた可能性もある。） ・二之丸庭園に関わる御茶屋跡・園路跡・建物基礎跡・社跡・池跡 ・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		二之丸庭園 ＜名勝指定＞ ・名勝指定範囲：30,463.35 m²（全体） ・元和元年（1615）の二之丸御殿造営にともなって作庭されたとみられ、少なくとも二代光友、十代斉朝の時代に改修が行われている。明治期以降も様々な改変を受けながら現在に至っている。 ・陸軍省所管となった明治期に将校集会所の南側に玄関前庭として作庭された庭園であり、吉田紹和による作庭の可能性はある。 ・名古屋城の中心に位置する庭園であり、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であった。また、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることが評価されている。 ・昭和 28 年（1953）に北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、平成 30 年（2018）には二之丸庭園全体が名勝に追加指定された。
		建造物等 なんばんねりべい 南蛮練堀 ・二之丸庭園（北御庭）の北端の堀に面して築かれた全長約 80m の練堀である。この練堀は南蛮たたきで固められた非常に堅固なものであり、円形の鉄砲狭間が見られる。
		井戸 ・二之丸庭園南西に近世から存在すると考えられる井戸がある。
		うずみ 埋門跡 ・臆病門ともよばれ、二之丸庭園の西方にめぐらされた高堀（土堀）の下をくぐり、石垣につくられた階段から空堀に降りることができた。 ・非常の場合、藩主は埋門より脱出することが極秘として定められていた。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構 ・陸軍期の兵舎跡
(Ⅳ) その他の諸要素	現代	土塁 ・二之丸(南)との境界部の土塁
		二之丸庭園 (東庭園) ＜名勝指定＞ ・名勝指定範囲：30,463.35 m²（全体） ・二之丸庭園に隣接していた名古屋学生会館跡地に作庭された庭園であり、昭和 54 年（1979）に開園した。 ・昭和 50 年（1975）の発掘調査により発見された 2 箇所の池の石組み、霜^{そう}傑^{けつ}（御茶屋）跡、暗渠跡を遺構の平面表示として整備するとともに、残りの部分を庭園として整備している。 ・平成 30 年（2018）に東庭園を含む二之丸庭園全体が名勝に追加指定された。
		便益・休憩施設 ・飲食店 1 箇所（二の丸茶亭）、休憩所 3 箇所（四阿、藤棚、望鯨亭）、トイレ 2 箇所、売店 1 箇所、コインロッカー ・二の丸茶亭は昭和 44 年（1969）築で、抹茶等の販売・提供を行っている。 ・南池東側のトイレは、昭和 43 年（1968）築。東門券売所にトイレが 1 箇所設置されている。

名称		概要
(Ⅳ) その他の諸要素	管理施設	・ 東門券売所：1 箇所 ・ 東門券売所は、昭和 54 年（1979）築で、来場者の入退場の管理を行っている。
	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	二之丸広場	・ 昭和 42 年（1967）に整備された。 ・ 芝生広場
	石碑など	・ 那古野城跡の石碑 ・ 清正公石曳の像 ・ 青松葉事件遺跡の碑 ・ 埋門の碑
	植栽	・ 中高木：ツバキ類、サクラ類、クロマツ、モミジ類、クロガネモチ、イヌマキ、モチノキなど ・ 低木：ツツジ類、ムラサキシキブ、トベラなど



写真 地下遺構（北暗渠跡）
（現在）



写真 二之丸庭園（北御庭）（昭和初期）
引用：重森三玲、1939 年、
『日本庭園史図鑑 第 5 巻』、有光社



写真 二之丸庭園（北御庭）
（現在）



写真 二之丸庭園（前庭）（昭和初期）
引用：重森三玲、1939 年、
『日本庭園史図鑑 第 5 巻』、有光社



写真 二之丸庭園（前庭）
（現在）



図 井戸

「正保四年名古屋城絵図」(部分)
徳川美術館所蔵・徳川美術館イメージアーカイブ/DN Partcom
※全体図は資料編に掲載



写真 井戸(現在)

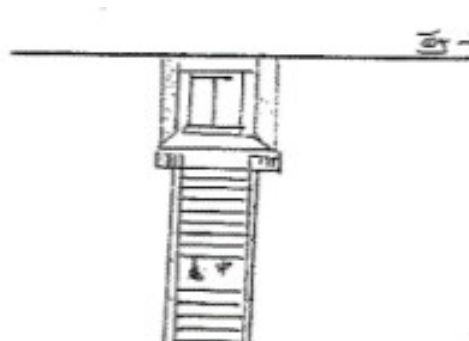


図 埋門

引用：『金城温古録』



写真 埋門跡(現在)

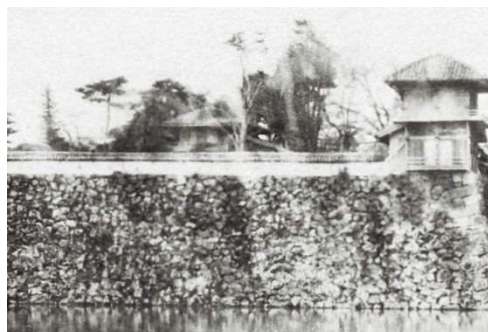


写真 南蛮練堀(幕末)
「1144 迎涼閣之図」(部分)
徳川林政史研究所所蔵



写真 南蛮練堀(現在)

東南隅に二之丸辰巳櫓、南辺中央に太鼓櫓、西南隅に二之丸未申櫓、西辺には二之丸西曲輪多聞櫓を置いた。二之丸西曲輪多聞櫓の間には大手筋である大名小路へ通じる二之丸大手門（西鉄門）、東辺には三之丸北東部に通ずる二之丸東門（東鉄門）を配し、それぞれ二重の門で構成された枳形を構えていた。築城当初、内部は家老であった成瀬・竹腰の邸宅地となっていたが、寛文 3 年（1663）に三之丸に移った後、馬場や矢場等で構成された向屋敷として利用されていた。北側には二之丸(北)からつづいて二之丸御殿が広がっていたが、陸軍期には建造物は撤去され跡地に兵舎等が築かれた。二之丸大手一之門と二之丸東一之門は陸軍期に撤去されたと考えられる。戦後の昭和 38 年（1963）名古屋市は大蔵省から二之丸(南)の無償貸付を受け、愛知県へ設置許可を出し、翌年（1964）愛知県体育館が建設され、これに伴い二之丸大手二之門と二之丸東二之門が解体されるなどした。

The site plan shows the Aichi Prefectural Sports Center (愛知県体育館) in the center, outlined in purple. To its left is the Nishikawa Gate (西川門) and to its right is the Nishikawa Gate (西川門). The plan includes various colored areas representing different types of structures and features, as defined in the legend. A scale bar at the bottom indicates 0, 50, and 100 meters. A north arrow is located in the bottom right corner. An inset map in the top right corner shows the location of the site within the city of Nagoya.

全体図

凡 例

(I) 本質的価値を構成する諸要素	現存建造物、庭園など
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	再建造物等
(III) 歴史的経緯を示す諸要素	近代遺構等
(IV) その他の諸要素	展示施設
	便益施設
	管理施設
	その他施設

図 二之丸(南)の諸要素 位置図

表 二之丸(南)における各諸要素の概要

名称			概要
構成する諸要素	(I)本質的価値を 近世	曲輪	・(2) 二之丸(北)(有料区域)にて整理
		虎口	・二之丸大手門枳形、二之丸東門枳形跡
		石垣	・外堀(空堀)に面する石垣、二之丸東門跡・二之丸大手門跡の枳形石垣
		土塁	・二之丸東門枳形跡から二之丸大手門枳形跡までの東・南・西側土塁
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構

名称			概要
(I)本質的価値を構成する諸要素	近世	建造物等	二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞
			・慶長17年(1612)頃建設 ・高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・二之丸の西側にある大手枡形の外門 ・愛知県体育館建設のため昭和38年(1963)に解体したが、昭和42年(1967)に解体後保管していた部材を替えることなく復原した。 ・昭和50年(1975)重要文化財に指定されている。
			便益・休憩施設
			案内・説明板
(IV)その他の諸要素		その他施設	愛知県体育館
		植栽	

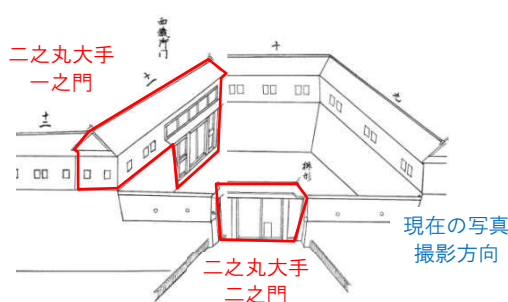


図 虎口（二之丸大手門枡形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（二之丸大手門枡形）
（現在）

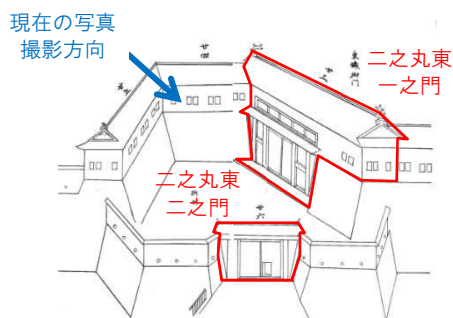


図 虎口（二之丸東門枡形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（二之丸東門枡形跡）
（現在）

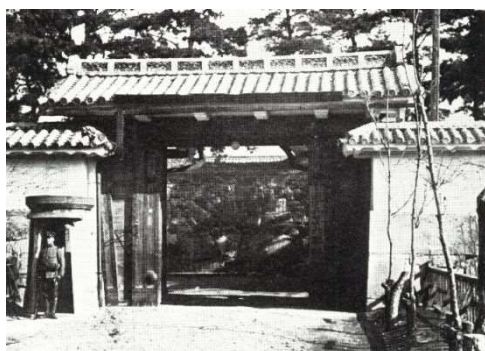


写真 二之丸大手二之門（大正期）
引用：第六史編集委員会、1968年、
『歩兵第六聯隊歴史』、歩六史刊行会



写真 二之丸大手二之門（現在）

(4) 西之丸

西之丸は歴史的な利用形態の違いから、東部・西部・北部に分けられる。

西之丸東部は榎多門^{えのきだ}枅形から本丸大手馬出跡に至るまでの東西にのびる区域であり、江戸期には「榎多門内屯」と呼ばれた。南側石垣上には榎多門から続く多聞櫓が建ち、内部は下多門等の建造物の他、空地には芝生地が広がっていた。榎多門は本来、本丸へ至る正門であり、二之丸に政庁としての機能が移った後も藩主、年寄職、城代、米蔵掛以外は出入りできない格式を保っていた。明治5年(1872)に陸軍省の所管となると、下多門等の建造物は撤去されたが、東西の通路という利便性が重視されたためか新たな施設等の建設はなかったと考えられる。明治26年(1893)には本丸とともに榎多門より東の区域が宮内省に移管され名古屋離宮となった。明治42年(1909)には榎多門を含む西之丸全域が宮内省所管となり、明治24年(1891)の濃尾地震により大破した榎多門の代替として、明治43年(1910)から旧江戸城蓮池門が宮内省によって移築され、「名古屋城正門」となった。名古屋離宮となった後、本丸御殿は皇族の行幸啓を頻繁に迎え、正門から本丸に至るこの区域は御成通路となり、昭和5年(1930)の名古屋市下賜後の一般公開後も本丸へのメインストリートとして機能した。昭和20年(1945)戦災により正門が焼失したものの昭和34年(1959)には再建し、現在でも本丸へ至るメインストリートとしての機能を担っている。

西之丸西部は榎多門枅形から西側の区域であり、「榎多土戸内」と呼ばれていた。西北隅に月見櫓、西南隅に未申櫓があり、未申櫓から榎多門までは多聞櫓が続き、内部は幕末には竹藪が広い面積を占めていた。陸軍期には月見櫓が撤去され、武器庫や倉庫が整備されたと推定される。離宮期には事務室や官舎が建設され、名古屋市への下賜を経た戦後、現在の事務棟等に建て替えられるなど、現在も名古屋城の管理区域としての機能を担っている。

西之丸北部は「御蔵構」と呼ばれ、四周を塀と門、蔵の壁で完全に囲まれた閉鎖空間であった。内部には幕末までに6棟の米蔵が建設され、勘定所や米計り場が置かれるなど、尾張藩における基本財産の貯蓄場所として厳重に管理されていた。南東部にはカヤの木があり、築城時には既に巨木であったと考えられる。陸軍期には米蔵等は撤去され、営倉や作業所が建設されたが、一部の米蔵が武器庫に転用されたと考えられている。離宮期に入ると陸軍期の営倉・武器庫は一掃され、御深井丸^{おふけまる}へまっすぐ向かう園路が整備され、市営期にも園路や植栽地は継続された。昭和26年(1951)には、重要文化財旧本丸御殿障壁画を展示するための絵画館(旧西の丸展示館)が建設された。平成28年(2016)には重要文化財旧本丸御殿障壁画の展示収蔵施設整備のため撤去したが、この区域は各時期において最も貴重なものを収蔵する機能を担った区域であった。

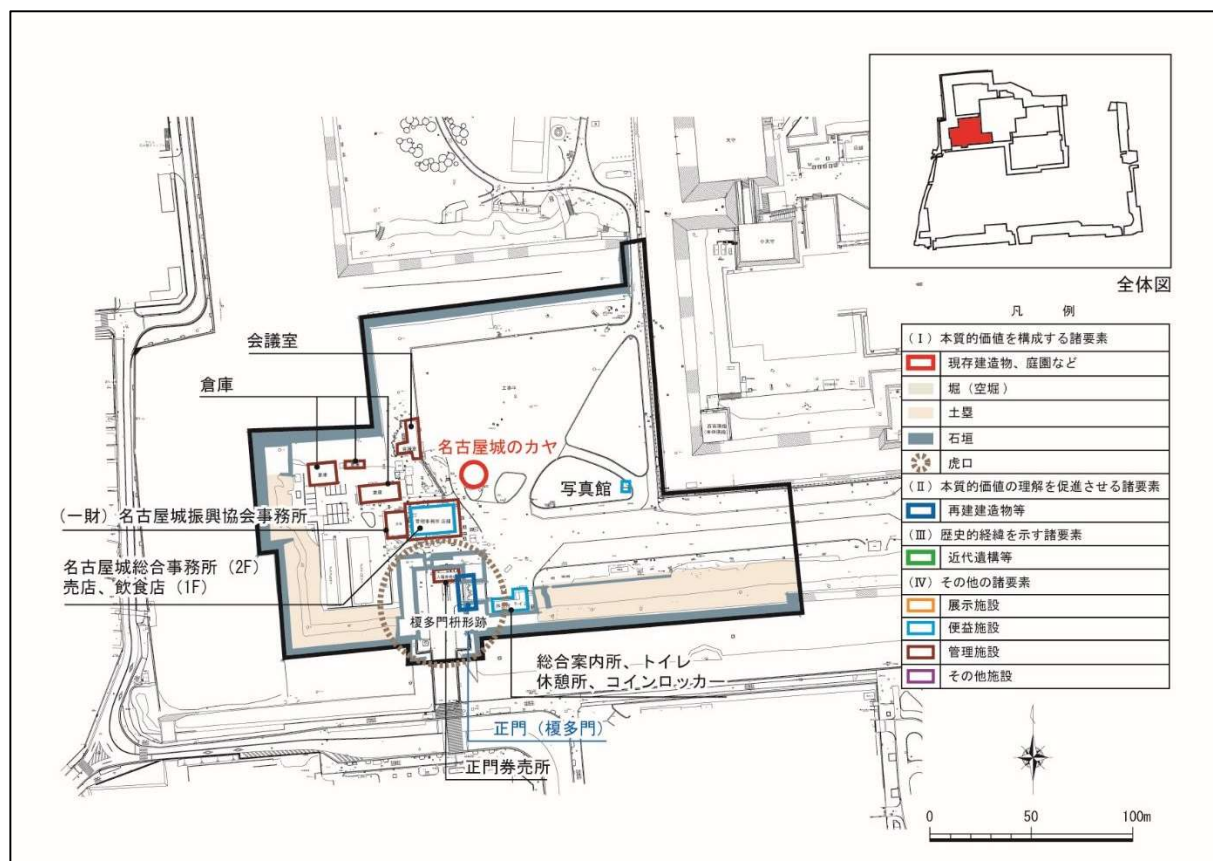


図 西之丸の諸要素 位置図

表 西之丸における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 西之丸 ・本丸・御深井丸・三之丸と繋がる曲輪。 ・周囲は堀・石垣に囲まれ、西面と北面は水堀、南面は空堀に面している。曲輪の南面から西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。 ・南西部には榎多門枅形跡がある。
		虎口 ・榎多門枅形跡
		石垣 ・外堀（水堀）に面した西面・北面、外堀（空堀）に面した南面、正門（榎多門）、月見櫓跡、榎多門枅形跡に位置している。
		土塁 ・西側土塁 ・南側土塁
		地下遺構 ・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		名古屋城のカヤ<天然記念物> ・樹高：15.44m、目通り：11.8m、根本周：9.5m ・葉張り：北11.1m、東10.2m、南12.7m、西12.3m（平成24年3月時点） ・樹齢 600 年以上と推定されており、築城当時（1610 年頃）には既に巨木となっていたと考えられ、『金城温古録』に「慶長御普請の時にも残し置かれしにや」とその記述がみられる。 ・昭和 7 年（1932）国の天然記念物に指定されている。
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門（榎多門） ・榎多門（正門）は櫓門であり、本丸へ至る正門であって藩主・年寄職・城代・米蔵掛以外は出入りできない格式高い門であった。 ・創建（慶長 17 年（1612））以来の榎多門は明治 24 年（1891）の濃尾地震で被害を受けたため、明治 43 年（1910）に旧江戸城蓮池門（櫓門）を移築したが戦災で焼失した。 ・現在は昭和 34 年（1959）に天守とともに鉄筋コンクリート造で再建したものであり、明治 43 年（1910）に移築した旧江戸城蓮池門の外観復元である。

名称		概要
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	石垣 ・ 榎多門枳形跡の改変時に新たに構築された石垣
		地下遺構 ・ 陸軍期の営倉跡 ・ 宮内省官舎跡
(Ⅳ) その他の諸要素	井戸	・ 西之丸北部に1箇所井戸がある。
	便益・休憩施設	・ 総合案内所1箇所、売店（飲食店含む）1箇所、トイレ2箇所、写真館 ・ 総合案内所は、昭和63年（1988）築で、コインロッカー、休憩所、トイレが併設されている。 ・ 土産物を販売する売店及び、飲食店は名古屋城総合事務所と同施設の1階に設置されている（昭和45年（1970）築）。
	管理施設	・ 正門券売所、名古屋城総合事務所、（一財）名古屋城振興協会事務所、倉庫、会議室 ・ 正門券売所は、昭和47年（1972）築で、来場者の主要な出入口として、入退場の管理を行っている。 ・ 名古屋城総合事務所は、昭和45年（1970）築で、名古屋城の管理拠点・管理者の詰所として利用されている。 ・ （一財）名古屋城振興協会事務所は、利便施設等の運営等を行っている（一財）名古屋城振興協会の詰所として利用されている。 ・ 会議室は、平成3年（1991）築で、名古屋城総合事務所が所管・利用している。
	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	石碑など	・ 名古屋離宮石柱 ・ 正門横「金鯱」模型 ・ 刻名石
	植栽	・ 中高木：サクラ類、クロマツ、ツバキ類、ウメ、イヌマキ、キンモクセイ、モミジ類、アラカシ、ヒノキなど ・ 低木：ツツジ類、アオキ、キャラボク、ナンテンなど

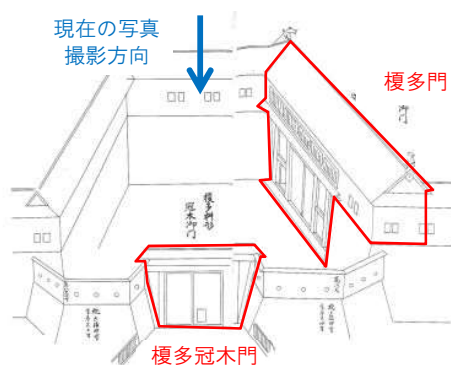


図 虎口（榎多門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（榎多門枳形跡）
（現在）



写真 正門（榎多門）（昭和初期）



写真 正門（榎多門）（現在）



名古屋城のカヤ（昭和初期）



名古屋城のカヤ（現在）

(5) 御深井丸

本丸の西北を囲み、東部には塩蔵構という小さな曲輪を配し、その連結部には枡形である塩蔵門が設けられた。西辺中央に鋳多聞櫓、西北には西北隅櫓、北辺には西弓矢多聞櫓、弓矢櫓、東弓矢多聞櫓を配し、西北部の内部には磨蔵や大筒蔵、御旅筒蔵、御手筒蔵、南穴蔵、北穴蔵など、鉄砲や弾薬等の保管庫が建てられ、塩蔵構には3棟の塩蔵が建てられていた。

陸軍期にはこれらの建造物は撤去され、塩蔵構以外の箇所には新たな武器庫等が建てられたと考えられているが、一部転用している可能性がある。弾薬庫である乃木倉庫は明治初期に建設されたと考えられる。明治42年(1909)御深井丸が宮内省に移管すると、西北隅櫓や乃木倉庫を除いた建造物はほとんど撤去された。

戦後は、昭和24年(1949)に猿面望嶽茶席、又隠茶席、昭和30年(1955)には織部堂などが現在地に建てられ、天守の再建に伴って焼失した天守の礎石を不明門北側の現在地に移した。また、古墳時代の石棺式石室や、白鳳時代の塔の心柱礎石が名古屋城に寄付され、これらを茶席周辺に設置している。昭和50年代(1975～1984)には御深井丸の西部に池や植栽などの整備を行った。塩蔵構には明治以降建造物等の建設は行われていない。現在は西部に西北隅櫓や乃木倉庫が現存し、地区全体として樹木が多い緑豊かな地区となっている。

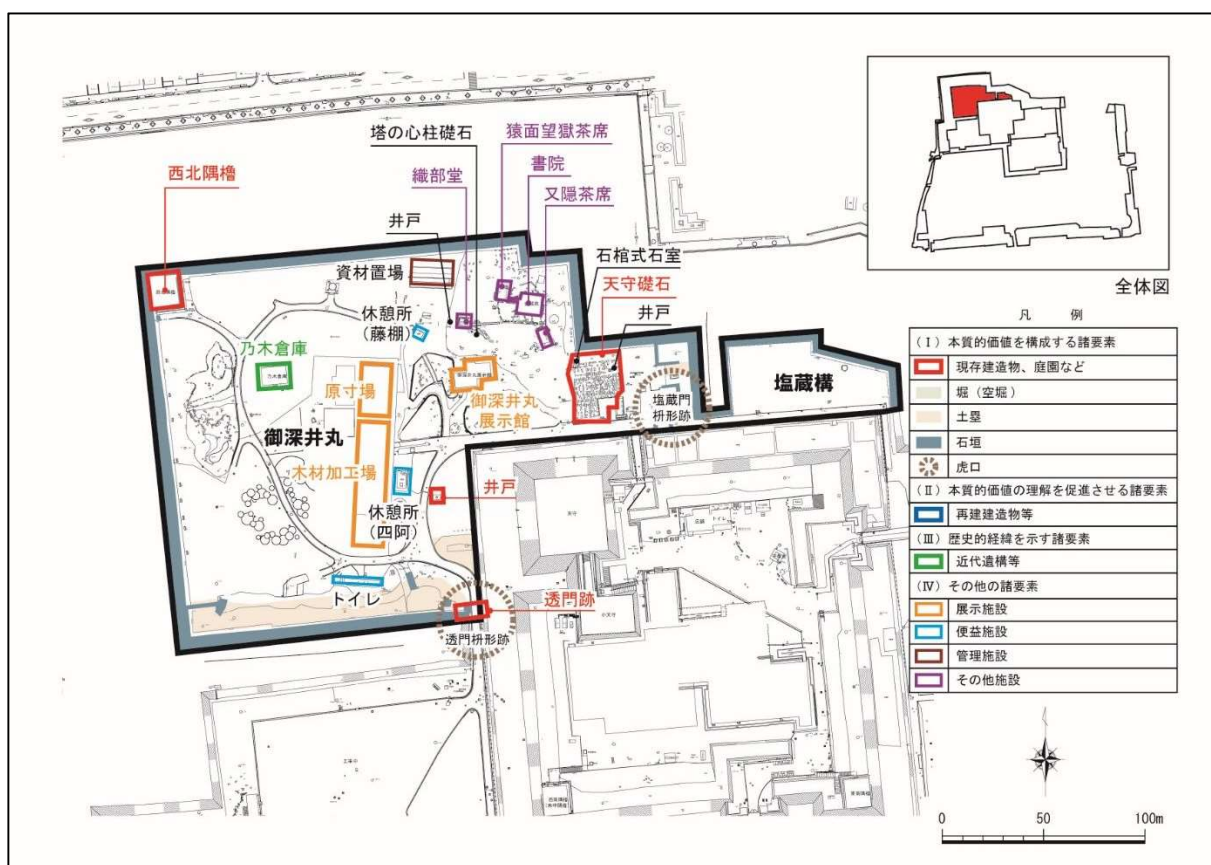


図 御深井丸の諸要素 位置図

※木材加工場、原寸場は平成29年12月28日をもって見学終了。

表 御深井丸における各諸要素の概要

名称		概要	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	御深井丸
		曲輪	・本丸・西之丸に繋がる曲輪。 ・周囲は水堀と石垣で囲まれ、西之丸と接する西部の南面の曲輪内面に土塁が巡る。 ・南部には透^{すかし}門枳形跡がある。
		塩蔵構	・御深井丸東部に位置し本丸搦手馬出と繋がる小曲輪。 ・周囲は水堀と石垣で囲まれる。 ・西面には塩蔵門枳形跡がある。
		虎口	・塩蔵門枳形跡、透 ^{すかし} 門枳形跡
		石垣	・曲輪の周囲は全て外堀（水堀）に面しているほか、西北隅櫓下、塩蔵門枳形跡に残っている。
		土塁	・西之丸との境界（鵜の首）部分の石垣付近に残る土塁
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
		建造物等	西北隅櫓 ＜重要文化財＞
		井戸	・休憩所（四阿）東側に近世から存在していると考えられる井戸がある。
(Ⅲ) 示す諸要素	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞	
		・面積 89.25 m²、高さ 7.68m 煉瓦造り漆喰塗りの平屋建、瓦葺き ・建築年代は明治初期と考えられるが、正確な時期はわかっていない。 ・入口上部や床下にアーチ構造がみられるほか、建物の角は色漆喰で石積風に造られており、入口扉には銅板が張られている。 ・昭和 20 年（1945）の空襲の際には旧本丸御殿障壁面を保管していた。 ・戦災を免れ、平成 9 年（1997）には国登録有形文化財に登録された。	
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	猿面望嶽茶席 さるめんぼうがく	猿面茶席
			・現在の建物は昭和 24 年（1949）に整備されたものである。 ・猿面茶席はかつて築城に際して清須より名古屋城本丸へ移築され、その後（御深井丸移築後の説あり）二之丸に移築された。明治以降は城外に移築され、鶴舞公園開闢閣境内に移築された後、昭和 11 年（1936）に旧国宝指定を受けたが戦災により焼失した。
		望嶽茶席 ぼうがく	・文化人であり千家三世である千宗旦^{そうたん}（1578～1658）に師事した藤村庸軒^{けん}（1613～1699）により金戒光明寺西翁院^{こんかいこうみょうじさいおういん}（京都府京都市）に造営された「瀝看^{とどみ}の席」を昭和 24 年（1949）に写したものである。この茶席から御岳の山々を望むことができることから「望嶽庵」^{ぼうがく}と名付けられた。
		又隠茶席 ゆういん	・千宗旦が造営した「又隠の席」を安永年間（1772～1779）に茶家である久田流の久田宗参が写したものである。 ・数回にわたって移築されたが、戦後に愛知航空株式会社から名古屋市に寄贈され、昭和 24 年（1949）に現在地に移築した。
		書院	・十畳の書院と八畳の次の間、五畳座敷などを含めた一棟であり、昭和 24 年（1949）に整備した。城内にあった加藤清正手植えの老松が枯れたため、その材を遺すために書院の台面・付書院・袋棚、次の間の床板、五畳座敷の床の前板等に厚板として使用した。また次の間前廊下の長桁は、昭和 3 年（1928）の昭和天皇御大礼に伴う名古屋離宮御駐^{ちゅうれん}輦の際の旗竿に使用された木材を利用している。
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	織部堂	
		・古田織部正重然（1544～1615）が茶道及び瀬戸焼に残した功績を称えるため、中島郡祖父江（愛知県稲沢市）にあった旧山内家の地藏堂を移築、改装し昭和 30 年（1955）に竣工した。	

名称		概要
(Ⅳ) その他の諸要素	石棺式石室	・島根県松江市山代町にあった団原古墳の石室で、本来は床石があって、手前に羨道（石室の通路）を備えていた。古墳時代後期のもので出雲地方独特の横穴式石室である。 ・昭和11年（1936）中区の古美術商が購入し、戦後に名古屋城に寄付された。
	塔の心柱礎石	・大阪府南河内郡駒ヶ谷村大字飛鳥地内から出土した白鳳時代の塔の心柱の礎石である。 ・昭和9年（1934）に当時的大鉄電車会社（現近鉄）の職員が購入し、戦後に名古屋城に寄付された。
	井戸	・織部堂西側井戸、天守礎石近く井戸
	展示施設	御深井丸 展示館
		・昭和57年（1982）築、木造平屋建。床面積149.85㎡。 ・郷土玩具などの展示を行っている。
	展示施設	木材加工場、 原寸場
		※平成29年12月28日をもって見学終了。 ・木材加工場では、樹齢300年を超すヒノキ材などを保管し、それらの墨付けやカンナがけなどの作業を行っていた。 ・原寸場では図面で表現しきれない部分を実物大で作図し、型取りなどを行っていた。 ・本丸御殿復元整備に使用する木材を加工するための仮設施設であり、見学通路から加工現場を見学することができた。
	便益・休憩施設	
管理施設	資材置場	
	案内・説明板	
	植栽	

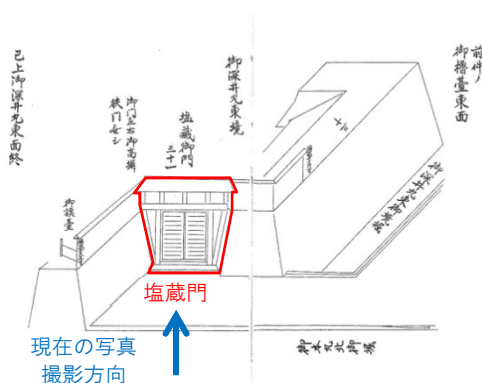


図 虎口（塩蔵門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（塩蔵門枳形跡）
（現在）



写真 西北隅櫓（昭和初期）



写真 西北隅櫓（現在）

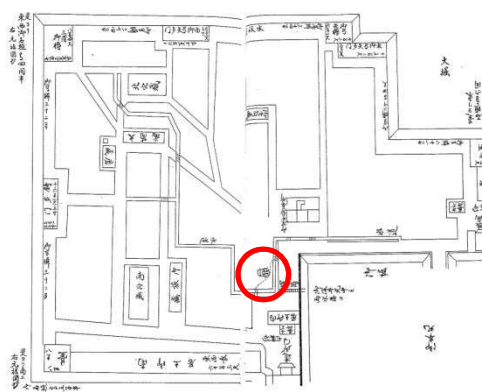


図 井戸
引用：『金城温古録』



写真 井戸（現在）



写真 天守礎石（現在）



写真 乃木倉庫（昭和初期）



写真 乃木倉庫（現在）

(6) 外堀（空堀）

本丸・二之丸・西之丸と三之丸を隔てる堀である。

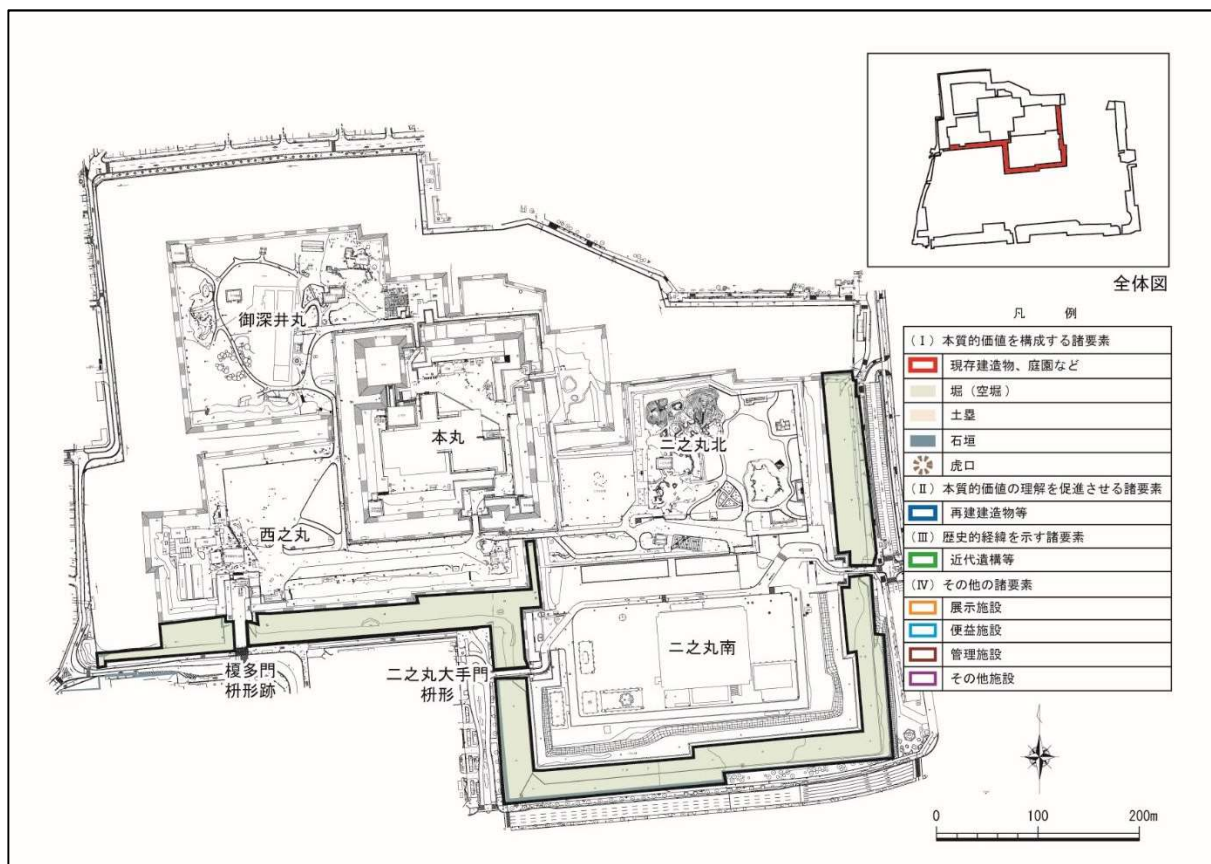


図 外堀（空堀）の諸要素 位置図

表 外堀（空堀）における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣 ・ 二之丸大手門枡形から清水門枡形跡付近まで、巾下門枡形跡から榎多門枡形跡付近までの外堀（空堀）の石垣
		堀（空堀） ・ 二之丸北東から西之丸西南にかけての空堀 ・ 本丸大手馬出の西境空堀は明治期に埋め立てられ、現在は西之丸と一体の空間となっている。 ・ 二之丸南側の滞水は、明治 30・31 年（1897・1898）に抜かれた。
		地下遺構 ・ 近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
(IV) その他の諸要素	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	植栽	・ 中高木：ソメイヨシノの列植、エノキ、クロマツなど ・ 低木：カラタチ

(7) 外堀（水堀）

名古屋城の北西を取り囲む堀であり、慶長以前は沼沢地帯であったところをせき止めて掘ったものであったといわれている。

現在見られる堀（水堀）は、ほぼ築城当時の姿のまま残っている。

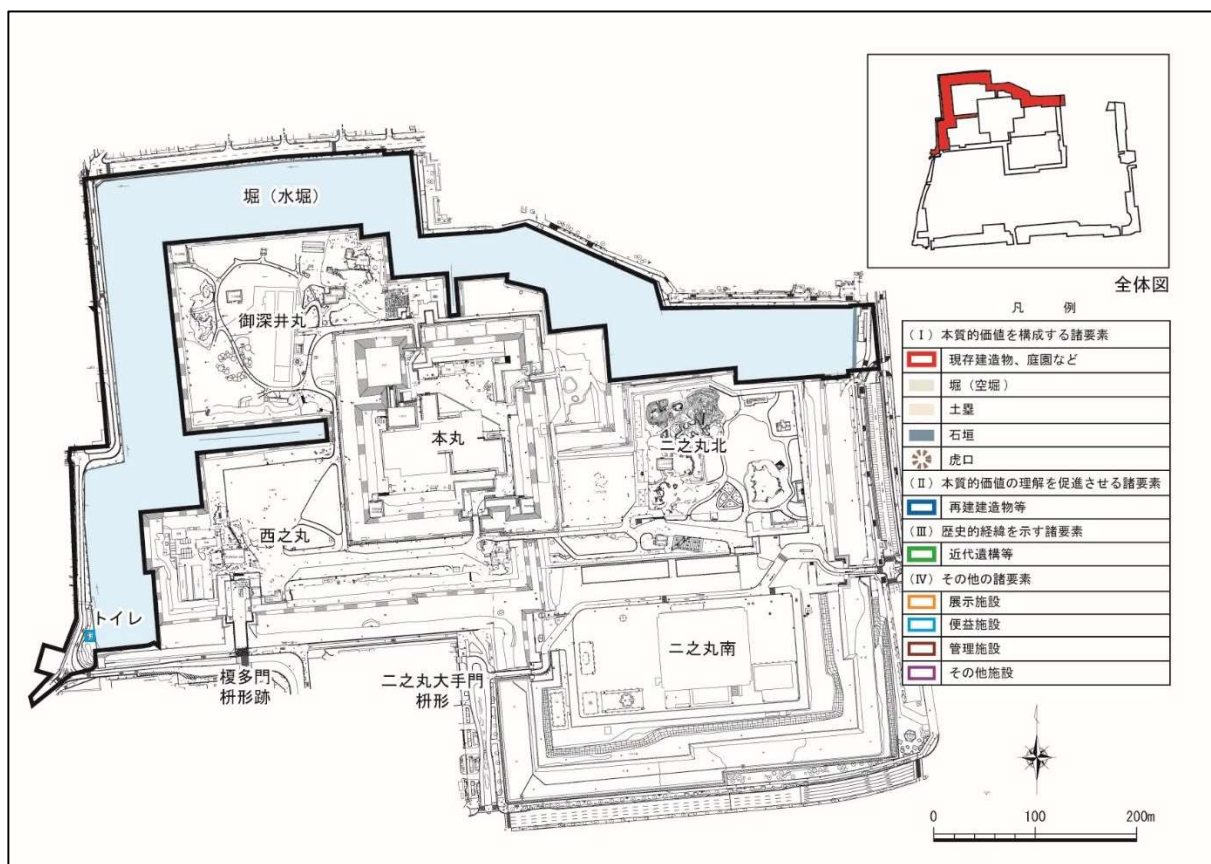


図 外堀（水堀）の諸要素 位置図

表 外堀（水堀）における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・ 東側清水門枡形跡付近の石垣
	堀（水堀）	・ 二之丸北東から西之丸西南にかけての水堀 ・ 築城当時は湧水によって水位が確保されていたが、半世紀を過ぎると湧水の量が減り、寛文3年（1663）に尾張藩は堀へ水を引き入れるために庄内川の川村付近（現守山区）から堀までの水路（御用水）を引いた。しかし昭和49年（1974）に御用水が埋め立てられるなどしたことから、次第に水位が低下した。昭和56年（1981）からは、工業用水を導入し水位の確保、水質の改善等を図っている。
	地下遺構	・ 近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
(IV) その他の諸要素	便益・休憩施設	・ トイレ1箇所
	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板を配置している。
	植栽	・ 中高木：ヤナギ列植、サクラ類、クロマツなど ・ 低木：ツツジ類、アベリアなど
	動物	・ ハクチョウ1羽 ・ 昭和53年から寄付等により外堀でハクチョウの飼育を行っている。他機関への譲渡等により増減があるが、現在は1羽となる。

(8) 三之丸外堀

三之丸を囲む堀であり、東は土居^{どいた}下、西は堀川に達していた。堀の内側は、高土居^{みそのはばした}となっており、清水門、東門、本町門、御園門、巾下門の5つの虎口は枡形を形成していた。

戦後の幹線道路整備などにより、一部失われているが、現在もほぼ旧状を保っている。

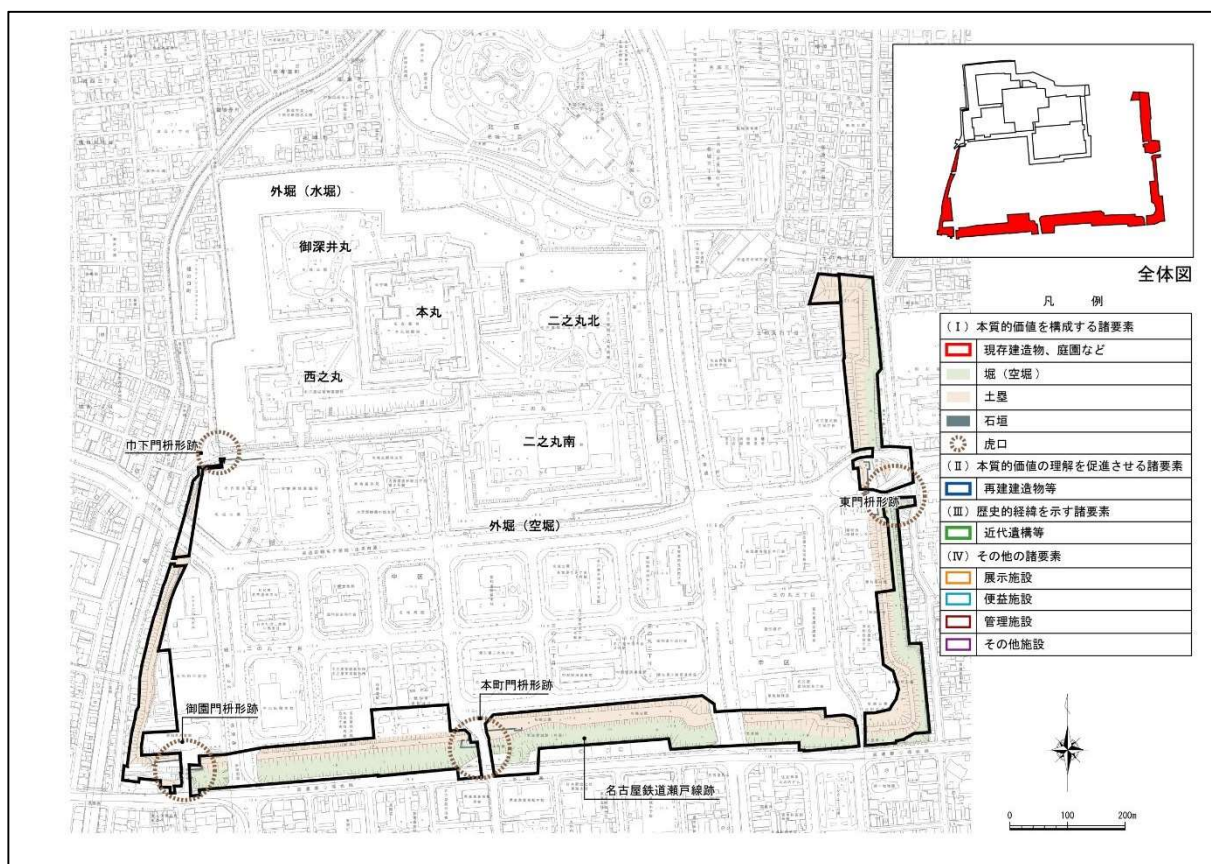


図 三之丸外堀の諸要素 位置図

表 三之丸外堀における各諸要素の概要

名称			概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪 三之丸	・二之丸・西之丸と繋がる曲輪。 ・現在も東面・南面は土塁・堀、西面は土塁で概ね囲まれるものの、道路の敷設等により破却されている部分がある。東面の出来町線より北側部分と北面部分では、明治期に陸軍の射撃演習場として使用された際に土塁が盛り足されている。 ・巾下門枡形跡、御園門枡形跡、本町門枡形跡、東門枡形跡があるが、枡形としての姿を失っている部分も多い。
		虎口	・巾下門枡形跡、御園門枡形跡、本町門枡形跡、東門枡形跡
		石垣	・巾下門跡、御園門跡、本町門跡、東門跡に残る枡形石垣
		土塁	・堀の内側に造られた土塁
		堀	・巾下門枡形跡から三之丸北東にかけての空堀 ・明治42年(1909)に西側は民有地となり埋め立てられ、北側が戦後の幹線道路整備に伴い消失している。
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の地下遺構
(III) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	土塁	・東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の盛り足されている土塁

名称	概要
(Ⅳ) その他の諸要素 名古屋鉄道 瀬戸線跡	・明治 44 年 (1911) 東～南掘全域に (土居下駅～堀川駅間) に開通したもので、「お堀電車」として親しまれていた。 ・昭和 51 年 (1976) に廃止・撤去され、現在は当時の駅などの遺構が残っている。
愛知縣 護国神社	・明治 2 年 (1869) 尾張藩主徳川慶勝が戊辰の役で戦死した藩士の霊を祀るため川名村内 (現在の昭和区) に創建し、大正 7 年 (1918) 城北練兵場に移り、昭和 10 年 (1935) 現在地に遷座した。 ・初め旌忠社と称し、明治 8 年 (1875) に招魂社、明治 34 年 (1901) に官祭招魂社と改称された。現在地に移った後の昭和 14 年 (1939) には、愛知縣護国神社と改称した。
案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
植栽	・ソメイヨシノ、エノキなどが多く生えている。

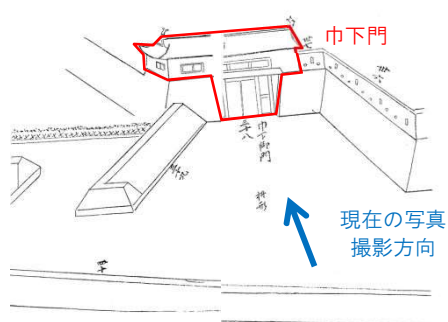


図 虎口 (巾下門枳形)
引用:『金城温古録』



写真 虎口 (巾下門枳形跡)
(現在)

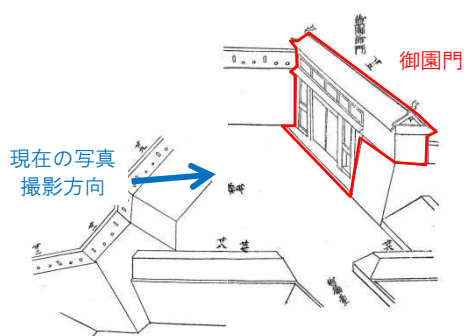


図 虎口 (御園枳形門)
引用:『金城温古録』



写真 虎口 (御園門枳形跡)
(現在)

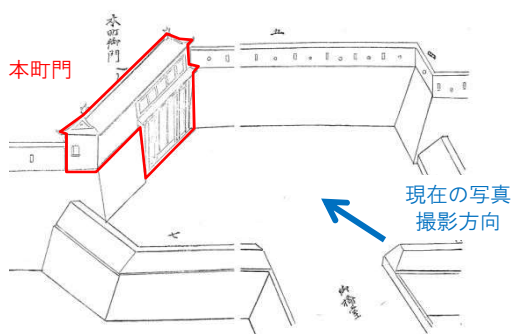


図 虎口 (本町枳形門)
引用:『金城温古録』



写真 虎口 (本町門枳形跡)
(現在)

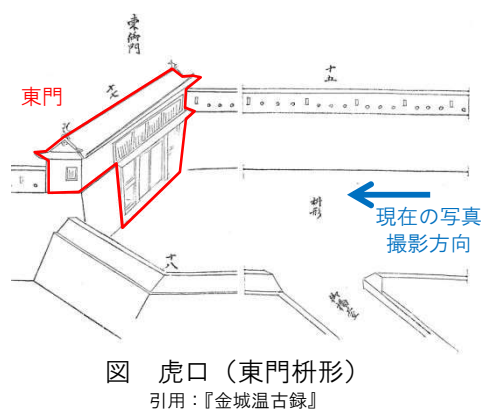


写真 虎口（東門枳形跡）
（現在）

(9) その他

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	補完する諸要素	
	旧本丸御殿障壁画 ＜重要文化財＞	・狩野貞信や狩野探幽など日本画史上最大の画派「狩野派」の絵師たちにより描かれたもの。 ・本丸御殿完成時に描かれた慶長期のものと、上洛殿等増築時に描かれた寛永期のものに大別される。 ・昭和 20 年（1945）の空襲の際に本丸御殿から取り外され、御深井丸にある乃木倉庫等に避難され焼失を免れたものが現存している。 ・紙と木という脆弱な素材で構成されており、顔料の剥落や剥離、画面の亀裂等が生じやすいため、定期的な保存修理が必要である。 ・昭和 25 年（1950）、昭和 30 年（1955）、昭和 31 年（1956）に重要文化財に指定されている。 ・重要文化財指定内訳 襖絵 73 枚 144 面、戸襖絵 45 枚 45 面、障子腰貼付絵 76 枚 76 面、杉戸絵 32 枚 66 面、天袋襖絵 16 枚 16 面、室内天井板絵 331 面、入側天井板絵 369 面
	金具類	・終戦直後、将来の参考として保存することを目的に、焼け跡から収集された焼損金具である。 ・旧本丸御殿金具は、昭和 20 年（1945）の空襲時に焼損したもの（焼損金具）と、障壁画に取り付けられていて焼損を免れたものの 2 つに大別される。 ・焼損金具は多くが原型を留めていないが、戦前に取られた拓本や撮影された「ガラス乾板写真」によって、元々の姿をある程度推測することが可能となっている。 ・引手、打掛金具は障壁画に取り付けられており、共に焼損を免れている。
	旧本丸御殿欄間彫刻 破片	・旧本丸御殿の欄間破片として名古屋城に伝えられてきたものである。 ・戦前何らかの要因で脱落し別置されていたため、昭和 20 年（1945）の本丸御殿焼失時にも失われなかったと考えられる。 ・拓本や実測図・「ガラス乾板写真」等との比較から本丸御殿に取り付けられていたものであることが場所も含めて特定できる。
	史資料 (文献、絵図、古写真、実測図など)	・文献 『金城温古録』は、奥村得義とその養子の定が藩命によって、文政年間（1818～1830）から名古屋城を調査し、各種の記録・伝聞に自身の見聞などを加えて明治 35 年（1902）に完成した記録書である。 ・絵図・図面 『なこや御城惣指図』は、慶長 14 年～19 年（1609～1614）に描かれたもので、名古屋城関連資料の中で最古（第 1 次計画図）の内容をもつ。その他、『名古屋城普請町場請取絵図』、『元禄拾年御城絵図』など、江戸期に描かれた多くの絵図が残っている。 昭和 7 年（1932）から昭和 17 年（1942）にかけて旧国宝建造物の実測調査を実施し、実測図、金具の拓本などが「昭和実測図」として記録保存されている。これらは戦災焼失以前の旧国宝建造物の姿を知る上での貴重な資料となっている。 ・古写真 14 代藩主徳川慶勝は、独自の薬剤調合による湿式ガラス板写真技術を会得し、その技術を駆使してさまざまなものを撮影した。この中には名古屋城の建物群、二之丸庭園、下御深井御庭などがあり、幕末から明治初期にかけての名古屋城の姿を写している。 「ガラス乾板写真」は昭和 15 年（1930）から翌年（1931）にかけて名古屋市が城内旧国宝建造物 24 棟を撮影したものである。



重要文化財 旧本丸御殿障壁画 竹林豹虎図（襖絵、玄関一之間東側）



重要文化財 旧本丸御殿障壁画 帝鑑図〔明弁詐書〕（襖絵、上洛殿一之間北側）



写真 旧本丸御殿 釘隠（焼損金具）



写真 旧本丸御殿 欄間彫刻破片

(10) 周辺地域

特別史跡名古屋城跡の周辺地域を、「名古屋城跡に近接する周辺地域」及び「歴史的関連性を有する広域の周辺地域」に分類し、各諸要素の概要を以下に示す。

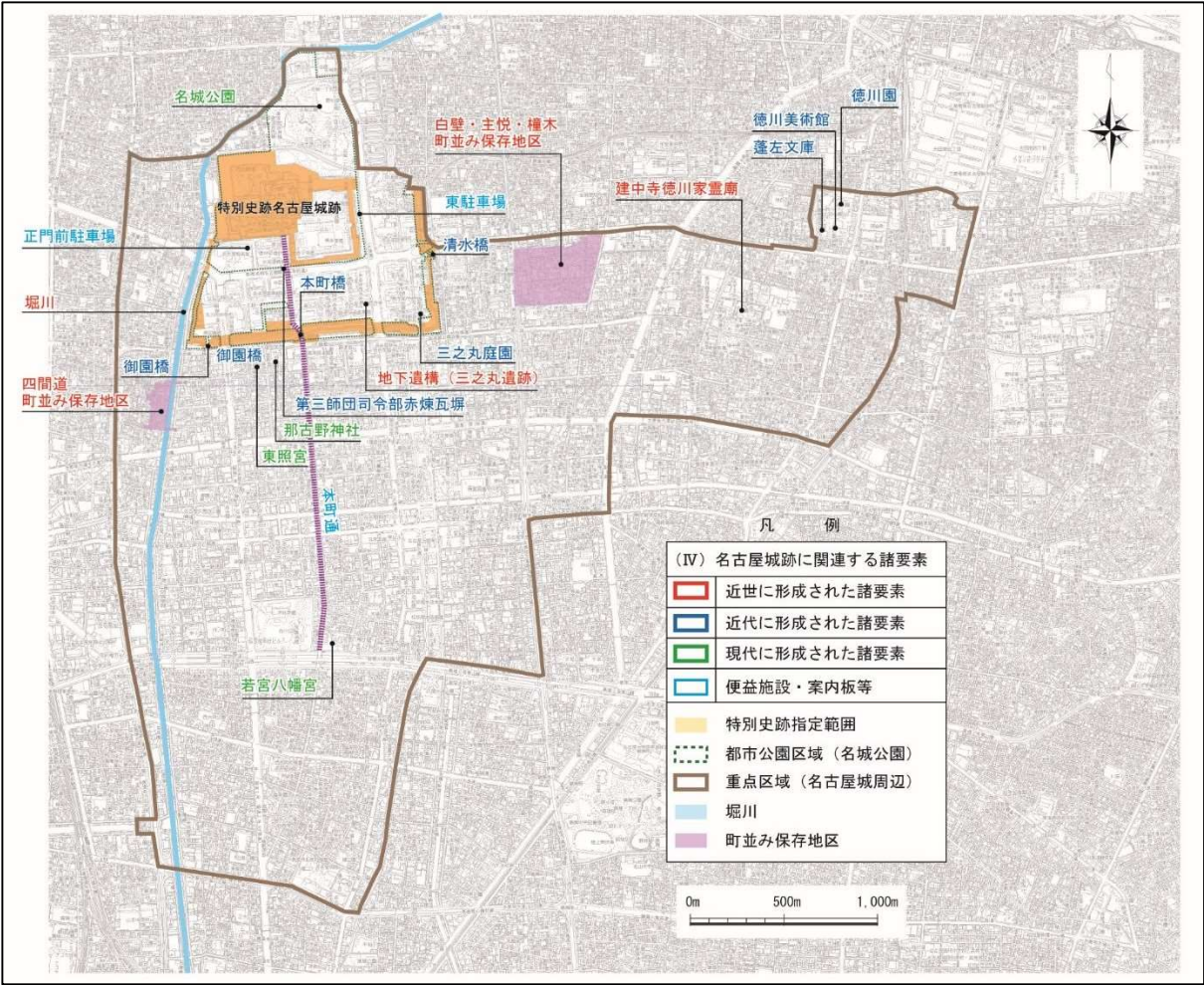


図 周辺地域の諸要素 位置図

表 周辺地域における各諸要素の概要

名称		概要
(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素	特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域	
	地下遺構 (名古屋城三の丸遺跡)	・発掘調査により発見された三之丸曲輪内の遺構 ・武家屋敷跡、溝、井戸、土杭、柱穴、排水施設跡等の遺構が発見されている。
	三之丸庭園	・明治 14 年(1881)に、旧名古屋城二之丸庭園の一部、東南中央の溪流の庭を、原形のまま偕行社(現在名古屋市公館となっている地)にあった陸軍の将校クラブの前庭地内に移築したと伝えられている。
	橋	・明治 42 年(1909)に瀬戸電気鉄道の敷設整備により、各土橋が開削除去され、土橋に代わって架設された跨線橋。
(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素	名城公園北園	・かつて寛永 11 年(1634)三代将軍家光の上洛時に作庭されたと考えられている下御深井御庭が広がり、明治期に陸軍の練兵場となった地である。 ・下御深井御庭には蓮池と称する大きな池があり、その周辺や北方には大小の丘や池が散在し、御茶屋、御深井丸御薬園と呼ばれた薬草園などがあった。 ・名城公園としては、昭和 6 年(1931)に開園、昭和 22 年(1947)に都市計画決定され、昭和 31 年(1956)に都市公園として設置された。 ・現在は、テニスコートや野球場などのスポーツ施設があり、市民等に利用されている。 ・特別史跡指定地を含めて都市公園(総合公園)となっており、全体面積は 80.41ha。
	御園橋	・明治 42 年(1909)に瀬戸電気鉄道の敷設整備により、各土橋が開削除去され、土橋に代わって架設された跨線橋。
	本町橋	・明治 42 年(1909)に瀬戸電気鉄道の敷設整備により、各土橋が開削除去され、土橋に代わって架設された跨線橋。
	清水橋	・明治 42 年(1909)に瀬戸電気鉄道の敷設整備により、各土橋が開削除去され、土橋に代わって架設された跨線橋。

名称		概要
(V) 名古屋城に関連する諸要素	特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域	便益施設 正門前駐車場 ・有料駐車場 ・普通車 319 台、大型車 28 台 ・大型車用駐車場には観光バスの利用が多くみられる。 便益施設 二の丸東駐車場 ・有料駐車場 ・普通車 123 台 ・主に東門券売所からの入退場者に利用されている。 第三師団司令部赤煉瓦塀 ・明治 20 年(1887)に三之丸天王社跡に建設された第三師団司令部の建物の塀であり、一部が現存している。
		建中寺 徳川家霊廟 ・慶安 4 年(1651)尾張藩の二代目藩主徳川光友が父義直を弔うために創建。霊廟は、元禄 11 年(1698)に霊仙院(2 代藩主光友の生母)、泰心院(3 代藩主綱誠)、瑞竜院(2 代藩主光友)の霊屋を建てたが、天明 5 年(1785)の大火により諸堂を焼失した。 ・現存する霊廟は、天明 7 年(1787)の再建であり、本殿、相の間、拝殿で構成される「権現造」の本殿と唐門、透塀からなっている。 ・昭和 35 年(1960)に愛知県指定有形文化財(建造物)に指定されている。
		たけなげし 竹長押茶屋 ・江戸時代後期に下御深井御庭の中央の池南端に建てられた御茶屋であり、長押や鴨居に大竹が用いられたことから名付けられ、非常時の藩主の避難先としても利用できるよう工夫されていた。 ・明治 5 年(1872)に当時筏川の船着場であった場所(現在の愛知県弥富市)に一部が移築された。 ・昭和 51 年(1976)に弥富市指定有形文化財に指定されている。
	歴史的関連性を有する広域の周辺地域	ふうしん 風信 ・かつて二之丸庭園に建てられていた御茶屋であり、10 代藩主斉朝による文政期の二之丸庭園大改修の際に建てられたと考えられるが、明治 2 年(1869)に現在の名古屋市西区児玉に移築された。 ・昭和 48 年(1973)名古屋市指定有形文化財(建造物)に指定されている。
		堀川 ・慶長 15 年(1610)頃、築城とともに名古屋城西の市下から熱田まで福島正則により開削され、城下町へ生活物資の運搬水路として重要な役割を果たした。 ・現在でも堀川沿いの四間道には蔵などの歴史的景観が残っている。 ・平成 24 年(2012)には、『堀川まちづくり構想』が策定され、民産学官の協働により、堀川に賑わいを創出し魅力発信するまちづくりの指針を示している。 ・治水対策区間延長 10.3km
		徳川園 ・元禄 8 年(1695)2 代藩主光友が自らの隠居所として造営した尾張徳川家大曾根邸跡地内に築造された池泉廻遊式の大名庭園である。 ・明治 22 年(1889)から尾張徳川家の邸宅となっていたが、昭和 6 年(1931)に 19 代当主義親が邸宅と庭園を名古屋市に寄付した。 ・昭和 7 年(1932)には、「徳川園」として整備し一般公開されたが、戦災によりほとんどの建物や樹林が焼失した。 ・戦後、都市公園として改修し、平成 13 年(2001)から日本庭園として再整備を行い、平成 16 年(2004)に開園した。 ・黒門及び門に連続する脇長屋と塀、釣瓶井戸、蘇山荘など 5 棟が平成 26 年(2014)に国登録有形文化財に指定されている。
		蓬左文庫 ・尾張徳川家大曾根邸跡地内にあり、尾張徳川家の旧蔵書を中心に和漢の優れた古典籍を所蔵する公開文庫である。尾張徳川家 19 代当主義親は江戸時代以来の尾張徳川家の蔵書に対し、蓬左城(名古屋城の別称)内にあった書物を伝える文庫という意味を込めて「蓬左文庫」と名付けた。 ・昭和 10 年(1935)東京目白の邸内に開館し、第二次世界大戦により休館となったが、昭和 25 年(1950)に名古屋市に移管、翌年には一般公開となった。 ・旧書庫(エントランスホール)は平成 26 年(2014)に国登録有形文化財(建造物)に指定されている。
		徳川美術館 ・尾張徳川家大曾根邸跡地内にあり、尾張徳川家に伝えられた重宝(大名道具)を収蔵する美術館である。徳川家康の遺品をはじめ初代藩主義直以降の歴代当主やその家族らの遺愛品を中心におよそ 1 万点余りを収蔵している。 ・19 代当主徳川義親によって昭和 6 年(1931)設立された公益財団法人「徳川黎明会」が運営する私立美術館で、昭和 10 年(1935)に開館した。 ・昭和 10 年(1935)に完成した当時の本館及び南収蔵庫などを含め 5 棟が平成 9 年(1997)に国登録有形文化財(建造物)に指定されている。

名称		概要
(V) 名古屋城に関連する諸要素	町並み保存地区	白壁・主税・榑木地区 ・名古屋市町並み保存要綱に基づき、指定された町並み保存地区。 ・江戸時代以来の武家屋敷跡の地割を良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ町並みを形成している。 ・約 14.3ha
		しけみち四間道地区 ・名古屋市町並み保存要綱に基づき、指定された町並み保存地区。 ・慶長 15 年（1610）に始まった清須越 ^{きよすごし} にとまってつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残している。 ・約 2.8ha
	案内板、説明板	本町城下町歴史案内板等 ・本町城下町歴史案内板整備事業として、平成 26 年（2014）から平成 30 年度（2018）までの間、施工を行う計画であり、本丸御殿の復元・公開にあわせて実施されている。 ・整備内容は、祭りや旧町名等の歴史案内板の設置、山車の模型設置、スマートフォンと連携した情報提供、本町門から名古屋城までのアプローチ整備などを行う予定である。
	寺社	東照宮 ・元和 5 年（1619）三之丸に創建され、明治 8 年（1875）には元の藩校明倫堂の跡地である現在地に移したが、第二次世界大戦で焼失した。現在の本殿は、慶安 4 年（1651）に義直の正室・高原院の霊廟として建てられたもので、昭和 28 年（1953）に建中寺から移築されたものである。 ・本殿、唐門、透塀が昭和 35 年（1960）に愛知県指定文化財となっている。 ・東照宮祭のはじまりには諸説があるが、徳川家康の九男で初代尾張藩主徳川義直が、元和 4 年（1618）4 月 17 日に、家康の三回忌の法事執行とともに祭礼を始めたとされている。江戸時代では毎年 4 月 15・16・17 日の 3 日間行われ、山車が特徴であった。明治維新後に中止されたが、明治 14 年（1881）から再開された。
	寺社	那古野神社 ・名古屋城築城以前から築城予定地に鎮座していたが、築城の際に三之丸に取り込まれ、城郭擁護の鎮守、城下町の産土 ^{うぶすな} の神として崇敬された。 ・延喜 11 年（911）の創建で、天文元年（1532）に那古野合戦の兵火で焼失したが、天文 8 年（1539）に織田信秀によって再建された。 ・明治 9 年（1876）には元の藩校の明倫堂跡地に遷座したが、社殿は戦災により焼失し、現在の本殿は昭和 29 年（1954）に再建されたものである。 ・名古屋城築城以後は、三之丸天王社ともいわれ、明治維新後「須佐之男社」と改め、明治 32 年（1899）に那古野神社へ改称された。 ・三之丸天王祭は、名古屋城築城以前から行われている祭礼で、濃尾平野一帯に分布する中世以来の伝統を有する山車「車楽」が出されるのが特徴であった。 ・夏に流行する疾病を祓うために行われる祭りのひとつで、若宮祭りと同日に行われていた。
		若宮八幡宮 ・名古屋城築城以前から築城予定地に鎮座していたが、築城の際に現在の地に遷座し、城下の総鎮守として崇敬された。 ・社伝によれば文武天皇の時（697～707）創建で、戦災で焼失した後、昭和 32 年（1957）に再建された。 ・若宮八幡社周辺で行われる祭礼で、『尾張年中行事絵抄』に獅子、山車、警固と祭礼行列を組んで三之丸天王社へ渡御されていた様子が描かれている。

第4章

現状・課題の整理

- 4-1 保存における現状・課題
- 4-2 活用における現状・課題
- 4-3 整備における現状・課題
- 4-4 運営・体制における現状・課題

4-1 保存における現状・課題

4-1-1 保存事業

名古屋城には往時の姿を伝える石垣や建造物等の遺構が多く残っており、現在でもその姿を見ることができる。これらの遺構の多くは、度重なる災害や戦災などにより、多大な被害を受けたが、適宜保存修復（一部移築含む）等が施され、現在に至っている。

ここでは、これらの保存修復事業とそれに伴う調査研究を保存事業と定義し、現状の整理と課題の抽出を行うものとする。

4-1-2 各地区の保存管理状況

「3-2-4」にて整理した地区区分ごとの主な諸要素について、それぞれの保存管理状況を整理する。

(1) 本丸

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	曲輪	本丸	・ 大部分が旧状を維持している。
		本丸大手馬出	・ 西面の地上部の石垣が解体され堀が埋め立てられるとともに、出入口内側の石垣は東西ともに解体されている。 ・ 馬出の内側周囲に築かれていた雁木が、近代以降に失われ土塁となっている。
		本丸搦手馬出	・ 大部分が旧状を維持している。
	虎口	本丸表門枳形	・ 一之門戦災焼失、二之門現存 ・ 枳形が現存している。
		本丸東門枳形跡	・ 一之門戦災焼失 ・ 二之門戦災焼失、昭和 47 年（1972）に旧二之丸東二之門を移築 ・ 枳形が現存している。
		もとおつきや 元御春屋門枳形跡	・ 門は撤去 ・ 虎口の形態が現存している。
		不明門枳形	・ 戦災焼失、昭和 53 年（1978）に復元 ・ 枳形が現存している。

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣
		土塁
		内堀
		地下遺構
		東南隅櫓 ＜重要文化財＞
	建造物等	西南隅櫓 ＜重要文化財＞
		本丸表二之門 ＜重要文化財＞
		旧二之丸東二之門 (本丸東二之門跡) ＜重要文化財＞
		井戸
	(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物
		不明門

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	・昭和 60 年（1985）に小天守閣 2 階、3 階収蔵庫の全面改修整備を行い、専用棚の配置、24 時間対応の空調設備、ハロン消火設備、警備機器を導入した。 ・平成 2 年（1990）に大天守閣に美術品専用展示ケースが導入された。 ・平成 9 年（1997）にエレベーター棟を増築した。 ・平成 22 年度（2010）に実施した耐震診断では現行の耐震基準を満たさず「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い」との結果が出ている。 ・コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している。
	天守閣	
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	・上記の近世：石垣にて整理
	地下遺構	・離宮期の高等官便所跡：建物基礎が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素	井戸	・本丸御殿北井戸：損傷はみられない。
	便益・休憩施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
	管理施設	
	案内・説明板	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理
	植栽	
	動物	・シカ 2 頭

(2) 二之丸(北)（有料区域）

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近代	・昭和 50 年代に新たに築かれた土塁により、南北が隔てられている。 ・西面の二之丸大手二之門の門内部の両側に近代以降には築かれていた雁木が近代以降に失われている。また、東面の東二之門枅形の西側石垣は昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。 ・南面を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。
		・二之丸は、名古屋城の中心部で最も広く、本丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、曲輪の東面から南面と西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。北面には土塁はなく、石垣の上部に堀が築かれていた。また、西面の北部も土塁はなく、本丸に面していた。 ・二之丸へは西面と東面に門が設けられ、石垣で囲まれる枅形となっている。西側の二之丸大手二之門の門内部の両側には、近代以降には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。東側の東二之門枅形の西側石垣は、昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去され、失われている。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。 ・二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。 ・二之丸の石垣については、東門枅形部分で濃尾地震の被害や平成に入ってから崩落等で積み直しが行われている。その他にも詳細な時期は不明であるが、南面や大手枅形等において近代以降の積み直し痕跡が確認できる。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		・霜傑跡：基礎遺構を表示している ・南池跡：露出展示している ・北暗渠跡：露出展示している ・二之丸庭園に関わる以下の地下遺構が確認されている。 ・御茶屋跡：多春園の三和土・礎石列跡・飛石列、山下御席の三和土、余芳の三和土 ・園路跡：栄螺山の平坦面、二子山の飛石列、権現山の飛石群 ・建物基礎跡：御文庫の基礎、権現山の鳥居基礎、外縁の堀の礎石と考えられる石列 ・社跡：権現山の社基壇 2 箇所、切石による区画状遺構 ・池跡：北園池周辺の橋台と橋脚の礎石、権現山東の三和土
		・二之丸庭園に関わる以下の地下遺構が確認されている。 ・御茶屋跡：多春園の三和土・礎石列跡・飛石列、山下御席の三和土、余芳の三和土 ・園路跡：栄螺山の平坦面、二子山の飛石列、権現山の飛石群 ・建物基礎跡：御文庫の基礎、権現山の鳥居基礎、外縁の堀の礎石と考えられる石列 ・社跡：権現山の社基壇 2 箇所、切石による区画状遺構 ・池跡：北園池周辺の橋台と橋脚の礎石、権現山東の三和土

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	二之丸庭園	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』において、主な 7 つの構成要素（地割・地形、石組、水系、植栽、構造物、建造物、その他）ごとに課題を整理し、地区区分ごとの保存管理方針や、庭園全体の現状変更等の取扱方針を定めている。この保存管理計画書に基づき、保存管理を実施していく必要がある。 ※保存事業の履歴は次表にてまとめた
		建造物等 なんぼんねりべい 南蛮練塀	- 練塀上部の大半は崩壊し、わずかに底部を残しているが、ところどころ崩れて断続的な状態で、一部内側に倒れこんでいる。 - 周辺では雑草や蔦類の繁茂がみられ、根や茎の侵入による亀裂の進行や、練塀北面、上面、南面上部は菌類・コケ植物の繁殖が原因と推定される劣化がみられる。 - 亀裂の発生または既存の亀裂拡大抑制に対して効果的な措置を行う必要がある。
		井戸	・二之丸庭園南西井戸：損傷はみられない。
		うづみ 埋 門跡	・石垣上に門跡が現存している。 ・現在に至るまで、修復などの記録が残っていない。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	地下遺構	・撤去された陸軍期の兵舎のレンガ基礎等が確認されている。
(Ⅳ) その他の諸要素	現代	土塁	・上記の近世：石垣にて整理
		便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	
		二之丸広場	・入口部や中央部に裸地がみられる。
		石碑など	・劣化、破損はみられない。
		植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理 ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき植栽管理を行っている。

二之丸庭園の保存事業の履歴

	和暦	西暦	事項
築城期～戦前	慶長 19 年	1614 年	旧南御庭の完成（御宿館の庭か）
	元和 3 年	1617 年	二之丸御殿の完成
	寛永 5 年	1628 年	「中御座之間北御庭」完成か
	慶安 4 年	1651 年	二代藩主光友が庭園の改修に着手
	(不明)		四達堂周辺の改修（渡り廊下の撤去など）
	寛文 4 年	1664 年	権現山に「熊野社」「愛宕社」を勧請
	文化 10 年	1813 年	十代藩主斉朝が庭園の改修に着手か
	文政 5 年	1822 年	旧南御庭の除却（能舞台を移設し蒔石の庭に）
	文政 6 年	1823 年	この頃に「御城御庭絵図」の姿が完成か
	明治 6 年	1873 年	この頃に前庭を作庭（吉田紹和か）
	昭和 12 年	1937 年	重森三玲による実測調査
戦後～現在	昭和 23 年	1948 年	二之丸の旧兵舎が名古屋大学校舎として利用開始され、翌年（1949）から名古屋学生会館としても利用開始
	昭和 28 年	1953 年	北御庭の一部と前庭が名勝に指定（3 月 31 日） 北御庭園池底の改修（～昭和 30 年）
	昭和 40 年	1965 年	名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定される
	昭和 41 年	1966 年	二之丸庭園の整備（東入口・境界庭園など）
	昭和 42 年	1967 年	名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開

	和暦	西暦	事項
戦後／現在	昭和 43 年	1968 年	外縁西部の牡丹花壇の整備
	昭和 44 年	1969 年	二の丸茶亭の竣工
	昭和 48 年	1973 年	旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）の焼失
	昭和 49 年	1974 年	旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）の焼失 →大蔵省から名古屋市が二之丸(北)の名勝指定範囲以外の無償貸付を受ける
	昭和 50 年	1975 年	東庭園、南池の試掘調査
	昭和 51 年	1976 年	東庭園、南池の発掘調査
	昭和 53 年	1978 年	発掘調査の結果に基づき、遺構の展示を含めた東庭園の整備
	昭和 54 年	1979 年	東入口を現在の東門券売所に移設 二之丸東庭園の開園
	昭和 55 年	1980 年	東庭園に休憩施設「望鯨亭」の建設
	平成 25 年	2013 年	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』の策定 笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)の修復
	平成 26 年	2014 年	権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)の修復
	平成 27 年	2015 年	北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)の修復
	平成 28 年	2016 年	北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)の修復
	平成 30 年	2018 年	二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定される

※平成 25 年以降の修復整備については、施工年度を掲載

(3) 二之丸(南)（無料区域）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	二之丸 ・ (2) 二之丸(北) (有料区域) にて整理
		虎口	二之丸大手門 枅形 ・ 一之門撤去、二之門現存 ・ 枅形が現存している。
			二之丸東門枅 形跡 ・ 一之門撤去 ・ 二之門は昭和 38 年 (1963) 解体、昭和 47 年 (1972) 本丸東二之門跡へ移築 ・ 枅形は現存しているが、一之門跡西側部分が昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴う園路拡張のために 9m分を取り壊している。
		石垣	・ (2) 二之丸(北) (有料区域) にて整理
		土塁	
		二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞	・ 両脇に取り付いていた土塀は失われている。 ・ 平成 26 年 (2014) 3 月に耐震診断調査を行い、構造性能の目標とした「復旧可能水準」を十分に満足し、大地震時にも倒壊しない「安全確保水準」相当の耐震性を有していると診断された。 ・ 鳥 喰 瓦の落下、軸部、漆喰塗、造作、金具等に経年による破損がみられ、中でも漆喰塗の剥落が深刻であったことから、平成 29 年度 (2017) に棟帯漆喰のやり替え、門本体の破風板廻りの漆喰補修、化粧直しを行っている。
(Ⅳ) その他の諸要素	便益・休憩施設		・ 4-2-2 諸施設にて整理
	案内・説明板		
	その他施設	愛知県体育館	・ かつて、向 屋敷と称され馬場や弓場、それらを見物する建物等があったが、明治期には取り壊され、兵舎が建設された。昭和 23 年 (1948) には旧兵舎が名古屋大学の校舎として利用され始めたが、昭和 38 年 (1963) には名古屋大学が城外に移転し、愛知県体育館が建設された。 ・ 愛知県体育館は、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設であり、特別史跡指定地外への移転が必要である。
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(4) 西之丸

名称			保存管理の現状・課題	
Ⅰ 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	西之丸	・ 南西部の榎多門枅形跡は、明治期に名古屋城築城以来の榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられている。
		虎口	榎多門枅形跡	・ 榎多冠木門は陸軍期に撤去されたと考えられる。榎多門は明治 24 年（1891）の濃尾地震によって大破したため、旧江戸城蓮池門を移築した。その際蓮池門の桁行が長かったため、枅形北側の石垣を改変した。
		石垣		・ 西之丸は、本丸・御深井丸・三之丸と繋がる曲輪である。周囲には堀と石垣が巡るが、西面と北面は水堀に面し、南面は空堀である。南面に位置する空堀は、本丸と二之丸の空堀が両面ともに石垣で築かれているのに対し、三之丸側の面は土塁となっている。曲輪の南面から西面の南部にかけては曲輪内面に土塁が巡る。西面の北部及び北面には土塁はなく、石垣の上部に塀が築かれていた。
		土塁		・ 西之丸の南西部には正門（榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枅形となっている。この枅形は、明治期に名古屋城築城以来の榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態からは改変を受けている。 ・ 西之丸の石垣については、濃尾地震により榎多門の土橋の西側などが崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		地下遺構		・ 既往の発掘調査において北部に位置した米蔵跡に関する地下遺構は確認することができなかった。
		名古屋城のカヤ ＜天然記念物＞		・ 平成 22 年度（2010）に『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』が策定され、概況調査、生育状況の調査、幹の腐朽調査、支柱現況調査などが行われ、結果分析をした上で改善策を示している。 ・ 平成 23 年度（2011）に上記の調査報告書を踏まえ、地下部調査として、根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験を行うとともに、周辺環境調査や幹・枝の腐朽状況を調査し、生育基盤改良法等保護育成するための検討を行っている（『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』より）。 ・ 調査の結果、根の区域がロープ柵内の狭い範囲に限られていることや、樹木の広範囲にわたり腐朽が進行していることが明らかとなった。そのため、平成 25 年（2013）土壌改良を行い、平成 26 年（2014）には土壌改良のうえロープ柵の区域を広げ、生育環境の改善に努めた結果、樹勢の回復がみられている。 ・ 幹・枝の腐朽などが確認されているため、『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を実施していく必要がある。
Ⅱ 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門 （榎多門）	・ 明治 43 年（1910）に旧江戸城蓮池門を移築したが戦災で焼失したため、昭和 34 年（1959）に天守とともに再建された。 ・ 昭和 34 年（1959）の再建以降、修復は行われていない。 ・ 特に目立った腐朽、劣化等は確認できないが、今後、経過観察を行う必要がある。	
Ⅲ 歴史的経緯を示す諸要素	近代	石垣	・ 上記の近世：石垣にて整理	
		地下遺構	・ 陸軍期の営倉跡：建物基礎等が確認されている。 ・ 宮内省官舎跡：建物跡の一部が確認されている。	
Ⅳ その他の諸要素	井戸	・ 西之丸北部井戸：桶枠に劣化がみられる。		
	便益・休憩施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理		
	管理施設			
	案内・説明板			
	石碑など	・ 劣化、破損はみられない。		
植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理			

(5) 御深井丸

名称			保存管理の現状・課題	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	御深井丸	・ 大部分が旧状を維持している。
			塩蔵構	・ 大部分が旧状を維持している。
		虎口	塩蔵門枅形跡	・ 門は撤去。枅形が現存している。
			すかし透 門枅形跡	・ 門は撤去。土塁が改変されているが、現存している。
		石垣		・ 御深井丸は、本丸・西之丸に繋がる曲輪である。周囲には水堀と石垣が巡る。透 門部分は土塁が築かれている。曲輪東部に位置する塩蔵構の西端は石垣で囲まれる。また、西之丸と接する西部の南面の曲輪内面に土塁が巡る。
		土塁		・ 御深井丸の石垣については、濃尾地震や大雨などにより北面石垣の一部が崩落し、積み直しが行われている。 ※石垣の保存事業の履歴は(9) 指定地全体にてまとめた。
		建造物等	西北隅櫓 ＜重要文化財＞	・ 昭和 37 年(1962) から昭和 39 年(1964) にかけて解体修理を行った。その際、他の建築古材の一部が用いられていることと、元和 5 年(1619) 頃に造営されたこと、さらに享和 2 年(1802) と大正 5 年(1916) に修理が施されていたことが明らかとなった。 ・ 昭和 63 年(1988) に屋根葺替部分修理を行った。 ・ 屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
				井戸
		天守礎石		・ 昭和 34 年(1959) の天守の再建にともない、現位置に移設されて以降、修復等はされず除草等の維持管理を行っている状況である。
(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞		・ 明治初期に建てられて以降、修復などの履歴は確認できていない。 ・ 壁面の劣化や汚損、基礎のひび割れ等が見られる。
(Ⅳ) その他の諸要素	茶席	さるめんぼうがく 猿面望嶽茶席		・ 昭和 57 年度(1982) 屋根の葺替えを行った(猿面茶席のみ)。 ・ 屋根の損傷がみられる。
		ゆういん 又隠茶席		・ 屋根の損傷がみられる。
		書院		・ 昭和 24 年(1949) に建てられて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。
		織部堂		・ 昭和 30 年(1955) に城内に移築されて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・ 屋根の損傷がみられる。
	石棺式石室		・ 戦後、名古屋城に移動されて以来 40 年余り放置状態となっていたが、愛知県内の文化史研究会の要望を受け保存されることとなった。 ・ 劣化及び損傷はみられない。	
	塔の心柱礎石		・ 劣化及び損傷はみられない。	
	井戸		・ 織部堂西側：損傷はみられない。 ・ 天守礎石近く：損傷はみられない。	
	展示施設	御深井丸 展示館		・ 4-2-2 諸施設にて整理
		木材加工場、 原寸場		・ ※平成 29 年 12 月 28 日をもって見学終了しており、解体・撤去予定である。
	便益・休憩施設		・ 4-2-2 諸施設にて整理	
	管理施設	資材置場		
	案内・説明板			
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理	

(6) 外堀（空堀）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸にて整理
		堀（空堀）	
(Ⅳ) その他の諸要素	案内・説明板		・ 4-2-2 諸施設にて整理
	植栽		・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(7) 外堀（水堀）

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・ (1) 本丸～ (5) 御深井丸にて整理
	堀（水堀）	・ 昭和 56 年度（1981）から工業用水の導入が開始され、平成 11 年度（1999）の大幅な日量の増加による水質浄化対策が行われてから現在に至るまでの水質の状態は、ほぼ一定となっている。しかし、浮遊物質量、透明度等は、目標値に達しておらず、今後の浄化対策の検討が必要である。 ・ 本市環境局なごや生物多様性センターが実施している名古屋城の水堀に生息する水辺の生きものを把握する一環の中で、外来種の生息を調査しており、ブルーギル、オオクチバス、ミシシippアカミミガメなどが確認されている。外来種は在来種の生息場所を奪い、その生態系に影響を与えるため駆除に努める必要がある。
(Ⅳ) その他の諸要素	便益施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
	案内・説明板	
	植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理
	動物	・ ハクチョウ ・ 水堀に生息する外来種などにより、在来種の減少等がみられる。

(8) 三之丸外堀

名称				保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	曲輪	三之丸	・ みその 御園門枳形跡の石垣は比較的良好に残存するものの南側部分は失われている。 ・ はばした 巾下門、本町門、東門については枳形としての姿を失っている部分が多い。 ・ 清水門枳形を含めた東北面の土塁はほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の 3 箇所、西面では国道 22 号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている。
				・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は一部現存している。
		虎口	はばした 巾下門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 42 年（1909）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
			みその 御園門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 42 年（1909）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
			本町門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
		東門枳形跡		・ 門は撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地転用にされるにあたり撤去されたが、一部現存している。

名称		保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣 ・三之丸は、周囲には土塁と空堀が巡り、西に巾下門、南に西から御園門、本町門、東に東門、北に清水門の5つの門が設けられていた。三之丸では、5つの門部分のみに石垣が築かれ、枡形を形成していた。その他の部分は内外面ともに土塁が築かれた。 ・三之丸の石垣及び土塁、堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多く、清水門については門の痕跡は全て失われてしまっている。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、堀内に名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。 ・土塁についても北面のほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が破壊されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分では、近代に陸軍の射撃演習場として使用された際に土塁が盛り足されている状況である。 ・堀については巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。 ※石垣の保存事業の履歴は(9)指定地全体にてまとめた。
	近代	土塁 ・上記の近世：土塁にて整理
	(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素	
(Ⅳ) その他の諸要素	名古屋鉄道瀬戸線跡	・本町橋の西側は市内で唯一の明治の煉瓦アーチが残っている。 ・大津橋の南側に大津町駅跡のホームへ降りる階段がそのまま残っている。
	愛知縣護国神社	・現時点では地下遺構等は確認できていない。
	案内・説明板	・4-2-2 諸施設にて整理
	植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(9) 指定地全体

■石垣

名古屋城の石垣は、本丸・二之丸・西之丸・御深井丸を中心として築かれており、三之丸を含む城全体での総延長は約8.2kmである。高さは、天守台以外の部分が5.0m～13.0m、天守台が東側で約12.5m、西側と北側で約20.0mである。

石垣は、徳川家康の命の下、西国を中心とした20大名による公儀普請によって築かれた。各大名間には石垣を積む技術には差違があったようであり、本丸搦手馬出周辺の石垣調査では堀底に埋まっている部分に技術の違いが見て取れた。

石垣を含む普請は、慶長15年(1610)6月3日より根石置きが始まり、8月には加藤清正が天守台の石垣を完成させ、9月には本丸・二之丸・西之丸・御深井丸の石垣がおおよそ完成し、大名たちが帰国したとの記録が残されている。

石垣に使われている石材の築城期における採石地は、小牧市岩崎山、瀬戸地域、西尾市周辺の三河湾沿岸、岐阜県海津市周辺の養老山系、三重県尾鷲地域が中心と考えられている。石の種類は、岩崎山、尾鷲、瀬戸が花崗岩、三河湾沿岸が花崗閃緑岩、養老山系が砂岩である。近年の調査及び観察からこれらの石材の使用比率に各大名間で違いがある可能性もある。

石垣に使われている石には様々な印が刻まれている。これらは、刻印または刻紋と呼ばれ、石垣を築くことを命じられた諸大名が、自分の運んだ石を他大名の石と区別するために刻んだとみられる。石垣を築くにあたって諸大名は掟を定めており、その中には、他藩との喧嘩を禁止する

項目もあることから、刻印は石の所有争いで起こるトラブルを未然に防ぐ意味があった可能性がある。石垣石材には刻印のほかにも石を割る際に刻まれた「矢穴」や、修復整備の際には墨書も確認されている。

石垣は地盤や背面の状況などにより積み直しなどの維持管理が必要になることがある。名古屋城でも築城以降、江戸時代から現代まで継続して各時期に積み直しが行われている。江戸時代の代表的な修復例は、宝暦年間に行われた天守を引き上げて行った天守台の積み直しである。明治以降も、当時の管理者である陸軍や宮内省によって石垣の修復整備が行われたが、記録が少なく、不明な部分も多い状況である。

昭和 45 年（1970）に豪雨によって石垣が崩落したことを契機として、以後継続して石垣修復整備を行っている。名古屋市が行っている石垣修復の位置は、戦災による焼石の交換に関わるものを除くと、縄張りの北側に偏る傾向がある。濃尾地震の際の石垣被害の記録でも、崩落や孕みは、台地の縁辺に近い北側と西側に多く見られることから、低地に面した北側と西側は地盤などに石垣の構築上、他に比べて不安定化しやすい要素があることも想定される。

平成 14 年度（2002）より修復整備を進めている本丸搦手馬出周辺の石垣では、解体に伴って行った発掘等の調査から新たな知見が得られた。

文献としては、江戸幕府から尾張藩に対して、本丸東北角の崩れた石垣の修復を許可する、天和 2 年（1682）の史料が残されており、史料中の本丸東北の角の石垣が本丸搦手馬出周辺の石垣にあたると考えられる。本丸搦手馬出周辺の石垣では、北面と東面に布積部分と乱積部分があることが観察され、布積部分は北東角を挟んで北面と東面に広がっている。この積み方の違いが、築城期の石垣（乱積）と天和二年の積み直し（布積）に対応する可能性が高いと考えられ、背面の盛土でも同様な位置で土の違いが確認されている。

石垣の根石の下に敷かれている土台木（胴木）については、敷設された部分と敷設されない部分があるとともに、敷設された部分についてもその高さに違いが認められた。また、根石の高さについても違いがある状況が確認され、これら土台木の有無や根石の高さの違いは、各大名の担当箇所と対応する可能性が考えられる。

これまでの名古屋城の石垣における調査からは、普請に参加した大名の担当箇所についての資料である町場割図と実際の石垣から、各大名が保有する石垣構築技術が観察できるとともに、慶長 15 年（1610）という定点における各大名間における技術の差異についても検討が可能であると考えられる。

昭和 45 年（1970）以後継続して石垣修復整備を行っているが、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度等を網羅的に把握できていないため、石垣カルテの作成により現況等を把握し、適切に対応する必要がある。

なお、現在、文献、史料などで判明している石垣保存修理事業は、下表の通りである。

表 石垣保存修理事業 履歴

和暦	西暦	事項
慶長 19 年	1614 年	暴風雨のため天守台北東石垣崩壊、福島正則が修復
元和 2～7 年	1616～1621 年	この間に二之丸堀の建造と三之丸の枳形を石垣にする許可が下りる
寛永 7 年	1630 年	雨により崩壊した二之丸石垣修復の許可が下りる
寛文 2～3 年	1662～1663 年	この間に土居を崩しての三之丸水道修復と堀川から三之丸巾下へ堀を築いて取水することの許可が下りる
寛文 5 年	1665 年	破損により、二之丸多門下石垣内側 5 ケ所、外側 7 ケ所の修復許可が下りる
寛文 9 年	1669 年	崩れによる御園門枳形石垣の修復と三之丸北西の水道修復の許可が下りる
寛文 13 年	1673 年	崩れによる二之丸東門（東鉄門）外側南方の堀下の石垣修復許可が下りる
延宝 7 年	1679 年	破損により三之丸南方の土居下の水道を修復
天和 2 年	1682 年	崩れと孕みにより本丸惣構東北隅石垣、三之丸水道の修復許可が下りる
元禄 2 年	1689 年	裏土崩れにより二之丸惣構東方の堀道通石垣と三之丸水道の修復許可が下りる
元禄 7 年	1694 年	崩れによる二之丸西鉄門土橋の石垣修復許可が下りる
元禄 12 年	1699 年	三之丸の水道修復許可が下りる
元禄 15 年	1702 年	三之丸の水道修復許可が下りる

和暦	西暦	事項
元禄 16 年	1703 年	崩れによる二之丸東の石垣と堀の修復許可が下りる
宝永 5 年	1709 年	本丸 3 ケ所、西之丸 1 ケ所、二之丸 11 ケ所の石垣と西之丸の水道修復許可が下りる
享保 5 年	1720 年	三之丸の水道修復許可が下りる
享保 9 年	1724 年	三之丸の水道修復許可が下り、従来の木製の水道から石製の水道に造り替える
享保 12 年	1727 年	孕みと崩れにより本丸 3 ケ所、二之丸 5 ケ所の石垣修復許可が下りる
享保 13 年	1728 年	三之丸の水道修復許可が下りる
寛延 3 年	1750 年	本丸大天守台の沈下し、石垣が根本的に大修理を必要とする程度の孕みが発生
宝暦 2～5 年	1752～ 1755 年	天守台石垣の組み直しとともに大天守の大修理を行う（宝暦年間の大修理）
明治 24 年	1891 年	濃尾大地震により、本丸（内堀含め）17 面、西之丸 15 面、御深井丸 3 面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に 1 箇所地割れが生じる
明治 43 年	1910 年	濃尾大地震により大破した榎多門（櫓門）を撤去し、南面石垣を取壊し、門両側の石垣を積み替え、その跡へ江戸城蓮池門を移築
大正 12 年	1923 年	西南隅櫓と櫓台石垣、宮内省により修復
昭和 27～ 31 年	1952～ 1956 年	戦災後の史跡保存のため大天守・小天守の天守台石垣の修復積替え
昭和 45 年	1970 年	豪雨により深井丸北側の石垣が延長約 32m にわたって崩壊したため補修整備
昭和 50 年	1975 年	塩蔵門跡（東側）石垣修復整備
昭和 51～ 52 年	1976～ 1977 年	不明門跡石垣修復整備
昭和 53～ 54 年	1978～ 1979 年	本丸東一之門跡（東側）石垣修復整備
昭和 55 年	1980 年	元御春屋門跡石垣修復整備
昭和 56 年	1981 年	東南隅櫓南二之丸境石垣修復整備
昭和 57～ 58 年	1982～ 1983 年	本丸表一之門跡（北側）石垣修復整備
昭和 59～ 60 年	1984～ 1985 年	本丸表一之門跡（南側）石垣修復整備
昭和 61～ 63 年	1986～ 1989 年	塩蔵門跡（西側）石垣修復整備
平成元年～ 3 年	1989～ 1991 年	本丸東一之門跡（西側）石垣修復整備
平成 4～5 年	1992～ 1993 年	くるみ林・塩蔵構境石垣修復整備
平成 5 年	1993 年	石垣の状況の変化についての縦断測量及び現況写真による調査
平成 6 年	1994 年	塩蔵構南面石垣修復整備 台風により二之丸東二之門跡北側石垣が崩壊したため修復整備
平成 7～8 年	1995～ 1996 年	二之丸東二之門跡北側・二之丸東面石垣修復整備
平成 9 年	1997 年	塩蔵構南面石垣修復整備
平成 10 年	1998 年	二之丸東一之門跡西面石垣修復整備
平成 11 年	1999 年	二之丸東二之門跡石垣修復整備
平成 12～ 13 年	2000～ 2001 年	不明門北東石垣修復整備
平成 14 年～	2002 年～	本丸搦手馬出周辺石垣修復整備

※昭和 50 年以降の修復整備については、施工年度を掲載

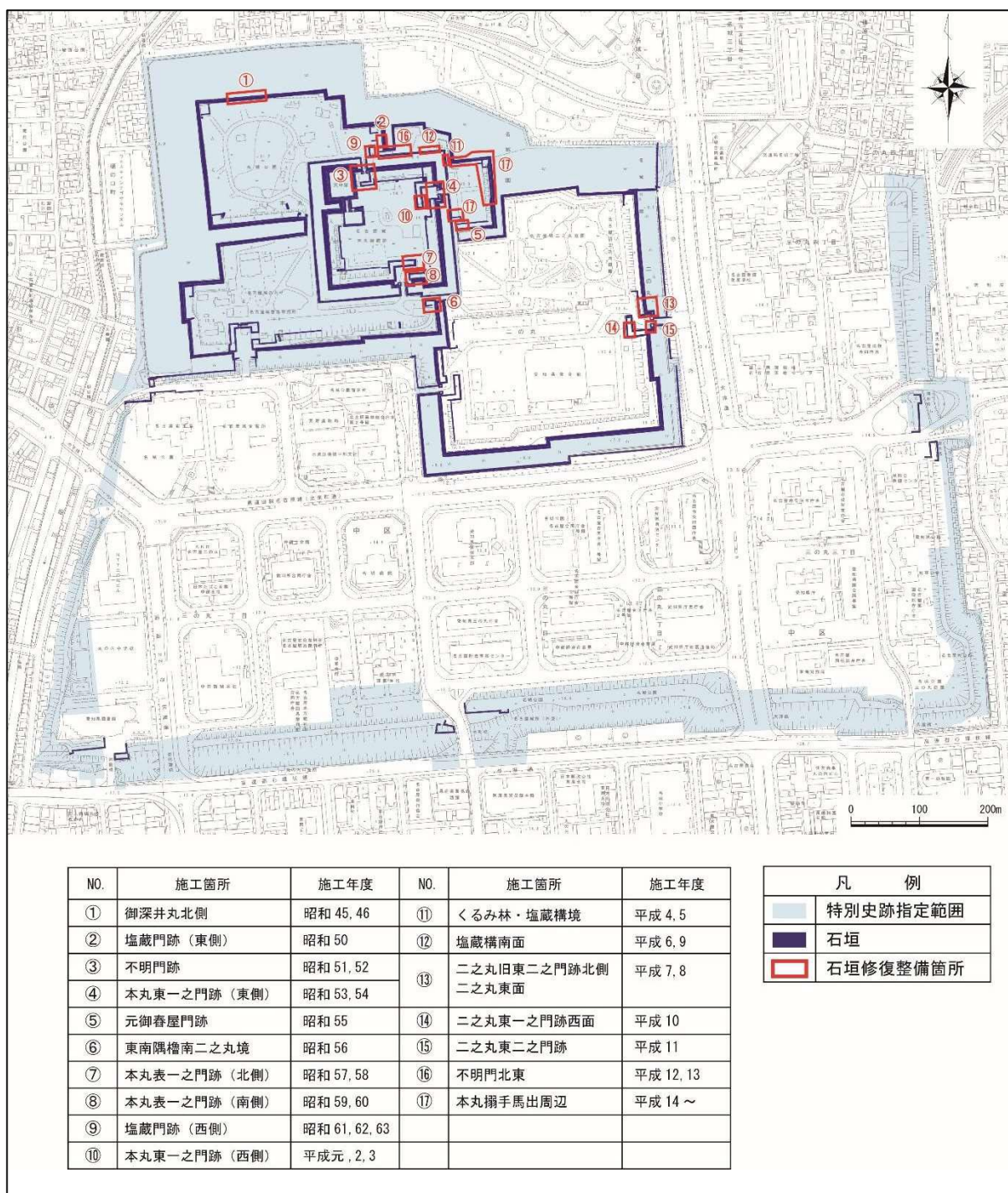


図 石垣修復整備実績（昭和 45 年（1970）以降）



天守台石垣西南面



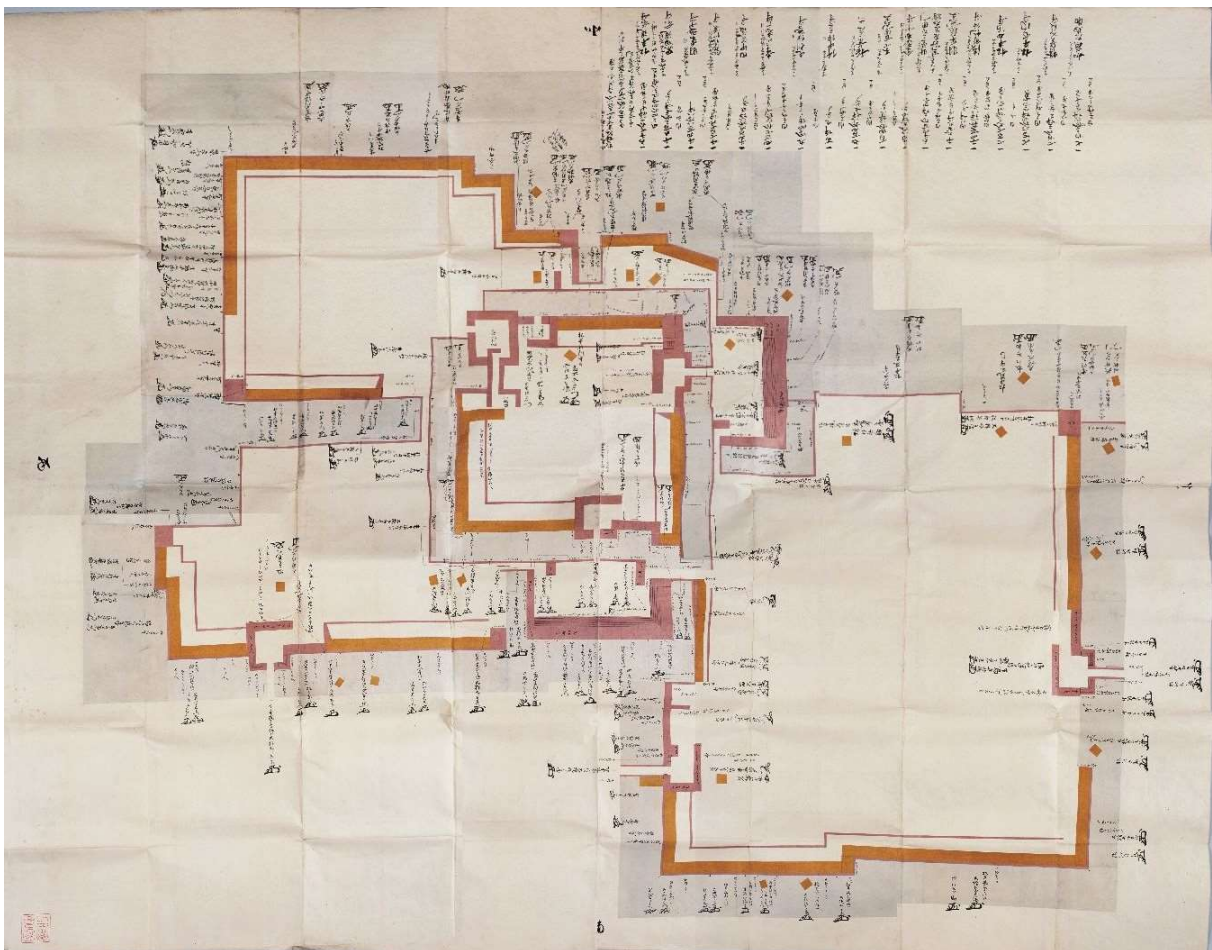
二之丸南面



外堀（水堀）西面



御深井丸北面



「名古屋普請町場請取絵図」
宮内庁宮内公文書館所蔵

（10）その他

名称		保存管理の現状・課題
（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素	補完する諸要素	
	旧本丸御殿障壁画 ＜重要文化財＞	・藩政時代から貴重な美術品とみなされており、襖絵のみならず天井板絵に至るまで修理が施されてきた。 ・明治 24 年（1891）の濃尾大地震後には宮内省によって修復され、明治 26 年（1893）に名古屋離宮となった後も宮内省により定期的に修理された。 ・昭和 5 年（1930）宮内省から名古屋市に下賜され、一般に公開されたが文部省の指導により、離宮期と同じ画家により毎年定期的に点検・修理が施された。 ・太平洋戦争激化に伴い昭和 20 年（1945）3 月には襖絵・杉戸絵が乃木倉庫に、天井板絵は西南隅櫓に移され焼失を免れた。5 月の空襲後は灰宝神社に疎開された。終戦後は昭和 21 年（1946）に西南隅櫓 2 階に搬入された。現在は全点が小天守閣収蔵庫で保存管理している。 ・昭和 25 年（1950）の重要文化財指定後から未指定画面も含めた 366 面の障壁画に、剥落止めなどの修理が行われた。 ・昭和 32～33 年度（1957～1958）、昭和 43～46 年度（1968～1971）には、天井板絵全画面が修理された。 ・昭和 49 年度（1974）には杉戸絵 66 面に剥落防止修理が実施された。 ・昭和 61 年度（1986）から障壁画の修理を開始し、以降継続的に保存修理を行っている。
	金具類	・焼損金具のうち最大のものである花^{はな}熨斗^{しのぶ}形釘隠は、表面のオリジナルの色調は完全に失われ、かろうじて鑿^{たがね}彫りの凸凹が観察できる。 ・蛍光 X 線分析にて、部材や着色法等の分析を行っている。今後検証が必要な事項について、継続して分析調査を行う必要がある。
	旧本丸御殿欄間破片	・適切な温湿度の環境における保存管理が必要である。
	史資料 （絵図、文献、古写真、実測図など）	・絵図、文献、古写真などの史資料は、名古屋市の各施設（名古屋城総合事務所、博物館、秀吉清正記念館、蓬左文庫、鶴舞中央図書館、市政資料館など）、徳川美術館、徳川林政研究所など、複数の機関で収蔵し、保存管理している。 ・適切な温湿度の環境における保存管理が必要である。

4-1-3 植栽管理状況

（1）名古屋城の植栽特性

名古屋城では築城時から現在に至るまで多くの樹木が生育している。これらの樹木の特性を把握し、現状及び課題を整理した。城内の樹木の特性は以下の通りである。

1) 遺構の保存に影響を及ぼしている植栽

石垣上の樹木等は、成長による根の進入と圧迫により積石の孕みや、樹木の倒木に伴う石垣の毀損に繋がる恐れがあるため早期に対策を講じる必要がある。



根が石垣を毀損している樹木
（御深井丸西側鵜の首）

2) 城郭としての歴史的景観を阻害している植栽

城郭としての景観を形成している遺構を被覆している草本類等が遺構の顕在化を妨げているとともに、遺構への眺望を阻害している灌木類や、遠景から天守閣等への眺望を阻害している高木群等が多数見受けられる。城郭としての歴史的景観の向上を図るため、これらの植栽の維持管理方法の検討を行う必要がある。また、歴史的な景観にそぐわない外来種等の取扱いについても検討する必要がある。なお、石垣を被覆している草本類については、毎年数回除去を行っている。



石垣を被覆している草本類
（二之丸埋門付近）

3) 安全性が懸念される植栽

土塁法面に傾いて植わっている樹木や、石垣上から園路や建物上に向かって植わっている樹木がみられ、これらは倒木の折に来場者に被害を与えるなどの危険性がある。また、土塁上等根上りにより通行上の支障等が発生している箇所や、園路舗装を不陸させている樹木もみられることから、来場者への安全性が懸念される植栽への対策を講じる必要がある。



土塁法面に傾斜して植わっているサクラ類
（西之丸南側土塁）

4) 四季を彩る植栽

サクラ類やモミジ類などは四季ごとの特徴的な景観を形成していることから、市民に親しまれている。特にサクラ類は種類・本数とも多く、市内有数の桜の名所としての知名度も高く、市民の愛着も強い。その他ウメ・ボタンなど、四季折々の花を楽しむことができる。



列植されたサクラ類
（西之丸東部）

5) 『金城温古録』等に記録された植栽

『金城温古録』等の文献や絵図から、往時の植生状況を知ることができる。特に『金城温古録』には植栽について多くの記述がある。『金城温古録』における植栽に関する記述を以下のとおり示し、植栽の位置図については資料編に掲載する。

表 『金城温古録』に記録された植栽

地区	樹種名	場所	主な記述内容
本丸	ななかまど七竈	不明門南西	（図より）
	梅	本丸御殿北	（図より）梅林
	松	搦手馬出東土塁	（図より）松ノ並樹アリ
	桜	搦手馬出東土塁	（図より）桜ハ文政二植ル
二之丸（北）	松・榎	東御土塁	御植ものは松なり。下には榎の木多かりし也。
	紅葉	北御庭	高雄の紅葉 北御庭に有。秋に到りて楓葉紅を染む。
	梅	北御庭	難波の梅 老樹一株、北御庭の内に有り。
	萩	埋門南側	（図より）
	杉	権現山	老杉 例の土佐杉と云 森々と生繁りて、
	紅葉	埋門上	網掛の紅葉 埋御門上に楓の大木有り。
二之丸（南）	姫小松	向屋敷矢場芝玉縁上	芝玉縁上に姫小松の並木植れり。
西之丸	榎	正門北側	老樹の榎ありて、御造営以前よりの古木也といふ。
	松	吹貫門から透門までの通り	此道半分松枝繁茂 夏日承涼
	松・杉	榎多門内屯	此内、林の所多し。（松・杉）
	梅	榎多門内屯	（図より）梅林
	榎	大手馬出との境にあった東側土塁	少し身がましき榎とては、榎多御門内東御土居に中樹一本これ在り。
	竹	塩蔵北	竹藪 土戸内御塩蔵の北に在り。
	竹	塩蔵北竹藪の西	新竹藪 古在来竹藪の根、其西芝地へ生渡りし。
	松・杉	西側・北側土塁（鵜の首南）	御蔵北西御高堀内に大杉多く、松も交り、一重並有之。
	松・杉	月見櫓東側	月見櫓東へ北向御高堀内は、中程より西は松、東は杉也。
	松・杉	西側土塁（月見櫓南）	西御土居には松多くて杉少し。
御深井丸 おふけまる	松	透門北側土塁	御土居上の植木は松なり。
	杉	塩蔵構	御塩蔵構は東・北・西の三方御堀境に、杉の樹一重並あり。
	杉	御旅蔵周辺	御旅蔵の西前東後とに大杉むら立り。
	松・杉	西側石垣上、北側石垣上、塩蔵構との境の土塁上	東御土居の上、北西高堀内の内に大杉一重並あり、間松も交ざりし。
	松・杉	南側土塁	南御曲輪土居の上は西端に大杉あり。其れより東端迄之内に松生たり。
	柿・栗	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、柿・栗の大樹、所々に在し。
	胡桃	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、又、胡桃の樹多く、

(2) 各地区における植栽管理の現状・課題

■本丸

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、表門枡形石垣上や東北隅櫓台・東門枡形石垣上、西側多聞櫓台石垣上、その他大手馬出石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、内堀や大手馬出の石垣には草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、搦手馬出に接する内堀にも草本類が繁茂し堀の顕在化を妨げている。また、東北隅櫓の櫓台下西側は変電設備がありフェンスで囲われているが、繁茂した樹木が東北隅櫓跡へ登る雁木への見通しを遮っている。曲輪南側のクロマツ群は平成 26 年度（2014）に剪定しているが、強剪定により樹形が乱れているものが見受けられる。内堀に沿って植えられた灌木は補植されていない箇所が多数あり、搦手馬出内西側の植栽帯はクロマツやスギ等の樹木の密度が高いため辺りを暗くしている。

来場者の安全性が懸念される植栽として、表門枡形石垣上には園路へ向かって植わっているクロマツがあり、倒木や落枝等による来場者への危険性が懸念される。大手馬出南側の土塁上には根上りしているクロマツ等が多数あることから通行上の支障等が懸念される。また法面には傾斜して植わっている樹木があり、倒木の折の来場者への危険性が懸念される。

四季を彩る植栽としては大手馬出南側に西之丸からつづくサクラ類の列植がある。また、不明門南にはツバキがあり 4 月から 5 月にかけて白い花を咲かせる。

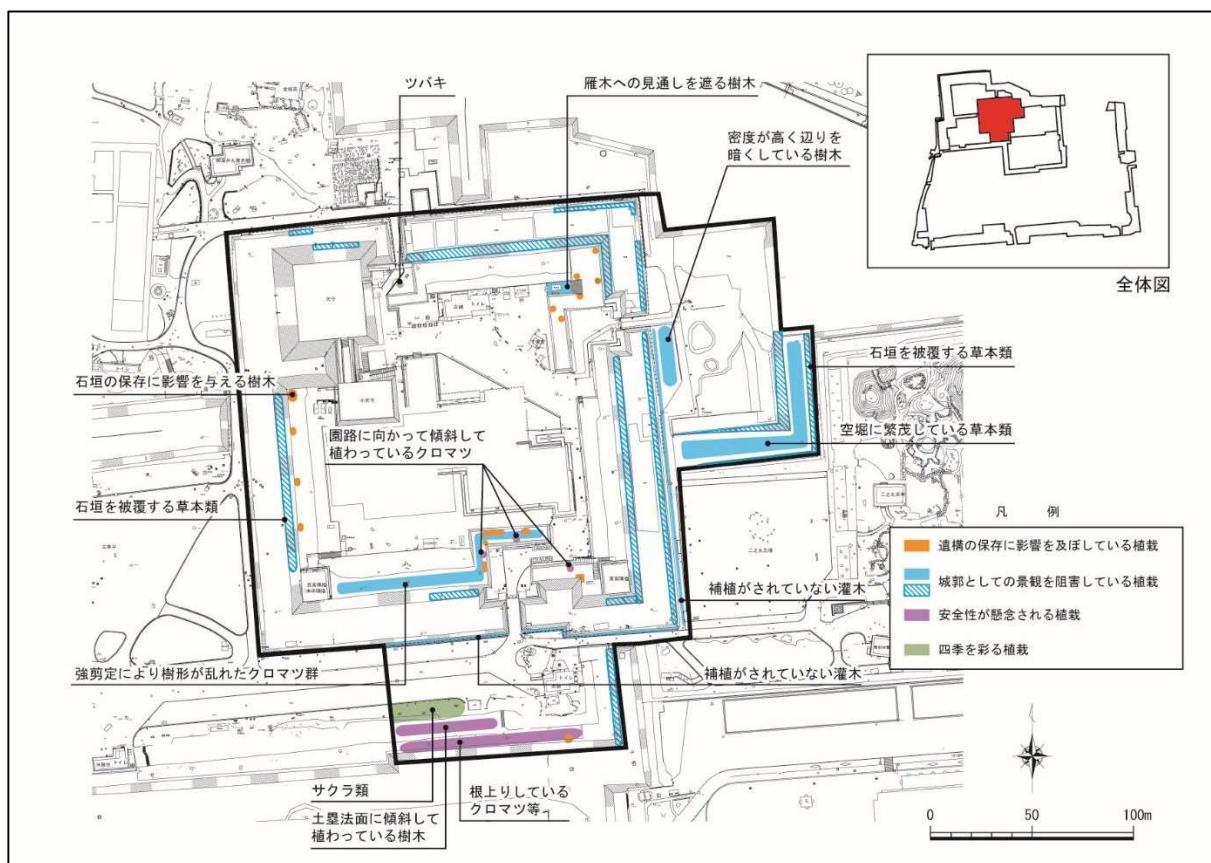
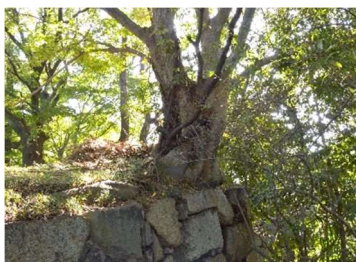


図 本丸の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（東北隅櫓台）



石垣を被覆している草本類
（不明門より東側内堀）



石垣を被覆している草本類
（大手馬出東側）



空堀に繁茂している草本類
（搦手馬出南）



強剪定により樹形が乱れている
クロマツ群（曲輪南側石垣上）



補植されていない灌木
（東南隅櫓東）



密度が高く辺りを暗くしている
樹木（クロマツ・スギ）
（搦手馬出）



園路に向かって植わっているク
ロマツ（表門枳形石垣上）



根上りしているクロマツ
（大手馬出跡南側土塁上）



土塁法面に傾斜して植わってい
る樹木（大手馬出南側土塁）



ツバキ
（不明門南）

■二之丸(北)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、主に曲輪北側の石垣上に植わっている樹木には石垣の保存に影響を与えているものが見受けられるとともに、南蛮練堀^{なんばんねりべい}の保存に影響を与えている樹木も見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽としては、外堀（空堀・水堀）に面した石垣に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、特に埋門跡付近^{うずみ}は草本類の繁茂が顕著であることから遺構の存在を認識し難い状態となっている。

四季を彩る植栽が多く梅林やボタン園、シャクヤク園、ツバキ園、藤棚、アジサイ・モミジの列植など様々な植栽がみられるほか、サクラ類が点在しており、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

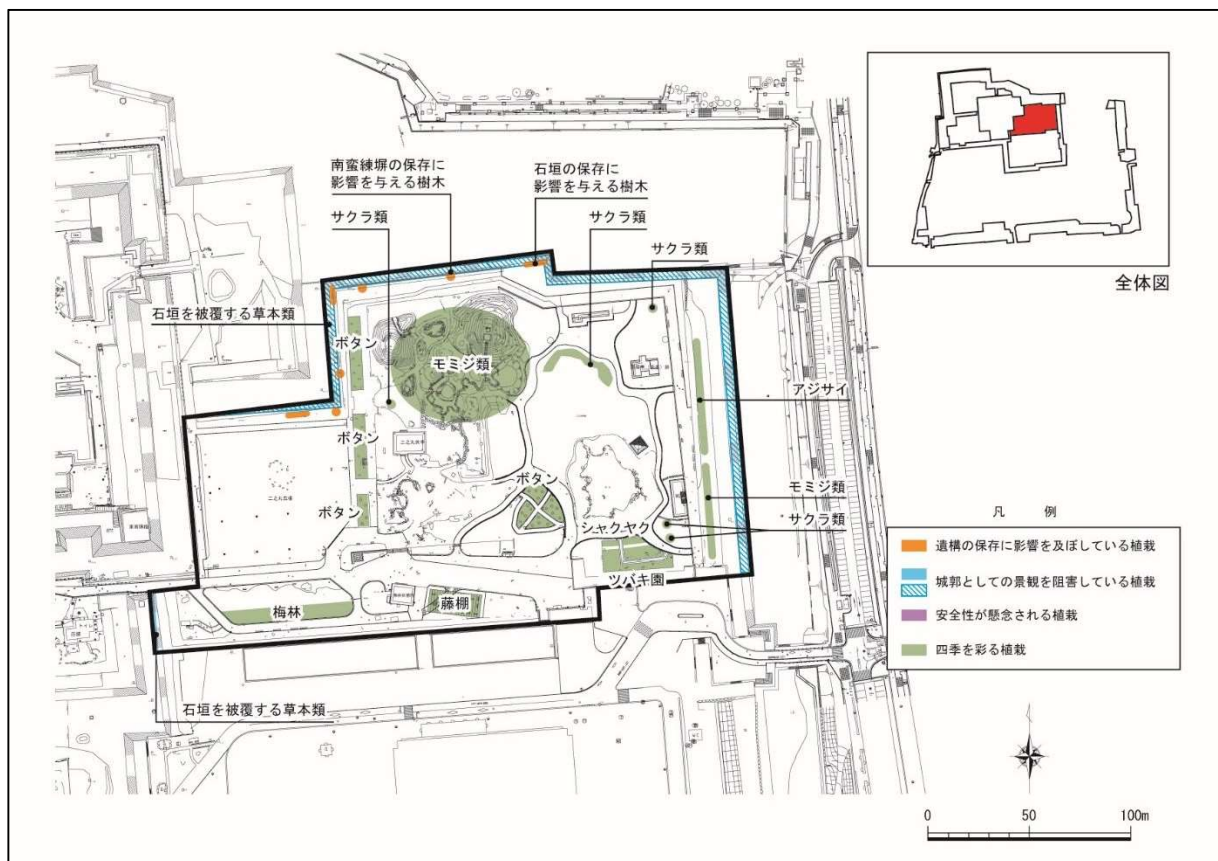


図 二之丸(北)の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（二之丸北西角）



石垣表面を被覆する草本類
（埋門跡周辺）



梅林
（二之丸広場南）



ボタン
（ボタン園）



シャクヤク
（東入口北東）



藤棚
（東入口）



アジサイ
（東側園路沿い）



モミジ類
（北御庭）



サクラ類
（東庭園）

■二之丸(南)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪東・南・西側の石垣上や二之丸大手門枡形石垣上に植わっている樹木に、石垣の保存に影響を与えるものが見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（空堀）に面する石垣は全体的に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、土塁上は全体的に維持管理されておらず樹木が繁茂した状態である。二之丸大手門北側の植栽帯にも樹木が繁茂しており、その西側に残る刻印が鮮明な多聞櫓台石垣への見通しを遮っている。

四季を彩る植栽として曲輪西側から南側にかけての土塁上にはサクラ類が多く植わっており、春には外堀（空堀）からの景観を彩っている。

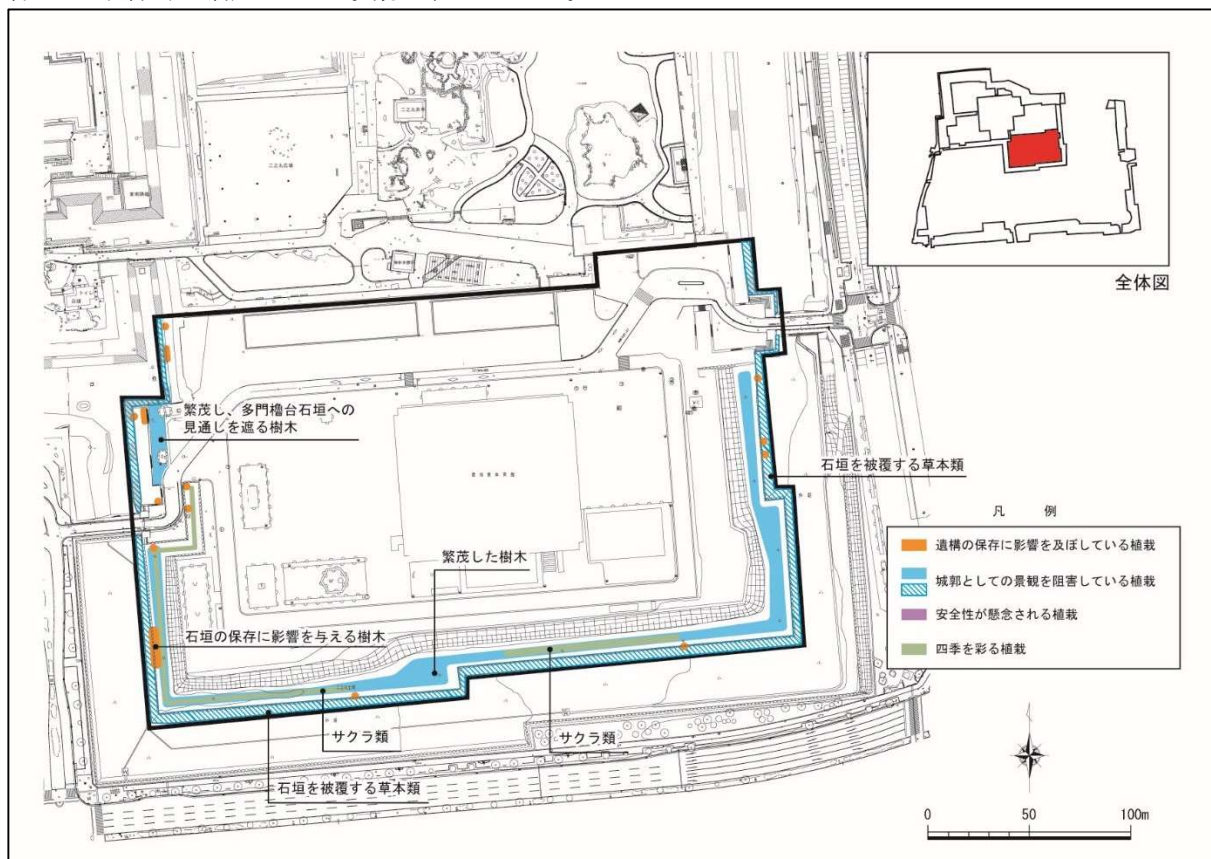


図 二之丸(南)の植栽管理状況



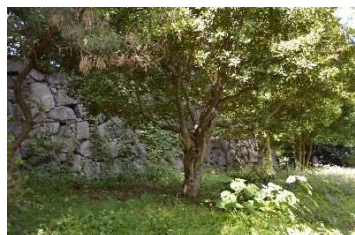
石垣の保存に影響を与える樹木
(西側多聞櫓台石垣)



石垣を被覆する草本類
(南側石垣)



維持管理されず繁茂した樹木
(南側土塁)



多聞櫓台石垣への見通しを遮る
樹木 (大手門二之門北)

■西之丸

天然記念物指定であるカヤは『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告書及び保存計画』に基づいて維持管理を行っている。

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、^{えのきだ}榎多門枳形周辺や曲輪西側・北側の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、他地区と同様に外堀（空堀・水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。また、内堀沿いの^{かんぼく}灌木が補植されていない状態であるとともに、正門土橋手前の灌木は背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っている。

安全性が懸念される植栽として、南側の土塁上には本丸大手馬出同様にクロマツ等の根上りが生じており通行上の支障等が懸念されるとともに、土塁法面に傾斜して植わっている樹木は倒木等による来場者への危険性がある。総合案内所南の石垣上には建物上に向かって植わっている樹木が倒木や落枝等の危険性がある。また、売店建物南側ではクスノキの根上りにより園路の舗装に不陸が生じており通行上の支障となっている。

四季を彩る植栽として内堀西側に梅林があるほか、月見櫓跡から正門（^{えのきだ}榎多門）にかけての土塁上と西之丸東部にサクラ類の列植があり、城内外の景観を彩っている。

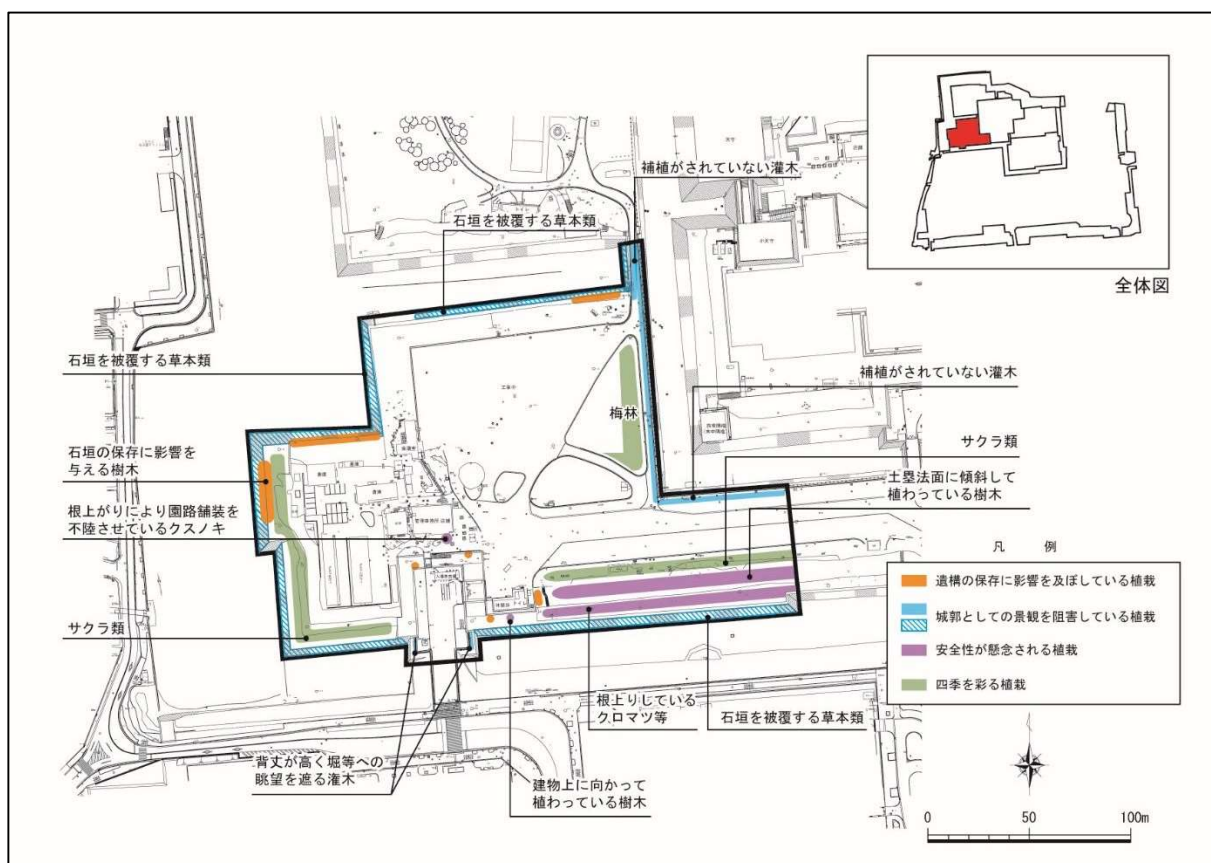


図 西之丸の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（月見櫓跡東石垣上）



石垣を被覆する草本類
（西側石垣）



補植されていない灌木
（内堀外周）



背丈が高く石垣・堀への眺望を
遮る灌木（正門（榎多門）南）



根上りが生じているクロマツ
（南側外堀沿い）



土塁斜面上に傾斜して植わって
いるサクラ類等（南側土塁）



建物上に向かって植わっている樹木
（総合案内所南石垣上）



園路舗装の不陸を生じさせている
クスノキ（売店・飲食店南）



梅林
（西之丸北部）



列植されたサクラ類
（西之丸東部）

■御深井丸

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪南・西・北側に石垣の保存に影響を与える樹木が点在しているほか、塩蔵構西・北側の石垣上の竹林が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化が妨げられているとともに、他地区同様に内堀沿いの灌木が補植されていない状態である。西北隅櫓東側ではクスノキ等の樹木の密度が高いため辺りを暗くしており、乃木倉庫周辺ではサクラ類の密度が高く枯損木が多くみられる。また、南側・北側の堀に近い箇所の樹木の繁茂により堀から天守閣への眺望が遮られている。茶庭付近では景観の改善等を目的とし、平成28年（2016）7月に枯損木等の樹木の伐採・剪定を実施した。

四季を彩る植栽としては全体的にサクラ類が点在しているが、御深井丸展示館前にはひときわ大きなサクラ類（ヤエベニシダレ）が植えられている。そのほか茶席群南にはモミジ類が多く、資材置場南には藤棚があり、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

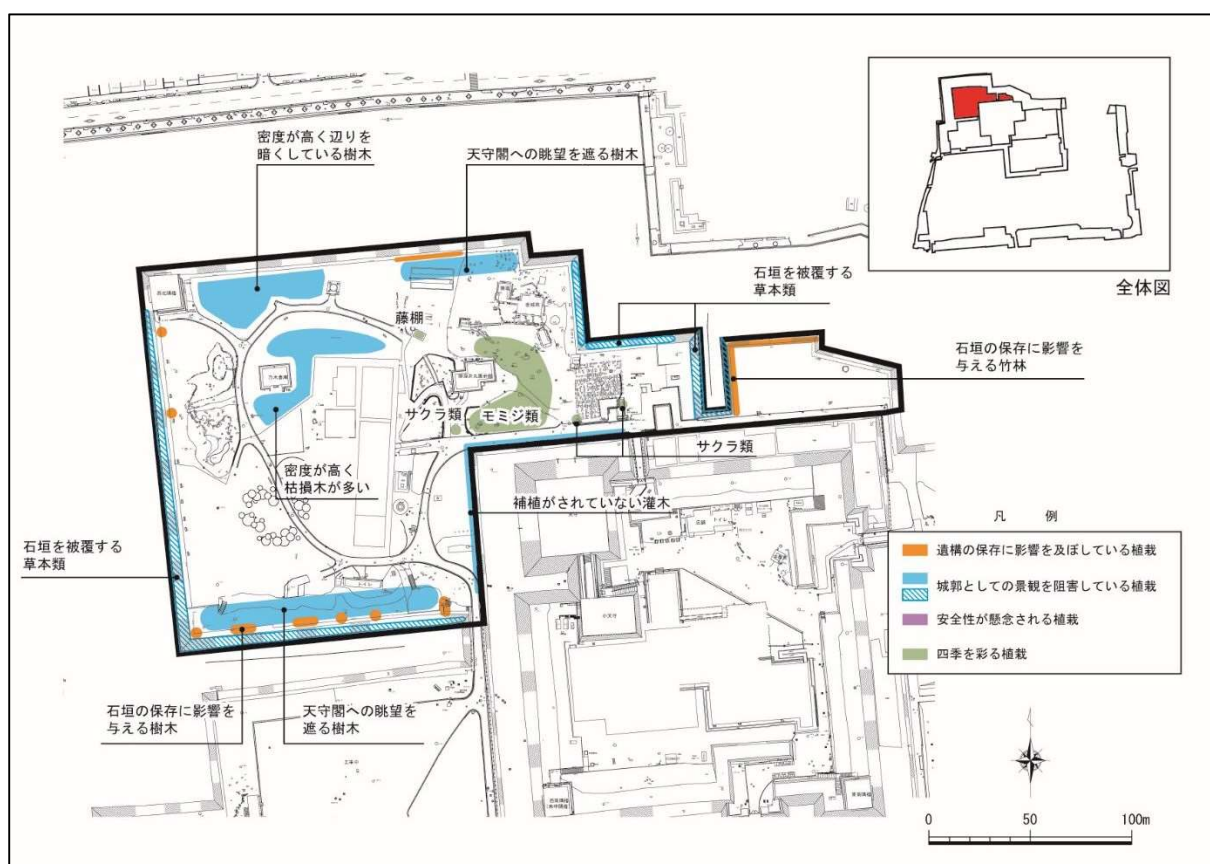


図 御深井丸の植栽管理状況



石垣をき損している樹木（アキニレ）
（西側鵜の首）



石垣を被覆する草本類
（茶席群外堀沿い）



補植がされていない灌木
（内堀外周北側）



密度が高く辺りを暗くしている樹木
（西北隅櫓東側）



密度が高く枯損木が多いサクラ類
（乃木倉庫周辺）



天守閣への眺望を遮る高木植
栽群（北側堀から眺める）



天守閣への眺望を遮る樹木
（塩蔵構北西を眺める）



モミジ類
（茶席群前）

■外堀（空堀）

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、二之丸大手門土橋北の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、大部分の石垣には草本類が被覆しており土塁・堀にも草本類が繁茂している。二之丸大手二之門から南側、二之丸の東南隅から二之丸東門跡の堀に沿って植わっている灌木は背丈が高く、歩道からの堀や石垣への眺望を遮っている。

四季を彩る植栽として西之丸南側の堀上にはサクラ類の列植があり、例年開花時期には城外からの景観を彩っている。

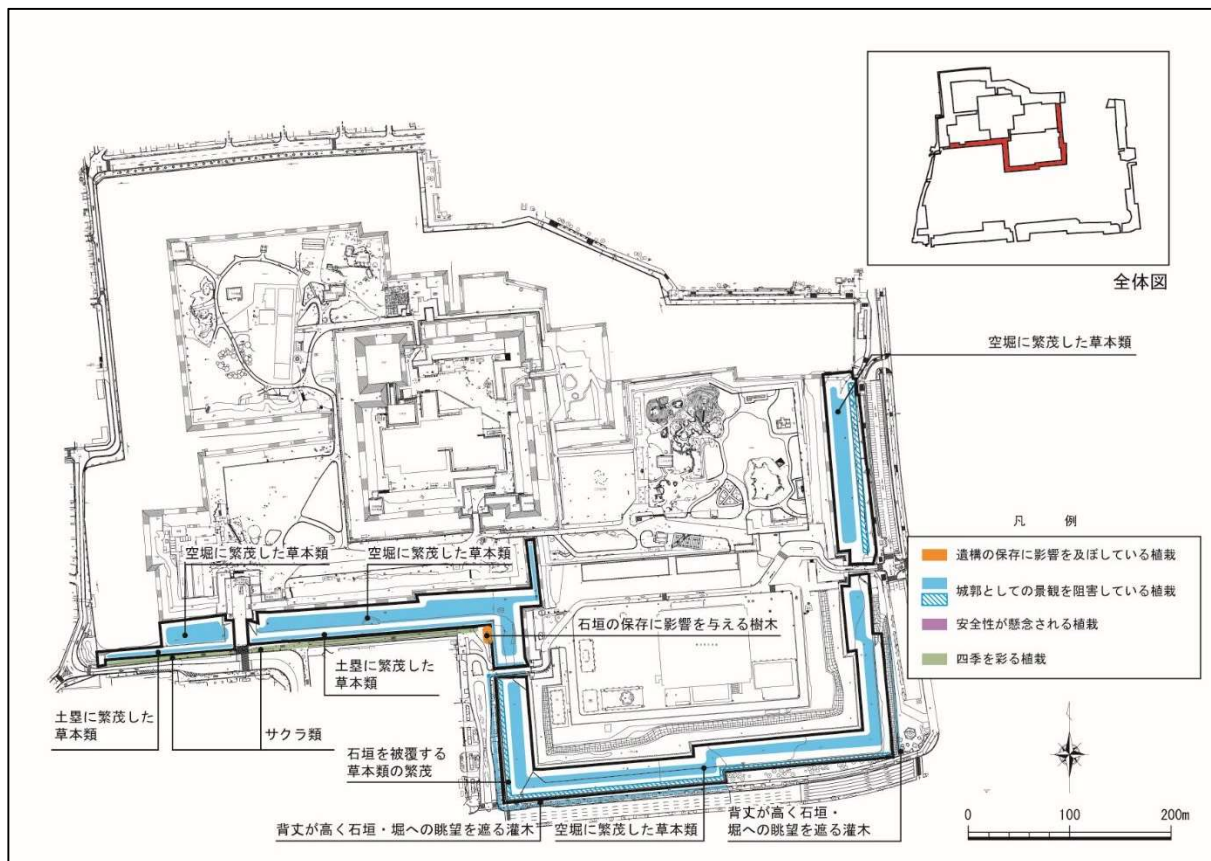


図 外堀（空堀）の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（二之丸大手門土橋北）



堀に繁茂した草本類
（西之丸南）



背丈が高く堀・石垣への眺望を
遮る灌木（二之丸南）



列植されたサクラ類
（西之丸南西）

■外堀（水堀）

城郭としての景観を阻害している植栽として、北東部の堀に草本類が繁茂し、市下門跡北西の土塁にも草本類が繁茂している。また、御深井丸の北側の灌木としてアベリアが植わっているが、外来種であることから歴史的景観を考慮した今後の取扱いについて検討する必要がある。

四季を彩る植栽として御深井丸北側の歩道にはサクラ類が植えられている箇所があるほか、塩蔵構東から二之丸西にかけての堀対岸にサクラ類の列植があり、城外からの景観を彩っている。

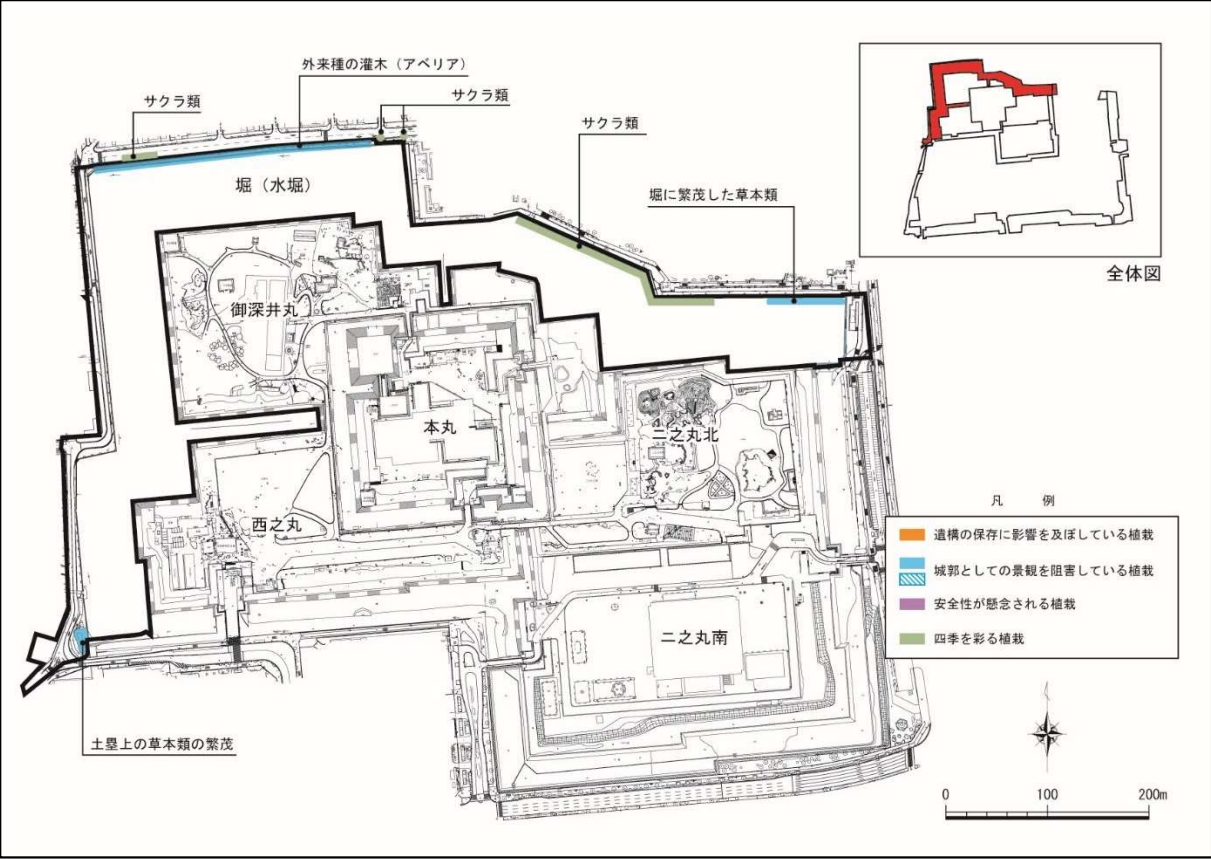


図 外堀（水堀）の植栽管理状況



堀に繁茂した草本類
（二之丸北東）



外来種の灌木（アベリア）
（御深井丸北側）

■三之丸外堀

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、^{はばした}巾下門跡・本町門跡・東門跡の各枡形石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽は、三之丸外堀の土塁・堀には全体的に樹木・草本類ともに繁茂している状態がみられる。巾下門跡・^{みその}御園門跡・東門跡の枡形石垣にも草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。

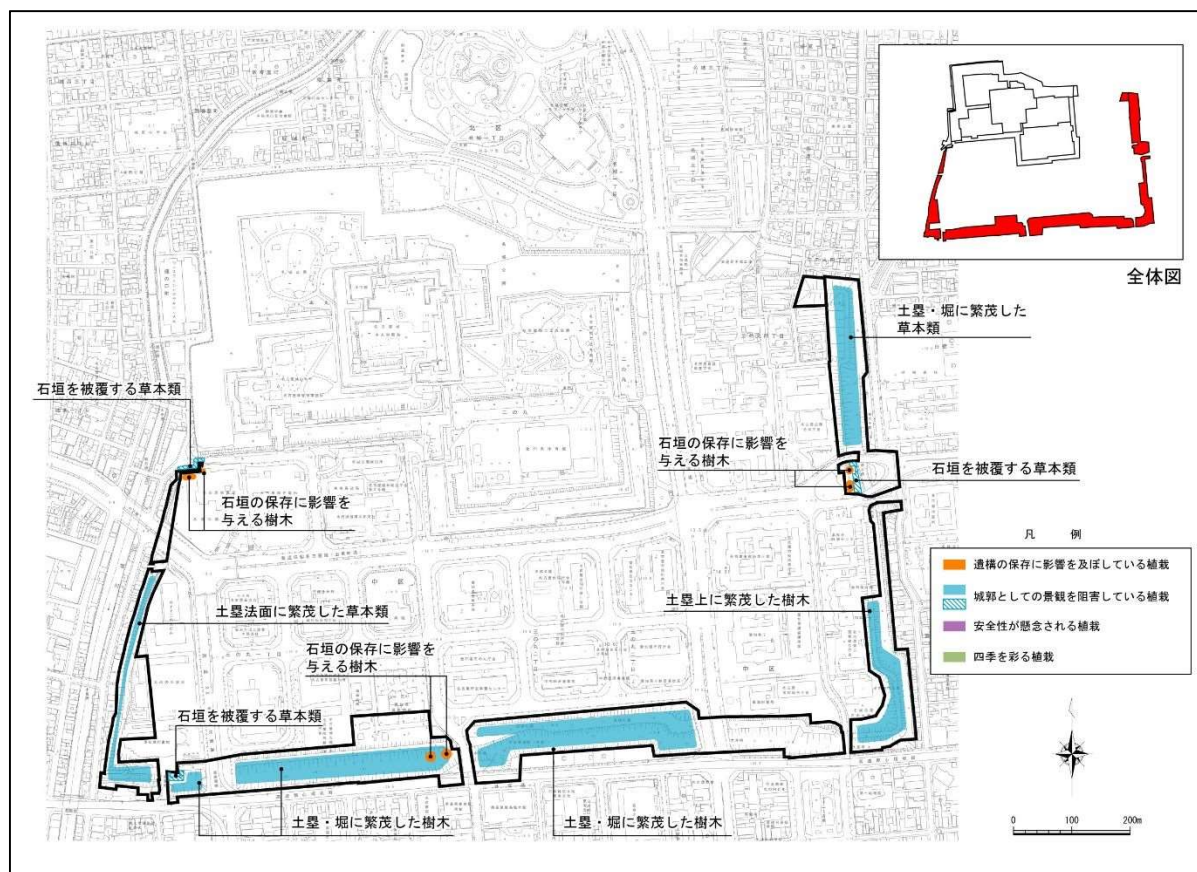


図 三之丸外堀の植栽管理状況



石垣に影響を与える樹木
(巾下門枡形石垣)



土塁に繁茂した草本類
(三之丸南西角土塁)



土塁・堀に繁茂した樹木・草本類
(御園橋東)



石垣を被覆する草本類
(御園門枡形石垣)



土塁・堀に繁茂した樹木・草本類
(本町橋東)



土塁・堀に繁茂した草本類
(東門跡北)

4-1-4 現状変更等の取扱状況

2-2-4（3）にて述べたとおり、文化財保護法第125条第1項により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。また、その形状や景観を変化させる行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならないことが規定されている。

これらの行為に関し、二之丸庭園については『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』において取扱方針を定めているが、特別史跡全体を対象とした現状変更等の取扱方針は定めていない状況であることから、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく保存・活用事業を推進していくため、特別史跡指定地全体の現状変更等の取扱方針を定める必要がある。

4-1-5 周辺環境の保全状況

特別史跡名古屋城跡の周辺地域には、名古屋城に関連する歴史資産が点在している。現状の保全等の現状・課題を以下に示す。

（1）特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の保全状況

- ・特別史跡指定地外の名城公園区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地（2-2-4（2）2）参照）ではなく、土地の掘削等を行う場合であっても届出は不要であるため、発掘調査等が行われた記録がない状態である。
- ・かつて下御深井御庭として庭園や御茶屋、薬草園等があったことから、これらが地下遺構として現存している可能性がある。
- ・下御深井御庭に関する史資料調査等を推進し、新たな歴史的事実の解明を図る必要がある。
- ・名城公園北園からは、外堀（水堀）を隔てて名古屋城への眺望を楽しむことができる眺望点がいくつも存在しているが、繁茂した植栽等が眺望景観を阻害している箇所がある。

■三之丸の特別史跡指定地外の保全状況

- ・官庁街となっているが、武家屋敷が建ち並んでいた基盤目の形状が残っている。
- ・三之丸の全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、土地の掘削等を行う場合は、届出が必要となっており、現在までに20箇所以上の発掘調査が行われている。
- ・発掘調査により発見された遺構等は調査報告書に記録されている。
- ・歴史上重要な遺構等が発見されているが、土地の公有化等が行われた例はない。
- ・三之丸庭園については、明治14年（1881）に二之丸庭園から持ちだされた石橋や手水鉢、石組などの形状は保持されていることから、庭園の背景となっている特別史跡指定地内の土塁とともに庭園全体としての維持管理を行う必要がある。

（2）歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全状況

- ・文化財等に指定されているものは、文化財保護法等により適正に保存管理を行っており、その他個別の保存管理方法やまちづくり計画等に準じた保全を図っている。
- ・那古野神社、若宮八幡宮などの神社や近代遺構である第三師団赤煉瓦塀は、公的な計画での保存管理は行っていない状況である。
- ・名古屋城の関連遺構として適切な維持保全が図られていない状況であっても、土地所有者や施設管理者へ保全方法の改善を求めることはしていない。
- ・土地所有者及び施設管理者等との調査研究の連携体制が整っていない。

4-1-6 周辺環境の景観形成状況

名古屋城は平坦な地形上にあるまちの重要なランドマークであるとともに、名古屋の歴史を伝える重要な歴史的景観を形成している。

しかし、史跡指定地の隣接地域からは、^{かんぼく}灌木等の繁茂により石垣等の遺構が見えにくい状態になっている箇所が存在している。また、戦後は経済成長とともに市街地化や建築物の高層化などが進められてきた地域であり、それらが景観阻害要素となり、周辺からの名古屋城への眺望が確保できていない状況が見受けられる。また、天守閣からの眺望についても、空間的な広がりや景観的まとまり、山並みや稜線等の遠景が阻害されないよう保全を図る必要がある。



灌木の背丈が高く石垣が見えない
（二之丸西空堀付近）



灌木が繁茂し石垣・堀が見えない
（二之丸南東空堀付近）



樹木が眺望景観を阻害している
（外堀（水堀）北側から撮影）



建築物の高層化により
天守閣からの眺望が阻害されている

4-1-7 特別史跡追加指定等

二之丸及び三之丸北東土塁の特別史跡未告示区域は、昭和 52 年（1977）に、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されず現在に至っている。

二之丸北部では、昭和 51 年（1976）に名古屋市教育委員会による発掘調査が実施され、北御庭の園池東端、東御庭の^{そうけつ}霜傑跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認されている。三之丸北東では、他の指定地と同様の土塁が存在している。これらの遺構は、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する要素であることから、適切に保存していくために、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。また、二之丸庭園では、昭和 28 年（1953）に北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、平成 30 年（2018）には二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

二之丸の南側にはかつて^{むこう}向屋敷があり、馬場や矢場として利用されていたが、昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建設され現在に至っている。この区域には愛知県体育館が建っていることもあり、往時の姿を偲ぶことができない状態であるため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転

とともに、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。

また、未告示区域とは別に堀や土塁等の遺構が残存するにも関わらず、特別史跡未指定となっている箇所が存在している。これらの土地が指定されなかった経緯は、分合筆や町名変更等によるものも含まれるが、指定当初から未指定となっている土地もあり、不明確な点が多い。これらの土地についても測量調査等により指定地の確定を行った上で、特別史跡追加指定を行う必要がある。

特別史跡名古屋城跡の指定地には、三之丸北側の土塁や外堀（水堀）外縁部など、指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、昭和43年（1968）に行われた名城地区の町名変更などにより一部範囲の不明確な箇所があるため、特別史跡指定範囲の確定を行っていく必要がある。

二之丸について、旧名勝指定範囲内は文部科学省所有であり、それ以外の部分は財務省の所有となっている。また管理区分においては、二之丸(南)（無料区域）は、愛知県が管理者となっている。三之丸外堀は、一部民有地となっている他、名古屋市、文部科学省、財務省、国土交通省、愛知県など様々な所有区分となっている。所有者及び管理者が異なることにより、保存状況や維持管理状況に差異が生じないように、特別史跡指定地内の保存管理についての共通認識を醸成させる必要がある。

4-1-8 公有化等の状況

第2章2-1-4で示したとおり、特別史跡指定地のほとんどが本市をはじめ、文部科学省、財務省、国土交通省などの所有区分となっている。

しかし、指定地の一部は現在も民有地となっていることから、公有化の検討を行う必要がある。

三之丸外堀内の名古屋鉄道瀬戸線用地であった箇所は、平成23年（2011）に分筆され、翌24年（2012）に公園用地及び道路用地として25筆が名古屋市に、三之丸の1筆が国土交通省（名古屋国道事務所所管）へ（株）名古屋鉄道より寄贈されたが、三之丸東側土塁の一部等の鉄道用地として必要な部分は、現在も（株）名古屋鉄道の所有となっている。

現在、水堀西側一部のウエスティンナゴヤキャッスルホテル駐車場として利用されている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、三之丸^{はばした}巾下門の枳形を構成する土塁の一部が残存していたため指定されたものと考えられている。この土地は昭和49年（1974）に保存登記がされた後、昭和51年（1976）に土地交換により名古屋市から毎日名古屋会館に移動した。その後、昭和52年（1977）に、売買によりウエスティンナゴヤキャッスルホテルの所有となった。

愛知縣護国神社の所有となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、名古屋市の所有地であったが、昭和16年（1941）に護国神社に売渡したため、所有権が移動し、現在に至っている。

丸の内中学校用地となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、日本放送協会が所有しており、昭和35年（1960）には、名古屋市に所有権が移動した。指定時以降分合筆した形跡がなく、昭和43年（1968）に町名のみ変更されている。

4-1-9 保存の現状・課題の整理

4-1-2 から 4-1-9 までの現状・課題を踏まえ、以下に保存における課題を整理する。

■現存遺構等の保存管理方法

これまで現存遺構等は順次修復整備等を行ってきたが、具体的な保存管理方法は定めていない状況であるため、保存状況に応じた適切な保存管理方法を定め、適切かつ厳格な保存管理を行う必要がある。

■植栽管理方針

城内には遺構の保存や顕在化に影響を及ぼしている植栽や城郭としての景観を阻害している植栽等があるが、これらを管理する植栽管理の方針を定めていない状況であることから、城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある。

■現状変更等の取扱方針・基準

現在は、二之丸庭園のみ名勝庭園としての風致景観の保全及び遺構の保存を前提とした現状変更等の取扱方針を定めているが、特別史跡指定地全体については定めていない状況である。また、現状変更等の取扱基準についても定めていないため、今後の保存・活用事業を円滑に進めるために、特別史跡全体の現状変更等の取扱方針・基準を定める必要がある。

■周辺の歴史的環境の保全と景観形成

特別史跡名古屋城跡周辺にはかつて指定地とともに城を形成していた名城公園北園や三之丸地区があり、名古屋城に関連する遺構等が残されている。また、名古屋城に関連する歴史資産は広域的に点在しており、これらを保全していく必要があるとともに、周辺地域においては名古屋城を中心とした景観形成を行うことで、地域一体として歴史的価値を高めていく必要がある。

■特別史跡指定地の追加指定等

名古屋城の遺構が存在するにも関わらず特別史跡未告示区域、未指定区域となっている箇所がある。これらの遺構を適切に保存するために、未告示区域の解消及び追加指定等に向けた取組みを推進する必要がある。

■特別史跡指定地内の公有化

特別史跡指定地の大部分が本市をはじめとした公有地となっているが、一部民有地が存在している。指定地内の保存を一体的なものとするため、民有地の公有化について検討する必要がある。

4-2 活用における現状・課題

4-2-1 公開

（1）特別史跡名古屋城跡の公開状況

1) 公開範囲

特別史跡名古屋城跡は整備区域等を除き一般に公開しているが、堀や一部を除いた土塁等は立入り禁止としている。本丸・二之丸(北)・西之丸・御深井丸^{おふけまる}を有料区域、二之丸(南)・三之丸外堀等を無料区域としているが、来場者は主に有料区域内のみの観覧に留まっており、無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡の全体像を伝えられていない状況である。

二之丸(南)には重要文化財に指定されている二之丸大手二之門があるが、無料区域に位置していることもあり、遺構の存在が認識され難い状況となっている。また、同地内には城跡にはふさわしくない愛知県体育館が建っていることや、外堀（空堀）・三之丸外堀を含めた無料区域全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況から、城跡として認識され難い状況となっている。

かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるためには、有料区域の範囲設定の見直しや無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境についての整備の検討を行う必要がある。

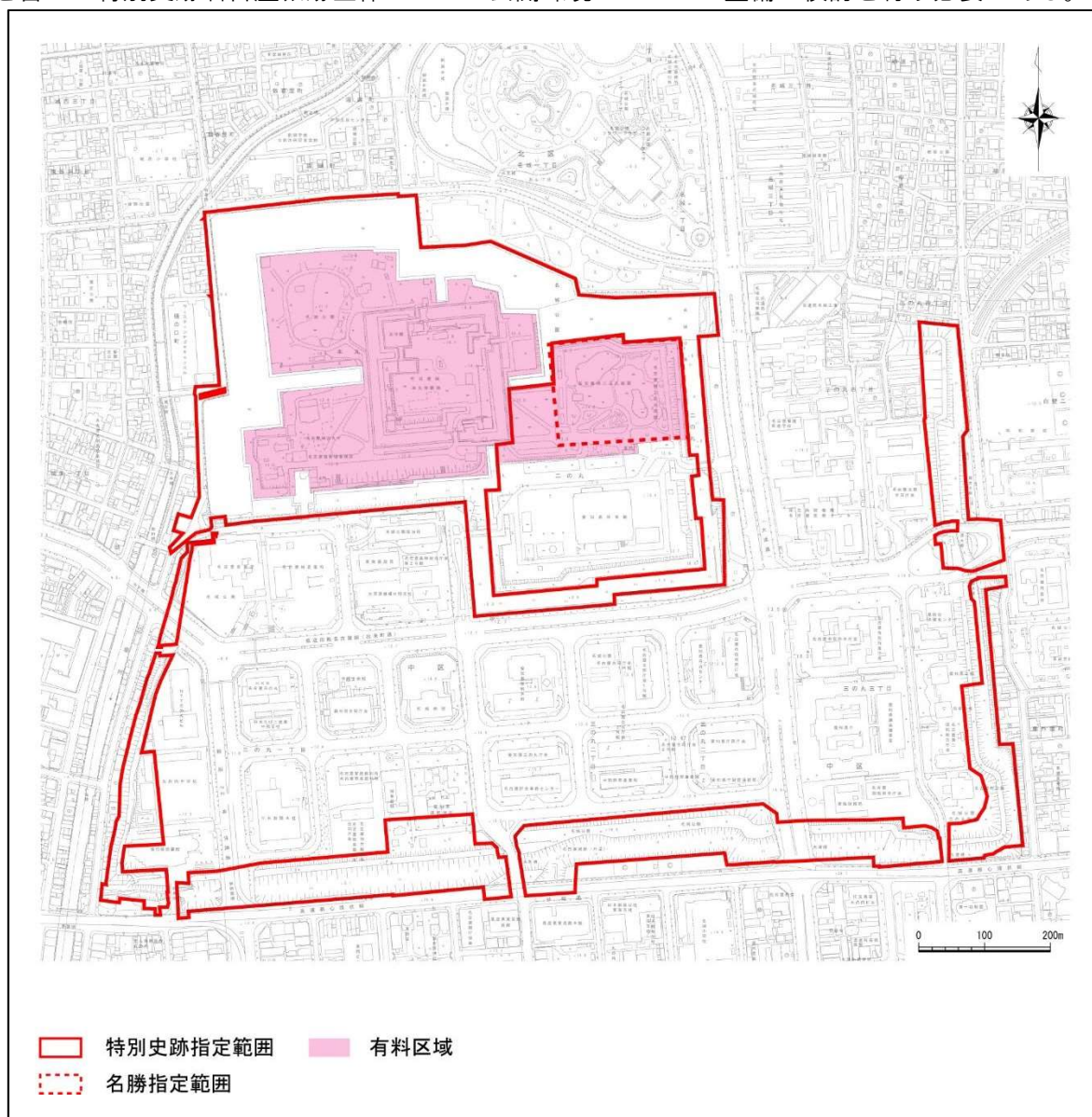


図 特別史跡名古屋城跡の有料区域

2) 来場者の状況

名古屋城の入場者数は平成28年度（2016）で約192万人であり、全国の城跡のなかでは大阪城・天守閣、姫路城に次ぐ入場者数である。

名古屋城では平成25年度（2013）から入場者数が増加傾向にあり、同年5月からの本丸御殿表書院・玄関の公開、平成28年度（2016）の対面所・下御膳所の公開と、それに付随した催しなどが増加の要因であると推察できる。

表 全国の城郭入場者数の推移（平成28年度の入場者数が多い順）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大坂城天守閣	1,368,058	1,407,398	1,512,081	1,555,338	1,838,354	2,337,813	2,557,394
姫路城	457,588	610,505	710,846	880,546	918,643	2,867,051	2,112,189
名古屋城	1,517,727	1,414,769	1,472,305	1,657,370	1,641,787	1,740,178	1,919,479
元離宮二条城	1,572,748	1,432,668	1,499,010	1,629,631	1,656,878	1,777,137	1,904,202
首里城	1,674,924	1,680,539	1,753,386	1,732,876	1,813,274	1,875,838	1,886,239
松本城	852,438	930,918	867,091	840,726	892,962	949,430	990,373
小田原城	393,995	411,240	459,548	430,475	502,330	148,414	775,406
彦根城	719,254	813,478	739,161	735,201	741,246	817,100	774,720
上田城	156,160	148,913	149,352	120,887	144,723	271,980	615,911
若松城天守閣	473,961	492,136	593,870	917,971	591,283	634,314	584,094

（2）現存遺構等の公開状況

1) 石垣・土塁・堀等の公開状況

石垣・堀・土塁は一部を除いて立入り禁止としているが、堀端等から眺めることは可能である。

しかし「4-1-3 植栽管理状況」で述べたとおり、^{かんぼく}灌木や草本類により眺望が遮られている箇所や遺構自体への草本類の被覆・繁茂により、遺構の全容を見ることができない箇所が多数あることから、適切な維持管理によって眺望確保や顕在化を図る必要がある。



写真 二之丸南側外堀

2) 地下遺構の公開状況

発掘調査により出土した地下遺構の公開も行っている。二之丸(北)では発掘調査により明らかとなった北暗渠跡を露出展示している。

地下遺構は地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査において新たな遺構が発見された際には露出展示等の公開を積極的に検討していく必要がある。



写真 北暗渠跡

3) 現存建造物等の公開状況

重要文化財に指定されている本丸表二之門・旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門は通常開門しており、自由に通行することができる。

また同じく重要文化財である東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓、国登録有形文化財である乃木倉庫などの建造物遺構は通常は内部を非公開としているが、例年開催している季節のイベント等に合わせて特別公開を行っている。

これらは期間限定の公開に留まっていることから、より多くの来場者が観覧できるよう建造物の保存状況等を踏まえた期間の拡大や、観覧の際に遺構の価値が理解しやすいような観覧環境の充実を図るなど公開方法について検討する必要がある。

（3）復元建造物等の公開状況

1) 復元建造物

昭和 53 年（1978）に復元した不明門は通常開門しており、自由に通行することができる。また、復元整備中である本丸御殿は常時内部を公開しており、近世城郭御殿最高傑作といわれた武家風書院造の内部様式や復元した障壁画、^{かざり} 金具等を観覧することができる。約 400 年前の城郭御殿の建築様式を現代に伝えるものとして来場者がその価値を理解しやすいよう、より観覧環境を充実させるとともに建造物の保存への影響を考慮する必要がある。

2) 外観復元建造物

外観復元建造物では昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けた大天守閣を展示施設として公開している。最上階の 7 階は展望室であり名古屋のまちを 360 度見渡すことができることから、名古屋城の見どころの一つとなっている。また、その規模と特徴的な外観から名古屋のまちのランドマークとなっており、夜間は 23 時までライトアップしている。

小天守閣は一般には地階が大天守閣への通路として利用できるのみで、内部公開は行っておらず、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとした史資料等の^{えのきだ} 収蔵施設として活用している。

また、天守閣と同時に外観復元した正門（^{えのきだ} 榎多門）は名古屋城有料区域への出入口として通行できるが、門上の櫓内部の公開は行っていない。

（4）失われた石垣・土塁・堀・建造物等の状況

1) 失われた石垣・土塁・堀等に関する状況

建造物等だけでなく石垣・土塁・堀についても、築城期から現在に至るまで、撤去や改変等がなされている。

『^{きんじょうおんころく} 金城温古録』及び「尾陽名護屋城図」、「元禄十年名古屋城絵図」を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた・改変された石垣・土塁・堀等を以下に示す。また、近代以降の石垣修復整備箇所について、現在、文献、史料などで判明しているものを図示する。

■本丸

表二之門と東二之門の門内部の^{がんぎ} 両側には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

本丸の南側に位置する大手馬出の東西の出入口の内面（東面・南面）には雁木が築かれていたが、出入口内側の石垣は東西ともに撤去されており、雁木についても近代以降に失われ土塁となっている。さらに、馬出の西側の地上部の石垣の撤去と堀の埋め立てにより西之丸と一体の空間となり、連結部の南側には新たに石垣が築かれた。

本丸東側の搦手馬出の北側出入口（境門）内側の石垣も近代以降に撤去されている。

■二之丸

西側の二之丸大手二之門の門内部の^{がんぎ} 両側には近世には雁木が築かれていたが、近代以降に失われている。

東側の東二之門枡形の西側石垣は、昭和 38 年（1963）の愛知県体育館の建設に伴い北端が撤去された。また、東側石垣から北側へ続いていた石垣も近代以降に撤去されている。

昭和 50 年代には二之丸の南北を隔てる土塁が新たに築かれた。

二之丸の南側を囲む堀は明治期まで滞水していたが、空堀となっている。

■西之丸

西之丸の南西部には正門（^{えのきだ} 榎多門）が設けられ、石垣で囲まれる枡形となっている。この枡形は、明治期に名古屋城築城以来の^{えのきだ} 榎多門に代わり、旧江戸城の蓮池門を移築する際に北側に拡張

され、北面には穴門が設けられており、もともとの状態から改変を受けている。

■三之丸

三之丸の石垣・土塁・堀については近代以降の改変が著しい。枡形の石垣については、御園門部分が比較的良好的に残存するが、それでも南側部分については失われている。他の門についてはさらに改変が著しく、^{はぼした}巾下門、本町門、東門については枡形としての姿を失っている部分が多い。また、御園門、本町門、東門の土橋についても、明治期に堀内へ名古屋鉄道瀬戸線を通した影響でトンネルが掘られている状況である。

土塁についても清水門枡形を含めた東北面のほとんどが失われ、東面では出来町線、南面では大津通等の3箇所、西面では国道22号線などの道路の敷設により土塁が撤去されている。また、東面の出来町線より北側部分と一部残る北面部分の土塁では、明治期に陸軍の射撃演習場として利用された際にさらに土塁が盛り足されている状況である。

堀については巾下門から御園門にかけての西側の空堀が埋め立てられている。また、御園門から本町門にかけての一部と、本町門から東門にかけての南東側は「元禄十年名古屋城絵図」には水堀として記録されているが、現在は空堀となっている。

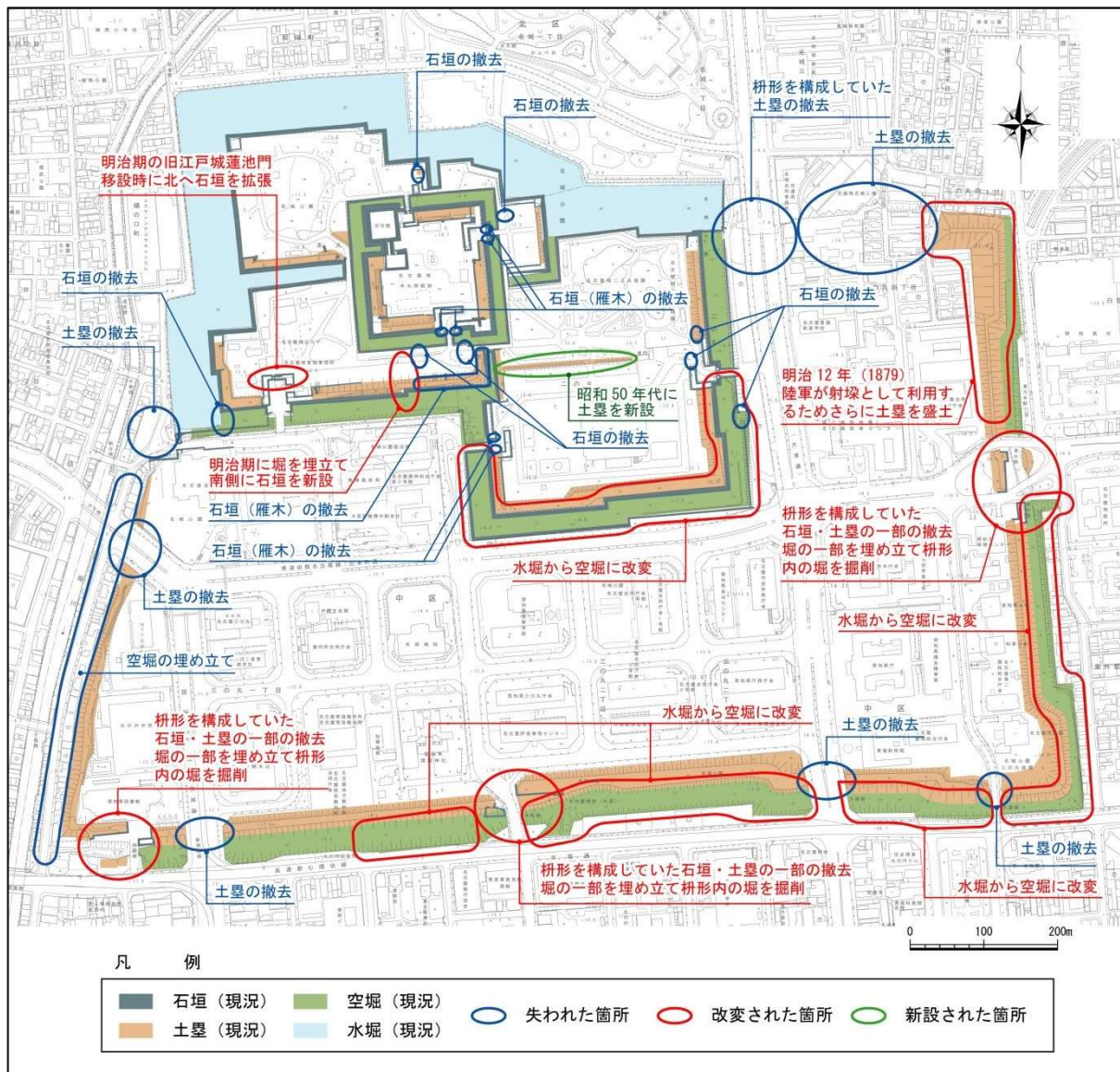


図 失われた石垣・土塁・堀等

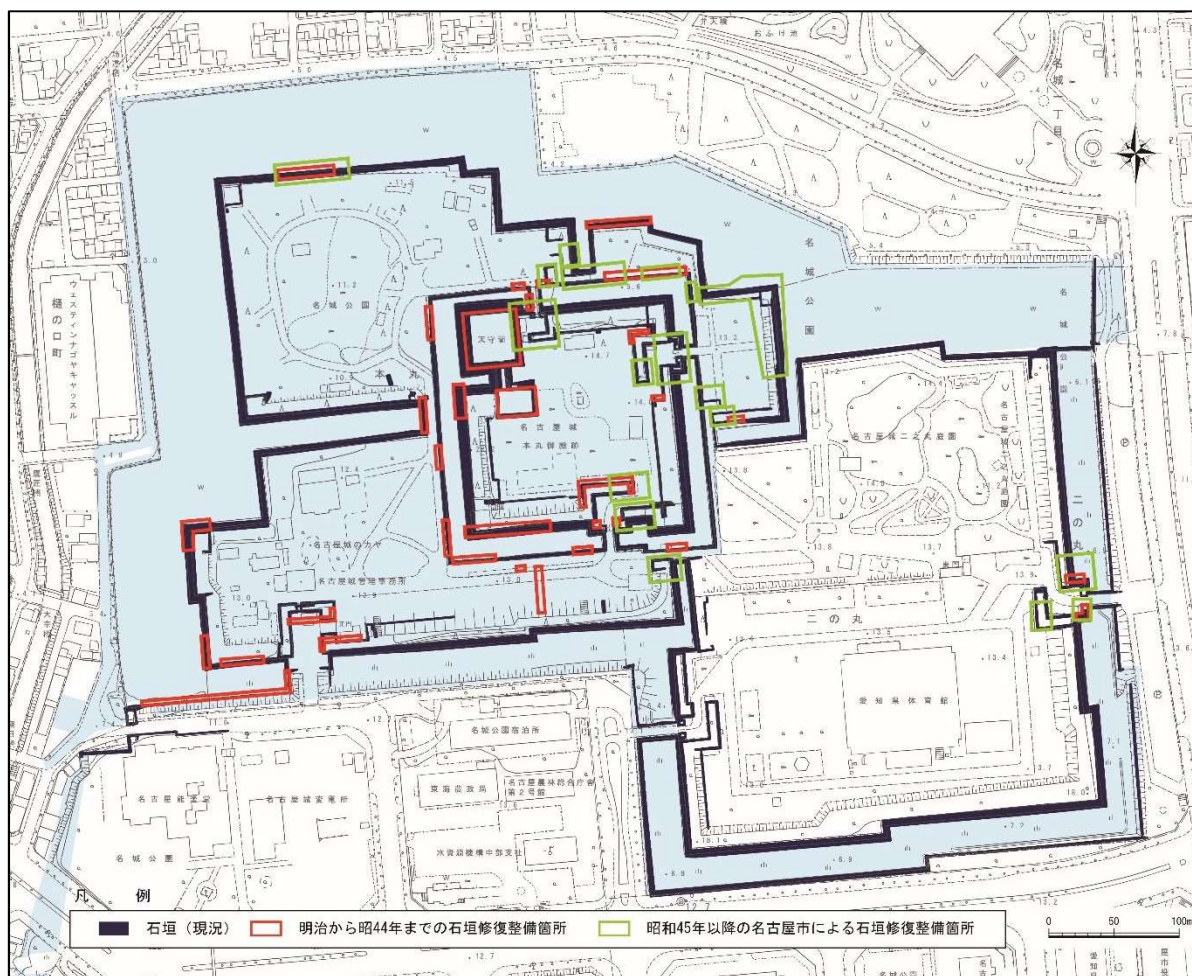


図 近代以降の石垣修復整備箇所

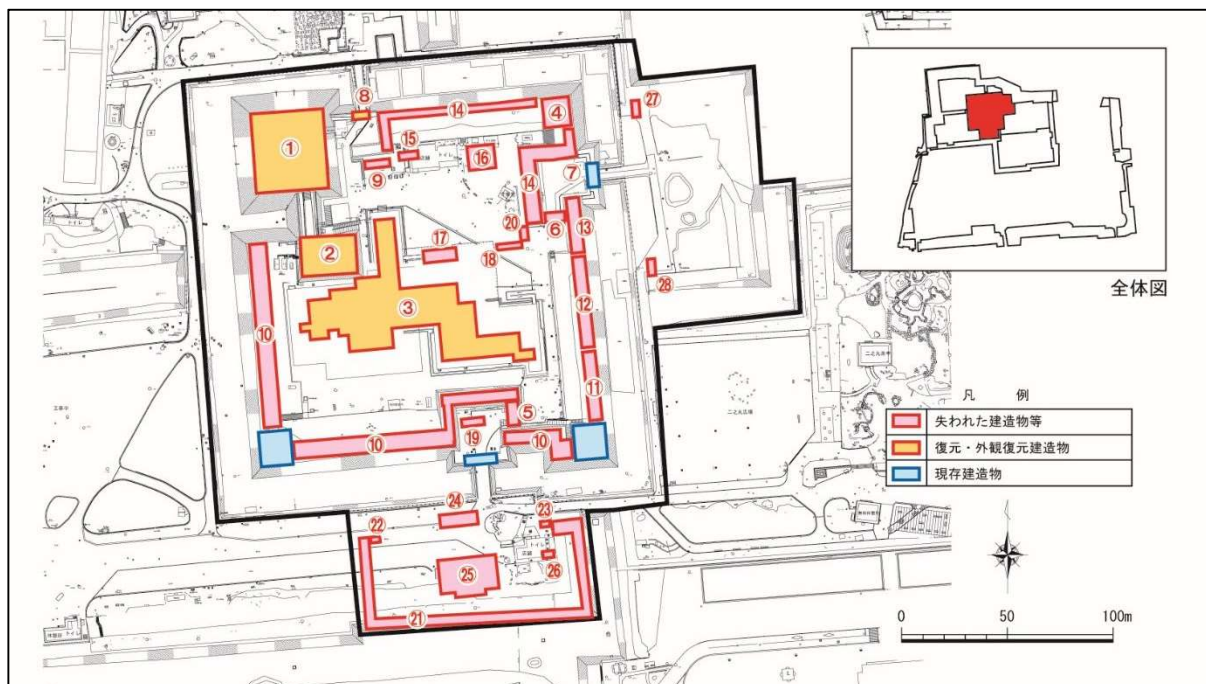
2) 失われた建造物等に関する状況

名古屋城では築城期から現在に至るまで、明治期の陸軍による建造物の撤去や太平洋戦争による焼失、他の災害等によって多くの建造物等が失われている。

これら失われた建造物等については、現存する文献、絵図、古写真、実測図等の豊富な史資料をもとに、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう、復元整備等について検討する必要がある。

『金城温古録』^{きんじょうおんころく}を基に、各地区の江戸時代後期以降に失われた建造物等を以下に示す。

■本丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	大天守(※)	⑪	やり 鐘多聞櫓	⑳	大手馬出多聞櫓
②	小天守(※)	⑫	はた 旗多聞櫓	㉑	ひょうしき 西拍子木門
③	本丸御殿(※)	⑬	あらめ 荒和布多聞櫓	㉒	ひょうしき 東拍子木門
④	東北隅櫓(丑寅隅櫓)(※)	⑭	ほししい 糒多聞櫓	㉓	ひょうしき 番所(拍子木)
⑤	本丸表一之門(※)	⑮	不寝番所(本丸)	㉔	腰掛・釜屋
⑥	本丸東一之門(※)	⑯	本丸番所	㉕	不寝番所(大手馬出)
⑦	本丸東二之門(※)	⑰	大勝手	㉖	境門
⑧	不明門(※)	⑱	土蔵	㉗	もと おつきや 元御春屋門
⑨	壺蔵(茶壺蔵)	㉑	番所(本丸表門)		
⑩	ぐそく 具足多聞櫓	㉒	やらい 行馬門		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 失われた建造物等(本丸)

■二之丸

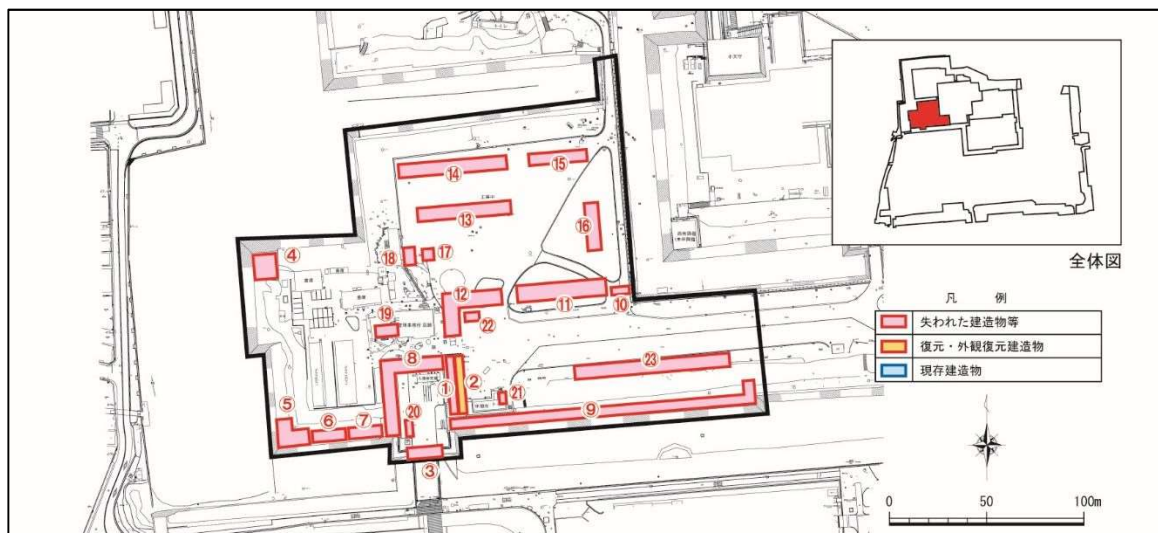


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	三之丸御殿	⑮	文庫	⑳	二之丸東二之門
②	黒門	⑯	土蔵	㉑	二之丸西曲輪多間櫓
③	孔雀門	⑰	厩舎	㉒	二之丸多間櫓
④	数寄屋口	⑱	稽古場(矢場)	㉓	二之丸未申隅櫓
⑤	薬医門	⑲	土蔵	㉔	太鼓櫓
⑥	召合門	㉑	多春園	㉕	二之丸辰巳隅櫓
⑦	女中門	㉒	山下御席	㉖	番所(二之丸大手一之門)
⑧	内証門	㉓	余方	㉗	番所(二之丸大手二之門)
⑨	腰板門	㉔	風信	㉘	番所(二之丸東二之門)
⑩	二之丸丑寅隅櫓	㉕	霜傑	㉙	番所(二之丸東一之門)
⑪	ちくりよう 逐涼閣	㉖	張出外御席	㉚	むこう 向屋敷・馬場(馬見所)
⑫	けいりよう 迎涼閣	㉗	植木室	㉛	文庫
⑬	拝殿	㉘	二之丸大手一之門	㉜	腰掛
⑭	聖堂	㉙	二之丸東一之門	㉝	番所(向屋敷)

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 失われた建造物等(二之丸)

■西之丸

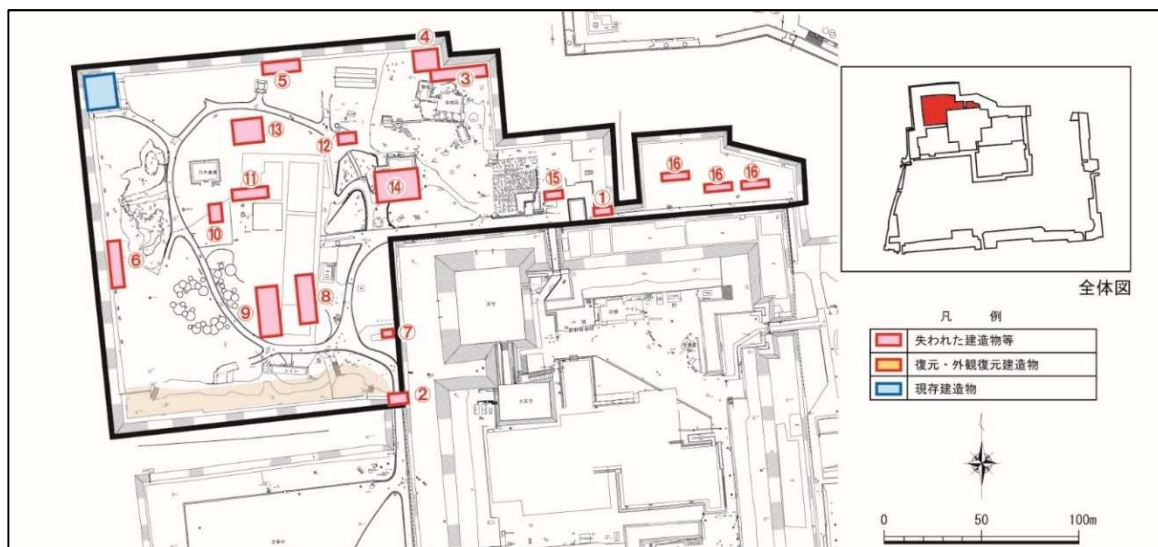


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	正門(榎多門)(※)	⑨	古木多聞櫓	⑰	米計場
②	榎多門	⑩	吹きぬけ吹貫門	⑱	勘定場
③	榎多冠木門	⑪	米蔵(一番蔵)	⑲	塩蔵
④	月見櫓	⑫	米蔵(三番蔵)	⑳	番所(榎多門)
⑤	西之丸未申隅櫓	⑬	米蔵(三番蔵)	㉑	不寝番所(榎多門)
⑥	勘定多聞櫓	⑭	米蔵(四番蔵)	㉒	飼殺番所
⑦	南蛮鉄多聞櫓	⑮	米蔵(五番蔵)	㉓	下多聞
⑧	麻木多聞櫓	⑯	米蔵(六番蔵)		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物。①正門(榎多門)は明治43年(1910)に移築された旧江戸城蓮池門が国宝に指定されていた。

図 失われた建造物等(西之丸)

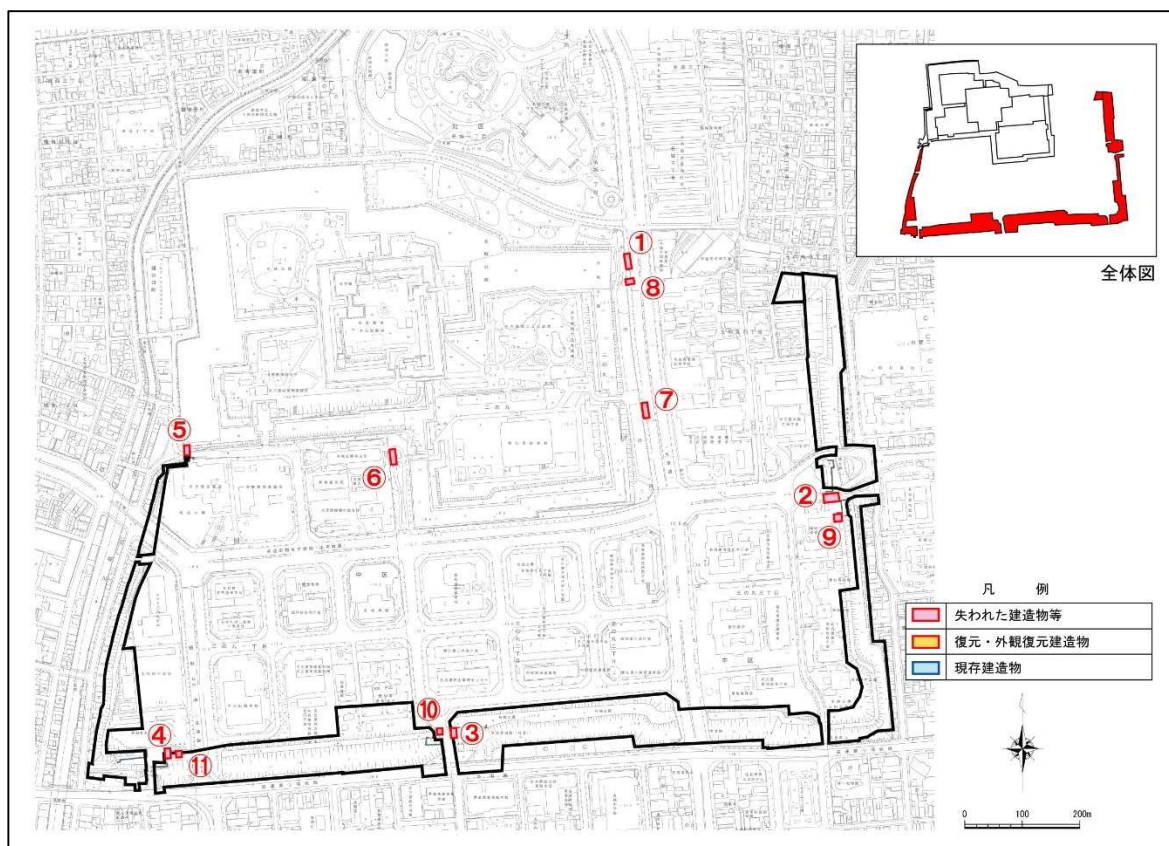
■御深井丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	塩蔵門	⑦	不寝番所(透門)	⑬	北穴蔵
②	透門	⑧	旅蔵	⑭	御深井丸番所
③	東弓矢多聞櫓	⑨	南穴蔵	⑮	不寝番所(塩蔵門)
④	弓矢櫓	⑩	磨蔵	⑯	塩蔵
⑤	西弓矢多聞櫓	⑪	大筒蔵		
⑥	鉄多聞櫓	⑫	手筒蔵		

図 失われた建造物等(御深井丸)

■三之丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	清水門	⑤	はばした 巾下門	⑨	番所(東門)
②	東門	⑥	大腰掛(二之丸大手門付近)	⑩	番所(本町門)
③	本町門	⑦	腰掛(二之丸東門付近)	⑪	みその 番所(御園門)
④	みその 御園門	⑧	番所(清水門)	⑫	はばした 番所(巾下門)

図 失われた建造物等（三之丸）

3) 失われた建造物等に関する記録の状況

失われた建造物等について記録された文献、絵図、古写真、実測図等について確認を行った。

実測図は昭和 7 年（1932）から行われた調査記録である「昭和実測図」、他の図面資料については、『金城温古録』に描かれた配置図、平面図、立面図・透視図等について確認を行った。古写真では、「ガラス乾板写真」をはじめ、「徳川林政史研究所所蔵写真」、『国宝史跡名古屋城』所収の写真等についての確認を行った。

「昭和実測図」は細部まで詳細に記録されていることから、平成 21 年（2009）から着手している本丸御殿復元整備にみられるように、特別史跡名古屋城跡における復元整備にあたっての基本資料となる。失われた建造物等の中で「昭和実測図」に記録されているものは、本丸の大天守、小天守、本丸御殿、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門、不明門、西之丸の正門（榎多門）のみである。なお、これらの建造物は「ガラス乾板写真」にも詳細な記録がある。

4) 法的規制等

復元整備においては、建築基準法及び消防法等に準じた構造、設備、仕様が必要となる。

建築基準法では建築物の用途、規模等により適用する基準が異なるため、復元整備を検討する場合は、各建築物の適用基準の確認が必要である。しかし、建築基準法第 3 条において史跡等と

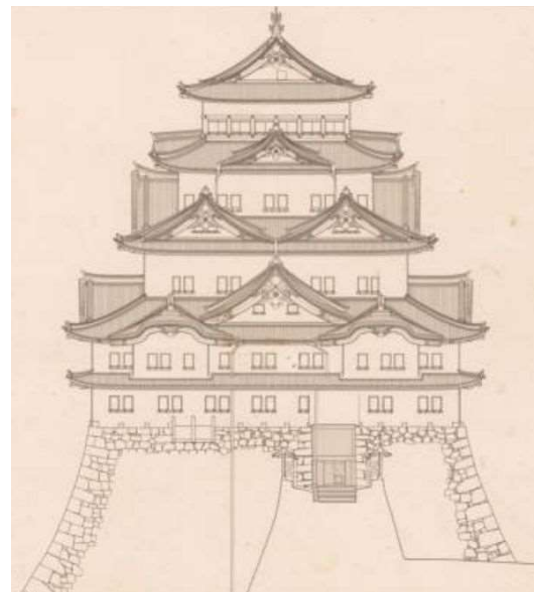
して指定若しくは仮指定された建築物及びこれらの建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、適用しないこととされている。そのため、同法規制を満たすことができない場合であっても、事前に所管部局とも十分な調整を図り、同認定手続きを経た上で復元整備が可能となることがある。

消防法については、一般の利用に供される建築物について適用され、復元建造物もその対象となるため、建築物の用途、規模等に応じた消防設備を備える必要がある。

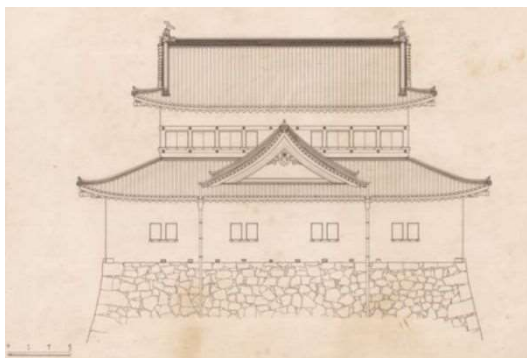
また第2章で示した通り、特別史跡内は都市計画法や都市公園法、文化財保護法等による制限もあるため、これらの法的規制等を満たした整備が必要となる。



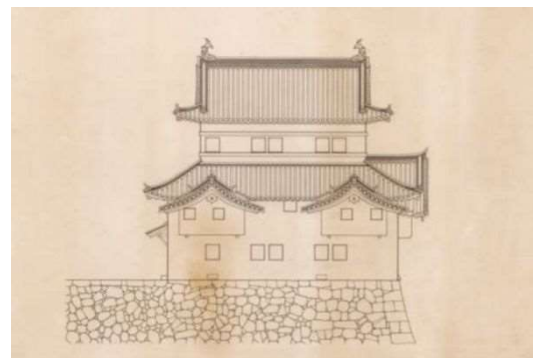
名古屋城天守東側立面図



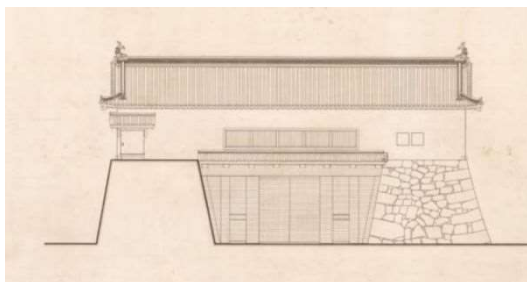
名古屋城天守南側立面図



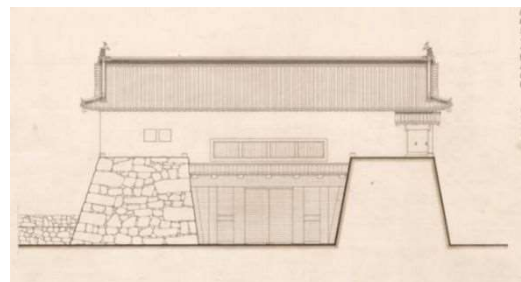
名古屋城小天守南側立面図



名古屋城東北櫓東側姿図



名古屋城表一之門正面図



名古屋城東一之門正面図

図 昭和実測図

（5）周辺のアクセス環境

名古屋城へのアクセスは、鉄道、バス等の公共交通機関及び自家用車等が主な交通手段となっている。

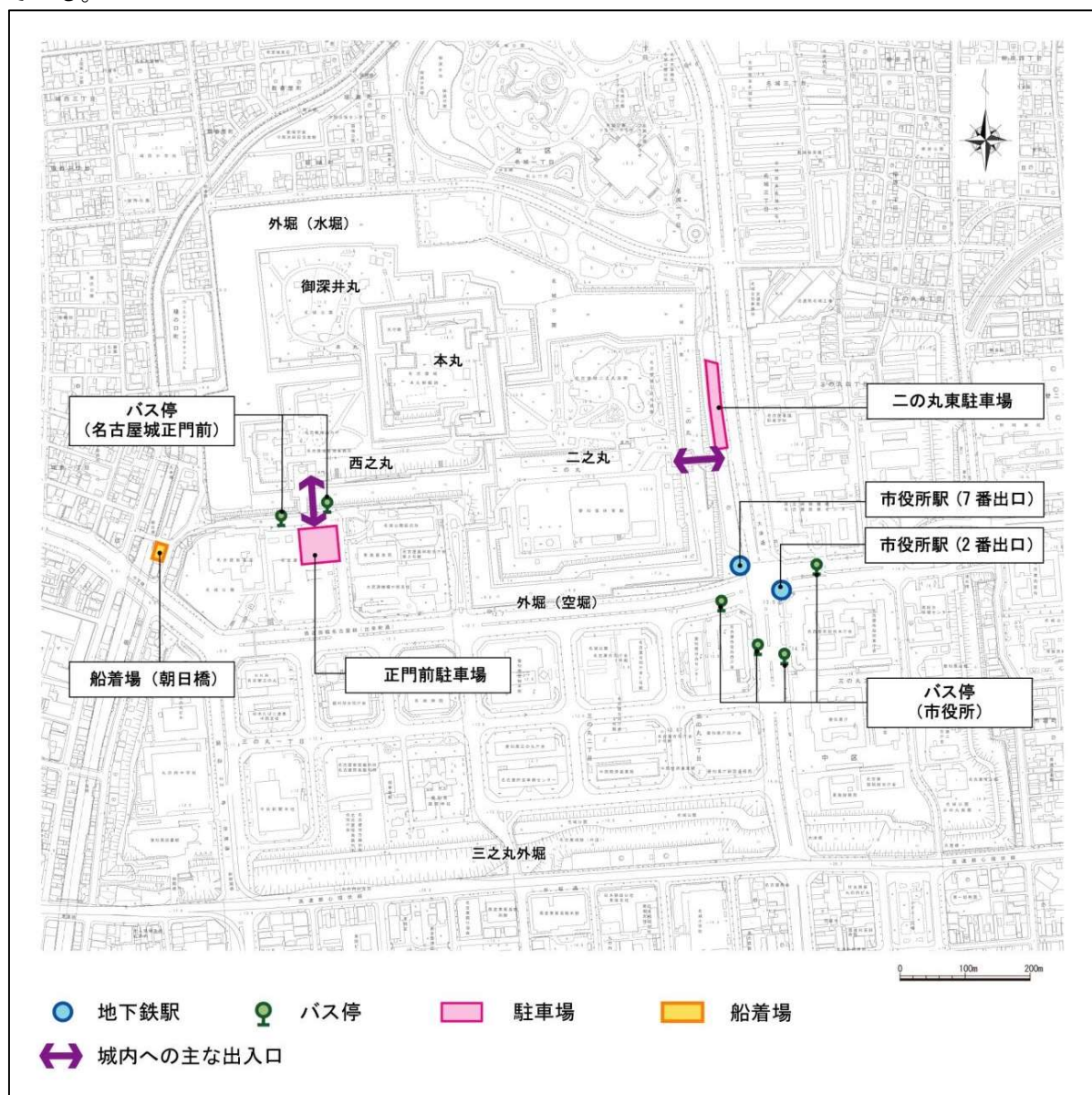


図 周辺のアクセス環境

1）鉄道でのアクセス

鉄道では新幹線の停車駅である名古屋駅から、地下鉄を乗継ぎ名城線「市役所」駅にて下車し、徒歩5分程度で東門券売所に到着するルートが最短ルートとなっている。

2）バスでのアクセス

市営バスでは名古屋駅からはバス停「市役所」まで運行している路線系統があるほか、^{さかえ}栄から正門に最も近接したバス停「名古屋城正門前」にアクセスすることができる路線系統もある。

また、名古屋駅から市内の主要な観光施設を循環し市内周遊アクセスの向上を図る、なごや観光ルートバス「メーグル」の循環ルートに名古屋城も入っており、正門前にバス停がある。「メーグル」では主要な観光施設の入場料割引等のサービスが受けられる一日乗車券を発行しており、名古屋城でも入場料割引サービスを行っている。

3）自動車でのアクセス

名古屋高速 1 号楠線「黒川」出口から南へ約 8 分、名古屋高速都心環状線「丸の内」出口から北へ約 5 分であり、遠方から自家用車等でのアクセスも容易である。近隣の公営駐車場としては、正門前駐車場及び二の丸東駐車場の 2 箇所がある。

4) 水上アクセス

名古屋城下門跡西側には、堀川に架かる朝日橋に船着場が整備されており、堀川を通じて名古屋港と結ぶ船の運航をすることができる。堀川では、船を運航するイベントも開催されており、このイベントに併せて朝日橋船着場を利用し、名古屋城への入場をコースにした取り組み等が行われた例もあるが、定期的な運航は行われていない。

5) 交通手段における現状・課題

名古屋城への主なアクセス手段は、公共交通機関である鉄道やバスのほか、自家用車等がある。

水上アクセスについては、名古屋城に近接した船着場が整備されているが、水上交通の定期的な運航は行われていない。水上交通は、堀川の水運を利用して隆盛した商人町であった四間道地区などとの回遊性の向上に繋がる交通手段となることから、定期運航等を検討する必要がある。

自転車でのアクセスについては、城内に駐輪場が整備されておらず、市内では公共交通として、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の導入はしていない状況である。交通手段の充実を図るためには、自転車利用者のための施設整備や公共交通としての自転車サービスの導入等の検討が必要である。

4-2-2 諸施設

（1）展示施設

1) 大天守閣・小天守閣

大天守閣は昭和37年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、1階、3～5階は常設展示室として史資料や旧本丸御殿障壁画を順次展示替えしつつ、名古屋城の概要・歴史や城内・城下の暮らしの展示に活用している。各階には「簞乗り体験コーナー」や「石引き体験コーナー」、「城内・城下の暮らし」などの体験型施設を設けており、体験を通じて名古屋城や城下町の歴史や文化を学ぶことができる。また、2階は企画展示室であり、年間数回の特別展・収蔵品展を開催している。

小天守閣では来場者は地階を大天守閣への通路として通行できるのみであり、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとする史資料等を収蔵する施設としているが、面積・高さが不足しているとともに荷物用エレベーターの振動が激しいため、適切な収蔵環境を確保する必要がある。

また、展示作業時の史資料等の移動にあたり、小天守閣収蔵庫から大天守閣までは屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならない上に、開口の狭い出入口や多くの段差があり危険性を伴うことから改善する必要がある。

このように大天守閣・小天守閣は展示・収蔵の機能を有しているが、史資料等の収蔵スペースの不足や搬出入における危険性等の課題がある。

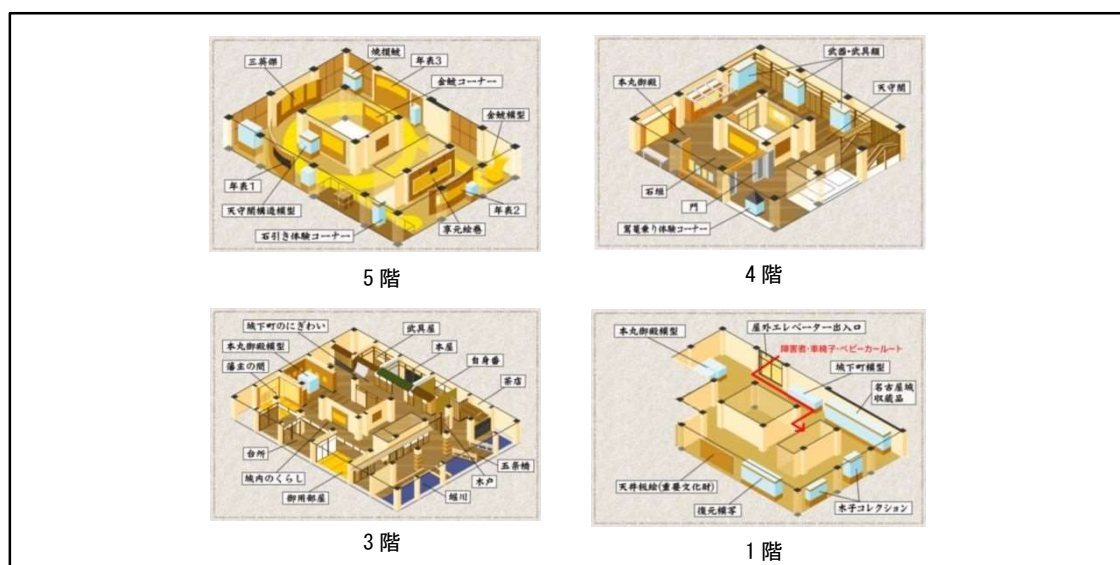


図 大天守閣内展示施設の状況

2) 茶席群

猿面望獄茶席、書院、又隠茶席、織部堂は通常非公開であるが、例年開催しているイベント等にに合わせて特別公開するとともに市民茶会を開催し、来場者に往時の生活や文化をわかりやすく伝える施設として活用している。公開にあたっては期間限定の公開に留まっていることから、より多くの来場者が観覧できるよう特別公開の期間の拡大や、観覧の際に建築様式や来歴など茶席の価値を理解しやすいような観覧環境の充実を図るなどの検討が必要である。

また、使用許可を得ることで団体等主催の茶会や結婚式などにも利用することができる。今後は名古屋城の魅力の一つとして、認知度と利用率の向上に取り組む必要がある。

3) 御深井丸展示館

御深井丸展示館では、郷土玩具と土人形、本丸御殿復元事業に関連する「匠の写真館」の展示を行っている。

展示のみではなく、来場者が郷土玩具等に触れる機会を設ける等、体験型のイベントの開催が課題であるが、現在はスペースの都合から開催できない状況である。



写真 御深井丸展示館

(2) 説明板

特別史跡指定地内には名古屋城の歴史や遺構等の機能・特徴を解説した説明板を設置している。現在設置している説明板の概要は以下のとおりである。

表 説明板の概要

種別	表示内容など	写真
全体説明	・城跡全体やエリアー帯の歴史を解説しているものや、地図により城内またはエリアー帯の遺構や施設等の位置を示しているものがあり、正門・東門など主要な出入口の付近や二之丸庭園前等に設置している。 ・日本語、英語の2カ国語表記のものが多く、地図内の施設等名称は日本語表記のみがほとんどである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものを設置している。	
個別説明	・遺構、植栽などの解説を表示している。 ・文章のみの表記となっている。 ・日本語、英語の2カ国語表記。 ・遺構の説明板は形態を統一しているが、材質等が異なる。	

全体説明板の地図表示は有料区域を中心としたものとなっており、無料区域を含めて表示しているものはないため、特別史跡名古屋城跡の全体像が来場者に伝わらず、無料区域に位置する遺構についても認知され難い状況となっている。個別の説明板に関しては内容が文章表記のみであるため、劣化等により現在の姿が往時と異なる遺構等は、かつての形態を理解し難い状況である。また、門が失われた虎口を対象とした説明板は設置しておらず、名古屋城の縄張で重要な要素であるかつての虎口の存在やその機能・特徴等を来場者に伝えられていない。さらに門や櫓等失われた建造物についてもかつての存在を伝えられておらず、往時の名古屋城の姿をイメージしにくい状況となっている。

説明板の言語表記については、「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」により、英語併記をすることを基本とし、他の言語併記については施設特性等の観点から視認性や美観等に問題がない限り必要とされる言語を併記することとしている。現在、個別の説明板については日本語と英語の2カ国語表記としているが、全体の説明板については地図内の施設名称等が日本語表記のみとなっているものがほとんどである。

これらの状況から、来場者に特別史跡名古屋城跡の全体像やかつての遺構の存在・形態等をわかりやすく伝えるために、説明板の設置場所と表示内容を充実させるとともに、外国人にも理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（3）案内板

来場者が円滑に観覧できるよう案内板を設置している。また、危険箇所や遺構の保存上必要な場所には注意喚起を促す案内板を設置している。案内板の概要は以下のとおりである。

表 案内板の概要

種別	表示内容など	写真
誘導 (ピクト)	・トイレなどの方向を示している。園路の交差点などに設置している。	
誘導 (文字表記)	・各施設や、遺構などの方向を示している。園路の交差点などに設置している。 ・形態・色彩等の統一化が図られている。 ・日本語、英語の2カ国語表記	
施設名称 (ピクト)	・施設のマークを表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。	
施設名称 (文字表記)	・施設の名称を表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (ピクト)	・城内での行為の注意喚起を促すものである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (文字表記)		

案内板の中には各施設までの誘導が十分でないものがあり、来場者の円滑な観覧が図れていない状況があるため、適切な配置を検討する必要がある。

案内板の言語表記についても、説明板と同様に「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」に基準を示している。しかし、城内では施設名称（文字表記）や注意事項等（ピクト）については、日本語表記のみのものがある状況である。

これらの状況から、来場者が円滑に観覧できるよう、案内板を適切に配置するとともに、外国人にも理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（4）便益・休憩施設、管理施設

名古屋城に設置している便益施設、休憩施設、管理施設は以下のとおりである。

表 便益施設・休憩施設・管理施設の一覧

施設種別	所在地	施設名称	主な設備など
便益施設	本丸	本丸休憩所	土産物販売、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）
		天守閣売店	土産物販売
		飲食店・トイレ	飲食店、トイレ
	二之丸(北)	二の丸茶亭	飲食店
		東門北側トイレ	トイレ、多目的トイレ
		東門券売所	トイレ、多目的トイレ、コインロッカー
		売店	土産物販売
	二之丸(南)	トイレ	トイレ
		トイレ	トイレ
	西之丸	総合案内所	総合案内所、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）、コインロッカー
		売店	土産物販売
		飲食店	飲食店
		写真館	写真撮影
		トイレ	トイレ、多目的トイレ
	おふけまる 御深井丸	トイレ	トイレ（木材加工場等敷地内により使用不可）
		御深井丸展示館内 トイレ	トイレ
	三之丸外堀	トイレ	トイレ
	城内各所	自販機	飲料販売
	周辺地域	正門前駐車場	駐車場（身障者用3台）、トイレ（多目的有）
		東駐車場	駐車場（身障者用3台）
	城内各所	公衆無線LAN	Wi-Fi利用施設
休憩施設	本丸	休憩所（藤棚）	藤棚
	二之丸(北)	休憩所（望鯨亭）	四阿
		休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	御深井丸	休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	城内各所	ベンチ	各所に配置されたベンチ
管理施設	本丸	守衛室	守衛室
	二之丸(北)	東門券売所	券売所
	西之丸	名古屋城総合事務所	名古屋城の管理拠点
		（一財）名古屋城振興協会事務所	（一財）名古屋城振興協会の事務所
		会議室	会議室
		倉庫	名古屋城総合事務所等が利用
		正門券売所	券売所
	御深井丸	資材置場	施設管理用の資材置場として利用

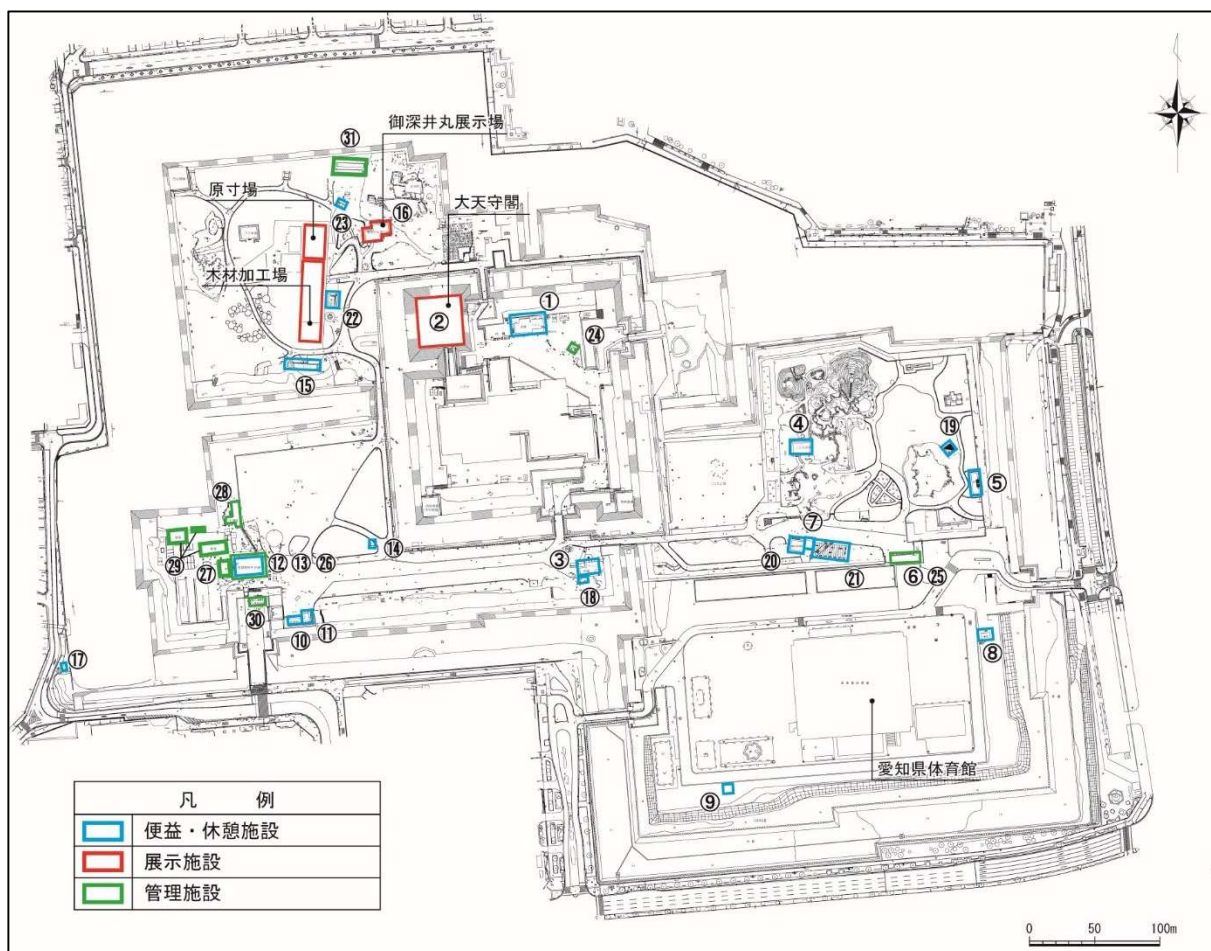


図 便益施設・休憩施設・管理施設等の状況

番号	名称	番号	名称
①	本丸休憩所	⑮	休憩所（藤棚）
②	天守閣売店	⑯	休憩所（望鯨亭）
③	飲食店・トイレ	⑰	休憩所（四阿）
④	二の丸茶亭	⑱	休憩所（藤棚）
⑤	東門北側トイレ	⑲	休憩所（四阿）
⑥	東門券売所	⑳	休憩所（藤棚）
⑦	売店	㉑	守衛室
⑧	トイレ	㉒	東門券売所
⑨	トイレ	㉓	名古屋城総合事務所
⑩	総合案内所	㉔	（一財）名古屋城振興協会事務所
⑪	総合案内所横トイレ	㉕	会議室
⑫	売店	㉖	倉庫
⑬	飲食店	㉗	正門券売所
⑭	写真館	㉘	資材置場
⑮	トイレ		
⑯	御深井丸展示館内トイレ		
⑰	トイレ		

1) 便益・休憩施設

便益・休憩施設は来場者が快適に城内を観覧するために必要となる施設であり、トイレ、休憩施設、土産物などを販売する売店、飲食店を設置しているが、特別史跡の保存・活用の観点から施設の必要性や今後のあり方を検討する必要がある。

高齢者や障害者の方にも利用しやすい洋式トイレの割合・数が少ない箇所があり、授乳室の設置は天守閣内と名古屋城総合事務所内のみであり、十分な状況とは言えないため利便性の向

上を図る必要がある。

また、学校の遠足等の団体客が大人数で雨天時に利用可能な休憩スペースがない状況がある。

名古屋城には多くの外国人観光客が来場するが、外国人観光客等の利便性を向上させるためには、公衆無線 LAN 環境を充実させることが効果的である。城内には公衆無線 LAN が利用できる Wi-Fi スポットがあるが、利用可能なエリアが限られているため、さらなる利便性の向上を図る必要がある。

2) 管理施設

管理施設は日常的な管理運営のために必要となる施設であり、本丸に守衛室、二之丸に東門券売所、西之丸に事務所・会議室・倉庫・正門券売所、御深井丸に資材置場があるが、特別史跡の保存・活用の観点から施設の必要性や今後のあり方を検討する必要がある。

(5) 園路・安全柵等の施設

現在、名古屋城における園路・安全柵等の施設の維持管理は、日常的な点検等により、劣化状況等が確認された場合において、随時修繕、更新等を行っている状況である。

しかし、城内の園路・安全柵等の施設は、経年劣化等により機能性を損ねているもの等があり、来場者が城内を観覧する上で多くの課題を抱えている。

園路・広場では、城内の全域にわたり、舗装の剥がれ、ひび割れ等の経年による劣化が各所で確認できる。これらは、つまずきや転倒、雨天時の排水不良等を引き起こす可能性がある。

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、全体的に塗装の剥がれや、サビが顕著であり、一部断面欠損したもの等がある。

城内全域で見られる堀への転落防止等に使用されている擬木柵は、局部的に擬木コンクリートの欠損等が見られ、特に二之丸(北)内の西側及び北側の劣化が著しい。

本丸東門枡形跡付近で見られる侵入防止柵は、全体的に劣化が顕著であり、支柱部の地際部では、腐食による断面欠損等が生じており、早期の更新が望まれる。

照明灯は、全体的に塗装の剥がれやサビなどの腐食が顕著であり、植栽等により配光範囲が阻害され、本来の機能性を損ねているものが見受けられる。

園路・安全柵等の施設については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理を行っていく必要がある。



擬木柵の欠損部
(二之丸北南蛮練堀付近)



樹木で灯具が覆われた照明灯
(二之丸広場)

(6) 諸施設の移動円滑化（バリアフリー）における課題

城内の諸施設における移動円滑化は、全ての施設において整備することが望ましいが、特別史跡であり多くの文化財等が存在する名古屋城では、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で整備する必要がある。今後、調査等を行った上で、バリアフリー化を進める主要な施設、主要な経路等を設定し、計画的に整備を進めていく必要がある。

以下に諸施設における移動円滑化に対する現状及び課題を整理する。

1) 便益施設

- ・ 多目的トイレは、有料区域内に 5 箇所あり、うちオストメイト対応トイレが 2 箇所、おむつ交換台が併設されたものが 4 箇所ある。

- ・ 3 店舗ある飲食店の入口は全てスロープを設置し、自動ドアまたは引き戸を設置している。
- ・ 二の丸茶亭では、車いす用のテーブルを 1 席設置している。
- ・ 本丸休憩所の売店及び西之丸の売店は入口部に段差は無いことから、車いす等の利用は可能である。
- ・ 天守閣内の売店は 7 階展望室内にあり、階段のみのアクセスとなっている。
- ・ 御深井丸展示館はトイレと無料休憩所が併設されているが、入口部に段差がある。

2) 休憩施設

- ・ 二之丸(北)の休憩所（望鯨亭）は入口部に段差がある。
- ・ 西之丸の総合案内所及び無料休憩所は入口部に段差があり、隣接するトイレに併設されたスロープから車いす等の利用が可能であるが迂回路となってしまう。

3) 管理施設

- ・ 名古屋城総合事務所は建物の 2 階にあり階段のみのアクセスとなっているとともに、来場者動線からの接続はされていない。

4) 園路・安全柵等の施設

- ・ 来場者の往来の多い主要な園路では、移動円滑化を図るための整備が必要である。
- ・ 二之丸東門枳形跡付近の歩道は、東門駐車場から東門券売所に至る主要な経路であるが、幅が狭小な部分があり、車椅子等が通行しにくい状況である。
- ・ 二之丸大手門枳形の歩道にも幅が狭小な箇所があり、車椅子等が通行しにくい状況となっている。
- ・ 便益施設等への経路や入口部の段差などは、園路の改修と併せて整備することが望まれる。
- ・ 今後、城内全体のバリアフリーに関する計画を立てた上で、主要な園路の移動円滑化を図る整備を行っていく必要がある。



狭小な歩道（二之丸東門枳形付近）

（7）諸施設のデザインにおける課題

1) 便益・休憩施設、管理施設

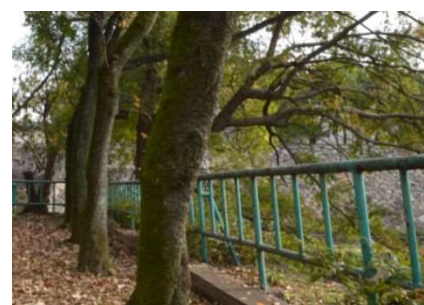
建築物等のデザインは建設時に歴史的景観に配慮したと想定されるものが多く、全体的に周囲の景観に馴染むような意匠、形態等となっている。しかし、自動販売機については一般的なデザインのものが設置されており、景観を阻害する一要素となっている。

2) 案内板

城内に設置されている案内板は、長年にわたり必要に応じて設置等を行ってきた経緯から、多種多様な意匠、形態、色彩等のものを設置していることから、来場者へのわかりやすさ、見やすさを考慮し、デザインの統一化を図る必要がある。

3) 歴史的景観の阻害要素となっている安全柵等

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、劣化状況も顕著であるが、塗装の彩度が高く、背景となる堀等の歴史的景観に調和していない。また、城外からの眺望景観の阻害要素となっていることから、歴史的景観を損なわない色彩等に改修、更新等を行う必要がある。



歴史的景観に調和していない柵（御深井丸）

重要文化財である二之丸大手二之門には、遺構を保護するためのガードレールが設置されているが、形状や色彩が景観に調和していないことから、遺構の保存に影響のない範囲で施設の改修・更新等が必要である。

南蛮練堀や埋門跡等では、遺構の手前に擬木柵とロープ柵が二重に設置されている。安全対策であるものの遺構への見通しを遮っており、来場者に遺構の全容が認識されにくい状況であるため、見通しを確保するための改修等が必要である。



歴史的景観に調和していないガードレール（二之丸大手二之門）

(8) 防災について

1) 防災における特別史跡名古屋城跡の位置づけ・役割

特別史跡名古屋城跡の大部分は名城公園に属している。名古屋市地域防災計画（平成 28 年（2016）修正）では、公園・緑地について「応急救助活動、物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設」としている。また、特別史跡名古屋城跡を含む名城公園一帯を、消防・自衛隊・警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援・活動に備える場所（広域防災拠点のうち応援隊集結（活動）拠点）として位置づけている。

また、同計画では名城公園一帯を広域避難場所に指定している。広域避難場所は、「主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園緑地であり、災害時の避難先」として位置づけている。

名古屋城北に位置する名城公園北園等を含む名城公園全体として、広域防災拠点、広域避難場所に指定しているが、特別史跡指定地内での防災活動や避難活動による遺構等への影響が懸念される。

2) 想定される災害

①災害履歴

名古屋城及び周辺地域に起こった過去の災害を整理した。

■風水害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
慶長 19 年 （1614）	10（8）	風水害	暴風雨・洪水	名古屋城天守台石垣北東が約 140m崩れた。
寛永 13 年 （1636）	9（8）	水害 高潮	暴風雨・洪水	伊勢湾・三河湾に起こった高潮により熱田海岸堤防が決壊し、新田が被害を受け、道路が交通途絶した。名古屋城も被害を受けた。
承応 2 年（1653）	6（6）	風水害	暴風雨	名古屋城天守・櫓門が被害を受けた。 尾張領内の民家被害は 22,000 戸に及び、死者も多数出た。
万治 3 年（1660）	6・7（5・6）	水害 雷害	長雨・強雨（雷雨）・ 洪水・落雷	連日の雷雨により、尾張・美濃で水害や雷害が発生するなか、名古屋城も落雷による被害を受けた。
貞享 3 年（1686）	3（2）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼失した。
	8（7）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、建中寺に被害があった。
元禄 4 年（1691）	7（6）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、死者が 1 人出た。
元禄 10 年 （1697）	7・8（6・7）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 4 戸焼失し、1 戸破損した。
元禄 13 年 （1700）	4（2）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼けた。
元禄 14 年 （1701）	6（5）	風害 水害	突風・大雨（雷雨）・ 洪水	名古屋城下から熱田にかけて突風と降雹があった。各所に落雷があり、熱田では突風により家屋や樹木に被害があった。また、庄内川の出水により田畑に被害があった。
文化 8 年（1811）	8（6）	水害	強雨（雷雨）	数日間雷雨が続くなか、名古屋城下へ多数の落雷があり、強雨により浸水する箇所が発生した。
文政 13 年（天保元年） （1830）	9（7）	水害	暴風雨・洪水	大雨による庄内川出水に伴い堤防が決壊し、名古屋北西部の中下・柳町付近と名古屋城下が浸水した。
天保 8 年（1837）	9（8）	風水害	暴風雨	暴風雨により名古屋城下の土居下屋敷などが大きな被害を受けた。
昭和 44 年 （1969）	8	風水害	暴風雨	台風 9 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁の一部が破損した。

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
昭和 47 年 (1972)	9	風水害	暴風雨	台風 20 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁や本丸表二之門脇の塀が破損した。その他倒木などの被害も受けた。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 から作成

■地震災害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	地震名称	内容
寛文 9 年 (1669)	6 (6)		名古屋城三之丸石垣の一部が崩れた。
宝永 4 年 (1707)	10 (10)	宝永地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城では櫓や土塀が被害を受けた。
享和 2 年 (1802)	11 (10)		名古屋城三之丸本町門の石垣が崩壊し、西に植わっていた松が倒れ、高壁が崩れた。
文政 2 年 (1819)	8 (6)		名古屋城の各所の石垣が破損し、東一之門枳形石垣北西の被害が大きかった。城下ではところどころ土塀・築地が崩れ、寺院の門が倒れた。
安政元年 (1854)	12 (11)	安政東海地震 安政南海地震	南海トラフ巨大地震。安政東海地震発生から 32 時間後に安政南海地震が起こった。 名古屋城の多門櫓・三之丸各門・高塀が破損し、武家屋敷は 147 戸が破損した。城下の裏町では倒家があり、表町では壁の破損が多かった。
明治 24 年 (1891)	10	濃尾地震	わが国最大の内陸直下の巨大地震。 本丸・二之丸・御深井丸周囲の多聞櫓の壁・屋根等と西之丸の榎多門が大きな被害を受けた。 城内の第三師団における被害状況は負傷者 17 人、建物全壊 13 戸、半壊 1 棟、破損 62 棟であった。三之丸の県庁・県会議事堂も被害を受けた。
昭和 19 年 (1944)	12	東南海地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市南部の埋立地が被害を受け、家屋の倒壊や、地盤の地割れ、土砂と水の噴出、不等沈下の現象がみられた。このほか道路や橋、地下埋設管、市電軌道にも被害があり、名古屋港では港湾施設に被害あった。 住家全壊 863 戸、住家半壊 5378 戸
昭和 20 年 (1945)	1	三河地震	深溝断層の活動による直下地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市の被害総計は、死者 8 人、負傷者 26 人、住家全壊 40 戸、住家半壊 152 戸

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会

新修名古屋市史資料編編集委員会、2008 年、『新修名古屋市史 資料編 自然』、名古屋市

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」編、2011 年、『災害史に学ぶー内陸直下型地震編ー』、内閣府(防災担当)災害予防担当 から作成

■火災の履歴

和暦（西暦）	月	原因	内容
昭和 20 年 (1945)	5	空襲	太平洋戦争に伴う大空襲により、名古屋城では大天守・小天守・本丸御殿・東北隅櫓・本丸表一之門・本丸東一之門と二之門・不明門・正門（旧江戸城蓮池門）が焼失し、甚大な被害を受けた。
昭和 48 年 (1973)	2	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館第二男子寮から出火し、西側にあったプレハブ倉庫とともに全焼した。
昭和 49 年 (1974)	4	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館の東側棟から出火し、全焼した。翌月、名古屋学生会館の建物が撤去された。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 より作成

②想定される災害

名古屋市のハザードマップ（地震、津波、洪水・内水）より、名古屋城においては、津波、洪水・内水の危険性については言及されていないため、想定しないものとする。

災害対策基本法第 2 条第 1 項で定められた災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発」等と定義されているが、過去の災害履歴等を踏まえると、名古屋城で想定される災害は、以

下のように考えられる。また、これらの災害が特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素に与える可能性のある被害は次のように考えられる。

・ 想定される災害：暴風、竜巻、豪雨、地震、大規模な火事（以下火災）、落雷

地形：表土流出（豪雨）、地割れ・液状化（地震）

石垣：崩れ（暴風、竜巻、豪雨、地震）

堀・土塁等：崩れ、土砂流出（豪雨、地震）

建造物等：倒壊（暴風、竜巻、地震）、火災、落雷

植栽：倒木（暴風、竜巻、豪雨、地震）、火災、落雷

③市民や来場者の安全確保・避難誘導

現在、名古屋城では名古屋城総合事務所職員及び警備担当・売店担当の運営スタッフ合同で、来場者の避難誘導等を目的とした防災訓練を行っている。

3) 防災における現状・課題

現在策定している消防計画では、防災管理業務の必要事項を定めているが、特別史跡指定地であることを前提とした中での災害時の広域防災拠点・広域避難場所としての役割や遺構等の災害予防対策、災害時の市民・来場者の安全確保等について具体策を示せていない状況である。そのため、今後これらの観点を含めたより実践的な防災対策を検討する必要がある。

4-2-3 企画・イベント

（1）企画・イベントの開催状況

1) 修復・発掘現場見学会等

名古屋城では遺構の修復整備や発掘調査等に際して、参加者に向けた現地説明会・見学会等を行っている。いずれも普段見ることができない遺構の構造や調査の様子を間近で見ることが出来るため、来場者の遺構への理解を深められる機会として重要な取組みである。

しかしこれらの取り組みは、現場で学芸員等から参加者へ説明を行う講義形式のものが多く、参加者は受動的に情報を得ているのみの状況である。そのため見学会等のなかで体験型の企画を開催するなど、来場者がより遺構への理解を深められるような取組みの検討が必要である。

なお、現地説明会・見学会においては開催後、発表した調査成果等を公式ウェブサイトに掲載しており、その内容を広く発信している。

① 石垣修復現場見学会

平成 25 年度（2013）から、石垣修復整備の現場見学会を継続的に開催している。平成 28 年（2016）2 月には、全国でも最大規模の石垣修復整備である本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備現場の第 3 回目の見学会を開催し、抽選で選ばれた 130 人が参加した。



写真 石垣修復現場見学会

② 二之丸庭園発掘調査現地説明会

平成 25 年度（2013）から、二之丸庭園保存整備事業を広く周知するため、発掘調査の現地説明会を開催し、発掘調査の成果の説明などを行っている。

平成 27 年（2015）10 月には、「名古屋城秋の陣」の一環として 2 日間にわたって開催され、約 500 人が参加した。



写真 発掘調査現地説明会

③ 重要文化財西南隅櫓保存修理工事現場見学会

平成 22 年度（2010）から平成 26 年度（2014）まで半解体修理工事を行っていた西南隅櫓では、平成 26 年（2014）8 月に修理工事中の内部公開を行い、抽選で選ばれた 50 人が参加した。

④ 本丸御殿復元整備現場等

平成 21 年（2009）1 月より復元整備中である本丸御殿では平成 29 年（2017）までその作業工程を公開しており、整備中の建物を保護している素屋根内や御深井丸^{おふけまる}の木材加工場、原寸場の内部に見学通路を設け、本丸御殿復元整備の様子を来場者が間近で見学することができた。

※木材加工場、原寸場は平成 29 年 12 月 28 日をもって見学終了。

2) 体験イベント等

名古屋城では往時の生活や文化などを体験できる様々なイベント等を開催している。

本丸御殿復元に際し、木曽川上流の貴重な財産である樹齢 300 年の木曽ヒノキなどの木材を使用していることから、平成 20 年度（2008）より下流域に住む名古屋市民が上流域である岐阜県中津川市・長野県木曽郡木曽町へ行き、現地の人々とともに植樹等を行うことで上下流の交流を図る「平成の名古屋市民の森づくり」を開催している。

平成 26 年（2014）11 月には、本丸御殿障壁画復元模写が体験できる「親子で障壁画模写体験会」を開催し、復元模写のスタッフの指導により、参加者が 400 年前にも使用していた岩絵

具を使用して線画に色を塗る復元模写の体験会を行った。

また、普段は着ることができない「十二単着付け体験」や、端午の節句に本物さながらの甲冑を着用して城内を歩き記念撮影などができる「子ども甲冑体験」など当時の衣装を体験できるイベントを開催した。

平成 27 年度（2015）からは、NC400 パートナーの取組みとして、地元名古屋の伝統工芸職人によるものづくり体験会を開催し、多くの観光客に名古屋の魅力を発信している。

これらの企画・イベントは、体験を通して名古屋城の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしていることから、今後も継続するとともに開催数を増やす必要がある。

3) 名古屋城検定

名古屋城本丸御殿への理解を深め、その魅力を広く発信するため、平成 20 年（2008）より開催している。合格者には特製オリジナル認定証が贈られ、上級合格者には、「名古屋城定期観覧券」、「徳川園定期入園券」、「徳川美術館入場券」などの特典が付与される。名古屋おもてなし武将隊も戦伝大使として PR 活動をしている。



写真 名古屋城検定パンフレット

4) 名古屋おもてなし武将隊

名古屋の魅力を全国に発信するため、名古屋開府 400 年を目前としていた平成 21 年（2009）11 月に結成された。

名古屋城における主な活動は城内案内や記念撮影等の観光客への「おもてなし」や、土日祝に行われる「おもてなし演武」であり、名古屋城以外でも各地における様々なイベント等にも出陣している。



写真 名古屋おもてなし武将隊

5) 年間イベント等開催状況

名古屋城では年間を通じて多分野にわたる様々なイベントを開催している。平成 28 年度（2016）に開催した主なイベントを次のとおり整理した。

■春の陣

桜の開花迫る 3 月下旬からゴールデンウィークまでを「春の陣」として、期間を通じた土日祝を中心に、様々な催事を行った。また、3 月 26 日から 4 月 10 日までを「桜まつり」として、期間中の開園時間を午後 7 時 30 分まで延長し、観覧者に名古屋屈指の桜をお楽しみいただいた。また、重要文化財西北隅櫓や茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を公開したほか、火縄銃の実演や着物体験、和太鼓演奏など、歴史・文化にちなんだ催しを企画し、多くの観覧者にお楽しみいただいた。平成 28 年度（2016）における春の陣の入場者数は、393,879 人であった。

■宵まつり

名古屋の夏の風物詩である「名古屋城大盆踊り」をはじめとした大型催事。平成 28 年度（2016）は 8 月 5 日から 8 月 15 日の間、開園時間を午後 8 時 30 分まで延長し、名古屋城の宵をお楽しみいただいた。連日賑わいを見せるビアガーデンをはじめ、縁日コーナーや飲食施設などを展開。また二之丸広場では、大型のステージを組み連日の賑わいを見せ、地元アイドルやアーティストによる音楽イベントなどを企画したほか、恒例の大盆踊りを開催し、名古屋の魅力発信を行った。平成 28 年度（2016）における宵まつりの入場者数は 133,366 人であった。

■秋の陣

行楽シーズンの10月3連休から勤労感謝の日までを「秋の陣」として、期間中の土日祝を中心に様々な催事を行った。重要文化財西北隅櫓と東南隅櫓、茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を発信したほか、古くから名古屋城の秋を彩る菊人形の展示や名古屋おもてなし武将隊 7 周年祭、本丸御殿復元事業に賛同をいただいた企業や関係自治体における地域交流ブースの展開などにより、秋の紅葉色づく名古屋城において観覧者のおもてなしを企画した。平成 28 年度（2016）における秋の陣の入場者数は 274,209 人であった。

（2）企画・イベント等の課題

名古屋城は名古屋の文化・観光の中核であり、その価値や魅力を十分に活かした企画・イベントを開催し、本市の文化・観光を発信していく必要がある。

1) 名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える企画・イベント

整備現場等の公開や体験型の企画・イベント等により、名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える取組みを開催していることから、これらを継続するとともに新たな企画・イベントを開催する必要がある。

2) 多岐の分野にわたる企画・イベント

年間を通じて開催している多岐の分野にわたる様々なイベントは、名古屋城の魅力向上につながるとともに、名古屋城の価値や魅力に触れる契機となることから、これらを継続するとともに新たな分野のイベントを開催する必要がある。

3) 継続的・段階的に学習できる企画・イベント

現在行っている企画・イベントは一過性のものが多く、継続的に参加できるようなものがない状況である。

このため、社会教育、学校教育等と連携するなどして名古屋城について継続的かつ段階的に学習できる企画イベントを開催し、名古屋城への理解を深めていく機会を設ける必要がある。

4-2-4 情報発信

（1）情報発信の内容

名古屋城の価値や魅力を伝えるために、パンフレット等の配布物や公式ウェブサイト、SNS 等を利用して様々な情報を発信している。情報発信の現状・課題について以下のとおり整理する。

1) 特別史跡名古屋城跡の普及・啓発

公式ウェブサイト等において名古屋城の歴史や城内の地図、施設紹介や利用案内、イベント、取り組んでいる事業等の情報を発信しているが、3-1-1 で述べた本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報は十分に発信できていない。また、有料区域を中心とした情報に留まっており、特別史跡指定地全体や無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、特別史跡名古屋城跡を構成する重要な要素についての情報も発信できていない状況である。

名古屋城の価値と魅力が理解されるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定地であることを周知し、積極的に発信していくことで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行う必要がある。

2) 広域的な情報発信

季節ごとの企画・イベント等の開催にあたってポスター・チラシ等による情報発信を行っているが、近郊への発信に留まっており海外も含めた広域的な情報発信は不足している状況である。観光団体や旅行事業者等と連携しながら、広域的な情報発信やサービス開発を行っていく必要がある。

3) 調査研究成果等の情報発信

発掘調査や整備に伴う調査研究の成果等は、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、公式ウェブサイトへの掲載等により情報の公開を行っている。

名古屋城の史実に関わる情報であるため、今後もその成果を積極的に発信することが必要である。

4) 観覧時の情報の発信

公式ウェブサイトやパンフレットでは、主要な施設の位置図や遺構概要等を掲載しているが、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城の見どころ等の情報は掲載していないため、来場者の名古屋城の観覧を充実させるために観覧時の情報を充実させる必要がある。また、それらを巡る観覧ルートの設定についても、現状は有料区域内のみに留まっていることから、無料区域も含めた特別史跡指定地全体としての観覧ルートの設定も必要である。

5) 情報発信方法

現在、名古屋城の情報はパンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等を活用して発信している状況である。しかし、とりわけ公式ウェブサイトについては情報通信環境の著しい進歩や立上げからの時間経過により、情報の陳腐化や公式ウェブサイト内の動線の複雑化が課題となっており、国内外へ名古屋城の情報発信を行う上での弱点となっている。また、インバウンドの著しい増加等の昨今の変化にも十分に対応できていない。名古屋城を幅広い地域・世代に普及・周知するために、社会情勢や時代のニーズ等に対応した多様な手法や媒体を活用して情報発信を行う必要がある。

4-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋城ではこれまでに示したように、様々な方法を用いて名古屋城の価値と魅力を伝えていくほか、以下のような周辺の歴史資産等と連携した取り組みも行っている。

1) 文化のみち

名古屋市では、江戸時代から明治・大正へと続く名古屋の近代化の歩みを現代に伝える貴重な歴史的建造物が多く残されている、名古屋城から徳川園に至るエリアを「文化のみち」と名付け、エリア一体でのイベントの開催等を行っている。

毎年11月には「歩こう！文化のみち」として街歩きイベントを行っているほか、2月から3月にかけては「雛巡りスタンプラリー」として雛人形が展示された各施設をまわって集めるスタンプラリーを開催している。

2) 金シャチ横丁

名古屋城の隣接地では、開府以降400年間培ってきた名古屋の文化と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」、「知って」、「体感・体験」できるよう、正門前と東門から地下鉄市役所駅までの空間を「物語が息づく本物の尾張名古屋を体験できる空間」として、平成30年（2018）3月29日の開業を予定している。正門前では、芝居小屋等の多目的空間や、名古屋の歴史の展示空間、食・生活文化を堪能できる横丁による「尾張名古屋文化の旅の基点」を創造しており、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらおうことを目指している。東門から市役所駅までは「東のゲートウェイの創出」として駅からの入場への期待感を盛り上げる空間づくりや、屋台や土産物屋が建ち並び下町の風情を感じる横丁づくりを目指している。

名古屋城では周辺に点在する歴史資産との連携や隣接地の整備によって特別史跡・観光地としての活用の幅を広げている。しかし、周辺の歴史資産等との連携は、それらが点在する一定の地域のみに留まっており、名古屋城との歴史的関連性は薄く、築城と同時期に開削された堀川や、清須越きよすごしに伴ってつくられた商人町である四間道地区しけみちなど、名古屋城との関連の深い歴史資産との連携が図れていないことが課題として挙げられる。

4-2-6 活用の現状・課題の整理

4-2-1 から 4-2-5 までの現状・課題を踏まえ、以下に活用における課題を整理する。

■特別史跡名古屋城跡と現存遺構の適切な範囲・方法による公開

- ・来場者の観覧が有料区域のみに留まっていることや、無料区域に位置する遺構の存在が認識されづらいことから、かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるために、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡全体としての環境整備を検討する必要がある。
- ・現存遺構等を積極的に公開するために、草本類等により眺望や顕在化が妨げられている石垣・土塁・堀等の適切な維持管理による遺構への眺望確保や遺構自体の顕在化、期間限定で公開している建造物等の公開期間の拡大等の検討や観覧環境の充実が必要である。
- ・城内には失われた石垣・土塁・堀・建造物等が多数あることから、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう復元整備の可能性の検討が必要である。

■名古屋城の歴史や価値等を伝えるための諸施設

- ・展示施設は名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝えるために、様々な手法を用いて展示内容を充実させる必要がある。また、認知度の低い施設があることから、利用促進を図るために認知度向上に取り組む必要がある。
- ・説明板は外国人来場者にもわかりやすい言語表記に努める必要があるとともに、名古屋城の全体像を伝える特別史跡全体を表示したものの設置や、かつての遺構等の存在や形態を伝える失われた遺構等への説明板の設置と解説内容の充実を検討する必要がある。
- ・城内の諸施設は、来場者の観覧を安全かつ快適なものとするために移動円滑化を図るとともに、歴史的景観を損なわないデザインとする必要がある。

■名古屋城を活用した企画・イベント

- ・来場者が名古屋城や遺構等についての理解をより深められる機会であることから、整備現場見学会や体験型の企画・イベントを充実させる必要がある。
- ・名古屋城の新たな魅力を創造し名古屋城来場の契機となるよう、多岐の分野にわたる企画・イベントを開催する必要がある。

■名古屋城の普及・周知を図るための情報発信

- ・本質的価値等の名古屋城の特徴や調査研究成果、観覧時の見どころ等の情報発信が十分でないことから、これらの内容を充実させる必要がある。
- ・名古屋城に関する情報を広域的な地域や幅広い世代に普及・周知するため、情報発信の方法を充実させる必要がある。

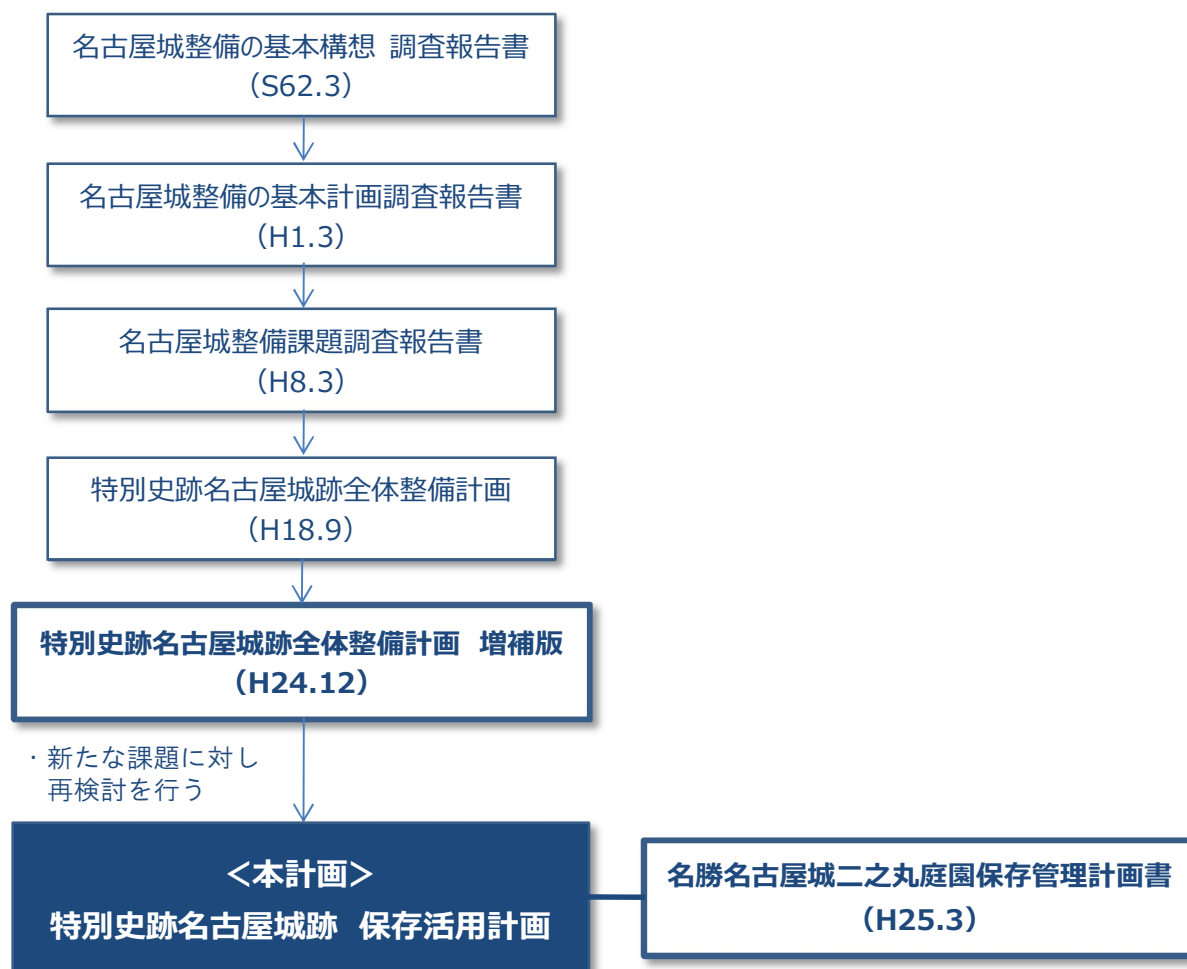
■周辺の歴史的関連資産等との連携

- ・「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を行っているが、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的な関わりの深い歴史資産との連携が図れていないことから、名古屋城の歴史を広域的に伝えられるよう歴史的関連資産との連携を図る必要がある。

4-3 整備における現状・課題

4-3-1 整備計画の経緯

名古屋市では、昭和 61 年度（1986）に策定した『名古屋城整備基本構想基本調査報告書』を始めとする調査報告書や整備計画に基づいて整備を進めてきた。平成 24 年度（2012）に策定した『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』及び『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』が最新の整備に関する計画であるが、これらの計画を踏まえた上で、本計画で新たに整備の実施計画を定める。なお、『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』の策定をもって『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』は廃止する。



4-3-2 整備の区分

整備には特別史跡の保存を目的とするものと活用を目的とするものがあるが、既往の整備計画ではそれらが区別なく示されてきた。本計画では、石垣や土塁、堀、建造物等の遺構の修復整備や、城内の歴史的風致を維持・向上するための植栽の整備については「保存のための整備」とし、遺構等の本来の姿を伝えるための公開・活用整備や失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備、名古屋城の歴史や価値を伝えるための展示施設・説明板、利便性を高める便益・休憩・管理施設、案内板、園路・安全柵などの施設の整備については「活用のための整備」とする。

また、日常的に行う維持管理については、保存と活用のどちらを目的とするものもあるため、それぞれの整備内容に含むものとする。

本計画にて区分する保存のための整備及び活用のための整備は、下図に示すとおりである。

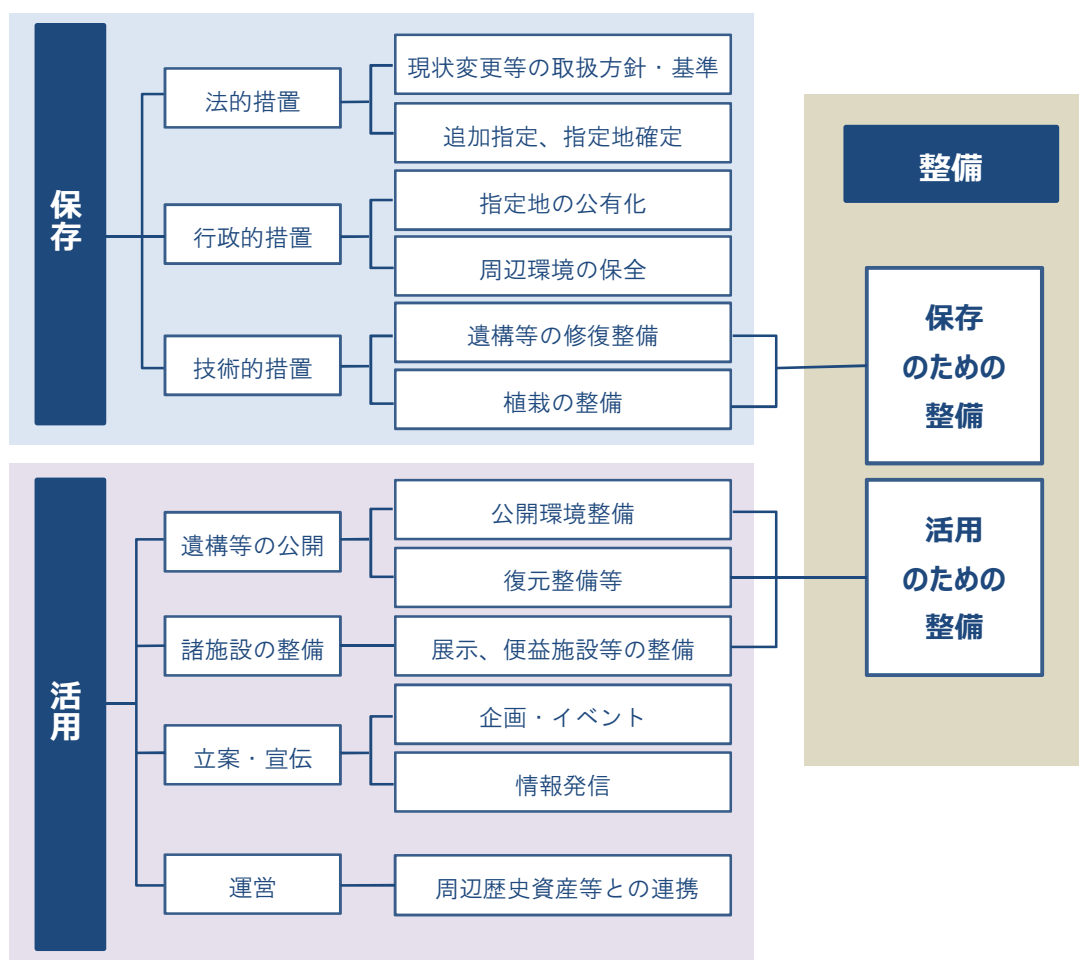


図 整備の区分

4-3-3 各地区における整備の現状・課題

保存及び活用の現状・課題から各地区の整備に係る現状・課題を整理する。

（1）本丸

平成 14 年（2002）から本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備を継続して行っており、平成 21 年（2009）からは本丸御殿の復元整備に取り組んでいる。今後はこれらの整備を完了させるとともに、劣化や損傷が見受けられる重要文化財の東南隅櫓や本丸表二之門の修復整備を行う必要がある。また、名古屋城を象徴する本丸の往時の姿の理解を促進させるために、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

（2）二之丸(北)

平成 25 年（2013）から『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』に基づいて二之丸庭園の旧名勝指定範囲を中心に保存整備を進めており、今後も順次、整備を進めていく必要がある。

南蛮練塀なんばんねりべいと埋門うずみは往時と形態が異なる遺構であることから本来の姿を伝える整備を検討するとともに、南蛮練塀には劣化や損傷が見受けられることから修復整備等を行う必要がある。また、「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のため、失われた建造物等の復元整備等の検討も必要である。

(3) 二之丸(南)

昭和39年(1964)に愛知県体育館が建設されて以後、体育館敷地として利用されており、城郭としての往時の姿を偲ぶことができない状態であることから、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、城跡としての整備を進めていく必要がある。

また、現在は二之丸(北)と分断されていることから、愛知県体育館の移転後は二之丸(北)と併せた二之丸全体としての整備が必要であり、二之丸(北)と同様に「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のため、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

重要文化財である二之丸大手二之門には劣化が見受けられることから修復整備を行う必要がある。

(4) 西之丸

平成23・24年(2011・2012)に策定した保存計画に基づいて、天然記念物である名古屋城の力への保護育成を行っており今後も継続していく必要がある。西之丸北部のかつての「御蔵構」では、平成28年(2016)から6棟あった米蔵のうち2棟の米蔵跡に重要文化財旧本丸御殿障壁画等の展示収蔵施設の整備に着手している。残る4棟の米蔵跡についてはかつての御蔵構の空間を認識できるよう、地下遺構の平面表示を行う。

(5) 御深井丸^{おふけまる}

本丸御殿復元整備に伴い原寸場・木材加工場を整備したため、本丸御殿復元整備完了後の跡地の整備方針の検討が必要である。

重要文化財である西北隅櫓や国登録有形文化財である乃木倉庫の劣化が見受けられることから修復整備が必要である。また、茶席には屋根の損傷がみられるためこれらの修復整備も必要である。

(6) 外堀(空堀)

堀に沿って^{かんぼく}灌木が植えられているが、二之丸を囲む灌木の背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っているため適切な植栽整備を行う必要がある。また、名古屋城の最大の特徴である石垣をよく観察することができるよう視点場の整備を検討する必要がある。

(7) 外堀(水堀)

昭和56年(1981)から工業用水を導入して水位を確保し、平成11年度(1999)から工業用水の日量を調節する水質浄化対策を開始してから現在に至るまで、水質状態はほぼ一定となっている。しかし平成7・8年度(1995・1996)の「名古屋城外堀浄化対策検討委員会」において定めた目標値には達していないため、さらなる改善方法の検討が必要である。

水堀対岸については、主に北側から城内への水堀と石垣・隅櫓・天守閣等が調和した良好な眺望景観を活かすため、視点場等の整備の検討が必要である。

(8) 三之丸外堀^{かんぼく}

有料区域から離れていることもあり、特別史跡指定地として認識され難い状況である。名古屋城の縄張を構成する重要な遺構である堀や土塁、城内と城下町の出入口であった各門跡の存在を周知するための整備は行っていないことから、名古屋城の遺構の存在を周知する説明板等の整備の検討が必要である。

4-3-4 整備の現状・課題の整理

「4-1 保存」及び「4-2 活用」より抽出した現状・課題より、整備における現状・課題を整理する。

■名古屋城の歴史的価値を後世に確実に継承する「保存のための整備」

- ・ 現存する遺構を後世へ継承するため、適切な修復整備を行う必要がある。
- ・ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植栽等があることから、城跡としての風致を整えるために適切な植栽整備を行う必要がある。

■名古屋城の歴史的価値をわかりやすく伝え、魅力を高める「活用のための整備」

- ・ 失われた石垣・土塁・堀・建造物等については往時の名古屋城の姿の理解促進を図るため、遺構の保存を前提とした復元整備等を検討する必要がある。
- ・ 名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える展示施設・説明板の整備の検討が必要である。
- ・ 便益・休憩・管理施設は、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点、また日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う必要がある。
- ・ 来場者の移動円滑化を図る整備や、安全性確保のため園路・安全柵等の施設を整備する必要がある。

4-4 運営・体制における現状・課題

4-4-1 運営・体制の現状

特別史跡指定地の管理は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局がそれぞれの管理区域で行っており、清掃や植栽等の維持管理については一部業務委託している。二之丸(南)については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理を行っている。

特別史跡名古屋城跡の保存・活用にあたっては、文化庁等と適宜協議を行い、有識者で構成される全体整備検討会議の指導・助言を受けながら進めている。

展示施設や物販、飲食施設などの施設は、一般財団法人名古屋城振興協会等が名古屋城総合事務所から許可を受け管理運営を行っている。

イベント開催については、市が主催するものの他、企業やNPO法人、地域活動団体、教育機関などとの協力・共催により行っている。

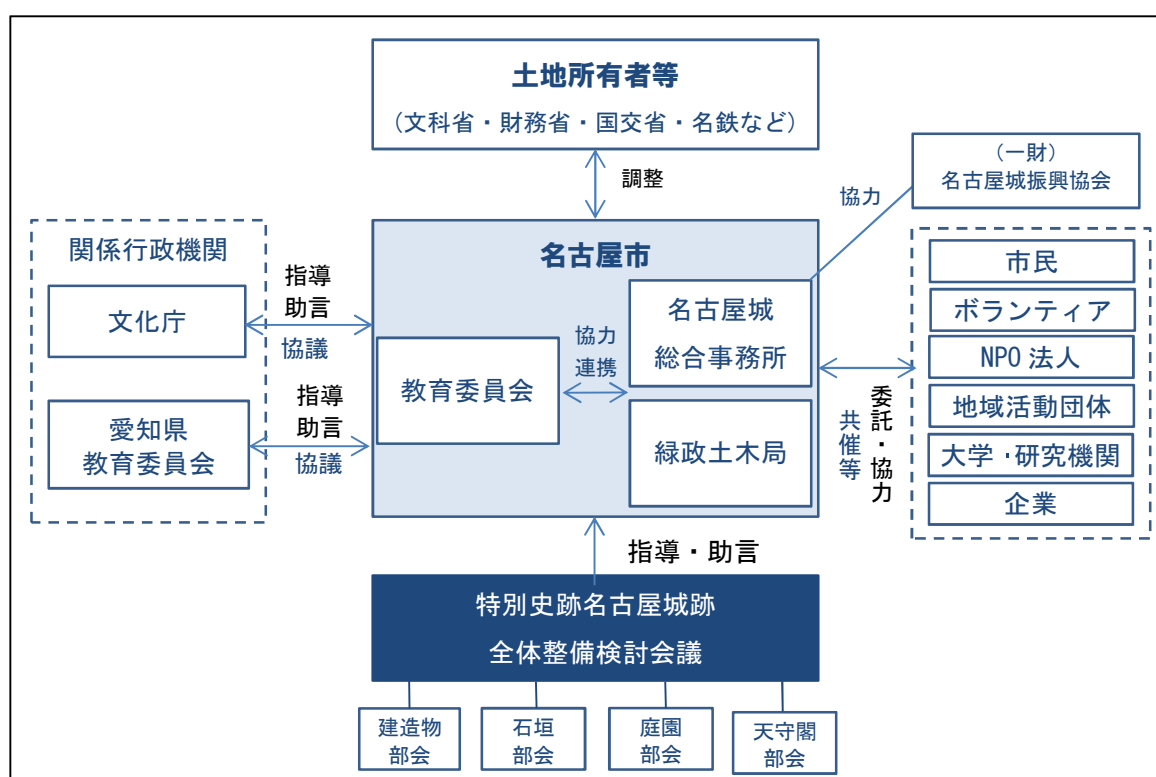


図 運営・体制のイメージ図

4-4-2 運営・体制の課題

運営・体制の現状、保存・活用・整備の現状・課題を踏まえ、運営・体制の課題を以下に示す。

（1）名古屋城総合事務所の調査研究体制

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を行うにあたっては、石垣・建造物等の遺構、発掘調査による出土遺物や、文献・絵図等の史資料の総合的な調査研究が不可欠であることから、建築・考古・文献・美術等の各分野の専門知識を持つ職員の確保が必要である。しかし、現状の名古屋城総合事務所の調査研究体制は十分とは言えないことから、専門的・総合的に調査研究を行える体制の整備が必要である。

（2）管理主体間や庁内関係部署間の連携

特別史跡指定地内の管理区域は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局に分かれているが、管理区域によって植栽等の維持管理状態などに差が生じている箇所があるため、一体的なものとするために相互の連携を強化する必要がある。

また、史跡の保存・活用には文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であり、管理を担当する部署のみでの保存・活用の推進は困難であることから、各分野の庁内関係部署との連携も必要である

（3）有識者で構成する検討会議

特別史跡名古屋城跡の保存・活用は専門的な側面を有することから、有識者で構成する全体整備検討会議を定期的に開催し、専門的見地からの指導・助言を受けながら事業を進めている。特別史跡として適切な保存・活用事業を進めていくため、今後も継続して全体整備検討会議を開催することが必要である。

（4）多様な主体との協働

特別史跡名古屋城跡の保存・活用は多岐に渡り、行政がその全てを実施することは困難であることから、保存・活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等と協働し、行政のみに留まらず多様な主体とともに保存・活用に取り組む必要がある。

（5）防災・防犯体制

防災体制については、現在『名古屋城消防計画』にて災害時の自衛消防組織の編成体制を定めており、名古屋城総合事務所職員や（一財）名古屋城振興協会、警備会社等の配備・連絡体制等を詳細に定めている。一方、4-2-2（8）にて述べたように、より実践的な防災対策の検討が必要であるが、その対策の実施には相応の体制が必要である。

防犯体制として有料区域内は文化財保護や来場者の安全・防犯等の管理を警備会社に委託している。しかし、無料区域については管理主体による自主管理であるため、文化財保護や防犯等の管理体制に課題があると言える。特に重要文化財の二之丸大手二之門は、夜間でも出入りが自由であるため、後述する二之丸全体の整備と併せて警備体制のあり方の検討が必要である。

（6）さらなる魅力向上を図るための効率的な運営・体制の検討

名古屋城の運営・体制では、設置許可・管理許可による飲食・物販施設の運営、業務委託による入場券の販売収納・警備・清掃など、適宜、民間活力を導入している。より一層の魅力の向上を図るため、行政が実施すべき業務は行政が取り組み、民間の幅広いアイデアを活用できる業務には積極的に民間活力を導入するなど、効率的な運営・体制の検討が必要である。

第5章

保存活用の基本方針

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標

5-2 基本方針

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標

名古屋城は近世城郭築城技術の完成期に築城されたことから、方形とシンプルながらも馬出や枡形を駆使した強固な縄張であり、本丸には延床面積が史上最大を誇る五層五階の大天守や後に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が築かれた。また、広大な石垣の刻印等からもうかがえるように、諸大名 20 名を動員した公儀普請で築かれた城郭であった。これらから、特別史跡指定説明文で名古屋城跡は近世城郭の代表的なものとされている。また、近代以降は陸軍期、離宮期など管理者が代わるなかでも、各時代に応じた保存がされてきたことにより、現存する遺構から往時の姿を見ることができる歴史的価値の高い城跡である。また、それら遺構だけでなく豊富に残された史資料等によって、近世における改修・改変まで詳細に知ることができるとともに、築城にあたって行われた清須越きよすごしによって現在の名古屋の都市形成のはじまりとなった城郭である。

このように特別史跡名古屋城跡は、代表的な近世城郭の姿を現代に伝える貴重な城跡であり、さまざまな歴史的価値が重層する城跡であることから、特別史跡としての保存と活用により、その価値を確実に継承するとともに魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す。

特別史跡名古屋城跡の目標

近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の
価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、
世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す

5-2 基本方針

特別史跡名古屋城跡の目標を実現するために、本計画における基本方針を以下に定める。

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、本計画で定める保存管理方法に従い現存遺構等の適切な保存管理を行うとともに、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

また、名古屋城の往時の姿や歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるため、特別史跡全体や遺構等を積極的に公開し、展示施設等を充実させる。また、企画・イベント等の充実により名古屋城の魅力を高め、名古屋城への関心を高められるような活用方法の検討を行う。

整備については修復整備など保存のための整備と、名古屋城の往時の姿や歴史的価値等を伝えるための整備や観光地としての利便性・安全性を高める整備など活用のための整備がある。いずれの整備においても特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提として、これらの整備をバランス良く計画的に進める。

これら特別史跡名古屋城跡の保存・活用の推進を調査研究成果に基づいた適切なものとするため、名古屋城の歴史や構造、現在までの史跡の整備事例等の継続的な調査研究を行う。また、これらの継続的な調査研究により特別史跡名古屋城跡の本質的価値や特徴をより深化させ、往時の名古屋城の姿の理解を深めるとともに後世へ継承していく。

さらに、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するにあたり、円滑に進められるよう調査研究体制の強化や管理主体間・庁内関係部署間の横断的な連携体制の強化などが必要である。また、保存・活用の幅を広げるために市民や企業等の多様な主体と協働するとともに、より一層の魅力の向上を図れるよう更なる民間活力の導入など、名古屋城の望ましい運営・体制の構築を目指す。

基本方針	
保存	名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。
活用	往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させる。
整備	本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。
調査研究	調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。
運営体制	特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

第6章

保存

- 6-1 保存の方向性
- 6-2 保存管理の方法
- 6-3 植栽管理
- 6-4 現状変更等の取扱い
- 6-5 周辺環境の保全等
- 6-6 特別史跡追加指定等の考え方
- 6-7 指定地の公有化

6-1 保存の方向性

保存における現状・課題を踏まえ、以下に保存の方向性を示す。

保存の基本方針

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

保存の方向性

- 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う
- 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う
- 本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める
- 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める
- 特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する
- 特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

■本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う

本計画で定める現存遺構等をはじめとした特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

■本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観の向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

■本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく保存・活用事業を円滑に進める。

■周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体としての歴史的価値を高める

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城を中心とした景観形成により、名古屋城のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

■特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する

特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定に向けた取組みを推進する。

■特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

特別史跡指定地内の保存を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

6-2 保存管理の方法

6-2-1 各構成要素の保存管理方法

各諸要素について、保存管理方法の共通事項を以下に定める。

(I) 本質的価値を構成する諸要素

1) 近世に形成された諸要素

①曲輪

- ・旧状を維持している部分は、現状を維持する保存管理を厳格に行う。
- ・旧状を残していない部分は、調査研究成果を踏まえ、取扱いについて検討していく。

②虎口

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、石垣等と併せて日常の維持管理で劣化状況を把握し、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

③石垣

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・石垣カルテを作成し、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度、各時代における修復や改変、災害や戦災等による被害や修復の内容等を把握するとともに、日常的な観察及び維持管理を行い、必要に応じて石垣カルテの追加・更新を実施する。
- ・石垣カルテを踏まえて、石垣の保全方針を定める。
- ・石垣カルテにより把握された来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険度が高い部分については、保全方針に基づき石垣の維持保全・修復整備の方法及び計画等の検討を行う。
- ・危険度の高い部分については、計測等により変化の観測を行うとともに、発掘調査等の詳細調査により不安定化の原因の把握を行う。
- ・把握された不安定化の原因から、石垣の修復整備方法の検討を行う。修理及び修復整備方法については、解体修理だけではなく、応急的処置や部分補修、部分補強など解体を伴わない方法についても選択肢とする。
- ・解体修理を行う場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な修復整備を行う。
- ・石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。

④土塁

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づき修復整備を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑤堀（空堀）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。

- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・毀損、衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑥堀（水堀）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・水面の堆積物・浮遊物の除去及び堤部の除草などの日常の維持管理を適切に行い、水質環境保全、景観保全に努める。
- ・水質調査等の継続と推進を図り、水質保全のための適切な措置を講ずる。
- ・外来種生物の持ち込み等を防ぐため、水堀周辺への警告用の看板の設置や巡回を強化する。

⑦地下遺構

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・発掘調査等により名古屋城に関連する新たな遺構が発見された場合は保存し、出土遺物は適切に保存管理する。

⑧二之丸庭園

- ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき、保存管理を厳格に行う。

⑨建造物等

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合には、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損している場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な修復整備を行う。
- ・修復整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における修復整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

⑩井戸（近世に形成されたもの）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損、衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

⑪天守礎石

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。

⑫名古屋城のカヤ

- ・『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を厳格に行う。

2) 補完する諸要素

- ・名古屋城の歴史を継承していくものとして、保存管理を厳格に行う。
- ・適切な温湿度の環境において保存管理を行う。

①旧本丸御殿障壁画

- ・昭和61年度（1986）から行っている修復整備事業を継続する。
- ・今後は、天井板絵の下地補強も含めた解体保存修理を行うとともに、既に保存修理の完了した障壁画についても継続的に現状調査及び点検修理を行う。

②金具類

- ・部材や着色法等の分析調査を継続する。

（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素

1) 復元建造物、外観復元建造物

- ・歴史的景観を形成する文化財として、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を行う。
- ・維持管理に必要な行為や軽微な補修等については、建造物と一体となった石垣等の本質的価値を構成する諸要素の保存を優先しながら適宜実施する。
- ・修復整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における修復整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実とするため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素

1) 近代に形成された諸要素

①石垣・土塁・堀

- ・近世に形成された石垣等が持つ本質的価値が顕在化するように、調査研究成果を踏まえ、近代以降に新たに形成された石垣等の取扱いについて検討していく。

②地下遺構

- ・遺構の性格や整備等の関係の中で保存管理方法を検討していく。

③乃木倉庫

- ・再現することが容易でないものとして国の有形文化財に登録されていることを踏まえ、保存管理を行う。

（Ⅳ）その他の諸要素

1) 井戸（近代以降に形成されたもの）

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

2) 石碑など

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

6-3 植栽管理

特別史跡名古屋城跡の風致の維持・向上に寄与し、城郭としての風格を形成する植栽となるよう4-1-3の植栽管理状況を踏まえ、以下のとおり管理方針を定める。

また、計画的に植栽管理を行うため、各地区の特徴を踏まえたメリハリのある維持管理や、周辺の植栽にも留意した特別史跡名古屋城跡の植栽管理計画を策定する。

(1) 遺構の保存を目的とした植栽管理

- ・石垣上部や建造物遺構等に近接し悪影響を与えている樹木は、遺構の保存のため除伐する。

(2) 城郭としての歴史的景観を高める植栽管理

- ・城郭としての景観を形成している石垣などの遺構を被覆、繁茂している草本類は、遺構の顕在化のため適切に除草を行う。
- ・遺構や天守閣への眺望を阻害している樹木は適切な剪定や除伐により眺望を確保する。また、繁茂や密集により辺りを暗くしている樹木についても適切な剪定や除伐を行い、城郭としての歴史的景観を高める。
- ・城郭としての歴史的景観にふさわしくない外来種の樹木は計画的に除伐する。

(3) 来場者の安全を確保する植栽管理

- ・土塁法面に傾いて植わっている樹木や、石垣上から園路・建物上に向かって植わっている樹木など倒木や枝折れによる来場者への危険性がある樹木は、適切な除伐や剪定等により来場者の安全を確保する。

(4) 四季を彩る植栽管理

- ・サクラ類やモミジ類をはじめとする植栽は四季ごとの特徴的な景観を形成していることから市民に親しまれている。これらを適切に維持管理するとともに計画的な更新についても検討する。

(5) 『金城温古録』等の記録を踏まえた植栽管理

- ・『金城温古録』等に記録されている植栽と同位置・同種の植栽については、往時の景観を偲ばせるものであることから適切な維持管理を行う。また、今後新たな植栽を検討する際には『金城温古録』等の記録を参考とする。

6-4 現状変更等の取扱い

6-4-1 現状変更等の取扱い方針

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく後世に継承するため、現状変更等の取扱い方針として、特別史跡の保存・公開・活用を目的とする行為以外は原則として認めないこととする。

6-4-2 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の取扱い方針に基づき、特別史跡指定地内において想定される様々な現状変更等について、具体的な取扱い基準を定める。

(1) 現状変更等の行為

特別史跡名古屋城跡で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

- 1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備
- 2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事
- 3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事
- 4) 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転または除却
- 5) 工作物・土木構造物の新築、増築、改築、移転または除却
- 6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更
- 7) 木竹の伐採、植樹
- 8) 地下埋設物の設置、改修
- 9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更
- 10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 現状変更等が認められない行為

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に基づき、下記の行為については現状変更等は認められない。

- 1) 本計画に定める基準に反する場合
- 2) 特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- 3) 特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合

(3) 現状変更等の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

①維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

- (i) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく特別史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについ

ては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

- (ii) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

・石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土嚢等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為 等

- (iii) 特別史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

②非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- ・地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置
- ・被災した市民・来場者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置 等

③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

(i) 石垣・堀・土塁の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）
- ・堀、水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等）
- ・土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈など）

(ii) 道路・橋梁の維持管理行為

- ・道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）

(iii) 公園としての維持管理行為

- ・植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など）
- ・公園灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修（小規模な塗り替え（同系色の塗装））

(iv) 建築物、工作物の維持管理行為

- ・建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
- ・電線、ケーブル等の張替え、取替え

(v) その他の日常的な維持管理行為

- ・土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

2) 市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法第184条の規定に基づく文化財保護法施行令第5条第4項及び法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に以下のとおり規定されており、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を市の教育委員会が行う。

①小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- ・新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ・改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ・新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

※新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。

②工作物（建築物を除く。以下この②において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※工作物には以下のものを含む。

- ・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ・小規模な観測・測定機器
- ・木道

※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

※工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

③文化財保護法第115条第1項（文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特別史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修

※「特別史跡の管理に必要な施設」とは、文化財保護法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な

最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

④電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

⑤建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

⑥木竹の伐採

※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

※文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には許可を要しない。

⑦特別史跡の保存のため必要な試験材料の採取 等

※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として特別史跡の現状を適切に把握するために行われる土嚢、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

※学術研究のために行われるものなど、特別史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

3) 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

(1) に示した現状変更等の行為のうち、(3) -1) 及び 2) に示した行為以外については、文化庁長官の許可が必要である。

(4) 現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設が存在している。また、堀の水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素が備わっている。特別史跡としての本質的価値の保存を前提とした上で、これらの機能の維持に配慮し、現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

この取扱基準は、(1) に示した現状変更等の内容ごとに定め、特別史跡指定地全体の共通事項として取り扱うものとする。

1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。調査成果に基づく保存・活用のための整備を行う場合は、遺構に影響のないよう、その方法などを十分に検討した上で行う場合は認めるものとする。

2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った

上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

4) 建築物の新築、増築、改築、移転または除却

建築物の新築、増築、改築、移転については、小規模な建築物を除いて原則認めない。ただし、特別史跡の価値が維持され、地下遺構への影響や景観の保全に配慮された場合において認めることもある。建築物の除却は、遺構に影響の無いよう図った上で認めるものとする。

5) 工作物・土木構造物の新設、増設、改修、移転または除却

安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更

地形復元など文化財保護のための地形変更を除き、土手の掘削や水面の埋め立てなどの地形変更は原則認めないものとする。

7) 木竹の抜根、植樹

木竹の抜根については、樹木等が遺構の保存に悪影響を及している場合、安全性が懸念される場合については認めるものとする。新たな植樹については、特別史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、城郭としての風格形成及び四季を彩り特徴的な景観形成に資する樹木の更新・補植を除き、原則として認めない。

8) 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更

建築物・工作物などの意匠・色彩変更は、特別史跡としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する

(5) 未告示区域の現状変更等の取扱い

昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申された二之丸と三之丸北東土塁の未告示区域については、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が存在していることを踏まえ、文化財保護法 125 条に準じて、特別史跡指定地内の取扱基準を適用するものとする。

(6) 現状変更等の実施における留意事項

- 1) 現状変更等を行う場合は、文化庁、市教育委員会等の関係機関と協議するとともに、全体整備検討会議における指導・助言を適宜得るものとする。
- 2) 現状変更等を行う範囲は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- 3) 修復整備や構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
- 4) 現状変更等を行う場合は、必ずその行為の実施前後及び経過の記録を残すものとする。

6-5 周辺環境の保全等

6-5-1 周辺環境を構成する諸要素の保全等

特別史跡指定地の周辺地域では、戦後より市街化が進行しており城下町関連遺構等を地域全体として保存することは難しい状況であるが、土地所有者や、関係機関等の協力のもとに、極力現状保存することが望ましい。

以下に特別史跡名古屋城跡と周辺地域が一体となった良好な環境形成に向けての保全等の方向性を示す。

(1) 特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の歴史的環境の保全

- ・かつて下御深井御庭^{したおふけおにわ}として庭園や御茶屋、薬草園等があったことから、史資料調査等を行うなど、新たな歴史的事実の解明を図る。
- ・名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等での記録保存を行うとともに、都市公園としての機能の維持を考慮しながら保存方法の検討を行う。
- ・長期的には、往時の下御深井御庭の姿の再現を踏まえた検討を関係機関と連携して行っていく。
- ・植栽整備等を行い、名古屋城の堀や石垣、天守閣等への眺望景観を確保する。

■三之丸の特別史跡指定地外の歴史的環境保全

- ・名古屋の都市形成の基本となった基盤目状の街区の維持・保全を図る。
- ・発掘調査により名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等で記録保存する。
- ・三之丸庭園は残存している石組み等の保存を行うとともに、背面の土塁と一体的な樹木の剪定、除草等の維持管理を行う。

(2) 歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全

- ・原則として各施設における保存方法に準じ、現状の維持保全に努める。
- ・史資料調査等により名古屋城に関連する新たな歴史的事実の解明を図る。

6-5-2 周辺地域の景観形成方針

特別史跡指定地内と一体となって、環境を形成している周辺地域では、指定地内への眺望景観、あるいは指定地内からの眺望景観の維持・保全を図る景観形成方針を関係機関・部署と検討する必要がある。また将来的には、これらの景観形成の考え方に基づき、史跡指定地の緩衝区域（バッファゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも関係機関・部署と検討していく。

周辺地域の景観形成は、以下の方針に基づき維持・保全・向上を図る。

(1) 景観形成の基本姿勢

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
- 周辺地域から名古屋城への眺望景観の維持・保全を図る
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る

(2) 景観形成の方針

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
 - ・史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構の顕在化を図り、周辺を含めた景観形成を図る。
 - ・特別史跡指定地内やその周辺における建築物や工作物などは、歴史性・地域性に十分配慮した用途・規模・形態意匠・色彩・素材などとする。
- 周辺地域から名古屋城への眺望景観の維持・保全を図る
 - ・周辺に点在する遺構や天守閣等への眺望点を把握し、景観を阻害している植栽等の維持管理の徹底や規制誘導等により景観の維持・保全を図る。
 - ・名古屋城を取り囲む散策路の環境の維持向上を図る。
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る
 - ・空間的広がりや景観的まとまり、稜線や山並みによる遠景が阻害されないよう、規制誘導等により景観の維持・保全を図る。

6-6 特別史跡追加指定等の考え方

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在するにも関わらず、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが未告示となっている箇所や、特別史跡に指定されていない箇所についての追加指定等を推進する。

また、特別史跡の指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、町名変更などにより、一部特別史跡指定範囲の不明確な箇所が存在しているため、土地境界を確定する必要がある。

追加指定に向けては、これらの課題を整理した上で、早急に解決を図る必要がある。

(1) 特別史跡未告示区域の解消

昭和52年(1978)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定にすべき箇所として答申されたが、現在も未告示となっている箇所が存在している。これらの区域には特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在することから、それらを適切に保存するため未告示区域の解消を目指す。現在、特別史跡未告示となっている区域は以下のとおり。

① 二之丸北部

二之丸庭園全体は名勝に指定されているが、特別史跡としては未告示となっているため、文化財としての保存が確実な状態ではないことから、未告示区域の解消に向けて取り組む。

② 二之丸南部

現在は愛知県体育館が建ち、往時の姿を偲ぶことができない状況となっている。そのため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、文化財としての保存を確実にを行うため未告示区域の解消に向けて取り組む。

③ 三之丸北東土塁

三之丸の北東土塁は、現存する土塁のなかで未告示となっている箇所である。その他の土塁は全て特別史跡指定地となっていることから、これらと同様の保存のため未告示区域の解消に向けて取り組む。

(2) 特別史跡未指定区域の追加指定

往時の遺構が現存し、名古屋城の縄張を理解する上で重要な箇所であるにも関わらず、未指定となっている地点が存在する。これらの地点においては特別史跡指定地と同様に保存すべきであることから、追加指定に向けて文化庁等の関係機関と協議を行う必要がある。また、新たに名古屋城を形成していた遺構等が発見された場合も追加指定に向けて取り組む。

現在、追加指定を検討する地点は以下のとおり。

① 三之丸東門枳形跡堀割

築城時は土橋であった三之丸東門枳形跡の堀割が現存している。

② 久屋橋橋脚下のうち堀部分

橋脚下に江戸期の堀が現存している。

③ 三之丸土塁（東門枳形跡から南）のうち未指定となっている土塁

土塁が現存している。

④ 三之丸本町橋橋脚下堀部分及び枳形部分

堀及び枳形が現存している。

⑤三之丸御園橋^{みその}の橋脚下のうち堀部分など

瀬戸電敷設時に掘削除された箇所であり、堀が現存している。

⑥三之丸土塁^{はぼした}（巾下門枳形跡付近土塁）

土塁が良好に現存している。

⑦三之丸巾下門跡枳形部分

巾下門跡枳形石垣が現存している。

⑧巾下門跡櫓門脚台石垣（本丸 2 番）

巾下門跡の櫓門脚台石垣が現存している。

⑨水堀護岸

水堀護岸が現存している。

⑩水堀配水遺構

水堀の水位調節のため設けられた辰ノ口樋門の配水施設（溝と吐き出し口）が現存する。樋ノ口町線道路敷を横断する部分は、道路下に埋設保護されている。

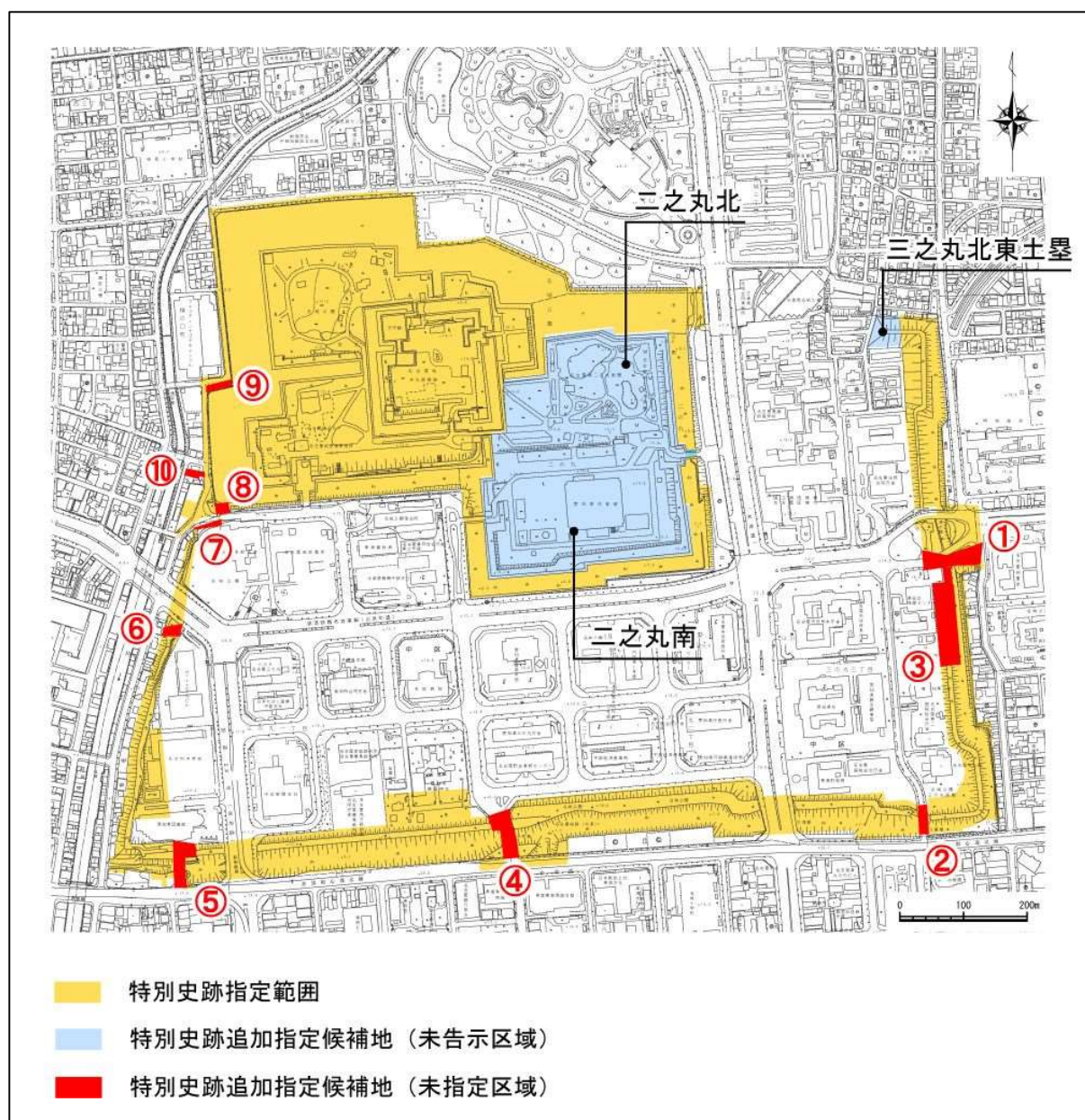


図 特別史跡追加指定候補地 位置図

(3) 特別史跡指定範囲の確定

特別史跡指定地の範囲が不明確な箇所があることから、現状を把握するための測量や現地調査を実施し、特別史跡指定範囲の確定を行っていくことが必要である。

(4) 所有者と管理者の共通認識の醸成

所有者及び管理者が異なることにより、保存状況、維持管理状況に差異が生じる可能性があるため、各所有者・管理者間での特別史跡指定地内の保存管理についての情報共有の場を設けるなどし、共通認識を醸成させることが必要である。

6-7 指定地の公有化

特別史跡指定地として一体的な保存管理を行うため、所有者の理解を得ながら指定地内にある民有地の公有化を目指すことが望ましい。

三之丸東側土塁の一部は、(株)名古屋鉄道の所有であることから、指定地としての一体的な保存管理を行うために公有化を図る必要がある。

一方、現在ウエスティンナゴヤキャッスルホテル駐車場として利用されている土地は、三之丸^{はばした}巾下門の枡形を構成していた土塁の一部にあたる箇所であり、昭和7年（1932）の史跡指定時、同地番の一部に、土塁が残存していたため指定されたものと考えられている。しかし、史跡指定地としての認識がなかったため土塁は撤去されたが、現在も指定地となっている。また、現在、愛知縣護国神社境内地の一部となっている箇所は、史跡指定時には名古屋市の所有地であったが、昭和16年（1941）に愛知縣護国神社の所有となった。現時点では名古屋城に関連する地下遺構等の確認はできておらず、指定地となった理由は不明である。

これらの民有地については、まず指定地としての取扱いを整理した上で公有化の必要性について検討する。

第7章

活用

7-1 活用の方向性

7-2 活用の方法

7-1 活用の方向性

名古屋城は特別史跡であると同時に、日本有数の観光地であり、市民の憩いの場となる都市公園としての役割を備えている。世界に向けて広く活用するにあたっては、名古屋城の価値と魅力を来場者にわかりやすく正確に伝えるための活用方法を第一に検討するものとし、観光地・都市公園として来場者への利便性やサービスの向上等により、さらなる魅力を高める活用方法の検討を行う。

活用における現状・課題及び基本方針を踏まえ、活用の方向性を以下に示す。

活用の基本方針

往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。

活用の方向性

- 適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える
- 展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える
- 企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る
- 情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城の普及・周知を図る
- 周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

■適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える

- ・かつての名古屋城の広大な全体像を伝えられるよう、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・往時の名古屋城の姿を現在に伝える現存遺構の公開を積極的に行うために、適切な維持管理による石垣・土塁・堀等への眺望確保・顕在化、建造物遺構等の内部公開期間の拡大や観覧環境の充実を図る。
- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備の可能性を検討する。

■展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

- ・展示施設では名古屋城の歴史や価値を伝えるため、様々な展示手法を用いて展示内容を充実させる。
- ・説明板については、広大な名古屋城の全体像を伝えるため特別史跡全体を表示した説明板を設置するとともに、かつての遺構等の存在や形態を伝えるために失われた遺構等への説明板の設置と解説内容の充実を図る。
- ・城内の諸施設は遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で主要なものの移動円滑化を図るとともに、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等にする。

■企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る

- ・来場者の遺構への理解をより深められるよう整備現場見学会における体験型の企画や、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。
- ・名古屋城の魅力を向上し新たな入場者の誘致を図るため、多岐の分野にわたる様々なイベントを継続するとともに、新たな分野のイベントの開催を検討する。

■情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城の普及・周知を図る

- ・名古屋城の価値と魅力の普及・周知を図るために、本質的価値等の名古屋城の特徴や、調査研究成果、観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させた情報発信を行う。
- ・広域的な地域・幅広い世代への名古屋城の普及・周知を図るために、多様な手法や媒体を活用した情報発信方法を検討する。

■周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

- ・名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えるために、「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化するとともに、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的関連の深い歴史資産との連携を図る。

7-2 活用の方法

7-2-1 公開

(1) 特別史跡名古屋城跡全体としての公開

- ・整備区域等を除いた特別史跡指定地全体を公開しているが、無料区域については全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況などから、城跡であることが認識し難い状況であるため、かつての広大な名古屋城の全体像を伝えられるよう、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・二之丸(南)は愛知県体育館の移転を見据え、往時の二之丸を偲ぶことができるような特別史跡にふさわしい整備を検討する。

(2) 現存遺構等の公開

1) 石垣、土塁、堀等の公開

- ・石垣・土塁・堀等は縄張の区画を示す重要な遺構であり、特に石垣は近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築かれた名古屋城の最大の特徴を示す遺構であることから、特別史跡指定地内外からの眺望景観の確保及び遺構の顕在化を図る。
- ・遺構等への眺望を遮る灌木や草本類等は適切な維持管理を行い、遺構への見通しを確保する。

2) 地下遺構の公開

- ・地下遺構は、地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査で新たな遺構が発見された際にはその公開を積極的に検討する。
- ・新たな地下遺構の公開にあたっては、適切な保存措置を施したうえで公開を行う。

3) 建造物等の公開

- ・名古屋城の建造物遺構は近世城郭築城技術の完成期のものであり、往時の名古屋城の姿を現在に伝える貴重な遺構であることから、遺構の保存に影響のない範囲で積極的に公開する。
- ・通常は内部を非公開としている建造物遺構は、イベント等に合わせた特別公開の開催を継続しつつ、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、遺構の価値を理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・公開にあたっては遺構の保存への影響を考慮して人数制限や注意喚起等を行うとともに、観覧者の事故防止等の安全対策を行う。

(3) 復元建造物等の公開・活用

1) 復元建造物・外観復元建造物

- ・復元建造物及び外観復元建造物は現存建造物と同様に往時の名古屋城の姿を現在に伝える建造物であることから、保存に影響のない範囲で積極的に公開する。
- ・復元建造物である本丸御殿については、旧来の工法、材料等により往時の姿を忠実に復元した建造物であり、内部の復元された障壁画、彫刻欄間、^{かざり}鏑金具等を間近で鑑賞することができるため、積極的に公開するとともにより観覧環境を充実させる。

(4) 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備

- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等の検討を行う。
- ・名古屋城は天守や本丸御殿の竣工後、江戸時代を通して整備が行われ、江戸時代後期には城

- 郭として完成した姿となり最も隆盛した時代を迎えたため、復元時代として江戸時代後期が適切である。
- ・復元整備の重要な根拠となるのが現存する遺構であり、石垣・土塁・堀・建造物など、江戸時代後期の姿を現在まで遺しているものも多い。また、既往の発掘調査において江戸時代後期の地下遺構も確認されている。
 - ・復元整備の根拠資料については、戦災焼失前に詳細に記録された「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」が残されており、復元整備を進める際には最大の根拠資料となる。江戸時代後期の史資料としては『金城温古録』や14代藩主徳川慶勝が撮影した写真を始めとした文献・写真・絵図等が豊富に残されており、近代に入ると明治期の写真や宮内省による実測図等も残されている。これらにより江戸時代後期から戦災焼失までの改変等を確認できることから、江戸時代後期を復元時代とした実証的な復元整備をすることが可能である。なお、『金城温古録』など江戸時代を通じた改変について記録されている史資料も残されているため、江戸時代後期以前を復元時代とした実証的な復元整備も可能である。
 - ・したがって、復元時代は江戸時代後期を基本としつつ、石垣・土塁・堀・建造物等の遺存状況や改変等の状況、復元整備の根拠となる史資料を総合的に評価し判断するものとする。
 - ・石垣については、名古屋城の本質的価値を構成する重要な要素として現況調査等を行い、現状や危険度評価等を取りまとめた石垣カルテを作成する。石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。
 - ・石垣や土塁、堀に関して、近代遺構も含めた各時代における修復や改変、災害や戦災等による被害や修復の内容等について発掘調査や史資料調査等を実施する。
 - ・近代以降に撤去または改変された石垣や土塁、堀については、歴史的特徴・意匠の調査研究を行うとともに、その復元整備の可否についても慎重に検討し、個別事例ごとに判断する。
 - ・本丸大手馬出の西側の堀など、復元整備により特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるものについては、重点的に検討を行う。
 - ・建造物については、大天守、小天守、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門、正門（榎多門）については、江戸時代の豊富な史資料に加えて細部まで詳細に計測された「昭和実測図」に記録されており、「ガラス乾板写真」にも詳細な記録があることから、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高い。なお、正門（榎多門）については、明治43年（1910）に移築された旧江戸城蓮池門が、「昭和実測図」及び「ガラス乾板写真」に記録されている。史実に忠実な復元整備の可能性については、今後の発掘調査や史資料調査等の成果を踏まえて、随時検討していく。
 - ・復元整備の方針については8章で述べる。

（5）交通手段の充実

現在利用されている交通手段の利便性向上を図るとともに、名古屋城へのアクセスのさらなる向上や周辺地域への回遊性向上を図るため、新たな交通手段等の検討を行う。

1) 水上アクセスの活用

- ・名古屋城に近接する堀川の朝日橋船着場を活用し、名古屋城と歴史的関連の深い四間道地区など堀川周辺の回遊性の向上に繋がる交通手段として水上交通の定期運航等について関係機関・部署と検討を行う。

2) 自転車交通の推進

- ・名古屋城周辺地域の回遊性向上に最も有効的な交通手段であるため、自転車利用を可能にするための駐輪場等の整備やレンタサイクル、コミュニティサイクル等の導入について関係機関・部署と検討を行う。

7-2-2 諸施設

(1) 展示施設、説明板

展示施設や説明板は、来場者に名古屋城の歴史や価値等がわかりやすく伝わるよう内容の充実を図る。

1) 展示施設

展示にあたっては遺物や模型等の展示物に加え、パネルやパンフレット・学習シート等の配布物や映像など様々な展示手法を用いて、来場者に名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える。

① 大天守閣・小天守閣

- ・大天守閣及び小天守閣は史資料等の収蔵機能や搬出入時における課題が生じていることから、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開できるよう、展示施設と収蔵施設が一体となった展示収蔵施設を西之丸北部に整備するほか、他の展示品・収蔵品については特別史跡指定外において展示・収蔵等の機能を有する施設整備の検討を進める。

② 茶席群

- ・イベント等に合わせた特別公開を継続し往時の生活や文化をわかりやすく伝えるとともに、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、建築様式や来歴などの茶席の価値が理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・茶席の存在の認知度が低い状況であることから、茶会・体験型の取組みなどのさらなる開催等を検討することで茶席の存在を幅広く周知し認知度を高め、団体等の利用率向上へつなげる。

③ 御深井丸^{おふけまる}展示館

- ・①で述べた展示収蔵施設の公開とともに「匠の写真館」を移動させ、休憩スペースを設けるようにする。そのスペースを利用して小さな子どもが親と一緒に郷土玩具等に触れられる機会を設けるなど、体験型のイベントの開催を検討する。

2) 説明板

- ・来場者等に名古屋城の価値や魅力をわかりやすく伝えるために、広大な名古屋城の全体像を示す特別史跡全体の説明板や、名古屋城の縄張を構成する重要な要素である虎口跡への説明板を設置する。また、文章のみでは本来の姿を伝えるのが難しい往時と形状等が異なる遺構等へは、古写真や絵図等の説明板への添付や AR 技術を導入し、視覚的に伝える解説表示を行う。
- ・外国人にも名古屋城の歴史や価値が理解しやすいよう、多言語表記を行う。
- ・説明板での表示内容が煩雑にならないよう、詳細な情報や専門的な内容はスマートフォン等の端末装置で確認できるようにすることなども検討する。

(2) 案内板、便益・休憩施設、管理施設

各施設は、来場者が名古屋城を快適に観覧できるように配慮するとともに、特別史跡の保存・活用の観点を踏まえながら、必要最低限の設置とする。

1) 案内板

- ・来場者の観覧を安全・円滑なものとするため、的確でわかりやすい案内表示とする。
- ・外国人にも名古屋城の歴史や価値が理解しやすいよう、多言語表記を行う。
- ・施設案内板と誘導サインとの表示内容の重複や、各施設までの誘導が不十分である箇所についての配置場所の再検討を行う。配置場所は、現状の配置、表示内容等の調査を実施し、観覧ルートやバリアフリー基準を満たした移動円滑化ルート等、全体の配置計画を定めた上で整備する。

2) 便益・休憩施設

- ・便益・休憩施設は**必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点から**、来場者の多様なニーズを踏まえながら、**施設の必要性や今後のあり方を検討する**。
- ・トイレは『福祉都市環境整備指針』に基づき洋式トイレの割合・数を増やし快適なトイレ環境とするとともに、授乳室の設置も充実させることにより、利便性を向上させる。
- ・雨天時に団体等の多人数が利用できる休憩スペースの確保について検討する。
- ・外国人観光客等への利便性の向上を図るため、現在は限られている Wi-Fi スポットを全エリアに拡大するなど、公衆無線 LAN 環境の充実を図る。

3) 管理施設

- ・管理施設は当面は現状の利用を継続するが、**必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する**。

(3) 園路・安全柵等の施設

- ・観覧時における城内の安全性の向上を図るため、劣化状況等に応じて改修等の検討を行う。
- ・劣化診断等の調査を実施し、整備予算を含めた修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。緊急的な措置が必要な場合は、適宜修繕等を実施する。
- ・樹木等に遮られ機能性が損なわれている照明灯等については、植栽管理を適切に行い、定期的に点灯確認を行う。

(4) 諸施設の活用の考え方

名古屋城に存在する展示施設、説明板、案内板、便益・休憩施設、管理施設や園路・安全柵等の施設の活用においては、以下の点に留意する。

1) 移動円滑化の推進

- ・主要な施設及び主要な経路を設定した上で、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で『福祉都市環境整備指針』に基づき、諸施設の移動円滑化を図る。
- ・施設の新設においては、移動円滑化基準等を満たした施設の整備を行う。
- ・城内全体の移動円滑化に係る調査を実施し、今後の整備方針を定める。

2) 歴史的景観を損なわないデザイン

- ・特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で、改修等の整備を行う。
- ・施設の新設、改修等においては、史資料調査等の成果に基づき、往時の建造物等の姿を模したデザイン等とし、現存する遺構等と調和するよう努める。
- ・遺構等への眺望や顕在化を阻害している施設については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で、施設の改修・更新等の検討を行う。

(5) 防災機能の検討

名古屋城は災害時には、特別史跡として遺構等を保護する役割を担っているとともに、都市公園・観光施設として市民・来場者の安全を確保する役割も担っている。

現在、名古屋城ではこれらの観点を含めたより実践的な防災対策は定めていない状況であるため、検討を進めるとともにその対策に取り組む。

7-2-3 企画・イベント

名古屋城の価値や魅力を十分に活かし、多様な主体と連携して良質でバランスのよい企画・イベントを開催し、本市の文化・観光を牽引する交流拠点として、名古屋城の価値・ブランド力の向上と観光集客を図る。

(1) 名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える企画・イベントの開催・検討

名古屋城の価値や本来の歴史的・文化的魅力を着実にわかりやすく伝えるため、以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 整備現場等の公開の継続・推進

- ・石垣修復現場見学会、二之丸庭園発掘現地説明会、建造物の修復整備等の現場見学会などは、抽選により参加者を絞るなど人気を博しており、遺構への理解と関心を深められる機会であることから今後も積極的に開催する。また、引き続き発表した調査成果等の内容を見学会・説明会開催後に公式ウェブサイト等に掲載し、今後も幅広く発信していく。
- ・より遺構への理解を深められるよう、見学会等の中で体験型の企画の開催等を検討する。

2) 体験型の企画・イベントの継続・開催

- ・体験型のイベント・企画等を継続し、参加者が体験を通して名古屋城や地域の歴史・文化への理解を深められる取組みとして積極的に開催する。

3) 遺構を活用した企画・イベントの開催の検討

- ・新たな企画・イベントとして、城内の石垣刻印を巡るツアーや水堀での舟の周遊ツアー、空堀内を歩くツアーなど名古屋城の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。

(2) 多岐の分野にわたる企画・イベントの開催・検討

多様な主体と連携して名古屋城の新たな魅力を創造し、名古屋城の価値や魅力に触れるきっかけづくりや観光集客を図るため、年間を通じて行っている多分野にわたる様々なイベントの開催を継続するとともに、以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 名古屋城の文化的価値や魅力の向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・名古屋城の歴史・文化的文脈に基づく事業や発信力の高い芸術文化事業等を実施し、広く国内外の文化交流拠点として活用され、地域の新たな文化創造の場となることを目指す。

2) エンターテインメント性・集客性の高い企画・イベントの開催の検討

- ・民間事業者のノウハウやネットワークを活かし、エンターテインメント性・集客性の高い季節ごとの多彩な企画・イベントを開催し、年間を通じた集客を図る。

3) 文化交流や回遊性の向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・周辺地域やまちづくり団体、文化団体、NPO 法人等と連携した企画・イベントを開催し、名古屋城を核とした回遊性や面的な魅力の向上を図る。

4) 観光客に対するサービス向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・旅行事業者等と連携した広域的な集客・情報発信や観光客を対象とした体験プログラム等を開催し、観光施設としてのサービス向上を図る。

(3) 継続的・段階的に学習できる企画・イベントの開催・検討

幅広い世代の名古屋城に対する愛着や誇りを育むため、継続的・段階的に理解を深められるよう以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 市民等を対象とした講座等の取組みの開催

- ・社会教育との連携等により、市民等が名古屋城への理解を深められるよう、継続的に参加できる講座やワークショップ等の取組みを開催する。

2) 学習カリキュラムの構築

- ・学校教育との連携等により、各学年における学習カリキュラムに名古屋城に関する学習を組み込むなど、名古屋城について段階的に学習できる仕組みづくりを行うことで、将来の名古屋城の保存・活用の担い手の発掘・育成を図る。

7-2-4 情報発信

現在、名古屋城の情報はパンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等を活用して発信している。今後も名古屋城を幅広い地域・世代に普及・周知し、将来へと継承していくために、多様な手法や媒体を時代に合わせて活用し、以下の情報発信を充実させる。

(1) 特別史跡名古屋城跡の普及・啓発

特別史跡名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行うために、名古屋城の価値と魅力が伝わるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定範囲の周知を図る。

- ・本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報の発信
- ・特別史跡指定地全体や、無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、名古屋城を構成する重要な要素についての情報発信

(2) 広域的な情報発信

幅広い地域に名古屋城の魅力や企画・イベント等を発信するため、観光団体・旅行事業者・メディア等と連携しながら、機を捉えた広域的・効果的な情報発信を充実させる。

(3) 調査研究成果の情報発信の促進

名古屋城の史実に関わる情報であるため、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、公式ウェブサイトへの掲載等による情報の公開を継続し、今後もその成果を積極的に発信し市民等への共有を図る。

(4) 観覧時の情報の充実

観光地として来場者の名古屋城の観覧を充実させるために、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城の見どころ等の情報発信を充実させるとともに、**特別史跡指定地全体を巡る観覧ルートを設定する。**

(5) 多様な情報発信方法の活用

パンフレット等の配布物のほか、公式ウェブサイト、SNS 等の活用や、交通機関・宿泊施設・旅行関係のサイト・情報誌等との連携など、多様な情報発信方法を活用して効果的な情報発信を行うとともに、多言語対応や映像の活用、公式ウェブサイトのリニューアル・運営など社会情勢やニーズの変化に適切に対応した情報発信を行う。**また、次世代を担う子ども達にも名古屋城の価値が理解しやすいよう、子ども向けの配布物やウェブサイトページ等を活用した情報発信を行い、子ども達の名古屋城への愛着を育む。**

7-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋を代表する歴史的観光拠点として、周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、堀川や四間道地区しけみちなどの名古屋城と歴史的関わりの深い歴史資産とも連携することで、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えられるようにする。

第8章

整備

- 8-1 整備の方向性
- 8-2 全体の整備の考え方
- 8-3 整備の方法

8-1 整備の方向性

整備における現状・課題及び基本方針、保存・活用の方向性を踏まえ、整備の方向性を以下に定める。

整備の基本方針

本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。

整備の方向性

- ◆名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う
 - 現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する
 - 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える
- ◆名古屋城の歴史的価値をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う
 - 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる
 - 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える
 - 便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、快適性・安全性を踏まえた観覧環境を整える

■名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う

(1) 現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する

- ・本計画で定める保存管理方法に基づき、石垣・堀・土塁・庭園や建造物などの本質的価値を構成する諸要素及び再建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

(2) 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

- ・本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

■名古屋城の歴史的価値や魅力をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う

(1) 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる

- ・失われた石垣・土塁・堀・建造物等については、来場者が往時の名古屋城の姿を実感し理解を深めることができるような整備等を行う。
- ・『きんじょうおんころう金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、発掘調査や史資料調査等を行い、復元整備を検討する。
- ・『金城温古録』等の史資料があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。
- ・復元整備の可能性や時期、他事業等との関連を踏まえ、段階的・部分的な復元整備や外観を復元しつつ屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更する復元的整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等についても検討を行う。
- ・復元整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における復元整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

(2) 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える

- ・整備中の展示収蔵施設も含めた今後の展示施設等のあり方について検討を行う。
- ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板はわかりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。

(3) 便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、快適性・安全性を踏まえた観覧環境を整える

- ・便益・休憩・管理施設は必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点、また日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う。
- ・来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
- ・来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねているものは、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。
- ・誰もが利用しやすいものにするため、主要な施設への経路等について『福祉都市環境整備指針』等に基づきバリアフリー化が必要なものは改修整備を行う。

第 8 章
整備

(御深井丸) 西部
緑豊かな散策の場

(御深井丸) 茶席群
文化を学び、体験できる場

本丸
天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場

外堀(水堀)
水堀・石垣・建造物からなる城郭の風情を感じられる場

(御深井丸) 塩蔵構
歴史的景観の眺望を楽しめる場

二之丸庭園
時代とともに育んできた庭園文化を伝える場

(西之丸) 北部
文化財の保存・公開の場

(西之丸) 西部
管理運営の場

(西之丸) 北部

(西之丸) 西部

(西之丸) 東部
名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場

本丸

二之丸庭園

二之丸御殿跡・向屋敷跡

三之丸大手門

外堀(空堀)
城跡の存在を感じられる場

二之丸御殿跡・向屋敷跡
往時の空間を偲ぶことができる場

三之丸外堀
広大な城跡の全体像を実感できる場

全体図

図 各地区の整備の考え方

8-3 整備の方法

8-3-1 本丸

■整備の考え方

戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。

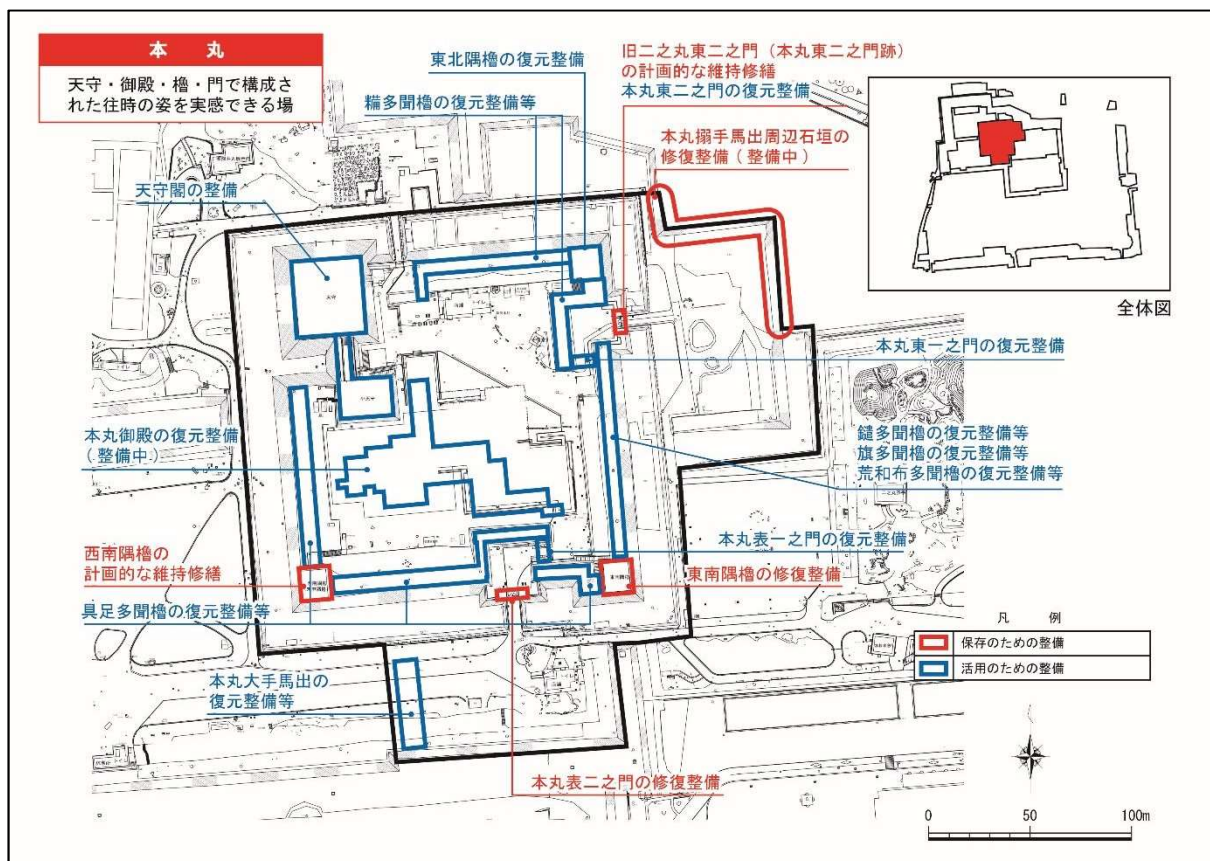


図 本丸の整備

(1) 保存のための整備

①本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備（整備中）

- ・平成14年度（2002）から修復整備に着手しており、現在は石材の解体をほぼ終えている。
- ・今後は、発掘調査等の調査研究成果を踏まえ、積み直しを行っていく。

②東南隅櫓の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

③西南隅櫓の計画的な維持修繕

- ・日常の維持管理を適切に行うとともに、計画的に修繕を行う。

④本丸表二之門の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

⑤旧二之丸東二之門（本丸東二之門跡）の計画的な維持修繕

- ・ 日常の維持管理を適切に行うとともに、計画的に修繕を行う。
- ・ 将来的には、本来の位置である二之丸東二之門跡への移設を検討する。

（2）活用のための整備

①本丸御殿の復元整備（整備中）

- ・ 平成 21 年度（2009）から復元整備に着手し、全体を 3 期に分けて進めており、現在は 2 期部分まで整備が完了し、玄関・表書院、対面所・下御膳所等を公開している。
- ・ 今後は、平成 30 年（2018）の全体公開に向けて整備を進める。
- ・ 障壁画の復元模写については、予定している 1325 面の完成に向けて計画的に進める。
- ・ 完成後は、適切な維持管理を行うものとし、柿葺きの葺き替え等の大規模な修繕整備を計画的に進める。
- ・ また、本丸御殿の文化的価値を踏まえ、復元御殿にふさわしく、市民の財産としての価値を一層高める活用を図る。

【観覧】

- ・ 国内外からの来訪者に常時公開する。
- ・ 復元された障壁画、彫刻欄間、飾金具などの室内の様子を、間近に鑑賞できるようにする。

【体験】

- ・ 本丸御殿にふさわしい文化的行事を実施できる場とする。

【交流】

- ・ 国内外の賓客を迎える場として活用する。

②天守閣の整備

＜現天守閣の価値＞

（1）市民の機運の高まりによる再建

昭和 20 年（1945）の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民より自ずと声が上がりはじめ、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であった。名古屋城天守の再建は、市民の機運の高まりにより実現した、戦後復興の象徴であると考えられる。また、再建は市制 70 周年記念事業として執り行われ、観光・地域振興のシンボルとしての役割も果たしている。

（2）豊富な史資料に基づく外観復元

名古屋城天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリートで再建され、史実性においては外観復元がなされた。設計には昭和実測図やガラス乾板写真等が用いられ、窓の引き戸などが一部史実と異なった形で再建されているといえども、豊富な根拠資料に基づくものであった。

鉄骨鉄筋コンクリート造による外観復元という手法は、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例であるが、一方で、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元の精度は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができる。

（3）博物館としての機能と活用

根拠資料に基づく外観復元がなされた一方で、内部は近代的様式での整備が行われた。これは、戦災での焼失を免れた旧本丸御殿障壁画等の重要文化財の展示・収蔵を目的とするところが大きく、鉄骨鉄筋コンクリートは、昭和 30 年代においてその耐震耐火性や耐久性、経済性といった点で高く評価されており、重要文化財等を展示収蔵する施設への採用に適していたと考えられる。

昭和 34 年（1959）の再建以後は、各種展示の実施や、史資料の収蔵が行われており、博物館相当施設として市民生活に寄与している。

以上のことから、名古屋城天守閣は、市民の機運の高まりにより再建が実現した、近世城郭としての姿と近代建築としての機能性を兼ね備えた建造物であるといえる。また、戦後復興や地域振興といった多重のシンボル性を包括する名古屋のシンボルとして存在していると考えられる。

＜現天守閣及び天守台石垣の課題＞

(1) 建物

- ・現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第112条昭和44年5月1日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えている（建築基準法施行令第121条昭和44年5月1日施行）ことをはじめとして、天守閣再建後に法改正された建築基準法等の基準に一部適合していない。（既存不適格）
- ・阪神・淡路大震災（平成7年(1995)）を契機として、平成7年度（1995）から平成12年度（2000）にかけて、名古屋市設建築物の耐震診断が実施された。名古屋城天守閣においては、平成8年度(1996)に「歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査研究」が実施され、大天守閣の耐震性能は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価された。
- ・名古屋市では、平成8年度（1996）より、学校などの耐震改修が順次開始された。また、平成14年度（2002）には名古屋市地震防災強化計画が策定され、市庁舎や消防署など、地域防災活動拠点の耐震化整備が優先的に進められていった。
- ・名古屋城天守閣においては、その施設の性質から、来場者の安全確保のための耐震改修が検討されたが、同計画における優先度も考慮され、速やかな耐震改修は行われなかった。
- ・その後、耐震診断における諸基準の改定を受けて、平成22年度（2010）に「名古屋城天守閣耐震対策調査」を実施した。
- ・同調査結果によると、大天守閣の耐震性能を示す I_s 値は、各階とも基準値である0.6を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7階のX（南北）方向で0.14であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。
- ・上記の耐震診断におけるコンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化（平均15.8mm）が、小天守閣においては中度の劣化（平均7.3mm）が発生している箇所が一部見受けられた。
- ・また、鉄筋については、大天守閣においてはコア抜き11か所中3か所に、小天守閣においてはコア抜き7か所中3か所に腐食が確認された。
- ・ケーソン基礎については、コンクリート中性化や鉄筋腐食に関する調査を実施していない。
- ・再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

- ・天守台の石垣については、平成23年度（2011）に「名古屋城天守台石垣健全性評価」が実施され、大天守北面と小天守西面の石垣が、安定上最も問題がある部分であるとの結果が出ている。
- ・天守台周辺の石垣には広く被熱した石が分布しており、石材の劣化が著しい部分が見られた。
- ・目視観察において、数か所の石垣で孕み出しが見られ、特に大天守北面及び小天守西面で顕著であった。
- ・孕み出し指数（石垣の孕み出し状況をもとに安定性を評価するための指数。石垣高さに対する孕み出し量の比）による評価においては、5ヶ所の石垣で「やや不安定」という結果となった。
- ・大天守北面の孕み出し指数が最も高く、4.1であった。（孕み出し指数0～2が「健全」、2～6が「やや不安定」、6以上が「不安定」）

- ・既存ボーリングデータによると、石垣の基礎地盤としては大きな問題はないと考えられるが、大天守北面をはじめ、内堀に面した高石垣においては、石垣下部の背面にやや軟質なシルト層が存在することから、その部分が潜在的な弱点となる可能性が指摘された。
- ・間詰石等の抜け落ち、落下が見られ、来場者への影響が懸念される。

(3) 活用

- ・現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。
しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならないなど搬出入面の課題がある。
- ・大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から5階までの対応となっている。5階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

<整備方針ごとの利点と課題>

現天守閣の抱える諸課題を克服するため、天守閣の耐震改修や木造復元の検討を行ってきた。

(1) 耐震改修の利点

1) 現天守閣の価値の保存と継承

昭和34年（1959）に再建された現天守閣は、次のように様々な価値を有しており、耐震改修はその価値を保存し、後世に継承することができる。

- ・戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附とともに実現した戦災復興の象徴であったこと。また、観光・地域振興としてのシンボル性も同時に有していること。
- ・豊富な根拠資料に基づき外観復元がなされ、近世城郭としての姿を保存していること。
- ・内部は近代的様式で整備され、展示収蔵機能を兼ね備えた博物館相当施設として市民生活に寄与してきたこと。

2) 博物館機能の維持

- ・現天守閣が有する博物館機能を維持し、特別展等、多彩な催事の開催を継続できる。
- ・西之丸に建設予定の展示収蔵施設に収蔵できない史資料を、耐震改修工事完了後、天守閣内に展示・収蔵することができる。

3) 文化的観光面における魅力の向上

- ・耐震改修を機に、内部空間を更に木目調に仕上げるなど、近世城郭の雰囲気を感じられるような内装改修の実施や、展示内容の見直しなどを行うことで、文化的観光面における魅力を向上させることができる。

4) 観覧環境の向上

- ・空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、観覧環境の利便性や快適性を向上させることができる。
- ・小天守閣のトイレにおいて、多目的トイレの設置や洋式化、乾式化などの全面改修を行うことで、便益施設の衛生面における改善や、利便性の向上を図ることができる。

5) 既存建物の活用

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震対策については、耐震診断及び耐震補強方法が既に確立されている。
- ・既存建物を取り壊し新たな建物を建設する建替え工事よりも工期が短縮でき、天守閣閉鎖期間を最小限に止めることができる。

6) 遺構の保全

- ・耐震改修工事においては既存建物の解体等が伴わないため、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣に対しては、現状の保全状況を維持することが可能である。

(2) 耐震改修の課題

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題

- ・現天守閣は、外観は豊富な根拠資料に基づき復元されているが、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながりにくい。
- ・耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することはできないため、史実に基づく間取りを復元することはできない。すなわち、防衛機能を備えた天守の建築的特徴などを観覧することができず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の実感が得難い。
- ・また、豊富な根拠資料に基づき外観復元されているといえども、窓の引戸や水抜きが再現されていないことや、窓の格子が焼失前よりも外側に設置されていることなど、一部史実と異なった形で再建が成されている。

2) 耐震改修工事における課題

- ・耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線についての見直しが必要となる。
- ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修とは別途検討が必要である。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。
- ・今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、天守閣再建後に法改正された基準について、適合していない事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討が必要である。
- ・屋根の劣化に伴う葺き替えを実施する場合は、天守閣再建後に法改正された基準についても全て適合させる必要があることが判明している（遡及適応）。
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定が必要である。

3) バリアフリーにおける課題

- ・現天守閣は5階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である7階へと円滑に移動するためのバリアフリー対応が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての展示や対応方法の再検討も必要である。

4) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵面や搬出入面の課題がある。
- ・展示面についても、適切な温湿度管理や消火設備の設置など、より望ましい展示環境の検討が必要である。

5) 天守閣の閉鎖に伴う課題

- ・耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

6) 天守台石垣にかかる課題

- ・平成22年度(2010)に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、耐震目標性能が現行耐震基準同等である ls 値0.60以上の場合は石垣を取り外すことなく補強できるが、公共建築物としてより安全性を考慮した ls 値0.75以上を求める場合は、一部石垣を取り外さないと補強できないとの結果が出ている。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。

7) ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

(3) 木造復元の利点

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進

復元に耐えうる根拠資料に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。

- ・木造復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間を甦らせることができる。
- ・現天守閣にはない、防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧できることから、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深めることができる。

2) 文化的観光面における魅力の向上

- ・木造復元を行うことにより、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができる。
- ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において、旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙げられていることから、内部空間を含めて真実性の高い木造復元を行うことは、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。
- ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることにより、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術に間近で触れられる機会を提供できる。

3) 伝統工法による復元

- ・復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会など様々な媒体を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。
- ・伝統工法での復元において生じた課題やその検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・伝統工法による木造建築物は、日常的な維持管理、中期的な修繕、そして長期的な半解体及び全解体修理を適切に行うことにより、何百年という長期にわたる維持が可能となる。

4) 新技術の導入と伝統技術の融合

- ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報となり得、また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

(4) 木造復元の課題

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成された経緯や博物館機能を有することなど、現天守閣が持つ価値の保存及び可能な限りの継承に向けた対策を検討する必要がある。

2) 木造復元工事にかかる課題

外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うにあたり、次のような検討を要する。

名古屋城天守のような大規模構造建築物の木造復元は現行基準における類似例がなく、高度な技術的検討が必要である。

- ・非耐火の木造大規模構造建築物における防火、避難の安全性の確保
- ・現行耐震基準同等以上の耐震性の確保
- ・耐震性の評価手法についての検討
- ・急病人の搬送や熱中症対策など、観覧環境における安全性の確保と快適性の検討
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定

3) バリアフリーにおける課題

- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーとの乖離をどのように解決するかを検討が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての検討も必要である。

4) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。

5) 天守閣の不在に伴う課題

- ・木造復元工事期間としては約46か月の間、天守閣の観覧が不可能となり、解体に伴い名古屋のシンボルである天守閣が一定期間不在となる。それにより入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

6) 天守台石垣にかかる課題

- ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。天守台石垣にかかる荷重の変化や、各種工事が天守台に近接することによる石垣への影響などに対しての十分な調査、解析が必要である。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。

7) ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

<課題への対策>

(1) 耐震改修特有の課題に対する対策

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策

- ・前述のとおり、現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深めるような展示等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。
- ・耐震改修や外壁改修とともに、窓の引戸や水抜き、格子について焼失前の状態を再現するなど、より真実性の高い外観復元の実現を検討する。

2) 耐震改修工事における課題への対策

- ・耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線の見直しを行う。
- ・外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を定期的に実施することにより、鉄筋の腐食の進行を遅らせる。
また、鉄筋や鉄骨は取り替えることができないため恒久的な対策は難しく、既に腐食している鉄筋や、今後新たに腐食が発生した場合における、柱や梁廻りの補強等、維持保全にかかる検討が必要である。
- ・今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討を行う。
- ・屋根の劣化に伴い葺き替えを実施する場合、天守閣再建後に法改正された基準についても全て適合させる必要があるため、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。

- ・構造体の劣化を防ぎ観覧環境を維持するため、長期維持保全計画を策定し、適切な周期での内部及び外部改修を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(2) 木造復元特有の課題への対策

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策

- ・現天守閣の再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等を取りまとめ、現天守閣の静止画、映像と共に記録、保存を行う。展示等により現天守閣が持っている価値を広く発信するとともに、後世に伝承する。
- ・金鯱、瓦、破風、鉄骨トラス（天守閣を軽量化するために用いられた特徴的な技術）等の展示や再活用を検討し、現天守閣に使用されている部材の保存と継承を行う。
- ・現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。その価値を保存する必要がある一方で、平成28年度（2016）に実施した市民2万人アンケートにおいては、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%と、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。市民の機運醸成と共に、木造復元による、名古屋城天守閣の新たなシンボル化を図りつつ、上述のように現天守閣の有する価値を後世に継承するための方策を実施する。
- ・現天守閣の価値の一つである博物館機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながると考える。

2) 木造復元工事にかかる課題への対策

- ・防火、避難の安全性については、シミュレーションなどによる検証を重ねた上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性を確保する。
- ・構造計画については、建物の安全率及び地震時における建物の変形量の上限值、地盤調査による地震波の作成、及びその地震波を用いた構造の動的解析も参考に耐震補強方針を決定する。
- ・来場者の安全を確保できるような観覧環境整備を検討する。観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策の検討や、急病人に関しては、安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的の実施するなどの方策が必要である。
- ・長期維持保全計画を策定し、適切な周期で修繕を行うとともに、部分解体を伴う中修理、半解体を含む大修理、全解体を含む根本修理を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(3) 共通の課題への対策

1) バリアフリーにおける課題への対策

- ・耐震改修の場合、現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化を促進する。
- ・木造復元の場合、外観及び内部空間の真実性の高い復元を目指すと共に、昇降等、移動の困難な方への対応をいかに行うか検討する。その課題を克服するため、付加機能の設置や昇降を円滑にするための手段の検討、介助スタッフの配置など、ハード、ソフト両面からの対応を行う。

- ・両者ともに、年齢や障害の有無、言語の違いなどに関わらず、多くの方が楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すような対策を実施する。
- ・また、木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR等の活用を検討する。

2) 展示収蔵機能における課題への対策

- ・両者とも、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画や「ガラス乾板写真」などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に展示、収蔵することにより、収蔵面や搬出入面の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。
- ・その他の収蔵物については、耐震改修の場合、改修による展示収蔵機能の向上を検討した上で再び天守閣内にて展示、収蔵を行う。木造復元の場合は、名古屋城の近接地に新たに展示、収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。

3) 天守閣の閉鎖、不在に伴う課題への対策

- ・耐震改修の場合、耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成30年度（2018）に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。
- ・木造復元においても、木造復元工事期間としては約46か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、また、工事期間は耐震改修よりも長期にわたることから、入場者数の減少や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿の活用や、さらに、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し観光面における新たな魅力を発信することで、課題を克服できると考える。

4) 天守台石垣にかかる課題への対策

- ・両者とも、天守台石垣の適切な保全のため、史実調査、測量調査（立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成など）、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行う。その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより石垣の挙動を検証、解析し、保全のための方針を定めた上で対策を実施する。
また、石垣の保全対策だけでなく、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関しては、調査結果をもとに十分検討した上で、来場者の安全を確保するための対策を実施する。
- ・耐震改修の場合、耐震目標性能を現行耐震基準同等とし、石垣に悪影響を及ぼさない補強方法を採用する。
- ・木造復元の場合、現在行っている調査成果をもとに、天守台石垣にかかる荷重の変化や、各種工事が天守台石垣に近接することによる影響を十分に考慮、解析した上で、本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない適切な工法・対策の検討を行う。また、実施に当たっては計測器等により変化の観測を行う。

5) ケーソン基礎にかかる課題への対策

- ・両者とも、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を実施する。

<整備方針>

- ・木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が認められる。
- ・名古屋城天守は、昭和20年（1945）空襲により焼失し、昭和34年（1959）鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。
- ・天守閣再建は、生活の根幹にかかわる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現した。また、豊富な史資料を基に外観復

元がなされたものの、都市不燃化や当時の建築技術発展の流れを受け、耐震耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリート造が採用され、内部はあくまでも近代的な博物館機能が備えられた。再建された天守閣は、いわば戦災復興の象徴であり、昭和 30 年代の記憶を現代に保存する貴重な建造物である。

- ・ 現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真実性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」とであるという側面も持ち合わせている。
- ・ 現天守閣は、先のとおり、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧することができず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の「実感」が得難く、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解もまた促進され難い状態である。
- ・ 再建から半世紀以上が経過した現在、顕在化する諸課題への対応として耐震改修と木造復元の検討を行った。
- ・ 耐震改修を行った場合、現天守閣の価値を保存、継承できるという利点があるが、それは裏返せば、上述のような、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状況が継続されるということでもある。
- ・ 耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間にさらに木目調の仕上げ材を使用するなどの内装改修や、近世城郭における天守の役割について学びを促す、工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。しかし、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、築城当時の間取りまでも再現し、歴史的空間を体感することは困難である。
- ・ 一方で、復元に耐えうる根拠資料等に基づき、より真実性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超え、実体験することが可能となる。また、現天守閣にはない、狭間や石落としなど、防衛機能を備えた近世期の天守の特徴を観覧することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能の更なる理解へとつながることができる。更に言えば、真実性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間の再生へとつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。
- ・ よって、木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高いと考えられる。
- ・ しかし同時に、木造復元を行う上での課題も決して軽視できるものではない。
- ・ 既に述べた通り、木造復元における課題のひとつに、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策があげられる。これに対しては、鯰、瓦、破風等、現天守閣で使用されている部材の保存と継承を検討すると共に、現天守閣の再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等を取りまとめ記録し、展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に伝承するため、広く発信し続けることによりその課題の克服を目指す。
- ・ 市民の機運の高まりや寄附により再建がなされたことに対しては、それらの記憶を保存する必要がある一方で、平成 28 年度（2016）実施の市民 2 万人アンケートにおいて、約 6 割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を後世へ伝えつつも、市民と一体となり、寄附を募り機運を更に高め、木造復元により新たな名古屋のシンボル化を図ることもまた、課題を乗り越える方策の一つになり得る。
- ・ 更に、現天守閣の価値の一つでもある博物館機能については、代替施設の建設により重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世城郭における天

- ・ 現天守閣の博物館機能については、代替施設の建設により重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世城郭における天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解につながると考える。
- ・ 木造復元工事においては、高度な技術的検討が求められるところではあるが、防火、避難及び構造計画については、シミュレーションなどの検証を行った上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性及び耐震性を確保する。
更に、来場者の安全を確保できるような観覧環境整備に努め、観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策や、急病人に対しては安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的の実施するなどの方策を実施する。
- ・ 真実性の高い復元とバリアフリーという課題に関しては、昇降等、移動の困難な方への対応をいかに行うか検討し、ハード・ソフト両面からの対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能であると考ええる。
また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、年齢や障害の有無、言語の違いなどに関わらず、多くの方が楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すようなユニバーサルデザインを検討する。更に、木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR等の活用を検討する。
- ・ 天守台石垣については、史実調査、測量調査（立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成など）、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行う。その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより石垣の挙動を検証、解析し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する石垣を保全するため、また、来場者の安全を確保するための方針を定め、石垣に悪影響を与えない工法における対策を実施する。
- ・ その他前述の課題についても、堅実な検討を行うことで克服できるものと考ええる。
- ・ 加えて、木造復元においては、文化的観光面における魅力の向上や、伝統工法による復元、新技術の導入と伝統技術の融合といった利点が見受けられる。
- ・ 文化的観光面における魅力については、工事期間中との天守閣の不在という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される状況下においても、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面における新たな魅力を発信し向上することができると考えられる。
- ・ 伝統工法による復元の利点としては、適切な維持管理、修繕、計画的な解体修理を実施することで、何百年という長期にわたる維持が可能となることが挙げられる。また、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・ 新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。
- ・ 以上のように、木造復元は、特別史跡内の建造物として本質的価値の理解を促進するという点において優位性が高く、また、現天守閣が有する価値の保存、継承といった木造復元における様々な課題も、それぞれの方策によって克服することが可能であると考えられるため、今後、現天守閣の価値を超える木造復元の意義を丁寧に説明することを前提として、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

③東北隅櫓の復元整備

- ・ 天守と他の2つの櫓と合わせ、本丸の四隅を構成していた重要な櫓であった。東北隅櫓整備は、方形である本丸の四隅の櫓が全て揃い、嚴重であった本丸の防備をより実感させることができる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いことから、発掘調査や史資料調査等を行い、櫓台下の樹木や周辺施設の整備を含めて、復元整備を検討する。
- ・ 復元整備にあたっては遺構の保存を前提とする。石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

④本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備

- ・ 本丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であった。一之門・二之門が揃うことにより、名古屋城の特徴である嚴重な枳形門の構造とその機能について理解を深められる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いことから、発掘調査や史資料調査等を行い、復元整備を検討する。
- ・ 本丸東二之門については、旧二之丸東二之門を本来の二之丸東門跡に移設し、その跡地における復元整備を検討する。
- ・ 復元整備にあたっては遺構の保存を前提とする。

⑤本丸多聞櫓の復元整備等(具足多聞櫓、鎗多聞櫓、旗多聞櫓、荒和布多聞櫓、糺多聞櫓)

- ・ 本丸の四隅の隅櫓等をつないでいた重要な櫓であった。本丸多聞櫓復元整備は、城郭の歴史的景観形成に効果的であり城跡の理解を深められる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、現在跡地にあるクロマツ等の樹木の取扱いと併せて、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。
- ・ 復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

⑥本丸大手馬出の復元整備等

- ・ 本丸表門枳形の外側に設けられ、枳形とともに多聞櫓が巡らされた巨大で強力な馬出であった。本丸大手馬出復元整備は、二重の門で構成された本丸表門枳形と組み合わさった強力な虎口の機能について理解を深められる。
- ・ 発掘調査により西側の堀・石垣の遺構が確認できる可能性があるが、史資料としては『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。ただし、復元整備については、車両等の通行上の支障が生じることから慎重に検討する。
- ・ 復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。

8-3-2 二之丸

■整備の考え方

愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北（有料区域）及び南（無料区域）にとられず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。

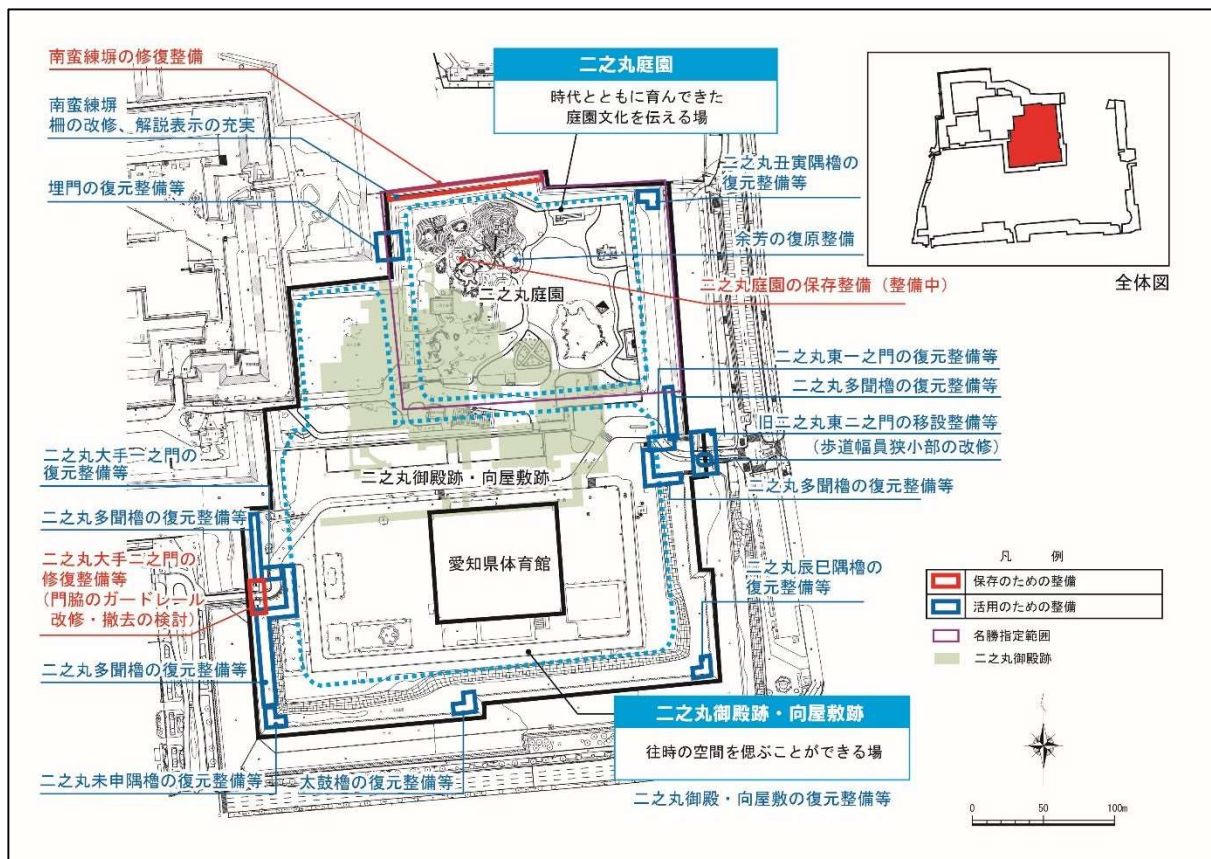


図 二之丸の整備

<二之丸庭園>

二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

(1) 保存のための整備

① 二之丸庭園の保存整備（整備中）

- ・ 二之丸庭園は変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であり、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す名勝庭園である。
- ・ 『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき、庭園全体の保存整備を進める。

② 南蛮練塀の修復整備

- ・ 城内の他の土塀とは異なる特殊な製法でつくられており、城郭における塀の種類の多様性を顕している。
- ・ 発掘調査や史資料調査等の成果に基づき、適切な修復整備計画を策定する。

(2) 活用のための整備

① 南蛮練塀（柵の改修、解説表示の充実）

- ・見通しの良い柵への改修等を行い、遺構の顕在化を図る。
- ・説明板への往時の写真や図の掲載や AR 技術の導入等の検討を行い、来場者に往時の姿を視覚的に伝える整備を行う。

② 余芳^{よほう}の復原整備

- ・余芳は二之丸庭園北御庭園池の東に面して建築された御茶屋であり、明治期に民間に売り払われ城外に移築された後、昭和 48 年（1973）名古屋市の指定文化財となっている。その後、名古屋市に寄贈され、現在はその解体部材を城内に保管している。
- ・解体部材が現存しており、発掘調査により余芳の南側の造作物と想定される遺構も確認できているため、史実に忠実な復原整備ができる可能性が高いことから、発掘調査や史資料調査等を行い、二之丸庭園保存整備の中で復原整備を検討する。
- ・復原整備にあたっては遺構の保存を前提とする。

③ 埋門^{うづみ}の復元整備等

- ・埋門は藩主の非常時の脱出口とされていたが、二之丸内から門に至るまでにかつてあった石の階段は、現在は埋められているが発掘調査により遺構が確認できる可能性がある。
- ・かつてあった石の階段の遺構が確認できる可能性があるが、史資料としては『金城温古録^{きんじょうおんころく}』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。ただし、復元整備については、本丸搦手馬出周辺石垣修復整備の完了以降となる。
- ・復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における復元整備等にあたっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

<二之丸御殿跡・向屋敷跡^{むこう}>

愛知県体育館の移転を見据え、二之丸御殿・向屋敷の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。

整備にあたっては、有料区域の範囲設定の見直し（二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む）、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画（二之丸東門枳形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む）など、総合的に検討を行う。

二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

（１）保存のための整備

① 二之丸大手二之門の修復整備等

- ・日常の維持管理を適切に行うとともに、計画的に修繕を行う。
- ・門脇に取り付けられたガードレールについては、歴史的景観を損なわない意匠・形態への変更や、門の車両通行の制限を行った上で撤去等についての検討を行う。

（２）活用のための整備

① 二之丸御殿・向屋敷^{むこう}の復元整備等

- ・二之丸は、御三家筆頭であった尾張藩の藩政の拠点と、その藩主の住まいであったことから

「御城」と呼ばれた。尾張藩の政庁と藩主の住居の機能を持つ二之丸御殿、馬場や弓場から成る向屋敷は二之丸庭園と併せて、広大な敷地を有する二之丸を構成していたことから、これらの復元整備等は「御城」としての二之丸の認識に必要不可欠である。

- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、名勝二之丸庭園指定範囲との重複等に留意し、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、往時の二之丸を偲ぶことができるような特別史跡にふさわしい整備を検討する。
- ・復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。

②二之丸大手一之門・二之丸東一之門復元整備等、旧二之丸東二之門の移設整備等

- ・二之丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であった。一之門・二之門が揃うことにより、名古屋城の特徴である二重の門で構成された枳形の強固な構造とその機能について理解を深められる。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、今後の発掘調査や史資料調査などの成果等を踏まえ、通行上の支障に留意し、二之丸御殿・向屋敷復元整備等及び本丸東二之門の復元整備と併せて、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。
- ・復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。

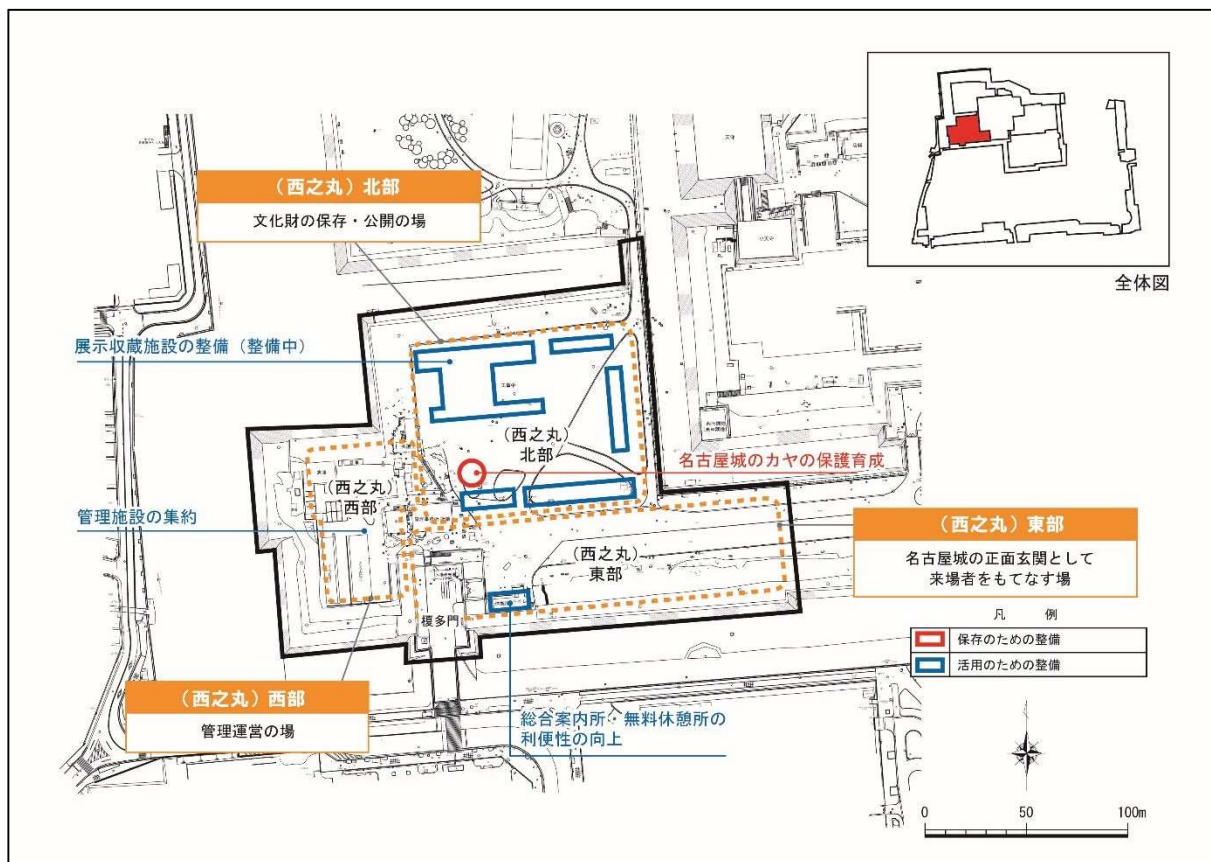
③二之丸の櫓の復元整備等（丑寅隅櫓、辰巳隅櫓、未申隅櫓、太鼓櫓、多聞櫓）

- ・二之丸御殿が位置するなど藩の拠点であり広大な二之丸の防衛上重要な櫓であった。二之丸の櫓の復元整備等は、明治以降の兵舎建設によって失われた二之丸の城郭の歴史的景観形成に効果的であり城跡の理解を深められる。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、現在跡地にあるクロマツ等の樹木の取扱い及び二之丸御殿・向屋敷復元整備等と併せて、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。
- ・復元整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における復元整備等にあたっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

8-3-3 西之丸

■整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存と積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。



<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

(1) 活用のための整備

① 総合案内所・無料休憩所の利便性の向上

- ・ 総合案内所・無料休憩所は、名古屋城の正面玄関の導入部としてさらなる利便性の向上や案内機能の充実を図る。

<西部>

日常的な維持管理や施設運営の機能を担う名古屋城の管理運営の場としつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する。

(1) 活用のための整備

① 管理施設のあり方の検討

- ・ 現状の利用を継続しつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点及び日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う

う。

<北部>

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

(1) 保存のための整備

①名古屋城のカヤの保護育成

- ・『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保護育成を図る。

(2) 活用のための整備

①展示収蔵施設の整備（整備中）

- ・7-2-2(1)1)①で述べた展示収蔵施設について、旧本丸御殿障壁画という重要文化財を永久に保存するため、かつて米を貯蔵する特殊な空間であった西之丸北部に整備する。
- ・近世の御蔵構全体の空間を認識できるよう、6棟あった米蔵のうち三番・四番御蔵の位置に米蔵の外観意匠に準拠した展示収蔵施設を整備し、残る一番・二番・五番・六番御蔵については、米蔵の地下遺構の平面表示を行う。
- ・展示収蔵施設においては、重要文化財旧本丸御殿障壁画の文化財的価値を踏まえ、その確実な保存に努めるとともに、文化財保護への理解を広く訴えるため積極的に公開していく。

8-3-4 御深井丸^{おふけまる}

■整備の考え方

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気を堪能できるような整備を行う。

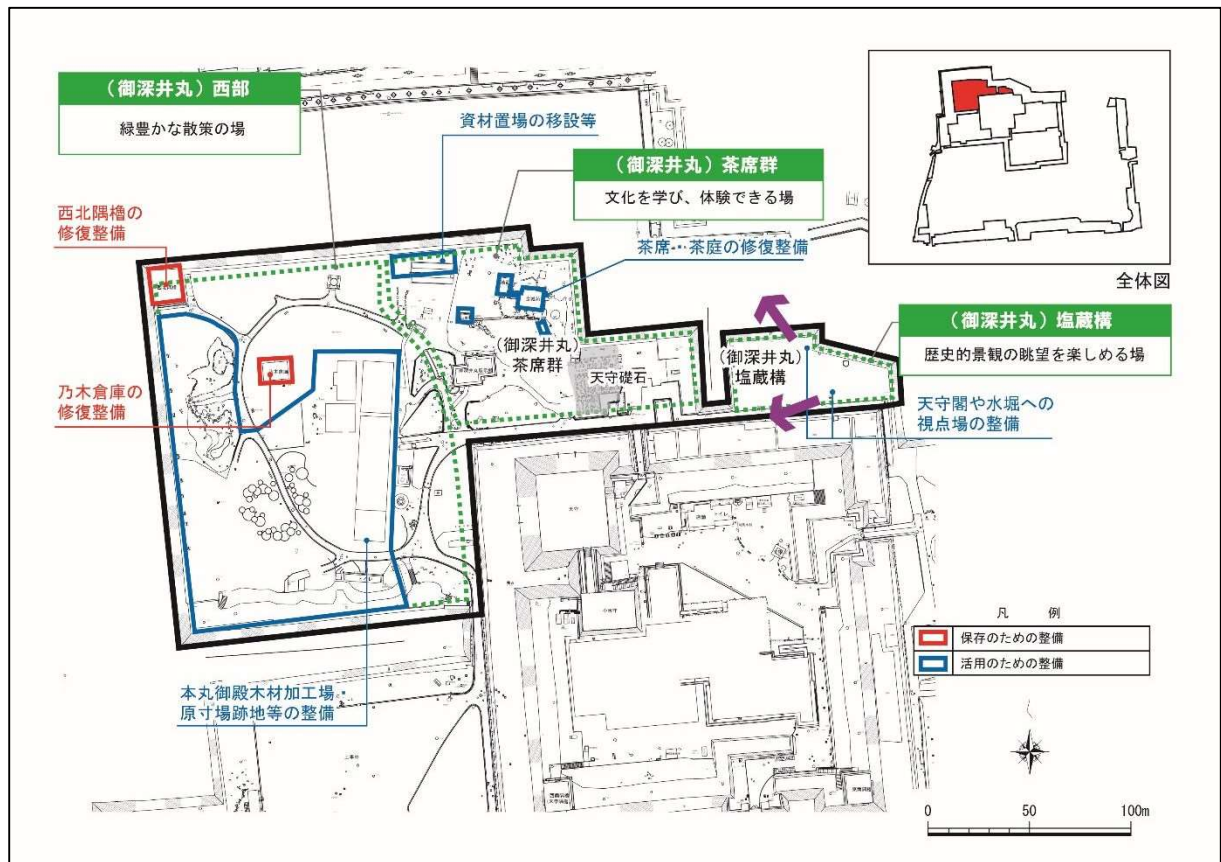


図 御深井丸の整備

<西部>

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

(1) 保存のための整備

① 西北隅櫓の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

② 乃木倉庫の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

(2) 活用のための整備

① 本丸御殿木材加工場・原寸場跡地等の整備

- ・本丸御殿復元整備が完了次第撤去し、北部の池等と併せて跡地の整備方法について検討を行う。

＜茶席群＞

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

（１）活用のための整備

①茶席・茶庭の修復整備

- ・茶席の屋根の葺き替え等の修復整備を計画的に行うとともに、茶庭の閑静な雰囲気を持続するための適切な維持管理を行う。

②資材置場の移設等

- ・茶席北側付近の資材置場は、当面は現状の利用を継続しつつ、特別史跡の保存・活用の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う。

＜塩蔵構＞

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しむ場とする。

（１）活用のための整備

①天守閣や水堀への視点場の整備

- ・天守閣や水堀への眺望が良好な場所であるため、城内からの良好な眺望景観を楽しむよう、視点場の整備を行う。

8-3-5 外堀（空堀）

■整備の考え方

城郭の縄張を区画する要素である石垣や堀を顕在化させることにより、城跡の存在を感じられる場とする。

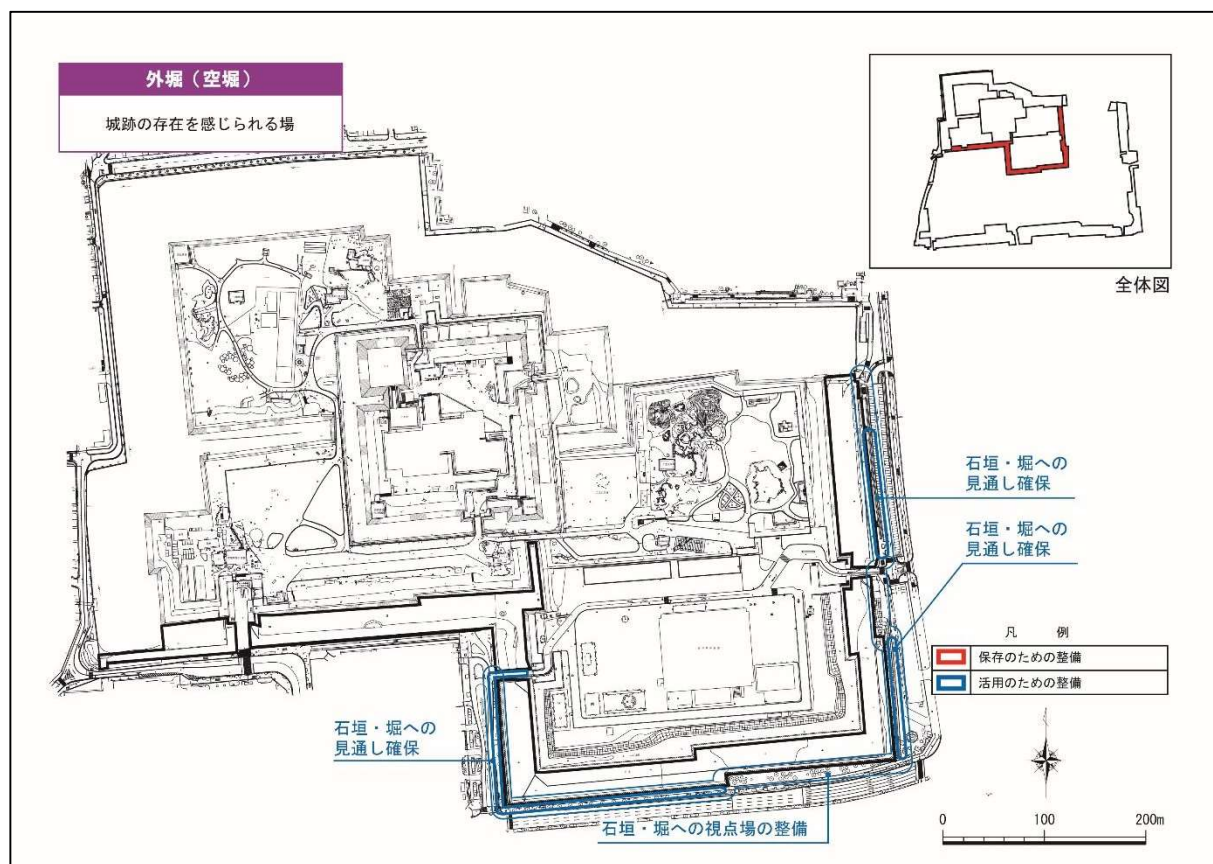


図 外堀（空堀）の整備

（1）活用のための整備

①石垣・堀への見通し確保

- ・二之丸の南東側・東側の一部では、堀と歩道間の背丈の高い^{かんぼく}灌木の等により石垣や堀への眺望景観を阻害しているため、灌木の剪定・除伐など適切な維持管理によって歩道からの見通しを確保する。

②石垣・堀への視点場の整備

- ・石垣・堀への眺望をより楽しめるよう、視点場の整備を行う。

8-3-6 外堀（水堀）

■整備の考え方

水質や水辺環境の保全を行い、水堀・石垣・建造物等からなる城郭の風情を感じられる場とする。

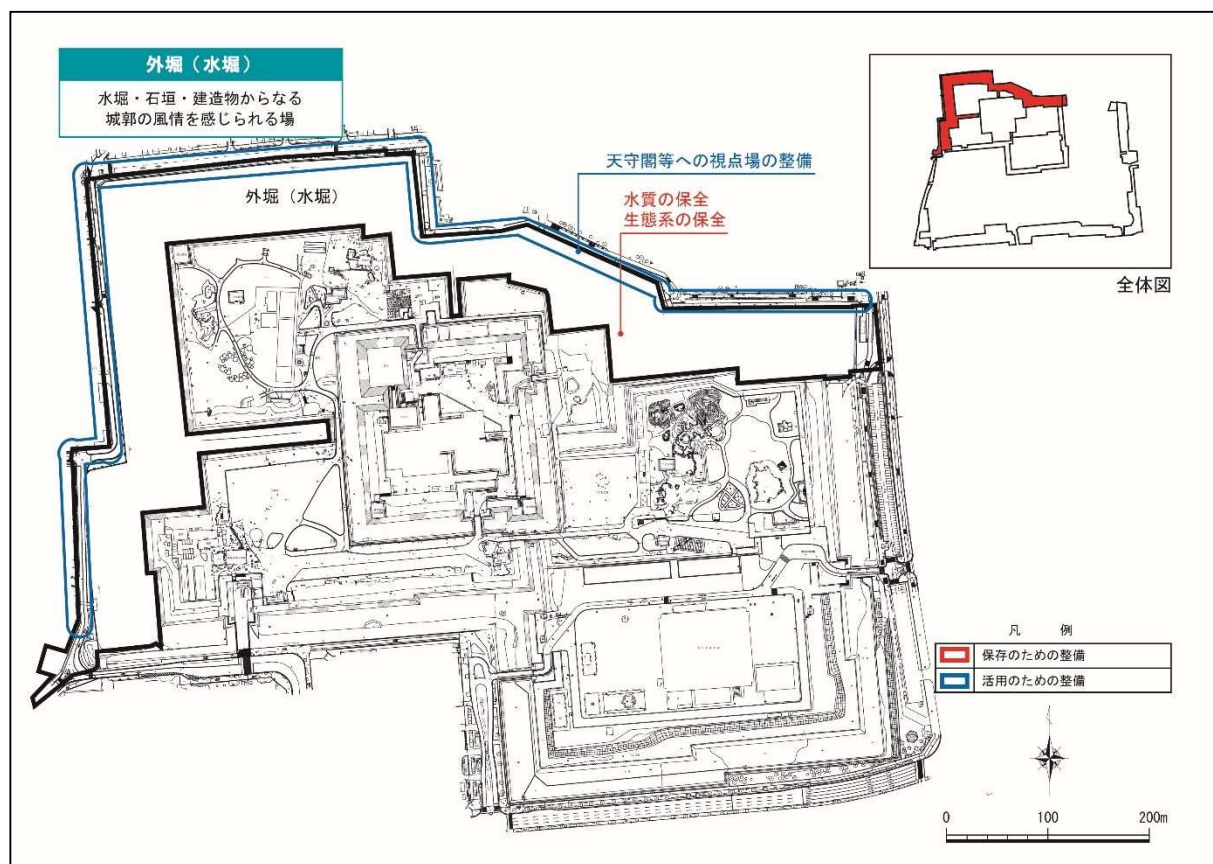


図 外堀（水堀）の整備

(1) 保存のための整備

①水質・生態系の保全

- ・名古屋城外堀浄化対策検討委員会において設定した水質の目標値を目指し、さらなる水質浄化対策の方法を検討し実施する。

(2) 活用のための整備

①天守閣等への視点場の整備

- ・水堀対岸は天守閣等への眺望が良好な場所であるため、城外からの良好な眺望景観を楽しむよう、視点場の整備を行う。

8-3-7 三之丸外堀

■整備の考え方

城郭の縄張を構成している堀、城下町と城内をつないでいた各門であることを伝える説明板を整備し、広大な城跡の全体像を実感できる場とする。

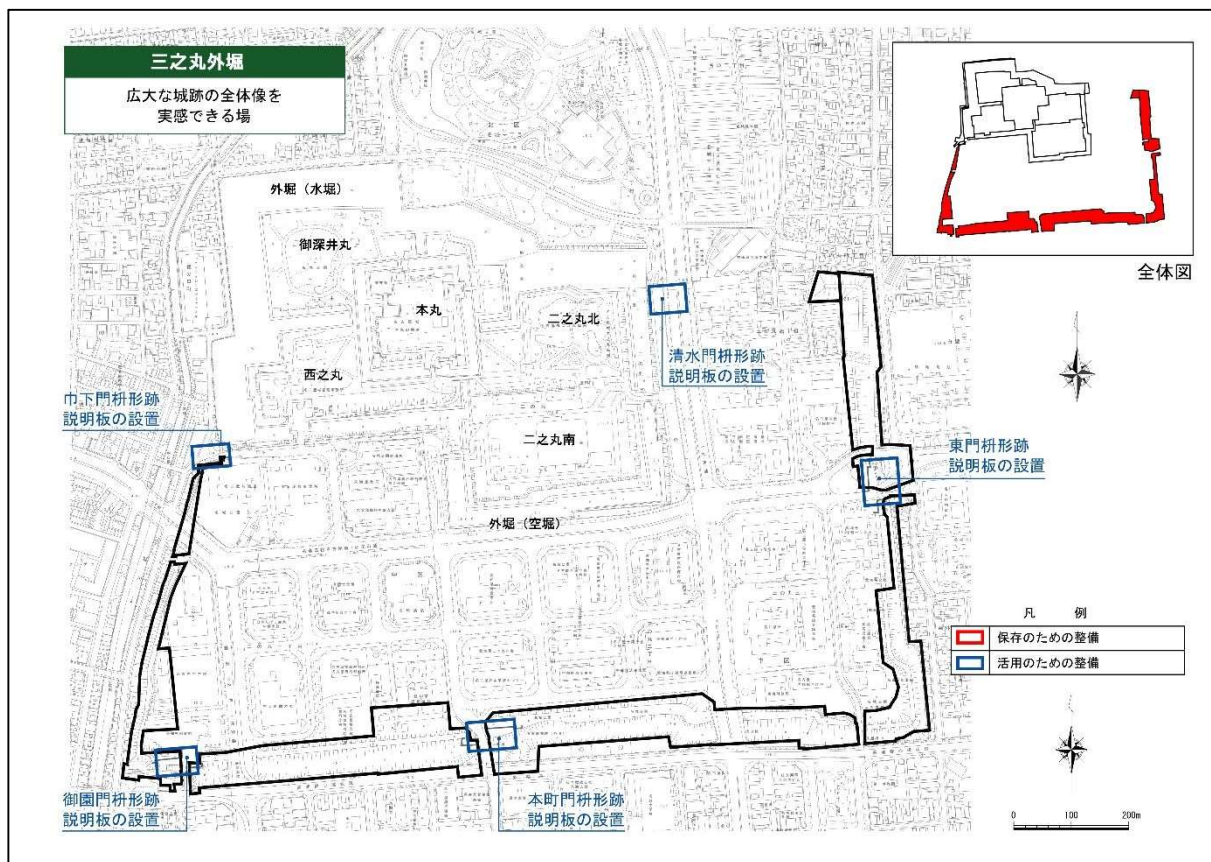


図 三之丸外堀の整備

(1) 活用のための整備

①三之丸外堀各所

- ・名古屋城の縄張を構成していた土塁・堀が残る特別史跡指定地であることを認識させ、名古屋城の全体像を実感させる説明板の設置を行う。

②各門跡

- ・名古屋城城内と城下町をつないでいた各門跡である認識を広めるために説明板の設置を行う。

8-3-8 石垣・土塁・堀

(1) 保存のための整備

①石垣・土塁・堀の修復整備

- ・石垣については名古屋城の本質的価値を構成する重要な要素であるため、石垣の現状について調査を行い、現状や危険度評価等を取りまとめた石垣カルテを作成する。その中で、地震や戦災等による被害や修復の内容、今までの発掘調査や史資料調査等の成果も整理する。
- ・本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備後は、石垣カルテ及び石垣の保全方針に基づいて修理・修復の計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行うとともに、必要な部分については計測等により変化の観測を行う。
- ・石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被

覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。

(2) 活用のための整備

①石垣・土塁・堀の復元整備

- ・近現代に撤去または改変された石垣・土塁・堀については、歴史的特徴等の調査研究を行うとともに、その復元整備の可否についても慎重に検討し、個別事例ごとに判断する。
- ・本丸大手馬出の西側の堀など、修復復元することにより特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるものについては、重点的に検討を行う。

第9章

運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性

9-2 運営・体制の整備の方法

9-1 運営・体制の整備の方向性

運営・体制における現状・課題及び基本方針を踏まえ、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進していくための方向性を以下に示す。

運営・体制の基本方針

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

運営・体制の方向性

- ◆名古屋城総合事務所の調査研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城の調査研究を進める
- ◆管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を円滑に進める
- ◆有識者で構成する検討会議を継続し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に進める
- ◆多様な主体と協働し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げる
- ◆防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める
- ◆さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

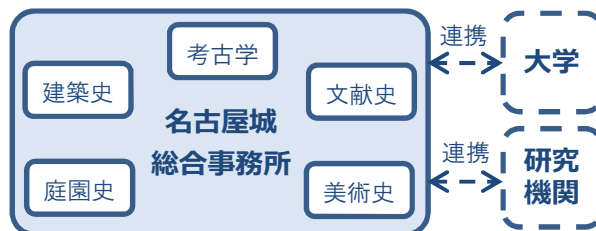
9-2 運営・体制の整備の方法

運営・体制の整備の方向性を踏まえ、具体的な方法を以下に示す。

(1) 名古屋城総合事務所の調査研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城の調査研究を進める

発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進め、その調査研究成果を広く情報発信するために、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する。

また、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり計画的・継続的に調査研究が進められるよう努める。



(2) 管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を円滑に進める

特別史跡指定地全体を一体的に保存・活用していくために、植栽等の維持管理状態など管理区域による差が生じないように、管理主体間での定期的な協議を行うなど相互の連携を強化する。

また、文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であることから、保存・活用を円滑に進められるよう各分野の庁内関係部署と積極的に情報共有し連携を強化する。

(3) 有識者で構成する検討会議を継続し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に進める

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に行っていくために、有識者で構成する全体整備検討会議を今後も継続して開催し、建造物・石垣・庭園・天守閣等について専門的見地から指導・助言を受けながら保存・活用の検討を進める。

(4) 多様な主体と協働し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げる

多岐に渡る特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等の多様な主体の力を活用する。また、名古屋城を身近なものとして市民等が愛着を持つことで後世への継承につなげられるよう、多様な主体と協働しながら特別史跡名古屋城跡の保存・活用を行う。

(5) 防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める

防災体制については、既定の『名古屋城消防計画』に基づき、災害時の自衛消防組織の編成を継続するとともに、より実践的な防災対策の実施に見合う体制を検討する。

防犯体制については、今後も有料区域の警備体制を継続するとともに、無料区域の警備体制については強化を図りつつ、重要文化財である二之丸大手二之門の警備体制等の見直しを検討し、特別史跡指定地全体として文化財保護や来場者の安全確保に努める。

(6) さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

運営・体制の効率化と名古屋城のより一層の魅力の向上を図るために、民間活力をさらに導入することが効果的と考えられる。今後、様々な民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、特別史跡名古屋城跡の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

第10章

今後の取組みの方向性

特別史跡名古屋城跡の保存・活用事業は、遺構の修復整備等の保存事業と建造物の復元整備等の活用事業とのバランスを図りながら、計画的かつ段階的に進めていく必要がある。5-1 で掲げた特別史跡名古屋城跡の目標の達成に向けて、今後の取組みの方向性を以下のとおり定める。なお、事業展開として示す1期～3期は各事業の道筋・期間を示しており、各期間は概ね10年程度である。

＜重点的な取組み＞

本丸 天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守閣及び本丸御殿の整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。

復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。

また、現在整備中である展示収蔵施設の整備を進め、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開することにより、復元が進む本丸御殿と併せて、かけがえのない文化財の宝庫である名古屋城の魅力を高める。

保存事業	活用事業
・本丸表二之門の修復整備 ・東南隅櫓の修復整備 ・西北隅櫓の修復整備	・天守閣の整備 ・本丸御殿の復元整備（復元模写制作を含む） ・東北隅櫓等の復元整備 ・本丸多聞櫓の復元整備等 ・展示収蔵施設の整備

＜事業展開＞

事業内容	1期	2期	3期
天守閣の整備	調査研究、整備		
本丸御殿の復元整備	整備		
本丸表二之門等の修復整備	調査研究、整備		
東北隅櫓等の復元整備	調査研究、整備		
本丸多聞櫓の復元整備等		調査研究、整備等	
展示収蔵施設の整備	調査研究、整備		

二之丸庭園について保存整備を着実に進めるとともに余芳^{よほう}の復原整備の検討を行う。

また、愛知県体育館の移転を見据え、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷^{むこう}の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

保存事業	活用事業
・二之丸庭園の保存整備 ・余芳の復原整備 ・特別史跡未告示区域の解消	・二之丸御殿、向屋敷の復元整備等 ・二之丸大手門・東門の復元整備等 ・二之丸の櫓の復元整備等

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
二之丸庭園の保存整備	旧名勝指定範囲の調査研究、整備	名勝指定範囲全体の調査研究、整備	
余芳の復原整備	調査研究、整備		
二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消 調査研究、整備等		
二之丸大手門・東門の復元整備等			
二之丸の櫓の復元整備等			

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請^{こうぎ}により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からもそれをうかがい知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。

このような名古屋城の歴史を物語る広大な石垣について、調査研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備	調査研究、整備		
	石垣カルテの作成 石垣保全方針の作成	石垣カルテの追加・更新 石垣保全方針の追加・更新	

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査研究体制の強化が不可欠である。

各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築し、発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進める。

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
名古屋城総合事務所の調査研究体制強化	調査研究体制強化		

<強化継続していく事業>

■城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城の魅力を高める。

また、名古屋城の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

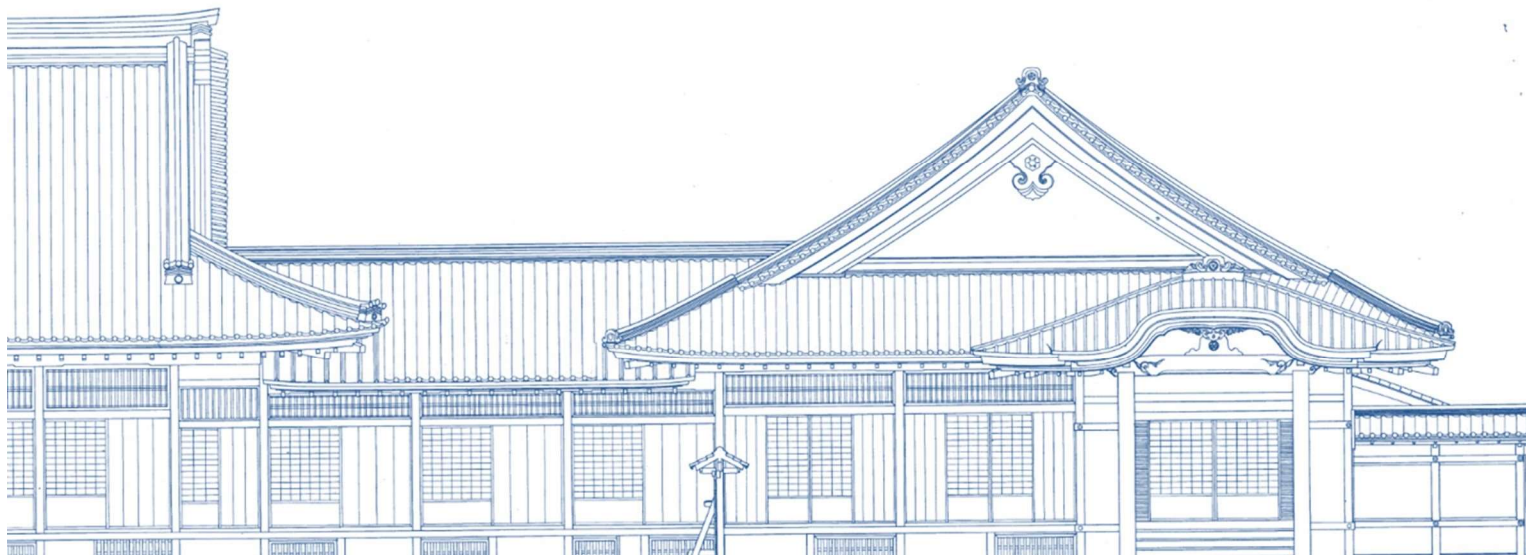
保存事業	活用事業
・城跡にふさわしい植栽管理	・説明板の新設、AR技術の導入等による表示内容の充実 ・天守閣等への視点場の整備

■実施中の保存事業・活用事業の継続と充実による特別史跡名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承する。

また、周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。

保存事業	活用事業
・旧本丸御殿障壁画の保存修理 ・名古屋城のカヤの保護育成 ・建造物等の計画的な維持修繕	・遺構を活用した企画・イベント等の充実 ・名古屋城の特徴と史跡全体の情報発信等の充実 ・周辺の歴史的関連資産等との連携強化



特 別 史 跡
名古屋城跡
保存活用計画

資料編

資料編

資料-1 名古屋城跡関連年表	資料-1
資料-2 文献・絵図・古写真等	資料-7
資料-3 『金城温古録』に記録された植栽	資料-68
資料-4 引用・参考文献	資料-72
資料-5 用語の解説	資料-75

資料-1 名古屋城跡関連年表

表 名古屋城跡の主なできごと

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
大永年間	1521～1528 年	—	・駿河国主今川那古野氏が「那古野城」を築き、氏豊を城主とする
天文 7 年	1538 年		・この頃、織田信秀が那古野城を奪取
天文 15 年	1546 年		・この頃、織田信秀が古渡城を築き居城とし、信長に那古野城を譲る
天文 24 年 弘治元年	1555 年		・織田信長が清須城に移り、織田信光を那古野城主とする ・信光が家臣に殺害され、重臣であった林秀貞が那古野城主となる
天正 10 年	1582 年		・この頃、那古野城が廃城となる
慶長 5 年	1600 年		・関ヶ原の戦い ・徳川家康が四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉が清須城城主となる
慶長 8 年	1603 年		・徳川家康が征夷大將軍に任命され、江戸幕府が開かれる
慶長 12 年	1607 年		・松平忠吉没する ・徳川家康が九男義直を甲府から清須に移封
慶長 13 年	1608 年		・將軍秀忠が義直に尾張国一円を領地として与える
慶長 14 年	1609 年		・徳川家康が名古屋城築城を決定（「名古屋遷府令」）
慶長 15 年	1610 年	初代 よしなお 義直	・公儀普請により名古屋城築城開始 ・本丸・二之丸・西之丸・御深井丸などの石垣がほぼ完成 ・この頃、福島正則により堀川の開削を開始
慶長 17 年	1612 年		・大天守・小天守完成 ・この頃に東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸大手二之門、二之丸東二之門が完成 ・城下の検地と町割を実施
慶長 18 年	1613 年		・諸士や町人の城下への住居が決定され、これ以降「清須越し」が行われる
慶長 19 年	1614 年		・三之丸堀、土塁、諸門が完成 ・暴風雨のため天守台北東石垣崩壊し福島正則が修復 ・二之丸に旧南御庭完成（御宿館の庭か）
慶長 20 年 元和元年	1615 年		・本丸御殿完成 ・本丸御殿で義直と紀州和歌山藩主浅野幸長娘春姫との婚儀が行われる
元和 2 年	1616 年		・義直が尾張に正式に入国し、駿府城から名古屋城に居を移す
元和 2 年～ 7 年	1616～ 1621 年		・この間に二之丸堀の建造と三之丸の枳形を石垣にする許可が下りる
元和 3 年	1617 年		・二之丸御殿完成
元和 5 年	1619 年		・三之丸に東照宮創建 ・この頃、西北隅櫓完成
元和 6 年	1620 年		・義直が二之丸御殿に居を移す（以後、歴代城主が居住）
寛永 5 年	1628 年		・この頃、二之丸庭園（北御庭）が完成か
寛永 7 年	1630 年		・雨により崩壊した二之丸石垣修復の許可が下りる
寛永 10 年	1633 年		・本丸御殿に上洛殿などを増築
寛永 11 年	1634 年		・將軍家光が上洛に際して本丸御殿に宿泊 ・この頃、下御深井御庭を作庭
慶安 4 年	1651 年		・二之丸庭園の改修に着手
寛文 2～3 年	1662～ 1663 年		・この間に土居を崩しての三之丸水道修復と堀川から三之丸巾下へ堀を築いて取水することの許可が下りる
寛文 3 年	1663 年	2 代 みつとも 光友	・二之丸南の尾張藩家老竹腰・成瀬の両邸を三之丸へ移し、以後馬場や矢場等で構成される向屋敷を整備 ・二之丸黒門と多聞（長屋）が完成
寛文 4 年	1664 年		・二之丸庭園権現山に熊野社・愛宕社を勧請
寛文 5 年	1665 年		・破損による二之丸多門下石垣内側 5 ヶ所、外側 7 ヶ所の修復許可が下りる
寛文 9 年	1669 年		・大天守の壁・屋根回りを修理（以後、元文 5 年（1740）に至るまで 13 回にわたり大小の修繕が行われる） ・崩れによる御園門枳形石垣の修復と三之丸北西の水道修復の許可が下りる
寛文 13 年 延宝元年	1673 年		・崩れによる二之丸東門（東鉄門）外側南方の堀下の石垣修復許可が下りる
延宝 7 年	1679 年		・破損により三之丸南方の土居下の水道修復
天和 2 年	1682 年		・崩れと孕みによる本丸惣構東北隅石垣、三之丸水道の修復許可が下りる
元禄 2 年	1689 年		・裏土崩れによる二之丸惣構東方の堀道通石垣と三之丸水道の修復許可が下りる
元禄 7 年	1694 年	3 代 つななり 綱成	・崩れによる二之丸西鉄門土橋の石垣修復許可が下りる
元禄 12 年	1699 年	4 代 よしみち 吉通	・三之丸の水道修復許可が下りる
元禄 15 年	1702 年		・三之丸の水道修復許可が下りる
元禄 16 年	1703 年		・崩れによる二之丸東の石垣と堀の修復許可が下りる

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
宝永 5 年	1709 年	4 代 よしみち 吉通	・本丸 3 ケ所、西之丸 1 ケ所、二之丸 11 ケ所の石垣と西之丸の水道修復許可が下りる
宝永 7 年	1710 年		・東南隅櫓修理
享保 5 年	1720 年		・三之丸の水道修復許可が下りる
享保 9 年	1724 年	6 代 つぐとも 継友	・二之丸庭園の聖堂を法蔵寺（現在の名古屋市中村区）に移築 ・三之丸の水道修復許可が下り、従来の木製の水道から石製の水道に造り替える
享保 12 年	1727 年		・孕みと崩れにより本丸 3 ケ所、二之丸 5 ケ所の石垣修復許可が下りる
享保 13 年	1728 年		・三之丸の水道修復許可が下りる ・本丸御殿屋根を柿葺から棧瓦葺に改修
享保 15 年	1730 年	7 代 むねはる 宗春	・金鯢が金網で覆われる
寛保 2 年	1742 年		・金蔵が完成
寛延 3 年	1750 年	8 代 むねかつ 宗勝	・本丸大天守台が沈下し、石垣が根本的に大修理を必要とする程度の孕みが発生 ・宝暦 5 年（1755）まで、天守石垣の不同沈下による傾きを修正し、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどの大修理を実施（宝暦の大修理）
宝暦 2 年	1752 年		
寛政 11 年	1799 年	9 代 むねちか 宗睦	・東南隅櫓屋根修理
享和 2 年	1802 年		・西北隅櫓修理
文化 10 年	1813 年	10 代 なりとも 斉朝	・二之丸庭園の改修に着手か
文政 5 年	1822 年		・旧南御庭撤去（能舞台を移設して薪石の庭に）
文政 6 年	1823 年		・この頃、二之丸庭園で「御城御庭絵図」の姿が完成か
文政 10 年	1827 年		・斉朝の隠居に伴い御深井丸の新御殿を造営
天保 7 年	1836 年	11 代 なりはる 斉温	・二之丸御殿の改修
天保 13 年	1842 年	12 代 なりたか 斉莊	・藩命により尾張藩士である奥村得義が『金城温古録』の執筆開始
安政 7 年 万延元年	1860 年	15 代 もちなが 茂徳	・奥村得義が『金城温古録』前半の清書本を藩に献上
慶応 3 年	1867 年		・二条城で大政奉還が行われる ・王政復古の号令により新政府が発足
慶応 4 年 明治元年	1868 年		・前藩主・徳川慶勝が佐幕派の藩士 14 名を処刑（青松葉事件）
明治 2 年	1869 年	16 代 よしのり 義宣	・版籍奉還により、名古屋藩となる ・二之丸庭園にあった御茶屋「風信」を現在の名古屋市西区児玉へ移築
明治 4 年	1871 年		・金鯢が天守から引き下ろされ、宮内省に献納 ・廃藩置県により名古屋藩と犬山藩が合併して名古屋県となる ・名古屋に東京鎮台第三分営が置かれる ・猿面茶席を現在の名古屋市千種区へ移築
明治 5 年	1872 年		・名古屋県と額田県が合併して愛知県となる ・6 月、名古屋城本丸に東京鎮台第三分営が置かれ、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用。9 月、二之丸が陸軍省の所管となる ・東京湯島聖堂で開催された日本最初の博覧会に名古屋城天守の金鯢（雄）が出品
明治 6 年	1873 年		・東京鎮台第三分営が名古屋鎮台に改称 ・全国城郭ノ処分並兵営地等撰定方（廃城令）が出されるが陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れるが、本丸を除く建造物等の撤去が進められ、二之丸御殿や本町門、御園門、巾下門など二之丸・三之丸の諸建築を撤去 ・金鯢（雌）をオーストリア・ウィーンの万国博覧会に出品 ・この頃、吉田昭和が二之丸庭園前庭を作庭 ・この頃、二之丸にあった御茶屋「余芳」を現在の名古屋市西区児玉に移築
明治 7 年	1874 年		・二之丸に兵舎が新築され天守の仮兵舎はこれに移る ・三之丸が陸軍省所管となる
明治 8 年	1875 年	陸軍省	・東照宮が三之丸外に移される
明治 9 年	1876 年		・築城前から三之丸に鎮座していた那古野神社が三之丸外に遷座
明治 10 年代	1877～ 1886 年		・この頃、御深井丸に乃木倉庫が完成（建築年代は諸説あり）
明治 12 年	1879 年		・金鯢を天守に引き上げ ・射撃場として利用するため、三之丸東北端の土塁に射塚を増築 ・陸軍省、内務省、大蔵省により名古屋城が姫路城とともに永久保存する方針とされる
明治 13 年	1880 年		・陸軍省による本丸の櫓、多聞櫓の修繕（明治 15 年（1882）まで）
明治 14 年	1881 年		・三之丸庭園を造営（旧二之丸庭園の一部を元陸軍将校クラブ偕行社内に移築か）
明治 20 年	1887 年		・三之丸に司令部新庁舎が完成し本丸御殿から移る
明治 21 年	1888 年		・名古屋鎮台が第三師団に改称

和暦	西暦	藩主・管理者		事項
明治 22 年	1889 年			・市町村制施行により名古屋市が成立する ・下御深井御殿が徳川家から陸軍省へ移管となり練兵場として整備
明治 24 年	1891 年	陸軍省		・皇室経済会議で名古屋城の陸軍省から宮内省への移管が議決 ・濃尾地震が発生し本丸の多聞櫓、西之丸の榎多門などが大破、二之丸東二之門門外の南側石垣の一部が崩壊。石垣は本丸（内堀含め）17 面、西之丸 15 面、御深井丸 3 面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に 1 箇所地割れが生じる
明治 26 年	1893 年	（本丸、西之丸、御深井丸） 宮内省	（陸軍省 二之丸）	・6 月 2 日 本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第 2976 号 官廳事項）
明治 30 年	1897 年			・翌年（1898）にかけて二之丸南側（二之丸東門（東 鉄 門）から二之丸大手門（西 鉄 門）までの間）の滞水していた堀が空堀化
明治 35 年	1902 年			・陸軍省所管の水堀を男爵 黒川通軌に無償貸与 ・奥村得義養子 定が『金城温古録』の後半清書本を尾張徳川家に献上
明治 42 年	1909 年			・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・陸軍省が㈱瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀への鉄道敷設のための借地申請を許可し、鉄道敷設工事によって東門・本町門・御園門の枳形が改変、各土橋を開削 ・三之丸西側の外堀が民有地となり埋め立てられる
明治 43 年	1910 年			・濃尾大地震により大破した榎多門を撤去し、旧江戸城蓮池門を移築（翌年完成） ・小天守、東北隅櫓、東南隅櫓、西南隅櫓、西北隅櫓、本丸表一之門、正門に旧江戸城の鯨を取り付け
明治 44 年	1911 年			・三之丸東・南外堀全域に瀬戸電気鉄道外堀線開通（土居下駅～堀川駅間）
大正 5 年	1916 年			・西北隅櫓修理
大正 8 年	1919 年			・この頃、宮内省内匠寮が名古屋離宮の実測図作成に着手
大正 10 年	1921 年			・暴風雨により崩壊した西南隅櫓と櫓台石垣を修復（大正 12 年まで）
大正 11 年	1922 年			・陸軍省から借用していた鉄道用地が㈱瀬戸電気鉄道の所有となる
大正 12 年	1923 年			・三之丸南西端の土地が日本放送協会の所有地となる（戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有）
昭和 4 年	1929 年			・本町門西の三之丸土塁に接する土地が陸軍省から名古屋市に払い下げ（現在は愛知縣護国神社の所有）
昭和 5 年	1930 年	（本丸、西之丸、御深井丸） 名古屋市	（陸軍省 二之丸）	・12 月 11 日 名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第 37 号） ・12 月 13 日 元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟が国宝（旧国宝）に指定（12 月 13 日 文部省告示第 239 号）
昭和 6 年	1931 年			・愛知県史蹟名勝天然記念物調査会が名古屋城を調査した内容を報告書にまとめる ・名古屋城管理事務所を設置 ・名古屋城の一般公開開始（二之丸を除く） ・名城公園開園
昭和 7 年	1932 年			・国宝建造物 24 棟の実測調査を開始（「昭和実測図」） ・7 月 25 日 名古屋城のカヤが天然記念物に指定（文部省告示第 192 号） ・12 月 12 日 本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史蹟 名古屋城」となる（文部省告示第 234 号） 民有 20 筆、国有 6 筆 指定総面積 26 筆 117,992.16 坪(390,056.72 m²)
昭和 8 年	1933 年			・水堀が陸軍省から文部省所管となる ・4 月 26 日 陸軍省所管部分を除く史跡指定地の管理者に名古屋市が指定 ・三之丸南東の大津通に接する土塁の開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎前までの大津町線道路が延長開通 ・三之丸に名古屋市庁舎を建設
昭和 10 年	1935 年			・5 月 15 日、御園橋西の土塁 48.63 坪が史跡に追加指定（文部省告示第 197 号） 指定総面積 27 筆 118,040.79 坪 (390,217.48 m²) ・三之丸本町門西の三之丸土塁に接する土地に官祭招魂社（現在の愛知縣護国神社）が遷座
昭和 12 年	1937 年			・重森三玲による二之丸庭園実測調査
昭和 13 年	1938 年			・三之丸に愛知県庁舎が建設
昭和 15 年	1940 年			・「ガラス乾板写真」の撮影を開始（翌年（1939）まで）
昭和 17 年	1942 年			・6 月 26 日 旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が国宝（旧国宝）に指定（文部省告示第 519 号）
昭和 20 年	1945 年			・旧本丸御殿障壁画等を乃木倉庫・西北隅櫓に移す ・5 月 14 日の大空襲により天守、旧本丸御殿をはじめとする主要な建造物が焼失し、東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓・表二之門・二之丸東二之門・二之丸大手二之門の 6 棟を残すのみとなる ・焼失を免れた旧本丸御殿障壁画の一部を灰宝神社（現在の豊田市）へ疎開 ・終戦後、二之丸が大蔵省（現財務省）所管となる

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
昭和 21 年	1946 年	名古屋市	・疎開していた旧本丸御殿障壁画を名古屋城に戻す ・名古屋城公開を再開
昭和 23 年	1948 年		・二之丸の旧兵舎が名古屋大学校舎として利用開始され、翌年（1949）から名古屋学生会館としても利用開始
昭和 24 年	1949 年		・御深井丸に猿面望嶽茶席・書院・次之間・五畳座敷を新築、又隠茶席移築
昭和 25 年	1950 年		・文化財保護法施行により西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門、旧本丸御殿障壁画 199 面附 16 面が重要文化財に指定
昭和 26 年	1951 年		・旧本丸御殿障壁画を展示するための絵画館（西の丸展示館）を西之丸に建設
昭和 27 年	1952 年		・3 月 29 日 「史蹟 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる（昭和 29 年（1954）8 月 11 日 文化財保護委員会告示第 34 号）指定総面積 27 筆 118,040.79 坪(390,217.48 m ²)※史跡指定時の地番地積をそのまま踏襲 ・大天守・小天守台石垣の積替え修復を実施（昭和 31 年まで） ・東南隅櫓を解体修理（昭和 28 年まで）
昭和 28 年	1953 年		・3 月 31 日 二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝に指定され、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる（昭和 29 年（1954）8 月 3 日 文化財保護委員会告示第 31 号） ・二之丸庭園北御庭池底の改修（昭和 30 年（1955）まで）
昭和 30 年	1955 年		・6 月 22 日 旧本丸御殿障壁画 132 面が重要文化財に追加指定（文化財保護委員会告示第 38 号） ・御深井丸に織部堂建設
昭和 31 年	1956 年		・大天守・小天守・剣堀（橋台）・正門の再建が決定し、名古屋城再建準備委員会が発足 ・6 月 28 日 旧本丸御殿障壁画天井板絵 331 面附 369 面が重要文化財に指定（文化財保護委員会告示第 29 号）
昭和 32 年	1957 年		・天守の再建工事開始 ・旧本丸御殿障壁画天井板絵を修理（翌年（1958）まで）
昭和 34 年	1959 年		・大天守閣・小天守閣・剣堀（橋台）・正門（櫓多門）が完成
昭和 37 年	1962 年		・西北隅櫓の解体修理（昭和 39 年まで） ・天守閣が博物館相当施設に認定
昭和 38 年	1963 年		・二之丸から名古屋大学が移転 ・大蔵省から名古屋市が二之丸南の無償貸付を受け、愛知県への設置許可により翌年（1964）愛知県体育館が建設される ・二之丸大手二之門、二之丸東二之門を解体（解体部材は保管） ・二之丸東門枿形西側石垣を愛知県体育館園路拡張のために 9m 撤去
昭和 40 年 ころ	1965 年		・この頃までに国道 22 号線（伏見通）の新設に伴い、御園橋東と巾下門南の土塁が分断撤去、御園橋東に新御園橋を架橋 ・市道新出来町線の拡幅工事と清水橋架橋により、三之丸東門北側土塁の一部が撤去
昭和 40 年	1965 年		・10 月 28 日 名古屋市が名勝名古屋城二之丸庭園の管理者に指定（文化財保護委員会告示第 63 号）
昭和 41 年	1966 年		・2 月 9 日 昭和 8 年（1933）史跡指定地管理者未指定部分と昭和 10 年（1935）の追加指定部分の管理者に名古屋市が指定（文化財保護委員会告示第 2 号） ・二之丸の東入口を整備
昭和 42 年	1967 年		・二之丸大手二之門を復原 ・二之丸広場を整備 ・二之丸庭園の名勝指定区域を一般公開 ・大津町線の道路拡幅工事により大津町線に接する三之丸土塁をさらに掘削
昭和 43 年	1968 年		・旧本丸御殿障壁画天井板絵を修理（昭和 46 年まで）
昭和 45 年	1970 年		・豪雨により御深井丸北側の石垣が延長 32m にわたって崩壊したため補修工事を実施
昭和 46 年	1971 年		・昨年の豪雨を契機とし、はらみ状態の著しい箇所、戦災による焼石の多い箇所を中心に城内の石垣の現状調査実施
昭和 47 年	1972 年		・旧二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築
昭和 48 年	1973 年		・旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）から出火 ・東南隅櫓屋根葺替えと部分修理 ・本丸表二之門屋根葺替えと部分修理
昭和 49 年	1974 年		・旧本丸御殿障壁画杉戸絵修理（翌年（1975）まで） ・旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）から出火、その後建物を撤去 ・大蔵省から名古屋市が名勝指定範囲以外の二之丸北の無償貸付を受ける
昭和 50 年 代	1975～ 1984 年		・御深井丸西部に池や植栽等の整備を行う
昭和 50 年	1975 年		・6 月 23 日 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門）が重要文化財に指定される（文部省告示第 103 号） ・昭和 50 年度～平成 13 年度まで各所の石垣補修工事を開始

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
			・塩蔵門跡（東側）石垣修復工事 ・東庭園、南池の試掘調査実施
昭和 51 年	1976 年	名古屋市	・名古屋鉄道瀬戸線栄乗り入れが決定し、土居下駅～堀川駅間が廃線となり三之丸外堀の鉄道施設撤去工事開始（昭和 53 年（1978）乗り入れ開始） ・東庭園、南池の発掘調査実施 ・不明門跡石垣修復工事（翌年（1977）まで）
昭和 52 年	1977 年		・東庭園、南池の発掘調査実施 ・6 月 27 日 二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所管地）が、文化財保護審議会（平成 13 年には他の審議会と整理・統合され文化審議会となる）から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず
昭和 53 年	1978 年		・本丸不明門を復元 ・東庭園の整備 ・本丸東一之門跡（東側）石垣修復工事（翌年（1979）まで）
昭和 54 年	1979 年		・二之丸東庭園公開
昭和 55 年	1980 年		・元御春屋門跡石垣修復工事
昭和 56 年	1981 年		・水堀に工業用水を導入開始 ・東南隅櫓南二之丸境石垣修復工事
昭和 57 年	1982 年		・御深井丸展示館完成 ・本丸表一之門跡（北側）石垣修復工事（翌年（1983 年）まで）
昭和 58 年	1983 年		・猿面茶席屋根葺替え修理
昭和 59 年	1984 年		・名古屋城博開催に伴い金鯨を天守閣から下ろす ・本丸表一之門跡（南側）石垣修復工事（翌年（1985 年）まで）
昭和 60 年	1985 年		・小天守収蔵庫の全面改修工事（専用棚、空調設備、消火設備、警備設備が導入）
昭和 61 年	1986 年		・塩蔵門跡（西側）石垣修復工事（昭和 63 年まで） ・旧本丸御殿障壁画の継続的な修理を開始（～現在）
昭和 63 年	1988 年		・東南隅櫓屋根葺替えと部分修理 ・西北隅櫓屋根葺替えと部分修理
昭和 64 年 平成元年	1989 年		・東南隅櫓壁・屋根修理 ・本丸東一之門跡（西側）石垣修復工事（平成 3 年まで）
平成 2 年	1990 年		・大天守閣に美術品専用展示ケース導入
平成 4 年	1992 年		・本丸御殿障壁画復元模写開始 ・くるみ林・塩蔵構境石垣修復工事（翌年（1993）まで）
平成 5 年	1993 年		・石垣の状況の変化について縦断測量及び現況写真による調査実施
平成 6 年	1994 年		・塩蔵構南面石垣修復工事 ・台風により二之丸東二之門跡北側石垣の北面が崩壊したため補修工事を実施
平成 7 年	1995 年		・二之丸東二之門跡北側・二之丸東面石垣修復工事（翌年（1996 年）まで）
平成 9 年	1997 年		・乃木倉庫が国登録有形文化財に指定 ・大天守閣にエレベーター棟を増築 ・塩蔵構南面石垣修復工事
平成 10 年	1998 年		・二之丸東一之門跡西面石垣修復工事
平成 11 年	1999 年		・水堀の水質浄化対策実施 ・二之丸東二之門跡石垣修復工事
平成 12 年	2000 年		・不明門北東石垣修復工事（翌年（2001 年）まで）
平成 14 年	2002 年		・本丸搦手馬出周辺石垣の修復工事に着手（～現在）
平成 17 年	2005 年		・金鯨を天守から下ろし愛知万博（愛・地球博）開会式に出品 ・「新世紀・名古屋城博」に金鯨を出品
平成 21 年	2009 年		・本丸御殿復元整備に着手
平成 22 年	2010 年		・西南隅櫓を半解体修理（平成 27 年まで） ・本丸東二之門（旧二之丸東二之門）を解体修理（平成 25 年まで） ・天守閣の耐震診断実施 ・御茶屋「余芳」の解体部材が民間から名古屋市へ寄贈
平成 23 年	2011 年		・翌年（2012）にかけて名古屋城のカヤの根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験、周辺環境調査、幹・枝の腐食状況調査を実施
平成 24 年	2012 年		・旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、名古屋鉄道株式会社から名古屋市と国土交通省に寄贈 ・本丸表二之門両袖土堀の補修工事
平成 25 年	2013 年		・名古屋城のカヤの土壌改良を実施 ・本丸御殿玄関・表書院公開 ・二之丸庭園保存修復整備に着手し、笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)を修復
平成 26 年	2014 年		・二之丸大手二之門の耐震診断調査 ・二之丸庭園の権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)を修復

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
			・名古屋城のカヤの土壌改良とロープ柵範囲拡大を行う
平成 27 年	2015 年	名古屋市	・二之丸庭園の北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)を修復
平成 28 年	2016 年		・二之丸庭園の北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)を修復 ・本丸御殿対面所・下御膳所公開 ・西の丸展示館（旧絵画館）撤去
平成 30 年	2018 年		・2 月 13 日 二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定（文部科学省告示第十七号）

資料-2 文献・絵図・古写真等

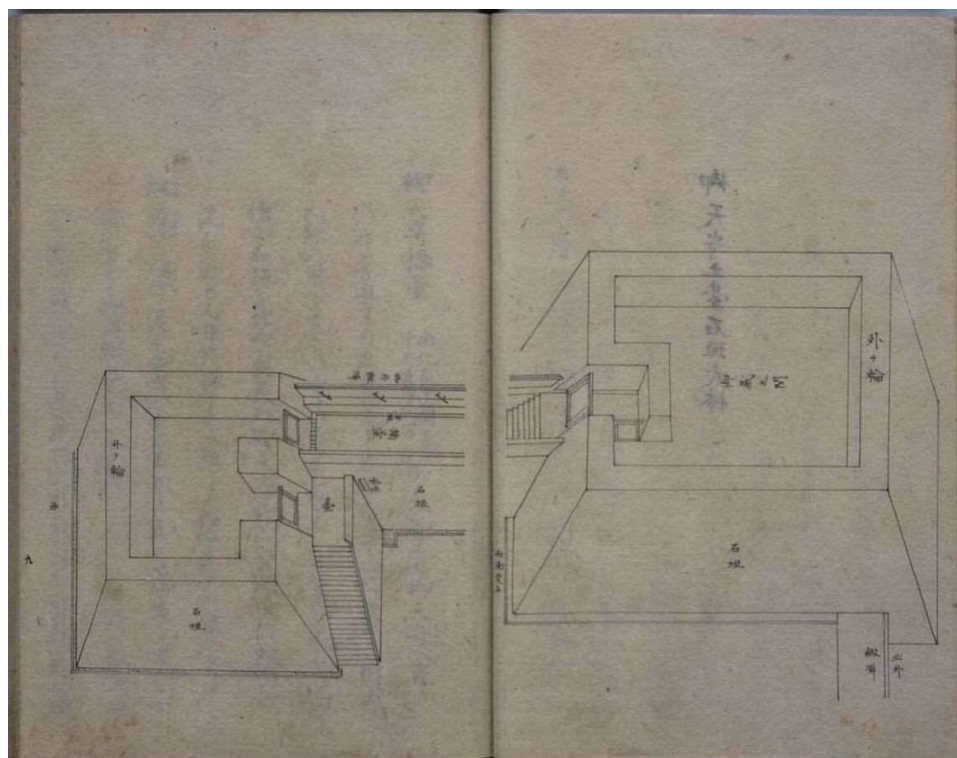
■文献

	史資料名	時代	所蔵
1	御天守御修復留	宝暦 2 年(1752)	名古屋市蓬左文庫
2	事蹟録	宝暦 13 年(1763)	徳川林政史研究所
3	敬公実録	文化元年(1808)	名古屋市蓬左文庫 名古屋市鶴舞中央図書館
4	国秘録 第四十九冊 御本丸記事「御本丸御殿画評」	天保 6 年(1835)	徳川林政史研究所
5	金城温古録 草稿本	安政 5 年(1858)	(公財)東洋文庫
6	柳城禁図	安政 5 年(1858)	(一財)名古屋城振興協会
7	金城温古録	万延元年(1860)	名古屋市蓬左文庫
8	源敬様御代御記録	江戸時代後期	徳川林政史研究所
9	金鷲尾貢献並城内建物取毀ノ儀伺 「公文録 明治二年 第一四六巻」	明治 3 年(1870)	国立公文書館
10	金城温古録 清書本 2	明治初年頃まで	(公財)東洋文庫
11	金鷲尾復旧之儀二付伺 「大日記 明治十一年七月 六鎮台」	明治 11 年(1878)	防衛省防衛研究所図書館
12	金城録 写本 2	明治 23 年(1890)	宮内庁書陵部宮内公文書館
13	金城温古録付録 名古屋城・天守閣図画 写本	明治 26 年(1893)以降か	名古屋城総合事務所
14	金城温古録 清書本 1	明治 35 年(1902)	名古屋市蓬左文庫
15	蓬佐年代詳聞録 写本	明治 42 年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
16	蓬佐遷府記稿 写本 2	明治 42 年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
17	金城温古録 清書本 3	明治 42 年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
18	金城温古録 写本 1	明治 42 年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
19	金城温古録 写本 4	明治 42 年(1909)	(公財)東洋文庫
20	金府記較 写本 2	明治 43 年(1910)	名古屋市鶴舞中央図書館
21	金城温古録 写本 3	明治	名古屋城総合事務所
22	金城録絵図 写本	明治	名古屋城総合事務所
23	金城温古録付属 御天守御畳因数図 写本	明治	名古屋城総合事務所
24	金城録 写本 3	明治から大正	名古屋城総合事務所
25	蓬佐遷府記稿 写本 3	大正 15 年(1926)	名古屋城総合事務所
26	編年大略	不明	国立国会図書館 徳川林政史研究所 東京大学史料編纂所 名古屋市蓬左文庫



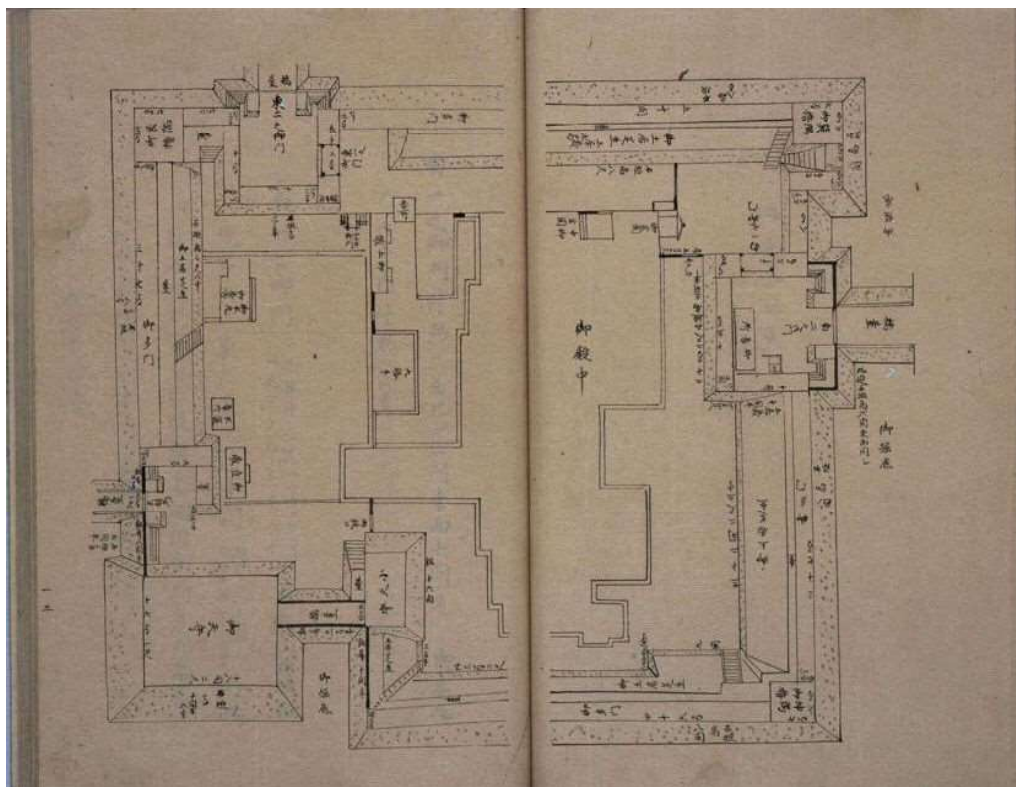
金城温古録

江戸時代後期～明治 35 年（1902） 名古屋市蓬左文庫所蔵



金城温古録

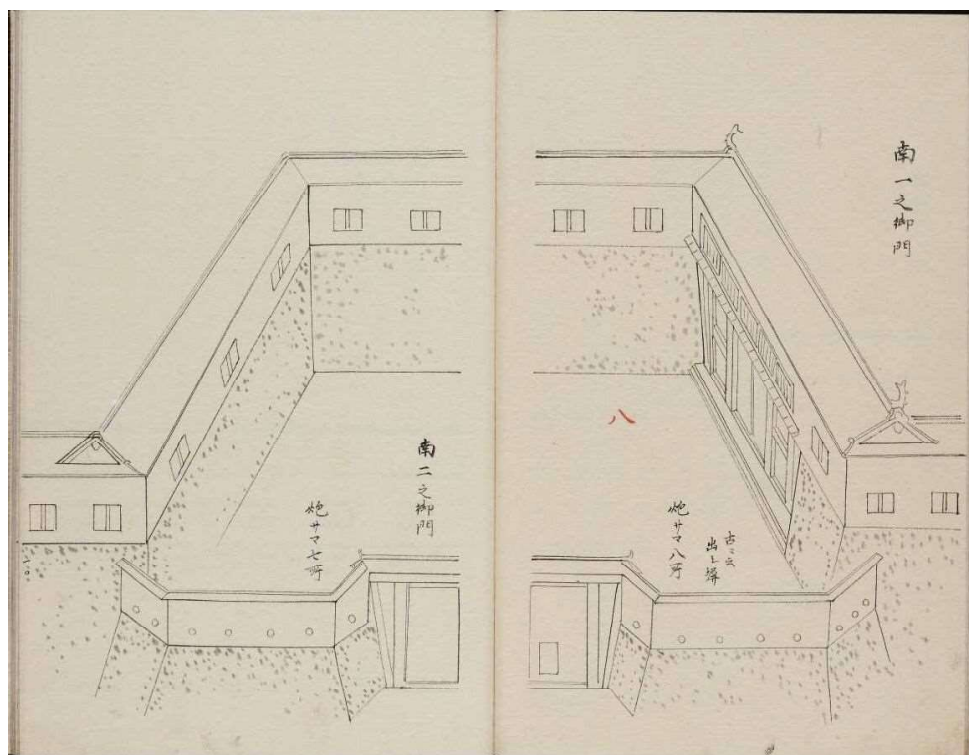
卷 10 御天守編之三 御天守部「御天守土台石垣大体」
江戸時代後期～明治 35 年（1902） 名古屋市蓬左文庫所蔵



金城温古録

卷 16 御天守編之一 大手部「御本丸細見」

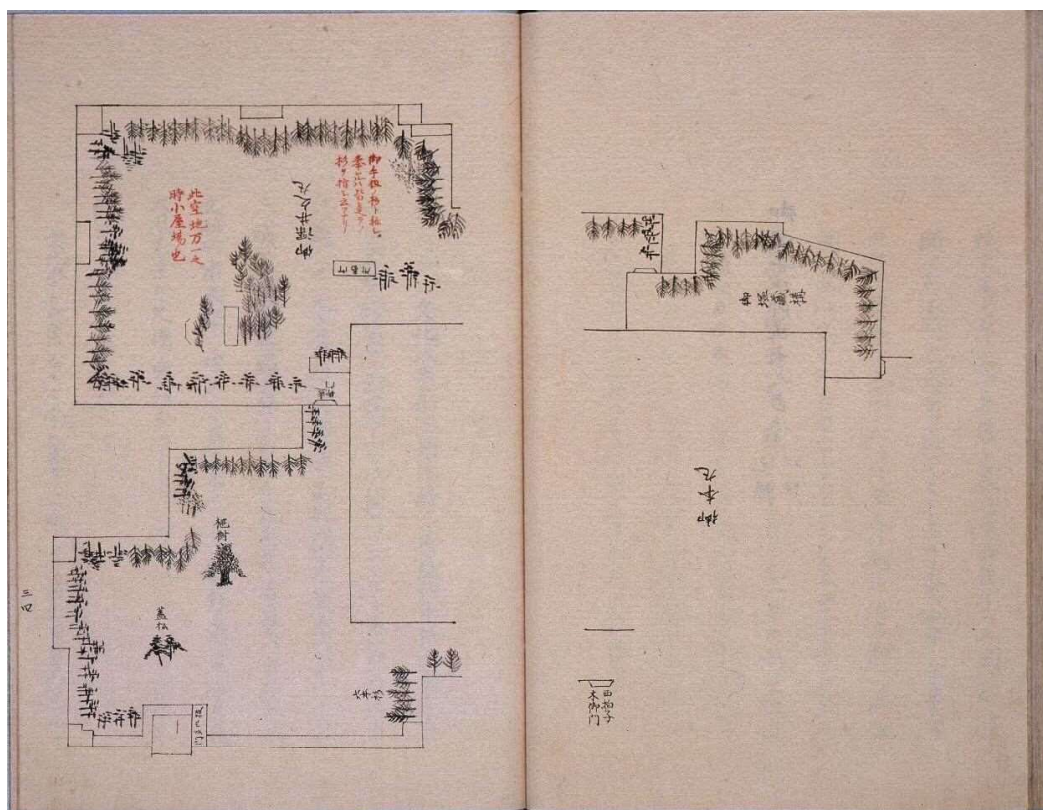
江戸時代後期～明治 35 年（1902） 名古屋市蓬左文庫所蔵



金城温古録

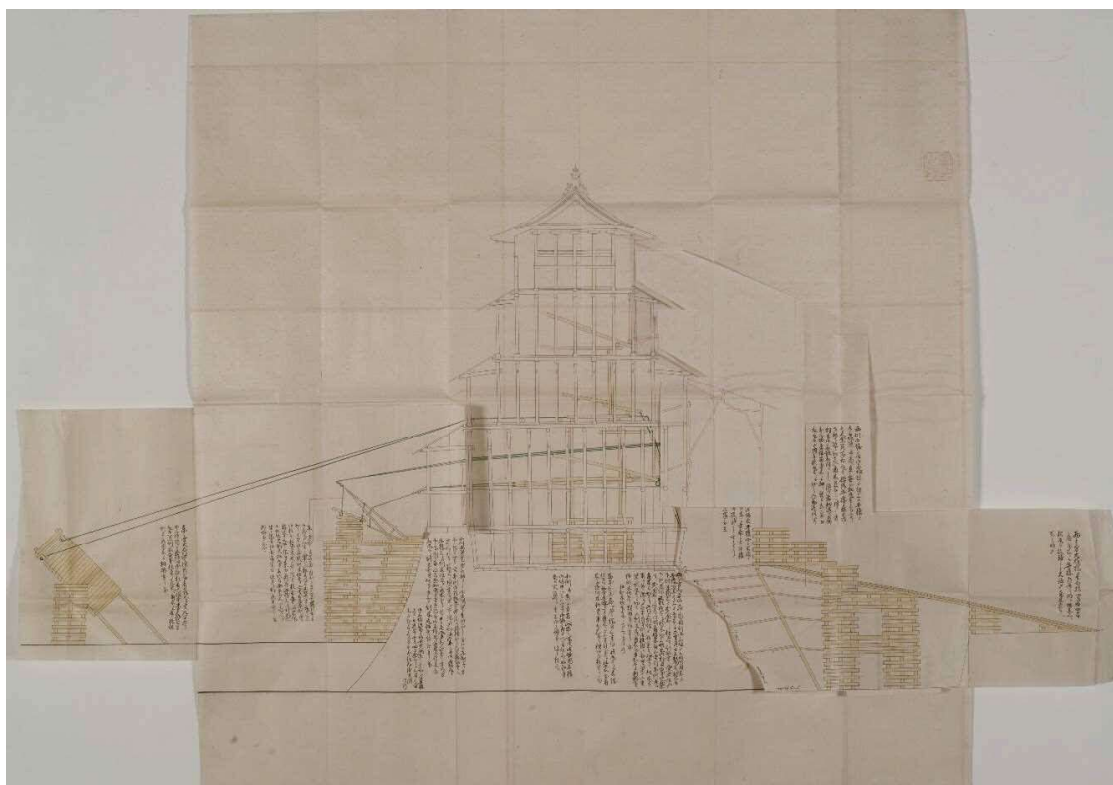
卷 23 御本丸編之八 図彙部「南一之御門」

江戸時代後期～明治 35 年（1902） 名古屋市蓬左文庫所蔵

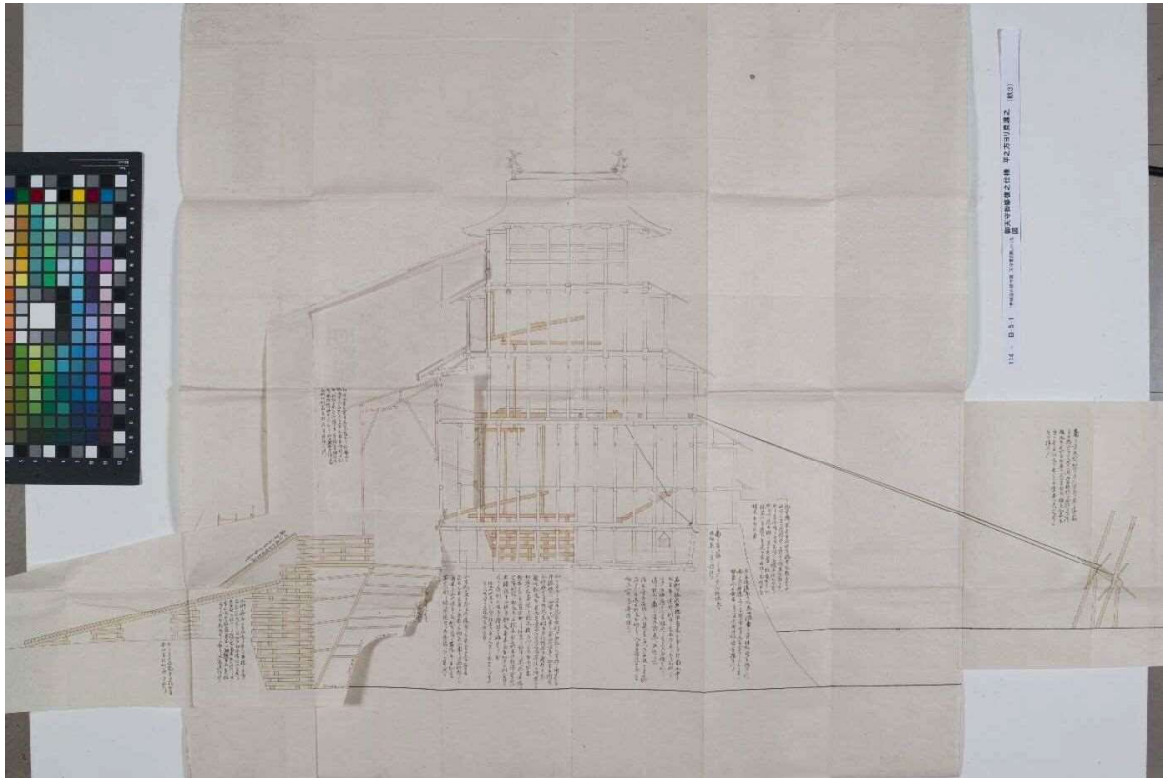


金城温古録

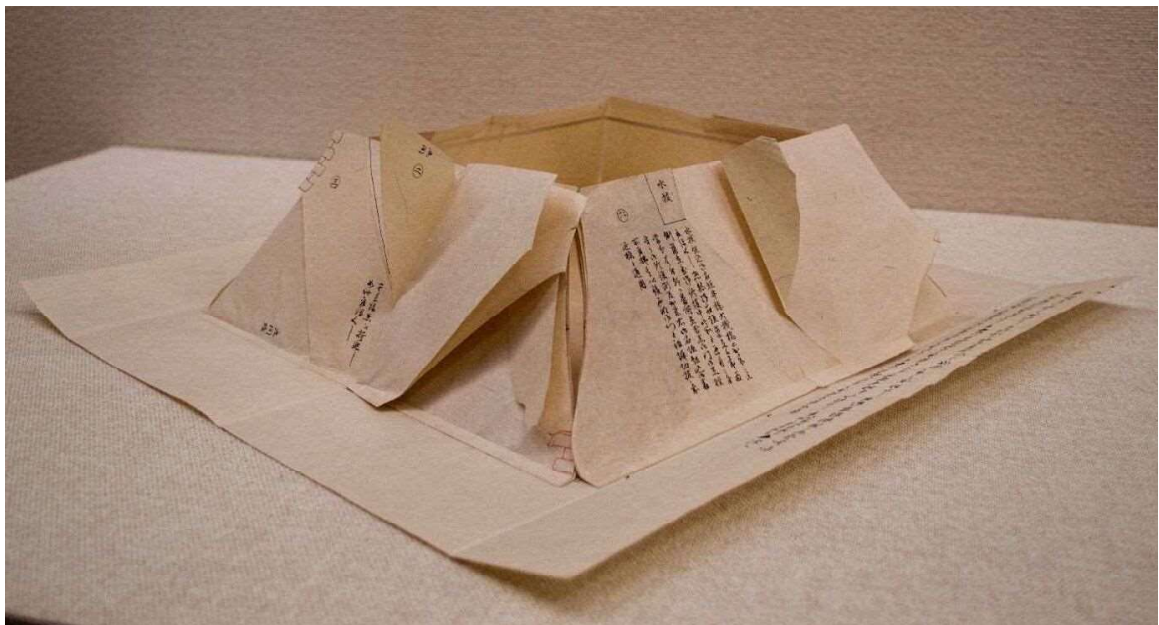
卷 29 御深井丸編之六 西之丸部「御深井丸御植木之古体 元禄以降」
江戸時代後期～明治 35 年（1902） 名古屋市蓬左文庫所蔵



金城温古録付属 御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図
明治写 名古屋城総合事務所所蔵



金城温古録付属 御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図
明治写 名古屋城総合事務所所蔵



金城温古録付属 御天守御石垣取解築方起指図
明治写 名古屋城総合事務所所蔵

■ 絵図・図面

	作品名	時代	所蔵
1	御城取大体之図	天正 10 年(1580)～慶長 13 年(1608)	名古屋市蓬左文庫
2	大工頭中井家関係資料 なこや御城惣指図	江戸時代初期	中井正知氏・中井正純氏蔵 大阪市立住まいのミュージアム寄託
3	大工頭中井家関係資料 なこや御城之指図	江戸時代初期	中井正知氏・中井正純氏蔵 大阪市立住まいのミュージアム寄託
4	名古屋築城大名分担丁場割図	慶長 14 年(1609)～慶長 19 年(1614)	名古屋城総合事務所
5	御城郭内屋鋪割	元和元年(1615)～元和 6 年(1620)	名古屋市蓬左文庫
6	御城郭建物地割図	寛永 11 年(1634)	名古屋市蓬左文庫
7	正保四年名古屋城絵図	正保 4 年(1647)	徳川美術館
8	下御深井絵図	貞享元年(1684)	名古屋市蓬左文庫
9	元禄十年名古屋城絵図	元禄 10 年(1697)	名古屋市蓬左文庫
10	尾州二之丸御指図	江戸時代前期	徳川林政史研究所
11	御二之丸御奥方差図	江戸時代前期	徳川林政史研究所
12	万治年間名古屋城図	江戸時代前期	(一財)名古屋城振興協会
13	中御座之間北御庭惣絵	江戸時代前期	名古屋市蓬左文庫
14	御二之丸奥方御差図	江戸時代前期	名古屋市蓬左文庫
15	尾府名古屋図	宝永 7 年(1710)～享保 15 年(1730)	名古屋市蓬左文庫
16	尾州名古屋城	享保 2 年(1717)写	名古屋市蓬左文庫
17	尾陽名護屋城図	享保 2 年(1717)写	名古屋市蓬左文庫
18	享保十四年名護屋絵図	享保 14 年(1729)	愛知県図書館
19	尾張国名古屋城破損所之絵図	享保 17 年(1732)5 月	静嘉堂文庫
20	名古屋図	享保 17 年(1732)～21 年(1736)	名古屋市蓬左文庫
21	御作事深井丸内諸役人詰所指図	宝暦 2 年(1752)～	名古屋城総合事務所
22	御天守地割 御天守平地割	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
23	御天守地割 御天守妻地割	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
24	御天守地割図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
25	御天守上見通絵図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
26	御深井丸内諸御役人詰所御作事本ノ所諸番所取建方指図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
27	御天守修復仕様津満之方ヨリ見渡之図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
28	御天守修復仕様平之方ヨリ見渡之図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
29	御天守御石垣取毀方築方起指図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
30	御天守地割 御天守石垣屋形図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
31	尾陽視聴合記のうち 名古屋城図	安永 8 年(1779)	前田博氏
32	御本丸御深井丸図	江戸時代中期	名古屋市博物館
33	尾州御城絵図	江戸時代中期	名古屋市蓬左文庫
34	名古屋城内巡覧図	江戸時代中期～後期(天保 5 年(1834)以前)	個人蔵
35	尾州名護屋慶長以前之古図	文化 14 年(1817)7 月 6 日写	名古屋市博物館
36	蓬左城極秘図	文政 2 年(1819) 岡本成允写	名古屋市博物館
37	御本丸御殿中之図	文政 5 年(1822)	(一財)名古屋城振興協会
38	東照宮祭礼図巻 巻 1	文政 5 年(1822)	名古屋市博物館
39	名古屋城二之丸御殿図	文政 5 年(1822)	名古屋市蓬左文庫
40	名古屋城二之丸絵図	文政 5 年(1822)以後	名古屋城総合事務所
41	二之丸御庭道及踏石図	文政 5 年(1822)以後	名古屋市蓬左文庫
42	戸山御庭之図	文政 9 年(1826)	徳川美術館
43	御天守鯨木地仕口尺之図面	文政 10 年(1827)閏 6 月	名古屋城総合事務所
44	名古屋城城郭図 [名古屋城図]	文政 11 年(1828)9 月写	(公財)東洋文庫
45	江戸幕府作事方大棟梁甲良家鯨雛形 (天保 9 年〔1838〕3 月甲良若狹記)	天保 9 年(1838)	東京都立中央図書館
46	名古屋城俯瞰図	天保 13 年(1842)	名古屋市博物館
47	御本丸御殿中御城御次第之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
48	御本丸御殿中御成次第之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
49	御本丸御成御送迎座列居之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
50	尾張名所図会 前編 巻一「加藤清正石引の図」	天保 15 年(1844)	(一財)名古屋城振興協会

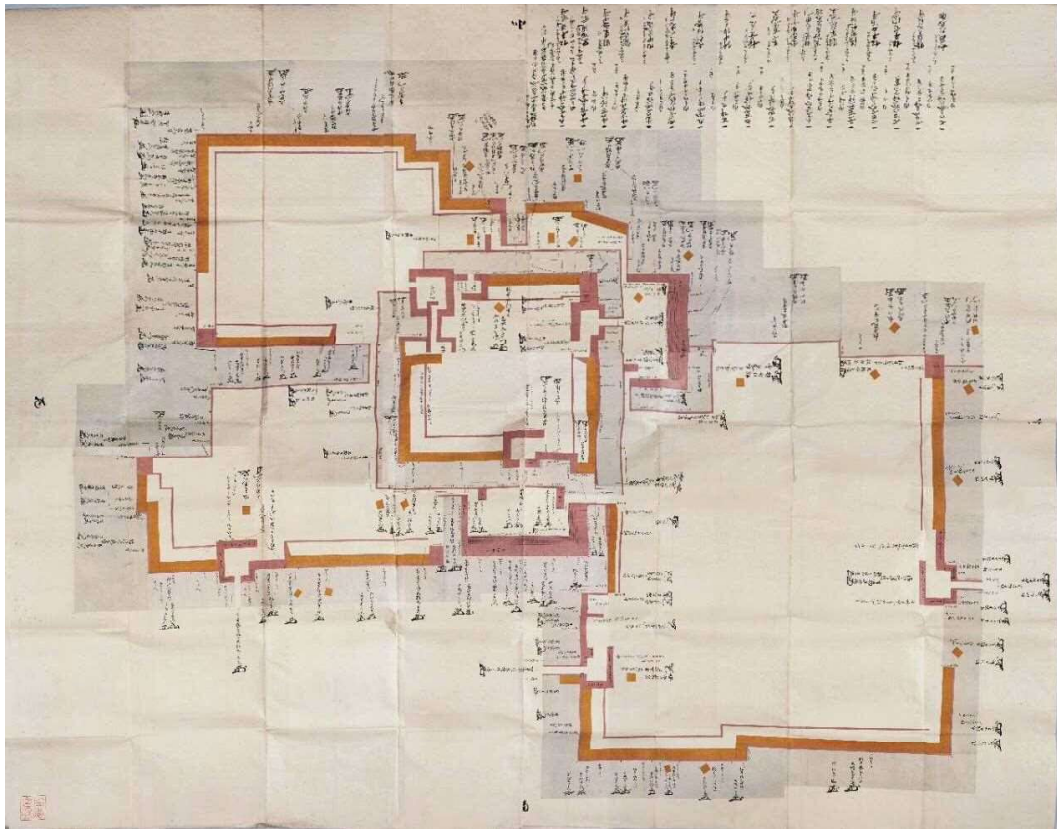
	作品名	時代	所蔵
51	尾張名所図会 前編 巻一「巾下新馬場より御城を望む図」	天保 15 年(1844)	名古屋城総合事務所
52	尾張名所図会 前編 巻一「三の丸御宮の図」	天保 15 年(1844)	名古屋市博物館
53	那古野村之古図	嘉永 3 年(1850)6 月 15 日 奥村得義写	名古屋市博物館
54	名古屋御本丸廻り之図	安政元年(1854)	(一財)名古屋城振興協会
55	柳城禁図	安政 5 年(1858)	(一財)名古屋城振興協会
56	名古屋城城郭図 [建物部分図]	万延元年(1860)	(公財)東洋文庫
57	名古屋城城郭図 [二之丸図]	万延元年(1860)	(公財)東洋文庫
58	名古屋城城郭図 [名古屋城惣図]	文久 2 年(1862)	(公財)東洋文庫
59	名古屋城城郭図 [二之丸御殿図]	文久 2 年(1862)	(公財)東洋文庫
60	源頼朝公京都より下向の図 東海道吉田駅豊川之長橋	文久 3 年(1863)	豊橋市二川宿本陣資料館
61	東海道 鳴海	文久 3 年(1863)	(一財)名古屋城振興協会
62	東海道名所之内 熱田一の鳥居	文久 3 年(1863)	豊橋市二川宿本陣資料館
63	尾城本丸之図 御泊之節御対顔之次第	慶応元年(1865)	名古屋市蓬左文庫
64	御本丸御殿中絵図	江戸時代後期	名古屋市博物館
65	進饌要覧 付録 第四冊	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
66	二之丸御奥方御差図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
67	御殿平面図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
68	御城二之丸図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
69	御城図面	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
70	御城御庭絵図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
71	尾二ノ丸御庭之図	江戸時代後期	徳川美術館
72	御城二之丸図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
73	二之丸御殿道及踏石図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
74	御城二ノ丸御庭之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
75	桜御間南御庭四季之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
76	下御深井絵図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
77	御深井丸内諸御役人詰所 御作事本々所諸番所取建方指図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
78	名古屋城本丸御殿御間之図 御巡覧道書添	江戸時代後期	(一財)名古屋城振興協会
79	名古屋城御本丸周囲御堀之図 (西十月御天守御本丸外御堀内墨引絵図)	江戸時代後期	(一財)名古屋城振興協会
80	名古屋城図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
81	名古屋城本丸御殿平面図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
82	五月初節供幟図 (徳川義宣初節供)	江戸時代後期	徳川美術館
83	御城二之丸御庭之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
84	源順様御代下御庭図面	江戸時代後期	徳川林政史研究所
85	御軍用図引 金城眺望録	江戸時代後期	名古屋市博物館
86	堀川図屏風	江戸時代後期	名古屋市博物館
87	東照宮祭礼之図	江戸時代後期	前田博氏
88	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録一 [江戸]	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
89	仙鶴遊齡図 熊斐筆	江戸時代後期	
90	名古屋城郭図屏風	江戸時代後期～明治	名古屋城総合事務所
91	名古屋城普請町場請取絵図	江戸時代	徳川美術館
92	名古屋城普請丁場割之図	江戸時代	名古屋市蓬左文庫
93	御城二之丸図	江戸時代	名古屋城総合事務所
94	大日本五道中図屏風	江戸時代	三井記念美術館
95	名古屋城舊建家之図	明治初期	宮内庁書陵部宮内公文書館
96	博覧会図 昇斎一景画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
97	博覧会諸人群集之図 昇斎一景画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
98	古今珍物集覧 二代歌川国輝画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
99	御物金鯉之図	明治 8 年(1875)	(一財)名古屋城振興協会
100	愛知県名古屋明細図	明治 10 年(1877)	名古屋市蓬左文庫
101	名古屋城本丸並深井丸千二百分一ノ縮図	明治 12 年(1879)	国立公文書館
102	尾張名所図会 前編 第一冊	明治 13 年(1880)	名古屋城総合事務所
103	万国一等名古屋金城煉兵之図	明治 19 年(1886)	(一財)名古屋城振興協会
104	名古屋鎮台行軍出営之図	明治 20 年(1887)	(一財)名古屋城振興協会
105	名古屋城榎多門内配置図 (本丸・深井丸)	明治 22 年(1889)	東京都立中央図書館木子文庫
106	名古屋城之真景図	明治 23 年(1890)	(一財)名古屋城振興協会
107	名古屋城本丸並深井丸等平面図「壺大日記明治二十六年五月」	明治 23 年(1890)	防衛省防衛研究所図書館
108	名古屋普請町場請取絵図	明治 23 年(1890)写	宮内庁書陵部宮内公文書館
109	観兵式之図	明治 24 年(1891)以前	(一財)名古屋城振興協会
110	名古屋旧城鎮台天守金鯉図	明治 24 年(1891)	(一財)名古屋城振興協会

	作品名	時代	所蔵
111	名古屋旧城鎮台天守金鯨図	明治 24 年(1891)	(一財)名古屋城振興協会
112	明治廿四年十月廿八日 大地震図	明治 24 年(1891)	名古屋市博物館
113	明治廿四年十月廿八日 大地震後図	明治 24 年(1891)	名古屋市博物館
114	名古屋金城之図	明治 26 年(1893)	(一財)名古屋城振興協会
115	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録二〔明治〕	明治 26 年(1893)	名古屋城総合事務所
116	名古屋第三師団觀兵式之図	明治 28 年(1895)	(一財)名古屋城振興協会
117	名古屋金城及名所図	明治 28 年(1895)	(一財)名古屋城振興協会
118	名古屋離宮々殿之図（「内匠寮 明治三十年工事記録第六号」より）	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
119	内匠寮 明治三十年工事録第三号 名古屋離宮々殿図	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
120	内匠寮 明治三十年工事録第三号 名古屋離宮屋根伏 式百分巻図	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
121	内匠寮 明治三三・三四年建物台帳異動録 名古屋離宮々殿図 式百分巻	明治 33 年(1900)	宮内庁書陵部宮内公文書館
122	名古屋城本丸及深井丸之図 7400 分の 1	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
123	名古屋城複多間内配置図 1200 分の 1	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
124	名古屋離宮複多間内総地図六百分一	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
125	名古屋離宮御間内ノ図二百分一	明治 33 年	名古屋城総合事務所
126	名古屋離宮御間内ノ図百分一	明治 33 年	名古屋城総合事務所
127	旧名古屋城郭内全図	明治 34 年(1901)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
128	名古屋離宮宮殿及附属建物図	明治 34 年(1901)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
129	第三師団衛生核兵種出門之図	明治 36 年(1903)	(一財)名古屋城振興協会
130	部分図（名古屋離宮御膳水井戸屋形新設地之間図）	明治 38 年(1905)	名古屋城総合事務所
131	名古屋御城水道絵図	明治 42 年(1909)写	名古屋市鶴舞中央図書館
132	名古屋離宮城之図	明治 43 年(1910)	(一財)名古屋城振興協会
133	御殿向引渡請取図	明治	名古屋城総合事務所
134	名古屋城城郭之図（二十年中草取区画決定）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
135	本丸・深井丸・西之丸地図（震災石垣被損箇所調査）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
136	名古屋離宮及陸軍所轄複多門内総地図	明治	名古屋城総合事務所
137	名古屋離宮宮殿地之間図	明治	宮内庁書陵部宮内公文書館
138	名古屋離宮内閣全図	明治	名古屋城総合事務所
139	名古屋城本丸御殿平面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
140	名古屋城本丸御殿平面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
141	名古屋城本丸建家屋葺換修繕図（屋根伏図）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
142	名古屋城本丸旧殿屋根替二付小屋伏之図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
143	名古屋城本丸御殿 旧表書院東ヨリ見付小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
144	名古屋城本丸御殿 旧対面所東ヨリ見付小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
145	名古屋城本丸御殿 旧上洛殿東ヨリ見付小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
146	名古屋城旧殿上洛殿 小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
147	名古屋城本丸御殿 旧表書院 旧対面所 旧上洛殿 軒廻り断面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
148	名古屋城本丸御殿玄関廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
149	名古屋城本丸御殿上洛殿・湯殿書院廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
150	名古屋城本丸御殿表書院廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
151	名古屋城本丸御殿対面所廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
152	名古屋城本丸御殿湯殿書院・黒木書院調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
153	名古屋城本丸御殿調査図（平面）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
154	名古屋城本丸内玄関関係図 1	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
155	名古屋城本丸内玄関関係図 2	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
156	名古屋城本丸内玄関関係図 3	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
157	名古屋城本丸内玄関関係図 4	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
158	離宮図（名古屋離宮内閣全図）	明治写	名古屋城総合事務所
159	金城録・金城録絵図	明治写	名古屋城総合事務所
160	金城録 町場請取絵図	明治～大正写	名古屋城総合事務所
161	金城録 名古屋御城石垣絵図	明治～大正写	名古屋城総合事務所
162	離宮図（名古屋離宮平面図）	大正 4 年(1915)10 月	名古屋城総合事務所
163	名古屋離宮大礼関係設備配置図	大正 4 年(1915)	国立公文書館
164	名古屋離宮巡行線路図	大正 6 年(1917)	名古屋城総合事務所
165	離宮図（名古屋離宮総図）	大正 8 年(1919)4 月	名古屋城総合事務所
166	名古屋離宮俯瞰図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館

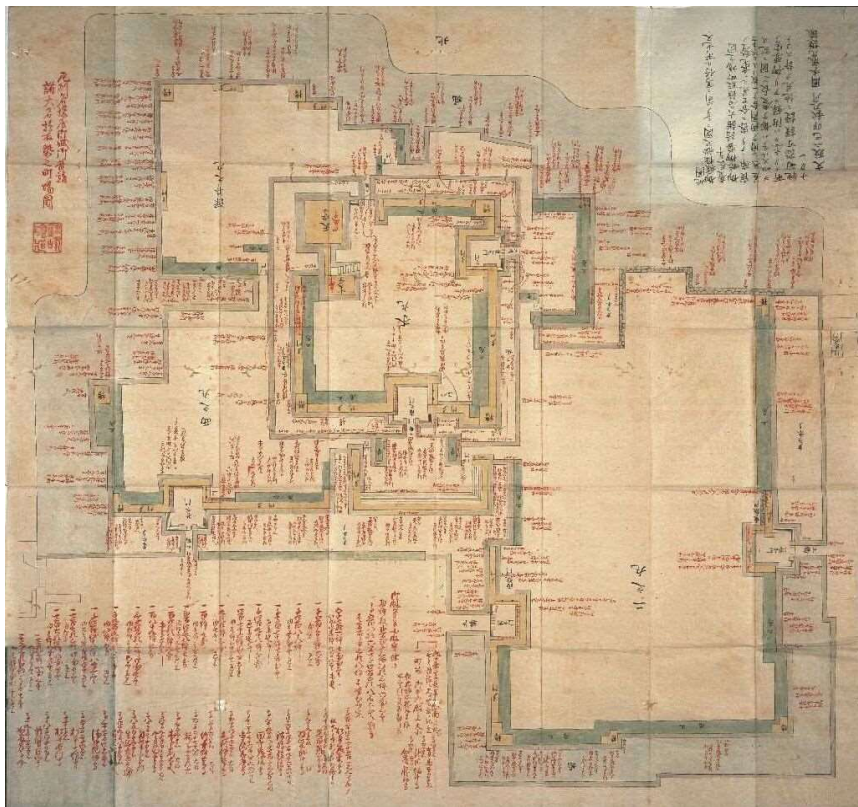
	作品名	時代	所蔵
167	名古屋離宮御殿平面図 附湯沸所及渡廊下	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
168	名古屋離宮天守閣平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
169	名古屋離宮天守閣平面図 (其一)	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
170	名古屋離宮天守閣平面図 (其二)	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
171	名古屋離宮天守閣平面図 (其三)	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
172	名古屋離宮各隅櫓小天守閣各渡櫓門平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
173	名古屋離宮西北櫓小天守平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
174	名古屋離宮東南櫓東北櫓西南櫓平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
175	名古屋離宮各渡櫓門平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
176	名古屋離宮附属建物平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
177	名古屋離宮附属建物平面図 (其一)	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
178	名古屋離宮附属建物平面図 (其二)	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
179	名古屋離宮総図附図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
180	名古屋離宮建築細部実測図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
181	名古屋離宮御湯殿書院風呂屋形	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
182	名古屋離宮虎ノ間床及棚	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
183	名古屋離宮御殿鷺之廊下	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
184	名古屋離宮総図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
185	離宮図 (名古屋離宮総図) (計 2 枚)	大正 10 年(1921)5 月	名古屋城総合事務所
186	西南隅櫓 (名古屋離宮西南櫓之図)	大正 10 年(1921)10 月	名古屋城総合事務所
187	西南隅櫓 (名古屋離宮西南櫓基礎設計図)	大正 10 年(1921)11 月	名古屋城総合事務所
188	名古屋離宮平面図	大正 10 年(1921)	宮内庁書陵部宮内公文書館
189	西南隅櫓 (名古屋離宮西南櫓南側櫓狭間断面図)	大正 11 年(1922)~12 年(1923)	名古屋城総合事務所
190	西南隅櫓 (名古屋離宮西南櫓西側櫓狭間断面図)	大正 11 年(1922)~12 年(1923)	名古屋城総合事務所
191	部分図 (名古屋離宮水道工事明細図)	大正 13 年(1924)11 月	名古屋城総合事務所
192	部分図 (名古屋離宮鉄管布設竣工図)	大正 13 年(1924)か	名古屋城総合事務所
193	名古屋離宮 総図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
194	名古屋離宮 御殿図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
195	名古屋離宮 天守閣図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
196	名古屋離宮 小天守・西南隅櫓	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
197	名古屋離宮 各門・隅櫓	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
198	名古屋離宮 湯沸所等	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
199	名古屋離宮 付属舎類	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
200	名古屋離宮 正門櫓類	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
201	名古屋防空演習記念絵皿	昭和 4 年(1929)	(一財)名古屋城振興協会
202	名古屋離宮御下賜記念名城大展覧会出品目録	昭和 6 年(1931)	名古屋市蓬左文庫
203	東北隅櫓 (計 18 枚)	昭和 6 年(1931)	名古屋城総合事務所
204	防空防護ポスター	昭和 11 年(1936)ごろ	名古屋市博物館
205	名古屋防空演習ポスター	昭和 11 年(1936)ごろ	名古屋市博物館
206	名古屋城	昭和 12 年(1937)	(一財)名古屋城振興協会
207	名古屋汎太平洋平和博覧会ポスター (英語版)	昭和 12 年(1937)	名古屋市政資料館
208	港湾協会第十回通常総会記念絵皿	昭和 12 年(1937)	名古屋城総合事務所
209	絵皿	昭和 12 年(1937)	個人蔵
210	名古屋城樹木現況調査図	昭和 14 年(1939)	名古屋城総合事務所
211	名古屋城防空設備資材配置図	昭和 18 年(1943)	名古屋城総合事務所
212	拝観順路予定図	昭和前期	名古屋城総合事務所
213	名古屋鯨三題乃内 月の熱田を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
214	名古屋鯨三題乃内 雪の犬山を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
215	名古屋鯨三題乃内 桜の八事山を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
216	東北隅櫓 三層懸魚拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
217	東北隅櫓 二層東出窓千鳥破風鬼板拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
218	上洛殿一之間南入側境舞良襖戸蒔絵摺本	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
219	上洛殿一之間南入側境舞良襖戸蒔絵中央部原寸図	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
220	石垣刻文拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
221	本丸御殿拓本類 (計 275 枚)	昭和前期	名古屋城総合事務所
222	本丸御殿上洛殿建具框摺本・原寸図	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
223	昭和実測図 (計 309 枚)	昭和前期	名古屋城総合事務所
224	天守閣 (天守閣跡礎石平面並高低図)	昭和 20 年(1945)以降	名古屋城総合事務所
225	表二之門 (名古屋城表二之門他修繕工事配置図詳細図)	昭和 25 年(1950)1 月	名古屋城総合事務所
226	修理竣工図 東南隅櫓 (計 19 枚)	昭和 28 年(1953)	名古屋城総合事務所

	作品名	時代	所蔵
227	史跡名古屋城城平面図	昭和 20 年代(1945～1954)	名古屋城総合事務所
228	本丸御殿図（名古屋城重要文化財障壁画配置図）	昭和 35 年(1960)12 月	名古屋城総合事務所
229	修理竣工図 東南隅櫓・多聞櫓（計 2 枚）	昭和 39 年(1964)	名古屋城総合事務所
230	修理竣工図 西北隅櫓（計 21 枚）	昭和 39 年(1964)	名古屋城総合事務所
231	旧学生会館取壊し前図面（アルバム添付図面）	昭和 49 年(1974)以前か	名古屋城総合事務所
232	名古屋城本丸御殿址実測図	昭和 53 年(1978)か	
233	本丸御殿定規（計 153 枚）	昭和	名古屋城総合事務所
234	本丸御殿（拝観順路予定図）	昭和	名古屋城総合事務所
235	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録三〔昭和〕	昭和	名古屋城総合事務所
236	なこや御城惣指図		中井忠重
237	名古屋御城石垣絵図		宮内庁書陵部宮内公文書館
238	元禄拾年御城絵図		名古屋市蓬左文庫
239	下御深井図面		名古屋市蓬左文庫
240	万治年間名古屋城下絵図（仮題）		名古屋城総合事務所
241	名護屋初築之図		
242	尾張国名護屋		名古屋市蓬左文庫
243	尾州名古屋城之図		金沢市立図書館
244	尾陽名古屋城図		国立公文書館
245	尾張名護屋		岡山大学附属図書館池田家文庫
246	尾張国名護屋城		西尾市岩瀬文庫
247	万治 3 年（1660）正月大火図		名古屋市鶴舞中央図書館
248	御天守御修復仕様妻の方ヨリ見渡之図（宝暦 2 年〔1752〕修理図）		
249	名古屋御天守各層間取図		名古屋市鶴舞中央図書館
250	名古屋御天守平地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
251	名古屋御天守地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
252	名古屋御天守妻地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
253	御城取大体之図		
254	深井丸堀の断面		
255	大天守金鯢（「御天守鱸木地仕口寸尺之図面」部分）		名古屋城総合事務所
256	元和年二之丸大体		
257	寛文以後二之丸大体		
258	西鉄御門枳形		
259	東鉄御門枳形		
260	未申隅櫓		
261	御太鼓櫓		
262	辰巳隅櫓		
263	丑寅隅櫓		
264	二丸孔雀門		
265	二丸御庭迎涼閣		
266	二丸御殿鎖之間		
267	二丸御殿数奇屋		
268	二丸露地扁額絵図		
269	二丸御殿露地		
270	二丸南御庭		
271	旧二之丸御城御殿之図		名古屋市鶴舞中央図書館
272	慶長年中三之丸図		
273	清水門		
274	東門		
275	本町門		
276	巾下より名古屋城を望む		
277	公儀御霊屋		
278	西丸		
279	西丸榎多門		
280	西丸月見櫓		
281	未申隅櫓		
282	深井丸		
283	深井丸大手塩蔵門枳形		
284	深井丸弓矢櫓		
285	深井丸西北隅櫓		
286	下深井御庭		
287	下深井御庭松山御茶屋絵図		名古屋市蓬左文庫
288	瀬戸御茶屋御指図		名古屋市蓬左文庫
289	瀬戸御茶屋絵図		名古屋市蓬左文庫

	作品名	時代	所蔵
290	三丸竹腰邸と二丸		
291	東片端付近の武家屋敷		
292	三丸の武家屋敷、右端渡辺半蔵邸		
293	尾張名古屋（諸国当城之図）		広島市立図書館浅野文庫
294	二ノ丸奥方御好之御差図		名古屋市蓬左文庫
295	不明門（計 7 枚）		名古屋城総合事務所
296	離宮図（名古屋離宮平面図）		名古屋城総合事務所
297	西南隅櫓（名古屋城断面図）		名古屋城総合事務所
298	東北隅櫓（計 4 枚）		名古屋城総合事務所



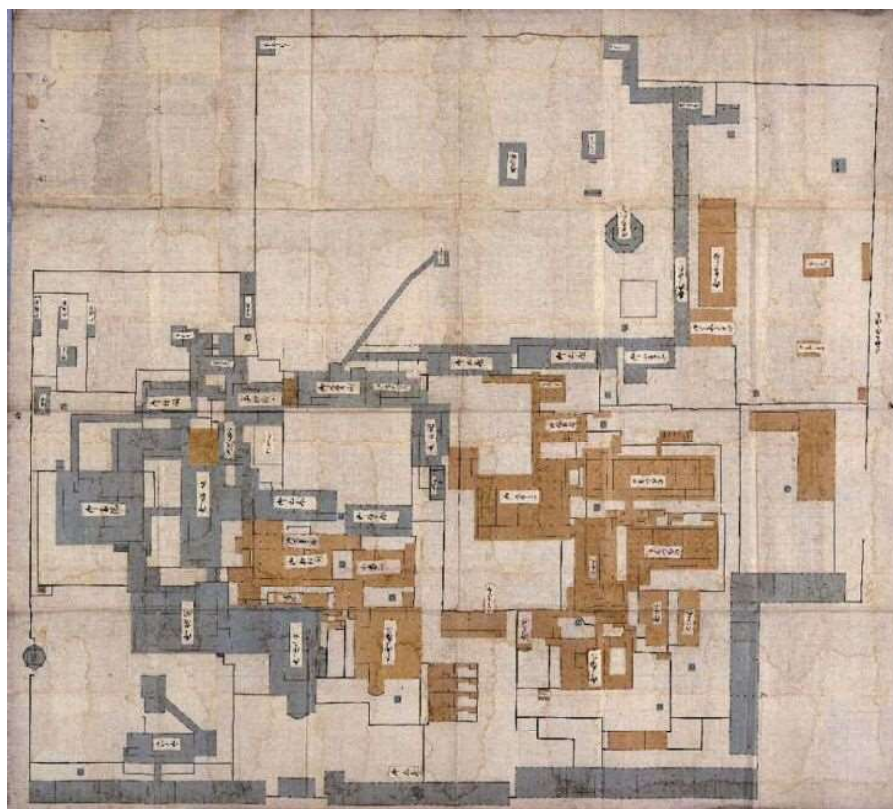
名古屋普請町場請取絵図
明治 23 年（1890）写 宮内庁宮内公文書館所蔵



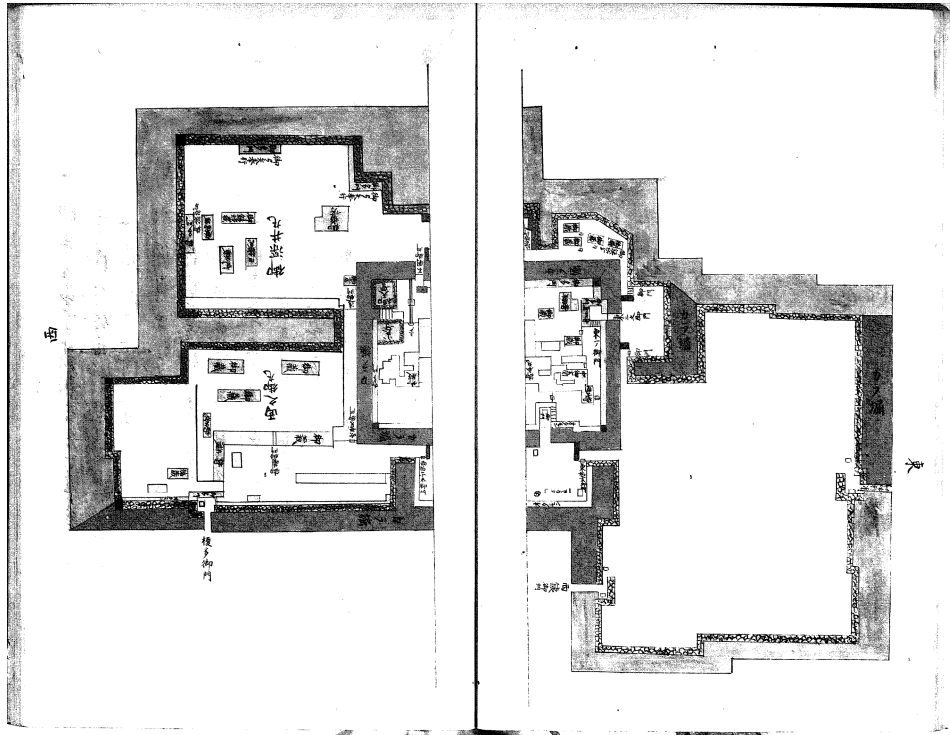
蓬左城極秘図
文政 2 年（1819）写 名古屋市博物館所蔵



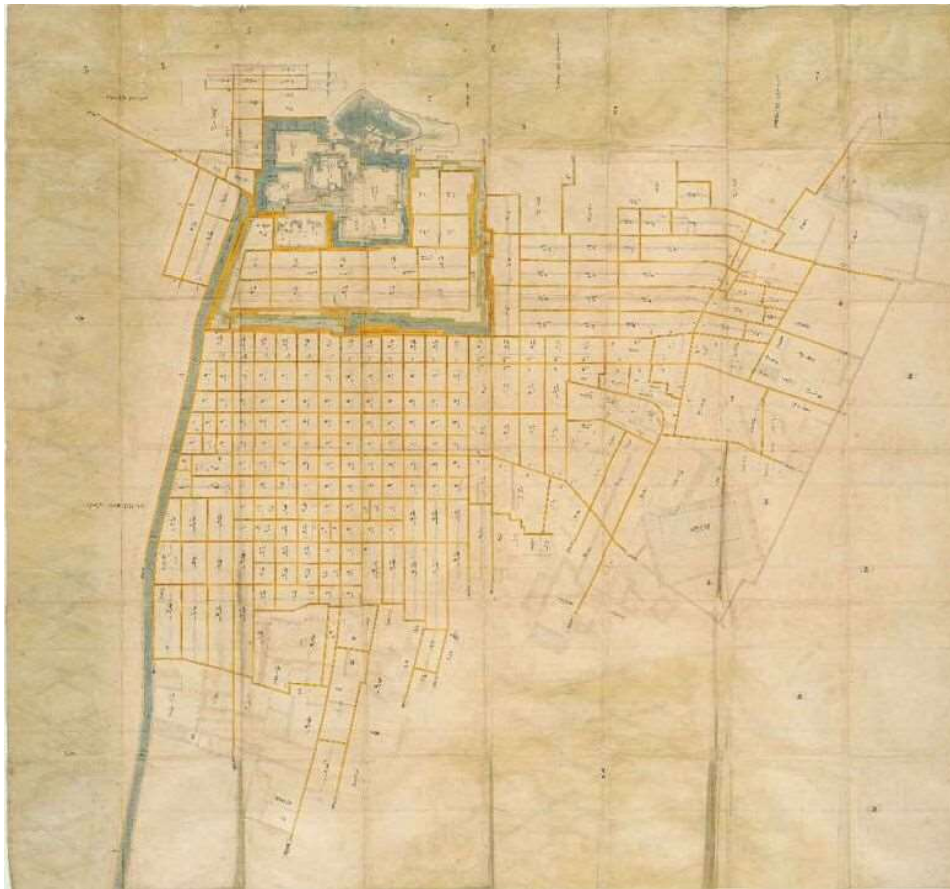
中御座之間北御庭惣絵
江戸時代前期 名古屋市蓬左文庫所蔵



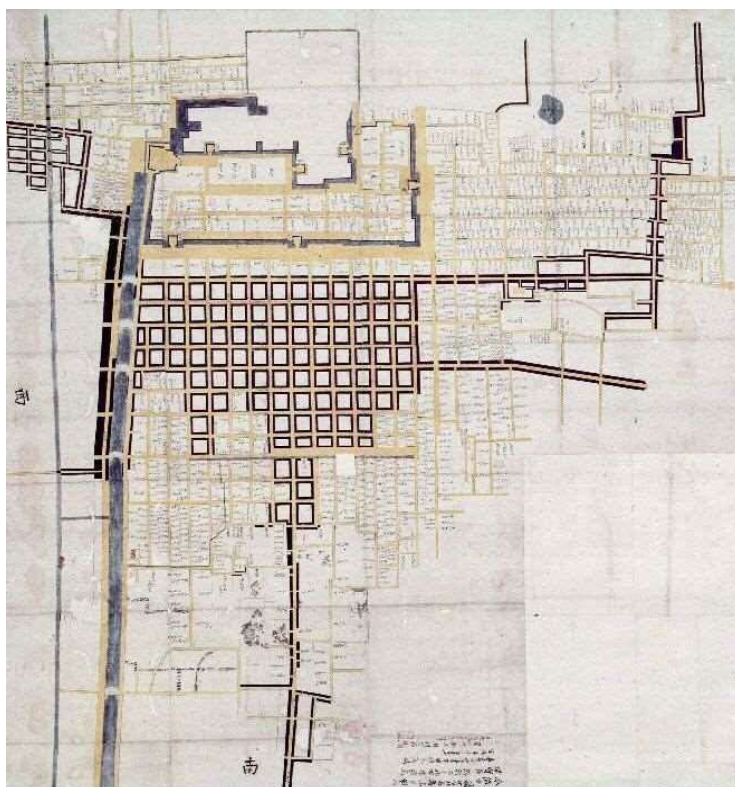
尾州二ノ丸御指図
江戸時代前期 徳川林政史研究所所蔵



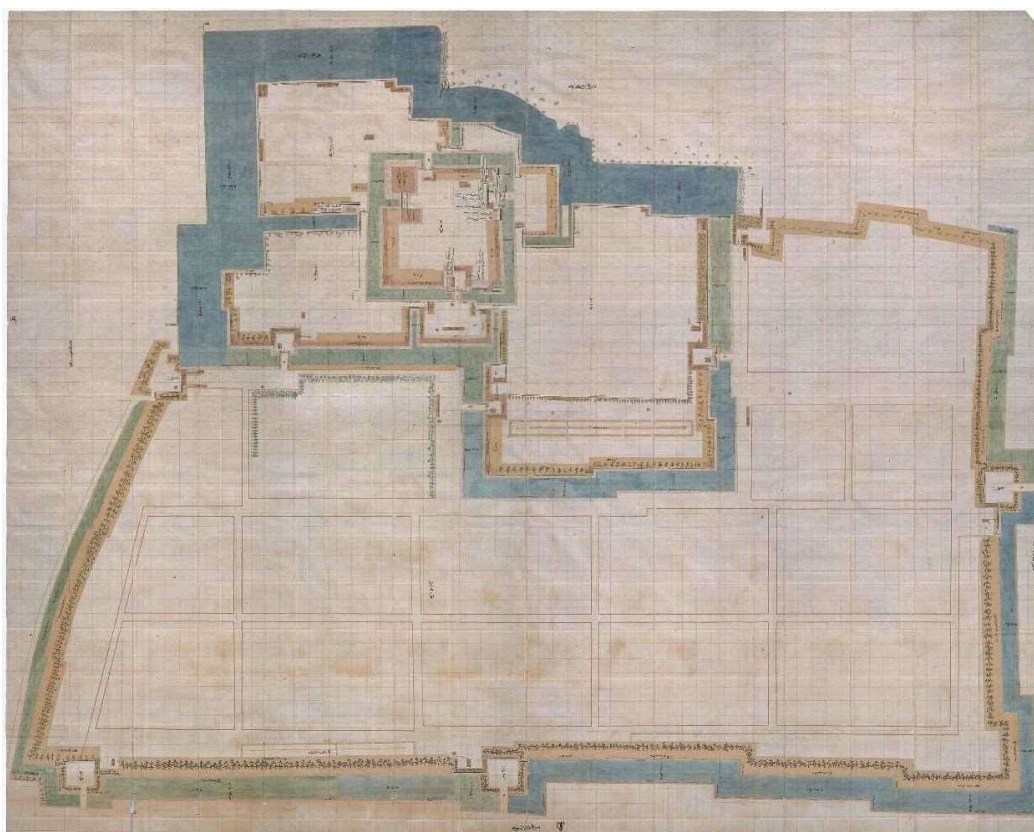
名古屋御城惣図（蓬左遷府記稿）
寛永 11 年（1634）以降 名古屋市蓬左文庫所蔵



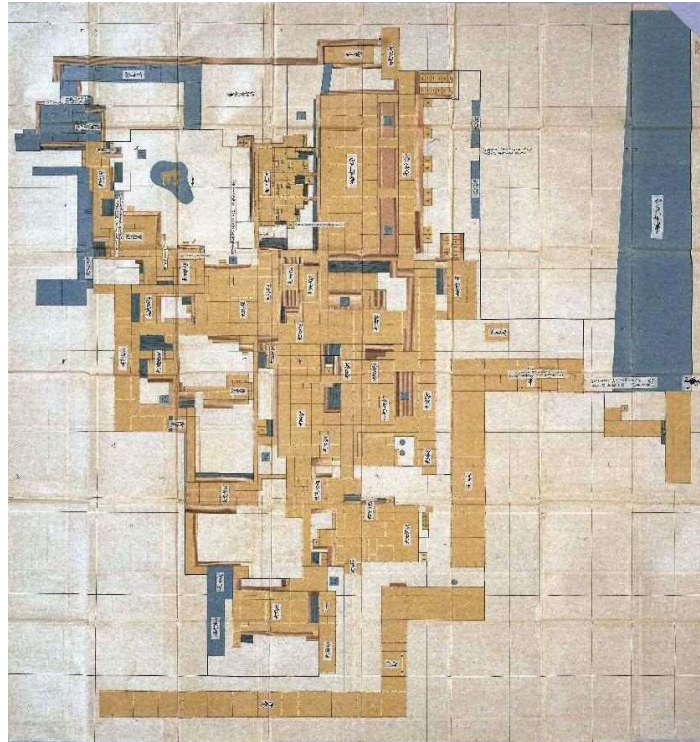
正保四年名古屋城絵図
正保 4 年（1647） 徳川美術館所蔵 ・徳川美術館イメージアーカイブ／DNPartcom



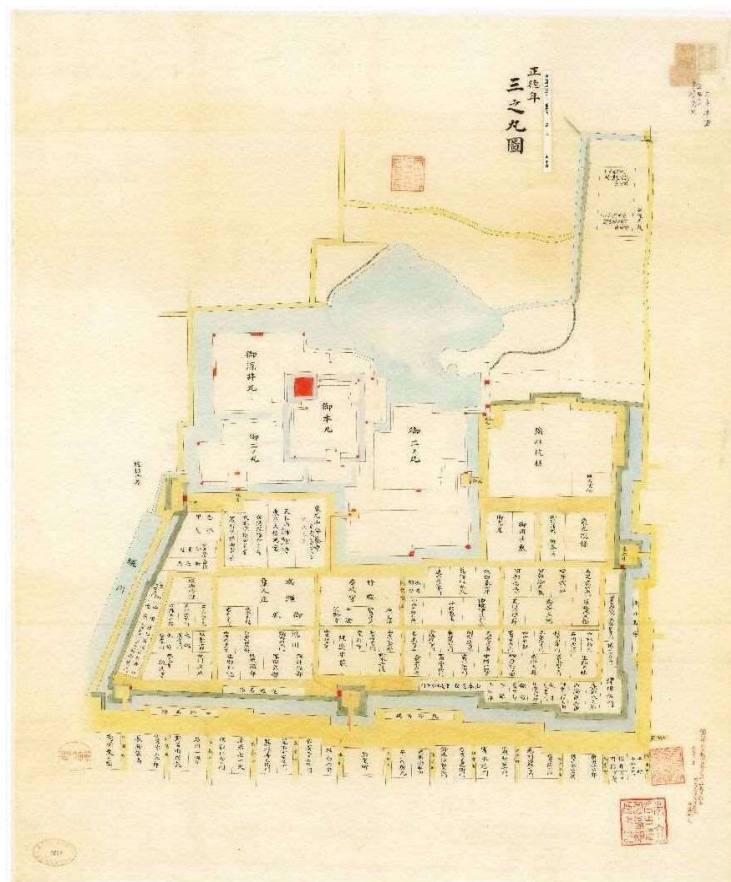
万治年間名古屋城図
寛文 8 年（1668）～延宝 3 年（1675） 一般財団法人名古屋城振興協会所蔵



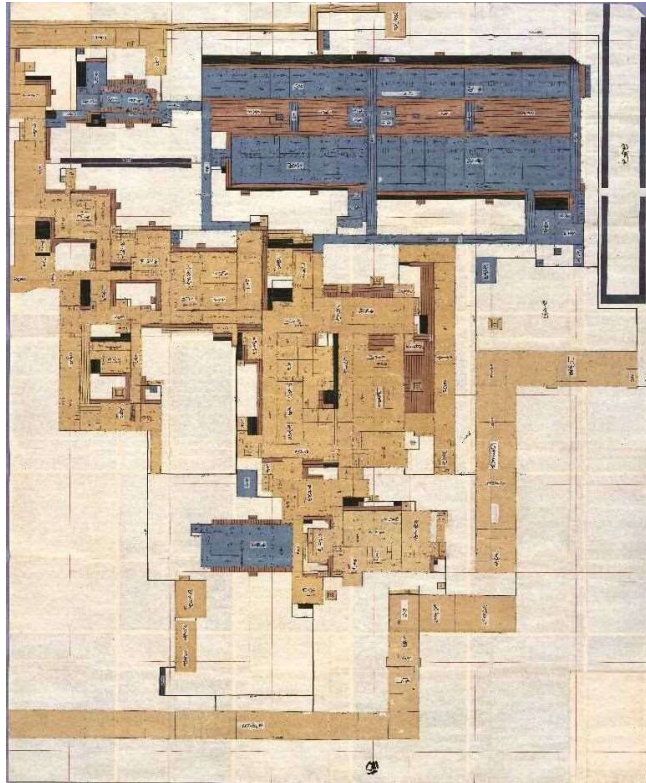
元禄十年名古屋城絵図
元禄 10 年（1697） 名古屋市蓬左文庫所蔵



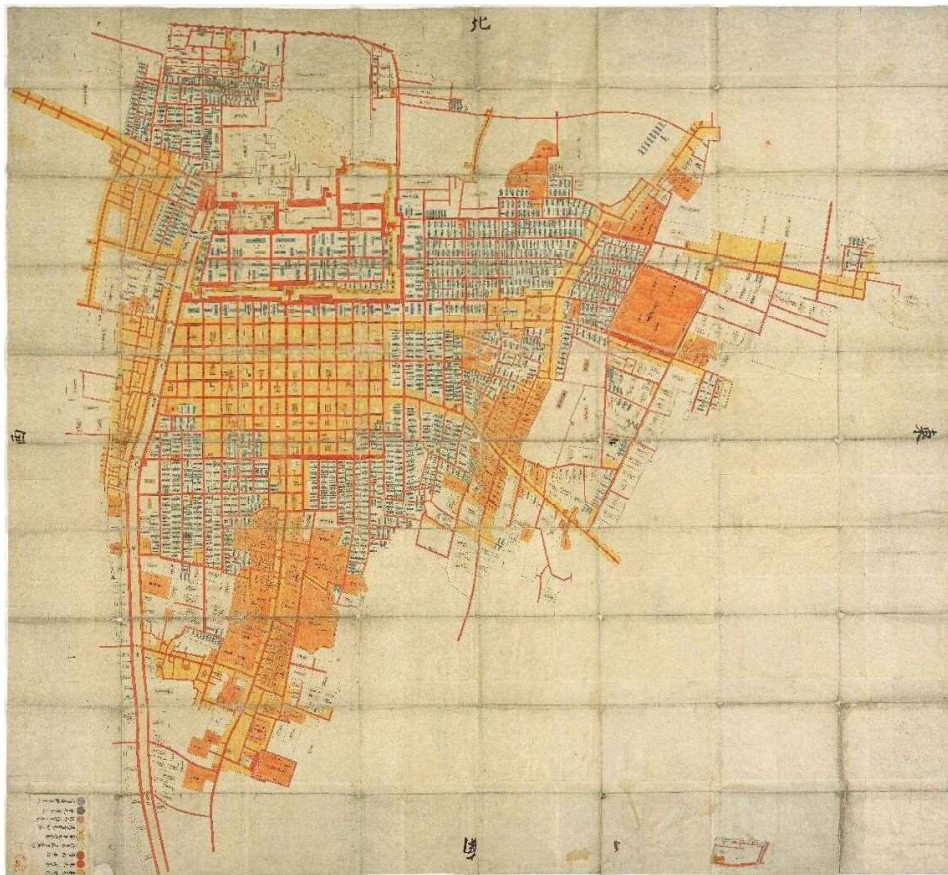
二之丸御奥方御差図
江戸時代前期～中期 名古屋市蓬左文庫所蔵



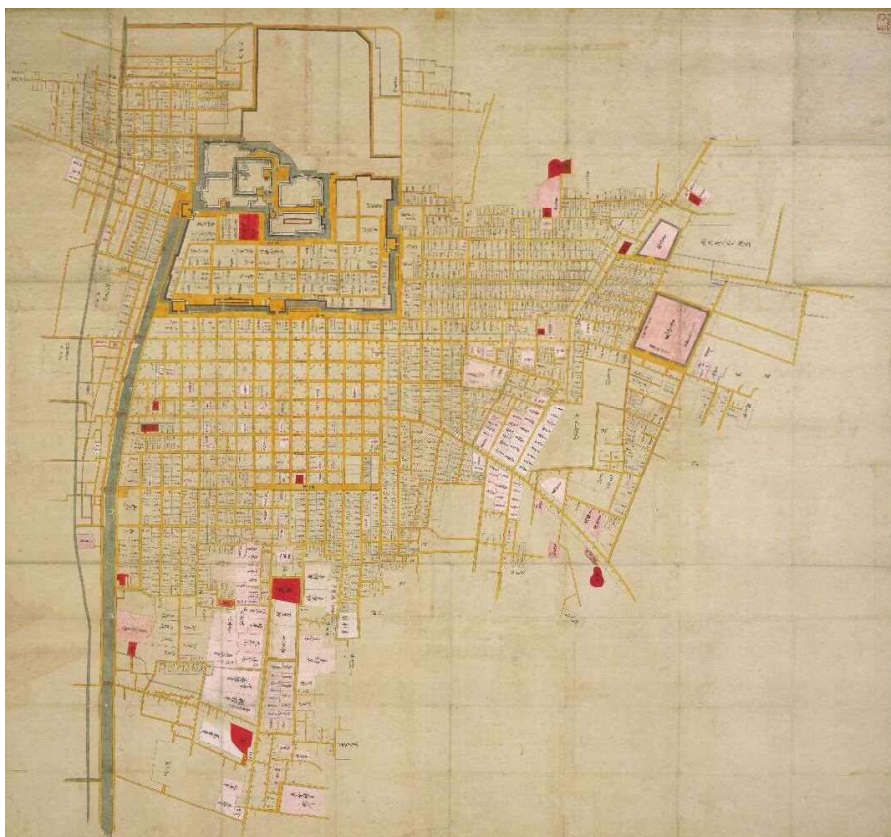
正徳年三之丸図
江戸時代中期 名古屋市鶴舞図書館所蔵



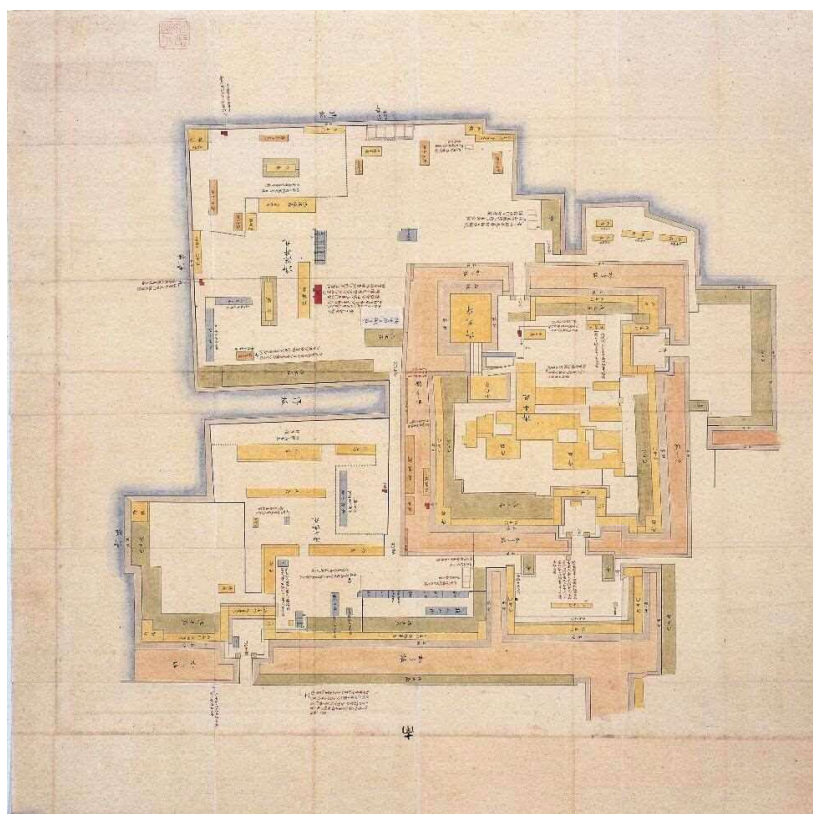
御二之丸御奥方差図
江戸時代中期 徳川林政史研究所蔵



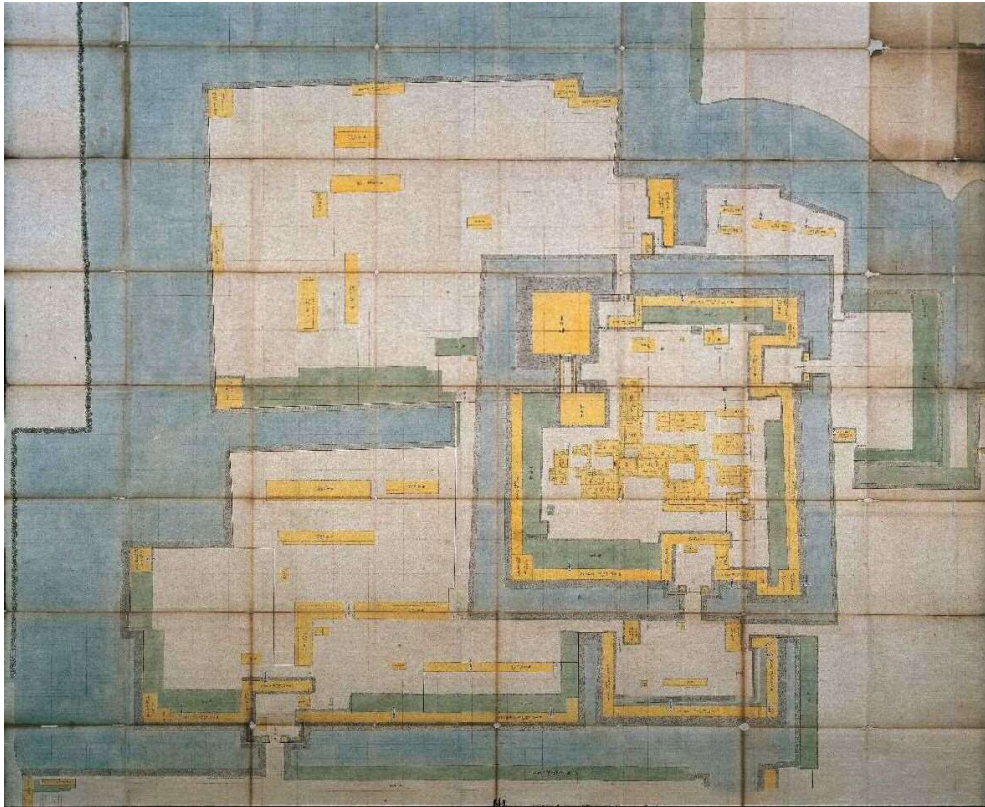
享保十四年名護屋絵図
享保 14 年 (1729) 愛知県立図書館蔵



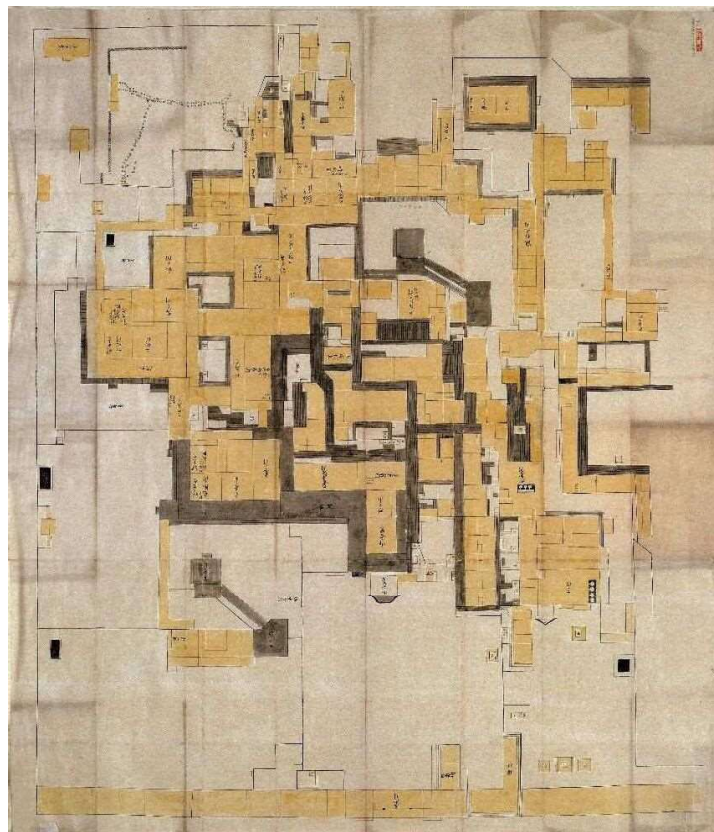
名古屋図
享保 17 年（1732）～21 年（1736） 名古屋市蓬左文庫所蔵



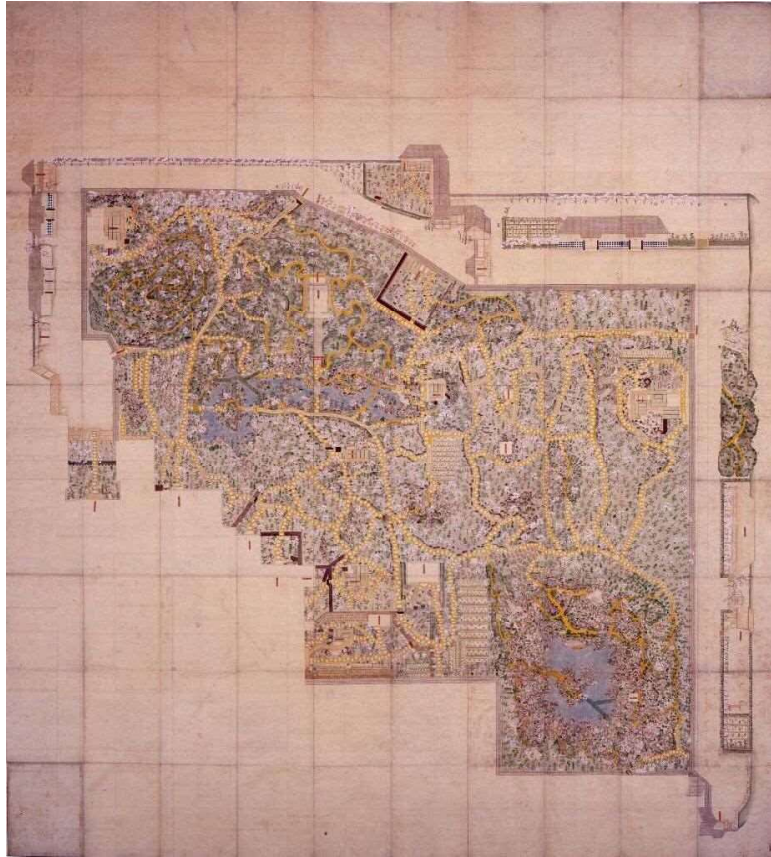
御作事深井丸内諸役人詰役人詰所指図
宝暦 2 年（1752） 名古屋城総合事務所所蔵



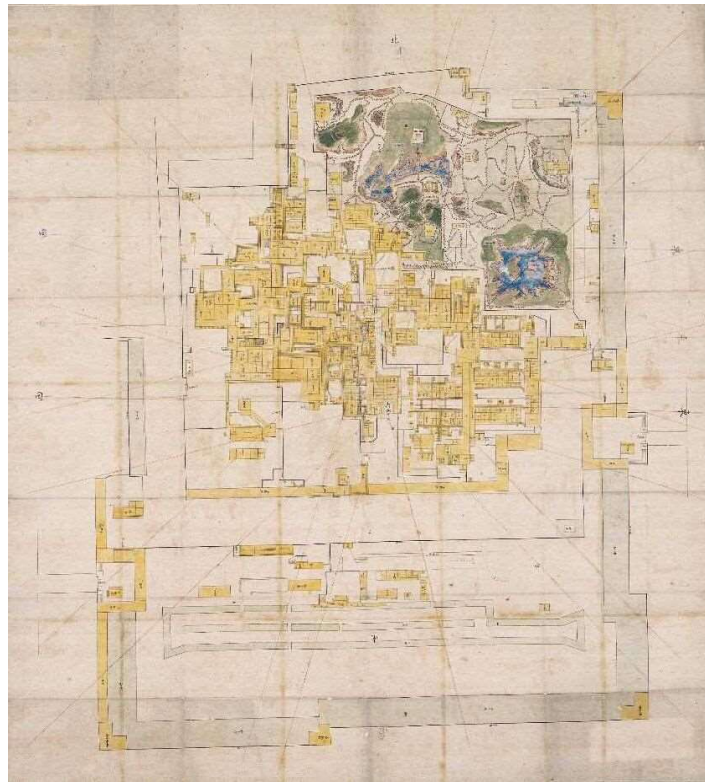
御本丸御深井丸図
文政元年（1818）～天保5年（1834） 名古屋市博物館所蔵



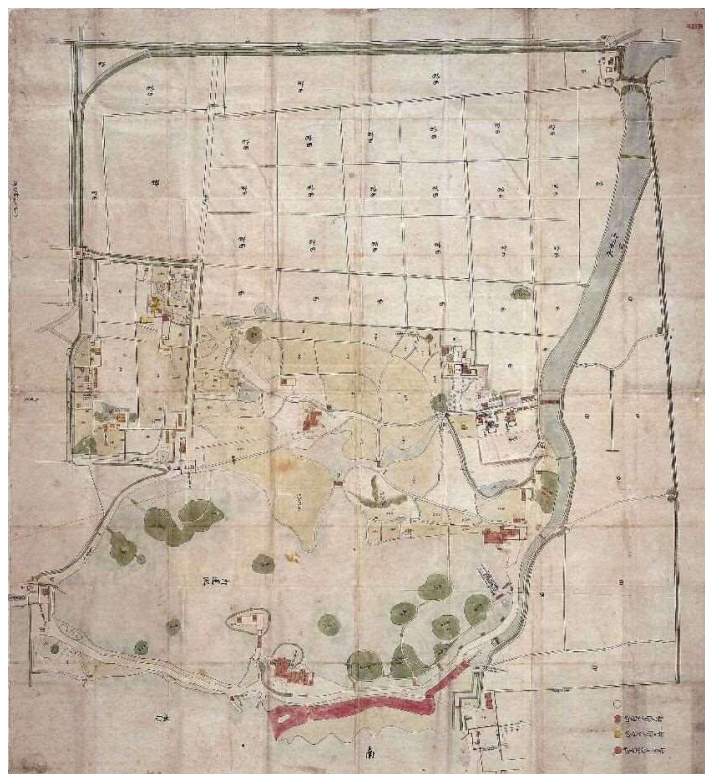
御殿平面図
江戸時代後期 名古屋市蓬左文庫所蔵



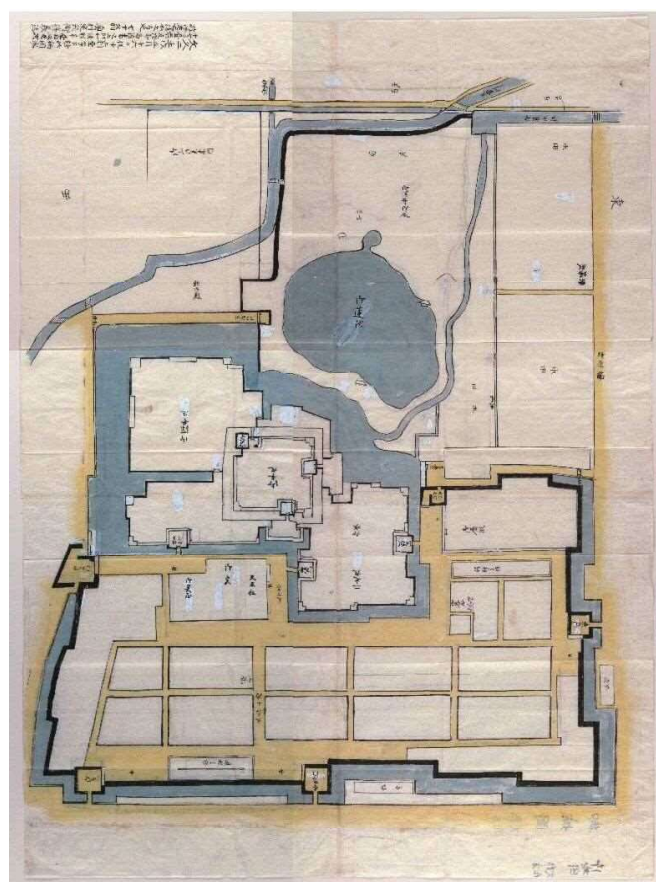
御城御庭絵図
文政年間（1818～1830） 名古屋市蓬左文庫所蔵



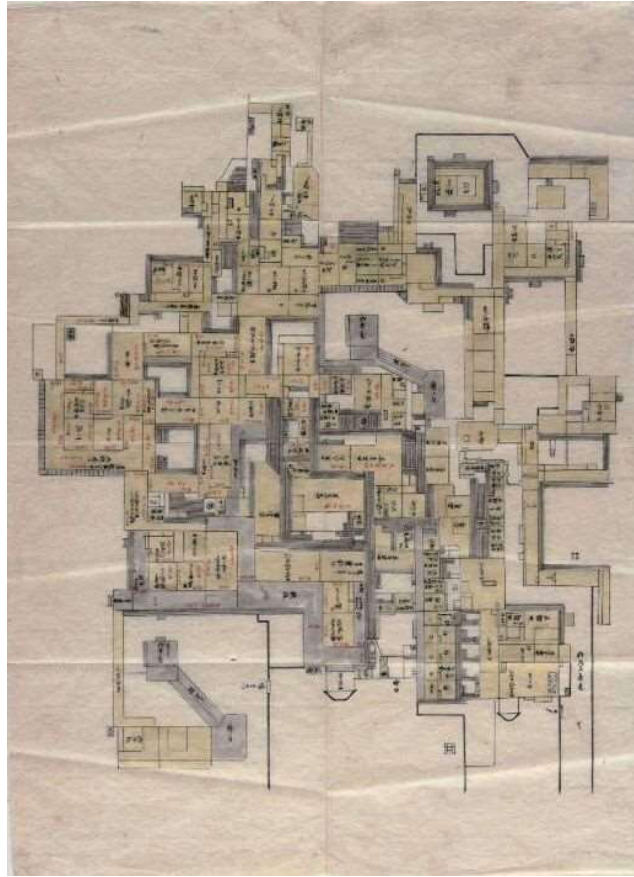
御城二之丸図
文政以降（1818～） 名古屋城総合事務所所蔵



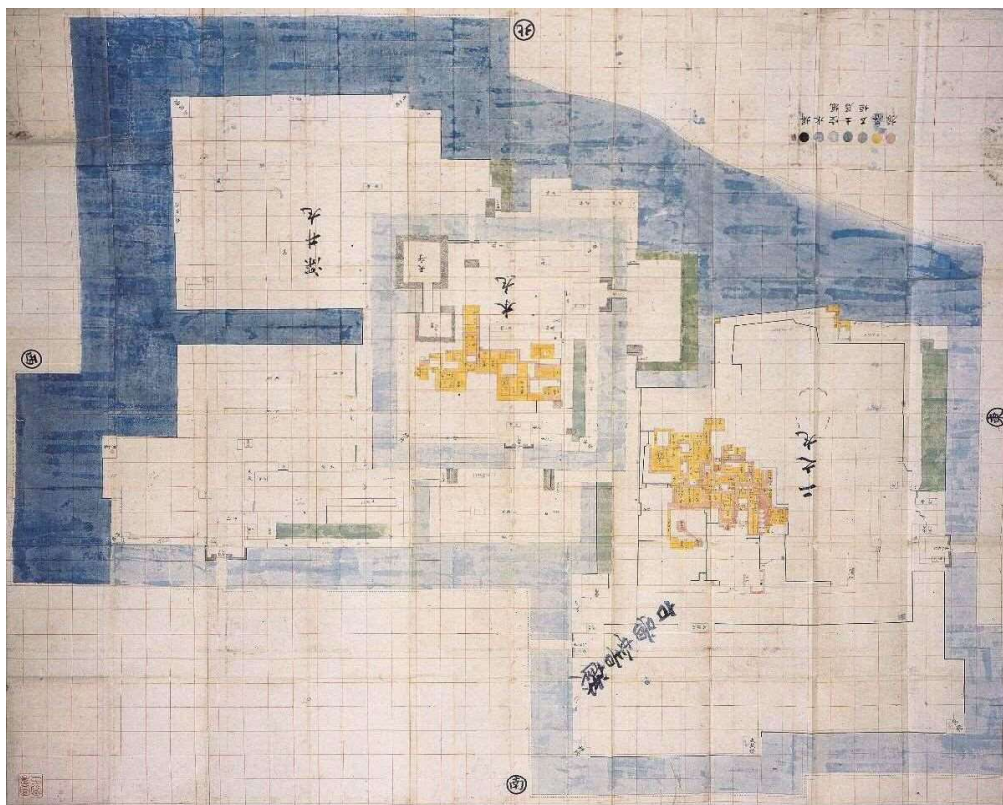
下御深井図面
嘉永 2 年（1849） 名古屋市蓬左文庫所蔵



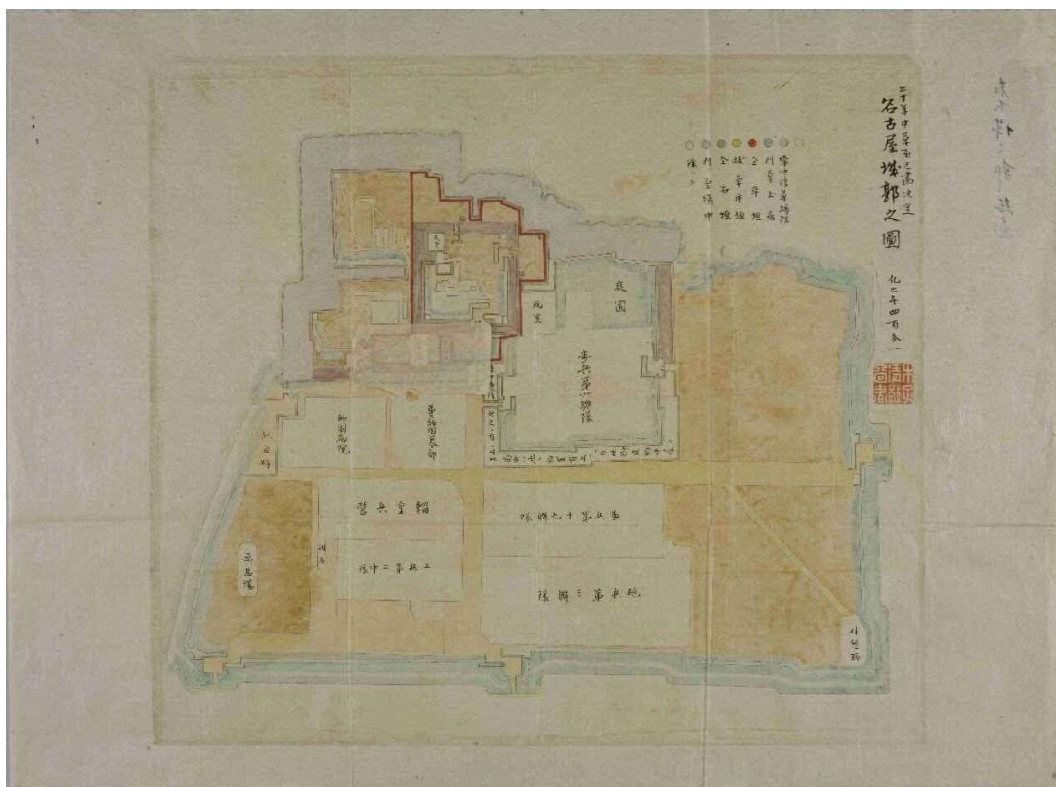
名古屋城城郭図 [名古屋城惣図]
文久 2 年（1862） 公益財団法人東洋文庫所蔵



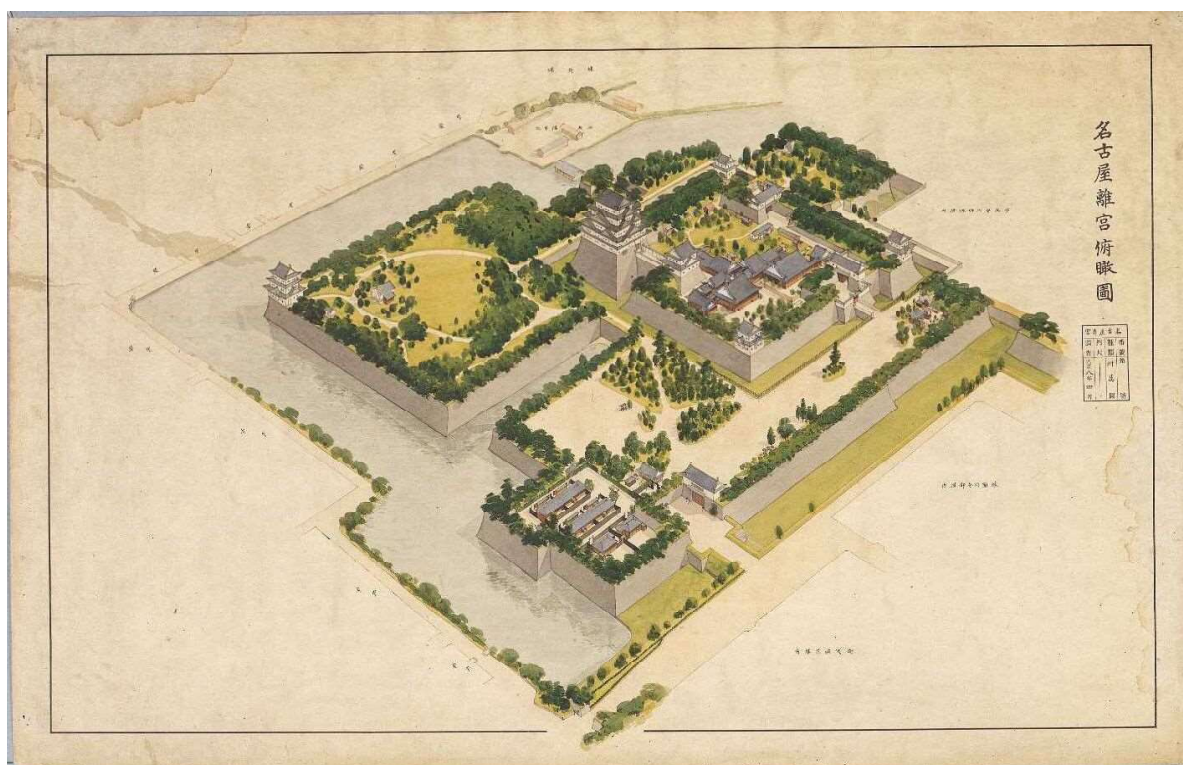
名古屋城城郭図〔二之丸御殿図〕
文久 2 年（1862） 公益財団法人東洋文庫所蔵



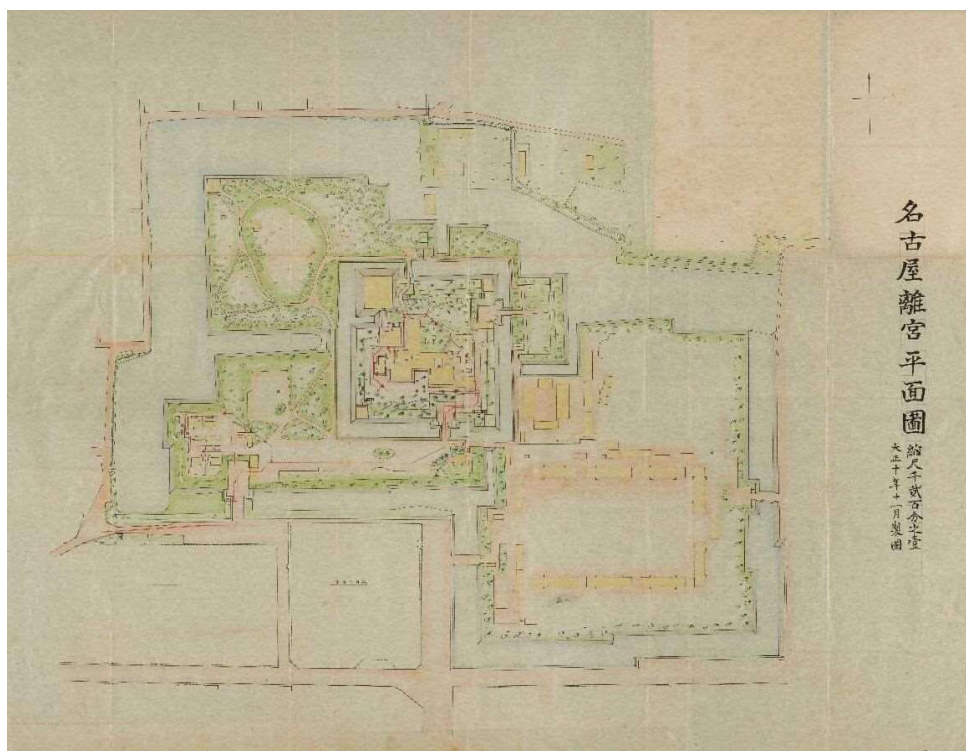
名古屋城舊建家之図
明治初期 宮内庁宮内公文書館所蔵



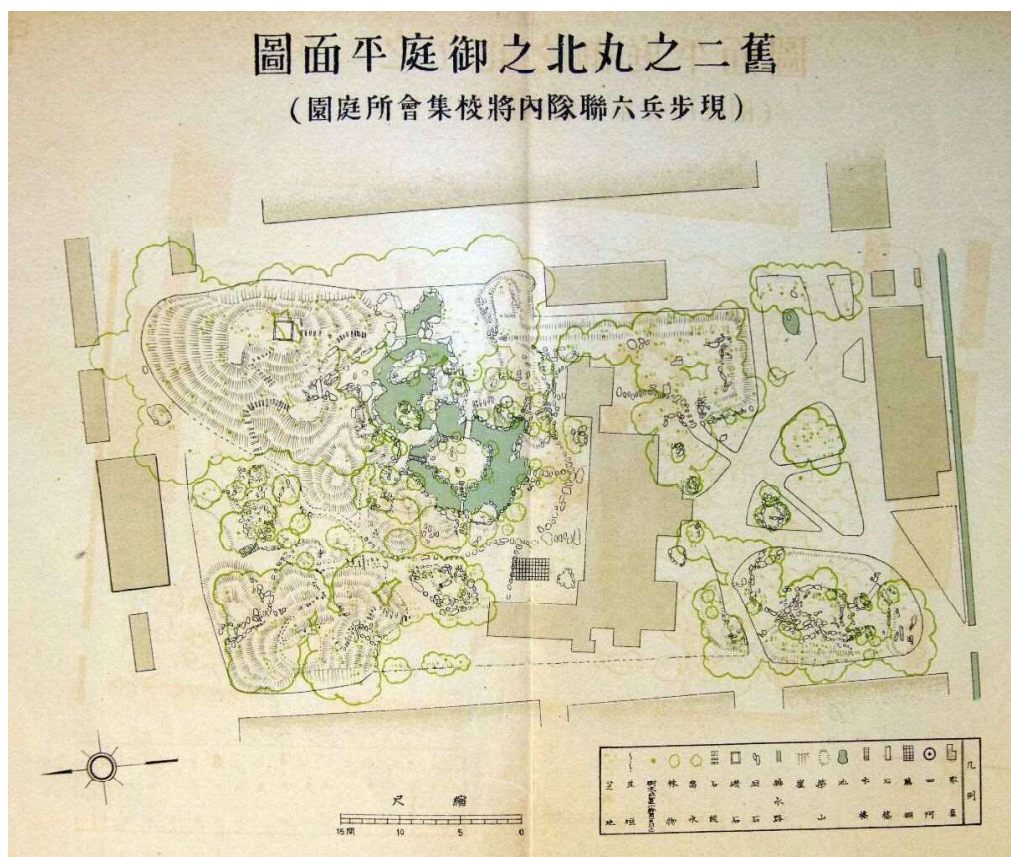
名古屋城城郭之図（二十年草取区画決定）
明治 21 年（1888）頃 東京都立中央図書館特別文庫室所蔵



名古屋離宮俯瞰図
大正 8 年（1919） 宮内庁宮内公文書館所蔵



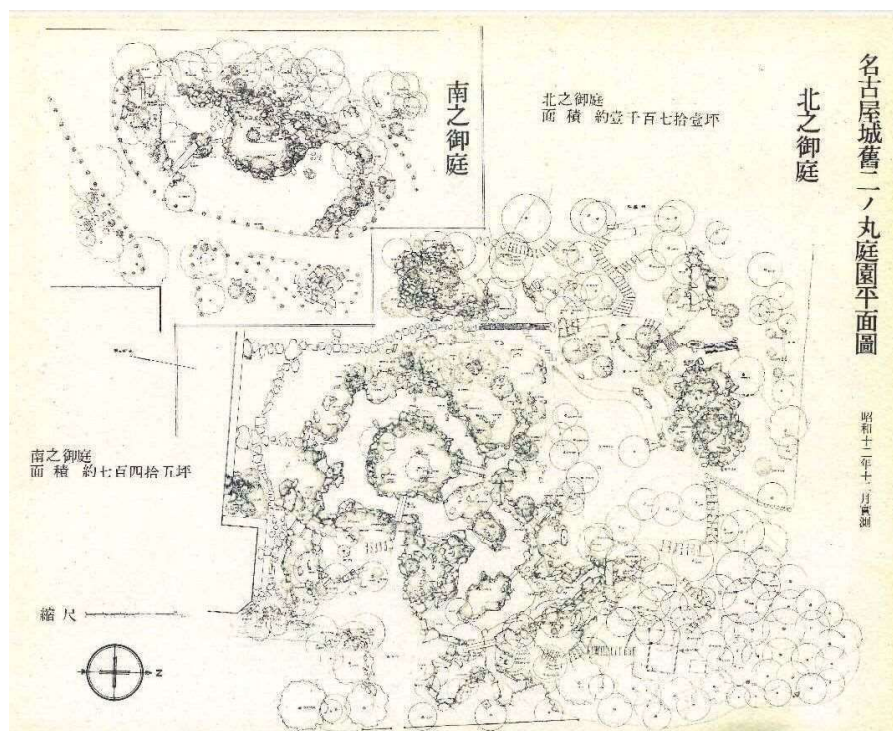
名古屋離宮平面図
大正 10 年 (1921) 宮内庁宮内公文書館所蔵



舊二之丸北之御庭平面図（現歩兵聯隊内將校集會所庭園）

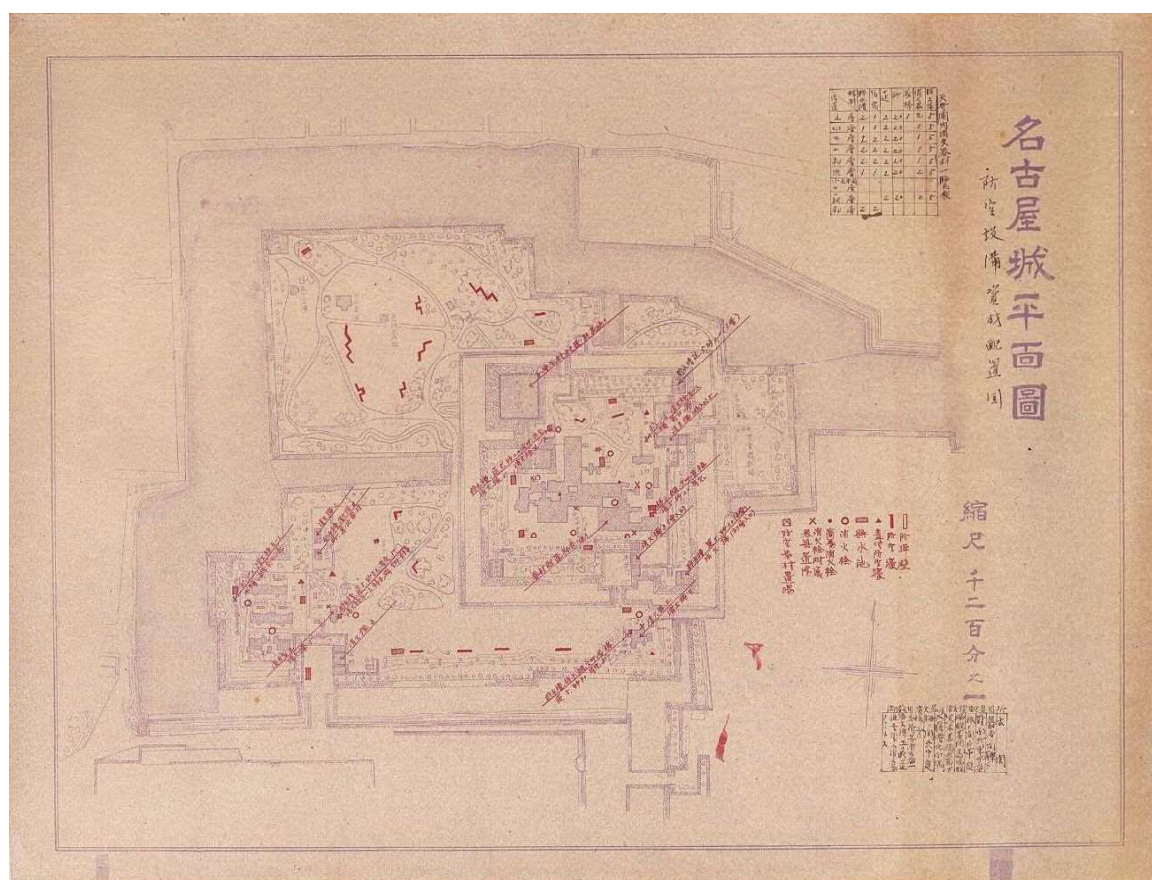
昭和8年(1933)頃か

引用：愛知県史蹟名勝天然記念物調査会、1937 年、『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第十一』、愛知県



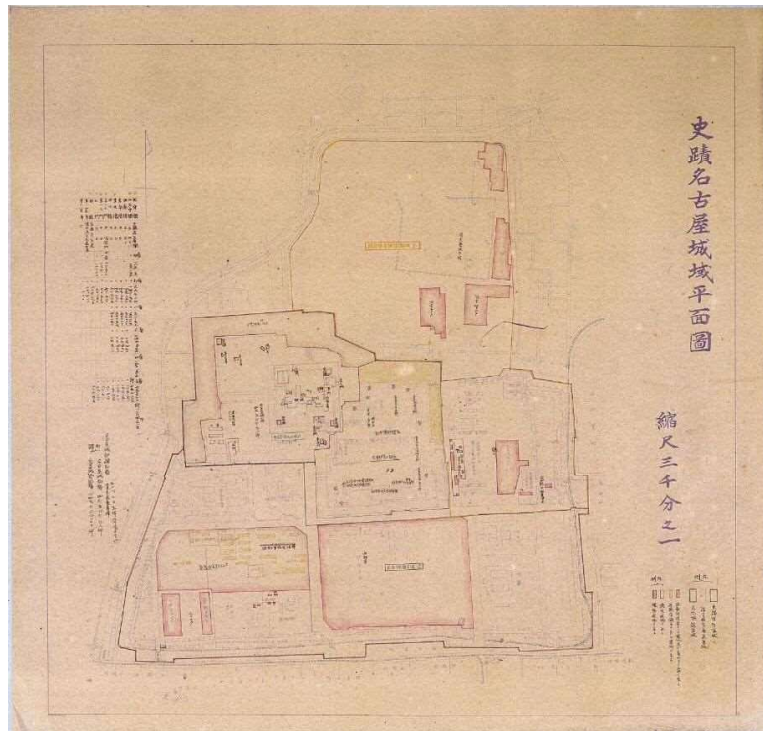
名古屋城舊二ノ丸庭園平面圖

昭和 12 年（1937）實測 引用：重森三玲、1938 年、『日本庭園史圖鑑』、有光社

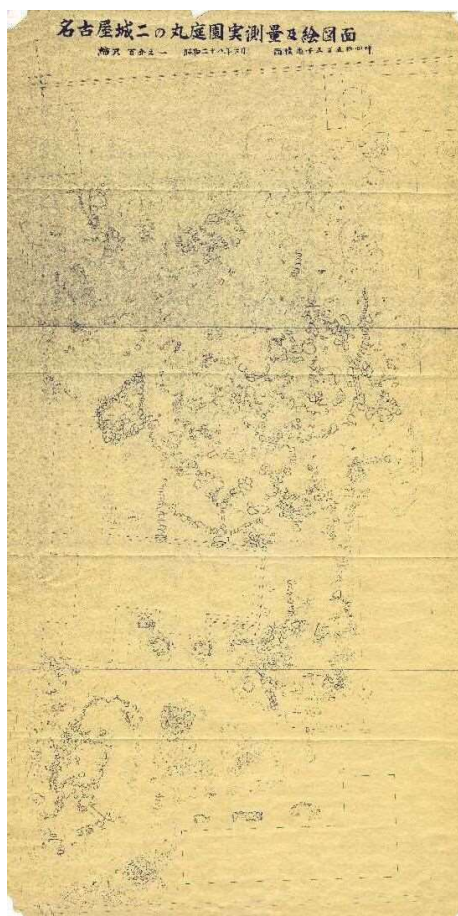


名古屋城防空設備資材配置図

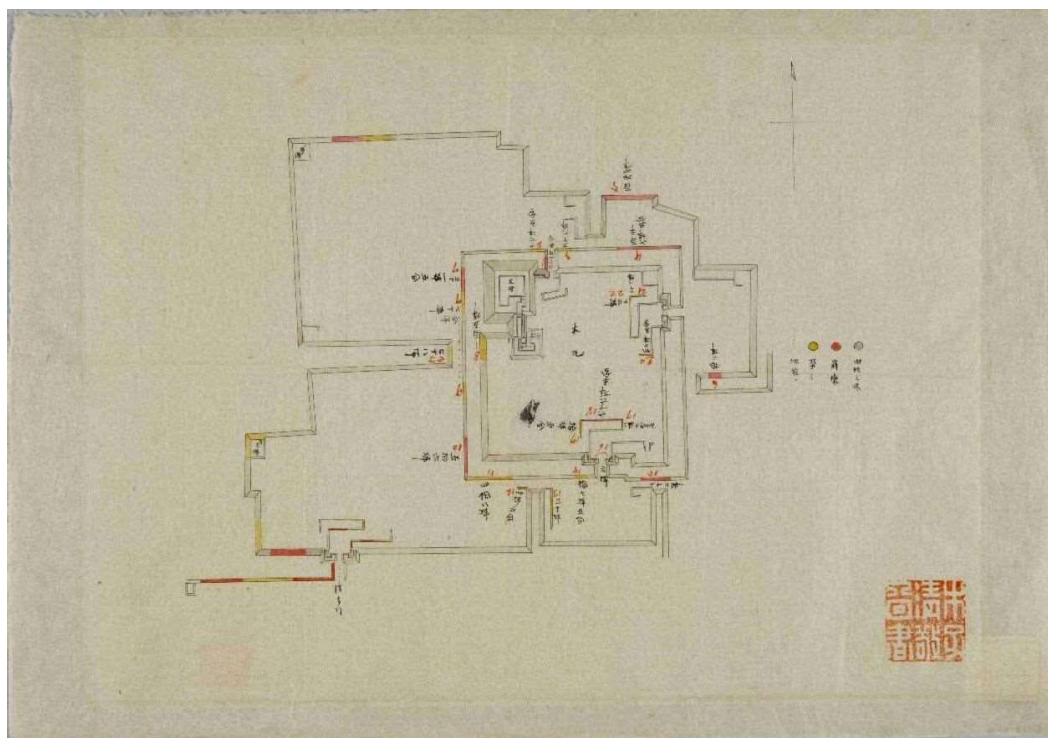
昭和 18 年（1943） 名古屋城総合事務所所蔵



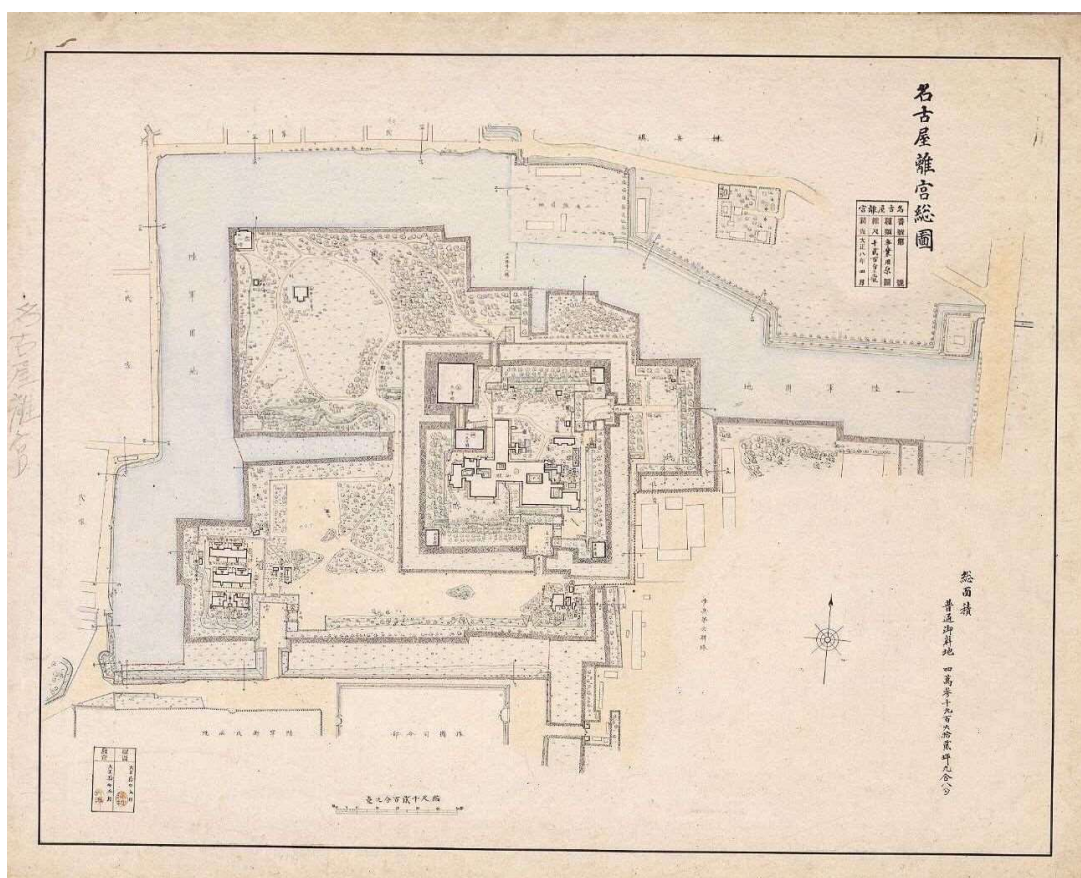
史蹟名古屋城平面図
昭和 25 年（1950）頃 名古屋城総合事務所所蔵



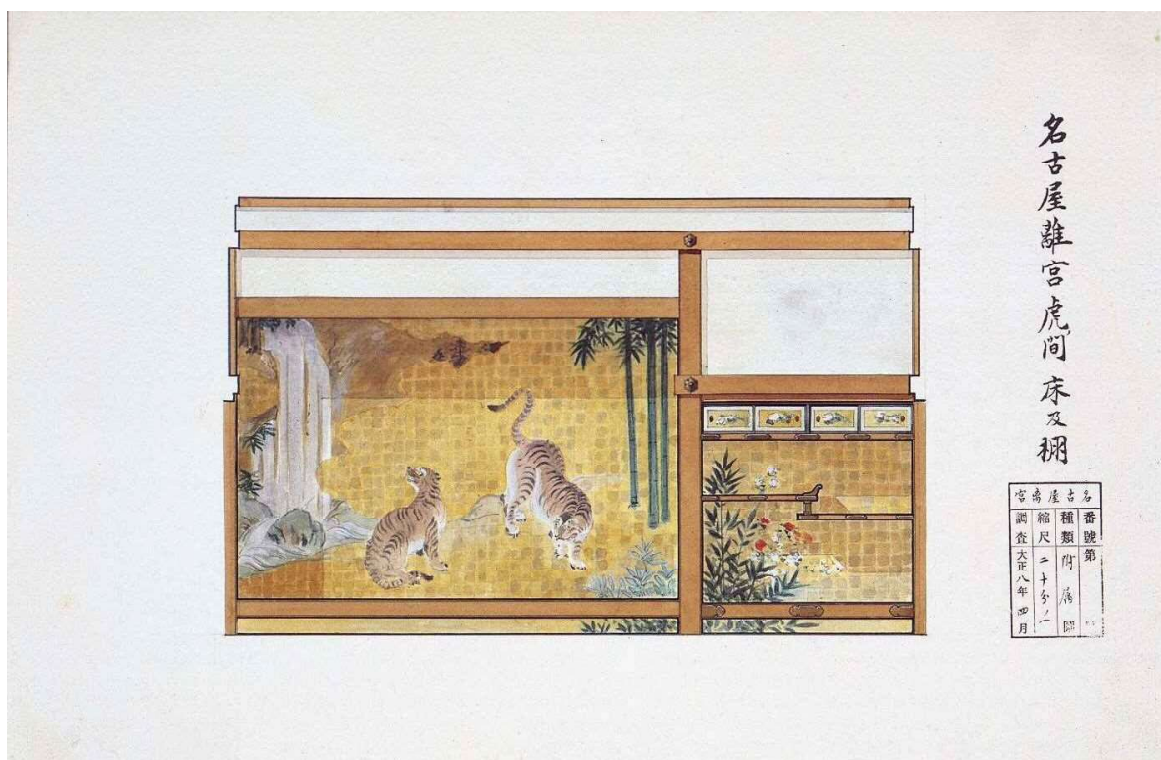
名古屋城二の丸庭園実測量及絵図面
昭和 28 年（1953） 名古屋城総合事務所所蔵



本丸・深井丸・西之丸地図（震災石垣被損箇所調査）
明治 東京都立中央図書館特別文庫室所蔵



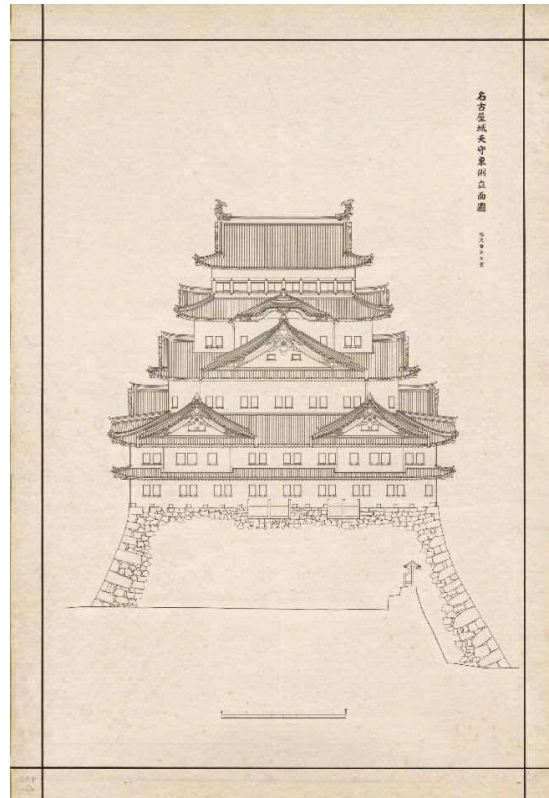
名古屋離宮総図
大正 8 年（1919） 宮内庁宮内公文書館所蔵



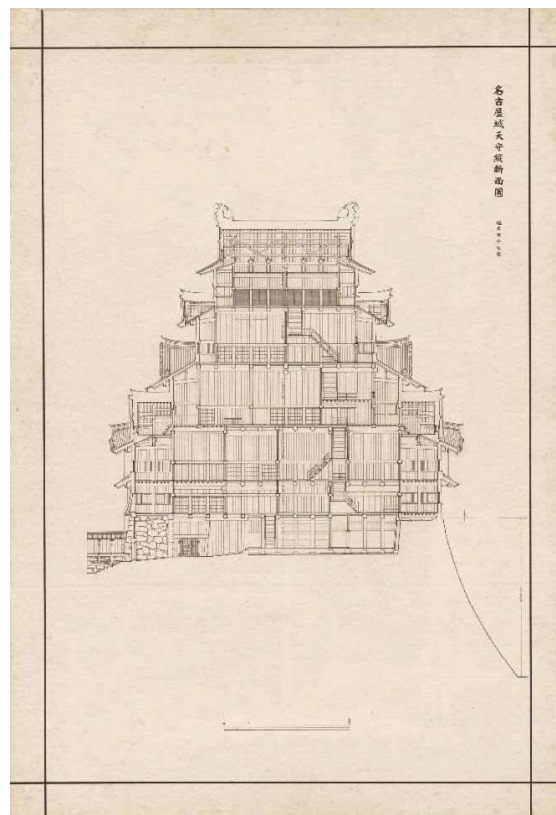
名古屋離宮虎ノ間床及棚
大正 8 年（1919） 宮内庁宮内公文書館所蔵



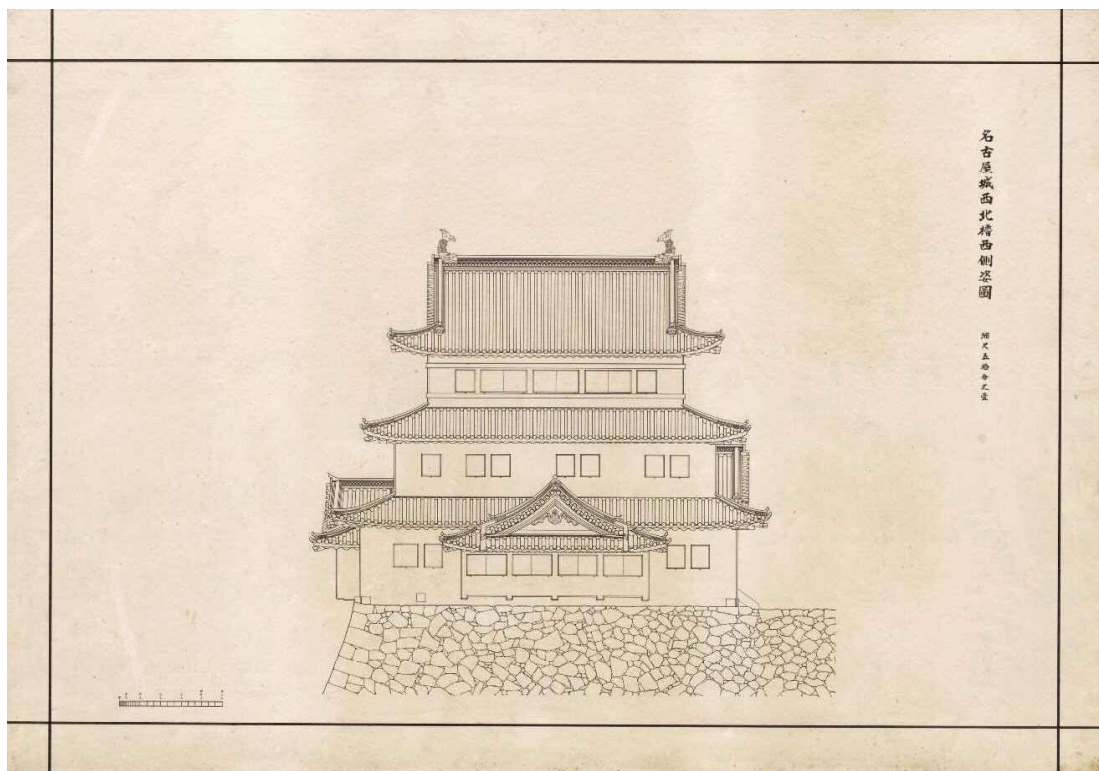
名古屋離宮建築細部実測図 名古屋離宮上洛殿欄間
大正 8 年（1919） 宮内庁宮内公文書館所蔵



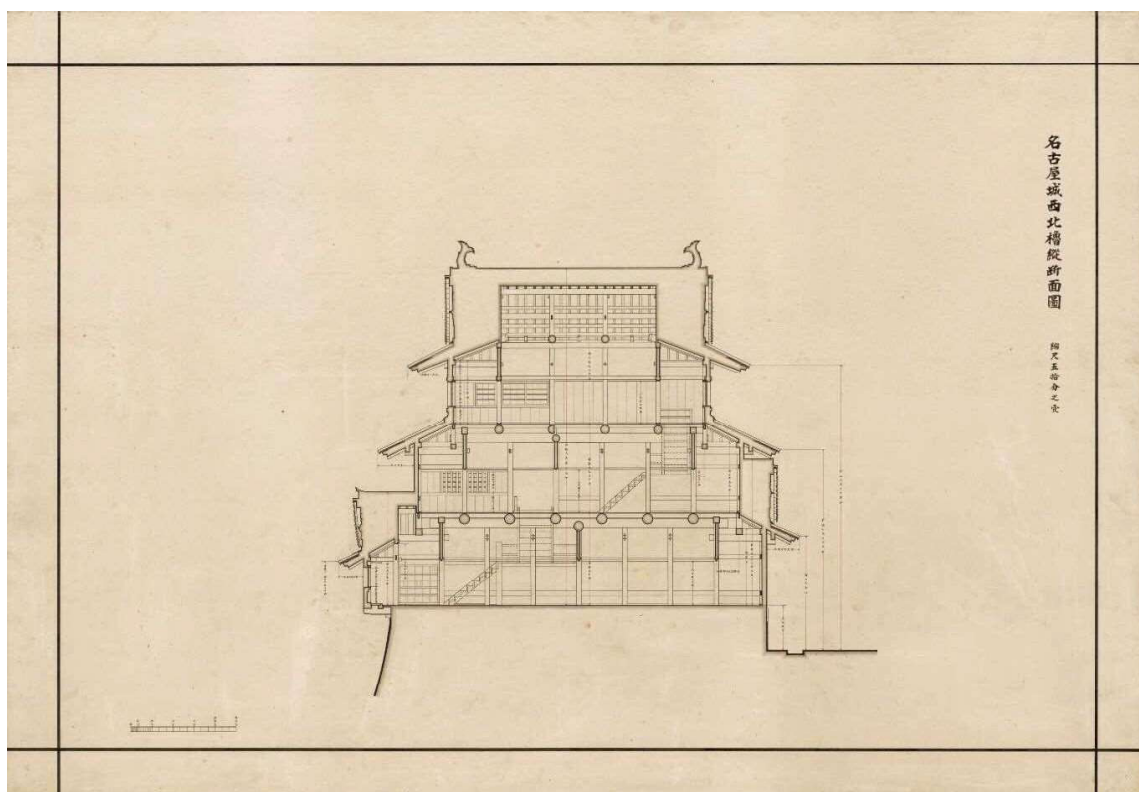
昭和実測図 名古屋城天守東側立面図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵



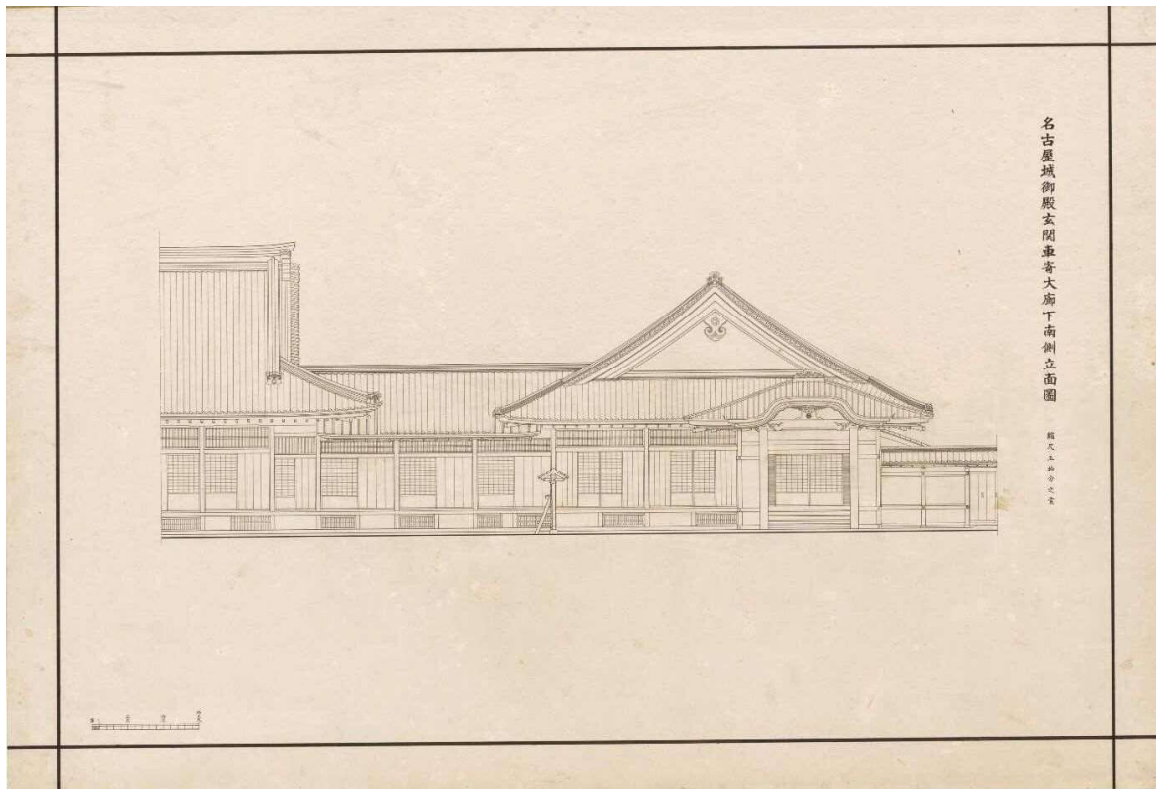
昭和実測図 天守縦断面図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵



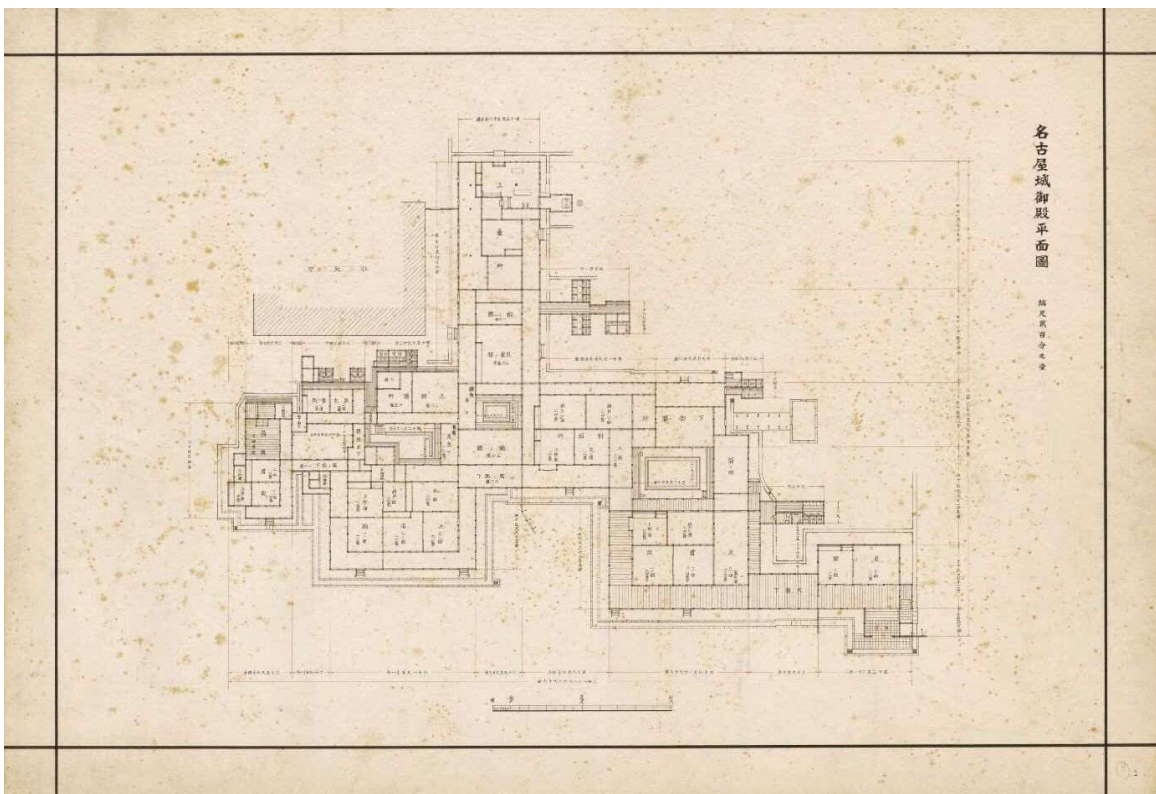
昭和実測図 名古屋城西北櫓西側姿図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵



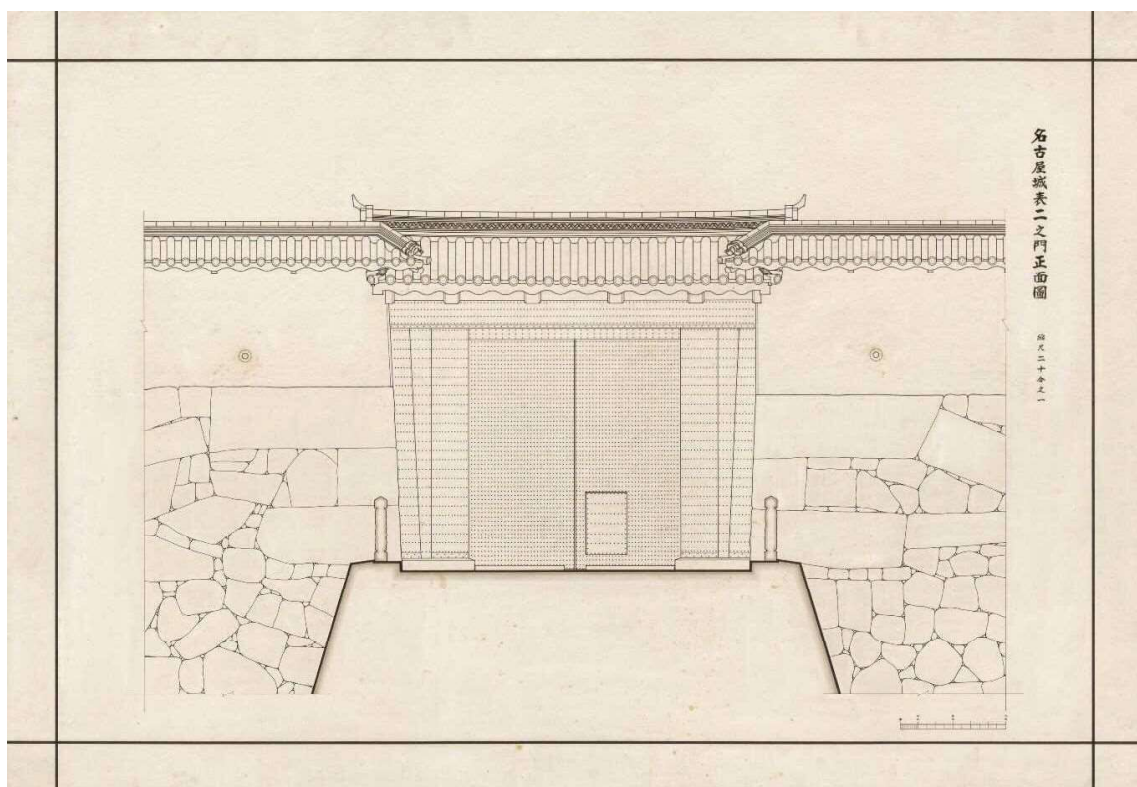
昭和実測図 名古屋城西北櫓縦断面図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵



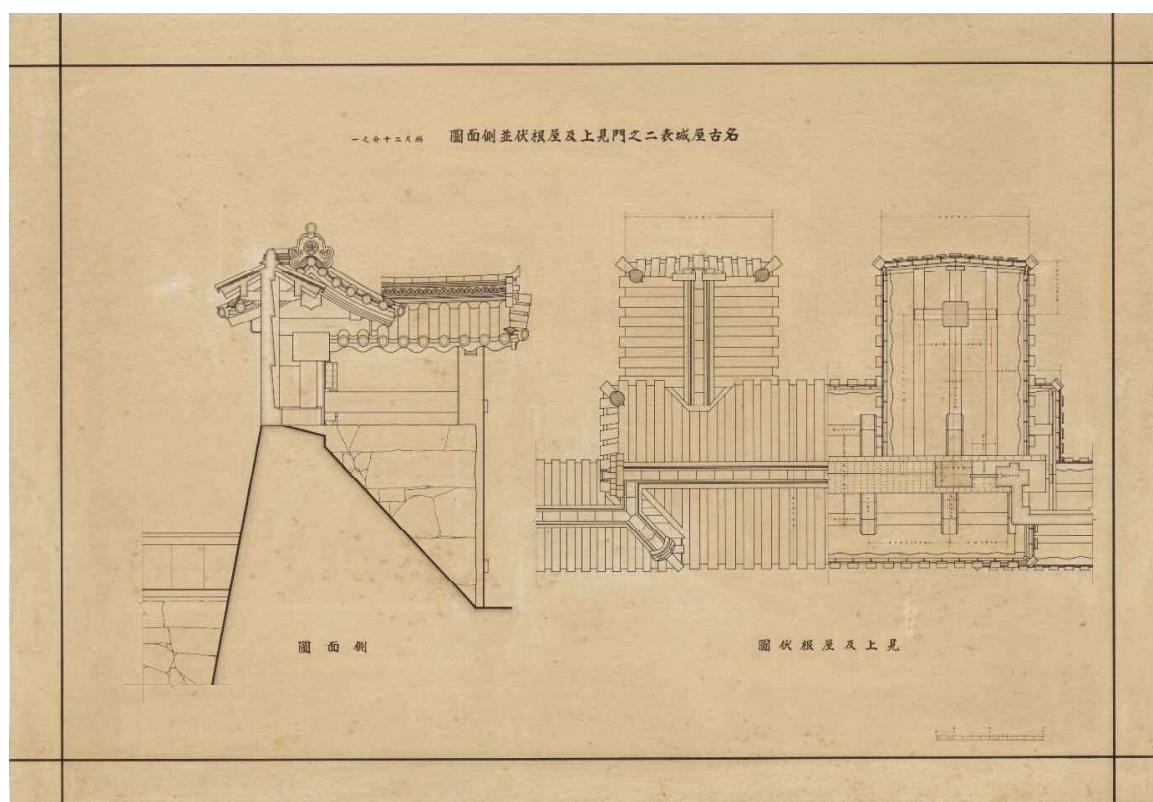
昭和実測図 名古屋城御殿玄関車寄大廊下南側立面図
昭和前期 名古屋城総合事務所所蔵



昭和実測図 名古屋城御殿平面図
昭和前期 名古屋城総合事務所所蔵



昭和実測図 名古屋城表二之門正面図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵



昭和実測図 名古屋城表二之門見上及屋根伏並側面図
昭和前期 名古屋城総合事務所蔵

■古写真

	史資料名	時代	所蔵
1	314 [名古屋城天守閣・本丸辰巳櫓]	幕末	徳川林政史研究所
2	315 [名古屋城西丸月見櫓]	幕末	徳川林政史研究所
3	316 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
4	317 名古屋城隅櫓（二丸丑寅櫓・逐涼閣）	幕末	徳川林政史研究所
5	318 [名古屋城本丸末申櫓遠望]	幕末	徳川林政史研究所
6	319 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
7	320 [名古屋城清須櫓遠望]	幕末	徳川林政史研究所
8	321 [名古屋城清須櫓]	幕末	徳川林政史研究所
9	322 [名古屋城清須櫓]	幕末	徳川林政史研究所
10	323 尾州黒門（名古屋城二丸黒門）	幕末	徳川林政史研究所
11	324 [名古屋城西丸月見櫓]	幕末	徳川林政史研究所
12	338 [名古屋城二丸黒門]	幕末	徳川林政史研究所
13	339 [名古屋城二丸黒門]	幕末	徳川林政史研究所
14	340 [名古屋城逐涼閣]	幕末	徳川林政史研究所
15	341 [名古屋城清須櫓]	幕末	徳川林政史研究所
16	342 [名古屋城清須櫓]	幕末	徳川林政史研究所
17	343 [名古屋城内]	幕末	徳川林政史研究所
18	344 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
19	345 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
20	346 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
21	347 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
22	348 [名古屋城天守閣]	幕末	徳川林政史研究所
23	384「天守」（名古屋城天守閣・本丸辰巳櫓）	幕末	徳川林政史研究所
24	385「天守」（名古屋城天守閣・本丸辰巳櫓）	幕末	徳川林政史研究所
25	386「尾張城」（名古屋城本丸辰巳櫓付近）	幕末	徳川林政史研究所
26	387「東鉄」（名古屋城二丸東鉄門付近）	幕末	徳川林政史研究所
27	388「祭礼」（名古屋祭礼山車曳風景）	幕末	徳川林政史研究所
28	364 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
29	365 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
30	366 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
31	367 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
32	368 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
33	369 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
34	370 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
35	371 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
36	372 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
37	373 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
38	374 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
39	375 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
40	376 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
41	377 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
42	378 [名古屋城金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
43	819 [貢物名古屋城天守金鯱]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
44	866 [名古屋城二の丸より下御深井御庭船倉を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
45	943 名古屋新御殿	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
46	946 [渡辺半九郎邸正門前の名古屋祭礼山車]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
47	947 [名古屋城二の丸より下御深井御庭を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
48	952 [名古屋城清州櫓・月見櫓]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
49	953 [名古屋新御殿遠望]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
50	955 [名古屋城二の丸より下深井御庭船蔵を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
51	956 [名古屋祭礼山車]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
52	957[名古屋城下深井御庭茅庵門付近より天守閣を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
53	967 [下深井御庭内部]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
54	969 [下深井御庭内部]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
55	976 [名古屋城二の丸北側堀の修理足場]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
56	977 [名古屋城迎涼閣を下より望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
57	1085 [名古屋城清州櫓]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
58	1087 [名古屋城二ノ丸御殿より本丸表門を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
59	1089 [名古屋城二ノ丸より三ノ丸武家屋敷を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所

	史資料名	時代	所蔵
60	1105 [名古屋城二ノ丸より御屋形を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
61	1107 [向屋敷馬場馬見所]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
62	1109 [名古屋城二ノ丸御殿より本丸天守と辰巳櫓を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
63	1110 [名古屋城内建物]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
64	1113 [名古屋城内建物]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
65	1115 [名古屋城二ノ丸御殿]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
66	1122 従新御殿御二階望西北図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
67	1129 新御殿倉庫之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
68	1133 新御殿御二階之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
69	1134 渡辺半九郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
70	1135 竹腰兵部少輔屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
71	1136 御太鼓櫓筋之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
72	1137 鈴木嘉十郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
73	1138 津田太郎兵衛・渡辺半九郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
74	1139 東鉄下馬之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
75	1140 御深井之景	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
76	1141 御屋形表門之図(1)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
77	1142 御屋形長屋之景(2)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
78	1143 御本丸戌亥御櫓（未申櫓・清須櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
79	1144 迎涼閣之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
80	1145 御城桜御間御二階	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
81	1146 向屋敷御馬見所	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
82	1147 御城梅之御間	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
83	1148 東大手之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
84	1150 成瀬氏中屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
85	1152 御屋形御庭之景	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
86	1154 御屋形之景	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
87	1155 御屋形之図	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
88	1156 御屋形御書斎	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
89	1157 成瀬氏中屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
90	1158 [深井御庭波渡場]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
91	1160 [名古屋城二ノ丸南蛮堀]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
92	1163 [御文庫前の人々と迎涼閣]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
93	1180 [名古屋城三ノ丸御屋形長屋門堀]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
94	1181 [深井御庭]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
95	1182 [名古屋城三ノ丸遠山鞠負屋敷遠望]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
96	1186 [迎涼閣を下より望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
97	1187 [名古屋城天守閣を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
98	1188 [猿面茶席]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
99	1189 [名古屋城門前番所]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
100	1191 [名古屋城天守を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
101	1196 [名古屋城二ノ丸丑寅隅櫓裏]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
102	1197 [御文庫と迎涼閣]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
103	1203 [名古屋城二ノ丸庭園]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
104	1204 [名古屋城下深井御庭を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
105	1207 [名古屋城二ノ丸下南波渡場]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
106	1210 [城郭内の石垣と堀]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
107	1214 [名古屋城三ノ丸御屋形]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
108	1215 [名古屋城三ノ丸御屋形]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
109	1216 [名古屋城二ノ丸御殿]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
110	1217 [名古屋城二ノ丸御殿]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
111	1218 [名古屋城二ノ丸御殿]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
112	1219 名古屋城（西丸月見櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
113	1220 名古屋城（清州櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
114	1221 名古屋城（清州櫓～弓矢多間櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
115	1222 名古屋城（深井丸弓矢櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
116	1223 名古屋城東鉄御門外（三丸武家屋敷を望む）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
117	1224 名古屋城内御屋形（御屋形正門）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
118	1225 名古屋城内御屋形（御屋形正門から連続）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
119	1226 名古屋城三（御屋形長屋門）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所

	史資料名	時代	所蔵
120	1227 名古屋城四（御屋形長屋門から連続）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
121	1228 [名古屋城天守遠望]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
122	1298 [名古屋城本丸遠望、西丸と大手馬出付近]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
123	1332 [邸内より外部を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
124	1336 名古屋新御殿御庭（物見台）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
125	1339 名古屋新御殿	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
126	1340 [名古屋城新御殿より堀越しに深井御庭を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
127	1342 [名古屋城新御殿より深井御庭を望む(1)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
128	1343 [名古屋城新御殿より深井御庭を望む(2)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
129	1344 [名古屋城新御殿より深井御庭を望む(3)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
130	1348 [名古屋城二ノ丸逐涼閣]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
131	1349 新御殿御馬場	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
132	1350 [名古屋城新御殿(1)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
133	1351 [名古屋城新御殿(2)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
134	1352 [名古屋城新御殿(3)]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
135	1356 名古屋新御殿御庭御物見	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
136	1357 名古屋新御殿	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
137	1358 [名古屋城二ノ丸御殿より南蛮練堀越しに深井御庭を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
138	1359 [名古屋城御文庫蔵と迎涼閣]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
139	1360 [名古屋二ノ丸御殿より南蛮練堀越しに深井御庭を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
140	1364 [名古屋城二ノ丸より深井御庭御船倉を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
141	1372 名古屋城（二ノ丸太鼓櫓・辰巳櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
142	1373 名古屋城御櫓（清須櫓）	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
143	1374 名古屋御城内	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
144	1375 [名古屋城二ノ丸御殿桜間を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
145	1376 [名古屋城二ノ丸御殿庭園]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
146	1377 [名古屋城天守閣を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
147	1663 [名古屋城清須櫓]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
148	1664 [名古屋城二ノ丸御殿より本丸を望む]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
149	1665 [名古屋天王祭山車行列]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
150	1666 [名古屋天王祭山車行列]	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
151	本丸南二の門	明治初期	
152	本丸西面	明治初期	名古屋城総合事務所
153	天守・小天守と本丸御殿	明治初期	
154	西之丸榎多聞付近から天守遠望	明治初期	小沢健志氏
155	1551 [台車に載せられた名古屋城天守金鯢]	明治 5 年（1872）	徳川林政史研究所
156	1552 [台車に載せられた名古屋城天守金鯢]	明治 5 年（1872）	徳川林政史研究所
157	金鯢のない名古屋城大天守東面（本丸東一之門から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	明治 5 年(1872)	㈱中日新聞社
158	陸軍司令部となった本丸御殿	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
159	西之丸と御深井丸 西から	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
160	壬申検査時の大天守 東から	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
161	下御深井御庭の御蓮池	明治 5 年(1872)～22 年(1889)	長崎大学附属図書館
162	天守と本丸御殿 東から	明治 12 年(1879)～20 年(1887)頃	個人
163	榎多門付近から天守遠望	明治 12 年(1879)～24 年(1891)	長崎大学附属図書館
164	大天守 東から	明治 20 年(1887)	長崎大学附属図書館
165	大天守 東から	明治 20 年(1887)頃	個人
166	〔天守閣・榎多聞櫓〕	明治 20 年(1887)頃	
167	天守 北から	明治 22 年(1889)以前	長崎大学附属図書館
168	名古屋城天守閣古写真	明治前期	(一財)名古屋城振興協会
169	603 [第五十五号 名古屋城三の丸演習風景]	明治 23 年（1890）	徳川林政史研究所
170	604 [第五十六号 名古屋城天守閣]	明治 23 年（1890）	徳川林政史研究所
171	大天守 北西から	明治 24 年(1891)以前	個人
172	名古屋城本丸大手門枳形と大天守（南東から）	明治 24 年(1891)	㈱中日新聞社
173	濃尾地震で被災した二之丸東門付近	明治 24 年(1891)	宮内庁書陵部宮内公文書館
174	〔表二之門・表一之門〕	明治 24 年(1891)	
175	天守 南から	明治 24 年(1891)～大正 3 年(1914)	長崎大学附属図書館
176	濃尾地震の被害から修理工事中の天守北東から	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館

	史資料名	時代	所蔵
177	濃尾地震の被害から修理工事中の天守南西から	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館
178	濃尾地震の被害から修理工事中の天守内部	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館
179	大天守 北西から	明治 26 年(1893)～42 年(1909)	長崎大学附属図書館
180	〔天守閣・月見櫓・四番御蔵か〕	明治中期	
181	天守 5 階から南東方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
182	天守 5 階から東方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
183	天守 5 階から北方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
184	天守 5 階から西方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
185	天守 5 階から南方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
186	名古屋城古写真	明治後期	(一財)名古屋城振興協会
187	名古屋城古写真	明治	來木雅之氏
188	本丸西面	明治	個人
189	天守遠望	明治	個人
190	北西堀側から天守	明治	放送大学附属図書館
191	名古屋城天守・小天守	明治	個人
192	本丸御殿	明治	長崎大学附属図書館
193	本丸全景	明治	
194	〔表二之門・具足多聞櫓・表一之門・天守閣〕	明治	名古屋城総合事務所
195	〔天守閣・小天守・本丸御殿・糺多聞櫓〕	明治	名古屋城総合事務所
196	〔天守閣〕	明治	名古屋城総合事務所
197	〔西之丸西面・深井丸南〕	明治	名古屋城総合事務所
198	天守閣・丑寅隅櫓・糺多聞櫓	明治	
199	〔天守閣・四番御蔵か〕	明治	鶴舞中央図書館
200	戌亥隅櫓（清洲櫓）・月見櫓	明治か	徳川林政史研究所
201	〔二之丸迎涼閣〕	明治か	徳川林政史研究所
202	陸軍特別大演習大観兵式之光景絵葉書	大正 2 年(1913)	名古屋市博物館
203	縣社東照宮絵葉書	大正～昭和前期	名古屋東照宮
204	水掘で演習を行う陸軍工兵第三大隊	大正～昭和前期	長谷川裕恭氏
205	名古屋名勝 名古屋城に黄金の鯨を礼賛する望遠鏡覗き絵葉書	大正～昭和前期	個人
206	本丸を東上空から望む	昭和初期	個人
207	上空南東より本丸を望む	昭和初期	個人
208	〔東一之門・茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
209	〔茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
210	〔茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
211	〔未申隅櫓・辰巳隅櫓・表二之門〕	昭和初期	名古屋市博物館
212	〔天守閣・小天守〕	昭和初期	名古屋市博物館
213	〔天守閣・丑寅隅櫓〕	昭和初期	名古屋市博物館
214	〔天守閣〕	昭和初期	名古屋市博物館
215	〔辰巳隅櫓・丑寅隅櫓〕	昭和初期	名古屋市博物館
216	〔正門か〕	昭和初期	名古屋市博物館
217	〔小天守〕	昭和初期	名古屋市博物館
218	名古屋城関係写真資料 四ツ切サイズ以下 300 枚、半切サイズ 100 枚以上	昭和初期	東京国立博物館
219	戌亥隅櫓（清洲櫓）（西面）	昭和初期	田中工策氏
220	戌亥隅櫓（清洲櫓）（西面）	昭和初期	田中工策氏
221	未申隅櫓（西南面）	昭和初期	田中工策氏
222	本丸御殿玄関	昭和初期	田中工策氏
223	本丸御殿屋根	昭和初期	田中工策氏
224	不明門（北面）	昭和初期	田中工策氏
225	不明門（南面）	昭和初期	田中工策氏
226	表二之門（南面）	昭和初期	田中工策氏
227	表一之門（西面）	昭和初期	田中工策氏
228	東二之門（東面）	昭和初期	田中工策氏
229	東二之門（西面）	昭和初期	田中工策氏
230	辰巳隅櫓（南西面）	昭和初期	田中工策氏
231	東一之門・清正石	昭和初期	
232	辰巳隅櫓・表一之門・二之門	昭和初期	
233	〔二之丸高麗門（西鉄門）〕	昭和初期	
234	〔二之丸庭園〕	昭和初期か	名古屋市博物館
235	ガラス乾板（鷺之廊下障壁画）	昭和 3 年(1928)	京都市立芸術大学芸術資料館

	史資料名	時代	所蔵
236	名古屋城本丸・西之丸・御深井丸航空写真（南南東から） （出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
237	名古屋城本丸・御深井丸航空写真（東南東から）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
238	名古屋城大天守東面（二之丸北水堀から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
239	名古屋城大天守東北（御深井丸鶴の首から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
240	名古屋城正門（榎多門）南西（土橋西から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
241	名古屋城大天守東面（塩蔵構から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
242	名古屋城大天守南西（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
243	名古屋城大天守・小天守西面（水堀西側鶴の首から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
244	名古屋城大天守南西面（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
245	名古屋城大天守東面（本丸東一之門南から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
246	名古屋城大天守南西面（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
247	名古屋城小天守から西之丸を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
248	名古屋城大天守東北面直下（本丸御殿から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
249	名古屋城大天守から二之丸南東を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
250	名古屋城大天守から御深井丸北西を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
251	名古屋城本丸御殿玄関正面と大天守（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
252	名古屋城本丸御殿対面所南面（南側庭から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
253	名古屋城本丸御殿一之間内部北東面（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
254	名古屋城拝観記念絵葉書	昭和6年(1931)	名古屋市博物館
255	「愛せよ恩賜の国宝 護れ天下の名城」絵葉書	昭和10年(1935)	名古屋市博物館
256	第五回・四谷区参宮団（名古屋城）絵葉書	昭和11年(1936)	個人
257	ガラス乾板写真「天守と本丸御殿」	昭和15年(1940)～16年(1941)	名古屋城総合事務所
258	ガラス乾板写真「大天守1階西側入側（廊下）」	昭和15年(1940)～17年(1942)	名古屋城総合事務所
259	1594 名古屋城内先聖堂額	昭和16年(1941)	徳川林政史研究所
260	本丸御殿・本丸辰巳（東南）隅櫓より見る	昭和16年(1941)頃	
261	天守焼失後の名古屋城大天守台および小天守台（東南から望む）	焼失前	
262	焼失前の名古屋城本丸を西南から望む	焼失前	
263	天守焼失後の名古屋城大天守台石塁	焼失前	
264	大天守地階明窓	焼失前	
265	大天守一階西入側	焼失前	
266	大天守二階東入側武者返	焼失前	
267	大天守二階東入側武者返外観	焼失前	
268	大天守三階東側破風之間	焼失前	
269	大天守四階東側破風之間入口	焼失前	
270	大天守四階御成階	焼失前	
271	大天守五階入側	焼失前	
272	小天守奥御門	焼失前	
273	本丸東一之門	焼失前	
274	本丸東二之門	焼失前	
275	本丸不明門	焼失前	
276	本丸搦手門と東北隅櫓	焼失前	
277	本丸御殿遠侍一之間	焼失前	
278	本丸御殿広間南側外観	焼失前	
279	本丸御殿広間上段之間	焼失前	
280	本丸御殿対面所上段之間違棚・納戸構	焼失前	

	史資料名	時代	所蔵
281	本丸御殿鷺之廊下外観	焼失前	
282	本丸御殿鷺之廊下	焼失前	
283	本丸御殿御成書院南・西側外観	焼失前	
284	本丸御殿御成書院一之間	焼失前	
285	本丸御殿御成書院上段之間床・棚・納戸構	焼失前	
286	本丸御殿御成書院上段之間釘隠詳細	焼失前	
287	本丸御殿御成書院南側廊下欄間詳細	焼失前	
288	本丸御殿御成書院西側廊下	焼失前	
289	本丸御殿上り場御殿上段之間	焼失前	
290	本丸御殿上り場御殿風呂屋	焼失前	
291	本丸御殿黒木書院二之間	焼失前	
292	本丸御殿上台所北東側外観	焼失前	
293	網が掛けられた名古屋城大天守金鯨（雄）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	焼失前	㈱中日新聞社
294	網が掛けられた名古屋城大天守金鯨（雌）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	焼失前	㈱中日新聞社
295	空襲を受ける名古屋城（B29から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和20年(1945)	米軍
296	金鯨を疎開させるために組まれた足場	昭和20年(1945)5月	(一財)名古屋城振興協会
297	空襲で焼失する名古屋城天守	昭和20年(1945)5月14日	名古屋空襲を記録する会
298	名古屋の絵葉書集 [本丸御殿玄関正面]	昭和前期	名古屋市鶴舞中央図書館
299	四谷区市立小学校連合 第〇回参宮記念名古屋城絵葉書	昭和前期	個人
300	大天守 北西から	昭和前期	鈴木章氏
301	航空写真	昭和前期	
302	ガラス乾板（計738枚）	昭和前期	名古屋城総合事務所
303	旧学生会館 現在の東庭園イチョウ周辺	昭和23年(1948)～昭和48年(1973)	㈱竹中工務店
304	旧学生会館 棟不明-1	昭和23年(1948)～昭和48年(1973)	㈱竹中工務店
305	旧学生会館 棟不明-2	昭和23年(1948)～昭和48年(1973)	㈱竹中工務店
306	旧学生会館 棟不明-3	昭和23年(1948)～昭和48年(1973)	㈱竹中工務店
307	西北から見た本丸御殿跡と東南隅櫓	昭和24年(1949)	
308	名古屋城菊花大会	昭和24年(1949)	岡崎茂氏
309	再建中の天守	昭和33年(1958)5月ごろ	㈱安藤ハザマ
310	1960年当時の名城キャンパス	昭和35年(1960)	㈱中日新聞社
311	旧学生会館取壊し前 全景西面	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
312	旧学生会館取壊し前 全景南西面	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
313	旧学生会館取壊し前 全景南面	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
314	旧学生会館取壊し前 A棟北	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
315	旧学生会館取壊し前 A棟東	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
316	旧学生会館取壊し前 B棟東-1	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
317	旧学生会館取壊し前 B棟東-2	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
318	旧学生会館取壊し前 B棟西	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
319	旧学生会館取壊し前 B棟西	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
320	旧学生会館取壊し前 B棟南	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
321	旧学生会館取壊し前 B棟北	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
322	旧学生会館取壊し前 C棟東-1	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
323	旧学生会館取壊し前 C棟東-2	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
324	旧学生会館取壊し前 C棟東-3	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
325	旧学生会館取壊し前 C棟西	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
326	旧学生会館取壊し前 C棟南	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
327	旧学生会館取壊し前 C棟北	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
328	旧学生会館取壊し前 D棟東	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
329	旧学生会館取壊し前 D棟南	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
330	旧学生会館取壊し前 D棟北	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
331	旧学生会館取壊し前 E棟東	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
332	旧学生会館取壊し前 E棟西	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
333	旧学生会館取壊し前 E棟南	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所
334	旧学生会館取壊し前 E棟北	昭和49年(1974)5月	名古屋城総合事務所

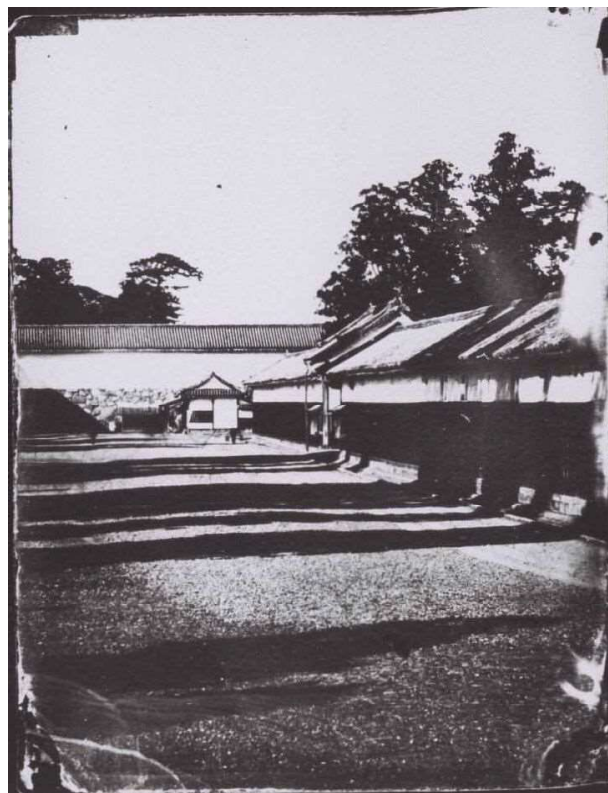
	史資料名	時代	所蔵
335	旧学生会館取壊し前 F棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
336	旧学生会館取壊し前 F棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
337	旧学生会館取壊し前 F棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
338	旧学生会館取壊し前 G棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
339	旧学生会館取壊し前 G棟西-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
340	旧学生会館取壊し前 G棟南-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
341	旧学生会館取壊し前 G棟西-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
342	旧学生会館取壊し前 G棟南-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
343	旧学生会館取壊し前 G棟南-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
344	旧学生会館取壊し前 G棟北-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
345	旧学生会館取壊し前 G棟北-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
346	旧学生会館取壊し前 G棟北-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
347	旧学生会館取壊し前 H棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
348	旧学生会館取壊し前 H棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
349	旧学生会館取壊し前 H棟南-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
350	旧学生会館取壊し前 H棟南-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
351	旧学生会館取壊し前 H棟南-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
352	旧学生会館取壊し前 場所不明 (H棟か)	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
353	南池発掘調査	昭和 51 年(1976)～52 年(1977)	名古屋市教育委員会
354	戦災焼失後の天守台	昭和後期	名古屋城総合事務所
355	本丸丑寅隅櫓北面	昭和	
356	本丸丑寅隅櫓東面	昭和	
357	大手門	昭和	
358	本丸東二の門正面	昭和	
359	本丸南(表)一の門西面	昭和	
360	本丸不明門正面	昭和	
361	本丸東一の門北面	昭和	
362	御深井丸西北隅櫓	昭和	個人
363	本丸御殿玄関・式台	昭和	
364	本丸御殿玄関・式台	昭和	個人
365	本丸御殿玄関・式台	昭和	個人
366	本丸御殿上段の間	昭和	
367	本丸御殿広間上段の間	昭和	
368	大天守		
369	名古屋城		個人
370	大天守南面		
371	天守内部地階		
372	天守内部五階		
373	天守内部二階		
374	天守内部一階		
375	小天守東北面		
376	小天守西北面		
377	小天守内部地階		
378	小天守内部一階		
379	小天守西南面		
380	北から見た天守		長崎大学附属図書館
381	本丸南面		小沢健志氏
382	東南隅櫓三階内部	修理前	
383	〔東照宮社殿〕		名古屋市博物館



1376 [名古屋城二ノ丸御殿庭園]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



1375 [名古屋城二ノ丸御殿桜間を望む]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



339 [名古屋城二丸黒門]
幕末 徳川林政史研究所蔵



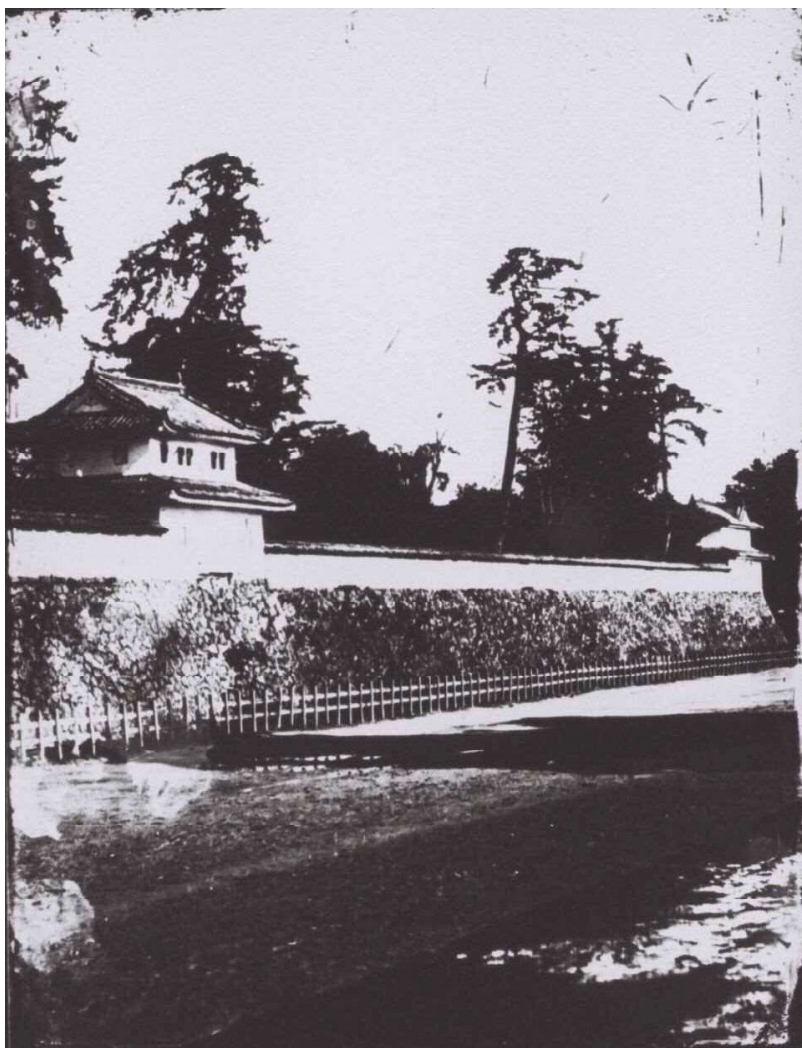
1144 [迎涼閣之図]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所所蔵



977 [名古屋城迎涼閣を下より望む]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所所蔵



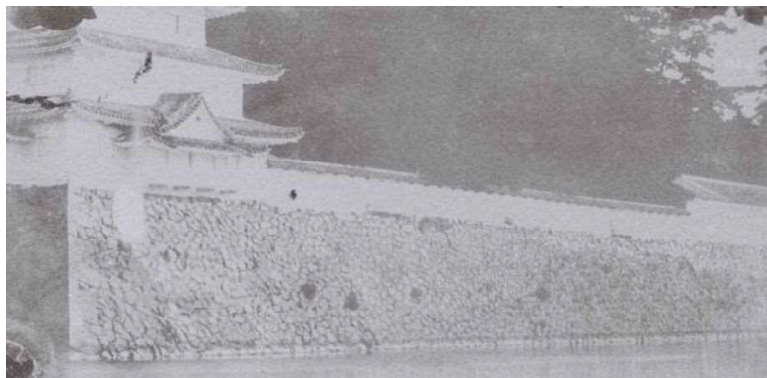
1146 [向屋敷御馬見所]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



343 [名古屋城内]
幕末 徳川林政史研究所蔵



1219 [名古屋城（西丸月見櫓）]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



1219 [名古屋城（清州櫓）]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



1219 [名古屋城（清州櫓～弓矢多聞櫓）]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



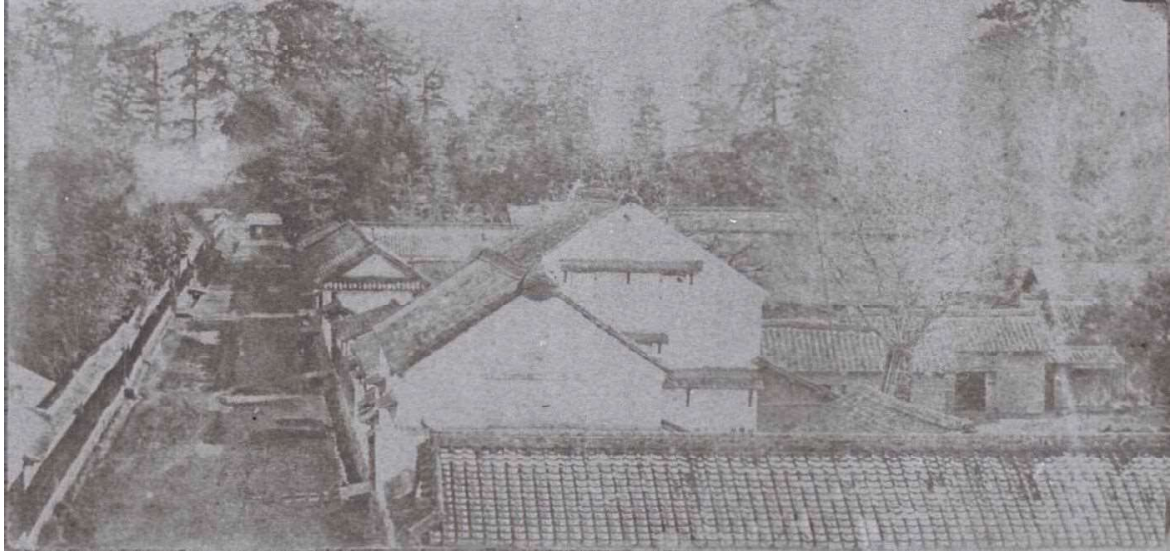
1219 [名古屋城（深井丸弓矢櫓）]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



1158 [深井御庭波渡場]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所所蔵



1148 [東大手之図]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所所蔵



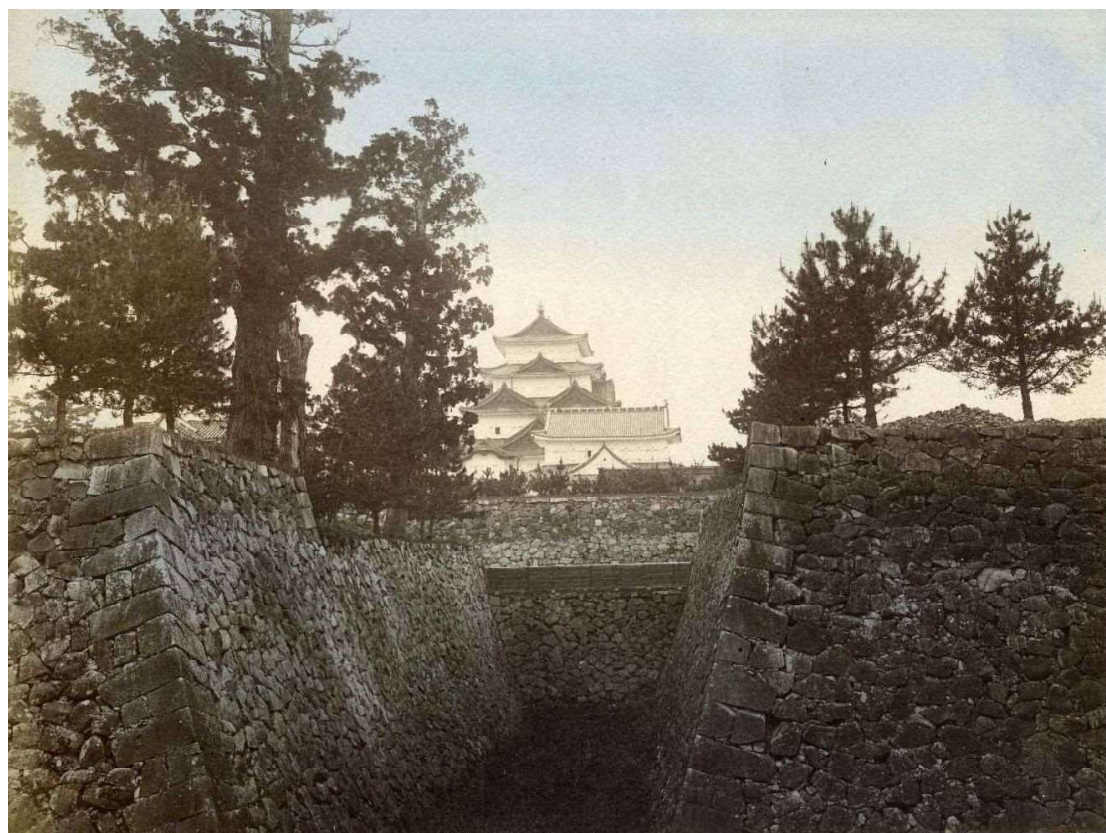
1136 [御太鼓櫓筋之図]
幕末～明治初期 徳川林政史研究所蔵



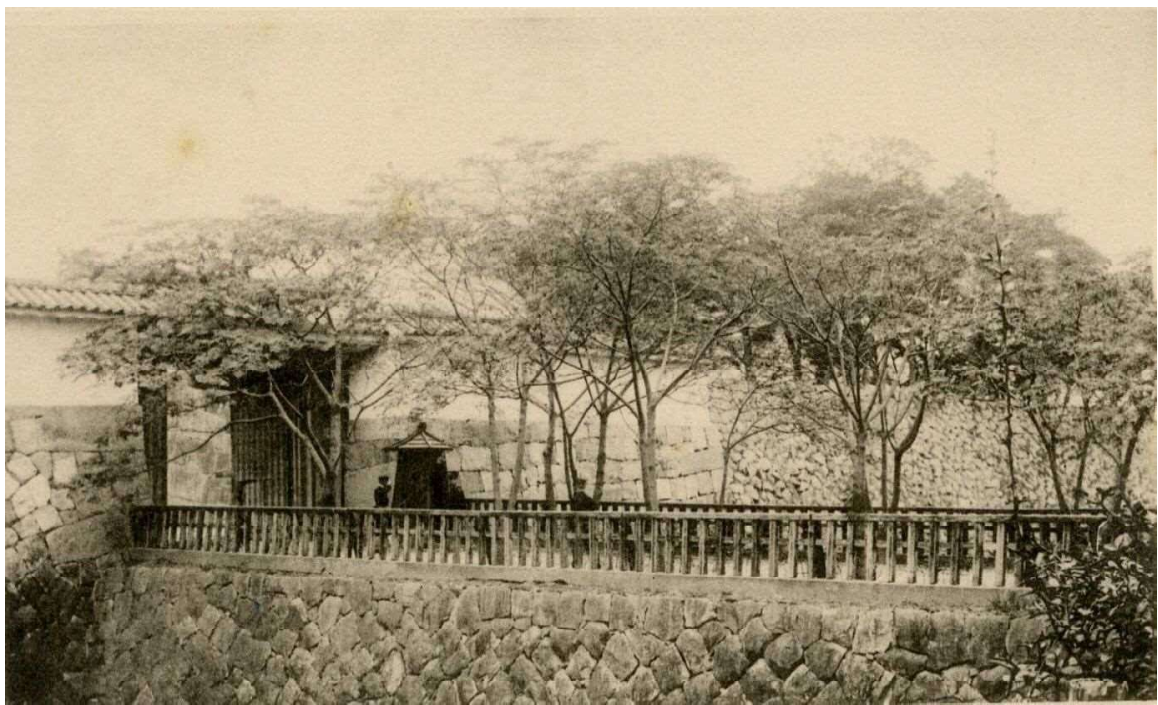
ガラス乾板写真 本丸西面
明治初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 本丸南二の門
明治初期 名古屋城総合事務所蔵



写真「名古屋城天守 本丸大手馬出と西之丸を隔てる空堀南から」
明治 20～30 年代 (1887～1906) 頃か 個人蔵



歩兵第六連隊繪葉書（二之丸東二之門）
明治前期 個人所蔵



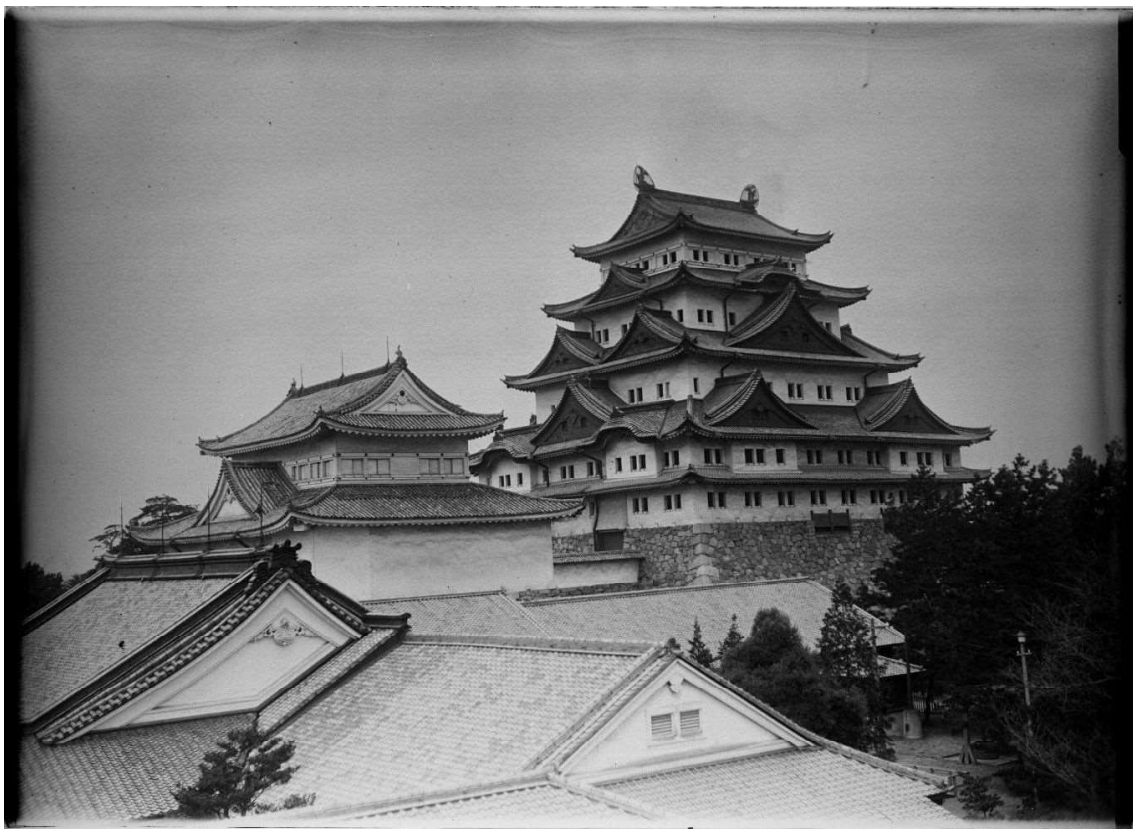
（名古屋百景）名古屋城繪葉書（榎多冠木門）
明治前期 個人所蔵



西之丸写真
明治 35 年（1902） 名古屋城総合事務所所蔵



古写真（天守 5 階から南東方向を望む）
明治 33 年（1900）以降 宮内庁区内公文書館所蔵



ガラス乾板写真 本丸敷地内建造物（焼失）俯瞰
昭和初期 名古屋城総合事務所所蔵



ガラス乾板写真 天守閣1階内西入側（焼失）
昭和初期 名古屋城総合事務所所蔵



ガラス乾板写真 天守閣 1 階内橋台上南側石落及び鉄砲狭間（焼失）
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 本丸御殿玄関・車寄外観
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



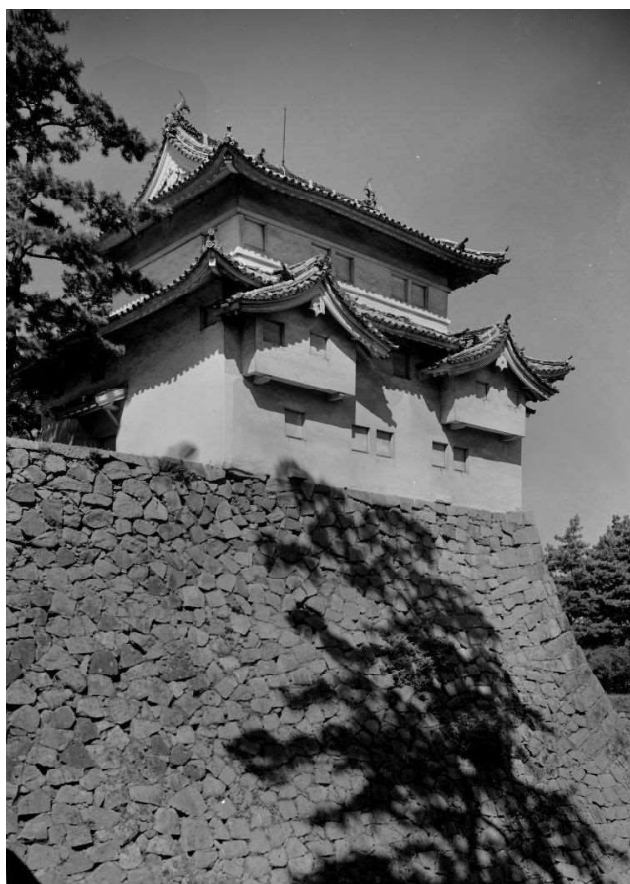
ガラス乾板写真 玄関二之間より一之間（焼失）を望む
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 本丸御殿表書院上段之間北面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 上洛殿一之間より上段之間（焼失）東北側を望む
昭和初期 名古屋城総合事務所所蔵



ガラス乾板写真 東北隅櫓（焼失）東南面
昭和初期 名古屋城総合事務所所蔵



ガラス乾板写真 東南隅櫓東南面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 西南隅櫓東南面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 表一之門（焼失）枡形
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 表二之門正面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



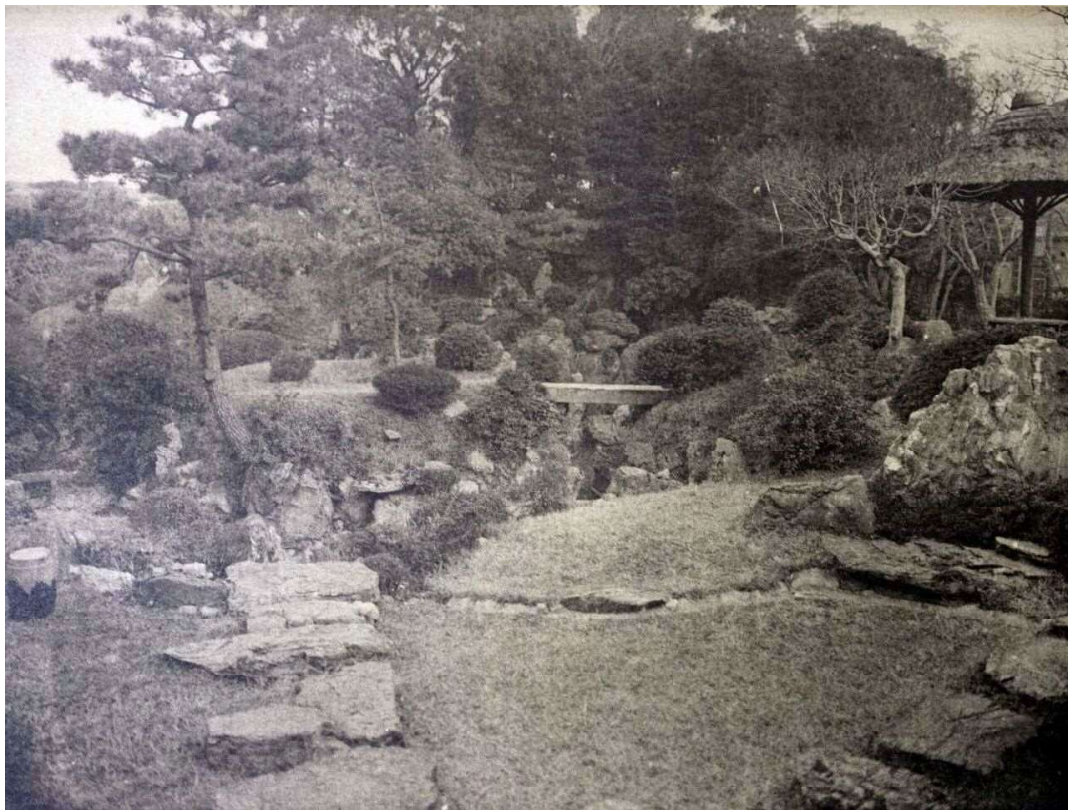
ガラス乾板写真 東一之門（焼失）正面櫛形清正石を望む
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 東二之門（焼失）正面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 不明門北側
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



名古屋城舊二之丸庭園・北ノ御庭・南西部より見たる全景
昭和初期 引用：重森三玲、1939年、『日本庭園史図鑑 第5巻』、有光社



名古屋城舊二之丸庭園・南ノ御庭・北東部より見たる全景
昭和初期 引用：重森三玲、1939年、『日本庭園史図鑑 第5巻』、有光社



ガラス乾板写真 天然記念物 榧の木
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 正門（焼失）正面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 西北隅櫓西北面
昭和初期 名古屋城総合事務所蔵



ガラス乾板写真 御深井丸地内乃木倉庫（第一倉庫）正面
昭和初期 名古屋城総合事務所所蔵



戦災焼失後の天守台
昭和後期 名古屋城総合事務所所蔵

■その他

	史資料名	時代	所蔵
1	本丸御殿対面所上段之間付書院脇壁欄間 破片	慶長 20 年(1615)	名古屋城総合事務所
2	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片 椿の花	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
3	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片 牡丹の葉	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
4	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
5	本丸御殿上洛殿入側外側欄間 破片	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
6	笹躰躰小模	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
7	名古屋城建造材	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
8	本丸御殿表書院金襴	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
9	本丸御殿上洛殿入側明かり障子	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
10	打掛金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
11	焼損金具 八双形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
12	焼損金具 八双形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
13	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
14	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
15	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
16	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
17	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
18	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
19	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
20	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
21	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
22	焼損金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
23	金鯔鱗	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
24	釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
25	徳川家康座像	江戸時代	名古屋城総合事務所
26	名古屋城本丸廬屋修繕之儀伺「大日記 明治十一年十一月 砲工方面之部」	明治 10 年(1877)	防衛省防衛研究所図書館
27	金鷲尾復旧之儀二付伺「大日記 明治十一年七月 六鎮台」	明治 11 年(1878)	防衛省防衛研究所図書館
28	金鯔復旧銘板	明治 12 年(1879)	名古屋城総合事務所
29	名古屋城保存之儀二付上申「肆大日記 明治十九年三月」	明治 16 年(1883)	防衛省防衛研究所図書館
30	陸軍省所轄旧名古屋城宮内省へ引渡ノ件請議ノ通 「杏大日記 明治二十六年五月」	明治 26 年(1893)	防衛省防衛研究所図書館
31	絨毯	明治	名古屋城総合事務所
32	梨地菊紋散肘掛付猫足椅子	明治	名古屋城総合事務所
33	白地授繻子立湧文卓掛・机	明治	名古屋城総合事務所
34	猫足側座火鉢	明治	名古屋城総合事務所
35	朱地金欄七宝繫文卓掛・机	明治	名古屋城総合事務所
36	黒漆塗菊紋燭台	明治	名古屋城総合事務所
37	黒漆塗菊紋散肘掛付椅子	明治	名古屋城総合事務所
38	行灯	明治	名古屋城総合事務所
39	名古屋城本丸御殿障壁画梅山・一溪鑑定書	明治写	東京都立中央図書館木子文庫
40	御沙汰書	昭和 6 年(1931)	名古屋城総合事務所
41	国宝名古屋城美術図録	昭和 6 年(1931)12 月初版	名古屋城総合事務所
42	国宝建造物滅失届・障壁画焼失届	昭和 20 年(1945)	名古屋城総合事務所
43	金鯔取卸並二乃木倉庫補強工事依頼ノ件	昭和 20 年(1945)	名古屋城総合事務所
44	実測野帳・調書	昭和前期	名古屋城総合事務所
45	集束焼夷弾弾頭	昭和	名古屋城総合事務所
46	型板	昭和	名古屋城総合事務所
47	障壁画模写作品 花車図	平成	名古屋城総合事務所

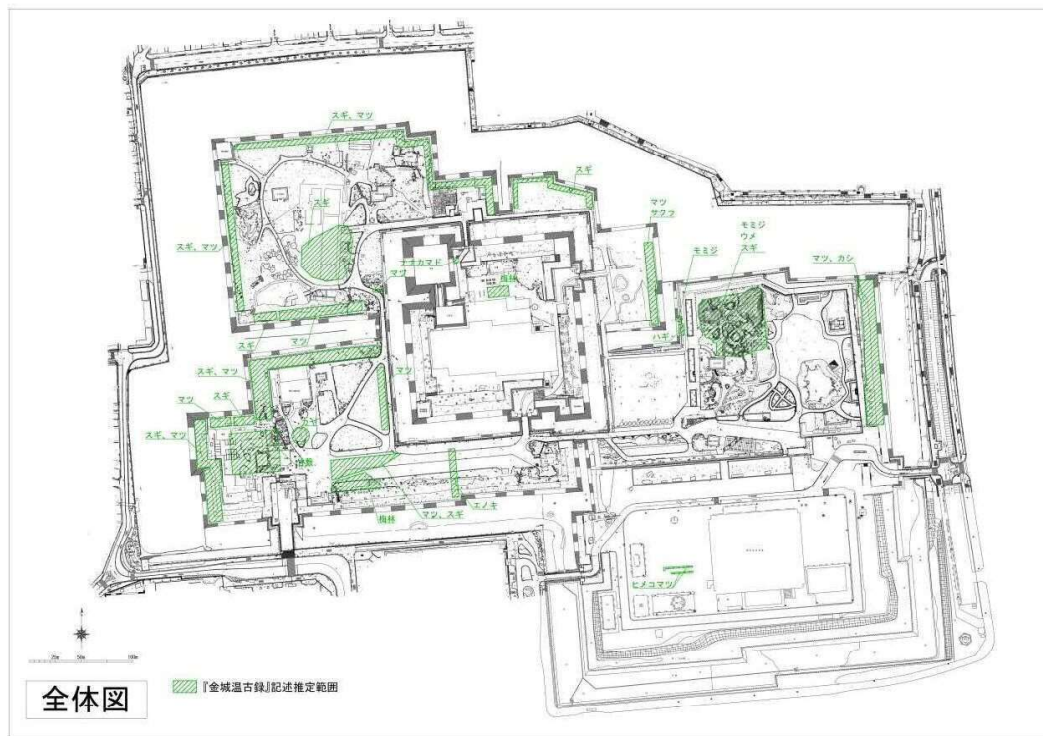
■その他（金鯰鱗破片一覧）

号	封筒・付箋等書付	採集日	所蔵
1号	金鯰修理残材	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
2号	分析返却分	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
3号	南方鯰引下二際シ脱落シタルモノ	昭和20年(1945)7月	名古屋城総合事務所
4号	南方鯰引下二際シ脱落シタルモノ	昭和20年(1945)7月	名古屋城総合事務所
5号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
6号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
7号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
8号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
9号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
10号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
11号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
12号	天守東松林内ニテ土中ヨリ発見ノモノ	昭和27年(1952)9月	名古屋城総合事務所
13号	上洛殿前庭土中ヨリ発見	昭和29年(1954)3月	名古屋城総合事務所
14号	天守閣入口東方石垣上ニテ発見	昭和29年(1954)4月	名古屋城総合事務所
15号	不明門ニテ発見	昭和29年(1954)6月	名古屋城総合事務所
16号	天守閣内ニテ発見	昭和29年(1954)12月	名古屋城総合事務所
17号	天守閣東南通路土中ヨリ発見	昭和30年(1955)4月	名古屋城総合事務所
18号	昭和十二年金鯰盗難事件の難品	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
19号	第一回分析品 名古屋工業研究所ニテ	昭和28年(1953)7月	名古屋城総合事務所
20号	天守閣西北道路上ニテ発見	昭和30年(1955)9月	名古屋城総合事務所
21号	一	昭和32年(1957)12月	名古屋城総合事務所

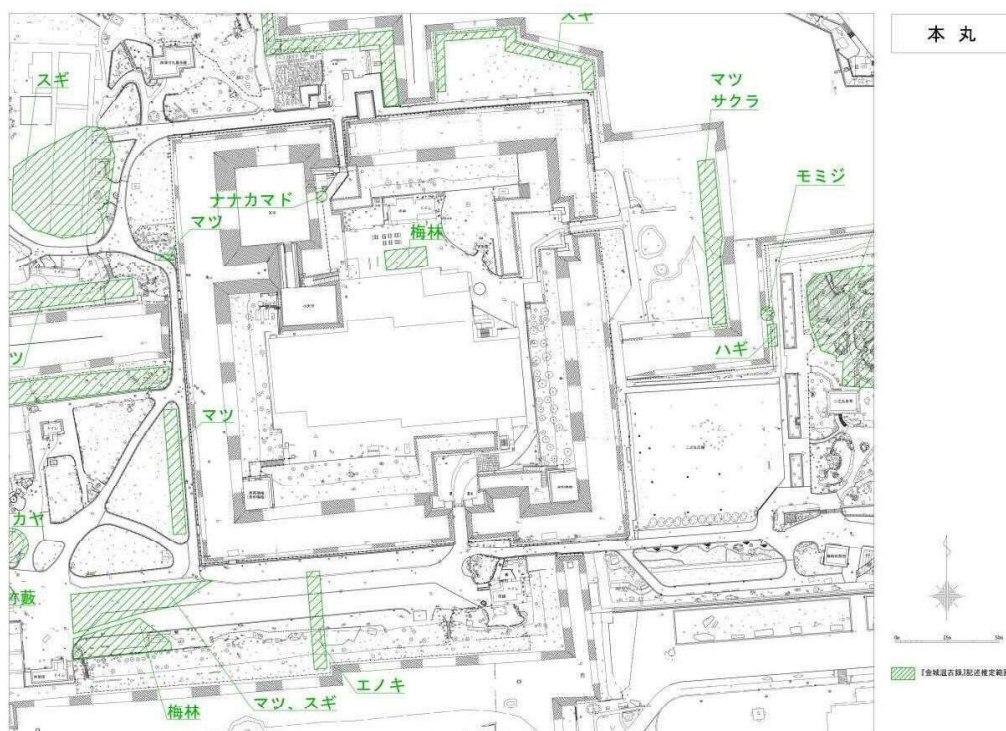
資料-3 『金城温古録』に記録された植栽

表 『金城温古録』に記録された植栽

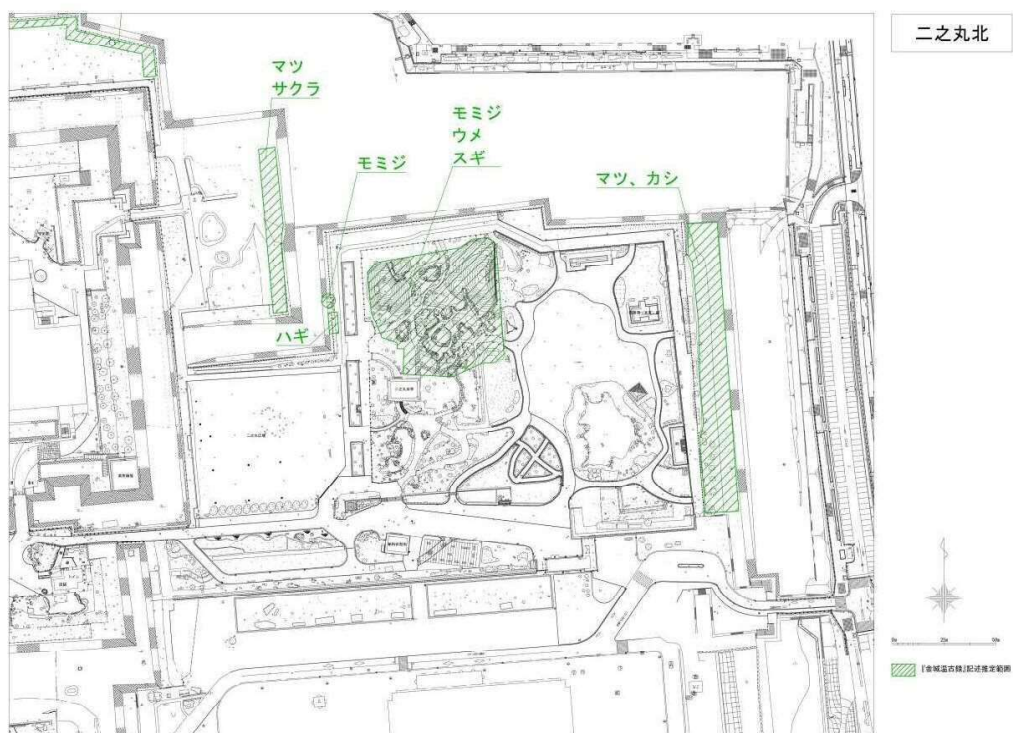
地区	樹種名	場所	主な記述内容
本丸	ななかまど 七 竈	不明門南西	(図より)
	梅	本丸御殿北	(図より) 梅林
	松	搦手馬出東土塁	(図より) 松ノ並樹アリ
	桜	搦手馬出東土塁	(図より) 桜ハ文政二植ル
二之丸 (北)	松・榎	東御土塁	御植ものは松なり。下には榎の木多かりし也。
	紅葉	北御庭	高雄の紅葉 北御庭に有。秋に到りて楓葉紅を染む。
	梅	北御庭	難波の梅 老樹一株、北御庭の内に有り。
	萩	埋門南側	(図より)
	杉	権現山	老杉 例の土佐杉と云 森々と生繁りて、
	紅葉	埋門上	網掛の紅葉 埋御門上に楓の大木有り。
二之丸 (南)	姫小松	向屋敷矢場芝玉縁上	芝玉縁上に姫小松の並木植れり。
西之丸	榎	正門北側	老樹の榎ありて、御造営以前よりの古木也といふ。
	松	吹貫門から透門までの通り	此道半分松枝繁茂 夏日承涼
	松・杉	榎多門内屯	此内、林の所多し。(松・杉)
	梅	榎多門内屯	(図より) 梅林
	榎	大手馬出との境にあった東側土塁	少し身がましき榎とては、榎多御門内東御土居に中樹一本これ在り。
	竹	塩蔵北	竹藪 土戸内御塩蔵の北に在り。
	竹	塩蔵北竹藪の西	新竹藪 古在来竹藪の根、其西芝地へ生渡りし。
	松・杉	西側・北側土塁(鵜の首南)	御蔵北西御高塀内に大杉多く、松も交り、一重並有之。
	松・杉	月見櫓東側	月見櫓東へ北向御高塀内は、中程より西は松、東は杉也。
	松・杉	西側土塁(月見櫓南)	西御土居には松多くて杉少し。
御深井丸	松	透門北側土塁	御土居上の植木は松なり。
	杉	塩蔵構	御塩蔵構は東・北・西の三方御堀境に、杉の樹一重並あり。
	杉	御旅蔵周辺	御旅蔵の西前東後とに大杉むら立り。
	松・杉	西側石垣上、北側石垣上、塩蔵構との境の土塁上	東御土居の上、北西高塀内の内に大杉一重並あり、間松も交ざりし。
	松・杉	南側土塁	南御曲輪土居の上は西端に大杉あり。其れより東端迄之内に松生たり。
	柿・栗	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、柿・栗の大樹、所々に在し。
	胡桃	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、又、胡桃の樹多く、



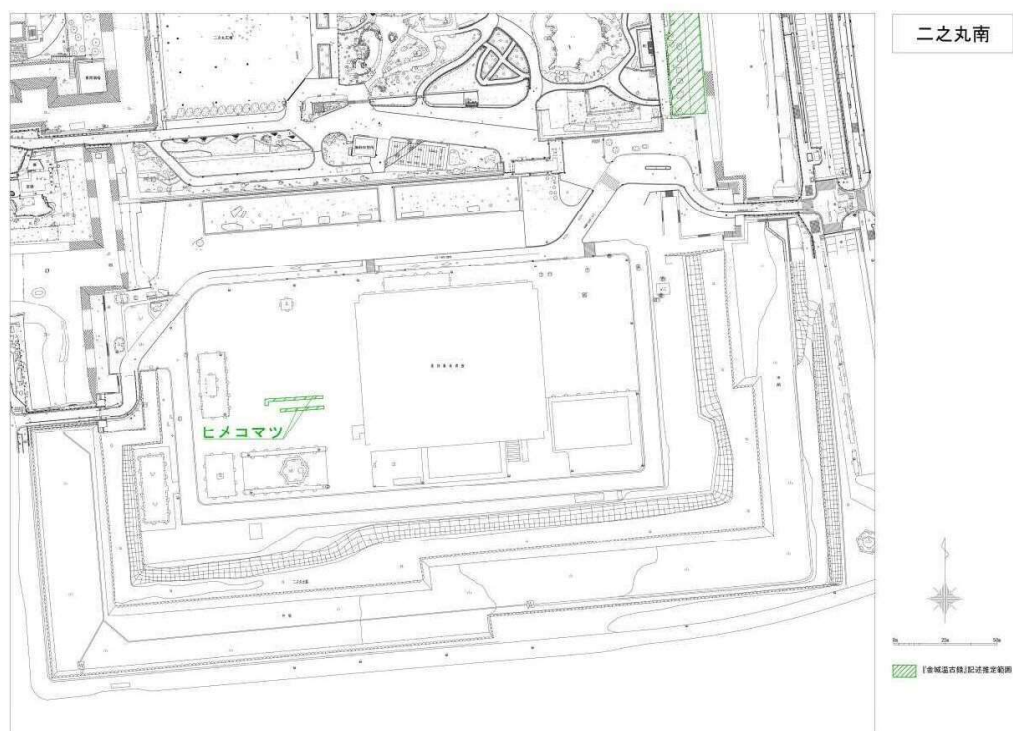
全体図



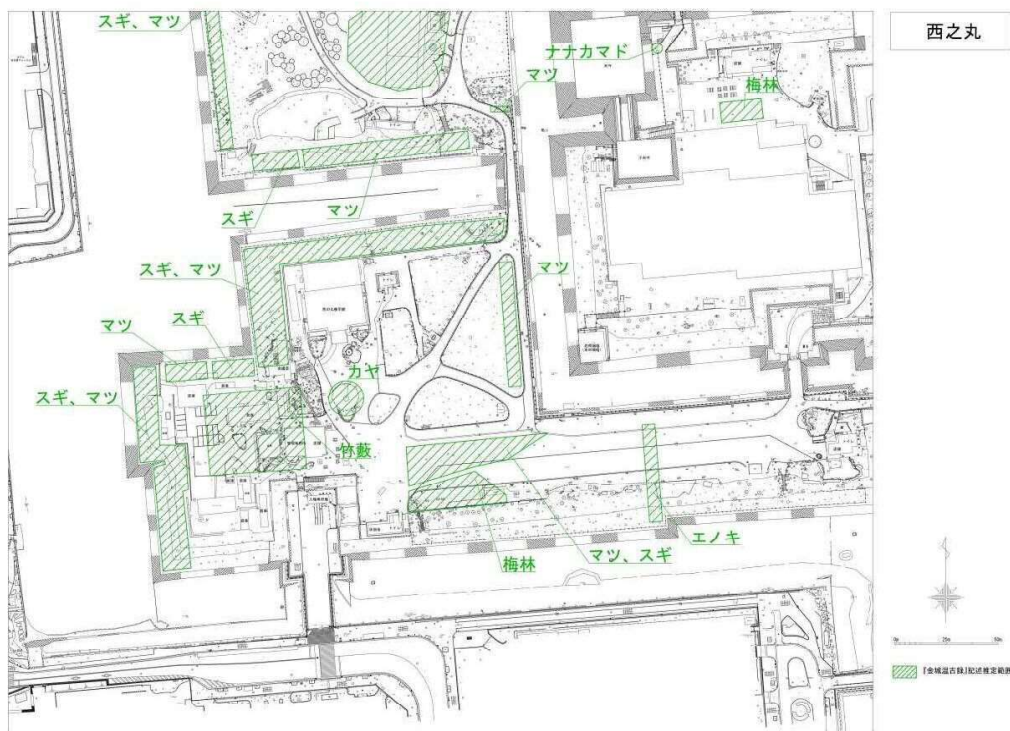
本丸



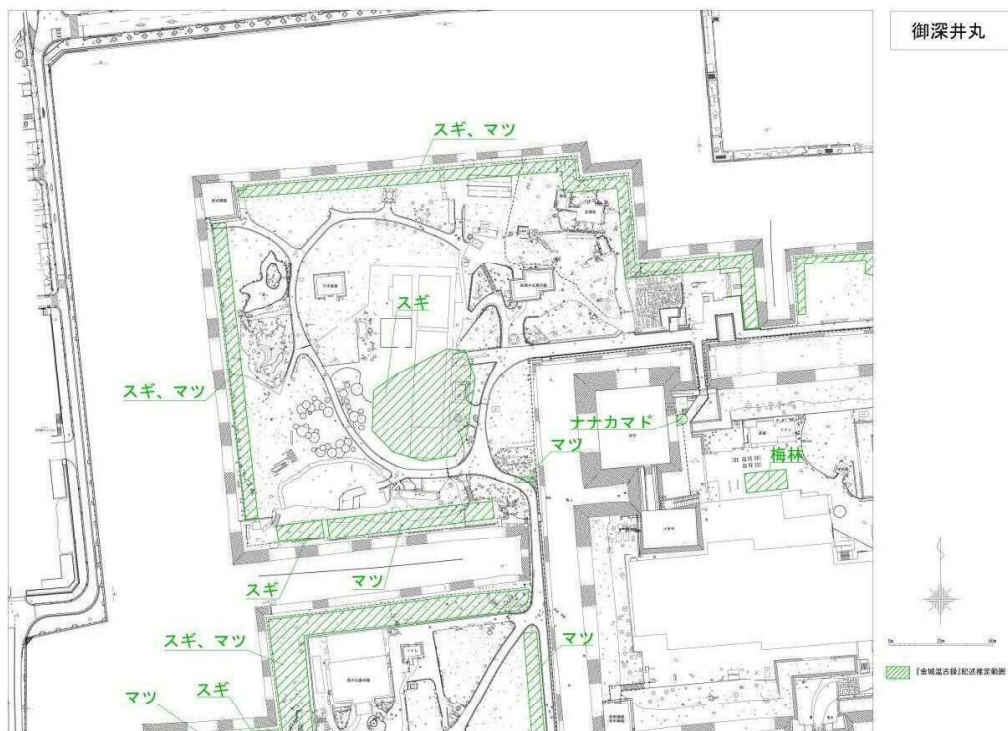
二之丸(北)



二之丸(南)



西之丸



御深井丸

資料-4 引用・参考文献

<調査報告書等>

- ・愛知縣 1931『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九』愛知縣
- ・名古屋ため池生物多様性保全協議会事務局 2009『2009 年度なごやため池生きものの生き生き事業報告書』名古屋ため池生物多様性保全協議会事務局
- ・名古屋ため池生物多様性保全協議会 2011『平成 22 年度生物多様性保全推進支援事業 名古屋ため池生き物いきいき事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2012『平成 23 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2013『平成 24 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2014『平成 25 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・名古屋市 2015『名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2015 植物編』名古屋市
- ・名古屋市 2015『名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2015 動物編』名古屋市
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2015『平成 26 年度なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2016『平成 27 年度なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書 資料編水辺の生きものの部会』

<名古屋城跡関連計画>

- ・名古屋城整備基本構想調査会 1987『名古屋城—21 世紀に向けて—名古屋城整備の基本構想 調査報告書一』名古屋市
- ・名古屋城管理事務所 1989『名古屋城整備基本計画調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城管理事務所 1996『名古屋城整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1998『名古屋城本丸御殿復元整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2006『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』名古屋市
- ・名古屋市 2009『名勝名古屋城二之丸庭園 植栽修復における支障木第一次除伐計画書』名古屋市
- ・名古屋市 2009『名勝二之丸庭園における支障木調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2010『名古屋城本丸御殿展示・観覧等基本計画書』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城管理事務所 2011『名古屋城整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2011『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2011『名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書（観覧・利活用編）』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2012『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2012『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2012『名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書（運営・維持管理編）』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2013『重要文化財 名古屋城旧二之丸東二之門保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市教育委員会文化財保護室 2013 全面改訂『特別史跡名古屋城跡 指定地調書備忘録』名古屋市教育委員会文化財保護室
- ・名古屋市 2013『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2014『名古屋城西之丸樹木調査委託報告書』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2014『名古屋城二之丸大手二之門耐震診断調査委託（その 2）構造体調査・基礎診断報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2015『重要文化財 名古屋城西南隅櫓保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2015『名古屋城南蛮練堀 保存基礎検討調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2016『名古屋城消防計画』名古屋市

<石垣修復工事報告書等>

- ・名古屋市他 1985『特別史跡名古屋城跡 表一之門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1989『特別史跡名古屋城跡 塩蔵門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1992『特別史跡名古屋城跡 東一之跡（西側） 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1994『特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1997『特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側・二之丸東面 石垣保存修理工事報告書』名古屋市

- ・名古屋市 1998『特別史跡名古屋城跡 塩蔵構南面 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2000『特別史跡名古屋城跡 二之丸東二之門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2002『特別史跡名古屋城跡 不明門北東 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2006『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出跡 石垣修復工事発掘調査報告書―元御春屋門地点の調査―』名古屋市

<発掘調査報告書等>

- ・名古屋市教育委員会 1989『名古屋城三之丸遺跡―1・2・3 次調査の概要―』名古屋市教育委員会
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三之丸遺跡Ⅰ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三之丸遺跡Ⅱ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 1991『名古屋城本町御門跡発掘調査概要報告書』名古屋市教育委員会
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 1992『名古屋城三之丸遺跡Ⅲ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 1993『名古屋城三之丸遺跡Ⅳ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 1993『名古屋城三之丸遺跡第4・5 次発掘調査報告書-遺構編・遺物編』名古屋市教育委員会
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 1995『名古屋城三之丸遺跡Ⅴ―旧名古屋営林支局地点の調査―』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 1995『名古屋城三之丸遺跡第6・7 次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会 1997『名古屋城三之丸遺跡第8・9 次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会 1999『名古屋城三之丸遺跡第10 次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会 2000『下水道工事に伴う埋蔵文化財報告書』名古屋市教育委員会
- ・株式会社西日本電信電話名古屋支店 2001『名古屋城三之丸遺跡―平成12 年度 NTT 電話工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』株式会社西日本電信電話名古屋支店
- ・名古屋市教育委員会 2002『愛知県埋蔵文化財情報19』名古屋市教育委員会
- ・東邦ガス株式会社 2002『名古屋城三之丸遺跡―ガス管理設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―』東邦ガス株式会社
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2003『名古屋城三之丸遺跡Ⅵ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市上下水道局水道本部 2004『名古屋城跡巾下門跡発掘調査報告書-西区樋ノ口町地内 400 耗排水管布設工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書-』名古屋市上下水道局水道本部
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2005『名古屋城三之丸遺跡Ⅶ―旧国立名古屋病院地点の調査―』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 2006『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書―元御春屋門地点の調査―』名古屋市教育委員会
- ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2008『名古屋城三之丸遺跡Ⅷ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市 2009『特別史跡名古屋城跡 本丸御殿跡発掘調査報告書―1・2・3・4 次調査―』名古屋市
- ・名古屋市緑政土木局 2011『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(2011)―市道樋ノ口町線整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録―』名古屋市緑政土木局
- ・名古屋市 2015『名古屋城三之丸遺跡 金シャチ横丁事業に伴う発掘調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市教育委員会 2015『本丸御殿跡発掘調査報告書―第9 次調査―』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会、名古屋城総合事務所 2016『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(名古屋城西之丸発掘調査)』名古屋市教育委員会、名古屋城総合事務所
- ・名古屋市教育委員会 2016『名古屋城三之丸遺跡 第12 次発掘調査―調査成果の概要―』名古屋市教育委員会

<参考文献等>

- ・安田・長瀬・松永 2014『名古屋城外堀に生息するヒメボタル *Luciola parvula* の発光数の記録』
- ・水谷盛光 1972『名古屋城叢書4 実説 名古屋城青松葉事件』名古屋城振興協会
- ・水谷盛光 1979『名古屋城叢書6 史話 名古屋城と城下町』名古屋城振興協会
- ・岡本柳英 1980『名古屋城叢書7 秘境 名古屋城御土居下物語』名古屋城振興協会
- ・岡本柳英ら 1980『名古屋城叢書3 名勝史蹟 名古屋城の庭園』名古屋城振興協会
- ・服部鉦太郎 1981『名古屋城叢書2 特別史蹟 名古屋城年誌』名古屋城振興協会
- ・服部鉦太郎 1982『名古屋城叢書8 巷説 名古屋城綺伝』名古屋城振興協会
- ・内藤昌・渡辺勝彦・他 1985『日本名城集成 名古屋城』小学館
- ・服部鉦太郎 1987『名古屋城叢書9 史伝 名古屋城旧聞録』名古屋城振興協会
- ・山田秋衛 1993『名古屋城叢書1 特別史蹟 名古屋城』名古屋城振興協会
- ・城戸久 1994『名古屋城叢書5 特別史蹟重要文化財 名古屋城雑記』名古屋城振興協会
- ・服部鉦太郎 1995『名古屋城叢書10 特別史蹟 名古屋城いまむかし』名古屋城振興協会
- ・林昌利 2000『続・名古屋城叢書3 名古屋城の自然・昆虫編』名古屋城振興協会
- ・林昌利 2001『続・名古屋城叢書4 名古屋城の自然・樹木と薬草編』名古屋城振興協会
- ・林昌利 2002『続・名古屋城叢書5 名古屋城の自然・野鳥編』名古屋城振興協会
- ・名古屋城特別展開催委員会 2008『名古屋城特別展 失われた国宝名古屋城本丸御殿―創建・戦火・そして復

元』名古屋城特別展開催委員会

- ・名古屋城総合事務所 2013『本丸御殿の至宝 重要文化財 名古屋城障壁画』名古屋城本丸御殿 PR イベント
実行委員会
- ・名古屋城総合事務所 2013『名古屋城特別展 巨大城郭 名古屋城』名古屋城特別展開催委員会
- ・名古屋城総合事務所 2014『名古屋城特別展 天下人への道―信長、秀吉、家康の合戦―』名古屋城特別展開
催委員会

資料-5 用語の解説

－ ア行 －

■遺構（イコウ）

現存している古い時代の建物や土木構造物など、および発掘調査で出土した、それらの跡。

■馬出（ウマダシ）

城門からの人馬の出撃を敵から隠したり援護したりする目的で、城門前の堀の外側に築いた小区画。

■営倉（エイソウ）

近代の陸軍の兵営内にあって、懲罰のために兵士を拘置した施設。陸軍懲罰令では重営倉と軽営倉との別があった。

－ カ行 －

■外観復元建造物

（ガイカンフクゲンケンゾウブツ）

復元建造物のうち、本来と異なる構造や材料等を用いて外観だけを復元した建造物。名古屋城では、天守閣や正門。

■唐破風（カラハフ）

円く上方に反り上げた曲線状の破風。古くから社寺建築や邸宅に用いられ、天守や櫓の装飾としても設けられる。

■搦手（カラメテ）

城の裏側からの入り口や道筋。

■曲輪（クルワ）

城を構成する区画で、石垣や土塁や堀などで囲われる。

■広域避難場所（コウイキヒナンバシヨ）

主として地震による火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面

積を有する公園、緑地等。

■公儀普請（コウギブシン）

江戸時代に將軍の命令で大名らに課して行われた普請（土木工事）。江戸城、名古屋城、大坂城などの城郭築造で実施された。天下普請ともいう。

■工作物（コウサクブツ）

建築に準じる屋外の構造物で、人が内部に居住しないものをいうが、定義は様でない。

■高麗門（コウライモン）

城門の一種。門扉の両側の鏡柱と背後の控柱で構成され、それらの上に小さな屋根をコの字形に架ける。櫓門と共に枳形門を構成する。

■刻印（コクイン）

石垣の石材に彫られた記号。普請時に石材の所有者や担当者を示すためのもの。

■虎口（コグチ）

城や曲輪の出入り口で、城門を設ける。

■国宝（旧国宝）（コクホウ）

昭和 25 年（1950）制定の文化財保護法により重要文化財に指定された建造物や美術工芸品などの有形文化財のうちくに価値の高いものを指定。昭和 4 年（1929）制定の国宝保存法（廃止）によって定められた国宝は、混同を防ぐために旧国宝と通称される。

■国宝保存法（コクホウホゾンホウ）

日本の文化財保護に関する廃止された法律。昭和 4 年（1929）3 月 28 日制定。古社寺保存法（こしゃじほぞんほう、明治 30 年 6 月 10 日法律第 49 号）を引き継いで制定され、昭和 25 年（1950）8

月 29 日、文化財保護法施行に伴い廃止された。

■御三家（ゴサンケ）

江戸時代、尾張の徳川家(尾州家)、紀伊の徳川家(紀州家)、常陸の徳川家(水戸家)の総称。

－ サ行 －

■作事（サクジ）

石垣・土塁・堀などの土木工事である普請に対して、天守・櫓・城門・家屋などの建築工事をいう。

■算木積（サンギツミ）

長辺が短辺の 1.5 倍から 3 倍ある細長い直方体の石を、長辺と短辺が互い違いになるように石垣の隅部に積み上げていく方法。

■史跡（シセキ）

歴史上、重大な事件や各種の施設の跡。

■漆喰（シックイ）

消石灰に布海苔（ふのり）を加え、これに麻苳（あさすさ）あるいは和紙などを配合して水で練ったもの。

■重要文化財（ジュウヨウブンカザイ）

昭和 25 年（1950）制定の文化財保護法によって指定された有形文化財。建造物・美術工芸品・典籍・考古資料など。

■荘園（ショウエン）

平安時代より室町時代にかけての貴族・寺社の私的な領有地。

■城郭（ジョウカク）

城や砦。外敵の侵攻から守るために築かれた防御施設。江戸時代には幕府が城と認めたものに限られるが、今日では陣屋や台場などを含めることがある。

■数寄屋造（スキヤヅクリ）

書院造に茶室の意匠を加えた風流な住宅建築様式。古くは茶室を数寄屋といった。

■造成（ゾウセイ）

作りあげること。

■層塔型（ソウトウガタ）

天守の形式の一つで、各重を寺院の層塔（三重塔や五重塔など）のように遞減させながら積み上げたような形式。それに対して、大きな入母屋造の屋根上に小さな上重を載せた形式を望楼型という。

－ タ行 －

■拓本（タクホン）

木や石、または石碑や器物に刻まれた文字・文様を墨粉やカーボン紙によって紙に写しとったもの。

■多間（タモン）

石垣や土塁の上につくられた細長い櫓。多間櫓・長屋櫓・渡り櫓・走り櫓ともいう。多間は長屋のことで、共同住宅も多門という。本計画では「多間」としており近世ではそのように書かれるが、正しくは「多門」である。

■梯郭式（テイカクシキ）

本丸の二方や三方を囲む曲輪の配置形式。本丸が中心ではなく偏った位置になる。

■帝冠様式（テイカンヨウシキ）

近代洋風建築に、日本建築の屋根をもつ最上階を被せた建築様式。昭和初期に現れたもので、愛知県庁舎がその代表例。これを軍国主義建築と評価するのは誤り。

■天守（テンシュ）

近世城郭の中心となる高層建築。名古屋城では、慶長 17 年（1612）に創建され、昭和 20 年の戦災で焼失した天守をいう。

■天守閣（テンシュカク）

近代になって生まれた、天守に対する俗称。名古屋城では、昭和 34 年（1959）に再建された現在の天守閣をいう。

■天然記念物（テンネンキネンブツ）

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

■登録有形文化財

（トウロクユウケイブンカザイ）

有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼び、このうち、国が登録する登録有形文化財（建造物など）をいう。

■特別史跡（トクベツシセキ）

文化財保護法で指定した史跡のうち、特に歴史上、学術上の価値の高いものとして文部科学大臣が指定した史跡。

■外様大名（トザマダイミョウ）

江戸幕府で、徳川氏の家門またはその本来の家臣ではなく、主として関ヶ原の戦後に臣従した諸大名。

■都市公園（トシコウエン）

都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

■土塀（ドベイ）

木造の骨組みに土塗りの壁を設けた塀。城郭では、これに狭間や石落を設ける。骨組みがなく、粘土塊を積み上げた土塀や瓦・小石を粘土で固めた土塀もあるが、城郭では少数派である。

■土塁（ドルイ）

土を盛り上げて築いた堤防状の高まり。曲輪の縁辺部などに築かれる。石垣に対して、土でできた斜面状の城壁は土居（ドイ）や土手というが、それらも合わせて土塁ということもある。

－ ナ行 －

■那古野城（ナゴヤ・ナゴノジョウ）

大永年間（1521～1528）に現在の二之丸付近に、今川氏親が築いたとされている城。

■縄張（ナワバリ）

曲輪の配置を中心とした城の平面構造のこと。築城に際して、縄を張りめぐらしたことから縄張とよばれたという。

■練堀（ネリベイ）

木造の骨組みをもたない土堀。粘土に古瓦や小石などを混ぜて築く。名古屋城では二の丸の北面に設けられた。狭間を開きにくいので、城郭にはあまり使われなかった。

－ 八行 －

■廃藩置県（ハイハンチケン）

明治 4 年（1871）7 月、政府が旧来の藩制を廃して全国に郡県制度をしき、中央集権をはかった施策。

■版籍奉還（ハンセキホウカン）

明治 2 年（1869）全国の各藩主が旧来領有していた土地と人民とを朝廷に返還したこと。わが国封建政治を終結し中央集権を促すための大変革で、廃藩置県の前提。

■藩主（ハンシュ）

江戸時代、藩の領主。大名。藩侯。

■平城（ヒラジロ）

近世城郭の築城形式の一種。高低差のほとんどない平野の中に築かれた城。

■復元建造物（フクゲンケンゾウブツ）

史跡において、旧来の工法、材料等を用いて史実に基づき忠実に復元した建造物。
名古屋城跡では、本丸御殿及び不明門等を指す。

■武家屋敷（ブケヤシキ）

武家は大名・旗本をさす語なので、本来は江戸城周囲に設けられた大名屋敷をいう。城下町に居住した大名の家臣の屋敷は侍屋敷と呼ばれたが、近代になってそれらも武家屋敷と誤って呼ぶようになった。

－ マ行 －

■埋蔵文化財（マイゾウブンカザイ）

土中に埋蔵されている古い時代の建築跡や遺物など。

■枳形（マスガタ）

城門の前や後ろにつくられる四角形の広場。周囲を石垣・土堀・多門櫓などで囲い、侵入する敵に射撃を加える。米を計量した枳（升・枳）の形になぞらえた名称。

■枳形門（マスガタモン）

枳形の外側に高麗門、内側に櫓門を設けて、二重構えの城門としたもの。

■未告示（ミコクジ）

国家や地方公共団体などが、ある事項を公式に広く一般に知らせることを告示という。それがまだされていないこと。
本計画では特別史跡指定範囲として告示されていない箇所を指す。

■未指定（ミシテイ）

指定されていないこと。本計画では特別史跡指定範囲に指定されていないことを

指す。

■名勝（メイショウ）

景色のすぐれた地。勝地。

文化財保護法第2条第4項において「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの」と定義された文化財（記念物）のうち、同法第109条に基づき文部科学大臣が「重要なもの」として指定したもの。

－ ヤ行 －

■櫓（ヤグラ）

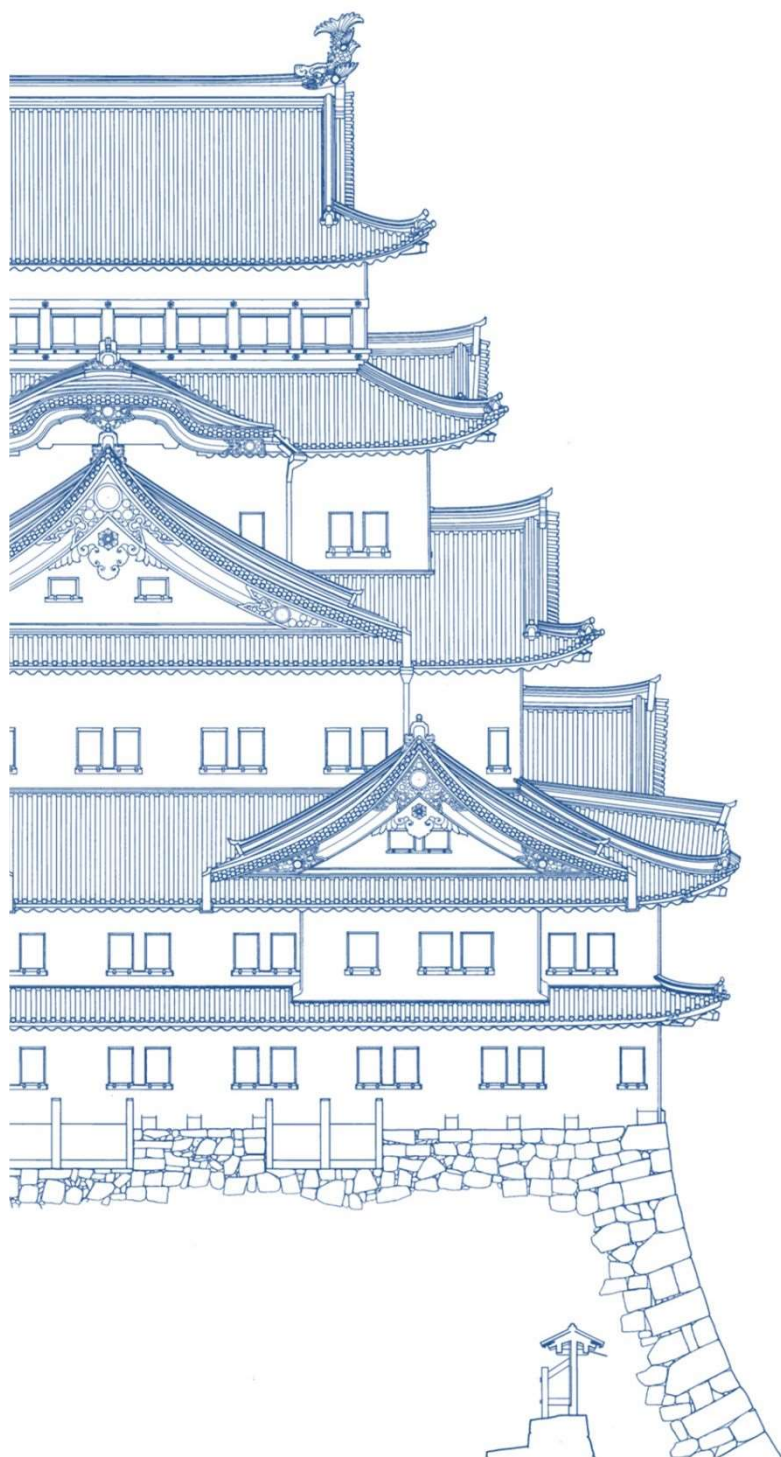
四方を展望するために設けた高楼。城郭建築では、敵情視察または射撃のために城門・城壁などの上に設けた。

■櫓門（ヤグラモン）

階下を城門とし、その上に渡り櫓を設けたもの。

特別史跡

名古屋城跡保存活用計画（案）概要版

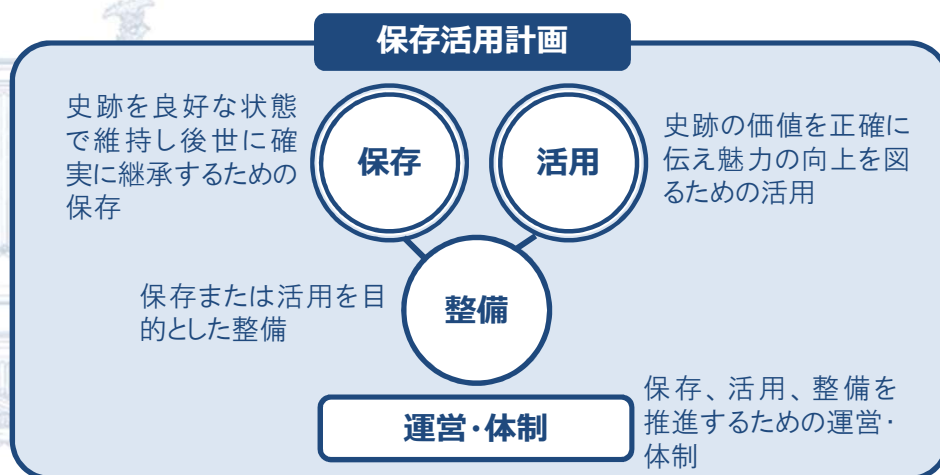


名古屋市

■ 計画策定の目的

名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年(1932年)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともにより一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

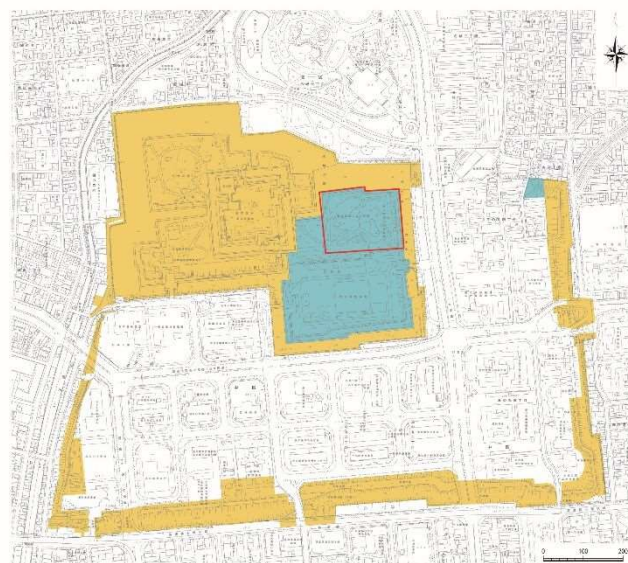


■ 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分がある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内(いずれも財務省所管用地)については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会(平成13年には他の審議会と整理・統合され文化審議会となる。)から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。



■ 特別史跡指定範囲 ■ 特別史跡未告示区域 ■ 名勝指定範囲

図 特別史跡指定範囲

■名古屋城の歴史

○近世(藩政期:慶長5年(1600)～明治5年(1872))

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は九男である義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、慶長15年(1610)諸大名20名を動員した公儀(こうぎ)普請により築城が開始された。

城の地割である縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枡形門を駆使して防衛を強固なものとした。石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当した。作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、慶長17年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成、元和元年(1615)には後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿が築かれ、その北側には寛永5年(1631)頃に二之丸庭園が築かれた。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

また、城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越(きよすぎし)」が行われ、現代までつく名古屋の都市形成の起点となった。

○近代(陸軍期:明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治維新により明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となった。本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。

こうした中、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門(えのきだもん)の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

○近代(離宮期:明治26年(1893)～昭和5年(1930))

名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸(おふけまる)も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

○近代(市営期:昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史蹟 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

このように名古屋城は文化財としての価値を認められるも、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

○現代(市営期:昭和20年(1945)～)

戦後の昭和25年(1950)文化財保護法施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門が重要文化財に指定された。旧本丸御殿障壁画は昭和25年と昭和30年(1955)、昭和31年(1956)に重要文化財指定を受けた。また、昭和50年(1975)には二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門が重要文化財指定を受けている。

史跡指定地は昭和27年(1952)に特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。翌年の昭和28年(1953)には二之丸庭園北御庭の一部と前庭が名勝に指定され「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和52年(1977)には二之丸内と三之丸北東の土塁が文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。また、平成30年(2018)には二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

昭和34年(1959)市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。また、平成21年(2009)1月には本丸御殿の復元整備に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

■名古屋城の縄張

名古屋城は平地に築かれた平城であり、城の北側と西側には低地が広がり、城の立つ台地との比高は10mを超える。四方を空堀で囲まれた本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式であり、各曲輪とも方形で直線状と単純である。西之丸西側と御深井丸・二之丸の北側の二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁で囲まれている。また、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。

本丸の南と東には馬出が設けられ、これらと本丸を囲む二之丸・西之丸・御深井丸は堀で仕切られ独立しており、各間は全て本丸内堀に接して築かれた幅の狭い土橋で連結されていた。これにより土橋を渡ろうとする敵を本丸内から攻撃することができ、いずれかの曲輪が落ちたとしても各曲輪は独立しているため、他の曲輪へ侵攻しにくくなる。さらに重要な虎口は二重の門で構成された枡形が設けられていた。

このように名古屋城の縄張は、曲輪が方形で直線状と単純なものであるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

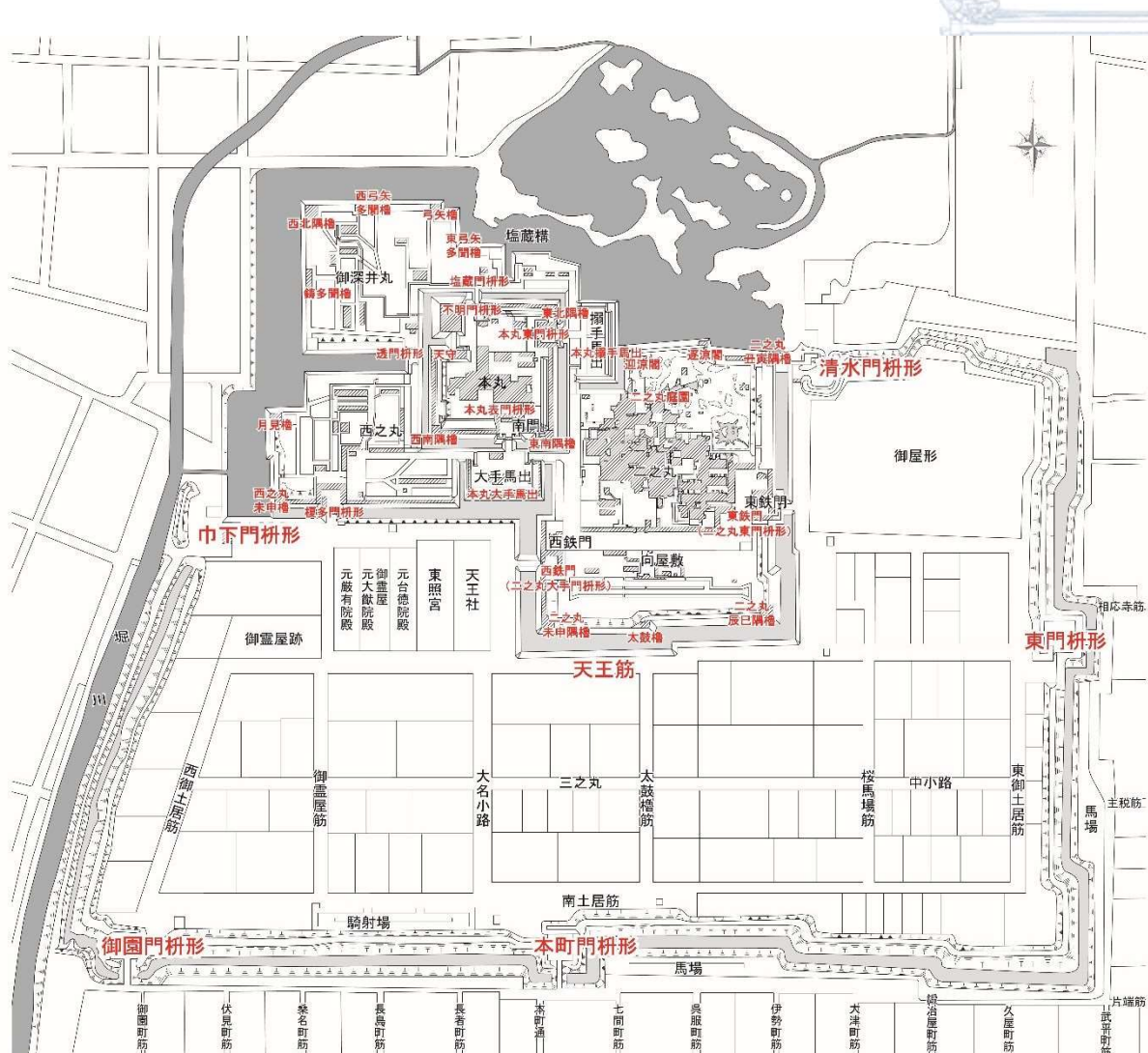


図 名古屋城全体図

■ 特別史跡名古屋城跡の本質的価値

○ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は近世城郭完成期の築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○ 現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○ 現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

- 公儀普請によって築城された城郭
- 近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭
- 徳川家康の意志を強く反映する城跡
- 徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

- 現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡
- 現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡
- 管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡
- 近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

- 現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

図 本質的価値イメージ図

■ 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡の「(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素」については、「近世に形成された諸要素」と「補完する諸要素」に分類する。「(Ⅱ)本質的価値の理解を促進させる諸要素」「(Ⅲ)歴史的経緯を示す諸要素」は近代以降に形成された諸要素とし、その他は「(Ⅳ)その他の諸要素」と位置づける。

また、城下町など周辺地域を構成する諸要素を、「(Ⅴ)名古屋城に関連する諸要素」と位置づける。

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素

(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素

近世に形成された諸要素

補完する諸要素

(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素

(Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素

(Ⅳ) その他の諸要素

(Ⅴ) 名古屋城に関連する諸要素

図 構成要素の分類

■地区区分の設定

特別史跡名古屋城跡は、一部の堀や虎口など失われた部分はあるが、往時の縄張を比較的良好にそのまま残している。武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内(特別史跡指定地外)は官庁街となっているが、基盤目状の町割は現在もその形状を残している。

既往の整備計画などでは、往時の縄張を形成していた各曲輪で、歴史的経緯に基づいた保存、活用、整備方針などを定めているため、本計画においても各曲輪において地区区分を行うものとした。

現在は西之丸と一体空間となっているが、かつて西之丸と堀を隔てていた大手馬出跡は、本丸の一部であったため本丸に含めるものとした。

二之丸内については有料区域と無料区域(愛知県体育館所在地)があり、管理区分、保存管理状況も異なるため、2つに区分するものとした(二之丸(北)・二之丸(南))。



図 地区区分

■各地区における諸要素の概要

(1)本丸



天守（昭和初期）



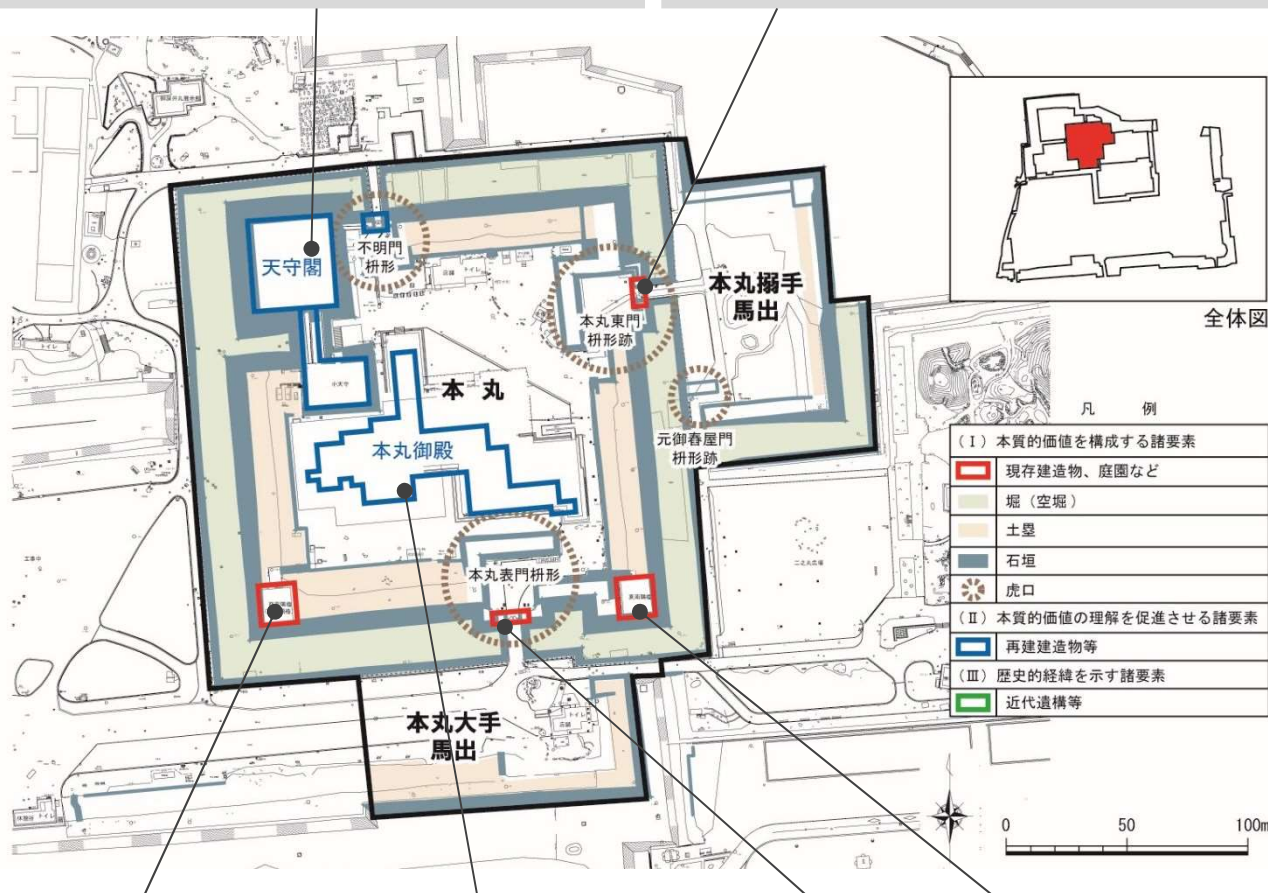
天守閣（現在）



旧二之丸東二之門（明治前期）
「歩兵第六連隊絵葉書」 個人所蔵



旧二之丸東二之門
（現在）



西南隅櫓（昭和初期）



本丸御殿（玄関・車寄外観）
（昭和初期）



本丸表二之門（昭和初期）



東南隅櫓（昭和初期）



西南隅櫓（現在）



本丸御殿（玄関・車寄外観）
（現在）

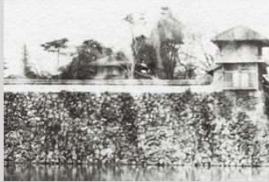
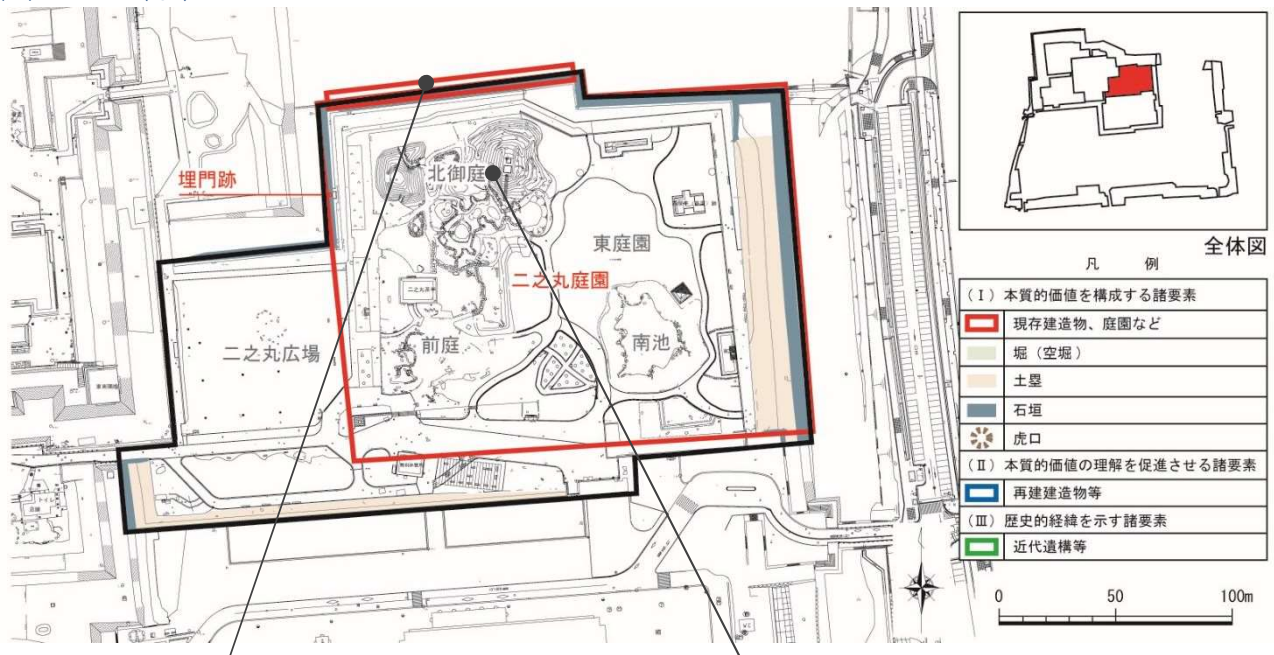


本丸表二之門（現在）



東南隅櫓（現在）

(2)二之丸(北)



南蛮練堀(幕末)
『1144 迎涼閣之図』(部分)
徳川林政史研究所所蔵



南蛮練堀
(現在)

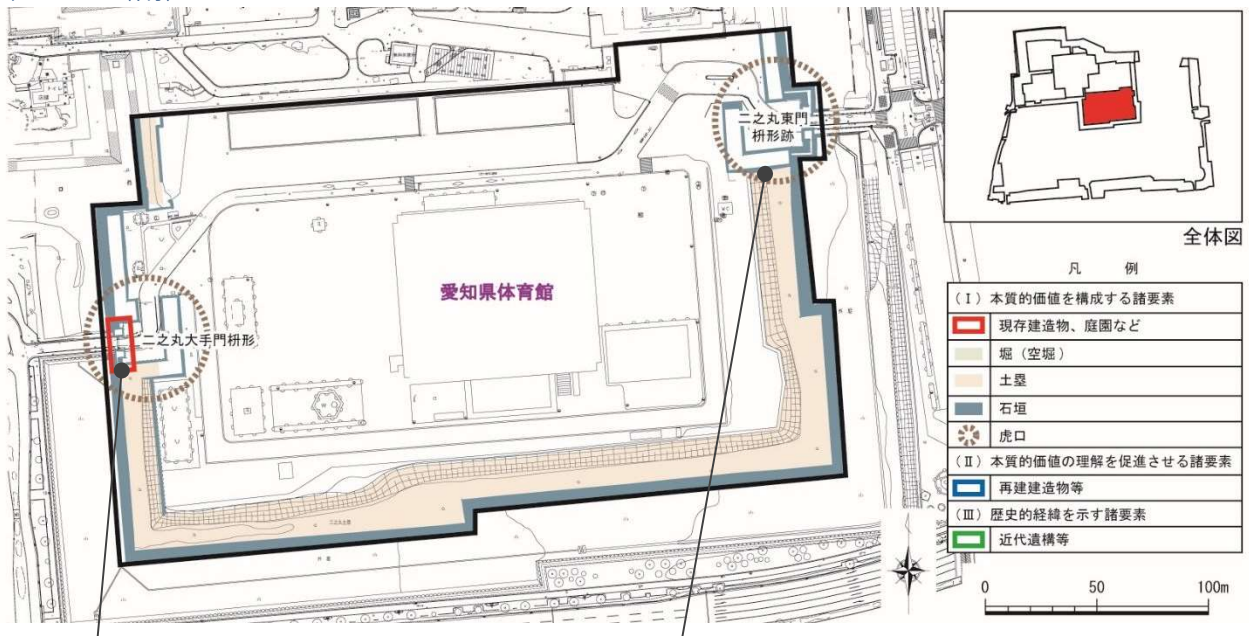


二之丸庭園(北御庭)(昭和初期)
引用: 重森三玲、1939年、
『日本庭園史図鑑 第5巻』、有光社



二之丸庭園(北御庭)
(現在)

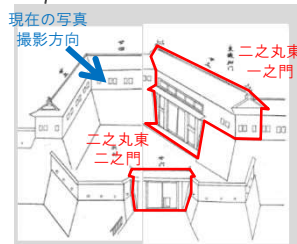
(3)二之丸(南)



二之丸大手二之門(大正期)
引用: 第六史編集委員会、1968年、
『歩兵第六聯隊歴史』、歩六史刊行会

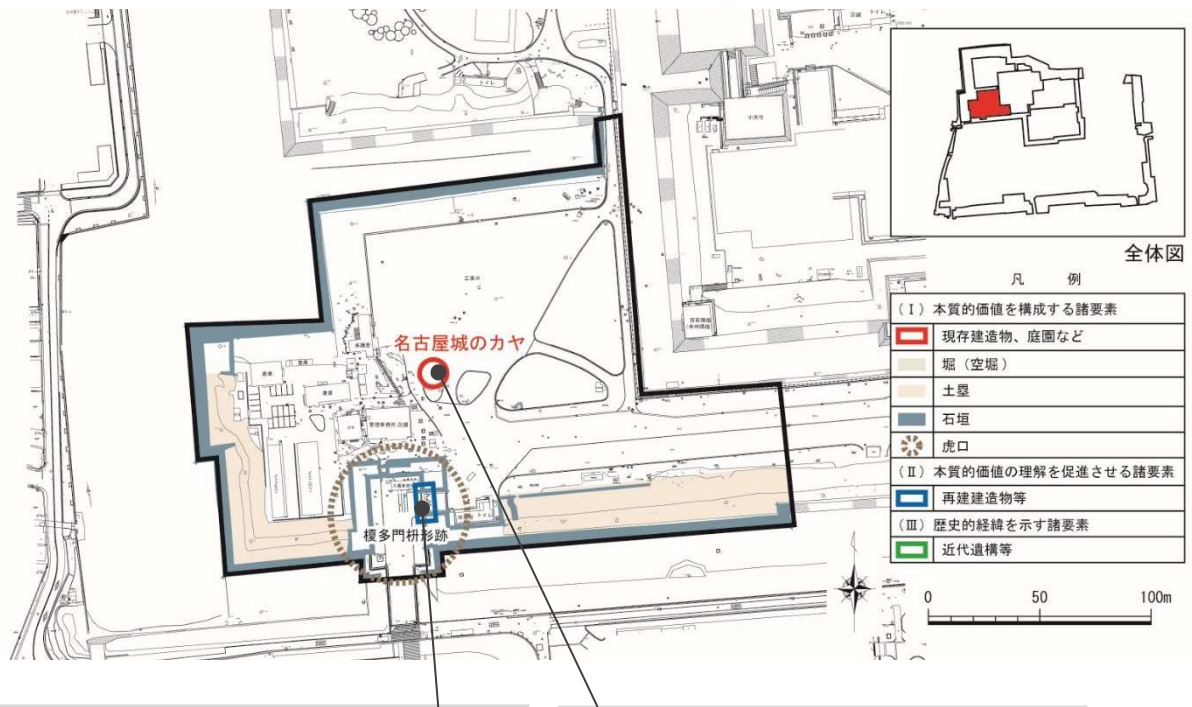


二之丸大手二之門
(現在)



虎口(二之丸東門枳形跡)
(現在)

(4)西之丸



正門（榎多門）
（昭和初期）



正門（榎多門）
（現在）

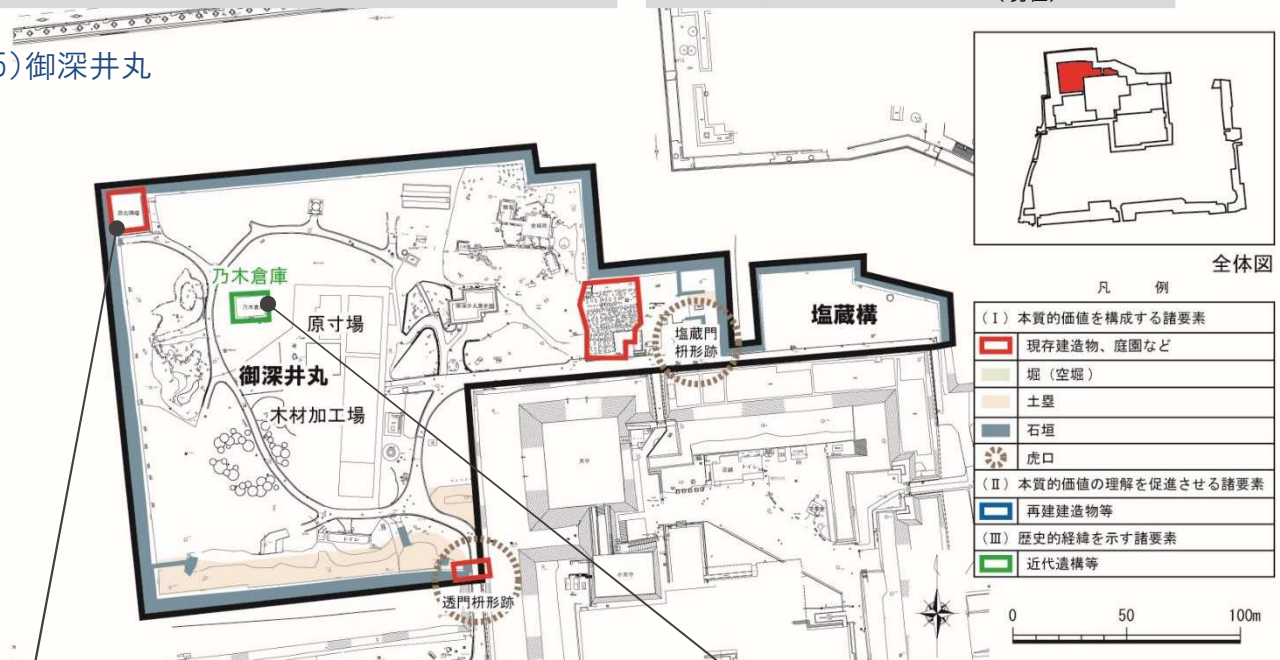


名古屋城のカヤ
（昭和初期）



名古屋城のカヤ
（現在）

(5)御深井丸



西北隅櫓（昭和初期）



西北隅櫓（現在）

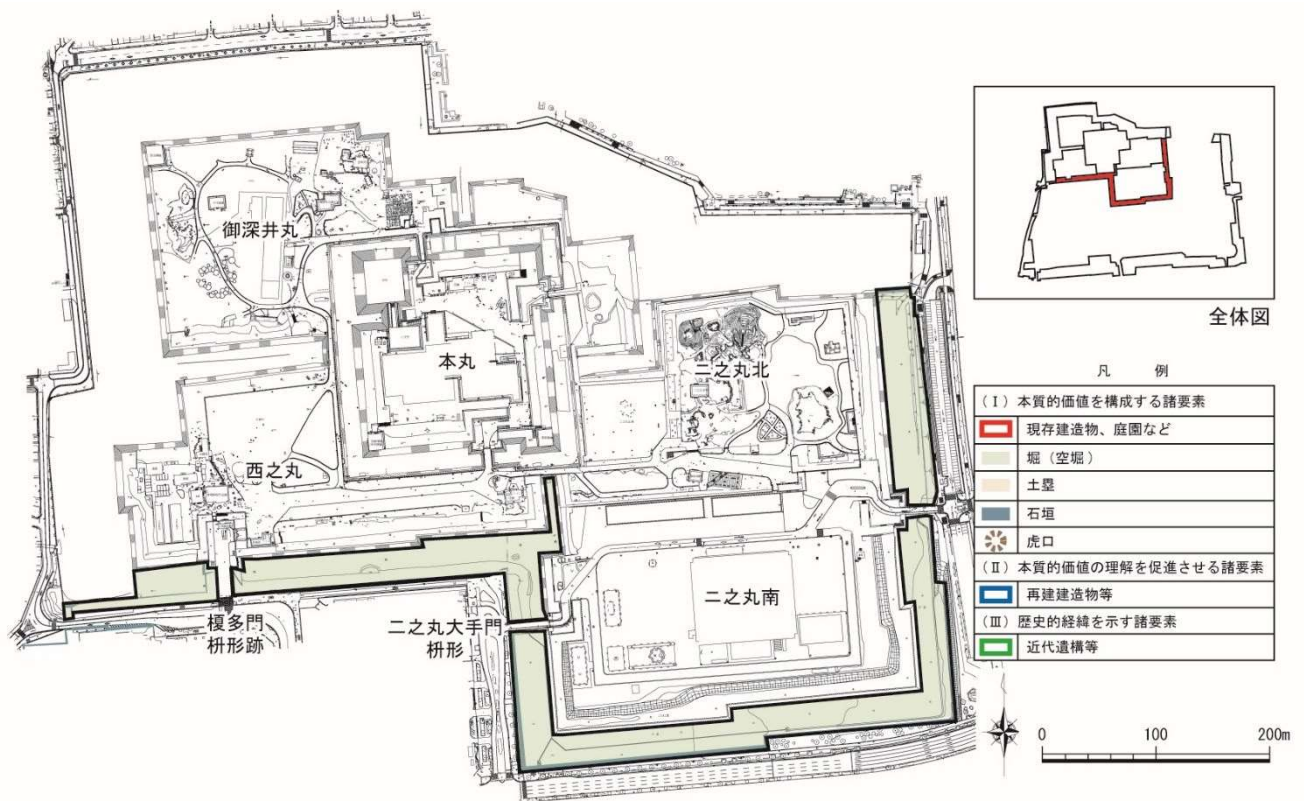


写真 乃木倉庫（昭和初期）

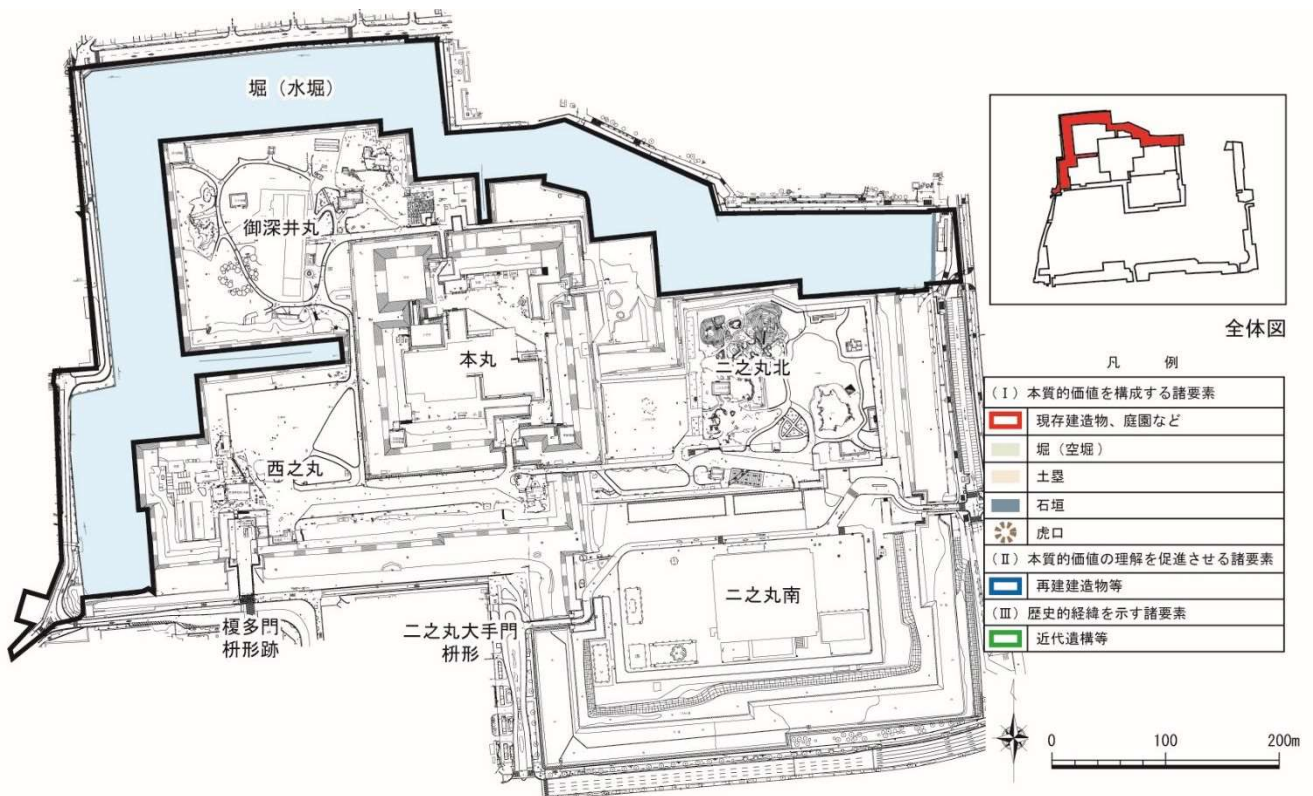


乃木倉庫（現在）

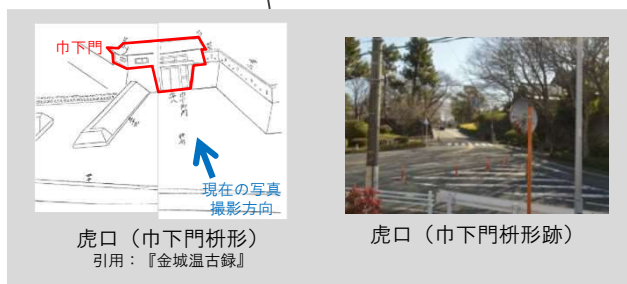
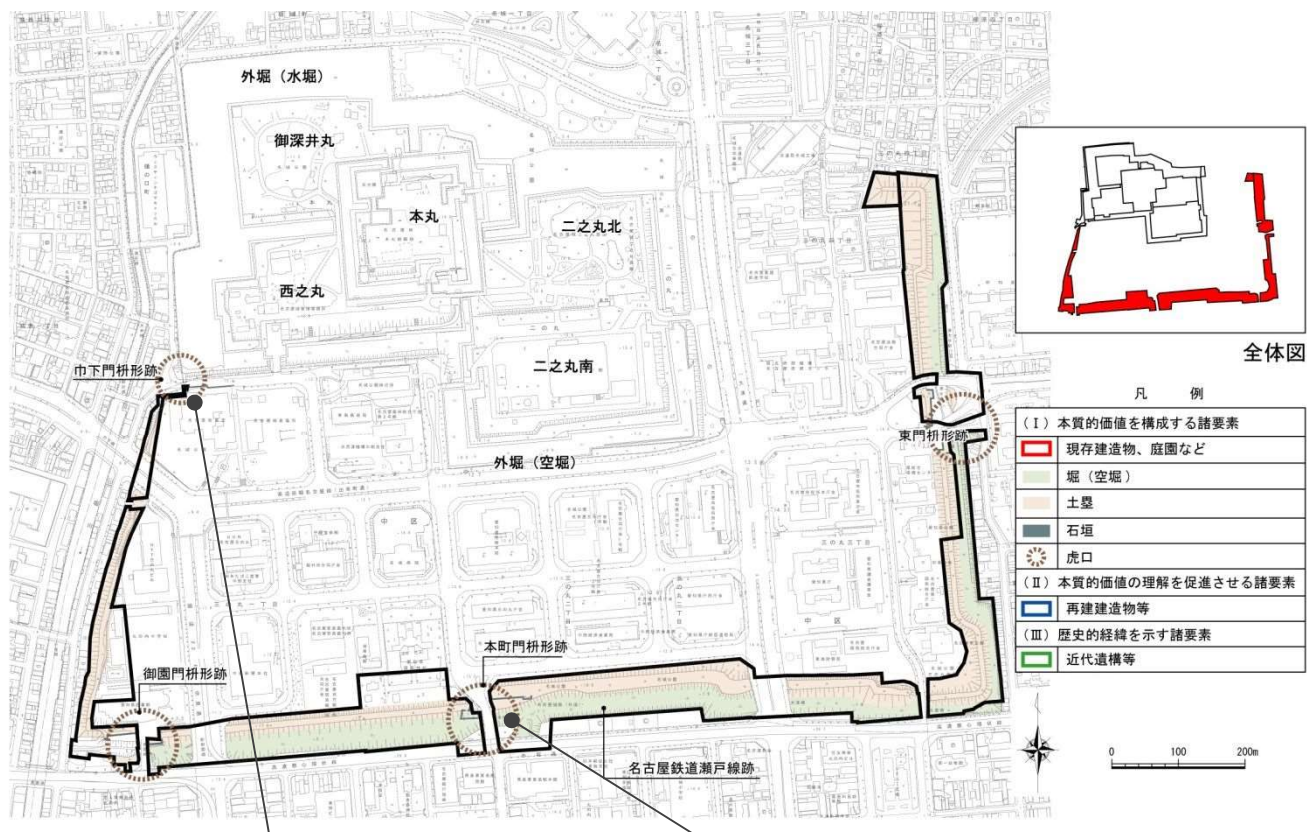
(6)外堀(空堀)



(7)外堀(水堀)



(8)三之丸外堀



(9)その他(旧本丸御殿障壁画、金具類、史資料 等)



■ 特別史跡名古屋城跡の目標

特別史跡名古屋城跡は、近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築城された名古屋城の姿を現代に伝えている。陸軍期、離宮期など管理者が代わるなかでも、各時代に応じた保存がされてきたことにより、現存する遺構から往時の姿を見ることができる歴史的価値の高い城跡である。また、それら遺構や現存する豊富な史資料等によって、近世における改修・改変まで詳細に知ることができ、築城にあたって行われた清須越によって現在の名古屋の都市形成のはじまりとなった城郭である。

また、大天守の延床面積は史上最大を誇り、本丸御殿は近世城郭御殿の最高傑作と言われており、史跡指定説明文では近世城郭の代表的なものとされている。

このように特別史跡名古屋城跡は、さまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えていることから、保存・活用によりその価値と魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す。

**近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の
価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、
世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す**

■ 基本方針

特別史跡名古屋城跡の目標を実現するために、本計画における基本方針を以下に定める。

保存

**名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。**

活用

**往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。**

整備

**本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。**

調査 研究

**調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、
名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。**

運営 体制

**特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。**

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

○ 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う

本計画で定める現存遺構等をはじめとした特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

○ 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観の向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

○ 本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく各地区の特性を踏まえた保存・活用事業を円滑に進める。

○ 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城を中心とした景観形成により、名古屋城のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

○ 特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する

特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定に向けた取組みを推進する。

○ 特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

特別史跡指定地内の保存を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

**往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。****○適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える**

- ・かつての名古屋城の広大な全体像を伝えられるよう、有料区域の範囲設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・往時の名古屋城の姿を現在に伝える現存遺構の公開を積極的に行うために、適切な維持管理による石垣・土塁・堀等への眺望確保・顕在化、建造物遺構等の内部公開期間の拡大や観覧環境の充実を図る。
- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備の可能性を検討する。

○展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

- ・展示施設では名古屋城の歴史や価値を伝えるため、様々な展示手法を用いて展示内容を充実させる。
- ・説明板については、広大な名古屋城の全体像を伝えるため特別史跡全体を表示した説明板を設置するとともに、かつての遺構等の存在や形態を伝えるために失われた遺構等への説明板の設置と解説内容の充実を図る。
- ・城内の諸施設は遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で主要なものの移動円滑化を図るとともに、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等にする。

○企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る

- ・来場者の遺構への理解をより深められるよう整備現場見学会における体験型の企画や、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。
- ・名古屋城の魅力を向上し新たな入場者の誘致を図るため、多岐の分野にわたる様々なイベントを継続するとともに、新たな分野のイベントの開催を検討する。

○情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城の普及・周知を図る

- ・名古屋城の価値と魅力の普及・周知を図るために、本質的価値等の名古屋城の特徴や調査研究成果、観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させた情報発信を行う。
- ・広域的な地域・幅広い世代への名古屋城の普及・周知を図るために、多様な手法や媒体を活用した情報発信方法を検討する。

○周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

- ・名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えるために、「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化するとともに、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的関連の深い歴史資産との連携を図る。

本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。

◆ 名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う

○ 現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する

- ・本計画で定める保存管理方法に基づき、石垣・堀・土塁・庭園や建造物などの本質的価値を構成する諸要素及び再建建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

○ 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

- ・本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

◆ 名古屋城の歴史的価値や魅力をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う

○ 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる

- ・失われた石垣・土塁・堀建造物等については、来場者が往時の名古屋城の姿を実感し理解を深めることができるような整備を行う。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、発掘調査や史資料調査等を行い、復元整備等を検討する。
- ・『金城温古録』等の史資料があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。

○ 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える

- ・整備中の展示収蔵施設も含めた今後の展示施設等のあり方について検討を行う。
- ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板はわかりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。

○ 便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、快適性と安全性を踏まえた観覧環境を整える

- ・便益・休憩・管理施設は必要最低限の設置とし、特別史跡の保存・活用の観点及び観光地としての魅力向上の観点、また日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う。
- ・来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
- ・来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねているものは、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

○名古屋城総合事務所の調査研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城の調査研究を進める

発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進め、その調査研究成果を広く情報発信するために、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する。

また、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり計画的・継続的に調査研究が進められるよう努める。

○管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を円滑に進める

特別史跡指定地全体を一体的に保存・活用していくために、植栽等の維持管理状態など管理区域による差が生じないよう、管理主体間での定期的な協議を行うなど相互の連携を強化する。

また、文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であることから、保存・活用を円滑に進められるよう各分野の庁内関係部署と積極的に情報共有し連携を強化する。

○有識者で構成する検討会議を継続し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に進める

特別史跡名古屋城跡の保存・活用を適切に行っていくために、有識者で構成する全体整備検討会議を今後も継続して開催し、建造物・石垣・庭園・天守閣等について専門的見地から指導・助言を受けながら保存・活用の検討を進める。

○多様な主体と協働し、特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げる

多岐に渡る特別史跡名古屋城跡の保存・活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等の多様な主体の力を活用する。また、名古屋城を身近なものとして市民等が愛着を持つことで後世への継承につなげられるよう、多様な主体と協働しながら特別史跡名古屋城跡の保存・活用を行う。

○防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める

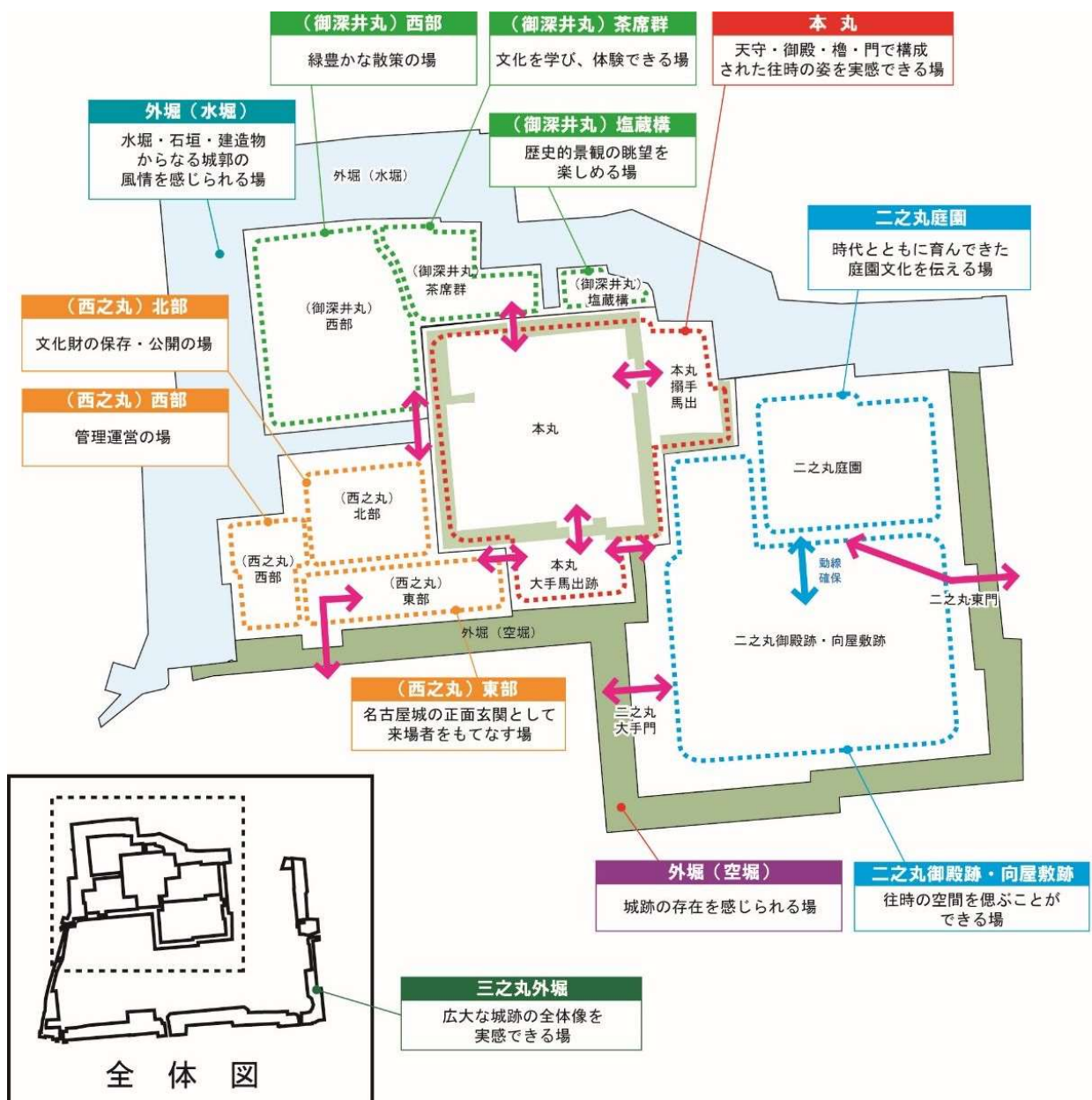
防災体制については、既定の『名古屋城消防計画』に基づき、災害時の自衛消防組織の編成を継続するとともに、より実践的な防災対策の実施に見合う体制を検討する。

防犯体制については、今後有料区域の警備体制を継続するとともに、無料区域の警備体制については強化を図りつつ、重要文化財である二之丸大手二之門の警備体制等の見直しを検討し、特別史跡指定地全体として文化財保護や来場者の安全確保に努める。

○さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

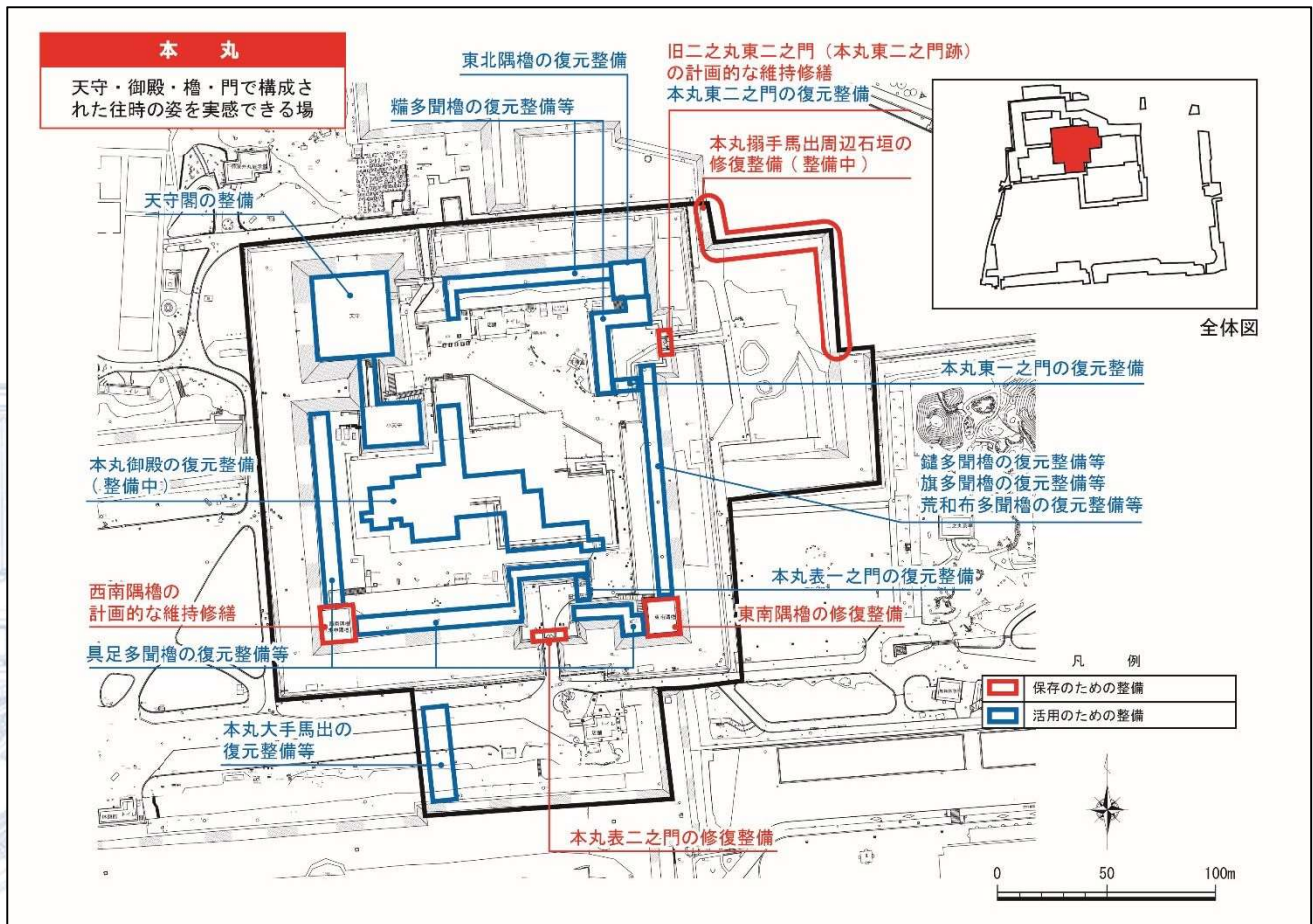
運営・体制の効率化と名古屋城のより一層の魅力の向上を図るために、民間活力をさらに導入することが効果的と考えられる。今後、様々な民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、特別史跡名古屋城跡の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

■ 全体整備の考え方



(1)本丸の整備の考え方

戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。



・天守閣の整備

外観だけではなく内部空間を含めてより真実性の高い復元を行うことにより、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させるため、今後、現天守閣の価値を超える木造復元の意義を丁寧に説明することを前提として、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

・東北隅櫓の復元整備

天守と他の2つの櫓と合わせ、本丸の四隅を構成していた重要な櫓であったことから、嚴重であった本丸の防備をより実感させるため、復元整備を検討する。

・本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備

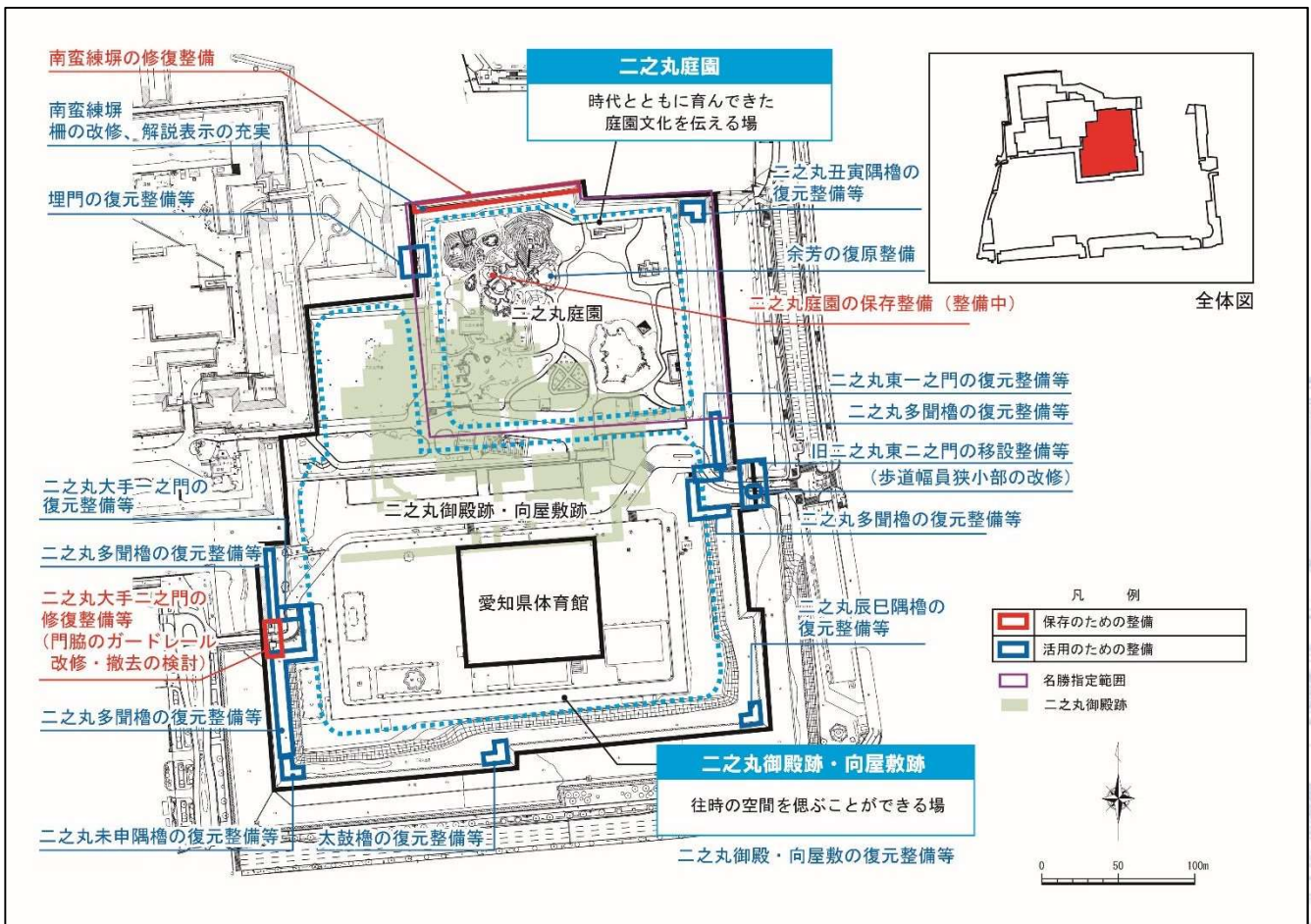
本丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であったことから、名古屋城の特徴である嚴重な枳形門の構造とその機能について理解を深められるよう、復元整備を検討する。

・本丸多聞櫓の復元整備等

本丸の四隅の隅櫓等をつないでいた重要な櫓であったことから、城郭の歴史的景観形成に寄与し城跡の理解を深められるよう、復元整備など特別史跡にふさわしい整備を検討する。

(2)二之丸の整備の考え方

愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北(有料区域)及び南(無料区域)にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。



<二之丸庭園>

二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

<二之丸御殿跡・向(むこう)屋敷跡>

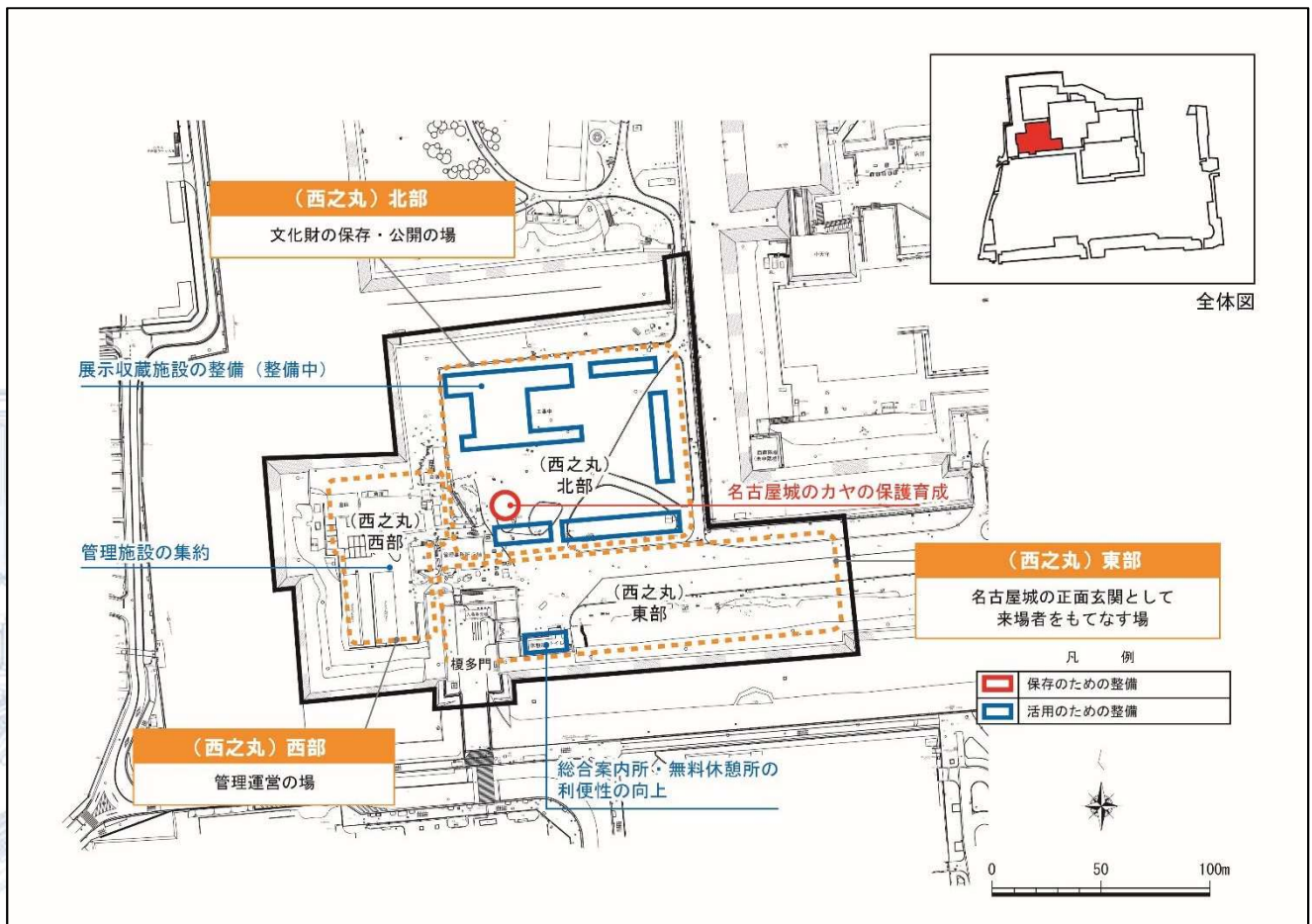
愛知県体育館の移転を見据え、二之丸御殿・向屋敷の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。

整備にあたっては、有料区域の範囲設定の見直し(二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む)、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画(二之丸東門枳形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む)など、総合的に検討を行う。

二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

(3)西之丸の整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存と積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。



<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

<西部>

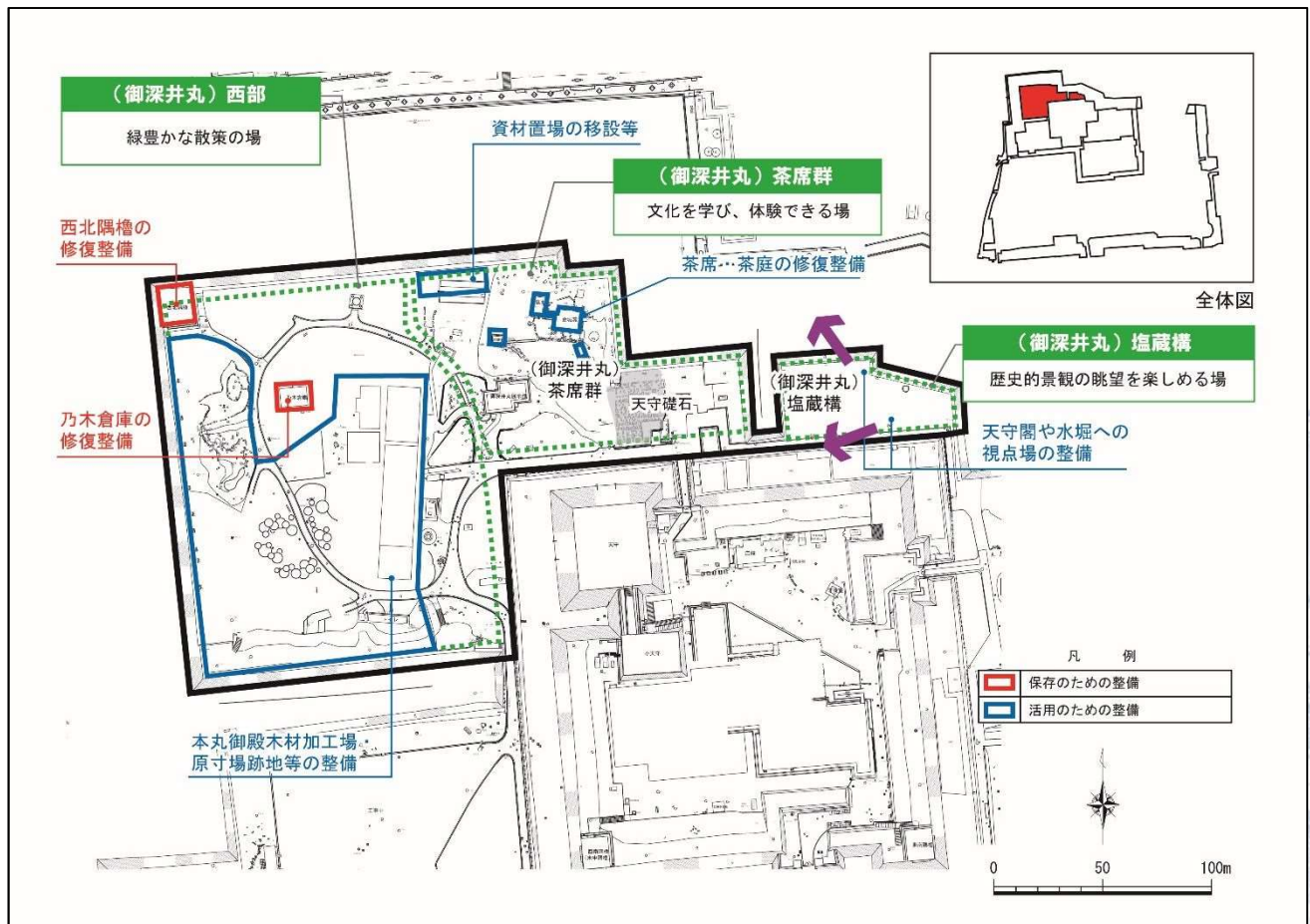
日常的な維持管理や施設運営の機能を担う名古屋城の管理運営の場としつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する。

<北部>

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

(4)御深井丸の整備の考え方

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気や堪能できるような整備を行う。



<西部>

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

<茶席群>

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

<塩蔵構>

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とする。

■今後の取組みの方向性

○重点的な取組み

(1) 天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守閣及び本丸御殿の整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。また、現在整備中である展示収蔵施設の整備を進め、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開することにより、復元が進む本丸御殿と併せて、かけがえのない文化財の宝庫である名古屋城の魅力を高める。

(2) 二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生

二之丸庭園について保存整備を着実に進めるとともに余芳の復元整備の検討を行う。また、愛知県体育館の移転を見据え、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

(3) 名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からもそれをうかがい知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。このような名古屋城の歴史を物語る広大な石垣について、調査研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

(4) 名古屋城総合事務所の調査研究体制強化

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査研究体制の強化が不可欠である。各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築し、発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存・活用を進める。

取組み	事業内容	1期	2期	3期
重点的な取組み	天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出	天守閣の整備	調査研究、整備	
		本丸御殿の復元整備	整備	
		本丸表二之門等の修復整備	調査研究、整備	
		東北隅櫓等の復元整備	調査研究、整備	
		本丸多聞櫓の復元整備等		調査研究、整備等
		展示収蔵施設の整備	調査研究、整備	
	二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生	二之丸庭園の保存整備	旧名勝指定範囲の調査研究、整備	名勝指定範囲全体の調査研究、整備
		余芳の復元整備	調査研究、整備	
		二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消 調査研究、整備等	
		二之丸大手門・東門の復元整備等		
		二之丸の櫓の復元整備等		
	名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備		調査研究、整備	
		石垣カルテの作成 石垣保全方針の作成	石垣カルテの追加・更新 石垣保全方針の追加・更新	
	名古屋城総合事務所の調査研究体制強化		調査研究体制強化	

※事業展開として示す1期～3期は各事業の道筋・期間を示しており、各期間は概ね10年程度である。

○強化継続していく事業

(1) 城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城の魅力を高める。また、名古屋城の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

(2) 実施中の保存事業・活用事業の継続と充実による特別史跡名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承する。また、周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。

